# 官報

## 号外　国会会議録

令和八年七月十日


## ○第二百二十一回国会　参議院会議録第二十七号

**令和八年七月十日（金曜日）**
午前十時一分開議

**○議事日程**　第二十七号
令和八年七月十日
午前十時開議
第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

**○本日の会議に付した案件**
一、特別委員会設置の件
一、日程第一より第三まで
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告
一、国際問題に関する調査の中間報告
一、国民生活・経済に関する調査の中間報告
一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の中間報告
一、情報監視審査会の調査及び審査の報告

**○議長（関口昌一君）**　これより会議を開きます。
この際、**特別委員会の設置**についてお諮りいたします。
皇室典範等の一部を改正する法律案を審査するため、委員二十五名から成る皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会を設置いたしたいと存じます。
本特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
**○議長（関口昌一君）**　過半数と認めます。
よって、本特別委員会を設置することに決しました。
本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり
○皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員
有村　治子君　　岡田　直樹君
鈴木　宗男君　　中西　祐介君
橋本　聖子君　　松村　祥史君
松山　政司君　　宮沢　洋一君
山谷えり子君　　山本　順三君
田名部匡代君　　長浜　博行君
水岡　俊一君　　吉川　沙織君
伊藤　孝恵君　　川合　孝典君
浜口　誠君　　佐々木雅文君
谷合　正明君　　片山　大介君
金子　道仁君　　安藤　裕君
松田　学君　　小池　晃君
伊勢崎賢治君

**○議長（関口昌一君）**　**日程第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案**
**日程第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案**
**（いずれも内閣提出、衆議院送付）**
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長松下新平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松下新平君登壇、拍手〕

**○松下新平君**　ただいま議題となりました両法律案につきまして、デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、民間事業者等が国の行政機関等の保有するデータを活用した事業を行う場合の認定制度の創設等を行おうとするものであります。
次に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案は、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について本人の同意を不要とするほか、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合における課徴金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、データ利活用と個人情報保護のバランス、ＡＩ開発等を含む統計作成等の特例における医療情報等の第三者提供、子供の個人情報の取扱い、課徴金制度の対象、金額及び実効性、団体訴訟制度の導入見送り及び今後の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局した後、立憲民主・無所属、公明党及び沖縄の風を代表して司委員より、個人情報保護法等改正案に対し、統計作成等の特例による第三者提供の対象から要配慮個人情報を除くこと等を内容とする修正案が提出されました。
次いで、討論に入りましたところ、立憲民主・無所属の岸理事及び公明党の司委員より、デジタル行政推進法等改正案に賛成、個人情報保護法等改正案の原案に反対、修正案に賛成、日本共産党の大門委員より両法律案の原案及び個人情報保護法等改正案の修正案に反対、沖縄の風の伊波委員より両法律案の原案に反対、個人情報保護法等改正案の修正案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。
次いで、順次採決の結果、まず、デジタル行政推進法等改正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、個人情報保護法等改正案につきましては、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。岸真紀子君。

〔岸真紀子君登壇、拍手〕

**○岸真紀子君**　立憲民主・無所属の岸真紀子です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりましたデジタル行政推進法等改正案に賛成、個人情報保護法改正案に反対の立場から討論を行います。

まず、デジタル行政推進法等改正案に賛成しますが、国等データ活用事業計画の認定に際しては、個人情報保護の観点から適正に事業者及び事業計画を審査し、国の行政機関等が提供するデータに個人情報が含まれる場合は、当該個人情報の削除、匿名化又は仮名化を行い、データの最小化を通じた個人情報の漏えいリスクの低減を徹底するよう慎重な対応を求めます。

また、自治体に過度な負担とならないよう、行政支援、財政支援も含めた必要な措置を行うようお願いします。

次に、個人情報保護法改正案に反対する理由について、論点を絞って申し上げます。

立憲民主党は、国際競争力の強化や深刻な労働力不足の解消といった観点からも、ＡＩ開発は重要であり、人々の暮らしを豊かにするＡＩ技術の進展に期待を寄せています。だからこそ、国民のための行政と社会のデジタル化には、個人情報保護とセキュリティーの確保が必要不可欠です。

反対する理由の一つ目は、入口規制の緩和への懸念です。

本法案は、人工知能、ＡＩ開発やビッグデータへの活用を含む統計作成等を目的とすれば、本人の同意なき公開されている病歴や犯罪歴などの要配慮個人情報の取得及び個人データ等を第三者である事業者に提供することを可能とする、いわゆる統計特例を設けることが柱となっています。

しかし、この統計特例は、これまでの個人情報保護という概念を根底から覆してしまうぐらいに個人の権利利益をないがしろにしており、強い懸念を拭うことができません。

人種、信条、病歴、障害、犯罪歴、犯罪被害などの要配慮個人情報は、差別や不利益に直結しかねない最も慎重に保護されるべき機微な情報です。本人の同意がなければ第三者への提供は許されず、法律によって厳しく規制をしてきました。

ところが、今回の改正が行われれば、例えば病院などが持つ非公開の要配慮個人情報を含む名前や住所付きの病歴といった生データを、本人の同意なく第三者の事業者に渡すことが可能となります。

統計特例の適用には個人の権利利益を害するおそれが少ないことが前提とされているものの、具体的な内容は法案成立後に作られる個人情報保護委員会規則やガイドラインに委ねられているだけであり、これでは事業者の不適切な取扱いや悪質な事業者を排除することが困難であると考えます。

実際にどのような情報がどれだけ渡されることになるのか、どのように使われるのか、本人も国も事前に知ることができません。松本大臣の答弁ではガイドライン等で分かりやすく示すことや公表の在り方も言及はされていますが、あくまでも提供元事業者と提供先事業者の合意内容に委ねられており、事前に本人も国も関与することはできません。

さらに、個人の機微な情報を第三者へ提供する際に、名前や住所など必要のない情報は抜くといった個人情報の最小化や匿名加工、仮名加工が明確に義務付けられていないことも大きな問題です。

個人情報保護委員会の公表によると、二〇二五年度に報告された個人情報漏えい事案は一万九千四百十七件となっており、直近のケースでは、ある企業は不正アクセスにより千二百万人超えの情報流出の報告がされています。

急成長する生成ＡＩを悪用したサイバー攻撃による情報流出の脅威が高まる時代に入り、データ利活用に当たっても慎重さが必要になっています。

病歴なども含めた生データが第三者の事業者に提供される以上、漏えいや悪用の危険性があるにもかかわらず、法案には提供先の事業者への事前審査、国の許認可制度といったものもありません。機微情報が流出するおそれを高める規制緩和をしておきながら、事業者に対する最低限の審査すらしないのは国として無責任であり、個人情報保護は名ばかりとなってしまうのではないでしょうか。

入口の規制が大幅に緩和される以上、プライバシーの侵害や漏えいした場合のリスクを軽減するためには、少なくとも本人の同意を得ない要配慮個人情報を第三者に提供することは削除すべきであるとして、立憲民主党は公明党、沖縄の風の三つの会派共同で修正案を提出しましたが、残念ながら否決されました。

しかし、人種、信条、社会的身分、病歴、障害、犯罪歴、犯罪被害などの他人に知られたくない機微な情報を本人の同意なく提供することは極めて問題であり、立憲民主党は断じて認めることはできません。

反対する理由の二つ目は、本法案が、個人情報の流通ルートである入口が大幅に広がる一方で、出口である流出時の事業者に対するペナルティーが不十分であるからです。

政府の答弁では、統計特例に基づく制度の適切な運用を担保するため、個人情報保護委員会において特例の公表内容等の把握を通じてモニタリングを実施し、不適切な取扱いが確認された場合には速やかに是正などの対応を行うとしています。これでは、何か問題が発覚しない限りは国の関与はないということになります。

個人情報の漏えいや流出が犯罪被害につながることもあり得、漏えい等によって利益を得ようとする事業者のモラルに委ねるのでは犯罪被害から個人の権利利益を守ることは難しく、個人情報を守るための法律ならば規制が欠かせません。

本法案により課徴金制度が新設されますが、金額や範囲が限定的であり、事業者に対する抑止効果が実際にどの程度となるのかは懐疑的です。せめても抑止策としての団体による差止め請求制度及び被害回復制度についても、全国消費者団体連絡会から強い要望があったにもかかわらず、今回は見送られており、これではＡＩ開発と個人情報保護のバランスは崩れています。

民間の企業であれば、生成ＡＩの活用に伴う情報漏えい対策として、自社の機密情報は入力させない、また、入力したプロンプト、ＡＩに対して与える指示や質問は収集、分析されている点を従業員に周知徹底しているのではないでしょうか。

企業は、生成ＡＩには情報漏えいがあり得ると考えているから対策を取るのであり、実際に、意図的ではなくとも、バグによる流出や他社にプロンプトが流出したケースも起きています。政府は、ＡＩ開発だったとしてもリスクが高いとなぜ考えなかったのか疑問です。

個人情報保護法は、第一条に、個人情報の有用

性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的としています。にもかかわらず、政府は、公の利益という表向きの表現で、ビッグデータを集めようとする事業者の要望のみを優先し、個人の権利利益保護を著しく後退させようとしています。

この改正案は、国民からこれまでは一定の信頼を得てきた個人情報保護法を骨抜きにし、法制度の信頼性を失わせ、結果として、事業者が個人情報を取得することを困難にしてしまうと言っても過言ではありません。

更に言えば、ＡＩ開発などの統計目的であったとしても、そのＡＩを適切に使うための国内法の規制、規律が未整備であることも問題です。

ＡＩを使ったプロファイリングやアルゴリズムの問題、個人の特定などの課題は置き去りにしたままで本改正案を成立させることには多くの懸念が残ります。政府には、速やかに個人特性を分析してターゲティング広告などに活用するプロファイリング規制の検討に入ることを求めます。

また、ＡＩ開発のためのデータ利活用を進めたいのならば、むしろ規制を緩めるのではなく、信頼される仕組みを整えることこそが重要であることも提言します。例えば、附帯決議にある、個人情報の漏えいリスクを低減させるために、プライバシー強化技術、ＰＥＴｓの技術動向の調査研究及び事業者による積極的な活用促進を進めることを我が国こそ先行して進め、世界へ発信すべきであります。

以上述べたように、個人情報保護法改正案は、個人情報保護という観点からいえば重大な欠陥があることから反対であると強く申し上げ、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

令和八年七月十日　参議院会議録第二十七号　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律案外一件

**○議長（関口昌一君）**　司隆史君。

〔司隆史君登壇、拍手〕

**○司隆史君**　公明党の司隆史です。

会派を代表し、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論をいたします。

まず申し上げますが、デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータ利活用に対する需要が高まっており、ＡＩ活用にも資する円滑なデータ連携を促進する必要性があるということは十分に理解し、また賛同するものです。

しかし、デジタル技術は国民一人一人の幸福と安心のために活用されるものであり、技術の進歩のために個人の権利利益が犠牲になってはなりません。私たちが目指すべきは、データ利活用か個人情報保護かの二者択一ではなく、国民の信頼を礎として、その両立を実現するデジタル社会であります。

その上で、個人情報の適切な保護を図るという観点から、今般の個人情報保護法改正案には看過できない問題があるということがこれまでの国会審議の中で明らかとなりました。それが、統計作成等の特例に基づく個人データの第三者提供によって、民間企業、行政機関、個人事業主の全てが本人の同意なしに氏名や病歴等を含む要配慮個人情報の取得が可能となるということです。

この特例が引き起こす問題を踏まえ、以下、反対の理由を三点述べます。

第一に、人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、本来最も守られるべき要配慮個人情報が、漏えいや不適正利用等によって本人の知らないところで拡散し、社会生活において回復困難な不利益をもたらすおそれがあるにもかかわらず、十分なガバナンス体制が構築されるような制度設計になっていないことです。

政府は、安全管理措置義務が課されるので問題ない、答弁をしておりますが、行政機関であっても、これまで数々の漏えい事案が発生をしています。中小企業や個人事業主も含め、安全管理措置義務をどうやって徹底させることができるのでしょうか。個人情報保護委員会が事前に審査をしたり確認をするわけでもなく、その実施は当事者に委ねられている中で、実効性が担保される根拠は示されておりません。これでは、入口を広げておきながら出口規制は機能しない、極めて脆弱な制度と言わざるを得ません。

第二に、次世代医療基盤法との関係がきちんと整理されていないことです。

医療情報は、患者が医師や医療機関を信頼をして提供をする極めて機微な情報であり、その利活用については、個人情報保護法の特別法である次世代医療基盤法において、国が認定した事業者が医療情報から氏名等を削除、加工するなど、厳格な仕組みが整備されてきました。それは、自分の情報は適切に守られるという患者一人一人の安心と信頼を何よりも大切にしながら、丁寧かつ慎重に築き上げられてきた制度だからであります。

それにもかかわらず、今回の統計特例に基づいて、本人の同意なく氏名や病歴等を含む要配慮個人情報の第三者提供が可能となるという、より簡単な方法が併存することとなれば、現行制度と不整合が生じ、医療現場に混乱を生じさせ、さらには医師と患者の信頼関係をも損ねることになりかねません。

この点について、六月十九日、参考人として委員会に出席した京都大学の黒田知宏教授も、統計特例を設けることで現行制度よりも確実に安全性は下がる、次世代医療基盤法との平仄も取れない、何よりも、データ提供してくださる国民の皆様や医療機関等の不信感を招きかねない、結果として我が国の医療データ利活用は停滞をし、ＡＩ開発等の点でかえって諸外国に大きな後れを取ってしまうことが予想されると警鐘を鳴らしておられます。

さらに、刑法第百三十四条、医師の守秘義務の違法性が阻却されないとの指摘もいまだ解消をされておりません。

今後の医療データの利活用の在り方については、包括的な制度設計や情報連携基盤を含むグランドデザインを取りまとめるべく、今まさに内閣府の検討会において議論されているところです。その結論を待たずに統計特例だけを先行させることは、余りにも拙速と言わざるを得ません。なぜ今、この制度改正を急がなければならないのか。政府からの納得できる答えは最後まで示されませんでした。

第三に、政府が十分な説明責任を果たしていないことです。

統計特例によって要配慮個人情報の第三者提供を可能とするという重大な制度変更がもたらすリスクについて、高市総理は個人情報保護委員会から法律案の閣議決定前に説明を受けていなかったことが明らかとなりました。参議院の委員会においても、その後、総理に説明をしたのか、改めて確認をいたしましたが、説明をしたとの明確な答弁はもらえておりません。総理にさえ懸念を説明しようとしない個人情報保護委員会に、国民に対する説明責任を果たすことができるのでしょうか。

国会での審議を通じて、世論のこの問題に対する関心も大きく高まっています。参議院での審議の中にあっても、関係団体からは緊急の意見書が個人情報保護委員会に提出をされ、到底信頼を得られない、データ利活用に急激なブレーキが掛かるとの強い懸念が示されました。

データ利活用を進めるのであれば、政府は、そのリスクも含めて真正面から説明を尽くすべきです。このまま法律案を成立させれば、データ利活用どころか、これまで築いてきた国の諸制度への国民の信頼そのものを揺るがしかねません。

以上、反対の理由を踏まえ、公明党は立憲民主・無所属及び沖縄の風と共同で、統計特例であっても、現に公開されている要配慮個人情報以外の要配慮個人情報については本人の同意を得ないで第三者に提供することはできないこととする修正案を提出をいたしました。少なくとも、医療情報については利活用のグランドデザインが示されてから進めるべきです。しかし、委員会採決では否決となりました。誠に残念でなりません。

最後に申し上げます。

我が国のＡＩ開発の遅れを取り戻す、その必要性は十分に理解をしております。しかし、病歴や障害、精神疾患の治療歴、不妊治療歴、犯罪被害歴など、要配慮個人情報はその人の人生の尊厳に深く関わる情報であり、一たび漏えいや不適正利用が起これば、就職や結婚など人生の様々な場面に深刻な影響を及ぼしかねません。

障害を抱える方、難病を向き合う方、精神疾患の治療を続ける方、不妊治療に取り組む御夫婦、犯罪被害から立ち直ろうとしている方々を更に苦しめることがあってはなりません。誰もが安心して情報を託すことができる制度でならなければならないのであります。

ＡＩの開発やデータ利活用は、国民の幸福と豊かな暮らしを実現するための手段であり、目的ではありません。人権と個人の尊厳を守ってこそ、国民の信頼が生まれ、データ利活用も着実に進展をいたします。誰一人取り残さず、誰一人傷つけないデジタル社会を築くため、良識の府参議院の賢明なる御判断を心からお願いを申し上げ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　安達悠司君。

〔安達悠司君登壇、拍手〕

**○安達悠司君**　参政党の安達悠司です。

会派を代表して、デジタル行政推進法及び個人情報保護法の改正案のいずれも反対の立場から討論を行います。

参政党が今回の法案に反対する理由は、我が国のデジタル主権がますます失われ、日本がデジタル監視社会に近づくことを強く懸念するためです。

今回の法案は、二つの法律の改正案で成り立っています。

一つは、政府が保有する国のデータを、認定した民間企業に実質的に無償で提供することのできるデジタル行政推進法の改正です。

もう一つは、ＡＩ開発のためなら個人情報を民間企業が本人の同意なく集められるようになる個人情報保護法の改正です。

これらの法案は、国民のデータと個人情報を活用して、民間におけるＡＩ開発を促進しようとする狙いだと理解します。つまり、ＡＩ開発のためのデータや個人情報の規制緩和をダブルで行うというものとも言えます。

しかし、今の日本でこの規制緩和を行ったら何が起こるでしょうか。

我が国で最もＡＩ開発で先行する大手外資系ＩＴ企業が、巨大な資金力で、あるいは研究開発力、セキュリティー水準、クラウド等の基盤を背景に、政府からもデータを取得し、民間企業からも個人情報を巨大な資金力で買収し、我が国のデータや個人情報の独占がますます進むのではないでしょうか。

これまでの議論には、データや個人情報の独占、寡占に対する警戒や、日本のデジタル主権を守る視点が委員会でも大きく欠落しているように感じます。

皆様、国民の個人情報はもちろん、国のデータは大切な戦略資産です。高市総理は、参議院の六月二十二日の予算委員会で、我が党神谷代表の質疑に対し、データは戦略的に活用すべき資産であると明言しました。

ＡＩ開発のためには、大量かつ良質なデータが重要であり、ＡＩ時代には、データは二十一世紀における原油であるとも言われます。しかし、この法案では、ガバメントクラウドに続き、またも外資系企業に、今度は戦略資産である国のデータを取得され、我が国の個人情報共々ＡＩ開発の主導権をも奪われてしまうのではないでしょうか。

令和二年二月当時、総務大臣であった高市総理は、政府の第二期共通プラットフォームにおいてアマゾンのＡＷＳを採用し、日本企業ではなく海外企業のクラウドが用いられました。その後、令和四年度までにガバメントクラウド、政府クラウドの提供事業者に選ばれたのは、アマゾン、グーグル、マイクロソフト、オラクルの四社であり、全てアメリカの大手ＩＴ企業に独占されました。近年ようやく国産のさくらインターネットが加わったばかりです。

高市総理は、同じく六月二十二日の予算委員会において、我が党神谷代表の質疑に対し、できれば国産がよかったとしながらも、セキュリティーを理由にＡＷＳを選定したと説明しています。しかし、我が国のセキュリティー基準ＩＳＭＡＰはアメリカの基準を基に作られており、その基準を基にした判断では、我が国の企業が優先的に選定されるとは限らず、むしろ先行しているアメリカ企業が有利であったことは明らかです。

後で振り返って、この法案が穴となり、国のデータや個人情報を外国企業に渡してしまったと後悔しなくて済むよう、改めて法案を見直すべきだと考えます。

デジタル行政推進法の改正案に反対する理由は、個人情報を含む国のデータが外国企業に提供されるおそれがあるためです。

データを受けられる認定企業は、外国企業も含まれます。国等データ活用事業の認定を受けるには、一、指針に照らし適切なものであること、二、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること、三、データ安全管理の内容が内閣総理大臣の定める基準に適合することの三項目に該当すれば、必ず認定をしなければなりません。この基準の立て方によっては、データ安全管理というセキュリティーの基準において、ガバメントクラウドのときと同様、再びアメリカ企業など外国企業が有利となり、国からデータ提供を受けられるのは大半が外国企業といった事態が起きないとも限りません。

しかし、この指針や基準の内容は、現時点では分かりません。蓋を開けてみたら、外国企業ばかりが並んでいたのでは話になりません。そもそも、国のデータを外国企業に提供しなくて済むよう、あらかじめ法律で規制しておくべきではないでしょうか。

次に、認定企業から要求があれば、国は、限定された三要件の拒否事由に当たらない限り、必ずデータの提供をしなければなりません。ここで公益を害しないことも要件ですが、これは外国企業を拒絶する趣旨とはされていません。

つまり、この法案が採用する認定制は、国の裁量が大きい免許制や許可制と比べて、基準を満たせば国が認定及び提供を義務付けられている点で、提供を受ける企業側に極めて有利な立て付けとなっております。

対象となるデータは、個人情報を含む政府の一切のデータが含まれます。医療のビッグデータは何億円、いや何兆円もの値打ちがある場合があります。特に、日本は国民健康保険など国民皆保険の制度が進んでおり、医療上も非常に高品質な統計的なデータを持っていると評価されています。本来、この統計的なデータだけでも非常に値打ちのあるものですが、ＡＩ開発のためなら、その個人情報もそのまま出すことができてしまいます。

また、国は、実費を勘案した手数料以外に対価を取ることができません。外国企業にデータを要求された場合でも、それが指針や基準に適合し、また要件を満たしているのであれば、国はデータ提供を拒めません。国は、日本人の高品質な統計的なデータに幾ら価値があっても、実費を勘案した手数料以外に対価を取ることができず、無償で提供しなければなりません。本来、国の財産を処分、貸付けするには、適正な対価を取らなければなりません。しかし、この仕組みは、国のデータという戦略的な資産管理の在り方としても、大いに問題ではないでしょうか。

今後、ＡＩ時代に戦略的にも重要な国のデータを外国企業にも実質的に無償で提供しなければならない余地を残しているこの法案は、到底賛同できません。

次に、個人情報保護法の改正案に反対する理由は、ＡＩ開発目的で個人情報の売買が加速し、外資系の大手ＡＩ企業が資金力に物を言わせて我が国の個人情報を大量に取得し、データの格差が更に拡大する懸念があるためです。

ＡＩ開発目的で個人情報の第三者提供が解禁されることにより、個人情報の売買が進み、個人情報の転売時代となれば、資金力を持ったＡＩ企業が我が国の個人情報を大量に集めるようになるのも自然の流れです。これは、本人同意なく情報を集められ、個人のプロファイリングや分析に使われるおそれもあり、国民の権利や自由にとっても著しい脅威となります。

そもそも、ＡＩ学習用のデータは個人情報である必要はありません。今まで、個人が識別できないよう、情報を加工して匿名化してきました。個人情報を出すことで、先行する大手ＡＩ企業がますます有利になり、我が国のデジタル主権を失うことを強く懸念します。

また、これらの二つの法案に反対するもう一つの理由は、ＡＩ事業者に対する監督官庁がなく、規制、監督が不十分だからです。

確かに、個人情報保護委員会による勧告や罰則があり、また課徴金の制度も設けられましたが、課徴金は千人以上の個人情報の漏えい等が対象であり、要件が厳しく、直罰規定は多くありません。提供した個人情報が濫用されないよう、データの追跡の仕組みや定期報告、立入検査、提供形式の制限など、厳格な仕組みと監督体制が必要です。

特に、今回の二つの法案ではＡＩ開発を行う事業者に大量の個人情報やデータが集まりますが、我が国にはＡＩ開発事業者に対する監督官庁さえ設けられておりません。このままでは、データや個人情報を悪用しようとする内外の事業者から私たち国民の権利を守ることが困難です。

最後に、我が国のデジタル主権を守る、そのためには、現在、外資系大手ＩＴ企業が優位にある中で、個人情報を含むデータという我が国が保有する貴重な戦略資産を守り抜く必要があります。今回の法案では、我が国のデジタル主権が失われてしまいかねません。

大手外資系企業による独占を防ぐ、日本のデジタル主権を守る、そのための仕組みをもう一度構想し直すために、この二つの改正案に反対することを表明して、私からの反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　これにて討論は終局いたしました。

---

**○議長（関口昌一君）**　これより採決をいたします。

まず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（関口昌一君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（関口昌一君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　二百八
反対　三十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（関口昌一君）**　次に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（関口昌一君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（関口昌一君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　百四十六
反対　九十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

---

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

---

**○議長（関口昌一君）　日程第三　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長小川克巳君。

---

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

---

〔小川克巳君登壇、拍手〕

**○小川克巳君**　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティーネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、労災保険の特別加入団体に係る要件の法定化、労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、労災保険給付請求権等に係る消滅時効期間延長の対象範囲の在り方、暫定任意適用事業の廃止に関する周知策、労災保険の特別加入者の保護を促進する必要性等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

**○議長（関口昌一君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

**○議長（関口昌一君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十

賛成　二百三十五

反対　五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

**○議長（関口昌一君）**　行政監視委員長から、**行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告**として行政監視の実施の状況等に関する報告を求められております。

この際、報告を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（関口昌一君）**　御異議ないと認めます。行政監視委員長芳賀道也君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔芳賀道也君登壇、拍手〕

**○芳賀道也君**　行政監視委員会における行政監視の実施の状況等について、御報告を申し上げます。

平成三十年の参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は行政監視機能の強化の具体化に取り組んでまいりました。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人から意見聴取及び質疑を行いました。

委員会においては、政策評価やＥＢＰＭの効果的な実施の在り方、総務省行政評価局による調査の必要性や調査結果に対する政府の取組、地方における諸課題への対応やそれに対する国の関与の在り方や、地域における国際化や多文化共生の課題など、多岐にわたる議論が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

このほか、参議院のホームページに開設した行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　この際、国際問題に関する調査会長から、**国際問題に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（関口昌一君）**　御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長鈴木宗男君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔鈴木宗男君登壇、拍手〕

**○鈴木宗男君**　国際問題に関する調査会における中間報告について、御報告申し上げます。

本調査会は、国際問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、令和七年十月二十一日に設置され、三年間の調査テーマを「世界の平和と安定に向けた日本の役割」と決定いたしました。

一年目の調査では、「現下の国際情勢と世界の安定に向けた日本外交」に関し、「総論（自国第一主義と国際協調）」、「中東・アフリカ情勢と日本外交の在り方」、「東アジアの安定に向けた課題及び欧州が直面する課題と日本外交の在り方」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、委員間の意見交換を行った後、中間報告書を取りまとめ、去る一日、議長に提出したところであります。

以下、主要論点の内容を御報告いたします。

まず、「国際秩序の動揺」に関し、第二期トランプ政権と国際秩序の行方、日本を取り巻く安全保障環境の変化、日本外交・安全保障政策の在り方などの論点について意見がありました。

次に、「東アジアの安定に向けた取組」に関し、日中関係、台湾、北朝鮮、東アジアの安定に向けた方策などの論点について意見がありました。

次に、「中東情勢と日本外交の在り方」に関し、イスラエル・パレスチナ問題、中東における日本の役割などの論点について意見がありました。

次に、「欧州が直面する課題と日本外交の在り方」に関し、欧州政治の現状と背景、対欧州外交の在り方などの論点について意見がありました。

本調査会といたしましては、更に調査を進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　この際、国民生活・経済に関する調査会長から、**国民生活・経済に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（関口昌一君）**　御異議ないと認めます。国民生活・経済に関する調査会長野上浩太郎君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔野上浩太郎君登壇、拍手〕

**○野上浩太郎君**　国民生活・経済に関する調査会の中間報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第二百十九回国会の令和七年十月二十一日に設置され、三年間の調査テーマを「情勢の変化に対応した未来志向の社会の構築」と決定し、調査を開始いたしました。

一年目は、調査テーマのうち、「社会・経済情勢の現状」について調査を行うこととし、「人口動態等の現状」、「日本経済の現状」、「地域の実情」及び「社会保障・税財政等の展望」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。その後、委員間の意見交換を行い、今般、主要論点の整理を含む報告書を取りまとめ、去る七月一日、これを議長に提出いたしました。

以下、主要論点を中心に御報告申し上げます。

まず、人口動態等の現状については、人口減少への対応、地方の人口流出対策の推進、少子化対策の推進などについて意見がありました。

次に、日本経済の現状については、設備投資による生産性向上、労働移動と生産性、社会的に必要な分野への支援、新しい働き方に適合した労働法の整備などについて意見がありました。

次に、地域の実情については、地域におけるデジタル活用、省インフラの必要性、国・都道府県・市町村の役割分担の変更、市町村における専門技術職の不足への対応などについて意見がありました。

次に、社会保障・税財政等の展望については、貧困の高齢化への対応、社会保障財源の在り方、医療費負担の在り方などについて意見がありました。

本調査会におきましては、これまでの議論を踏まえ、「情勢の変化に対応した未来志向の社会の構築」に向けて、更に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（関口昌一君）**　この際、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長から、**原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（関口昌一君）**　御異議ないと認めます。資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長木戸口英司君。

---

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

---

〔木戸口英司君登壇、拍手〕

**○木戸口英司君**　資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会の中間報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、三年間の調査テーマを「脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現」とし、一年目は「国際情勢の変化とエネルギー安全保障」について調査を行うこととし、「エネルギー安全保障をめぐる環境変化と日本の対応」、「再生可能エネルギーをめぐる現状と課題」及び「エネルギー安全保障の確立と持続可能社会の実現」について、九名の参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。続いて、政府からの説明聴取と質疑、委員間の意見交換を行い、調査の概要及び主要論点の整理を内容とする中間報告書を取りまとめ、去る一日、議長に提出いたしました。

このうち、調査を踏まえた主要論点として、中東情勢、エネルギー安全保障、資源エネルギー政策、再生可能エネルギー、ペロブスカイト太陽電池、原子力政策、海洋鉱物資源等、循環経済（サーキュラーエコノミー）及び脱炭素の各項目について整理を行っております。

本調査会は中東情勢を始め、資源エネルギーをめぐる国際環境が大きく変化する中で活動を開始しました。本調査会といたしましては、一年目の調査活動を踏まえ、更に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

**○議長（関口昌一君）**　この際、情報監視審査会会長から、**情報監視審査会の調査及び審査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（関口昌一君）**　御異議ないと認めます。情報監視審査会会長宮沢洋一君。

---

〔報告書は本号末尾に掲載〕

---

〔宮沢洋一君登壇、拍手〕

**○宮沢洋一君**　情報監視審査会は、去る七月二日、審査会規程第二十二条第一項に基づき、本審査会における調査及び審査の経過及び結果を記載した年次報告書を作成し、会長から議長に提出いたしました。

本報告書の対象期間は、令和七年五月一日から本年六月一日までであり、以下、その概要について御報告申し上げます。

行政における特定秘密の保護に関する制度についての調査では、政府が国会に提出した年次報告書等について説明を聴取し、質疑を行うとともに、特定秘密を指定する各行政機関から指定等の状況について説明を聴取し、質疑を行いました。

また、昨年十二月に防衛省が公表した特定秘密に係る情報保全事案について説明を聴取し、質疑を行いました。

その後、内閣衛星情報センターへの委員派遣を行い、特定秘密の提示を受け、その管理状況等を視察いたしました。

最後に、小野田国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、それぞれ締めくくり的な質疑を行いました。

また、令和七年五月の国会法等の一部改正により、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の常時監視が審査会の設置目的に追加されたことを受け、同制度の運用状況について説明を聴取し、質疑を行った後、小野田内閣府特命担当大臣に対し、締めくくり的な質疑を行いました。

本審査会における議論を踏まえ、報告書では、特定秘密の範囲が適切か審査会が判断するに足る十分な説明の実施、不正持ち出し等を防止するための情報保全の高度化の推進を始めとする四項目を「主な指摘事項」として取りまとめ、政府に適切な対応を求めています。

なお、委員会等からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等の審査の要請等はございませんでした。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（関口昌一君）**　本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議長　関口　昌一君
副議長　福山　哲郎君

議員

中田　優子君　宮出　千慧君
平戸　航太君　櫻井　祥子君
後藤　翔太君　小林さやか君
安達　悠司君　塩入　清香君
庭田　幸恵君　杉本　純子君
初鹿野裕樹君　竹詰　仁君
堂込麻紀子君　大津　力君
岩本　麻奈君　山中　泉君
浜口　誠君　松田　学君
安藤　裕君　梅村みずほ君
礒﨑　哲史君　神谷　宗幣君
奥村　祥大君　白川　容子君
かごしま彰宏君　岩渕　友君
大門実紀史君　牛田　茉友君
水野　孝一君　山添　拓君
江原くみ子君　原田　秀一君
吉良よし子君　山田　吉彦君
伊藤　辰夫君　仁比　聡平君
岡崎　太君　田村　まみ君
芳賀　道也君　小池　晃君
石　平君　足立　康史君
後藤　斎君　金子　道仁君
松野　明美君　浜野　喜史君
伊藤　孝恵君　青島　健太君
中条きよし君　舟山　康江君
榛葉賀津也君　川合　孝典君
嘉田由紀子君　高木かおり君
串田　誠一君　片山　大介君
石井　苗子君　柴田　巧君
松沢　成文君　浅田　均君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
若林　洋平君　新実　彰平君
山本　啓介君　ながえ孝子君
佐々木りえ君　永井　学君
友納　理緒君　石井めぐみ君
福山　守君　脇　雅昭君
古庄　玄知君　長谷川英晴君
藤井　一博君　星　北斗君
小林　一大君　加藤　明良君
生稲　晃子君　赤松　健君
宮本　周司君　阿達　雅志君
山田　宏君　井上　義行君
滝波　宏文君　上月　良祐君
北村　経夫君　三原じゅん子君
堀井　巌君　舞立　昇治君
山下　雄平君　野上浩太郎君
松村　祥史君　古賀友一郎君
高橋　克法君　酒井　庸行君
佐藤　啓君　山谷えり子君
宮沢　洋一君　野村　哲郎君
小野田紀美君　牧野たかお君
片山さつき君　望月　良男君
北村　晴男君　平山佐知子君
齊藤健一郎君　百田　尚樹君
神谷　政幸君　梶原　大介君
越智　俊之君　若井　敦子君
宮本　和宏君　東野　秀樹君
山本佐知子君　吉井　章君
いんどう周作君　かまやち敏君
寺田　静君　臼井　正一君
本田　顕子君　加田　裕之君
朝日健太郎君　進藤金日子君
今井絵理子君　こやり隆史君
石田　昌宏君　馬場　成志君
藤川　政人君　長谷川　岳君
江島　潔君　渡辺　猛之君
青木　一彦君　磯﨑　仁彦君
石井　浩郎君　中西　祐介君
山本　順三君　岡田　直樹君
石井　準一君　松山　政司君
末松　信介君　有村　治子君
高良　沙哉君　安野　貴博君
伊波　洋一君　尾辻　朋実君
高橋はるみ君　清水　真人君
郡山りょう君　出川　桃子君
西田　英範君　泉　房穂君
見坂　茂範君　小林孝一郎君
鈴木　大地君　高木　真理君
岩本　剛人君　小川　克巳君
船橋　利実君　山田　太郎君
自見はなこ君　藤木　眞也君
松川　るい君　打越さく良君
大家　敏志君　上野　通子君
森　まさこ君　古川　俊治君
猪口　邦子君　松下　新平君
福岡　資麿君　浅尾慶一郎君
西田　昌司君　吉田　忠智君
櫻井　充君　橋本　聖子君
鈴木　宗男君　吉川　沙織君
ラサール石井君　奥田ふみよ君
福島みずほ君　山内佳菜子君
伊勢崎賢治君　福士　珠美君
小島とも子君　大島九州男君
横沢　高徳君　村田　享子君
三上　えり君　古賀　千景君
柴　愼一君　鬼木　誠君
羽田　次郎君　塩村あやか君
田島麻衣子君　岸　真紀子君
石垣のりこ君　熊谷　裕人君
木戸口英司君　古賀　之士君
杉尾　秀哉君　小沢　雅仁君
石橋　通宏君　勝部　賢志君
森本　真治君　小西　洋之君
徳永　エリ君　斎藤　嘉隆君
水岡　俊一君　田名部匡代君
広田　一君　牧山ひろえ君
青木　愛君　蓮　舫君
辻元　清美君　長浜　博行君
川村　雄大君　佐々木雅文君
司　隆史君　下野　六太君
窪田　哲也君　原田大二郎君
伊藤　孝江君　宮崎　勝君
竹内　真二君　里見　隆治君
三浦　信祐君　杉　久武君
横山　信一君　上田　勇君
秋野　公造君　高橋　光男君
平木　大作君　竹谷とし子君
石川　博崇君　谷合　正明君
西田　実仁君　天畠　大輔君
木村　英子君

国務大臣

厚生労働大臣　上野賢一郎君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障））　松本　尚君

議員派遣中の議員

鶴保　庸介君　森　ゆうこ君
上田　清司君

議長の報告事項

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
鶴保　庸介君　小林孝一郎君

法務委員
辞任　補欠
岡田　直樹君　森　まさこ君
山崎　正昭君　西田　英範君

財政金融委員
辞任　補欠
小林孝一郎君　鶴保　庸介君
西田　英範君　山崎　正昭君

文教科学委員
辞任　補欠
鈴木　大地君　江島　潔君

農林水産委員
辞任　補欠
江島　潔君　鈴木　大地君

環境委員
辞任　補欠
森　まさこ君　岡田　直樹君

同日議員から次の議案が提出された。

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案（舟山康江君外七名発議）（参第一五号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）
種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）
農林水産委員会に付託

下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）
国土交通委員会に付託

令和八年七月十日　参議院会議録第二十七号　議長の報告事項

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）審査報告書
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書
令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
小林孝一郎君　鶴保　庸介君
大門実紀史君　山添　拓君

総務委員
辞任　補欠
脇　雅昭君　山崎　正昭君
佐々木雅文君　横山　信一君

法務委員
辞任　補欠
西田　英範君　脇　雅昭君
森　まさこ君　岡田　直樹君
横山　信一君　佐々木雅文君

外交防衛委員
辞任　補欠
岩本　剛人君　進藤金日子君
山添　拓君　大門実紀史君

財政金融委員
辞任　補欠
鶴保　庸介君　小林孝一郎君
山崎　正昭君　西田　英範君

文教科学委員
辞任　補欠
江島　潔君　鈴木　大地君

農林水産委員
辞任　補欠
進藤金日子君　岩本　剛人君
鈴木　大地君　江島　潔君

環境委員
辞任　補欠
岡田　直樹君　森　まさこ君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員
辞任　補欠
櫻井　充君　自見はなこ君
橋本　聖子君　松川　るい君
星　北斗君　本田　顕子君

政治改革に関する特別委員
辞任　補欠
船橋　利実君　生稲　晃子君
水岡　俊一君　杉尾　秀哉君
吉川　沙織君　三上　えり君

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員
辞任　補欠
上月　良祐君　岩本　剛人君
古庄　玄知君　吉井　章君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国土交通委員会
理事　山本佐知子君（山本佐知子君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。

国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（打越さく良君外九名発議）（参第一六号）

同日議長は、次の衆議院提出案を政治改革に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（小西洋之君外三名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）審査報告書

審査報告書

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月八日

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長　松下　新平

参議院議長　関口　昌一殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の行政機関等の保有するデータを活用し、行政手続に関連する国民の利便性の向上を図るため、当該データの活用を行う事業を認定し、当該認定を受けた者が当該データの提供を求めることができる制度を創設するとともに、これに伴う独立行政法人情報処理推進機構の体制の整備を図るほか、国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同での整備等に関する金銭の保管に係る規定を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　国の行政機関等の保有するデータの活用を通じて国民の利便性の向上が図られる事業を認定するといった国等データ活用事業認定制度の趣旨に鑑み、事業計画の認定に際しては、その目標が本制度の趣旨に即し、円滑かつ確実に達成されるものかどうか等を慎重に精査すること。

二　認定国等データ活用事業の実施に必要であることを踏まえて認定国等データ活用事業者から求めのあったデータを提供する本制度の趣旨に鑑み、認定国等データ活用事業計画の目標にそぐわないデータの活用や第三者提供等が行われることのないようにするとともに、国の行政機関等から提供したデータの漏えい、不適切利用等の事案が発生した場合は、確実な状況の把握、独立行政法人情報処理推進機構等による迅速な原因究明等を実施すること。あわせて、地方公共団体等から提供したデータについても同様の対応が可能となるよう必要な助言等に努めること。

三　認定国等データ活用事業者からの求めに応じて国の行政機関等が提供するデータに個人情報が含まれる場合は、当該個人情報が認定国等データ活用事業の実施に必要不可欠なものであるか否か、当該個人情報の削除、匿名化又は仮名化が可能であるか否か等、その取扱いについて慎重に検討し、欧州連合の一般データ保護規則を始めとする諸外国の制度との整合性を踏まえ、データの最小化を行うこと。あわせて、地方公共団体等が提供するデータについても同様の対応が可能となるよう必要な助言等に努めること。

四　本制度によるデータ提供等の円滑化に資するため、国勢調査を始めとした統計法に基づく統計調査の調査票情報といった法令に基づき提供に制約のあるデータを民間事業者に対して具体的に例示しつつ、他の法令に違反し、又は違反するおそれがないよう適切なデータの取扱いを確保すること。

五　地方公共団体等が認定国等データ活用事業者からデータの提供を含む必要な協力を求められた際の対応は、当該地方公共団体の自主的な判断に委ねることを前提としつつ、地方公共団体等における事務負担が過大とならないよう必要な援助を行うこと。

六　本法施行後の本制度の運用実態、認定国等データ活用事業の実施状況、我が国のデータ利活用をめぐる状況等を踏まえ、認定国等データ活用事業者、国の行政機関、地方公共団体等の関係者の意見を聴取しつつ、本制度の適切な運用等について引き続き検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

---

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

---

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第一条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十条」を「―第二十一条」に、「第二十一条―第二十四条」を「第二十二条―第三十四条」に、「第六章　雑則（第二十五条―第二十八条）」を「第六章　雑則（第三十五条―第三十八条）　第七章　罰則（第三十九条―第四十一条）」に改める。

第六条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第十九条第二項第五号中「独立行政法人情報処理推進機構」の下に「（以下「情報処理推進機構」という。）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国の行政機関（第三条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。）と他の行政機関等（同号イ及びロに掲げるものを除く。第二十一条第一項において同じ。）による公的基礎情報データベースの共同での整備及び改善（同項において「共同整備等」という。）の推進に関する事項

第二十条第二項中「独立行政法人情報処理推進機構」を「情報処理推進機構」に改める。

第二十八条を第三十八条とする。

第二十七条の見出しを「（主務大臣等）」に改め、同条中「この法律」を「第二章」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

前章における主務大臣は、国等データ活用事業を所管する大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第二十九条第一項から第十四項まで及び第三十条第二項にあっては、国等データ活用事業を所管する大臣とする。

第二十七条に次の一項を加える。

3　前章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命令とする。

第二十七条を第三十七条とし、第二十六条を第三十六条とし、第二十五条の前の見出しを削り、同条を第三十五条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第二十四条第二項を次のように改める。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による金銭の保管について準用する。

第二十四条第三項を削り、第五章中同条を第二十五条とし、同章に次の九条を加える。

（国等データ活用事業指針）

第二十六条　内閣総理大臣は、国の行政機関等（第三条第二号ロ及びチに掲げるものであるものを除く。第二十九条第一項及び第十五項において同じ。）の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（以下「国等データ活用事業」という。）に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「国等データ活用事業指針」という。）を定めるものとする。

2　国等データ活用事業指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国等データ活用事業について重点的に実施すべき分野に関する事項

二　国等データ活用事業の方法、データの安全管理の方法その他国等データ活用事業に関する事項

3　内閣総理大臣は、情報通信技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、国等データ活用事業指針を変更するものとする。

4　内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係する国の行政機関の長（当該国の行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該国の行政機関。次条第五項、第二十九条及び第三十条第二項において同じ。）に協議するものとする。

5　内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（国等データ活用事業計画の認定）

第二十七条　国等データ活用事業を実施しようとする者は、その実施しようとする国等データ活用事業に関する計画（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「国等データ活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の者が国等データ活用事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して国等データ活用事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　国等データ活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国等データ活用事業の目標

二　国等データ活用事業により改善を図ろうとする民間事業者の業務の処理の内容

三　国等データ活用事業の内容及びその実施時期

四　データの安全管理の内容

五　その他国等データ活用事業の実施に関し必要な事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その国等データ活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　国等データ活用事業指針に照らし適切なものであること。

二　当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　前項第四号に掲げる事項が内閣総理大臣が定める基準に適合するものであること。

5　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、関係する国の行政機関の長に対し意見を求め、又は当該申請に係る国等データ活用事業計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査若しくは実地の調査を行うことができる。

6　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業において用いられるデータに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報が含まれるときは、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

（国等データ活用事業計画の変更等）

第二十八条　前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る国等データ活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の認定を受けた国等データ活用事業計画（前項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び第三十四条において「認定国等データ活用事業計画」という。）に係る国等データ活用事業（以下「認定国等データ活用事業」という。）を行う者（以下「認定国等データ活用事業者」という。）が認定国等データ活用事業計画に従って国等データ活用事業を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定国等データ活用事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定国等データ活用事業者に対して、当該認定国等データ活用事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（国の行政機関等に対するデータの提供の求め）

第二十九条　認定国等データ活用事業者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであって国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するものとする。

一　当該データが、認定国等データ活用事業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

二　当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるものでないこと。

三　当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3　前項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

4　第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを次の各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて同項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

一　当該主務大臣の所管する公共機関等（第三条第三号ロに掲げるもののうち、同条第二号チに掲げるものであるものを除いたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）　当該公共機関等

二　他の国の行政機関　当該国の行政機関の長

三　他の国の行政機関の長の所管する公共機関等　当該国の行政機関の長

5　第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを前項各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

6　第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

7　前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長に通知するものとする。

8　第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管する公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

9　前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、前項に規定する公共機関等に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

10　第四項（第一号に係る部分に限る。）又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

11　前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

12　第十項に規定する公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長に通知するものとする。

13　前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

14　第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

15　国の行政機関等は、第一項の規定による求め又は第四項若しくは第八項の規定による要請を受けたときは、積極的なデータの提供に努めなければならない。

（手数料）

第三十条　前条第二項又は第六項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2　前条第二項の規定によりデータの提供を行う主務大臣又は同条第六項の規定によりデータの提供を行う国の行政機関の長は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3　前条第十項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、当該公共機関等の定めるところにより、当該提供に係る手数料を当該公共機関等に納めなければならない。

4　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、当該公共機関等が定める。

5　前条第十項の規定によりデータの提供を行う公共機関等は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、当該公共機関等の定めるところにより、第三項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（地方公共団体等に対する協力の求め等）

第三十一条　認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長（地方公共団体等（第三条第二号ハ及びホに掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の長（当該地方公共団体等が合議制の機関である場合にあっては、当該地方公共団体等）をいう。次項において同じ。）に対し、当該地方公共団体等の保有するデータの提供その他の必要な協力を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた地方公共団体等の長は、当該求めに係るデータの提供を行うために必要があると認めるときは、情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（主務大臣による援助）

第三十二条　主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な指導、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

（情報処理推進機構等の行う業務等）

第三十三条　情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者の依頼に応じて、その国等データ活用事業の実施に当たってのデータの安全管理に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2　主務大臣は、第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができるものとして政令で定める法人（次項及び第四項において「情報処理推進機構等」という。）に行わせることができる。

3　主務大臣は、認定国等データ活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めるときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。

4　情報処理推進機構等は、前二項の調査を行ったときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に通知しなければならない。

5　第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6　第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であって当該委託に係る調査に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告の徴収）

第三十四条　主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第四章に次の一条を加える。

（公的基礎情報データベースの共同整備等に関する金銭の保管）

第二十一条　国の行政機関は、当該国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等の推進を図るために、当該共同整備等のために必要な役務の提供の条件に関する契約を当該役務の提供を行う事業者と締結した場合であって、当該契約において当該他の行政機関等が当該事業者に支払うべき当該提供に係る対価について当該国の行政機関が当該他の行政機関等から納付を受けた上で当該国の行政機関から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた対価その他の当該共同整備等に関する金銭を保管することができる。

2　前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3　内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

本則に次の一章を加える。

第七章　罰則

第三十九条　第三十三条第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条　第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第四十七条第一項第二十二号中「の規定による協力」を「及び第三十一条第二項の規定による協力並びに同法第三十三条第一項から第四項までに規定する業務」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（国等データ活用事業指針に関する準備行為）

第二条　内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する法律第二十六条（第三項を除く。）の規定の例により、国等データ活用事業指針（同条第一項に規定する国等データ活用事業指針をいう。以下同じ。）を定め、公表することができる。この場合において、その定められ、公表された国等データ活用事業指針は、施行日以後は、同条第一項、第二項及び第四項の規定により定められ、同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第三条　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第四条第二項第十八号イ」を「第四条第二項第十九号イ」に改める。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第四条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号イ及びハ中「第十五号」を「第十六号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十八号イ」を「第十九号イ」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十六条第一項に規定する国等データ活用事業の促進に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（復興庁設置法の一部改正）

第五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第二十七条」を「第三十七条第二項」に改める。

審査報告書

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月八日

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長　松下　新平

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、個人情報の有用性に配慮しつつ、その一層の保護を図るため、身体の一部の特徴に係る情報が含まれる個人情報等について違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とするとともに、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合に個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度を設けるほか、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について本人の同意を不要とする等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　本法に基づいて個人情報保護委員会規則等を定めるに当たっては、個人情報保護委員会の独立性を踏まえつつ、個人の権利利益を最大限に尊重するとともに、個人情報等の有用性に配慮した適正な利活用との両立を図る観点から、あらかじめ国民や団体等の関係者から幅広く聴取した意見を的確に反映するなど、政策決定過程の透明性と予見可能性を十分に確保すること。

二　我が国における人工知能（ＡＩ）開発等を含む研究開発及び事業活動が過度に萎縮することのないよう、また個人の権利利益が適正に保護されるよう、欧州連合の一般データ保護規則を始めとする諸外国の制度との整合性を踏まえ、本法の統計作成等の概念が適正に解釈されるよう留意すること。

三　ＡＩ開発等を含む統計作成等の取扱いについては、他の情報と照合するなどして特定の個人を識別することができないようにするための措置を確実に講ずること。その際、ＡＩモデル等が行う特定の個人の識別又は要配慮個人情報の推知のリスクを十分に勘案すること。また、外国企業を含む個人情報取扱事業者や行政機関の長等による統計作成等に係る事項の公表については、本人が容易に知り得る状態に置かれるよう、個人情報保護委員会においてモニタリングを行い、必要な情報を公表するとともに、報告徴収等を適宜実施するなどして適切な監督に万全を期すこと。

四　個人情報取扱事業者による統計作成等を目的とする要配慮個人情報の取扱いに際しては、漏えいや不適正な利用等による個人の権利利益の侵害が生じないよう、個人情報保護委員会による重点的な監督の対象とすること。特に、病歴等を含む要配慮個人情報の第三者提供に関しては、医療分野の事情を踏まえたガイドラインを改正するなどして医師等の守秘義務や「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等との関係等を明確に示すこと。また、他の法令において別段の定めがある場合にはこれを尊重し、その整合性の確保と事業者への周知徹底に努めること。

五　広告の閲覧履歴や商品の購入履歴等から信条等の機微な情報を推知する等の精度の高いプロファイリングの手法が普及しているという指摘を踏まえ、プロファイリングに係る規制の在り方について、諸外国における法制度等を基に引き続き検討を行うこと。

六　プライバシー強化技術（ＰＥＴｓ）の活用に当たっては、我が国の産業競争力の向上にも資する観点から、その技術動向の調査研究及び事業者による積極的な活用の促進に努めるとともに、適切なインセンティブの在り方について検討すること。

七　本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状

況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合に本人の同意取得を例外的に不要とすることについては、当該例外に基づく個人情報の利用又は提供が必要最小限となるよう、個人情報保護委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記し、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断や濫用を防止すること。

八　こどもの個人情報の取扱いに際しては、児童の権利に関する条約及び諸外国における取組事例を踏まえて、こどもを心身の発達の過程にある者と定義することも基本法の精神にのっとり年齢その他の諸事情を勘案しつつ、こどもにとっての最善の利益を最優先に考慮すること。また、こどもの個人情報に係る同意取得に当たっては、消費者及び事業者双方に過度な負担を生じさせないよう、柔軟な手法を許容すること。さらに、教育や保育の現場において、こどもの個人情報の適正な取扱いが確実に行われるよう、法令やガイドラインについての周知を徹底すること。

九　特定生体個人情報の取扱いについては、本人の関与が困難な状態で不適正な取扱いが行われるリスクが高いことに鑑み、義務化される周知行動の実効性を確保する方策を検討し明らかにするとともに、同情報が取り扱われている旨及び本人からの利用停止請求等の手段について監視カメラやセンサー等の機器の周辺及び当該機器の検知対象者が十分認識できる場所等に分かりやすく掲示する等の方法による周知を個人情報取扱事業者に徹底させること。

十　漏えい等の報告に係る本人への通知の代替措置が許容される場合については、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断、濫用及び拡大解釈によって本人の権利利益が侵害されることのないよう、個人情報保護委員会規則によって具体的な対象範囲や判断基準を明記すること。

十一　オプトアウト届出事業者における個人データの不適切な第三者提供が行われることのないよう、同事業者に対する監視・監督等を徹底すること。また、いわゆる闇名簿に流用されている等の重大な違反行為が判明した場合には緊急命令をちゅうちょなく発出するとともに、課徴金納付命令を速やかに発出するなど、個人情報の不適正な取扱いから生じた収益の剥奪等に万全を期すること。

十二　課徴金制度の運用に当たっては、課徴金納付命令の基準等について明確なガイドラインを策定するなど、その運用の透明性の確保に努めること。また、課徴金対象行為を繰り返す悪質な事業者に対しては、当該行為を着実に抑止するため、課徴金額の算定基礎の適切かつ確実な把握に努め、将来の課徴金額の見直しに向けて検討を行うほか、課徴金対象行為を限定する要件については、今後の個人情報保護委員会による権限行使等の状況を踏まえ、見直し等の継続的な検討を行うなど実効性ある課徴金制度の構築に努めること。

十三　個人情報の違法な取扱いに起因する個人の権利利益の侵害に対する拡大防止及び事後的な救済を図るため、団体による差止請求制度及び被害回復制度について、導入に向けた検討を引き続き行うこと。また、検討に際しては、消費者及び事業者の双方の意見に十分に配慮すること。

十四　本法によって個人情報保護委員会の監視・監督等に係る業務の増加が見込まれることに鑑み、同委員会の人員及び予算の更なる充実に向けて取り組むこと。

右決議する。

---

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

---

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条」を「第四十条の二」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に、「第一款　個人情報取扱事業者等の監督（第百四十六条―第百五十二条）」を

「第一款　個人情報取扱事業者等の監督（第百四十六条―第百五十二条）
第一目　報告及び立入検査（第百四十六条）
第二目　措置命令等（第百四十七条―第百四十八条の二）
第三目　課徴金納付命令等（第百四十八条の三―第百五十二条）
第四目　雑則（第百四十九条―第百五十二条）」

に、「第百八十五条」を「第百八十六条」に改める。

第二条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　この法律において「連絡可能個人関連情報」とは、次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより次に掲げる記述等を特定することができることとなるものを含む。）をいう。

一　住居、勤務先その他の特定の個人が所在し、又は所在していた場所の所在地（特定の個人に対する郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第四十一条第八項及び第七十三条第四項において「信書便」という。）による送付、電報の送達又は特定の個人への訪問に利用することができるものに限る。）

二　電話番号（特定の個人に対する電話又はファクシミリ装置を用いた送信に利用することができるものに限る。）

三　電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいい、特定の個人に

対する同条第一号に規定する電子メールの送信に利用することができるものに限る。）

四　電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号において同じ。）を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号（特定の個人に対する電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。）を利用した情報の伝達に利用することができるものに限る。）

五　その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として個人情報保護委員会規則で定めるもの

第二条に次の一項を加える。

13　この法律において「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。

第七条第二項第六号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十六条第二項中「及び第六章から第八章まで」を「、第六章及び第八章」に改め、同条第八項中「団体」の下に「（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（第五十八条第二項において「病院」という。）その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含む。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「、第六章及び第七章」を「及び第六章」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「、第六章及び第七章」を「及び第六章」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、第六章及び第七章」を「及び第六章」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び第四十二条第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この章において「特定生体個人情報」とは、特定生体個人識別符号（第二条第二項第一号に該当する個人識別符号のうち、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換したものをいう。第二十一条の二第一項第四号及び第三十五条第七項において同じ。）が含まれる個人情報をいう。

第十八条第三項第二号及び第三号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項第六号中「から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、」を「と共同して学術研究を行う場合であって、当該学術研究機関等から」に改め、「（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）」を削り、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該要配慮個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

八　第三十条の二第五項本文の規定により提供を受ける場合又は第三十一条の三第一項本文の規定により提供を受けた個人関連情報を要配慮個人情報として取得する場合

第二十一条の次に次の一条を加える。

（特定生体個人情報の取扱いに際しての利用目的等の通知等）

第二十一条の二　個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十七条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二　特定生体個人情報を取り扱うこと。

三　特定生体個人情報の利用目的

四　特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容

五　第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に応じる手続（第三十八条第一項の規定により手数料を徴収する場合は、その手数料の額を含む。）

六　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

2　前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　前項の規定による措置を講ずることにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　前項の規定による措置を講ずることにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、前項の規定による措置を講ずることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　その他前三号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

第二十六条第二項ただし書中「場合」の下に「又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を加える。

第二十七条第一項第二号及び第三号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項第六号中「当該個人情報取扱事業者が」を削り、「場合であって」を「当該個人情報取扱事業者が第三者と共同して学術研究を行う場合であって、当該第三者に対し」に改め、「（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）」を削り、同項に次の一号を加える。

八　本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人データの取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

第二十七条第二項ただし書中「要配慮個人情報」の下に「若しくは特定生体個人情報」を加え、同項第一号中「（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

7　個人情報取扱事業者は、第二項本文の規定により個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において同じ。）に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの全部が、当該個人情報取扱事業者が当該個人データを取得した時点において本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されていたものである場合又はこれに準ずる場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該第三者における当該個人データの利用目的

8　個人情報取扱事業者から前項の規定による確認を求められた第三者は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

第二十八条第一項中「この条及び第三十一条第一項第二号において」を削り、「この条及び同号」を「この節」に、「並びに同号」を「並びに第三十一条第一項第二号」に改める。

第二十九条第一項中「（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）」を削り、「事項」の下に「（第二十七条第七項の規定による確認が行われた場合にあっては、当該事項及び同項第二号に掲げる事項）」を加え、同項ただし書中「が第二十七条第一項各号」を「が同条第一項各号」に改める。

第三十条の次に次の二条を加える。

（個人情報に係る統計作成等の特例）

第三十条の二　個人情報取扱事業者は、統計作成等を行う目的（以下この項及び第五項並びに第三十一条の三第一項において「統計作成等目的」という。）又は第五項本文の規定による提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的又は当該提供を行う目的である場合に限る。）であって、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、取得した要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容又は同項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表しているときは、第二十条第二項の規定にかかわらず、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができる。

2　前項の規定により要配慮個人情報を取得した個人情報取扱事業者（次項及び第四項並びに第七十二条の三第一項において「特例要配慮個人情報取得者」という。）は、前項の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該要配慮個人情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（第六項に規定する提供統計作成等用個人情報等であるものを除く。以下「統計作成等用要配慮個人情報等」という。）を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（以下この章において「法令に基づく場合等」という。）を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める行為を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る特例要配慮個人情報取得者が第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容を公表している場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該公表されている内容の統計作成等

3　特例要配慮個人情報取得者は、前項の規定により公表している事項を変更するときは、あらかじめ、第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法により、その旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。ただし、当該特例要配慮個人情報取得者の氏名又は名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、当該変更をした後、速やかに、同項の個人情報保護委員会規則で定める方法によりその旨及び当該変更の内容を公表すれば足りる。

4　第一項の規定により取得された要配慮個人情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（第六項に規定する提供統計作成等用個人情報等であるものを除く。以下「統計作成等用要配慮個人情報等」という。）を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（以下この章において「法令に基づく場合等」という。）を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める行為を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る特例要配慮個人情報取得者が第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容を公表している場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該公表されている内容の統計作成等

二　当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る特例要配慮個人情報取得者が第二項の規定により次項本文の規定による提供を行う目的で当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該提供

三　当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る特例要配慮個人情報取得者が第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容及び次項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合　当該公表されている内容の統計作成等及び当該提供

5　個人情報取扱事業者は、第三者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等をいう。第九項第二号、第十二項並びに第三十一条の三第五項第二号及び第八項において同じ。）（これらの者が外国にある者である場合にあっては、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いについてこの章の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第十三項及び第三十一条の三第九項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制（第十三項及び第三十一条の三第九項において「基準適合体制」という。）を整備している者に限る。第十二項及び第三十一条の三第八項において同じ。）である者に限る。以下この項、次項並びに第三十一条の三第一項及び第二項において同じ。）が個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等を含む。以下この項から第七項まで及び第十三項並びに第七十二条の三第二項及び第三項において同じ。）を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的である場合に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するときは、第十八条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、当該個人情報を本人の同意を得ないで当該第三者に提供することができる。ただし、当該個人情報が他の個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者からこの項本文又は第三十一条の三第一項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一　当該個人情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人情報取扱事業者及び当該第三者の氏名又は名称、行おうとする統計作成等の内容その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表していること。

二　当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの項本文の規定によるものである旨が明確に定められていること。

6　前項本文の規定により個人情報の提供を受けた第三者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条及び第七十二条の三第五項第一号において「特例個人情報受領者」という。）は、前項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（以下「提供統計作成等用個人情報等」という。）を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第八項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

7　特例個人情報受領者は、第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該特例個人情報受領者及び同項本文の規定により当該特例個人情報受領者に対する個人情報の提供を行った個人情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該特例個人情報受領者の氏名又は名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

8　前項ただし書の場合においては、特例個人情報受領者は、当該変更をした後、速やかに、第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

9　提供統計作成等用個人情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第五項本文の規定による提供が特例個人情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人情報受領者が第六項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第五項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第七十二条の三第二項の規定により公表している内容の統計作成等

10　統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「は、前各項」とあるのは「（個人情報取扱事業者又は第六十三条に規定する行政機関の長等（これらの者が次条第一項に規定する外国にある者である場合にあっては、第三十条の二第五項に規定する基準適合体制を整備している者に限る。）である者に限る。）は、第三十条の二第十項」と、同項第三号中

「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「同条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあるのは「第三十条の二第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」と、前条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「次条第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

11　統計作成等用個人情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用要配慮個人情報等（これらのうち個人データであるものを除く。次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

12　第二十七条第五項及び第六項の規定は、統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等の提供を受ける者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等である者に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十条の二第十一項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

13　第五項本文の規定により個人情報を基準適合体制を整備している外国にある第三者に提供し、又は統計作成等用要配慮個人情報等若しくは提供統計作成等用個人情報等を当該第三者に提供した個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該必要な措置に関する情報を公表しなければならない。この場合においては、第二十八条第三項の規定は、適用しない。

14　第二十三条から第二十五条までの規定は個人情報取扱事業者による統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等（これらのうち個人データであるものを除く。）の取扱いについて、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第五項本文の規定により個人情報取扱事業者が統計作成等用要配慮個人情報等（第三十一条第一項に規定する個人関連情報であるものに限る。）を特例個人情報受領者に提供する場合（当該特例個人情報受領者が当該統計作成等用要配慮個人情報等を個人データとして取得することが想定される場合に限る。）について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは、「漏えい」と読み替えるものとする。

（受託者である個人情報取扱事業者の義務）

第三十条の三　他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、その取扱いを委託された個人情報（当該個人情報取扱事業者において個人関連情報となるものを除く。）を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

第三十一条第一項中「この章及び第六章」を「この項及び次項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（連絡可能個人関連情報の不適正な取扱いの禁止）

第三十一条の二　個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

2　個人関連情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

（個人関連情報の第三者提供に係る統計作成等の特例）

第三十一条の三　個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合（当該個人関連情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的である場合に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するときは、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事項について確認することをしないで当該個人関連情報を当該第三者に提供することができる。ただし、当該個人関連情報が個人情報取扱事業者又は他の個人関連情報取扱事業者から第三十条の二第五項本文又はこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一　当該個人関連情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人関連情報取扱事業者及び当該第三者の氏名又は名称、行おうとする統計作成等の内容その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表していること。

二　当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの項本文の規定によるものである旨が明確に定められていること。

2　前項本文の規定により個人関連情報の提供を受け個人データとして取得した第三者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条及び第七十二条の三第九項第一号において「特例個人関連情報受領者」という。）は、前項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方

法により、当該個人関連情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（以下「提供統計作成等用個人データ等」という。）を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第四項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

3　特例個人関連情報受領者は、第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該特例個人関連情報受領者及び同項本文の規定により当該特例個人関連情報受領者に対する個人関連情報の提供を行った個人関連情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該特例個人関連情報受領者の氏名又は名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合においては、特例個人関連情報受領者は、当該変更をした後、速やかに、第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

5　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第一項本文の規定による提供が特例個人関連情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人関連情報受領者が第二項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第一項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第七十二条の三第六項の規定により公表している内容の統計作成等

6　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「は、前各項」とあるのは「（個人情報取扱事業者又は第六十三条に規定する行政機関の長等（これらの者が次条第一項に規定する外国にある者である場合にあっては、第三十条の二第五項に規定する基準適合体制を整備している者に限る。）である者に限る。）は、第三十一条の三第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「同条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあるのは「第三十条の二第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」と、第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「次条第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

7　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等（個人データであるものを除く。次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

8　第二十七条第五項及び第六項の規定は、提供統計作成等用個人データ等の提供を受ける者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等である者に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十一条の三第七項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

9　第一項本文の規定により個人関連情報を基準適合体制を整備している外国にある第三者に提供した個人関連情報取扱事業者又は提供統計作成等用個人データ等を当該第三者に提供した個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該必要な措置に関する情報を公表しなければならない。この場合においては、第二十八条第三項の規定は、適用しない。

10　第二十三条から第二十五条までの規定は個人情報取扱事業者による提供統計作成等用個人データ等（個人データであるものを除く。）の取扱いについて、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第一項本文の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を特例個人関連情報受領者に提供する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは、「漏えい」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項第三号中「次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求」を「第三十七条第一項に規定する開示等の請求等」に、「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項」に、「の額を定めたとき」を「を徴収する場合」に改める。

第三十三条第二項中「場合その他の」を「ことその他の事情により」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第十九条」を「、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に改め、同条第二項ただし書中「場合その他の」を「ことその他の事情により」に改め、同条第三項中「又は第二十八条」を「、第二十八

条、第三十条の二第十項又は第三十一条の三第六項」に改め、同条第四項ただし書及び第六項ただし書中「場合その他の」を「ことその他の事情により」に改め、同条第七項中「若しくは第五項」を「、第五項、第七項若しくは第九項」に改め、「保有個人データ」の下に「若しくは特定生体個人情報」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7　本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）が取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

一　当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号を作成した場合

二　当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報を取得した場合

三　当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該特定生体個人情報を取り扱う場合

四　当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合

五　当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該特定生体個人情報を取り扱うことが特に必要である場合

六　当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合

七　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

八　学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該特定生体個人情報を取得した場合又は学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から取得した情報を変換して作成した特定生体個人識別符号が当該特定生体個人情報に含まれる場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

九　当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

十　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

8　個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要することその他の事情により利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

9　十六歳未満の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

一　当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該保有個人データを取得した場合

二　当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該保有個人データを取り扱う場合

三　当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合

四　当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該保有個人データを取り扱うことが特に必要である場合

五　当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合

六　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該保有個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該保有個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

七　学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該保有個人データを取得した場合であって、当該保有個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該保有個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

八　当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

九　当該保有個人データが、当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取得した時点において、当該本人の法定代理人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されていたものである場合

十　当該本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該営業に関して当該保有個人データを取得したとき。

十一　当該本人が、当該個人情報取扱事業者に対し自らが十六歳以上であることを信じさせるために詐術を用いていた場合

十二　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

10　個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要することその他の事情により利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、十六歳未満の本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第三十六条中「前条第七項」を「前条第十一項」に改める。

第三十七条第一項中「若しくは第五項」を「、第五項、第七項若しくは第九項」に、「この条及び第五十四条第一項」を「この章」に改め、同条第二項中「保有個人データ」の下に「若しくは特定生体個人情報」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人その他政令で定める代理人は、本人に代わって開示等の請求等をすることができる。

第三十九条第一項及び第三項中「若しくは第五項」を「、第五項、第七項若しくは第九項」に改める。

第四十条第一項中「、個人情報」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等及び提供統計作成等用個人データ等」を加える。

第四章第二節に次の一条を加える。

（十六歳未満の者の個人情報等の取扱いに関する読替規定）

第四十条の二　個人情報取扱事業者が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人情報についての第十八条、第二十条第二項、第二十一条、第二十一条の二第一項、第二十六条第二項、第二十七条、第二十八条、第三十条の二第一項及び第五項、第三十二条第一項並びに第三十五条第七項の規定の適用については、これらの規定（第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十一条第二項及び第四項第一号、第二十六条第二項ただし書、第二十七条第一項第八号及び第二項、第二十八条第三項並びに第三十五条第七項各号列記以外の部分及び第九号の規定を除く。）中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」と、第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十七条第一項第八号及び第三十五条第七項第九号中「本人の意思に反しないため本人」とあるのは「本人」と、第二十一条第二項及び第四項第一号中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、第二十六条第二項ただし書中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」と、第二十七条第二項中「本人の」とあるのは「本人又はその法定代理人の」と、「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、「又は本人」とあるのは「又は本人の法定代理人」と、第二十八条第三項中「本人」とあるのは「本人又はその法定代理人」とする。

一　当該個人情報取扱事業者が、当該個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該営業に関して当該個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該個人情報取扱事業者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

2　個人関連情報取扱事業者が十六歳未満の者に関する個人関連情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人関連情報についての第三十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「本人の」とあるのは「本人の法定代理人の」と、同項第二号中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」とする。

一　当該個人関連情報取扱事業者が、当該個人関連情報が十六歳未満の者に関するものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　当該個人関連情報に係る者の法定代理人が当該者の営業を許可していた場合であって、当該個人関連情報取扱事業者が当該営業に関して当該個人関連情報を取得したとき。

三　当該個人関連情報に係る者に法定代理人がない場合又は当該個人関連情報取扱事業者が当該個人関連情報に係る者に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第四十一条第一項中「及び第六章」を「（次条第三項及び第四項、第五十四条第一項並びに第五十八条第二項を除く。）」に改め、同条第四項中「第二十一条」の下に「及び前条第一項」を加え、「同条第一項」を「第二十一条第一項」に、「とする」を「と、前条第一項中「第二十条第二項、第二十一条」とあるのは「第二十条第二項」と、「第二十条第二項第七号、第二十一条第二項及び第四項第一号中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」とあるのは「本人」とする」に改め、同条第六項中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（に、「あり、及び」を「あるのは「法令に基づく場合又は同条第五項各号のいずれか」と、」に改め、同条第八項中「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法

律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する」を削る。

第四十二条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「、第四十条」を削り、「規定は、」を「規定は」に、「の取扱い」を「（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）の取扱い」に、「準用する」を「、第四十条の規定は仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて、それぞれ準用する」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第三十一条の二の規定は、仮名加工情報取扱事業者による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる仮名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第四十三条第一項中「及び第六章」を「（第六項、第四十六条、第四十六条の二及び第五十四条第一項を除く。）」に改める。

第四十四条中「この節」を「この条から第四十六条まで」に改める。

第四章第四節に次の一条を加える。

（連絡等が可能な匿名加工情報の不適正な取扱いの禁止）

第四十六条の二　第三十一条の二の規定は、匿名加工情報取扱事業者による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる匿名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第五十七条第一項中「及び個人関連情報取扱事業者」を削り、「個人情報等及び個人関連情報」を「個人情報等」に改め、同条第三項中「個人情報取扱事業者等」の下に「（個人関連情報取扱事業者を除く。）」を、「個人データ」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等、提供統計作成等用個人データ等」を、「、個人情報等」の下に「（個人関連情報にあっては、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等及び提供統計作成等用個人データ等であるものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十八条の見出しを「（別表第二に掲げる法人等についての適用の特例）」に改め、同条第二項第一号中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項」を「病院及び医療法第一条の五第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（取扱いの方法が契約により定められている受託個人情報取扱事業者等についての適用の特例）

第五十八条の二　他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等から、個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者等（以下この条において「受託個人情報取扱事業者等」という。）が行う当該個人情報等（第一号及び第二号において「受託個人情報等」という。）の取扱いについては、当該他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等（同号において「委託者」という。）と当該受託個人情報取扱事業者等との当該委託に係る契約において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項が定められている場合であって、当該取扱いが当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において第一号に掲げる事項に係る当該契約の定めに従って行われるときは、第二節から第四節まで（第二十三条から第二十六条まで、第三十条の二第十四項、第三十条の三、第三十一条の三第十項、第四十条の二第一項、第四十一条第二項及び第九項、第四十二条第三項、第四十三条第二項及び第六項並びに第四十六条を除く。）及び次条第一項の規定は適用せず、第三十条の二第十四項、第三十一条の三第十項、第四十一条第九項、第四十二条第三項、第四十三条第六項及び第四十六条の規定の適用については、第三十条の二第十四項及び第三十一条の三第十項中「までの規定は」とあるのは「までの規定は、」と、第三十条の二第十四項中「、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第五項本文の規定により個人情報取扱事業者が統計作成等用要配慮個人情報等（第三十一条第一項に規定する個人関連情報であるものに限る。）を特例個人情報受領者に提供する場合（当該特例個人情報受領者が当該統計作成等用要配慮個人情報等を個人データとして取得することが想定される場合に限る。）について、それぞれ準用する」とあり、及び第三十一条の三第十項中「、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第一項本文の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を特例個人関連情報受領者に提供する場合について、それぞれ準用する」とあるのは「準用する」と、第四十一条第九項中「仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データ」とあるのは「仮名加工情報である個人データ」と、「第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条まで」とあるのは「第二十六条」と、第四十二条第三項中「並びに前条第七項及び第八項の規定は」とあるのは「の規定は、」と、「ついて、第四十条の規定は仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて、それぞれ」とあるのは「ついて」と、「「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」とあるのは「、「漏えい」と、第四十三条第六項中「措置、

当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」とあり、及び第四十六条中「措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」とあるのは「措置」とする。

一　受託個人情報等の取扱いの方法（受託個人情報等の安全管理のための措置に係る事項及び個人の権利利益の保護に支障を及ぼすおそれのない事項を除く。）として個人情報保護委員会規則で定める事項

二　受託個人情報取扱事業者等が、受託個人情報等について第二十六条第一項に規定する事態が生じ、又は受託個人情報等が当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超え、若しくは前号に掲げる事項に係る契約の定めに違反して取り扱われたことを知ったときは、速やかに、委託者に対してその旨を報告すること。

三　その他個人情報保護委員会規則で定める事項

（未成年者の個人情報等の取扱いに関する個人情報取扱事業者等の責務等）

第五十八条の三　個人情報取扱事業者等は、未成年者に関する個人情報等の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　未成年者である本人の法定代理人は、開示等の請求等（十六歳未満の本人の法定代理人にあっては、開示等の請求等又は第三十五条第九項第一号、第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分、第二十八条第一項若しくは第三十五条第七項第一号若しくは第二号若しくは第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項第一号の同意）をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

第六十条第三項中「の全部又は一部」を「（統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等であるものを除く。第二号及び第三号並びに第五節において同じ。）の全部又は一部」に改める。

第六十三条中「第二条第八項第五号」を「第二条第九項第五号」に改める。

第六十八条第二項第一号中「場合」の下に「又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を加える。

第六十九条第二項第四号中「統計の作成」を「統計作成等」に改める。

第七十一条第一項中「（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第十六条第三項に規定する個人データ」を「個人データ（第十六条第三項に規定する個人データをいう。第七十二条の三第六項において同じ。）」に、「同条第二項」を「個人情報取扱事業者（第十六条第二項」に、「が講ずべき」を「をいう。次条並びに第七十二条の三第三項及び第十項において同じ。）が講ずべき」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（取扱いの委託を受けた個人情報に係る義務）

第七十一条の二　個人情報取扱事業者又は他の行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた行政機関等は、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）を除くほか、その取扱いを委託された個人情報（当該行政機関等において個人関連情報となるものを除く。）を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

（十六歳未満の者の個人情報の取扱いに関する読替規定）

第七十一条の三　行政機関等が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人情報についての第六十二条、第六十八条第二項、第六十九条第二項及び第七十一条の規定の適用については、第六十二条及び第六十八条第二項中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、同項第一号中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」と、第六十九条第二項第一号中「本人の」とあるのは「本人の法定代理人の」と、「本人に」とあるのは「本人若しくはその法定代理人に」と、第七十一条第一項及び第二項中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」と、同条第三項中「本人」とあるのは「本人又はその法定代理人」とする。

一　行政機関の長等が、当該個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該行政機関等が当該営業に関して当該個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は行政機関の長等が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第七十二条の次に次の二条を加える。

（連絡可能個人関連情報の不適正な取扱いの禁止）

第七十二条の二　行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

2　行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

（統計作成等の特例に係る義務）

第七十二条の三　特例要配慮個人情報取得者から提供（二以上の段階にわたる提供を含む。）を受けた統計作成等用要配慮個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める行為を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該特例要配慮個人情報取得者が第三十条の二第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容を公表している場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該公表されている内容の統計作成等

二　当該特例要配慮個人情報取得者が第三十条の二第二項の規定により同条第五項本文の規定による提供を行う目的で当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該提供

三　当該特例要配慮個人情報取得者が第三十条の二第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容及び同条第五項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合　当該公表されている内容の統計作成等及び当該提供

2　第三十条の二第五項本文の規定により個人情報の提供を受けた行政機関の長等は、同項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人情報に係る提供統計作成等用個人情報等を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第四項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

3　前項に規定する行政機関の長等は、第三十条の二第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該行政機関の長等及び同項本文の規定により当該個人情報の提供を行った個人情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該行政機関の長等の名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合においては、第二項に規定する行政機関の長等は、当該変更をした後、速やかに、第三十条の二第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

5　提供統計作成等用個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第三十条の二第五項本文の規定による提供が特例個人情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人情報受領者が同条第六項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第三十条の二第五項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第二項の規定により公表している内容の統計作成等

6　第三十一条の三第一項本文の規定により個人関連情報の提供を受け個人データとして取得した行政機関の長等は、同項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人関連情報に係る提供統計作成等用個人データ等を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第八項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

7　前項に規定する行政機関の長等は、第三十一条の三第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該行政機関の長等及び同項本文の規定により当該個人関連情報の提供を行った第十六条第八項に規定する個人関連情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該行政機関の長等の名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

8　前項ただし書の場合においては、第六項に規定する行政機関の長等は、当該変更をした後、速やかに、第三十一条の三第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

9　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第三十一条の三第一項本文の規定による提供が特例個人関連情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人関連情報受領者が同条第二項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第三十一条の三第一項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第六項の規定により公表している内容の統計作成等

10　統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等を第三者（当該統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等の取扱いの委託を受けた個人情報取扱事業者又は行政機関の長等を除く。）に提供してはならない。

11　行政機関の長等は、その取り扱う統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等（これらのうち保有個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）の漏えいの防止その他統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成

等用個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

12　第一項、第五項及び前三項の規定は行政機関の長等から統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、第七十条の規定は行政機関の長等が統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等（これらのうち保有個人情報であるものを除く。）を提供する場合について、それぞれ準用する。

第七十三条第四項中「民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

6　第七十二条の二の規定は、行政機関の長等による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる仮名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第七十六条第二項中「よる代理人」の下に「その他政令で定める代理人」を加え、「及び」を「、第百二十五条の二第二項及び」に改める。

第九十条第二項中「及び」を「、第百二十五条の二第二項及び」に改める。

第九十八条第一項第一号中「第六十三条」の下に「、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に改め、同条第二項中「この節」の下に「、第百二十五条の二第二項」を加える。

第百九条第一項中「以下この節」の下に「（第百二十一条の二を除く。）」を加える。

第百二十一条第二項中「次条」を「第百二十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連絡等が可能な行政機関等匿名加工情報の不適正な取扱いの禁止）

第百二十一条の二　第七十二条の二の規定は、行政機関の長等による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる行政機関等匿名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱い及び行政機関等から当該行政機関等匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における当該行政機関等匿名加工情報の取扱いについて準用する。

第百二十二条中「前条第三項」を「第百二十一条第三項」に改める。

第百二十三条に次の一項を加える。

5　第七十二条の二の規定は、行政機関の長等による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる匿名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第百二十五条第一項及び第二項中「第百八十条」を「第百七十九条」に、「第百八十一条」を「第百八十二条」に改め、同条第三項中「第六十三条」の下に「、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第五項若しくは第九項」を加え、「若しくは第十九条」を「、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に、「又は第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に、「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（未成年者の個人情報等の取扱いに関する行政機関の長等の責務等）

第百二十五条の二　行政機関の長等は、未成年者に関する個人情報等を取り扱うときは、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　未成年者である本人の法定代理人は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（十六歳未満の本人の法定代理人にあっては、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の同意）をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

第百二十八条中「個人情報」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等、提供統計作成等用個人データ等」を加える。

第百三十二条第二号中「個人情報の」を「個人情報、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人データ等の」に、「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報」を「個人情報等」に改め、「並びに個人情報」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等、提供統計作成等用個人データ等」を加える。

第六章第二節第一款中第百四十六条の前に次の目名を付する。

第一目　報告及び立入検査

第百四十六条の見出しを削り、同条第一項中「同じ。）」の下に「及びこの款」を加え、「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「」、「」という。）」及び「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「」を削り、「取扱い」の下に「その他必要な事項」を加え、同条の次に次の目名を付する。

第二目　措置命令等

第百四十八条の見出し中「命令」を「措置命令」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会は、個人情報取扱事業者等が第四章第二節から第四節まで（第十七条、第二十七条第八項、第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十七条を除く。）の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置又は当該違反行為に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必

要な措置（次項及び第三項において「是正措置等」という。）をとるべき旨を勧告することができる。

第百四十八条第二項中「措置」を「是正措置等」に、「の侵害が切迫している」を「が害されるおそれがある」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者等が第四章第二節から第四節まで（第十七条、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条第三項、第六項（第三十条の二第十二項、第三十一条の三第八項又は第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七項及び第八項、第二十八条第二項、第二十九条（第一項本文及び第二項の規定を第三十条の二第十四項又は第三十一条の三第十項において準用する場合を含む。）、第三十条（第二項から第四項までの規定を第三十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条の二第二項、第三項及び第六項から第八項まで、第三十一条の三第二項から第四項まで、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条、第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条を除く。）の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があり、又は個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、是正措置等をとるべきことを命ずることができる。

第百四十八条第四項中「よる命令」を「よる命令（以下「措置命令」という。）」に、「その命令」を「その措置命令」に改め、同条の次に次の一条、一目及び目名を加える。

（取扱関係役務提供者等に対する要請）

第百四十八条の二　委員会は、措置命令を受けた個人情報取扱事業者等が当該措置命令に従わない場合において、当該個人情報取扱事業者等が当該措置命令に係る違反行為に係る個人情報等の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（個人情報取扱事業者等から個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた者その他の個人情報取扱事業者等との契約に基づき個人情報取扱事業者等がその個人情報等の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る個人情報等の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

2　取扱関係役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該措置命令を受けた個人情報取扱事業者等に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

3　委員会は、措置命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この項において同じ。）による個人情報等を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る同条第三号に規定する特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者（同条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができる。

4　特定電気通信役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該措置命令を受けた個人情報取扱事業者等に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

第三目　課徴金納付命令等

（個人情報の違法な取扱い等に対する課徴金納付命令）

第百四十八条の三　個人情報取扱事業者が、次に掲げる行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（当該個人情報取扱事業者が、当該違反行為が行われた期間を通じて、当該違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、代金、報酬、利用料、手数料その他名目のいかんを問わず、当該違反行為又は当該違反行為をやめることの対価として金銭その他の財産上の利益（以下この条において「金銭等」という。）を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額（次条において「第一項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為に係る個人情報又は個人データ（第十六条第三項に規定する個人データをいう。第三号において同じ。）の本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、その納付を命ずることができない。

一　個人情報の提供であって、当該個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して行うもの

二　第三者の求めにより行う個人情報の利用であって、当該第三者が当該個人情報の利用を通じて違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある場合に行われるもの

三　第二十七条第一項（第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反する個人データの提供

四　第三十条の二第四項若しくは第九項又は第三十一条の三第五項の規定に違反する個人情報の取扱い

五　第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項の規定に違反する個人情報の提供

2　個人情報取扱事業者が、第二十条第一項の規定に違反して個人情報を取得し、当該個人情報を利用した場合（当該個人情報取扱事業者が、当該取得及び利用が行われた期間を通じて、当該取得及び利用を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、当該利用又は当該利用をやめることの対価として金銭等を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額（次条において「第二項対価額」という。）に相当する額の課徴金

を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該利用に係る個人情報の本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、その納付を命ずることができない。

（課徴金の算定基礎の推計）

第百四十八条の四　前条各項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）をする場合において、当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第百四十六条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求に応じなかったときは、委員会は、当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項対価額又は第二項対価額を、当該個人情報取扱事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者又は当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為（前条第一項に規定する違反行為又は同条第二項に規定する取得及び利用をいう。以下同じ。）に係る事業と同種の事業を行う他の事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、個人情報保護委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金納付命令をすることができる。

（過去に課徴金納付命令を受けたことがある者についての課徴金の額の加算）

第百四十八条の五　委員会は、第百四十八条の三各項の規定により課徴金納付命令をする場合において、当該個人情報取扱事業者が、当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為に係る事案について報告徴収等（第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査をいう。以下この条、第百四十八条の七第四項及び第百四十九条第一項において同じ。）が最初に行われた日（当該報告徴収等が行われなかったときは、当該個人情報取扱事業者が当該事案について第百四十八条の十第一項の規定による通知を受けた日）から遡り十年以内に、当該各項の規定による課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において当該課徴金対象行為をしていた者であるときは、当該各項の規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告等による課徴金の額の減額）

第百四十八条の六　委員会は、第百四十八条の三各項の規定により課徴金納付命令をする場合において、当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為に該当する事実を個人情報保護委員会規則で定めるところにより委員会に報告したときは、当該各項の規定により計算した課徴金の額（前条に規定する者にあっては、同条の規定により計算した課徴金の額）に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（課徴金の納付義務等）

第百四十八条の七　課徴金納付命令を受けた者は、第百四十八条の三から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2　第百四十八条の三から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3　課徴金対象行為をした個人情報取扱事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第百四十八条の三からこの条までの規定を適用する。

4　課徴金対象行為をした個人情報取扱事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徴金対象行為に係る事案について報告徴収等が最初に行われた日（当該報告徴収等が行われなかったときは、当該法人が当該課徴金対象行為について第百四十八条の十第一項の規定による通知を受けた日。以下この項において「調査開始日」という。）以後においてその一若しくは二以上の子会社等（個人情報取扱事業者の子会社若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該個人情報取扱事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。）に対して当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該課徴金対象行為に係る事案についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下この項において「特定事業承継子会社等」という。）がした課徴金対象行為とみなして、第百四十八条の三からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第百四十八条の三第一項中「当該個人情報取扱事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第百四十八条の七第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この条及び第百四十八条の七第一項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、同条第二項中「当該個人情報取扱事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「者は」とあるのは「特定事業承継子会社等は、課徴金納付命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

5　前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権

を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

6　第三項及び第四項の場合において、第百四十八条の四から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　課徴金対象行為がなくなった日から七年を経過したときは、委員会は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与）

第百四十八条の八　委員会は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（弁明の機会の付与の方式）

第百四十八条の九　弁明は、委員会が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（次条第一項において「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2　弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第百四十八条の十　委員会は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　納付を命じようとする課徴金の額

二　課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為

三　弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2　委員会は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を委員会の掲示場に掲示し、又は公示事項を委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。この場合においては、当該措置をとった日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第百四十八条の十一　前条第一項の規定による通知を受けた者（次項及び第四項において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2　代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3　代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4　代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（課徴金納付命令の方式等）

第百四十八条の十二　課徴金納付命令は、文書によって行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。

2　課徴金納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

（納付の督促）

第百四十八条の十三　委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2　委員会は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3　前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令の執行）

第百四十八条の十四　前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、委員会の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2　課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってする。

3　委員会は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（課徴金等の請求権）

第百四十八条の十五　破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百四十八条の十三第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

（行政手続法の適用除外）

第百四十八条の十六　委員会がする課徴金納付命令その他のこの目の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（規則への委任）

第百四十八条の十七　この目に定めるもののほか、課徴金納付命令に関し必要な事項は、個人情報保護委員会規則で定める。

第四目　雑則

第百四十九条第一項中「前三条」を「第百四十六条から第百四十八条の三まで」に、「個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査」を「報告徴収等」に、「又は命令」を「、措置命令、要請又は課徴金納付命令」に改める。

第百五十条第一項中「又は同条第二項」を「、措置命令、第百四十八条の二第一項」に、「命令」を「要請又は課徴金納付命令」に改める。

第百六十一条第一項中「若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令」を「、措置命令」に改め、同条第二項中「第百四十八条第二項若しくは第三項」を「措置命令」に改め、「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第百六十二条中「前条」を「この法律（この法律に基づく政令又は個人情報保護委員会規則を含む。第百六十四条において同じ。）」に改める。

第百六十三条第一項第二号中「（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「旨を」の下に「個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第百六十四条中「第百六十一条」を「この法律」に、「、同法」を「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

第百七十一条中「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「として取得されることとなる個人関連情報又は」を「に係る統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等若しくは提供統計作成等用個人データ等、」に改め、「若しくは匿名加工情報」の下に「、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は国内にある特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる連絡可能個人関連情報」を加える。

第百七十六条中「二年」を「三年」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第百七十八条を削る。

第百七十九条中「第百八十四条第一項」を「第百八十五条第一項」に、「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第百七十八条とする。

第百八十条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第百七十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十条　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により、個人情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第百八十五条第一号中「第三十条第二項」を「第二十七条第八項、第三十条第二項」に改め、同条を第百八十六条とする。

第百八十四条第一項中「掲げる」の下に「規定の」を加え、同項第一号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に改め、同項第二号中「第百八十二条」を「第百八十条及び第百八十三条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第百八十五条とする。

第百八十三条中「、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条まで」を「から第百八十条まで及び第百八十二条」に、「これらの条」を「これらの規定（第百八十条第二項を除く。）」に改め、同条を第百八十四条とし、第百八十二条を第百八十三条とし、第百八十一条を第百八十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百八十一条　措置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第二項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同条第四項中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

第十九条第十六号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加える。

第二十九条の四第二項中「除く」の下に「。第四十三条の二第二項において同じ」を加える。

第三十条第一項中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十二項第三号」に、「及び第八十八条」を「、第七十二条の三及び第八十八条」に改め、同項の表第六十九条第二項第一号の項中「であるとき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七十一条の二 | 法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。） | 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合） |

| | |
|---|---|
| 第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号 | 本人の法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき |

第三十条第一項の表第九十八条第一項第一号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第九十八条第一項第一号 | 、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第五項若しくは第九項 | 若しくは第七十一条の二 |
| | 又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき |

第三十条第一項の表第九十八条第一項第二号の項中「又は第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「第七十一条の二又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改め、同表第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項中「第十八条若しくは第十九条」を「第十八条、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に、「若しくは第十九条」を「、第十九条若しくは第三十条の三」に改め、同表第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号の項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十五条の二第二項 | 若しくは第七十一条第一項 | 、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは同法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第四号若しくは第十六号 |

第三十条第二項中「第六号」を「第七号」に、「及び第二十七条から第三十条の二まで、第三十一条の三及び第三十五条第七項から第十項」に改め、同項の表第十八条第三項第二号の項の中欄中「本人」を「、本人」に改め、同項の下欄中「本人の」を「、本人の」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十条の三 | 法令に基づく場合等 | 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合 |
| 第三十五条第一項 | 、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項 | 若しくは第三十条の三 |

第三十条第二項の表第三十五条第三項の項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項又は第三十一条の三第六項」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項 | あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、前条 | 前条 |
| 第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項 | あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、承継前 | 承継前 |
| 第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第三項第二号 | 、本人の法定代理人 | 、本人の法定代理人の同意があり、又は本人の法定代理人 |

| | |
|---|---|
| 第五十八条の三第二項 | 又は第三十五条第九項第一号、第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第七項第一号若しくは第二号若しくは第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項第一号 | 又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第三項第二号若しくは同法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第四号若しくは第十六号 |

第三十一条第一項中「第七十条」の下に「、第七十二条の三」を加え、同項の表第六十九条第一項の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七十一条の二 | 法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合）<br>法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。） |

第三十一条第一項の表第八十九条第五項の項中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十五条の二第二項 | 、訂正請求又は利用停止請求 | 又は訂正請求<br>若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項 |

第三十一条第二項中「第七十条」の下に「、第七十二条の三」を加え、同項の表第六十九条第一項の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七十一条の二 | 法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合）<br>法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。） |

第三十一条第二項の表第九十七条の項中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十五条の二第二項 | 、訂正請求又は利用停止請求 | 又は訂正請求<br>若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項 |

第三十一条第三項中「第七十六条」を「第七十一条の二、第七十一条の三、第七十六条」に改め、「第九十七条」の下に「、第百二十五条の二」を加え、「及び第六十七条から第六十九条第一項まで」を「、第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十一条の二及び第七十一条の三」に改め、同項の表第六十九条第一項の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七十一条の二 | 法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合）<br>法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。） |

第三十一条第三項の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十五条の二第二項 | 、訂正請求又は利用停止請求 | 又は訂正請求<br>若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項 |

| | |
|---|---|
| 、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項 | 若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第十六号 |

第三十四条第一項中「措置」の下に「又は当該違反行為に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置（以下この条において「是正措置等」という。）」を加え、同条第二項中「措置」を「是正措置等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（取扱関係役務提供者等に対する要請）

第三十四条の二　委員会は、前条第二項又は第三十三条の規定による命令を受けた者（以下この条において「違反者」という。）が当該命令に従わない場合において、当該違反者が当該命令に係る違反行為に係る特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（当該違反者から特定個人情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた者その他の当該違反者との契約に基づき当該違反者がその特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る特定個人情報の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

2　取扱関係役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該命令を受けた違反者に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

3　委員会は、前条第二項又は第三項の規定による命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この項において同じ。）による特定個人情報を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者（同法第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができる。

4　特定電気通信役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該命令を受けた違反者に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

第三十六条中「前三条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者の特定個人情報に関する読替規定）

第四十三条の二　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、十六歳未満の者の特定個人情報についての第十九条（第四号及び第十六号（第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用については、第十九条第四号中「同意」とあるのは「法定代理人の同意」と、同条第十六号中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」とする。

一　当該特定個人情報を提供する者が、当該特定個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該特定個人情報を提供する者が当該営業に関して当該特定個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該本人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第四十九条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に改める。

第五十一条第一項中「窃取」の下に「若しくは損壊」を、「侵入」の下に「、有線電気通信の傍受」を加える。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第三条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

2　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号利用事務等実施者が十六歳未満の者の特定個人情報を取り扱う場合における当該特定個人情報についての第二十九条の四第二項の規定の適用については、同項中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、同項ただし書中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」とする。

一　当該個人番号利用事務等実施者が、当該特定個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人番号利用事務等実施者が当該営業に関して当該特定個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該個人番号利用事務等実施者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第四十九条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に改める。

第五十一条第一項中「窃取」の下に「若しくは損壊」を、「侵入」の下に「、有線電気通信の傍受」を加える。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第三条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の二」に改める。

第十九条第三項中「第四十三条の規定は、」を「第二十一条の二及び第三十五条第七項から第十項までの規定は認定匿名加工医療情報作成事業者が認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合について、同法第四十三条の規定は」に、「場合」を「場合について、同法第四十六条の二の規定は認定匿名加工医療情報作成事業者が認定匿名加工医療情報を取り扱う場合」に改める。

第三十条第二項中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第三十五条第五項中「個人情報の保護に関する法律」の下に「第二十一条の二及び第三十五条第七項から第十項までの規定は認定仮名加工医療情報作成事業者が認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合について、同法」を加える。

第四十六条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　個人情報の保護に関する法律第二十一条の二及び第三十五条第七項から第十項までの規定は、認定医療情報等取扱受託事業者が認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

第四十七条第三項中「規定は、」を「規定は」に、「場合」を「場合について、同法第四十六条の二の規定は認定医療情報等取扱受託事業者が認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する匿名加工医療情報を取り扱う場合」に改める。

第四十八条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項及び第二項」に改める。

第六章第一節に次の一条を加える。

（十六歳未満の者の医療情報に関する読替規定）

第五十六条の二　医療情報取扱事業者が十六歳未満の者の医療情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該医療情報についての第五十二条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項の規定の適用については、第五十二条第一項中「又はその」とあるのは「若しくはその法定代理人又は本人の」と、同項及び同条第二項中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、第五十三条第一項中「を受けた本人又はその」とあるのは「に係る本人若しくはその法定代理人又は本人の」とする。

一　当該医療情報取扱事業者が、当該医療情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該医療情報取扱事業者が当該営業に関して当該医療情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該医療情報取扱事業者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第五十八条中「第五十六条まで」を「第五十六条の二まで」に、「及び第五十六条第一号」を「、第五十六条第一号及び第五十六条の二」に改める。

第六十一条の見出しを「（命令）」に改め、同条第一項中「必要な措置」を「に必要な措置又は当該違反に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置（以下この条において「是正措置等」という。）」に改め、同条第二項から第四項まで、第六項及び第七項中「当該違反を是正するため必要な措置」を「是正措置等」に改め、同条第八項中「、第五十三条第一項若しくは第三項」を「これらの規定を第五十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十三条第一項（第五十六条の二（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定、第五十三条第三項」に、「規定に」を「規定（これらの規定を第五十八条において読み替えて準用する第五十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」に、「当該違反を是正するため必要な措置」を「是正措置等」に改める。

第六十八条中「一年」を「三年」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第六十九条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「一年」を「二年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十三条及び第十六条の規定　公布の日

二　附則第十七条の規定　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三　第一条中個人情報の保護に関する法律の目次の改正規定（「第百八十五条」を「第百八十六条」に改める部分に限る。）、同法第百二十五条第一項及び第二項の改正規定、同法第百六十三条第二項及び第三項の改正規定、同法第百七十六条の改正規定、同法第百七十八条を削る改正規定、同法第百七十九条の改正規定、同条を同法第百七十八条とする改正規定、同法第百八十条の改正規定、同条を同法第百七十九条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百八十五条第一号の改正規定、同条を同法第百八十六条とする改正規定、同法第百八十四条第一項の改正規定、同条を同法第百八十五条とする改正規定、同法第百八十三条の改正規定並びに同条を同法第百八十四条とし、同法第百八十二条を同法第百八十三条とし、同法第百八十一条を同法第百八十二条とし、同条の前に一条を加える改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十九条の改正規定及び同法第五十一条第一項の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十八条の改正規定及び同法第六十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「第三号改正後個人情報保護法」という。）第百六十三条第二項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後にする公示送達について適用し、第三号施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

第三条　第三号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第三号改正後個人情報保護法第百八十一条及び第百八十六条の規定の適用については、第三号改正後個人情報保護法第百八十一条中「措置命令」とあるのは「第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令」と、第三号改正後個人情報保護法第百八十六条第一号中「第二十七条第八項、第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項」とする。

第四条　第一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次条第二項において同じ。）による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十一条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

２　施行日前になされた新個人情報保護法第十六条第五項に規定する特定生体個人識別符号に相当する符号の作成又は同項に規定する特定生体個人情報に相当する情報の取得に関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第三十五条第七項第一号又は第二号（これらの規定を第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の同意に相当するものであるときは、当該各号の同意があったものとみなす。

第五条　施行日前になされた本人の法定代理人による個人情報（個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）又は同条第七項に規定する個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第三十五条第九項第一号、新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分、第二十八条第一項若しくは第三十五条第七項第一号若しくは第二号、新個人情報保護法第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第三十一条第一項第一号又は新個人情報保護法第七十一条の三の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の規定による当該本人の法定代理人の同意があったものとみなす。

２　施行日前になされた第一条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分若しくは第二十八条第一項の規定、旧個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定又は旧個人情報保護法第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分若しくは第二十七条第一項の規定、新個人情報保護法第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定又は新個人情報保護法第七十一条の三の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の規定による当該本人の法定代理人の同意があったものとみなす。

第六条　新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第二十一条の二第一項各号若しくは第二十七条第二項各号に掲げる事項又は同条第五項第三号に規定する事項に相当する事項について、施行日前に、本人の法定代理人に通知されているときは、当該通知は、当該各規定により行われたものとみなす。

２　施行日前に旧個人情報保護法第二十七条第二項又は第五項第三号の規定による本人への通知がなされているときは、それぞれ新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第二十七条第二項又は第五項第三号の規定による当該本人の法定代理人への通知があったものとみなす。

第七条　新個人情報保護法第百四十八条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に行われた新個人情報保護法に違反する行為について適用し、施行日前に行われた旧個人情報保護法に違反する行為については、なお従前の例による。

第八条　新個人情報保護法第百四十八条の三から第百四十八条の十六までの規定は、施行日以後に行われた新個人情報保護法第百四十八条の四に規定する課徴金対象行為について適用する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前になされた本人の法定代理人による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第九項に規定する特定個人情報の提供に関する同意がある場合において、その同意が第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同法（以下「新番号利用法」という。）第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する新番号利用法第十九条第四号又は第十六号（新番号利用法第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の同意に相当するものであるときは、当該各規定の同意があったものとみなす。

２　施行日前になされた第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律（以下「旧番号利用法」という。）第十九条第四号又は第十六号（旧番号利用法第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による本人の同意があるときは、それぞれ新番号利用法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する新番号利用法第十九条第四号又は第十六号の規定による当該本人の法定代理人の同意があったものとみなす。

第十条　新番号利用法第三十四条の規定は、施行日以後に行われた新番号利用法に違反する行為について適用し、施行日前に行われた旧番号利用法に違反する行為については、なお従前の例による。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（以下「新匿名加工医療情報等法」という。）第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十八条において読み替えて準用する新匿名加工医療情報等法第五十七条第一項各号に掲げる事項若しくは同条第二項に規定する事項に相当する事項について、施行日前に、本人の法定代理人に通知されているときは、当該通知は、当該各規定により行われたものとみなす。

2　施行日前に第三条の規定による改正前の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（以下「旧匿名加工医療情報等法」という。）第五十二条第一項若しくは第二項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による本人への通知がなされているときは、それぞれ新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十二条第一項若しくは第二項又は新匿名加工医療情報等法第五十八条において読み替えて準用する新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十七条第一項若しくは第二項の規定による当該本人の法定代理人への通知があったものとみなす。

第十二条　新匿名加工医療情報等法第六十一条（第九項を除く。）の規定は、施行日以後に行われた新匿名加工医療情報等法に違反する行為について適用し、施行日前に行われた旧匿名加工医療情報等法に違反する行為については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（統計法の一部改正）

第十五条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第四号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「ことに」を「を目途として」に改める。

（民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第三号中「（平成十五年法律第五十七号）」の下に「第三十七条第三項及び」を加える。

---

審査報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月九日

厚生労働委員長　小川　克巳

参議院議長　関口　昌一殿

---

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

---

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、遺族補償年金における夫婦間の支給要件の差の解消に当たっては、単に夫婦間の差を是正するにとどまらず、労働者の業務上の死亡によっ

て失われた遺族の被扶養利益の喪失の補填という労災補償としての制度趣旨を十分に踏まえること。今後、生計維持要件、給付期間、支給要件その他遺族補償年金制度の在り方を検討するに当たっては、労災補償としての責任を薄めることなく、遺族が真に生活を立て直すことができるよう、年金給付に加え、就労支援、心理的支援、子育て支援その他の生活再建支援との連携の在り方についても検討すること。

二、今回の消滅時効期間の延長が一部の疾病に限定されたことを踏まえ、介護（補償）等給付において時効徒過による不支給の割合が高い実態を深刻に受け止めるとともに、消滅時効期間の周知に取り組むこと。併せて、労災保険給付請求が遅れる理由は、疾病の性質により発症後直ちに業務起因性を判断することが困難である場合に限られず、労災保険制度に関する認知の不足、医療機関において労災請求の可能性が十分に示唆されないこと、事業主からの働きかけ、事業主との関係悪化への懸念等により請求をためらう場合もあることを踏まえ、こうした事情により本来受けられるべき給付に到達できない者が生じることのないよう、相談支援、周知啓発及び運用改善に取り組むこと。本法施行後は、対象となる疾病の範囲等について、施行状況等を踏まえ、必要な拡大を検討すること。

三、暫定任意適用事業の廃止に伴い、新たに労災保険の適用対象となる農林水産業の経営体について、その実態把握を適切に行い、労災保険への加入を確実に進めるとともに、新たに事務的負担等が生じることから、必要な支援を検討すること。特に、制度上は強制適用の対象となるにもかかわらず、保険関係成立届その他必要な手続が行われない未手続事業が生じることのないよう、対象となる経営体の把握、個別周知、加入手続支援及び関係機関との連携体制の整備に努めること。また、農林水産業の現場には、家族従事者、短期雇用、季節的な手伝い、乗組員、共同作業、親族の無償協力等、多様な就業実態が存在することを踏まえ、誰が労働基準法上の労働者に該当し、労災保険法の適用対象となるのかについて、具体例を含めて分かりやすく明示すること。さらに、セーフティネットの空白を早期に解消する観点から、公布後五年以内とされる施行期日を待たず、任意加入の促進も含め、可能な限り速やかな移行を促すこと。

四、特別加入団体の承認要件の法定化に当たっては、事務処理体制や財政基盤のみならず、広告・勧誘の適正化や加入者からの相談体制の整備などの具体的な承認要件や、加入時の審査や業務災害防止措置の実施状況を厳格に判断する基準を策定すること。不適切な特別加入団体に対しては、承認取消しも含めた厳格な指導・監督を行うこと。また、特別加入団体の承認取消しを行った場合において、特別加入者の保護が損なわれることがないよう、厚生労働省は、実効性のある指導・監督を行うとともに、特別加入団体の取消しを行った場合においても、特別加入者が不利益を被ることのないよう救済措置を設けるなど万全の措置を講ずること。

五、特別加入団体については、労働保険事務組合との役割の違いを踏まえ、各分野の専門性及び当事者性に基づく業務災害防止措置、相談対応及び加入者支援を担う主体として位置付けること。

六、特別加入に係る労災保険給付の請求については、本人による請求が原則であることを踏まえ、特別加入団体による請求支援を前提として、特別加入団体の判断により本人の請求機会が損なわれることのないよう、必要な措置を講ずること。

七、特別加入団体が行う業務災害防止措置については、団体間で実施内容、実施量及び継続的支援体制に差異があることを踏まえ、実施報告、監査その他の適切な方法により取組状況を的確に把握すること。また、好事例の横展開その他の措置により、業務災害防止の実効性を高めること。

八、児童が業務に従事する場合については、労働基準法第五十六条及び第五十七条に定める児童の使用制限及び学校長の証明書等に係る規律が、契約形態に関わらず、就業実態に即して適用されることを周知徹底すること。

九、「曖昧な雇用」で働く者も含め、労働基準法の「労働者」に該当する者は確実に労災保険法の適用対象とすること。その上で、特別加入制度の活用に当たっては、労働基準法の「労働者」に該当する者が強制適用の労災保険本体ではなく、本人の保険料負担による特別加入を強いられることがないよう、厚生労働省及び特別加入団体における審査体制を抜本的に強化すること。特に、特別加入の事実のみをもって否定的な判断がなされることのないよう、行政運営における徹底を図るとともに、「実態は労働者」と思われる者が特別加入している場合には、速やかに強制適用への是正を指導すること。

十、家事使用人への労災保険適用については、労働基準法の改正論議を注視しつつ、特別加入における保険料の本人負担という現状が加入の妨げとなっているという意見があることも踏まえ、労働基準法の適用の在り方を含め、必要な検討を行うこと。

十一、社会復帰促進等事業の給付に関する決定に対する不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法に基づく審査請求及び再審査請求が可能となり、労災保険給付に関する決定に対する不服申立てと審査等の請求先が一本化されることから、そのメリットをいかし、裁決までの標準的な審査期間を定めるなど、迅速かつ効率的な審査を実施すること。

十二、政府は、メリット制と労災かくし、労災保険給付受給者への報復行為等との因果関係について実態調査を実施するとともに、その結果に基づき、労災かくし等を行う事業主への対応強化も含め、メリット制の在り方について検討を行うこと。その際、労災かくしの実態把握に当たっては、送検件数のみによることなく、相談件数、是正指導件数、労災申請を断念した事案、労災保険給付の請求又は受給を理由とする退職勧奨、復職拒否、雇止め、配置転換、評価上の不利益その他不利益取扱いに関する相談等も含め、労働者が労災申請をためらう実態を的確に把握すること。

十三、労災支給決定情報の事業主への提供に関す

る運用の見直しに当たっては、提供する情報を必要最小限の範囲に限定すること。また、不利益取扱いの禁止規定を設ける等、必要な措置を検討することや、労災かくしや不利益取扱いを行った事業主に対しては情報提供を停止するなど、労働者の保護に万全を期すこと。

十四、スポットワークの通勤災害について、その働き方の特性を踏まえ、その保護に欠けることのないよう、万全を期すこと。

右決議する。

---

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月二日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

---

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

第十六条の二第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第十六条の三第四項を削る。

第十六条の四第一項中「の一」を「のいずれか」に改め、同項第六号中「夫、」を削り、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第三十五条第一項中「申請をし、」の下に「徴収法第三十三条第一項に規定する業務であつてこの保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他のこの保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に適合するものとして」を加え、同条第三項中「の団体」を「の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）」に、「団体に」を「承認団体に」に改め、同条第四項中「第一項の団体が」を「承認団体が」に、「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は前項の規定による命令に違反したとき」を加え、「団体に」を「承認団体に」に改め、同条第五項中「第一項の団体」を「承認団体」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

政府は、承認団体においてこの保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十八条第一項中「保険給付」の下に「又は第二十九条第一項各号に掲げる事業であつてこの保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施」を加える。

第四十二条第一項中「、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの保険給付（二次健康診断等給付を除く。）の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由若しくは同条第四項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第二十条の七第一項若しくは第二十条の九第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか又は第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二十四条第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

第四十二条第一項の次に次の一項を加える。

障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第四十六条及び第四十八条第一項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改める。

第五十一条中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「団体の」を「承認団体の」に改め、同条第一号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第五十三条中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第一号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改め、同条第三号中「同条」を「同項」に、「場合」を「とき。」に改める。

第五十四条第一項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「又は団体」を「又は承認団体」に改める。

別表第一の遺族補償年金の項中「一五三日分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の一七五日分とする。」を「一七五日分」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に

改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第九十八条第一項第一号中「百五十三日（五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあっては、百七十五日）」を「百七十五日」に改める。

第九十九条第一項第六号中「夫、」を削る。

第百四十二条第一項中「よる給付を受ける権利は」を「よる給付を受ける権利は、」に改め、「、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から五年を経過したとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、休業手当金の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第八十五条第一項に規定する休業手当金を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該休業手当金を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

第百四十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する保険給付以外の保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によって消滅する。

附則第四条第一項及び第二項中「夫、」を削る。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第三条　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第二号中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」を「配偶者」に改め、同号イ中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、」を削り、同号ニ及び同項第三号ホ中「夫、」を削る。

第七十三条第一項中「第三十三条第三項の」を「第三十三条第三項に規定する」に、「第三十五条第一項に規定する団体」を「第三十五条第三項に規定する承認団体」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十五条中「この法律の規定による災害補償」を削り、「（賃金」を「（この法律の規定による災害補償」に改め、同条に次の一項を加える。

この法律の規定による災害補償の請求権は、これを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。ただし、この法律の規定による災害補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する災害補償の事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該災害補償の請求権については、この項本文中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第百四十三条第三項中「第百十五条」を「第百十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条及び第十七条の規定　公布の日

二　第五条並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第二十三条の規定　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前において支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止に係る規定（附則第十五条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。同条において「昭和四十年労災保険法改正法」という。）附則第四十三条第一項、附則第二十一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号。同条において「昭和四十八年労災保険法改正法」という。）附則第五条第一項又は附則第二十四条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の適用については、なお従前の例による。

2　施行日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三十五条第一項の承認を受けている団体は、施行日に、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）第三十五条第一項の承認を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定による承認の申請は、新労災保険法第三十五条第一項の規定による承認の申請とみなす。

第四条　施行日前にされた新労災保険法第三十八条第一項の政令で定める事業に相当する事業の実施に係る処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

第五条　施行日前に生じた新労災保険法第四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前において支給すべき事由が生じた船員保険法の規定による遺族年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止に係る規定の適用については、なお従前の例による。

２　施行日前の期間に係る船員保険法の規定による遺族年金の額については、なお従前の例による。

第七条　施行日前に生じた第二条の規定による改正後の船員保険法第百四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする船員保険法の規定による休業手当金を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が生じた石綿による健康被害の救済に関する法律第二条第二項に規定する死亡労働者等の遺族に係る同法の規定による特別遺族年金における遺族の範囲及び順位並びに受給権の消滅に係る規定の適用については、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に生じた第四条の規定による改正後の労働基準法第百十五条第二項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする労働基準法の規定による災害補償の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第五条の規定による改正前の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十二条第二項の任意適用事業に該当する事業（附則第十八条の規定による改正前の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「第二号改正前昭和四十四年整備法」という。）第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）が成立している事業を除く。）が労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至った場合における労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条の規定の適用については、同条中「開始された」とあるのは、「同項の適用事業に該当するに至つた」とする。

（政令への委任）

第十一条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十三条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第十九条及び第二十三条において「第二号施行日」という。）前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者（労働者災害補償保険法第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者をいう。附則第十九条及び第二十三条において同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤（同項第三号に規定する通勤をいう。附則第十九条及び第二十三条において同じ。）による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなった場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に係る延滞金の徴収に関する前条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第七条第二号の規定による端数計算については、なお従前の例による。

（昭和四十年労災保険法改正法の一部改正）

第十五条　昭和四十年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）」を削り、「の二」を「のいずれか」に、「の二（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改め、同条第二項中「、夫」を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十六条中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、「第三十五条第一項に規定する団体」を「第三十五条第三項に規定する承認団体（第四十八条において単に「承認団体」という。）」に、「団体の」を「承認団体の」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「場合」を「とき。」に改め、同条第四号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第四十七条第一号及び第二号中「場合」を「とき。」に改め、同条第三号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第四十八条第一項中「労災保険法第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、

同条第二項中「労災保険法第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「又は団体」を「又は承認団体」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条及び附則第十九条において「昭和四十四年整備法」という。）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）」を削る。

第十八条　昭和四十四年整備法の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで　削除

第八条の二を削る。

第十四条中「旧労災保険法」を「第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」という。）」に改め、同条第一号中「労災保険に係る保険関係及び」を「徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係及び徴収法第四条に規定する」に改める。

第十六条第二項を削る。

第十七条から第二十条までを次のように改める。

第十七条から第二十条まで　削除

第二十一条第一項中「新労災保険法」を「第二条の規定による改正後の労災保険法」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条の見出し及び同条第二項中「労災保険」を「労働者災害補償保険」に改める。

（昭和四十四年整備法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについては、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条から第二十条までの規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による事業主の申請が第二号施行日以後に行われたときは、これらの規定中「労災保険に係る保険関係の成立後」とあるのは、「当該申請の時」とする。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条中「並びに」の下に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十八条の規定による改正前の」を加える。

（昭和四十八年労災保険法改正法の一部改正）

第二十一条　昭和四十八年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第三項第一号イ中「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第一項の特別保険料（以下この節において「労災保険の特別保険料」という。）を含む。」を削る。

第百二条第一項中「、同項第三号の二」を「及び同項第三号の二」に改め、「及び労災保険の特別保険料の額」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなった場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に関する前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第九十九条第三項及び第百二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改める。

---

調査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

右の件については調査を終わらないが、本調査のうち行政監視の実施の状況等について、別紙のとおり報告する。

令和八年七月六日

行政監視委員長　芳賀　道也

参議院議長　関口　昌一殿

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

# 行政監視の実施の状況等に関する報告書

令和８年７月

参議院行政監視委員会

## 目　次

Ⅰ　参議院における行政監視機能の強化に向けた取組
Ⅱ　調査の経過と概要
　１．調査の経過
　２．行政監視委員会における調査の概要
　（１）政府からの説明聴取
　（２）政府に対する質疑
　（３）参考人からの意見聴取及び質疑
Ⅲ　行政に対する苦情

## Ⅰ　参議院における行政監視機能の強化に向けた取組

平成29年２月、参議院では、院の組織及び運営の改革に関する諸問題について調査検討を行う参議院改革協議会が設置された。議長の諮問機関として各会派の代表者により構成される同協議会では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」が検討項目の一つとして選定され、協議が重ねられた結果、平成30年６月には、各会派の合意に基づき「参議院における行政監視機能の強化」について報告書が取りまとめられた。

同報告書では、参議院が「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。

同報告書を踏まえた参議院規則の改正を受け、令和元年８月、行政監視委員会の委員数は30名から35名となった。また、少なくとも毎年１回、行政監視の実施の状況等を議院に報告することとされた。

行政監視委員会は、理事会等において参議院改革協議会報告書における行政監視機能の強化の具体化に向けた取組について検討を行い、平成31年３月、「行政に対する苦情窓口」を設置し、参議院ホームページ等を通じた苦情の受付を開始した。また、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの充実のため、人事交流等を開始した。さらに、理事会等において、行政監視機能の強化の在り方に関する協議を重ね、令和２年４月、行政監視機能の強化に関する申合せを行った。

令和２年６月、行政監視委員会は「行政監視の実施の状況等に関する報告書」を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議において行政監視委員長が報告を行った。また、同月、本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」について政府からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。以後、参議院改革協議会報告書において求められた新たな行政監視の年間サイクルが積み重ねられている。



## Ⅱ　調査の経過と概要

### １．調査の経過

第217回国会（常会）において、令和７年６月３日、「令和６年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」が政府から国会に提出された。令和７年６月18日、参議院本会議において、同報告について総務大臣からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。

総務大臣からの報告においては、政策評価制度の意義、令和６年度の政策評価の実施状況、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの改定、評価手法などに悩みを抱える各府省に対する伴走型支援の取組のほか、総務省が各府省の業務の実施状況を評価・監視する機能を担い、立法府の行政監視機能とあいまって行政運営の改善が図られるよう適切に取り組む決意等について述べられた。

質疑においては、政策評価の取組に関連して、政策能力の更なる向上のため国や地方自治体にＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）を一層浸透させていく必要性、政策評価を形骸化させず政策改善につなげ国民への説明責任を果たす評価とする必要性が指摘されるとともに、財政再建に向けて積極的な役割を果たす方策としての政策評価制度についての財務大臣の所見、租税特別措置の必要性と有効性の評価の在り方及び評価の厳格性に対する財務大臣の認識などについて問われた。また、行政運営改善調査に関連して、マイナポイント事業、就職氷河期世代への国の支援策についてそれぞれ行政運営改善調査の実施が求められたほか、米の安定供給について行政運営改善調査が果たした役割、行政運営改善調査の対象選定の在り方の改善などについて問われた。さらに、国と地方の行政の役割分担に関連して、国や地方自治体における技術職員の確保について行政評価や地方行政の観点から議論する必要性、帰国する外国人労働者における住民税の未納実態の把握と早急な対応、ガソリン暫定税率の廃止を実施する必要性、人口減少の克服における地方創生関連政策の有効性、介護事業が危機にある地方自治体に対する国費による財政支援などについて議論がなされたほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、同対策について行政運営改善調査を行い地方自治体の目

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

線で検証する必要性、病床数削減に当たりコロナ禍において入院できずに死亡した人数とその理由を検証する必要性などが指摘された。

行政監視委員会は、第221回国会（特別会）において、令和８年５月18日、政府からの説明聴取及び質疑を行い、令和８年５月25日及び６月８日、政府に対する質疑を行った。また、令和８年３月９日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

行政監視委員会では、国政全般について多岐にわたる議論がなされ、政策評価に関連し、国と地方自治体における政策評価やＥＢＰＭの効果的な実施の在り方について質疑がなされた。また、行政の改善に関連し、総務省行政評価局による調査の必要性や個別の調査結果に対する各府省の取組について問われるとともに、各府省が取り組む諸施策における課題と対応等について幅広い議論がなされた。さらに、国と地方の行政の在り方に関連して、地方における諸課題への対応やそれに対する国の関与の在り方等について様々な論点が示され、地域における国際化や多文化共生の課題に関しても質疑がなされた。



## ２．行政監視委員会における調査の概要

### （１）政府からの説明聴取

第221回国会において、令和８年５月18日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、政府から説明を聴取した。

### （２）政府に対する質疑

第221回国会において、令和８年５月18日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、林総務大臣等に対し、令和８年５月25日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、松本文部科学大臣、平口法務大臣、林総務大臣、石原環境大臣等に対し、令和８年６月８日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、黄川田内閣府特命担当大臣、林総務大臣、あかま内閣府特命担当大臣、松本文部科学大臣、金子国土交通大臣、茂木外務大臣等に対し、それぞれ質疑を行った。

質疑においては、官公需の価格転嫁率に対する見解、選挙運動期間中の有料インターネット広告、児童相談所による一時保護中の児童の教育を受ける権利と学びの保障、盛土等による災害の防止に関する調査結果を受けての認識、電子カルテの標準化・共有化の進捗状況と共有情報の在り方、地域の国際化や多文化共生を推進する姿勢とその未来、災害援護資金の償還免除の条件拡大の必要性、水俣・芦北地域の地域振興施策の必要性と環境省の検討状況、臓器売買等に関連した医師の応招義務の在り方、普天間飛行場の返還・危険性除去の時期、国家情報会議設置法案における政治的中立性、公的職業訓練に関するＳＮＳ等を使ったＰＲの必要性、裁判を長期化させないための速やかな証拠開示の必要性、外国籍の子供に対する教育の保障、外国人材受入れ後の環境整備に積極的な地方自治体への支援の必要性、放課後等デイサービスの通所給付決定に当たっての学校側の窓口、いわゆる人生会議に関する本人の意思等の情報共有、在日米軍が保有する高濃度ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について調査・報告させる必要性、水俣病患者による障害福祉サービスの継続利用の要望、安全保障上のリスクと外国人へ

の銃砲所持許可、選挙における投票所の閉鎖時刻繰上げ、教育・福祉等の分野における消費税の地方自治体財政への負担、人的資本経営の観点から捉えた孤独・孤立の問題、洋上投票の今後の在り方、地域インフラとしての学校施設の課題に係る総務省による調査の必要性、第７次学校図書館図書整備等５か年計画の策定、租税特別措置・補助金の見直しと補助金の不適正利用への対処、原発事故に係る損害賠償に対する経済産業省の責任、ふるさと納税の在り方、日本型教育の途上国への展開、在留外国人に対する民間医療保険加入の義務付けの必要性、昭和100年記念式典の内容に関する議事録等の公表の必要性、個人情報保護法改正案の特例において提供される個人情報の内容の規制などについて議論がなされた。概要は以下のとおりである（○：委員の発言、□：政府の答弁）。

**（官公需の価格転嫁率に対する見解）**

○官公需の価格転嫁率が下がっている状況に対する中小企業庁の見解を伺う。

□令和７年９月の価格転嫁率の調査では、前回３月の調査に比べて微減し、52.1％であった。予算制約を理由に交渉・転嫁を断られた、コストが増加しても契約金額が前年度から据置きされたという声が前回より多く確認されている。依然として価格転嫁が不十分で改善もされていない状況が、より正確に反映されたと考えている。令和９年度末までに、国、地方自治体において、最新の実勢価格を踏まえた予定価格の作成、期中改定といった措置を実施することを目指している。

**（選挙運動期間中の有料インターネット広告）**

○選挙運動期間中の県連の有料インターネット広告において、候補者が氏名と選挙区を述べる行為が公職選挙法上許容されるのか、総務省の見解を伺う。

□総務省は個別の事案についての実質的な調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にない。公職選挙法第142条の６により、選挙運動期間中、候補者については有料インターネット広告の掲載が禁止される一方で、政党等については当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料広告の掲載が認められている。個別の事案が公職選挙法の規定に該当するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考えている。

**（児童相談所による一時保護中の児童の教育を受ける権利と学びの保障）**

○児童相談所による一時保護中の児童の教育を受ける権利と国や地方自治体の学びを保障する責任について伺う。

□児童相談所による一時保護中の児童生徒であっても学習機会が確保されることは重要である。文部科学省としては、保護期間中の学習機会充実のため児童相談所等と教育委員会・学校が連携して必要な対応を行うことや、要保護児童等が安全に安心して学ぶことができるよう学校間の引継ぎを適切に行うこと等の周知徹底に努めることにより、一時保護中の児童生徒が学校等において適切な教育が受けられるよう取り組んでいく。

**（盛土等による災害の防止に関する調査結果を受けての認識）**

○令和７年度の盛土規制法の本格運用を踏まえて、総務省が行った盛土等による災害の防止に関する調査結果を受けた国土交通省の認識について伺う。

□国土交通省としては、盛土等の災害からの国民の安全・安心の確保が重要であり、盛土規制法の円滑な運用が図られるよう支援が必要であると考え、令和８年４月24日、都道府県等に対し、都道府県等の関係部局及び管内市町村における連携体制の構築、大規模盛土造成地に係る適切な経過観察、是正措置未了の盛土に関する安全確保の確認等を要請した。加えて、都道府県等に対して既存盛土等に対する対応状況や関係部局間の連携に関する実態調査を行っている。

**（電子カルテの標準化・共有化の進捗状況と共有情報の在り方）**

○電子カルテの標準化・共有化の進捗状況、共有情報を三文書六情報に限定する理由と今後追加すべき情報について伺う。

□標準化された傷病名の情報や検査情報を全国の医療機関で共有できるよう電子カルテ情報共有サービスの構築を進めており、令和８年度の冬頃に全国的な運

用を開始できるように準備を進めている。また、これらの情報は、有識者の検討や医療現場のニーズの調査等を踏まえ、外来や救急医療の現場でニーズが高いとされた情報である。サービス運用開始後も共有情報を拡大する方針であり、例えば医療と介護の連携に必要な情報等の追加を検討している。

**（地域の国際化や多文化共生を推進する姿勢とその未来）**

○地域の国際化や多文化共生を推進していくとする日本の姿勢とその未来に関する総務大臣の認識について伺う。

□令和８年１月に決定された外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を受け、総務省においては、地方自治体からの要望も踏まえ、地域社会のルール等の習熟やそのために必要な日本語指導に要する経費等について、令和８年度から特別交付税措置を講ずることとするなど、地方自治体の施策への支援を行っていく。

**（災害援護資金の償還免除の条件拡大の必要性）**

○東日本大震災における災害援護資金の償還免除の条件を拡大する必要性について伺う。

□災害援護資金は返済を前提とした貸付制度である。既に返済している被災者が多くいることを踏まえ、返済が困難となっている被災者も返済に努めることが原則となる。その上で、貸付けを受けた被災者が著しい障害を受けた場合や破産手続を開始した場合などの償還免除に加え、東日本大震災については関係法令により一定の無資力要件を満たす場合にも償還を免除できることとされている。被災者の個別の状況に応じてこのような償還免除の制度を活用してほしい。

**（水俣・芦北地域の地域振興施策の必要性と環境省の検討状況）**

○水俣・芦北地域の積極的な地域振興施策の必要性と環境省における検討状況について伺う。

□環境省としても地域振興を重要課題と捉え、地域のニーズを聞きながら取組を



進めている。具体的には、平成24年度に環境首都水俣創造事業を立ち上げ、地域の企業等との各種プロジェクトにこれまで約40億円補助している。また、国立水俣病総合研究センターによる水俣病・水銀に関する調査研究等や、水俣市による水俣環境アカデミアの設置・運営の支援等を行っている。今後も、関係地方自治体と連携して、地域の再生、融和、振興等に取り組んでいきたい。

**（臓器売買等に関連した医師の応招義務の在り方）**

○臓器売買等に加担しないための診療拒否が医師の応招義務違反に当たらないことを、国が指針等で示す必要性について伺う。

□臓器移植法の運用指針で、臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言にのっとり、国内における臓器移植対策の推進が重要であり、海外から提供された臓器についても、臓器あっせん機関を介さない眼球を除く臓器の移植を禁止する旨を明記した。医師法において医師の応招義務を規定しているが、通知で、診療の求めに応じないことが正当化される具体的な事例等を示している。厚生労働省としては、引き続き当該指針等の周知に努めていきたい。

**（普天間飛行場の返還・危険性除去の時期）**

○辺野古埋立てによる新基地提供時期と普天間飛行場の返還・危険性除去の時期について伺う。

□普天間飛行場代替施設の建設については、令和７年11月に大浦湾側の新たな埋立工事に着手するなど、着実に進んでいる。工事完了までは、変更後の工事に着手してから９年３か月かかる。普天間飛行場の返還時期は、完成後の部隊移転などを考慮した上で決定される。提供手続の完了後に早期に普天間飛行場の全面返還が実現できるよう、引き続きアメリカと緊密に連携し、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の危険性についての問題に全力で取り組んでいく。

**（国家情報会議設置法案における政治的中立性）**

○国家情報会議設置法案に政治的中立性に関する条文が含まれていないことへの

懸念に対する所見を伺う。

□国家情報局の職員には、憲法及び国家公務員法の服務に関する規定が適用される。憲法第15条第２項において、全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないこと、国家公務員法第96条第１項において、全て職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならないことが規定されており、国家情報局の職員が職務を遂行するに当たり、これらの規定を逸脱することがあってはならないことは当然と考えている。

**（公的職業訓練に関するＳＮＳ等を使ったＰＲの必要性）**

○公的職業訓練に関するＳＮＳ等を使ったＰＲの必要性について伺う。

□公的職業訓練の周知・広報は大変重要であると考えている。厚生労働省としても様々な取組を実施しており、具体的には、制度周知用のリーフレットの作成、著名人を起用したユーチューブでの紹介動画の配信、Ｘ等の公式ＳＮＳによる広報の配信など、様々なツールを活用しながら積極的な周知に努めてきた。引き続き、必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報に取り組んでいく。

**（裁判を長期化させないための速やかな証拠開示の必要性）**

○裁判を長期化させないため検察が速やかに証拠開示請求に応じる必要性について伺う。

□いわゆる証拠開示については、歴史的に様々な経緯があった。裁判が長期化し過ぎるといったことも踏まえて裁判員制度を導入する過程で、平成16年に通常審における証拠開示のルールが設けられた。その後、平成19年の最高裁決定で警察の手持ち証拠が開示対象となるなど、証拠開示が幅広くなされる運用が徐々に定着し、それにつれて、再審請求審における証拠開示も通常審で行われているような運用がなされるようになっている。

**（外国籍の子供に対する教育の保障）**



○外国籍の子供に対しても教育の保障をすべきとの提案に対する文部科学大臣の見解を伺う。

□日本に在留する外国人の状況がそれぞれであることや、教育をめぐる国際的な動向も含め、様々な観点から慎重な検討が必要と考えている。一方、外国人の子供が就学を希望するのにそれができないということがないよう、就学機会の確保に向けた取組について、文部科学省として検討し、各地方自治体と連携して進めていきたい。

**（外国人材受入れ後の環境整備に積極的な地方自治体への支援の必要性）**

○外国人材受入れ後の環境整備に積極的な地方自治体への支援の必要性に対する総務大臣の見解を伺う。

□地方自治体における取組への支援についても、令和８年１月に決定された外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策の下で行っていく。具体的には、地方税の納付を含む日本の制度を学習する生活オリエンテーション、地域社会のルールの習熟に必要な日本語指導についての事例集の作成等により、積極的に全国的な周知・横展開を図るとともに、これらの取組に対しての地方財政措置も講じている。今後とも、地方自治体の意見を聴きながら、関係省庁と連携し、取組を後支えしていきたい。

**（放課後等デイサービスの通所給付決定に当たっての学校側の窓口）**

○発達に課題のある児童の放課後等デイサービスの通所給付決定に当たって地方自治体から照会を受ける学校側の対応窓口と責任者について伺う。

□地方自治体の福祉部局より学校に対して照会がなされた場合、各地方自治体に示しているガイドラインでは、特別支援教育コーディネーターが窓口となって関係機関との連絡調整を担うこととしている。校長は、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどの専門性を活用することが望ましく、校長の責任の下で福祉部局を始めとする関係機関との連携を組織的に進めることが重要である。今後も教育と福祉の一層の連携を推進していく。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（いわゆる人生会議に関する本人の意思等の情報共有）

○ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）、いわゆる人生会議に関する本人の意思等の情報を共有するデジタル化等の仕組みを検討する必要性について伺う。

□人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援や方針決定の流れに関し、ガイドラインを示した。令和８年度は、人生会議の記録として具体的に関係者間で共有すべき項目について検討を行うこととしている。また、患者が療養環境を移行した場合でも、情報の電子的共有により、切れ目なく本人の意思に沿った医療・ケアが提供されることは重要であるので、引き続き、関係者の意見を広く聞きながら検討を進めたい。

（在日米軍が保有する高濃度ＰＣＢ廃棄物について調査・報告させる必要性）

○在日米軍が保有する高濃度ＰＣＢ廃棄物の所在と量を調査・報告させる必要性について伺う。

□在日米軍が保管する在日米軍施設・区域由来の高濃度ＰＣＢ廃棄物への対応について、環境省では、その量に関する把握も含めて外務省や防衛省と連携して米側と協議している。米側において適切に対応がなされるよう、引き続き関係省庁と連携して取り組みたい。

（水俣病患者による障害福祉サービスの継続利用の要望）

○胎児性水俣病患者による障害福祉サービスの継続利用の要望について環境大臣が水俣市長に伝える必要性について伺う。

□令和８年５月１日に水俣市長と面会し、65歳に達した胎児性水俣病患者、小児性患者、水俣病被害者に対し、年齢のみを理由に障害福祉サービスから介護サービスに切り替えることがないよう、水俣病被害地域の市町村に対して助言してほしい旨の要望を患者団体から受けていることを伝えた。市長からは、障害福祉サービスの利用について、これまでも要望を受けて検討してきたが、様々なことを考慮して難しいという趣旨の回答があった。



（安全保障上のリスクと外国人への銃砲所持許可）

○安全保障上のリスクを踏まえた上で、外国人に銃砲所持許可を与えているか否かについて伺う。

□猟銃を所持しようとする場合等には、銃刀法に基づき、当該許可を受けようとする者の人的欠格事由等について厳格な審査を行っている。人的欠格要件に関しては、他人の生命、身体若しくは財産又は公共の安全を害するおそれなどがあると認めるに足りる相当な理由がある場合は許可をしてはならず、また、許可を受けた場合であっても要件に該当する場合は許可を取り消すことができるとされている。外国人についても、日本人と同様に厳格な規定が適用される。

（選挙における投票所の閉鎖時刻繰上げ）

○選挙における投票所の閉鎖時刻繰上げのために投票できない者が生じている事実に対する総務大臣の見解を伺う。

□選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げについては、各市町村の選挙管理委員会の判断で公職選挙法の規定に基づき行うことができるとされている。選挙人の投票に支障を来すことがないよう、地域の実情等を十分に検討した上で厳正に対応することや、選挙人に対して丁寧に説明を行うことが必要であると考えており、引き続き、各選挙管理委員会へ要請をしていく。

（教育・福祉等の分野における消費税の地方自治体財政への負担）

○教育・福祉等の分野で消費税が地方自治体財政への負担となることに対する見解を伺う。

□地方自治体の教育・福祉等を経理する一般会計において、地方自治体が支払った消費税額については、当該消費税額を仕入税額控除によって還付する仕組みがない。一方で、地方自治体における消費税の負担については、仕入れに要するものも含め、所要額を地方財政計画に適切に計上した上で地方交付税の算定に反映しており、地方自治体の財政運営に必要な財源は適切に確保している。

（人的資本経営の観点から捉えた孤独・孤立の問題）

○人的資本経営の観点から孤独・孤立の問題を捉えたときの政府の見解を伺う。

□民間企業においては、若者の離職の原因として孤独・孤立の影響が指摘されており、孤独・孤立が社員の生産性やエンゲージメントの低下を招くという国内の研究結果もあるなど、孤独・孤立の問題は企業経営にも影響を与えるものと認識している。民間企業は社員の孤独・孤立を予防する重要な担い手であり、人的資本経営の観点からも非常に重要である。内閣府としては、現在、民間企業の積極的な取組事例を収集しており、今後、好事例を全国展開していきたい。

（洋上投票の今後の在り方）

○メール投票の導入を含めた洋上投票の今後の在り方に関する総務大臣の所見を伺う。

□洋上投票制度は、平成11年に議員立法によって導入された。このとき、選挙の公正の確保、投票の秘密確保、情報セキュリティの観点を踏まえ、各党各会派で検討がなされている。技術が進展してきている中、メールといったインターネットを利用する方法など、新たな投票方法の導入ということであれば、これらの観点も踏まえて各党各会派において十分議論する必要があると考えている。

（地域インフラとしての学校施設の課題に係る総務省による調査の必要性）

○災害時の地域インフラとしての学校施設の課題について総務省が横断的に調査・評価を行う必要性について伺う。

□体育館を始めとする学校施設は防災拠点としても重要な役割を担っており、学校施設の課題は複数の府省にまたがるものと考えている。総務省では、各府省単独では対応が難しい課題について行政運営改善調査を実施しており、引き続き、政策担当府省の取組状況を注視しつつ、必要な場合には過去の調査を通じて蓄積されたノウハウや総務省の全国ネットワークを活用しながら調査を実施するなど、各府省の取組を後押ししたい。



（第７次学校図書館図書整備等５か年計画の策定）

○第７次学校図書館図書整備等５か年計画の策定に向けた文部科学大臣の決意を伺う。

□図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議報告書において、デジタル化への対応強化、読書バリアフリー対応の充実、関係機関等との連携・協働の促進、人材の配置・育成の充実などの対応が提言されている。令和９年度から始まる第７次計画の策定に向けては、同報告書等を踏まえ、学校図書館の整備充実が一層進むよう取り組んでいく。また、地方財政措置額の全額が活用されていない実態があり、各地方自治体と思いを共有して整備に取り組んでいくことが重要である。

（租税特別措置・補助金の見直しと補助金の不適正利用への対処）

○問題のある租税特別措置・補助金の見直しとこども宅食事業実施ＮＰＯによる補助金の不適正利用に対する具体的な対処について伺う。

□租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議において、財務大臣から各府省庁に対し、政策効果の低い租税特別措置等の見直しに取り組むよう要請を行っている。また、補助金の不適正利用に関し、その適切な執行を調査し、適正性を判断するのは地方自治体である。こども家庭庁においては、地方自治体からの報告を精査した結果、当該自治体において違法性はなく、補助金の返還を求めないとの判断が適切に行われたものと考えている。

（原発事故に係る損害賠償に対する経済産業省の責任）

○福島県森林組合連合会と福島第一原子力発電所事故に伴う東京電力のシイタケ原木等の損害賠償をめぐる協議への経済産業省の責任について伺う。

□シイタケ等の損害賠償については、長きにわたり調整を要しているが、損害の立証の難しさやシイタケ原木特有の問題等があると認識している。経済産業省としては、具体的な被害状況をしっかりと確認した上で、適切な賠償がなされ

るよう東京電力を指導していく。また、福島県がシイタケ原木の一大供給地であったことを踏まえ、同県のシイタケ原木のなりわいの復興・発展に資するよう問題解決を目指していきたい。

（ふるさと納税の在り方）

○ふるさと納税の在り方について今後の方向性と総務大臣の見解を伺う。

□ふるさと納税制度は、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自分の意思で決めることを可能とする制度である。また、各地方自治体が地方の魅力を高めるためにたゆまぬ努力を行い、納税者に寄附を促すための健全な取組は大いに推奨されるべきものである。こうした制度の本来の趣旨に沿って適正に運用されるよう取り組みたい。

（日本型教育の途上国への展開）

○インフラ整備と教育ソフト導入のパッケージ化やＯＤＡの活用による日本型教育の途上国への展開に対する外務大臣の見解を伺う。

□日本の教育分野における支援は、途上国の自立的な発展の基礎となる人づくりの支援として重要であると考えている。これまでも教材やカリキュラム等のソフト面と、インフラ整備等のハード面の双方から支援を実施している。引き続き日本型教育の海外展開を後押しするため、ＯＤＡを活用し、ソフト面とハード面を組み合わせた支援を実施・充実していきたい。

（在留外国人に対する民間医療保険加入の義務付けの必要性）

○在留期間が３か月を超える外国人に国民健康保険ではなく民間の医療保険への加入を義務付ける必要性について伺う。

□国民健康保険における外国人被保険者の割合は4.6％、外国人の医療費は1.5％、高額療養費は1.3％である。在留期間が３か月を超えて住民基本台帳に登録された外国人が国民健康保険の被保険者となる原則は、国籍を問わず等しく保障すべきという医療保険制度の基本的な考え方に沿っている。外国人は医療保険制度を多く利用しておらず、外国人にのみ国民健康保険に加入させず民間の医療保険への加入を義務付けるという取扱いについては慎重な検討が必要だと考える。

（昭和100年記念式典の内容に関する議事録等の公表の必要性）

○昭和100年記念式典の内容決定に向けた議論の経緯が分かる議事録等を公表する必要性と議事録等の存否について伺う。

□式典内容については、式典の趣旨、目的、過去に行われた式典の例を参考にして、それぞれの式典にふさわしい内容になるよう式次第を用意する。必ずしも過去の事例との同一性を求められるものではない。今回の議論の過程に係る議事録については、今の時代に合ったもの、また、趣旨に沿ったものとして組み上げられた式典内容であるということで説明させていただくよりほかない。

（個人情報保護法改正案の特例において提供される個人情報の内容の規制）

○個人情報保護法改正案における統計作成等の特例において提供される個人情報の内容に規制を掛ける必要性について伺う。

□本特例においては、個人情報の提供に際して氏名等を一律に削除することまでを要件としていないが、提供先がＡＩ開発等の目的で取り扱う必要がある場合であるとの要件を客観的に満たさない場合には、氏名等の提供はできない。さらに、提供されたデータがリスクに応じて適切に取り扱われるための制度的な措置を講じ、個人情報保護委員会においてモニタリング等の適切な監督を実施することにより、本人の権利利益の適切な確保・保護を行っていく。

**（３）参考人からの意見聴取及び質疑**

第221回国会において、令和８年３月９日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、一橋大学大学院法学研究科教授辻琢也君、京都大学公共政策大学院院長曽我謙悟君及び追手門学院大学地域創造学部教授小野達也君から意見を聴取し、各参考人に対し質疑を行った。

質疑においては、税財源配分と日本の発展を踏まえた東京と地方の在り方、地方自治体における技術職の確保策と適正な評価・処遇改善、国の補助金等と地方の自主性・独自性、国が地方自治体に財政支援を行う際の留意点、政策評価における目標設定・国と地方を横断する実施・対象の集中と選択、ＥＢＰＭにおけるエビデンスの厳密な検証、東日本大震災からの復興の在り方、ＥＢＰＭにおいて経験等を政策に反映させる必要性、地方自治体における外国人への生活保護の支給、国の制度を地方で維持できるようにする国の責任、政策評価の結果の受容と改善におけるガバナンス等の条件、ＥＢＰＭの水準向上に必要な立法・人員・予算面での措置などについて議論がなされた。各参考人の意見及び議論の概要は、以下のとおりである。

**【参考人の意見の概要】**

**辻　琢也　参考人（一橋大学大学院法学研究科教授）**

人口増加という成長社会を前提とした国・地方関係を、超高齢・人口減少という成熟社会前提へと根本的に方針転換する必要がある。デジタル化の波と深刻なマンパワー不足で、方針転換は待ったなしである。

秋田県と富山県を例に、市町村・都道府県・国の担うべき役割を考えたい。秋田県は10年以上人口減少率が全国一高く、その主要因は若者流出による社会減から少子高齢化による自然減へと移行している。人口減により地域の低密度化が進行し、雪害による高齢者の事故等の死者も多く、生活基盤の維持が命懸けになりつつある。一方、富山県も事態は深刻で、富山市はコンパクトシティ戦略を先行して展開してきたが、人口の低密度化は避けられず、インフラの老朽化が負担となっている。県有建物の約７割が築30年を超え、今後30年の必要更新費用は現行経費を上回る。また、市内に通行止めや重量制限のある橋梁が偏在し、少人数でも生活道路として使う限り、簡単に撤去できない。

こうした厳しい現実は、単なる衰退ではなく、持続可能な規模へと社会を最適化していくための避けて通れない産みの苦しみである。近年、国や地方自治体は、児童手当拡充など攻めの対策を講じてきたが、出生数が減少する中ではインフラや行政サービスの適量縮減・更新といった守りの対策も必要である。省インフラの提案は、総論賛成各論反対に陥りやすく、実行には困難が伴う。かつて地方自治体は、民間へのアウトソーシングや市町村合併で行財政体制の効率化を目指したが、現在、新たな合併の機運はなく、民間企業も人手不足とコスト高にあえぎ、政府のアウトソーシング戦略も転機を迎えている。この閉塞感を打破する最大の原動力はデジタル化である。地方自治体が主体となったデジタル化の先行事例として、地方税の徴収に関する税務ＤＸがある。地方税共同機構という共通のプラットフォームを設立し、ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）や統一のＱＲコードを導入したことで、外部機関との折衝・データ取込等が一括化され、全国規模で経費が節減された。地方自治体の現場では、納付の消し込み作業から職員が解放され、専門知識がなくとも税務業務を担える環境が整いつつある。納税者も、窓口に赴くことなく全国どこへでも納税可能となった。同機構は国税ｅ－Ｔａｘを上回る資金規模となり、国民健康保険料なども扱う地方版歳入庁として機能している。国のシステム標準化の方針以前に、地方自治体側が現場のニーズを踏まえ共同化の仕組みを準備してきた点が重要である。実効性あるデジタル化は、現場を担う地方自治体の主体的努力があって達成できる。また、全てをデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により、単純作業から職員を解放し、余力を人にしかできない対面サービスや政策立案に再配分することが重要で、アナログとデジタルのベストミックスこそが国・都道府県・市町村それぞれ共通の政府経営の真髄である。

こうした現実を踏まえ、国・都道府県・市町村はどのように役割分担を再構築していくべきか。市町村は、最前線でデジタルとアナログのベストミックスを地域社会に実装する役割を担い、行政手続の徹底したデジタル化を進め、場合によっては外部委託していた業務をデジタル前提で内製化し、そこで生まれた余力でインフラ縮小などの痛みを伴う最適化について合意形成を図る。都道府県は、広域的な視点で全体最適をデザインする役割を担い、橋梁などの国・都道府県・市町村の管轄を越えたインフラの複合化、集約化を主導する。また、市町村単独で確保が難しい専門人材について、都道府県は市町村と一体となって専門業務の補

完・マンパワー不足の広域調整を行い、場合によっては市町村に代わってインフラ整備や維持管理を行うこともあり得る。国は、地方がこの守りの経営を確実に行えるよう、制度と財源を整える役割を担う。インフラの縮小、更新、管理、除却への財政措置の拡充、デジタル化・ネット取引による恩恵の東京偏在の是正、地方のための一般財源の確保も不可欠である。さらに、デジタル基盤の標準化、全国共通プラットフォームの提供、整備支援も国の重要な役割である。

人口が減少したとしても、豊かさと安心を実感できる社会は実現可能である。省インフラや全体最適は、予算削減だけではなく、将来世代へ過度な負担を残さず、未来への魅力的な投資を確保することが目的である。これからは、常識を疑い、柔軟に未来志向で行動することが必要である。国・都道府県・市町村がそれぞれ利害を離れ、柔軟に改善することを前提に、合意できたことからまず試みることこそが豊かな成熟社会へと導く鍵になると思う。

**曽我　謙悟　参考人（京都大学公共政策大学院院長）**

政策評価を素材として、国と地方の関係を中心に考えるところを申し上げたい。

具体的に取り上げるのは、総務省による「生活道路における交通安全対策に関する政策評価」である。実態調査からの提言として、地方自治体の交通事故に関するデータの活用に向けて、国土交通省に対しては市区町村への周知啓発、警察庁に対してはオープンデータ情報の充実と都道府県警察による市区町村への情報提供の促進を求めている。まずこの政策評価に三つの批判を加えたい。

第一の批判は、ＥＢＰＭが必要という結論ありきで、実効性に乏しい処方箋になっている点である。オープンデータの利用によって行政の実態を改善するという提言が最初から設定されていたと思われる。なぜ地方自治体がデータを用いないのかをじっくり分析せずに実態を変えることは難しい。施設整備の箇所付けには地方議員が影響を持っているのではないかといった様々な仮説を研究者が検証できるよう、調査データの公開を強く求めたい。

第二の批判は、事故情報を用いた施設整備が事故を減らせているのかについて検証できていない点である。そのため、他の政策手段との比較も行えていない。



地方自治体が検証を行っていない中で、総務省が政策評価を通じて効果の検証を行うことには十分な意義があるが、評価書を見ると総務省の検証も不十分なものになっている。

第三の批判は、評価制度が構造的に断絶している点である。政策評価法の対象は国の行政機関であって、地方自治体については、国が委任・補助をしている業務か、法定受託事務でなければ対象にならない。国と地方が一つの政策を協働して実施しているにもかかわらず、評価において国と地方を峻別し、地方自治体への意見表明を一切行わないことが必ずしも適切とは思えない。地方自治の観点から地方自治体への助言に慎重であることは理解できるが、政策実施の実態を踏まえ、政策評価法における国と地方の関係についても見直しが必要ではないか。

次に、この評価が示している国と地方にまたがる問題の中で、行政では扱いにくく、政治の場で議論することが望ましいと思われる点を四点申し上げたい。

一つ目が、参加と平等の間のジレンマの問題である。言い換えると、地方自治体の意思決定はどのような情報に基づいて行われるべきかという問題である。地域住民からの要望と客観的なデータの二つがあるとき、どちらをどのような理由で重視すべきか、答えは簡単ではない。誰が優先順位を決めるのか、住民なのか議会なのか専門家なのか、あるいは国なのかという、役割分担の設計問題として考えるべき論点だと思われる。

二つ目が、「命か経済か」という価値選択と、国と地方の役割分担の関係についてである。そうした選択を全て地方が担っていくことは過重な負担であると思う。地方分権の観点から補助金はできるだけ減らすべきだとされてきたが、シビアな選択の分担の観点からも、使途を限定した補助金の意義を改めて問い直すべきではないか。

三つ目が、ＡＩデータと専門職不足への対応である。道路整備は土木系の専門職の経験と知識に依存してきたが、今後人材の確保はますます困難になる。他方で、浜松市のように、ＡＩに学習させ事故危険度予測モデルを構築する事例も現れている。こうしたＡＩモデル開発の担い手は国なのか、それとも先進的な地方なのか、技術系の役割分担の再設計が求められている。

四つ目が、自動運転の時代に向けた道路管理の再設計である。道路は国道、県道、市道と所管ベースで分けられているが、実際の道路ネットワークは生活道路、幹線道路、高速道路と機能ベースで分けられている。自動運転は高速道路から順に普及すると考えられ、所管別の管理分割では円滑な対応が難しくなる可能性がある。自動運転の普及は、技術だけではなく、社会側の制度整備にも懸かっている。自動運転時代においても国際競争力を維持するためには、国と地方の道路管理ガバナンスも見直す必要が出てくると思われる。

最後に、行政が得た情報・データをより一層オープンなものにすることで、実情の理解を通じて社会を改善していくことが進むよう、国会に要望したい。また、行政が扱えない価値選択の問題を国会が主体的に扱う役割を担うことを期待している。行政監視というものは、単に行政の誤りを指摘するだけではなく、行政が問えない問いを政治として問い直すことに意義があると考える。個別の政策について丁寧に検討を行いつつ、そこから構造的に見られる問題を抽出していき、全体の改善を図っていくことが行政監視の質を高める一つの有効な方法ではないか。

**小野　達也　参考人（追手門学院大学地域創造学部教授）**

政策評価の研究と実践には三つの系譜があるとされる。一つ目が業績測定であり、一つ一つの政策の進捗や結果を数字の指標でモニタリングして、政策サイクルを回すものである。二つ目がプログラム評価であり、個々の政策の必要性、論理、プロセス、アウトカム、インパクト、効率を体系的に掘り下げて評価するアプローチである。三つ目が政策分析であり、事前に政策の費用と効果を推定し、採否やオプションの選択を行うものである。

日本における政策評価をめぐる近年の議論の中心は、一つ目の業績測定に関する政策評価（業績測定型評価）と、二つ目のプログラム評価のうちＥＢＰＭに相当する部分であり、それらについて私の見解を申し述べたい。

業績測定型評価は、30年程の実績があり、今や公共部門のあらゆるところに行き渡った印象がある。ところが、次第に評価のルーチン化・形骸化が目立つようになる一方で、評価を行うことの負担感は増し、評価疲れが言われるようになってきた。この背景には、政策評価が義務的な作業として規則どおりに評価書を作成するルール・ドリブンにとどまり、評価が使命として実行されるミッション・ドリブンになっていない状況がある。しかし、これからの時代の政府や地方自治体において、政策の取捨選択や資源配分の最適化を業績測定に基づいて行う必要性は、増すことはあっても減ることはないと考えている。

また、評価制度が始まった当初から、評価指標、特にアウトカム指標の設定が難しいという声が一貫して多数あった。アウトカム指標は国民生活や地域における成果そのものを測るものが望ましいが、政府や地方自治体の取組の把握にとどまるものが多く、そして、設定される評価指標のほとんどは総数や平均の把握にとどまり、地域や対象者の属性などの内訳に乏しい。また、評価指標の質は、測るべきものを測っているかという妥当性で決まる。評価指標の妥当性が不足していれば、その後の評価指標を使った議論の意味を失う。評価指標の質についても点検を強化することが望まれる。

政府において、政策評価制度や行政事業レビューなどの業績測定型評価は基礎的ＥＢＰＭと位置付けられた。政策評価全体を見ると、業績測定型評価の対象となっているものが圧倒的に多く、業績測定の改善は重要な意味を持つ。ＥＢＰＭとの関係で業績測定への関心は改めて高まっており、基礎的ＥＢＰＭへの位置付けが業績測定の改善の追い風になると期待している。

続けて、プログラム評価のうちのＥＢＰＭに相当する部分についての課題である。

業績測定型評価による基礎的エビデンスの把握と、実証実験などによる厳密なエビデンスの把握が別物になってはならない。本来は、前者の広く浅い評価を受けて、掘り下げた分析を行うべき政策を選び、後者の把握で因果関係を突き止めるという一連の過程が望ましいが、各府省の取組は別物になってしまっているように思われる。

また、各府省は、より厳密なエビデンスを推計する取組を進めているが、分析が可能で効果が確認できそうな政策のみを対象としている印象がある。

さらに、研究で推計された結果がそのまま現実の政策のエビデンスになるとは

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

限らない。研究結果として出たものと政策の本当の効果として扱うものとの間には若干距離がある場合があるということも指摘したい。

国民的関心事に関する政策についての評価・検証を国として考えてほしい。例えば地方創生の第一期、新型コロナ対策などは、評価・検証結果は示されていないのではないか。評価・検証結果がデータに基づいて示されれば、ＥＢＰＭの意義を広めることにもなろう。

政府の見解を総合すると、ＥＢＰＭの主体は全ての政策関係者であり、対象は行政機関の活動の全て、ＥＢＰＭで回すサイクルには政策課題の把握、効果の予測、測定、評価が含まれるとされる。つまり、政策の全てがＥＢＰＭである。これこそが政府が目指すべき姿であるが、遥かな道であり、一歩ずつ進んでいくしかない。

評価をするときに何ができていないかという認識こそがその評価の強みである。つまり、一生懸命に評価を行うが、評価ができていない部分はあることを踏まえた上で評価をしていく。そういう形で改善、工夫していくことが重要である。

**【議論の概要】**（○：委員の発言、△：参考人の答弁）

**（税財源配分と日本の発展を踏まえた東京と地方の在り方）**

○税財源偏在の問題を日本全体の発展という視点から考えた今後の東京と地方の在り方について伺う。

△東京の頭を抑えて地方を伸ばすというよりも、東京も地方も共に伸びていく状況をつくることが重要である。東京の経済活動の拡大のみならず、ネット取引等の地方での活動部分があっても地方で徴税できず東京の税収になるものもあり、これが東京の税収の多さにつながっている。本来地方が税収として得られる分については是正して、地方が経済面も税収面もプラスになっていくという納得感を得られるような体制を作ることが重要ではないか。

△政治の観点から一番危惧しているのは、経済的に発展したところとそうではないところの間の分断等につながっていくことである。日本でそうしたことが相対的に避けられてきたのは、地域的な再分配の強化も大きく寄与してきたのではないか。ただ、それが東京の人の負担感の大きさになっている。社会全体の分断等を抑制する形で、東京が地方に対してどれだけのサポートを担っていくのかを、国として考えていくことが大事である。

△国から補助金が出て鳥取県で公共事業を行う場合、日本全体の水準で評価すると、人口が少なく経済も小さいので費用の割に成果が余りなく明らかに効率が悪いが、鳥取県の自己負担分を考えると補助金が出るので効率は悪くない。日本全体で見ると合成の誤謬とも言えるが、大都市部と比べてインフラ等の水準が恵まれていない鳥取県のための判断と日本全体のための判断とは方向が違うという現実があり、やや曖昧な状態で進んでいるのではないか。

**（地方自治体における技術職の確保策と適正な評価・処遇改善）**

○地方自治体において人材不足が顕著な技術職の確保策と専門性の適正な評価・処遇改善の必要性について伺う。

△地方の現状を見ると、公務員の専門職よりも、土木職などの現業の職員の採用の方が厳しく、実際民間事業者が公共インフラの維持管理を担っている。こういった人材をどうやって確保するのかというのは、公務員の問題を超えて、業界全体の問題となっていることを前提として考えなければならない。

△技術職の人手不足の問題はなかなか対応が難しい。特に町村に関して言うならば、これまで一つの地方自治体にその職員として張り付いていた技術職について、他の市町村の業務を受けるという形や、複数の市町村に恒常的に属する形も一つのアイデアと考える。

△技術職に限らず、職員定数の適正化ということで削減が続けられているが、何を適正と考えて減らしているのかと聞いても、減らせる限りは減らすというだけで、当事者の地方自治体から正面からの答えを聞いたことがない。残業手当が一定程度を超えないところまで減らすというところもあり、果たして良い指標なのか疑問がある。削減・効率化の必要性も分かるが、職員の数をどこまで減らして大丈夫かという議論・研究が必要ではないか。

（国の補助金等と地方の自主性・独自性）

○国の補助金等により地方の自主性・独自性が発揮されにくい状況に対する所見を伺う。

△地方自治体の頑張ったところが、地方自治体の一般財源の方で一定程度報いられる体制を作らなければならない。インフラの新設に比べて維持更新を実施した事業を的確に評価するのは難しくなってきていることを踏まえると、評価の在り方も含めて、地道に更新していく事業に対して、地方自治体の努力を注入できるような体制を作っていくことを考えていく必要がある。

△地方の裁量については、国が地方に対して様々な形で仕事を振り分けており、むしろ拡大している面もあると考えている。地方自治体が策定した計画がなければ、国から補助金が付かないため、たくさんの計画を策定しなければならないといった話もあり、全体として、地方の裁量のような地方のやりたいことが実現していく状況になったのかというと、両方の面があると評価している。

△国の補助金で実施する事業で、地方自治体は補助金が出て得をするが、国全体としては非効率的という事態を解決するためには、個々の補助金で行う事業の評価だけでなく、補助金を出す前も含めた、国全体の政策の費用対効果やエビデンスによる効果分析を国が行わなければ、大掛かりな話ではあるが、本質的な改善にはならないと感じた。

（国が地方自治体に財政支援を行う際の留意点）

○地方自治体のインフラや行政サービスが縮減する中で国が財政支援を行う際の留意点について伺う。

△様々な地方自治体において道路の問題も含めて話を伺うと、住民は道路の利便性を享受している一方で、道路の維持には相応の費用が必要であり、継続が難しいという実感がないように感じる。インフラや行政サービスの維持に、ある程度費用が生じ、誰かが負担しなければならないという共通の認識を持つことが重要であり、認識が広く浸透しビジョンが共通となれば、国と地方自治体が目指す方向性に大きな差異はないのではないかと考える。



（政策評価における目標設定・国と地方を横断する実施・対象の集中と選択）

○今後の政策評価の方向性における評価目標の設定、国と地方を横断する評価実施、評価対象の集中と選択の意義について伺う。

△それぞれ意義があるものと考える。加えて、駄目な部分を罰する評価をやめ、より良い行政への手掛かりを見付けるための評価にしていくことが大切である。

△それぞれ意義があるものと感じる。評価対象の集中と選択については、政府で定着している広く浅い評価を活用して、掘り下げる政策を選ぶ形が望ましい。また、ミッション・ドリブンの観点からは評価のスリム化も必要だと思うが、担当職員が前向きに取り組みたくなるよう、工夫した効果がエビデンスで確認できる流れをつくることが評価の望ましい在り方である。

（ＥＢＰＭにおけるエビデンスの厳密な検証）

○ＥＢＰＭにおけるエビデンスの厳密な検証を求めることに対する所見を伺う。

△ＥＢＰＭが最も進んでいるのは医療、健康の領域で、第一線の研究とそれに基づく実践が非常に近い形になっているが、健康寿命の延伸の学術的な究明と各団体での実践には少し差があるなどの問題もある。よって、領域別に実態に合わせて推進していくことが必要である。評価は手間とお金が掛かる割には中核部分に関われる範囲が必ずしも深くないので、いかに簡易に行いながら住民にそうした認識を一般化してもらえるかが最も重要な課題である。

△科学的な分析において、様々な形でできる限り多くのデータを使っても、分かることは、この程度に確からしいということだけ、偶然などを含めた様々な他の要素によって違ってくることがあるということだけである。また、政策や施策の分析においては、行政側の効果分析に、様々な要因をより広く分析している研究者の分析を合わせていくことが必要ではないか。

△統計的な分析結果をどう捉えるかには、有意性や外的妥当性を判断する統計リテラシーが必要である。例えば、省庁の分析担当者にはある種のチェックの必要性に気付ける程度の能力や、そのチェックのための共通のリソースが必要で

ある。また、ＥＢＰＭのためには、総務省による客観性担保評価の機能について、数字の統計的な確からしさ、都合良く変数を使っていないかなどを含めた点検をできる範囲で強化することも必要である。

**（東日本大震災からの復興の在り方）**

○東日本大震災からの復興は住民の暮らしとなりわいの再建を中心とすべきとの考えに対する所見を伺う。

△震災によって、人が減り、分散して住み続け、それぞれの住民が地域に思いはあってもうまく生かせないでいるとすると、本音で将来ビジョンをどの程度実効性あるものとして見せることができるかが大きなポイントだと思う。そうした中で住んでいくことも、そこの中でなりわいを確保していくことも、うまく両立させていかなければならないので、全体の人数構成や年代構成も併せて適正な将来ビジョンを示しきれるかということが一番問われるべきだと考える。

**（ＥＢＰＭにおいて経験等を政策に反映させる必要性）**

○ＥＢＰＭにおいて地域や実情に応じた経験等を併せて政策に反映させる必要性について伺う。

△データというのは、それだけで何か全てうまくいくというものではない。例えば、運転の仕方の違いといった地域ごとの資質的な知識・理解といったものをデータと組み合わせていくことによって、より良い理解にたどり着くと考える。そうやって、より充実した現実の把握・理解に基づいて政策を実施していくということが大事である。

**（地方自治体における外国人への生活保護の支給）**

○地方自治体における外国人への生活保護の支給が昭和29年の厚生省の通知に基づいて長年実施されていることに対する所見を伺う。

△生活保護制度については専門ではないが、基本的な構造として、国と地方自治体にはそれぞれに役割があり、本件は役割が重なる部分の問題であると理解した。当時の厚生省が発出した通知を改正する必要があるかについては、まずは厚生労働省が判断すべきものと考える。

△一般論として、事務事業を評価するときの基本的な観点の一つとして、長年続いている事業や制度について、そのまま継続してよいのかというものが挙げられる。重要な観点であり、地方自治体における自治体評価でも採り入れられている。長年続いている事務事業であれば、まずはそのような観点で評価がなされるべきであると考える。

**（国の制度を地方で維持できるようにする国の責任）**

○国が策定した制度を地方において維持できるようにする国の責任について伺う。

△国が作る法律を地方が実際に実施できるのかについて、国と地方は協議をすることになっている。しかし、地方の側からは人がいないことを理由に法律の制定を拒否することはできないのが現実であると思う。地方の側で本当にできるのかを国の側が丁寧に考えて制度設計していかなければ、政策として行き届かないということが今後もますます増えていくと考える。

△人口減少、特に地方部から人口が減っていき、それに財政もつながっていく状況の中で、各省庁のほか、民間の研究者、ジャーナリストが将来のシミュレーションをしている。政府として、個別の問題を論ずる前に、将来の大きな枠組みをどうしていくのかというバックグラウンドの共通認識をしっかり持つことが必要となってきているのではないかと思う。

**（政策評価の結果の受容と改善におけるガバナンス等の条件）**

○政策評価の結果を学習として受容し改善していくためのガバナンス・文化・制度的な条件について伺う。

△政策の評価は、行政の中だけにとどまるものではなく、国会や国民も評価結果の受け手、評価結果を踏まえて意見する側になり得る。現状の評価について、時間が経てば変わる場合であっても、待たずにすぐに批判することになってはいけないと考える。評価というのは、行政がより良くなっていくために、評価

結果を踏まえて意見する側の在り方が根本的には大事になってくると考えている。

△良くないところを探したり、決めたりするような評価では後ろ向きになってしまう。効果がなかった・少なかったことが実は外部要因等によるものだったという発見を高く評価する文化を醸成していくべきである。ガバナンスについては、国会、メディア等が評価結果・評価方法に常に関心を持ち、良くも悪くも言及することで、改善が進むと考えている。政策がうまくいっていないことを肯定的な機会と捉え、改善していくようになってほしい。

（ＥＢＰＭの水準向上に必要な立法・人員・予算面での措置）

○我が国のＥＢＰＭの水準向上のために必要な立法・人員・予算面での措置について伺う。

△ＥＢＰＭは、法律というよりも人材面の手当てが特に必要であると考える。ＥＢＰＭに本格的に取り組んでいくには、内部人材への統計リテラシーや評価に関する研修、専門人材の採用、様々なリソースを活用した外部組織との連携、予算の積極的措置が重要である。例えばアメリカでは、政府、大学、民間の間で人材の流動性が高く、政策評価のための予算措置も制度上確保されている。

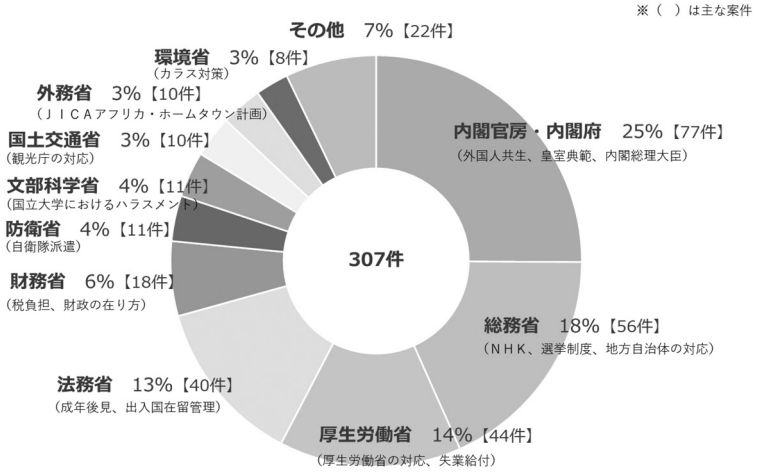


## Ⅲ　行政に対する苦情

平成30年６月の参議院改革協議会報告書において「参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する」とされたことを踏まえ、参議院ホームページ等を通じて寄せられた行政に対する苦情を行政監視委員会における調査の基礎的な資料の一つとするべく、平成31年３月、「行政に対する苦情窓口」を設置した。

同窓口において、令和７年５月から令和８年４月までに受理した行政に対する苦情は307件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（令和７年５月～令和８年４月）

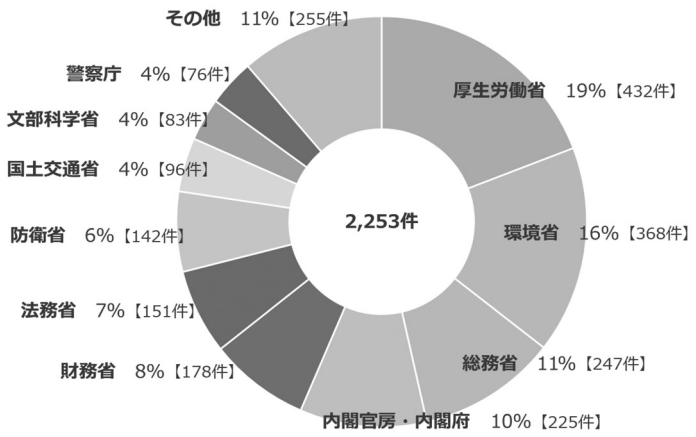


令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

＜参考＞

同窓口を設置した平成31年３月から令和８年４月までに受理した行政に対する苦情は2,253件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

**【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（平成31年３月～令和８年４月）**






---

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

令和八年七月一日

国際問題に関する調査会長　鈴木　宗男

参議院議長　関口　昌一　殿

---

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

# 国際問題に関する調査報告

（中間報告）

令和８年７月

参議院国際問題に関する調査会

目　　次

一　調査の経過……1
二　調査の概要……2
１．総論（自国第一主義と国際協調）……2
（１）参考人の意見概要……2
（２）主要論議……9
２．中東・アフリカ情勢と日本外交の在り方……19
（１）参考人の意見概要……19
（２）主要論議……23
３．東アジアの安定に向けた課題……28
（１）参考人の意見概要……28
（２）主要論議……32
４．欧州が直面する課題と日本外交の在り方……40
（１）参考人の意見概要……40
（２）主要論議……45
５．現下の国際情勢と世界の安定に向けた日本外交（委員間の意見交換）
……53
三　主要論点の整理……62

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

## 一　調査の経過

参議院の調査会は、参議院に解散がなく、議員の任期が６年であることに着目し、国政の基本的事項について、３年をかけて長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられる参議院独自の機関である。「国際問題に関する調査会」は、2025（令和７）年10月21日の第219回国会（臨時会）において、国際問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として設置され、３年間を通じた調査テーマを「世界の平和と安定に向けた日本の役割」とすることを決定した。

１年目の調査では、第221回国会（特別会）において、「現下の国際情勢と世界の安定に向けた日本外交」に関し、「総論（自国第一主義と国際協調）」、「中東・アフリカ情勢と日本外交の在り方」、「東アジアの安定に向けた課題」及び「欧州が直面する課題と日本外交の在り方」について、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行った（2026（令和８）年３月４日、４月15日、５月13日、５月27日）。この後、「現下の国際情勢と世界の安定に向けた日本外交」について、委員間の意見交換を行った（同年６月10日）。



## 二　調査の概要

### １．総論（自国第一主義と国際協調）（2026（令和８）年３月４日）

#### （１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

**神保謙参考人（公益財団法人国際文化会館常務理事・慶應義塾大学総合政策学部教授）**

第２期トランプ政権（トランプ政権2.0）の外交・安全保障政策が、インド太平洋の戦略環境、日米同盟、日本の外交・安全保障政策に与える影響を整理する。

まず、2000年代以降の国際秩序のマクロトレンドの変化を概観すると、当初はグローバル化と経済相互依存が平和的な発展を後押しし、いずれ新興国が国際システムに統合されると見られていたが、2010年代、特に後半以降は地政学的な世界が復活した。国際法、国際制度、経済相互依存という戦後の世界で育まれた安定の方程式が崩壊し、力がむき出しな世界の中でバランスを保つ時代へと変化した。

現代の国際環境の最大の特徴は、危機が一つの戦域で完結しないことであり、欧州、中東、インド太平洋という３戦域とロシア、中国、北朝鮮という日本にとっての３正面が、相互に連動して軍事能力と軍事活動が増幅する状況にあることである。

インド太平洋諸国の2005年以降の軍事支出の推移を見ると、地域全体で軍事力が増勢し、競争の密度が上がっていることから、平時から有事への移行速度が上昇し、グレーゾーンの長期化・深刻化と通常戦へのエスカレーションが連続的に起こり得る現象が常態化していくことが読み取れる。また、中国の軍事力が大幅に増強されたことにより、米国が圧倒的な優位を持ち日本も対中戦略において海空優勢を維持できる時代から、根本的な構造変化が起きていることを読み取る必要がある。

こうした環境の中、トランプ政権2.0は、米国の自画像を、海洋国家としての超大国、つまり、世界中の国々と同盟関係を結び、国内外の安定を図る海洋国家型から、国境線を重視してバッファーゾーンと影響圏を築き、西半球での優位性を確立する大陸国家型へと転換させたと考える。もちろん、米国は依然シーパワーの超大国であることは明らかだが、他国への関与の程度は米国の価値基準に基づく選別的なものになりやすく、こうした観点から日米同盟の運用の在り方を考えていかざるを得ないと思われる。

2025年12月に発表の米国の国家安全保障戦略では、世界の全ての地域、全ての課題に等しく注意を払うことはできないという考え方に基づき、地域ごとに優先順位と戦略が示された。米国は世界を相互に連結した一つの戦略回路として考えるのを止め、地域ごとの自立性とコストの分担を求める発想へと移行している。日本にとっては、米国がインド太平洋に関与し続けるための条件をどれだけ整えていけるかが重要である。

トランプ政権2.0の外交では、対中競争を強く押し出すアジア・ハードピボットという側面がある一方で、同盟国に介入をアウトソースするオフショア的な思考も併存している。大統領個人に絞れば、ディールや大国間の調整で安定を図ろうとするグランド・バーゲン的な衝動が強く見られる。日本にとっては、米国の意思決定がどう振れても耐えられるような振れ幅の管理が重要である。また、トランプ政権2.0は、米国が不要な紛争に関わらなくともよい世界を目指し、様々な世界の紛争のディールによる解決を連続的に行っているものと見られ、このような視点が朝鮮半島や台湾にどう働くかが今後重要となる。

国防省と軍という視点においては、大統領の「意思決定の余地（decision space）」をできるだけ広く提示することが現在のホワイトハウスの力学では重要となっている。逆に、これを狭める相手には徹底的に対抗することになり、中露のような懸念国の威圧・軍事行動を牽制するだけでなく、同盟国であってもただ乗りや米国を巻き込むような挑発的行動に対しては、米国の選択肢を狭めるものとして厳しく対応することになる。

2025年６月の対イラン空爆や2026年１月のベネズエラ侵攻では、トランプ政権は軍事介入をすべきときにはするが、長期戦、占領や国家再建は考えず、能力破壊等、限定的な目的を短期間で達成するために行うという見方ができた。一方、現在進行中の対イラン攻撃において、米国・イスラエルは指揮統制の麻痺、ミサイル戦力や海軍能力の破壊、核保有の阻止から体制転換の圧力まで複層的な政治目的を有すると見られるが、終結条件やエスカレーション管理といった側面から見ても、米国の出口戦略がはっきりしていない。同時多発の危機が連鎖する時代に、米国のdecision spaceがどこでどのように形成されるかが重要である。

台湾海峡危機の想定シナリオは限定侵攻、ハイブリッド介入等、様々な幅があるが、初動時間の短さ、エスカレーション管理の難しさ、また、トランプ政権2.0による武力介入が本当にこうしたシナリオと適合するのかという点で極めて難しい性格を有する。

最後に、政策的なインプリケーションを３点に整理する。第一に、東アジアの安全保障環境は厳しさが継続し、リスクが連鎖する状況にある中で、通常戦力の競争に加え、核を含む多層的な抑止への移行が進んでいく。第二に、米国第一主義時代の日米同盟は、日米安保条約第５条によって関与が自動的に担保されているという発想から、大統領のdecision spaceの中で管理しているという発想への転換が必要であり、同盟の負担分担の在り方や価値基準の共有化が重要になる。第三に、自由で開かれたインド太平洋（ＦＯＩＰ）が提唱された10年前と比較してインド太平洋の重要性が増し、その性格も変化している中で、米国が公共財を広くグローバルに供給するモデルから、同盟国、同志国や必ずしも同志国とは言えない国々ともネットワークを形成し、そこで公共財を分担して供給するモデルへの移行が重要となる。

**岩間陽子参考人（政策研究大学院大学教授）**

ケネス・ウォルツの三つのレベルの分析を踏まえつつ、国内レベルや個人レベルとの関連を見据えた上で、現下の国際情勢についての考えを説明したい。第一に、現在の非常に混乱した厳しい情勢になった要因は、個人レベルであるトランプ大統領の信条、世界観、スタイルにある。個人が世界をどう捉え、実現してい

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

くかが世界を大きく変えるものであり、現在の変化の速度は、かつてゴルバチョフ大統領が冷戦構造に引き起こした急速な変化に匹敵する。第二に、米国に限らないが、国内社会（国家）レベルで様々な構造変化が起こっている。ＭＡＧＡと言われるトランプ支持層は、米国内の製造業の空洞化による中産階級の貧困化がもたらした所産であり、このような国内問題が解消されない限り、国際社会レベルだけで問題を解決しようとしてもうまくいかない可能性が大きい。第三に、国際秩序（構造）レベルで大きな変化が起こりつつある。冷戦終結後の米国一極体制においては、安全保障、金融、経済のシステム維持コストが米国に集中し、その負担に対する不満が出てきている。また、経済・軍事大国化した中国が近年米国に挑戦している現状があり、米国には自らが運営してきたオープンで自由なシステムを悪用されたとの感情がある。さらに、冷戦後に加速したグローバリゼーションと情報革命が問題を複雑化させ、我々がとり得る選択肢を制限している。その中で人の移動が激化し、現在、米国の移民の割合は、排外主義が強まった1920年代のレベルに迫っており、これに対する社会的な反応がトランプ政権台頭の背景の一つにあると思われる。

米国による「リベラル国際秩序」が形成された背景には、保護主義やブロック経済化が1930年代の世界恐慌とファシズムを生み世界大戦につながったとの世界観や、国際連盟不参加という米国の孤立主義が間違いであったとの歴史観がある。それが戦後、国連や自由貿易制度等の国際的な公共財を米国自身が支え、同時に欧州の勢力均衡にもＮＡＴＯの形でコミットし、独裁者を宥和しようとした過ちから共産主義との対決や軍事的な封じ込めにつながっていった。この米国を支えた多くの先進国は民主主義国であり、民主主義は産業化社会を支えてきた教育された豊かな中流階級や労働者の声を国政に反映させるシステムとして生まれた。20世紀後半には、欧州や日本等の経験から、経済発展が民主化につながるのではないかとの期待が強まり、韓国など一定の国では実現したと思われた一方で、これに続くと期待された中国は、21世紀に入り違う方向に転換し始めた。

今、米国が起こしている現状修正は、米国が多大な負担を強いられていることへの不満から同盟国への公正な負担を要求するものや、国際機関を非効率的であるとして協力を停止しつつあるものである。また、価値観の問題として、左派イデオロギーへの反発がある。米国だけでなく欧州社会においても、いわゆる保守党も中道化・左派化したことに国民の共感が付いていかなかった現実があり、日本も含め、国内社会における国民の共感をいかに取り戻すかが重要となる。トランプ政権がとる各種政策の根には国内製造業の立て直し等の問題があり、手段の是非だけでなく、問題の根本を見ていく必要がある。

欧州の反応には国によりばらつきがあるが、公正な安全保障の負担要求には応じざるを得ないと考え、ＧＤＰ比５％の防衛支出が主流になりつつある。一方、米国の欧州内右派政党への支援やグリーンランドに対する要求などから、欧州では米国の価値観が変わったのではないかとの違和感が高まっている。その結果、フランスの核政策の表明など米国から一定の自立を達成すべきとの議論が始まっている。

世界の安定化に向けた日本外交の在り方について、国家レベルにおいては、防衛力の強化と同時に、インフラを含めた社会的レジリエンスの強化が必要である。また、人への投資と新たな再分配の方法、中産階級を犠牲にしない社会モデルを提示し、アジアと共有すべきである。世界的に格差の拡大が民主主義に負担をかけており、比較的格差が少ないモデルの提示や、行き過ぎた自由主義の修正が必要と考える。

地域レベルにおいては、ＡＳＥＡＮ諸国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドなど地域の同志国と共に、経済・社会・人的つながりを強化し、法の支配の重視を拡大する取組が必要である。また、長い目で見て、対話のためのフォーラムづくりを根気強く継続する努力は、歴史的にも日本が果たすべき役割であり、将来的な東アジアにおける軍備管理、軍縮、信頼醸成のための準備を進め、アジア版ＯＳＣＥの提案も出ている地域の緊張緩和外交の推進などの知的努力を続けるべきである。

グローバルレベルにおいては、ルールに基づく国際秩序の維持は難しくなっているが、今後の世界の成長を牽引するグローバル・サウスの国々も無秩序を望んでいるわけではない。日本のような国には、ＯＤＡなども継続しつつ、そうした

国々と連携し、何らかのルールがある空間を維持する努力が求められている。フィンランドのストゥップ大統領は「価値に基づく現実主義」を提唱し、最終的に世界の行方を決めるのはグローバル・サウスである旨を述べた。今後日本が発展していくためにも、口を閉ざすのではなく、日本の知恵を世界にいかしていく方向性が必要である。

**田中均参考人（株式会社日本総合研究所国際戦略研究所特別顧問）**

2005年頃までの国際社会は、対外援助の増大、貿易の自由化、環境保護、戦争の違法化などにより、リベラルな国際秩序をいかに増進していくかが課題であり、我が国もその秩序の維持に努めることを使命としてきた。しかし、こうした秩序はもはや元には戻らないと考える。戦後この秩序を主導してきたのは米国であったが、現在の米国トランプ政権は、援助の削減、パリ協定や国際機関からの離脱、高関税政策の発動など、従来のリベラルな秩序とは全く異なることを言い実行している。これは米国がコストを払って自由主義体制を支えてきた時代の終焉であり、単にトランプ政権だからというわけではなく、20年に及ぶ中東における戦争や、中国、インド、ブラジル等の新興国の台頭といった構造的変化によるものであり、トランプ政権後も戻らない。

トランプ政権の言う「力による平和」とは、米国が、多くの犠牲を伴わない小国への力の行使はいとわないが、ロシアや中国といった軍事大国に対しては、自由、民主主義という価値観に基づかない戦略的取引を行うということである。

米国の国家安全保障戦略（2025年）が、東アジアにどのようなインパクトを及ぼすかにも注意が必要である。そこでは、ロシアとの関係は欧州に対処を求め、中東には一定のマネジメントのために力を貸すとする。さらに、2017年の国家安全保障戦略では中東からアジアに力点を変えたが、2025年の戦略では西半球が優先されており、これにより北朝鮮有事や台湾有事にどう対応するかが現実的な問題として浮上すると考えられ、我が国はこうした事態に備える必要がある。

米国内は非常に日々動いている。通常の米国であればイラン攻撃のようなコストの大きい軍事行動はとらないが、国内の岩盤支持層の回復という目的や、他国



からの働きかけなどが今回の背景にあったものと思う。米国のイラン攻撃の動機を核の問題とすることは考えにくい。1979年の在イラン米国大使館人質事件以来の強い念いが背景にあったことに加え、宗教指導者がトップに座る体制に鉄槌を加えたい旨のイスラエルの主張に乗ったからではないか。今般のイラン攻撃はトランプ政権の支持率を更に下げ、関税政策の最高裁判決やエプスタイン問題などもあり、中間選挙後、米国の政治的分断は一層深まるものと思われる。

欧州では米国への過度な依存を見直す動き、「デ・リスキング」が進んでいる。ＮＡＴＯの枠組みの下にある軍事面や、貿易面で米国への依存度が高い欧州では、国防力の増強のほか、貿易の多角化を通じて自立性を高めようとしている。また、相次ぐ欧州の主要国首脳による北京訪問など、欧州が米国との関係を考える中で中国との関係を意識している点を、我が国も念頭に置くべきである。

最後に、日本外交はどう対応すべきなのかについてであるが、対話がない抑止力の向上はあり得ない。二つの問題意識がある。まず、日本外交の基軸が日米関係であり、これが同盟関係となっているのは、両国での自由民主主義という価値観の共有があったからである。しかし、現在の「アメリカ第一」の下での日米同盟関係は全く異なるものとなっている。

また、2005年までの議論の中心は、アジア太平洋の枠組みの下で、いかに中国の行動を変えていくかというアプローチであったが、最近10年間の外交の基軸は、米国の国家安全保障戦略の変更や安倍内閣のインド太平洋構想下での中国に対する牽制になった。中国は日本にとって最大の貿易パートナーであり、経済規模も日本の４倍に達し、今後も格差の拡大が見込まれる。米国も明らかに戦略を変えており、中国との関係では取引を志向している。こうした中において、我が国が中国に対し単に牽制を続けることが国益に資するか、国会議員には考えていただきたい。

日本は、一対一よりもＡＳＥＡＮ、韓国、オーストラリアなどと連携し、多国間で中国との関係を整理する必要があるのではないか。ＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）は日本外交の武器でもあり、これを活用して、中国や台湾、韓国、ＥＵを入れていくことで、自由貿易主義を維

令和８年10月16日　金曜日　発行　官　報　（号外国会会議録）

持しつつ中国を抑えていくという意図表示にもなる。自由で開かれたインド太平洋と並び立つ形で、アジア太平洋協力に重点を置くことが必要である。

**（２）主要論議**

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

**（国際秩序）**

○国際法の存在意義について伺う。

●国際法の便益を最も受けるのは中小国であり、力でディールができなくても多国間主義において国際的な合意を守ることで将来の見通しを分かりやすくすることができる。国際法は、常に全ての利益を担保するわけではないが、多くの国際秩序を守る共通言語として非常に重要である。

●国際法は、国際社会が共同体として非常に不完全で価値観が多様であることを反映しているため、統一的な理解や執行は期待できないという現実がある。今回のイラン介入の合法性については、イスラエルの自衛権とイラン国内の弾圧をどう解釈するかに帰着する。本来は、国連の場などで議論した上で介入するという手続をとった方が望ましかったが、価値観が分裂している現実に対しては、国際社会の一致した結論は出なかったと思う。

●国際法は国際社会がつくり上げてきた歴史があるが、問題は国際法を履行していく手だてである。今回のイラン攻撃のような問題は、国連安保理に持ち込んでも機能しない。国家間のシステムは、今のところ、それだけ不完全ではあるが、それをもって米国やイスラエルの攻撃が是認されるものでもない。

○国際秩序における力の不均衡と空白が軍事侵攻を誘発する理由と誘発しないための防止策について伺う。

●武力による現状変更が合理的な手段であるときに均衡が崩れるので、合理的でないという関係をあらゆる国家間でつくることが、国際秩序の安定を保つ上で



重要である。

○人権の保障と戦争の違法化を勝ち取ってきたリベラルな国際秩序の復権に向けた方策について伺う。

●これまでリベラルな国際秩序を率いてきたのは、相当なコストを負担してきた米国であり、グローバルなリベラルオーダーには米国が翻意しない限り戻らないし、翻意することはないだろう。日本は、リージョナルにリベラルオーダーをつくる努力をすべきである。

**（日本の外交・安全保障政策の在り方）**

○３正面の戦況を抱えた米国のリソースが分散する中で、日本が防衛装備移転の加速によりアジアにおける米国の不在を補完しつつ、特別な平和国家という立場をいかした外交をどのように両立させていくべきか意見を伺う。

●防衛装備移転と平和国家としての日本の役割を考える上で三つの視点が重要である。まず、防衛装備品の輸出は対象国の助けになる反面、その敵対国からの反発を招くため、外交戦略に密接に関わる意思決定を要することを認識すべきである。また、警備艇の供与といった警察力を強化する支援は、海軍を出動させる事態を防ぐことにより地域の安定確保につながるなど、平和国家としての日本の考えに沿った支援の在り方を吟味することが重要である。さらに、装備移転を柔軟化する中で、継戦能力を左右する装備の供給に関し、同志国間で相互協力し予備能力を構築していく発想が重要ではないか。

●日本がこれまで武器輸出を控えることで培ってきた平和国家としての信用は大事にすべきである。他方、それは米国が防衛面で果たした大きな役割ゆえに可能であった。その大前提が変わろうとする今、日本の平和国家としてのブランドを守ることは大きな挑戦になる。抑止と対話は矛盾するものではなく、日本はこれらを外交において並行してこれまで以上に追求すべきである。米国の役割が変わっていく中で、日本はより大きな自立性の確保策を国家として真剣に議論する必要がある一方、地域及び世界の無制限な軍拡スパイラルを防ぐため

の落ち着きどころを探る努力が必要となる。日本にはこれまで世界で培われてきた軍備管理・軍縮に係る知見の蓄積があり、欧州やカナダ等とも協力し、アジアにおける対話外交や将来の軍備管理・軍縮の議論を主導すべきである。

●日本をどのような国にしたいかにかかってくると思うが、日本にとってベストな形は、例えばかつてのサッチャー政権下の英国のように、米国に対して強い影響力を行使できる国になることである。日本は常に米国に追随してきたわけではなく、2000年代の初めにイラン核交渉の端緒を開くために欧州の要請で米国を説得したことなど、日本としての役割を発揮してきた。また、天安門事件後にはいち早く中国との関係を修復した。米国が喜ぶことだけをやるのではなく、米国に対しててこを持ち、影響力を強めることが日本外交にとって必要である。

○日米安保に依存する日本が自立度を増し、米国に対するバーゲニングパワーを得るための効果的なアジア外交の内容について伺う。

●日本にとって法の支配は国益そのものと考える。大国が自国中心主義を振りかざす世界だとしても、日本は法の支配とマルチラテラリズムの中で生きていかなければならない。しかし、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなる中、抑止力の関係性は常にアップデートしていく必要がある。日本が米国以外の手段で抑止力を達成することが極めて困難であれば、米国との価値の共有が揺らいだとしても、米国に手綱を付け、日本の国益にとって優位な形で抑止力を維持し続けなければいけない。その中で、価値を共有する国々との関係性を矛盾なく高め、自由で開かれた地域制度や市場を確立することは、日本のアジア政策にとって非常に重要なポイントであり、これをつくる上でＣＰＴＰＰは大きなてこになる。また、安全保障上における信頼醸成の制度化も重要な視点である。

●ＣＰＴＰＰは一つのきっかけになると思うが、経済にとどまらない社会的・人的つながりを特にＡＳＥＡＮ諸国を中心に強化していく必要がある。経済成長を続け、人口構成の若い地域が近くにあることは、日本にとって大きな資産である。これらの国々と良好な関係を持ち、これまで以上に人が自由に動き、学び、働けるような社会を実現するため、各国の行政のレベル、法の支配の質を日本とともに上げていくことが重要である。

●米国の核の傘や市場に依存せざるを得ない日本が、米国との関係を維持し、影響力を持つためには、アジアとの関係を強化することが重要であり、具体的には、信頼醸成の枠組みをつくり、貿易ではＣＰＴＰＰのようなマルチの場を活用すべきである。その際、政治主導で中国をそうした枠組みに加えていく必要がある。

○今日の日本外交が抑止力一辺倒になってしまった原因について伺う。

●中国が世界第２位の経済大国となり、2016年頃から戦狼外交を展開するようになったことに対し、日米が同盟国として中国を牽制するという戦略で一致した。日本外交が抑止力だけになった理由は、中国の強引かつ攻撃的な外交・海洋活動であったが、だからといってそれを押しとどめるのが抑止力だけというのは行き過ぎである。

○核拡散の傾向が強まっている最近の不安定な国際情勢において、日本がとるべき立ち位置と核保有の拡大を防止するための方策について伺う。

●中国の戦略核弾頭数の急速な拡大傾向が懸念され、新ＳＴＡＲＴ条約（新戦略兵器削減条約）で米露が合意した水準に追い付いた場合の対応を考える必要がある。また、北朝鮮は、通常戦力の延長として戦術核を用いれば戦場を優位に展開できるという、ロシアがウクライナ戦争で示した考え方を踏襲しようとしている。戦術核と長距離ドローンの獲得が進んで朝鮮半島の戦略環境が変化し、米国の核の傘では対応できないと判断すれば、韓国は核保有について検討するようになりかねない。このように、核の問題は、極めて複雑かつ深刻な問題をもたらしている。

●核拡散については、数、種類、使用方法の問題があり、最近は小さな戦術核の使われ方が議論になっている。中国は、数が増え、種類も多い上に通常弾頭と核弾頭が区別しにくいシステムになっていることが周辺国にとって問題で、信

頼醸成措置で対話を進めていかないと、何らかの危機が生じた際のエスカレーション管理が難しい。日本としては、数、種類、使われ方、保管状況などの現状認識をした上で、何らかの信頼醸成フォーラムをつくる努力をするしかないのではないか。

●日本が非核国であることが、ＮＰＴ体制を維持する一つの大きな力になっている。もし日本が非核三原則を見直せば必ず周辺国は反発し、ＮＰＴ体制を守る日本の力は弱くなる。「非核三原則の「持ち込ませぬ」を変えないと米国の核に依存せざるを得ない日本の立場と矛盾する」という話が出ているが、そうした矛盾をこれまでは運用で対処してきた。米国が本土から核ミサイルを高精度で撃てることが抑止力になっており、わざわざ日本への核の持込みを云々という話にはならない。日本のアイデンティティをどこに持っていくかということであり、日本はＮＰＴ体制を守るべきであると考える。さもないと核保有国が拡散していく。

○国際社会において対話のためのフォーラムをつくる役割を担う上で、日本が持っている歴史的優位性は何か。

●日本は、戦後、唯一の被爆国としてＮＰＴなどの核管理に関する外交に関わり、自らはなるべく軍事力に頼らない外交をしてきたという信頼の蓄積がある。その一方、米国の同盟国であり核の傘の下にあることは否定できない事実であり、中立的なプレーヤーではないかもしれないという面がある。そういう中で、モンゴルなどの中立的な国やシンガポールを始めとするＡＳＥＡＮ諸国の中で台湾に関心を持つ国に協力してもらいながら、日本が持つ知識を使っていくという根気強い外交が必要とされている。

○米国が秩序のアジェンダをつくらなくなった中で、対話による外交で戦争を早く終わらせるために必要な能力について、また、対話的外交により戦争を止めることができた例を伺う。

●これまで国際社会は米国がつくったテロとの戦い、気候変動、自由貿易等のアジェンダで動いてきたが、今、米国は単独で行動するため、国際的なアジェンダをつくる必要がないということかもしれない。日米戦争では本土決戦を避けるために外交の力は働いていた。北朝鮮の核問題では、米国による空爆の危機に対し、日本が主導して六者協議という対話の枠組みを構築した。米国は政権によって政策が違ってくるが、外交政策の継続性を持つ日本こそが、米国に対して一貫して物を言う体制を整えていく必要がある。



**（イラン情勢）**

○米国のイランへの武力行使に係る国際法違反の有無について伺う。

●国際法を尊重する安全保障の歴史においては、何らかの国際法の根拠を持って強制力というものを考えていこうというようなことが議論されてきたと思う。国際法の専門家ではないので断定することはできないが、自衛権の援用も含め、解釈として合法性は極めて疑わしいと思っている。

●イスラエルの自衛権をどう考えるか、イラン国内において行われた弾圧をどのような性質のものと捉えるかというところに解釈は落ちてくると思われるが、いずれにしても、国連安保理にかけるといった手続が全くなかったのは非常に遺憾であり、合法性をより疑わしくする手続上の瑕疵があったと言わざるを得ないと思う。

○米国によるイラン攻撃を中国がどう受け止めているのか、高市総理訪米時にどう対応すべきかについて伺う。

●中国にとってマイナス評価ではあるが、核心的利益の保全に関する言質をとることが至上命題なので、米国とイランとの関係についてはある程度黙認するような態度をとるのではないか。米国が条件に応じて介入するのは同盟の抑止等で役立つが、高市総理は訪米の際に、米国が武力介入を行う際の法解釈と原則について、我が国には一定の立場があるとしっかり伝えるべきではないか。

●日本として懸念されるのはエネルギー安全保障であり、高市総理が訪米する際は、紛争の拡大・長期化によるエネルギー供給、世界経済への影響について、

懸念を表明する必要がある。

●米国がイラン攻撃で泥沼のように中東での戦争を続けていけば、米国の力は非常に衰えることになる。報復の連鎖により中東の安定が著しく害されていくのを見て中露は喜んでいる。高市総理が訪米する際には、米国のために、この戦争を長引かせてはならないと伝えるべきである。

○現下のイラン情勢の中での米軍基地を抱えるＧＣＣ（湾岸協力理事会）諸国の動向と、そこから日本が得られる教訓について伺う。

●前回のイラン攻撃では、イランが米軍基地への報復攻撃を事前通告して行うなど、管理されたエスカレーションという側面が見えたが、現在進行中のイラン攻撃には、管理の様相が見えない。イランは、米国とどこかの段階で交渉により収拾できるという見通しを持たないまま、できるだけ損害を与えようとしており、米軍基地も含めたイランの攻撃は、今後も続いていくと思われる。

○イラン情勢を中東戦争に発展させないため、訪米が予定されている高市総理へどのような進言をすればいいか伺う。

●米国が今般の攻撃を止める論理の下地づくりとして、イラン新政権との間で前政権とはレベルの違う核合意を目指す、中東戦争に発展しないよう戦火を終息させなければならない、という二つを強調することが大事だと思う。

●米国と異なり日本はイランと国交があり、同国に大使もいるのだから、大統領に会う際には、早期の戦争終結に向けて、意見を聞いた上で対処すべきである。

○在日米軍基地を今般の中東における紛争に関与させないよう、日本政府が要望することはできるのか、そういう方向性があるのか伺う。

●現在は、同盟調整メカニズム（ＡＣＭ）という仕組みを通じて運用面の調整を行い、特に北東アジアにおいて米軍をどのように機能させるかについて日々協議している。ＡＣＭをしっかり活用していくことが重要である。

●日本だけを切り離そうとしても、米軍も世界政治もシステムとしてつながっているので、中東における紛争の拡大・長期化を防ぐための外交に取り組むことが先決ではないか。

●安全保障を米国との同盟に依存している日本の立場と矛盾するため、イラン攻撃のために在日米軍基地を使わないでほしいとは言えない。

○米国及びイスラエルによるイラン攻撃の出口戦略について伺う。

●攻撃の原因となっている核開発をめぐる問題に関し、一定の道筋をつけることが重要なポイントになる。

○47年近くイラン政府から迫害を受けた世界中のイラン出身者が今回のハメネイ師の死亡を受けて歓喜する状況をどう分析し、国際社会で日本がどのような立場を示すべきかについて伺う。

●2025年末のイラン国内の抗議活動に対する弾圧で相当数の国民が亡くなったのは確実と見ている。こうした人命に関する脅威が生じた場合に国際社会は一体どう介入することができるのかという問題については、国連安保理で議論し、人道に対する重大な問題であると認定した上で介入するという正統な手続をとることが法秩序を守る点では重要ではないか。

**（中国・北朝鮮）**

○西側諸国の宥和策を通じて繁栄した中国が軍事的脅威となった歴史的教訓について、どう考えているのか伺う。

●抑止力を強化して中国を牽制するだけでは、中国がより健全な国になるとは思えない。今後、米中は一定のマネジメントをする関係となり、欧州も中国に近づいており、日本だけ強硬姿勢をとっていれば中国に狙い撃ちされる。抑止力を維持しつつ、マルチで中国と対話する仕組みを追求すべきと考えている。

○中国による台湾の武力統一を現状では困難とする判断について詳細を伺う。

●抑止力によって中国が台湾を武力統一する作戦を遂行するのは不可能と認識す

るような状態を維持できれば、現状では困難ということが続くと思う。台湾に侵攻しても米国は介入しないと中国が判断しないような状態を維持することが重要な課題である。

○2002年の日朝首脳会談により実現した拉致被害者の帰国について、当初は北朝鮮に戻る一時帰国の約束だったと聞くが、永住帰国となった経緯について伺う。

●拉致被害者は１、２週間ということで一時帰国したが、彼らが故郷に帰ると、北朝鮮に返したくないとの故郷の家族の強い意向が政府に伝えられた。そこで、総理の下で関係者が集まり議論した結果、故郷の家族の反対で北朝鮮に帰国しなかったことにすると拉致被害者の子供たちの身が危ないので、政府として永住帰国にするという結論となった。

○日本が地位協定を結んでいる朝鮮国連軍の存在が国内外で希薄な現状を打開するための方策、同軍の今後の展望について伺う。

●朝鮮国連軍は、現在では何の役割も果たしていないが、米国にとっては、朝鮮半島で米韓相互防衛条約だけで北朝鮮に対抗していくよりも、様々な国を巻き込んだ方が良いのではないか。日本は喜んで手放したとしても解体するのは難しいと考える。

**（インテリジェンス・情報収集）**

○有事の際に各国は国際的な枠組みとして情報共有を実施しているか。専門家はどのように国際情勢に関する情報を得ているのか。さらに、今後、日本の情報をどう守っていくべきか意見を伺う。

●インテリジェンスは情報の量が多ければ多いほどいいというわけではなく、日本の政策決定に有効な情報、相手の政府が持っているインテリジェンスへのアクセスとそのインテリジェンスを検証するカウンターインテリジェンスの手法をどれほど持っているかということに価値が生まれる。様々な国際状況の中で、日本が独自のカウンターインテリジェンスにより外交の選択肢を戦略的に増やすことが重要である。多角的な情報ソースを持ち、信頼できる解釈をする専門家の層とネットワークを構築し日々意見交換することが重要な要素である。

●一般の報道レベルでは、若者を中心にインターネット経由の情報に頼る人が増えている中、様々な偽情報があることに対して、情報を自分で判断する力を養うことが重要である。学生に対しても、常に複数のソースから確認をとることと、日頃から信頼できる情報源を持っておくことの重要性を説いている。ＡＩの翻訳能力が著しく進歩している一方、ＡＩの癖や情報操作のリスクも潜んでいるため、日本語のＡＩをどのように構築していくかも、今後の国家戦略に関わる重要な問題であると考える。

●情報には収集、分析、評価という三つの側面があるが、米国のＣＩＡが最も重視し、膨大な人員を割いているのは分析と評価である。現在、インターネット上から十分な情報が入手できるが、日本にとって一番重要なことは、情報を収集して分析し評価する側面を強化することと考える。

## ２．中東・アフリカ情勢と日本外交の在り方（2026（令和８）年４月15日）

### （１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

**齊藤貢参考人（元駐イラン大使・関西学院大学客員教授）**

今回の米国及びイスラエルとイランとの戦争には、四つの非対称性があると考える。すなわち、①軍事的にはかなわないイランが、ホルムズ海峡の通航を阻害することで国際石油価格を上げ、米国のガソリン価格を高騰させ、トランプ大統領に圧力をかけている、②イランのイスラム革命体制にとっては体制存続が最重要であり、人的物的損害はかなりの程度まで許容範囲内である、③米海軍は世界一と言われるが、ホルムズ海峡のような狭い場所でイランが行うドローンや高速艇による攻撃に対抗するのは困難である、④イランの１発数千万円の弾道ミサイルを迎撃するため、米軍は２発のＴＨＡＡＤミサイルを発射し40億円かけている。

非対称性以外で指摘しておきたいことは、まず、イランの指導部は、狂信的な聖職者と思われがちだが、実際は非常に合理的で冷静な人々である。次に、今回の戦争をゲームに例えると、両者は違うルールのゲームをしており、お互いのシグナルを読み間違う危険があると感じる。交渉を開始する前にトランプ大統領はポーカーでは当たり前のブラフのつもりでイランを激しく非難したが、チェスを指しているイランにはブラフという感覚がなく、言葉どおりに受け取ってホルムズ海峡に機雷を散布し、戦争が一段階エスカレートしてしまったのが典型例である。さらに、隠れた敗者は湾岸アラブ産油国である。なぜなら、これらの国々は、これまで豊かな石油・天然ガス資源に恵まれ、我が世の春を謳歌していたが、イランによる石油関連施設や生活インフラ施設への攻撃により、国家の存立が脅かされ、繁栄の土台が極めてもろいことが明らかとなってしまったからである。

戦況の推移と今後の見通しであるが、今回の戦争は、米国のベネズエラ攻撃での成功を先例に、ハメネイ最高指導者を殺害する「斬首作戦」で始まったが、官僚制度が整っているイランのイスラム革命体制は直ちに崩壊しなかった。そこで、



米国及びイスラエルは激しい空爆を行ったがうまくいかず、むしろ、イランはガソリン価格の高騰を通じてトランプ大統領を政治的に追い詰め出した。これを受け、米国及びイスラエルは、イラン国民に反乱を呼びかけるなど内部崩壊を画策したが、これもうまくいかなかった。

戦争が長期化するに伴い、米国及びイスラエルの迎撃ミサイルが枯渇し始め、特に米軍は基地防空体制が不十分となり、ＡＷＡＣＳ（空中早期警戒管制機）を１機失った。これが大きな痛手となり、イラン領空での作戦が制約されるようになった。また、トランプ大統領には、迎撃ミサイルの枯渇、2026年５月中旬の訪中、７月４日の建国250年祭、11月３日の中間選挙といった時間的制約もあり、発電所等の大規模な民生インフラの破壊を示唆し、イランの石油の90％を輸出しているカーグ島への限定上陸作戦を画策した。しかし、攻撃を前に、米国の石油価格の指標であるＷＴＩが急上昇し、トランプ大統領の支持率に影響するガソリン価格の高騰が懸念されたことから、パキスタンが提案した２週間の休戦を受け入れ、一旦は交渉による問題解決を図ろうとした。そもそも、ホルムズ海峡の封鎖を解消したい米国と、トランプ大統領を追い詰める手段として同海峡を封鎖するイランでは、立場が根本的に異なるので、協議はまとまらないと思っていた。加えて、ガソリン価格がすぐには下がらず、さらに、イランが同海峡に機雷を散布したことで、機雷の掃海をして一般民間船が通航できるようにするには数か月かかる状況になったため、トランプ大統領は協議をやめてしまった。米国側は核問題を理由に挙げているが、もしそうであれば１日の協議で決着が付くはずもなく、本音はガソリン問題であると考える。

その後、策に窮したトランプ大統領は、ガソリン価格の高騰を懸念して、インフラ攻撃でなく、海上封鎖のような効果の弱い作戦をとったと思われるが、いずれ強硬策に戻らざるを得ないであろう。今し方、トランプ大統領が数日中に再協議が始まると宣言したようだが、イラン側からすると、海上封鎖に屈服したと国際社会や国民に受け取られかねないので、実際に再協議が始まる可能性はほとんどないと思う。先日、トランプ大統領がホルムズ海峡の掃海を宣言したが、それを担う掃海艇やＬＣＳ（沿海域戦闘艦）は遠方におり、実際に接近できるのは２

週間後ぐらいであることから、再協議宣言で時間稼ぎをし、ともかくガソリン価格を下げたい思わくがあると考える。

**宮田律参考人（一般社団法人現代イスラム研究センター理事長）**

米国とイスラエルは、国連決議もなく、イラン・イスラム共和国体制を打倒するとして国際法違反のイラン攻撃を始めた。しかし、中道・穏健派の政治指導者を次々と殺害し、極右の反米・反イスラエル強硬派に置き換える結果となり、イランの体制を転換するという目標は失敗した。

中東の13の米軍基地は、イランの攻撃でそのほとんどが著しく破壊され、米軍基地はホスト国を守るどころかかえって重大な危険にさらすことが判明した。イランのアラグチ外相は湾岸諸国に米軍基地の閉鎖を求め、少なくとも国民レベルでは米軍基地の存続を望まないムードが高まった。イスラエルでは、軍の情報統制により被害状況は明らかではないが、製油所が被害を受け、ミサイルやドローンが頻繁に着弾するなど、かなりの被害があると見られる。

ロシアと中国はイランを支援している。中国は世界のドローンの部品の約８割を生産しており、イラン、中国、ロシアと良好な関係にある中央アジア諸国もこれらの国々との協調を継続すると見られる。

イランには12万～19万人の革命防衛隊と40万人の正規軍、さらには40万～80万人の民兵組織が存在する。これらが米軍・イスラエル軍の攻撃で弱体化したとは思えない。イランはホルムズ海峡を機雷、高速攻撃艇、海軍ドローンで封鎖する能力を有し、実際に封鎖した。革命防衛隊は石油輸出の約50％を支配し、3,000発以上の短・中距離ミサイルを保有している。

トランプ大統領の「今夜一つの文明が消滅するだろう」との発言には米国内から猛烈な反発があった。民主党のペロシ元下院議長ら70人がこれを問題視し、憲法修正25条の発動による副大統領への権限委譲を主張した。

イランの体制転換は同国国民が決めるものだが、米国及びイスラエルは外部からの軍事攻撃でこれを行うことを考えた。体制転換には軍隊の動静が鍵となるが、革命防衛隊はイラン革命のイデオロギーで思想訓練された軍隊で、最高指導者に



忠実であり、ゼネコン、エネルギー、金融分野を支配し莫大な経済的利益を得ており、目下のところ体制打倒の側に容易に寝返るとは考えにくい。

イランの反米意識は、1925年～79年の王政時代に高まり定着していった。1977年にイランの国家予算の40％が軍事費に投入されるようになると、米国の利益で国政が決定されていることが明瞭になり、反米感情が増幅された。特に、国王が計画性も秩序もなく、大量の最新兵器を国民の福利とは関わりなく購入したことは、国民の王政とその背後にある米国への反感を強めた。また、多数の米軍事顧問の駐留に伴い、キャバレー、ナイトクラブ、ディスコ等、敬虔なムスリムにとっては眉をひそめたくなるような米国の文化や風俗も流入した結果、イラン革命は反米的性格を有するようになった。一方、国際法に違反して学生たちが行った1979年のテヘランの米国大使館占拠事件により、米国民一般にイランに対する反感が強まった。

米国は、1980年代のイラン・イラク戦争ではイラクの化学兵器使用にも目をつぶり同国を支援したにもかかわらず、後のイラク戦争ではサダム・フセイン政権が大量破壊兵器を持っているとして攻撃を行うなど、政策が一貫していない。

2019年にカナダの世論調査会社が行った調査によると、イラン人が最も好感を持つ国は日本であった。同調査はその理由として2019年に安倍総理大臣が41年ぶりにイランを訪問したことを挙げているが、対日感情が良好である理由には、日本が欧州諸国のように核合意を守らなければ制裁を科すなどの政治的圧力をかけていないこともある。日本とイランの両国は、イラン南東部バム大地震で日本が血液を空輸し、東日本大震災でイラン赤新月社が缶詰を寄附するなど、相互に助け合ってきた。また、日本のポップカルチャーはイランで大変人気がある。アラグチ外相は回想録の中で、イランの町で一般の人々に思い付く10か国の中で最も信頼できる国を聞けば、10人中９人が日本と答えるに違いない、これは日本にとっての財産だと述べている。

歴史的に見て、イランは絶えず外敵の侵入を受けてきたが、イランを征服したアラブ人やモンゴル人に対して、イランは多大な文化的、社会的影響を及ぼし、一方的な征服に甘んじていない。また、イラン・イラク戦争も８年間戦い抜いた。

日本は米国一辺倒になるのではなく、イランの親日感情という資産を大事にしながらこの危機に取り組むべきである。

**（２）主要論議**

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

**（中東情勢）**

○米国側において、今回の戦争が長期化する想定がなかったのか、なかったのであれば何を読み間違えたのか伺う。

●迎撃ミサイルが不足している状況であるにもかかわらず開戦に踏み切っていることから、長期化を予想していなかったことは明らかである。準備不足にもかかわらず戦争を始めたのは、独裁体制は指導者を倒せば崩壊するという思い込みがあった中で、ハメネイ最高指導者がいる日時・場所に関するインテリジェンス情報をつかみ、焦ってしまったからではないか。

○イランが核開発をやめれば米国及びイスラエルとの関係は改善すると考えるか。

●イランは歴史的に不当に扱われてきたという自意識を持っており、不公平や不正義を許さない思いが強く、彼らが国際的に認められた権利と考える核開発を絶対に諦めない。他方、仮に核開発をやめたとしても、米国・イスラエルとの関係改善は悲観的である。イスラエルのオクトパス・ドクトリンでは、イランの核開発やハマス等への支援はタコの足にすぎず、狙いは頭であるイスラム革命体制を崩壊させることにある。米国でも1979年の大使館人質事件のトラウマから、イランへの評判が悪く、核開発をやめても関係改善には悲観的である。

○パレスチナとイスラエルが多民族国家として一つの国で共生する形での関係修復は不可能と考えるか。

●イスラエルはヨルダン川西岸で入植地を拡大し、ガザでは53％を占領しパレスチナ人を追放しようとしており、そうした国際法違反を続ける限り関係修復は難しい。人道支援すら円滑に認められていない状態である。本来は一つの国家の中で、アラブ人とユダヤ人が共存する形態が望ましいが、イスラエルはユダヤ人のみの単一民族国家を目指しており、困難である。

○米国とイランの停戦協議が合意に達する可能性について伺う。

●トランプ大統領は、国内的にガソリン価格の高騰で圧迫を受けており、早くこの戦争から名誉ある撤退をしたい。イランは、ハメネイ最高指導者を殺害されてメンツが潰れており、イスラム革命体制を維持するためにはメンツを回復する必要がある。両方が折り合える可能性は非常に低いので、停戦は非常に困難と考えている。

**（日本外交の在り方）**

○2019年の安倍総理によるイラン訪問時の同国に対する働きかけの内容並びに現在日本はイラン及び米国に対してどのような働きかけができるかについて伺う。

●米国の同盟国の中でイランとの関係が良好な国は日本しかないため、イランの日本に対する期待は他の主要国に比べれば高い。2019年の安倍総理訪問はトランプ大統領の依頼が発端で、日本は経済大国としての影響力をいかし、イランと米国双方に利益のある提案を行ったが、当時のイランには経済的体力があったため最終的に受け入れられなかった。イラン人は合理的だが、周辺国から干渉されることが多く、不当に扱われているとの感覚も強い点を踏まえて話す必要がある。現状では米国とイラン双方の要求を満たすのは困難だが、日本はイランから頼られやすいという利点をいかした活動ができるのではないか。しかし、現実的にはまずトランプ大統領から持ちかけられることがよいと考える。

○中東情勢の不安定化に伴う国民生活への影響を最小限に抑えるために日本政府が行うべき取組について伺う。

●イランはＧ７の中で日本に最も期待しており、何らかの役割を果たし得ると考

える。日本は、これまで米国は非難せずにイランのみ非難するという対応だったが、もっと公平な姿勢を保ってもらいたい。米国はイランのウラン濃縮活動を20年間停止するよう要求し、イランは５年間と主張しているところ、日本が何らかの仲介をして妥協点を見付けることもできるのではないか。イスラエルは、ソマリランドを承認して、大イスラエル主義というイデオロギーに基づき、アフリカにパレスチナ人を追放しようとしている。こうしたイスラエルの国際法違反行為について、外務報道官の声明をウェブサイトに掲載するだけでなく、政府首脳、外相から強い言葉で非難してもらいたい。

○国家の主権、国際法秩序と人間の安全保障、人権保護が衝突する局面で、国際社会や日本はどのような立場をとるべきか。

●イランのイスラム革命体制は、最大の目的である体制維持のために市民の生命・財産を容赦しない体制で、実際に弾圧が行われている。ただし、40年以上にわたり徹底的に治安維持を行った結果、国内に草の根的な不満をまとめる受皿が存在せず、反体制派がいない状況になっている。そうした中で、イスラエルと米国による攻撃で愛国心が高揚し、政府支持が高まっている実態もある。加えて、イラクやシリアの政権崩壊後の混乱を見た国民は、現体制を嫌いながらも打倒後の混乱をより恐れている。

○現在戦禍にある中東情勢の情報が日本に入ってこないことも、国際社会において日本がどう行動すべきか議論が進まない一因となっているのではないか。

●中東の情報はアフリカやラテンアメリカの情報に比べれば入りやすく、日本の政界でも中東に関する関心は、第一次石油危機以来、エネルギー安全保障との関係で高まった。日本がイランに対して何らかの復興支援を行うことは考えられるが、イランの現体制に対する評価は難しく、テヘラン北部では評判が悪い一方、同南部や地方では革命後に農村に恩恵を施したとの声もある。欧米のように日本がイラン国内の人権問題に声を上げることは難しいのではないか。



○自由な海峡通航の保障と同時にイランの復興資金を確保する方策としてホルムズ海峡における通航料をめぐる議論を日本が主導することの是非について伺う。

●通航料の徴収を認めてはならない。イランもオマーンも、ホルムズ海峡を国際海峡ではなく自国の領海だと主張しているが、仮にそうだとしても、国際慣習法上、無害通航権が認められており、料金を徴収すれば国際法違反になる。また、ホルムズ海峡で通航料を徴収すれば、マラッカ海峡など他の国際海峡でも通航料をめぐり混乱が生じる。さらに、日本の船会社がホルムズ海峡の通航料を払った途端、イランとの取引を禁止している米国から、経済制裁を受けてしまう。そのほか、その国の支払能力によって通航の可否が決まる問題や、通航料によって物の値段が上がり、アフリカなどの貧困国に大きな影響が及ぶ問題もある。

○日本が唯一の被爆国としての立場から中東の安定化に向けて発信を行うことは有効か。

●イラン側は広島や長崎の件をよく知っており、日本の平和活動を高く評価している。唯一の被爆国としての日本の立場は、今後のイランとの関係を高めていく上で重要なキーワードとなる。

○今般のイラン戦争がイスラエル・パレスチナ紛争に与える影響とイスラエル・パレスチナ問題の二国家解決に向けて日本に期待される役割について伺う。

●王政時代のイランは、イスラエルと良好な関係だったが、1979年のイラン革命において、反米とイスラエル国家の解体が革命のシンボルとなり、関係が険悪になっていった。イスラエルは、親イラン武装勢力に取り囲まれていることに脅威を感じている。パレスチナ和平が進展しないことが、イスラエルの抹殺というイランの主張を正当化しており、和平が進展すれば、イスラエルのイランに対する脅威も減ずると考える。イランがイスラム共和国である以上、これからもイランとイスラエルの関係は中東の不安定要因となるが、日本は、不安定な中東情勢を改善するため、他の国々と共同で、国際法の遵守をイスラエルに

呼びかけることができるのではないか。

○ハマスの武装解除、ハマスとパレスチナ自治政府（ＰＡ）の問題について伺う。また、今日本がパレスチナの国家承認を追求する意義とそれに伴うパレスチナへの裨益は何か。

●2025年９月の国連総会では、米国の同盟国の英仏豪等がパレスチナ国家を承認した。日本も承認をする良いタイミングではあったがしなかったのは、トランプ政権への配慮だろう。パレスチナ国家承認は、パレスチナ人の強い民族意識に応える意義がある。同国家が機能するように、日本はＰＡとハマスの調停・仲介ができる立場にある。ハマスの武装解除は困難だが、イスラエルの国際法違反を防ぐ手段となり得る。日本には、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、国連総会等の組合せを活用し、民族自決権を後押しすることが求められる。

●ハマスの武装解除については、まずハマスの安全が確保されない限りは無理と考える。

○沖縄に駐留する米軍がイランに派遣されている中で、在日米軍基地がイランから攻撃を受ける可能性とそれを防止するための方策について伺う。

●日本がイランから遠く離れていること、イラン政府がこれまで日本の対応を批判したことはないことからすると、在日米軍基地がイランに攻撃される可能性は余りないのではないか。国際法に違反する今回の戦争について、日本は自らの国際社会における良好なイメージを保つためにも、何らかの形で不当な戦争であるといった意思表示をした方がいいのではないか。



## ３．東アジアの安定に向けた課題（2026（令和８）年５月13日）

### （１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

**宮本雄二参考人（元駐中国特命全権大使・公益財団法人日中友好会館会長）**

なぜ日本は負けると分かっていた戦争をしたのかについて、私は今日まで考え続けている。戦前の日本は幾つか大きな間違いをしており、その一つが中国に対する認識を間違ったことである。五四運動以降、中国ではナショナリズムが国民に根付き始め、それを踏まえて中国国民党は力を付け、中国共産党が生まれた。このナショナリズムに対する理解が十分でないまま日本は中国に足を踏み入れ、泥沼に陥った。また、米国に対する理解も不十分であった。戦前の日米間における唯一の本質的な対立点は中国問題だけであった。中国の市場を解放し、同国から撤退せよという米国の要求を日本はのまず、太平洋戦争に至る出発点となった。

戦後、中国の台頭が世界を動揺させており、長期的な競争関係に入る米中関係をどう見るかが喫緊の課題となっている。激しく対立するか手を結ぶかは両国の選択によるものであり、間もなく行われる米中首脳会談において、両国がどのような国と国との関係をつくろうとしているのかを見なければならない。不安定で折に触れぶつかり合う二国間関係は双方に都合が悪い。外交を行う上で予測可能性は極めて大事であり、両国とも競争関係を管理したいと考えている。

今回の米中首脳会談の最大の関心は、貿易委員会、投資委員会という両国の協議の場ができるかどうかであり、これができると恒常的に意思疎通が始まり、関係が安定する。バイデン政権時には「米中関係の指導原則を議論するチーム」があり、両国関係をどうするかを話し始めていた。米中がぶつかり合うと同時に関係を安定化させる動きも見なければ、米中関係を正しく見ることにはならない。

東アジアでは、日本がまず発展し、韓国、台湾、香港、シンガポールが続く雁行型の経済発展モデルで、ＡＳＥＡＮも含めて全体の経済発展ができた。平和で安定した国際関係があったから東アジアは世界経済のエンジンと言われるまで発

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

展できたのであり、いかにそれを担保するかは日本外交の重要な柱である。また、軍事力行使の結果として経済的な利益を得ることが戦前の帝国主義・植民地主義と言われた時代の軍事力の在り方だった。中国が軍事的に強くなれば南シナ海を取るとの議論があるが、ＡＳＥＡＮに投資して経済発展させた方が利益になる。東アジアを見る際、軍事力の役割は戦後変わっていることも踏まえなければならない。

日中関係には政治・外交、軍事安全保障、経済、文化・民間交流と多様な柱があり、安全保障は大事であるが、それだけで全部を決定付けてはならない。中国が急速に軍事力を増強しながら一切説明しないので、我々が疑心暗鬼になっていることは事実である。軍事安全保障の対応が必要であればそうすればよいが、それ以外の関係も依然として大事であり、包括的に対中関係を進めていく必要がある。

対中関係は四つの問題、すなわち台湾問題、歴史認識問題、尖閣問題、そして安全保障問題を抱えている。2012年の日本の尖閣国有化の際、中国は国際法違反の実力による現状変更を行うために尖閣周辺海域を連日徘徊し、世界は日中が戦争するのではないかと本気で心配する状況となった。戦後初めて日本の自衛隊と人民解放軍が直接対峙する局面が出来上がり、今日では安全保障が日中関係を左右する大きな柱となってしまった。

1949年に中華人民共和国が成立して以来、日中の政府同士が厳しい関係にあった中でも民間組織間の交流が途絶えたことは一度もなかったが、2025年の高市総理の発言によりこうした交流も止まり、非常に厳しい状況が続いているが、それを戻すための外交努力が必要となっている。その前提として、2012年の尖閣国有化後の2014年に安倍総理と習近平主席との首脳会談が再開された時と今日とでは日中の力関係は変わってきていることを理解すべきである。この10年で中国は経済が倍になり、軍事力も更に強化され、国際的な影響力を付けてきている。そのような中国と今、我々は対峙しなければならない局面にある。外交は極めて現実を反映するものであり、客観的な事実を踏まえないとうまくいかないと考える。

今後の日中関係において協力できる範囲もある。中国は自らのロジックで現行



の法に基づく国際秩序を支持している。米国がそれに対して背を向けている今、いかにこれを維持・補強していくかは日中共通の課題である。東アジアの平和と発展、世界の環境や感染症の問題のほか、経済についても経済安全保障の影響がない分野で互いに取り組む必要がある。最後に、どんな状況でも国民同士の交流は強めたい。現在中国が交流を止めていることは甚だ遺憾であり、早急に是正されるべきである。

**和田春樹参考人（東京大学名誉教授）**

「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」との岸田総理の言葉は各方面に影響を与えたが、旧ソ連を構成していたロシアとウクライナの戦争は、その地域に封じ込め、速やかに停止させ、東アジアへの拡大を防ぐ必要がある。東アジアはこれまでも平和な地域ではなく、日清戦争から大東亜戦争まで絶え間なく戦争が続いた。1945年８月15日の日本降伏から僅か５年後には、日本から独立した二国家が国土統一を目指して朝鮮戦争が始まる。米ソ冷戦最前線の朝鮮における米中戦争に転化した同戦争において、米軍の単独占領下にあった日本は、米軍、国連軍に全面的に協力させられた。日本は1951年にサンフランシスコ平和条約により独立したが、同時に日米安保条約とアチソン・吉田交換公文を結び、占領当時と同様、米軍、国連軍の基地であり続けた。1953年、朝鮮戦争は停戦協定の調印により両軍対峙状況に入ったが、後のジュネーブ会議で平和的解決を図ることができず、その状況のまま70年が経過した。両軍が停戦状態を守り続けたことは評価できる反面、韓国軍・米軍（国連軍）対朝鮮人民軍の対立は残っており、東北アジアの変わらない軍事的緊張の原点である。

台湾の中華民国政府は、台湾海峡を挟んで大陸中国と対立している。1977年に米国と和解した中国は世界第２位の超大国に成長したが、最近の大陸中国は、米国の台湾保護、台湾の独立志向に強く反発して軍事的威嚇を加えており、両岸問題は、今日の東北アジアの緊張の第二の焦点となっている。その上、東北アジア地域は、中露米の核大国が顔を突き合わせ、新たに北朝鮮が核保有国として加わり、米国の核の傘の下にある韓国と日本が核保有４国の間にあるという、まさに

人類核危機の中心となっている。この地域で戦争が起これば世界核戦争になってしまうので、戦争を起こさないよう最大限努力を払う必要がある。

東北アジア地域最大の問題は、日本と朝鮮民主主義人民共和国との敵対関係である。日本は隣国５か国のうち北朝鮮とだけ国交がないが、国交なくして平和には生きられない。日本の最重要課題である拉致問題を解決するためにも、日朝国交正常化交渉を再開しなければならない。小泉総理と田中局長が拉致問題の交渉を大きく前進させ得たのは、日朝国交正常化交渉の中で拉致問題の交渉を進めたからである。国交正常化交渉を再開するには、いわゆる北朝鮮人権法による制裁の姿勢が改められなければならず、少なくとも、朝鮮高校を高校教育無償化措置の対象外とする政策を修正しなければならない。北朝鮮側は拉致を認めて謝罪し、５人とその家族を日本に帰国・渡日させ、さらに３回も白紙に戻して被害者生死の調査をしている。日本はその調査報告の受取すら拒否しているが、拉致問題で言わば最後の交渉を進めるには、同報告を受け取り、どのように判断するか考えておかなければならない。帰国した拉致被害者５人から聞き取った拉致対策本部の記録を公開し、両院の拉致問題特別委員会等で検証して、北朝鮮側の報告を受け入れるか否かについて結論を出すことができる。いずれにしても、日本としては、生存の可能性のある者は帰国させ、死亡したと考えざるを得ない者については正当な賠償金を支払うよう北朝鮮側に主張するほかない。拉致問題が解決に至れば、国交正常化を断行すべきである。日朝間の敵対、対立を解くため、核・ミサイル問題の交渉を行うためには、日朝国交正常化が必要である。

サンフランシスコ平和条約において、日本は朝鮮、台湾、千島、南樺太、南洋諸島に対する全ての権利、請求権を放棄した。しかし日本はソ連、ロシアに対し、南千島、色丹島、歯舞諸島は固有の領土であるとして返還を要求し、韓国に対しても平和条約で放棄した朝鮮の附属島嶼には入っていないとして、竹島を返すよう主張してきた。憲法９条改正の動きもある中で、日本は東北アジア地域の戦争の引き金になり得る領土問題を国論とするのをやめるべきである。ロシアには平和条約締結後の日ソ共同宣言９条の履行を期待し、韓国の竹島に関する主張を認め、尖閣諸島については日中国交正常化の際国境線に関する合意がなされなかったので、直ちに日中交渉を開始すべきである。



東北アジアは、ロシア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、日本、米国の６か国より成ると考えられる。この６か国による六者協議の経験は同地域の歴史の中の最高の光であり、立ち返る出発点である。東北アジア地域でもＡＳＥＡＮに倣い東北アジア諸国の恒常的な連絡、協議の形をつくることが可能であり必要と考えるところ、緊急時の連絡組織、ホットラインが最小限の必要事なので、最初は単なるOrganizationから出発し、ＯＮＥＡＮ（Organization of Northeast Asian Nations）をつくるべきと考える。

ＯＮＥＡＮの下部会議として①東北アジア島嶼会議、②東北アジア都市会議を開き、ＯＮＥＡＮプラス４（モンゴル、ベトナム、フィリピン、カナダ）も開催すべきである。全ての会議が動き出せば、ＯＮＥＡＮはこの組織の基本原則として、朝鮮戦争の停戦協定を尊重すること、朝鮮民族が朝鮮の平和的統一を願うならその意思を尊重すること、台湾が中国の一部であること、両岸の平和的な融合を妨げないことを確認する必要がある。これらの原則が確認されれば、ＯＮＥＡＮはＡＳＥＡＮと並ぶ東北アジア諸国連合、ＡＮＥＡＮ（Association of Northeast Asian Nations）となり、この団体がＡＳＥＡＮと協力して東アジア太平洋全域の平和、協力、共生のために努力していく。

**（２）主要論議**

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

**（日中関係）**

○台湾問題に関して中国が武力行使を選択する状況の見極めについて伺う。

●中国大陸の人からすれば台湾の人も同じ中国人であり、同胞に多大な損害が生じる武力行使に関して中国当局と国民の間で通る大義名分がないと、中国の内政としては決着しない。指導者が歴史に名を残したいと思っても、現在の中国社会は、習近平政権が完全に自分の思うとおりにできるような体制ではなく、

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

国民が納得する大義名分がない限り、台湾に対する出動について国民は納得しないだろう。

○地政学的に対立が生じやすい日中が戦略的互恵関係を更に進化させるために必要なプロセスについて伺う。

●日本も中国も、長期的な広い視野から何が自分たちの一番の国益なのか考えてほしい。東アジア地域に平和と安定を確保し、経済の持続的発展を実現して国民の幸福追求を可能にすることが両国にとってベストではないか。2008年の日中共同声明に書き込まれた戦略的互恵関係は、そのような中長期的な両国の国家利益の実現に向けた協力の理念の表れであり、両国はそれを思い出し、中身をそれに見合ったものに充実させてもらいたい。

○日中間の様々な関係向上に向けた国民同士の交流の在り方について伺う。

●日本大使館から中国国民に我々の声を届けようと努力したが、諦めかけていたところ、訪日観光客による日本に関するコメントにより、想像を超えた割合で中国人の対日理解が進んだ。観光客ですら中国人の対日理解の促進に大きな役割を果たしており、国民同士の交流は両国関係を変える力を持ち得る。中国が日本に対して再び社会を開くとき、若者同士の交流も含め我々がもっと努力すれば、国民同士の中で相手に対する温かい気持ちを植え付けることができると思っている。

○2012年の尖閣問題とその後の安倍総理の訪中までかなり時間がかかったが、現在の日中関係の打開に向けた時間軸の捉え方について見解を伺う。

●中国にとって日本の相対的な重要性は落ちている。2012年～13年頃は日本経済に中国より進んだ部分もたくさんあったため、日中関係を戻そうという力が中国にも働いた。今日ではその力が中国の方で弱くなっているので、日本側から働きかける必要がある。しかし、以前あった非公式チャネルが今はほとんどなくなったことから、どういう形でこの局面を打開するのかは難問であり、客観



的に見て前回よりは難しくなっている。

○デッドロック状態にある日中関係の打開に向けて光になるようなものはあるか。

●交流の窓口にいる中国の人たちは交流を止めるとは言っておらず、延期すると言っており、現場では続けたいと思っている。何かしなければならないという動きが中国側に出始めたことは感じている。

○歴史問題のように国益を損なってきた今までの日中間の枠組みを一度修正ないし極端に言えば壊してしまって、新しい枠組みの中でより健全な日中関係を築くことは可能か。

●壊すことはできるが、新しいものをつくることは非常に難しいと思う。戦後の日本の歴史認識問題はイデオロギーがぶつかり合う場であったが、今日、そのような状況はもうなくなり、安倍元総理が発表した歴史認識に関する談話を日本政府の最終的な歴史認識としてよいと思う。中国側はこれに何か言っているが、日中関係を破壊することにはなっていない。談話発表の際には、学者も入って検討し、戦前の歴史について日本としてどのように考えるべきかということについての基本ラインが打ち出され、日本の歴史認識が定まったと思っているので、この問題をあえて中国側に提起していく必要はないと思う。

○現在の悪化した日中関係をしばらく静観する選択肢についてどう考えるか。

●中国側は、日本が日米安保とは関係なく、台湾有事の時に軍事力を使い台湾を助けに行くと誤解しているが、日本政府の中で日米安保条約を離れて台湾云々という議論がされたことはないはずである。これは中国側の誤解であり、誤解を解くためには直接対話することが必要である。

○中国の愛国教育の状況と、日本との友好関係に及ぼす影響と対応策を伺う。

●戦争の加害者と被害者の関係においては、被害者は100年たっても覚えている。教育だけでなく中国社会の記憶として歴史問題が残っていることを我々は自覚

する必要がある。愛国主義教育は、1989年の天安門事件で若者が共産党への反対を言い出したことを受けて鄧小平が若者への教育を指示したことが出発点と聞く。歴史教育では反日の材料が多くなるため、反日感情が厳しくなる。７割ほどの内陸部を中心に暮らし外国人と会ったことのないような人には党の宣伝がそのまま伝わるが、沿海部を中心に暮らし外国人と接触したことがある人は、反日教育と関係なくバランスのとれた対日観を持っていると思われる。他方、現在ネット空間が反日で満ちあふれており、その影響が教育以上に強い。

○国際法上の概念であるコンドミニアム（共同統治）の好例となったと思われる東シナ海におけるガス田の日中共同開発の合意が挫折した経緯と復活の可能性を伺う。

●この合意後、日本国内の報道で日本に有利な合意だという解説が流れ、中国外交部副部長が記者会見をして、日中の了解事項と違うことを述べ、合意は壊れた。そうしないと彼らは国内から大変な突き上げを受ける。福田総理が渾身の力で中国側と交渉し、中国側が日本の立場まで十分理解して歩み寄った合意であったので、本当に残念である。今後もチャンスはつくるべきであり、両国の首脳が会える環境整備をしなければならず、それができれば復活の可能性もある。

○日中関係修復のために、日本側から意思表示がなされるべきと考えるが、日本がとるべき方策は何か。

●中国の最高指導部と直接関係している事案なので、最高指導部の気持ちを変えさせねばならず、日本の最高指導部からの働きかけが一番大事になる。日中関係の再修復が国家として重要な事案であるという決意を固めて動き始める必要がある。中国は軍民両用品に関し日本企業を監視リストに載せるなどしており、問題が顕在化すれば多くの企業が直接影響を受ける。双方の立場を踏まえた外交的な解決を立ち上げる段階にあり、日本の強い決意の表明が必要である。



**（日露関係）**

○ロシア・ウクライナ戦争終結後の日露外交再開の見立てと、それをどのように北方領土問題解決につなげていけるかについて見解を伺う。

●ウクライナ戦争はここで今止まらないと10年は続く気配であり、止めなければならない。ウクライナ支援は戦争を行き詰まらせることから、日本がロシアに働きかけてこの戦争を終わらせるよう助けることが重要で、それが将来的に日露関係を良くすることに役立つ。日露戦争はロシア人に精神的な傷を残しており、ロシア及びソ連の歴史に大きな影響を与えた。日露の戦争の歴史を断つという意味で領土問題の考え方を変える必要がある。

**（日韓・日朝関係）**

○ＯＮＥＡＮへの出発点として、対話の開始を妨げる非核化を入口にしない北朝鮮へのアプローチの在り方を伺う。

●東北アジアの平和と安定のための仕組みを考えるにしても北朝鮮への働きかけが出発点になる。その際、日韓が一緒に北朝鮮に対して核問題を出すのは無理がある。韓国の支持を得て日本が北朝鮮と国交正常化することが最初の出発点ではないか。この地域で核兵器を使わないと約束してもらうことが重要だが、北朝鮮がそう言うかどうか分からない。その意味で、朝鮮戦争の停戦状態を存続させ、どう補強するかについて近隣諸国で話合いをすることは意味がある。

○日朝関係の現状と、文化・民間交流が進まない理由は何か。

●以前、岸田総理が国連総会で、新しい時代を開くつもりで金正恩委員長と会いたいと呼びかけた際、北朝鮮側は三度にわたって談話を出しており、北朝鮮としては相当に日本との関係を意識しているとも考えられる。日本が本当に拉致問題の解決を図り、日朝関係を正常化したいのであれば、それなりの覚悟で真剣に交渉を進める努力をしなければならない。

○韓国の竹島に対する主張を日本は認めざるを得ない旨の発言の真意を伺う。

●日本による植民地支配の後、大韓民国は独立するに当たって対馬の割譲を要求し、鬱陵島から竹島までは自国領土だと主張したが、日本が対馬は元々日本のものであると主張したため要求は通らなかった。竹島については議論が様々あるが、朝鮮全土を日本に取られていたところが、独立に当たって同島までは領土として独立したいと言ったときに、立場上、それを認めないと日本が言えるものなのかということである。

**（東アジア地域における日本外交）**

○アジア太平洋地域の安全保障協力の枠組みが多層で、多重的なものに発展しつつある中で、「東北アジア諸国連合」構想に対する感想について伺う。

●大前提として、このメカニズムに参加した国の安全を保障するものでないとどこも参加しないので、参加国の安全をいかにして担保するかという極めて難しい問題に直面する。欧州でもそれは実現していない。衝突の防止や不測の事態の回避の次元にとどまらず、国と国同士の安全保障、東アジアの本当の安定のために、まずは専門家に新しい知恵を出してもらうことが必要ではないか。

○「東北アジア諸国連合」構想の実現を目指す際に日本が果たすべき役割について伺う。

●東北アジアでは六者協議の経験がある中で、米国も入れてこの地域の安全保障を考える枠組みがある。東北アジアという枠組みは日本が日朝平壌宣言で事実上提案しており、日本が中心となって進める気持ちにならないと実現しないのではないか。同構想を進めるには、まず日朝国交正常化を実現し、北朝鮮が孤立している状況を緩めていき、６か国が集まれるような土台をつくっていくことが必要である。

○東アジア地域で戦争を起こさないために対話が重要である一方で、抑止力も必要と考えるが、両者のバランスについて伺う。

●域内国の核保有の状況から、この地域で戦争が起これば、日本が自前の兵力を



用意したところで悲劇は避けられない状況である。一定の安全保障上の措置は必要だが、それ以上に外交的努力が必要である。まずは隣国と国交を結び、話し合える状況をつくるべきである。

○東アジア地域で安全保障上の不信感が高まる中、日本外交に求められるものについて伺う。

●安全保障の観点から抑止が必要ということは否定しないが、それだけでなく、相手と話し合える関係をつくり、多くの共通利益をつくり上げることが重要である。探せば必ず共通の利益は見つかるので、それを相手に納得させ、拡大していく。そして協力する分野をつくり、協力し合えば信頼関係が生まれてくると考える。

○非核三原則見直しの議論がなし崩し的に始まりかねない状況と東アジアの平和について見解を伺う。

●東北アジアの６か国のうち４か国は核を持ち、韓国でも核武装の話が出ていることから、日本の中にも非核三原則を修正しようとする動きが出ている。しかし、全ての人が核兵器を持って何か救いがあるのか。北朝鮮は米朝戦争になった場合に在日米軍基地をミサイル攻撃する部隊が存在すると言っている。日本海沿岸には原子力発電所が並んでおり、通常弾頭のミサイルでも当たれば核爆弾の爆発と同じ効果を持つような状況である。近接した状況で核兵器を保有し、対立が深まれば防ぎようがないので、平和が来る方向に努力することを中心に考えなければならない。

○拉致問題や領土問題におけるこれまでの外交努力への評価と今後の日本外交の努力を評価する際に何が重要性を持つか見解を伺う。

●何が日本にとって良い外交かについては、日本の平和と繁栄をいかに実現するかという全体的な国家戦略があり、その中に外交が位置付けられ、外交の中に対中関係が位置付けられると整理している。しかし、それ以外の考え方を排除

するものではなく、環境や人権問題を中心に位置付けることに異議を挟むつもりはなく、それも立派な外交と考える。

●拉致問題について長年運動を続けてきた努力には敬意を表するが、交渉の仕方があるはずと思う。北朝鮮が拉致を認め、生存者を帰し、死亡者については謝罪し賠償することが目標であると思うが、ある時期から拉致問題の主張は、北朝鮮の主張や資料が曖昧であるため全員生きていると考えて即時返せと主張し、それに北朝鮮が答えないのであれば制裁を加えるといった方向になってしまっており、それでは交渉にならない。北朝鮮が拉致を認めたところが非常な前進であり、北朝鮮の回答が不十分であっても、謝罪をしてそれなりの努力をしたということであれば、解決を図るのが外交交渉というものである。



## ４．欧州が直面する課題と日本外交の在り方（2026（令和８）年５月27日）

### （１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

**水島治郎参考人（千葉大学大学院社会科学研究院教授）**

「鏡としてのヨーロッパ」という視点を出発点とし、欧州と日本がどう向き合うべきかを考えてみたい。日本の近代化のモデルは欧州であり、法律、行政、軍事、科学などあらゆる分野で多くを学び、現代も日欧は自由民主主義的な政治体制、脱工業化が進む社会経済構造など多くの特徴を共有し、かつ、福祉、労働、環境政策など先進的な政策には見るべきものがある。また、政党政治でも、近年の日本の変化が欧州と共通している部分もある。同時に、近年の欧州が直面する困難についても無縁ではない。

まず、現代欧州政治の変容について。2026年５月、英国の地方選挙で与党労働党が歴史的敗北を喫し、移民・難民反対を訴える右派ポピュリストのリフォームＵＫが最大の勝者となった。与党の苦境は英国だけではなく、他の欧州諸国でも同様のことが起きている。そこで注意すべきは、与党が不人気の際に受皿となってきた有力野党もまた支持を落としていることである。今、欧州で一世紀にわたり安定的に維持されてきた穏健な中道右派・中道左派の二大政党システムが溶解している。

ポピュリズムとは、端的に言えば、人民の名においてエリート支配、既得権益を批判し、既成政治の急進的改革を訴える政治運動である。ラテン語で人民、民衆を意味するPopulusに由来する言葉であり、直訳すれば「人民主義」となる。右派ポピュリズムは反移民・難民が中心的な主張の一つであり、排外的な姿勢が顕著であるのに対し、左派ポピュリズムは反緊縮、反格差を中心的に主張することが多い。左右のポピュリズムは一見すると正反対であるが、反既成政治、アンチグローバル化、自国第一主義など共通する部分もあり、むしろポピュリズムには、上に対する下からの対抗運動という面も見える。

既成政党が凋落しポピュリストが力を増している理由として次の３点がある。第一は、冷戦の終焉と既存の対立軸の変容である。20世紀の欧州政治においては、自由市場対福祉国家のような経済的な配分をめぐる対立が中心であったが、冷戦が終わり、対立軸そのものの有効性が変わった。第二は、移民、難民、気候変動、経済のグローバル化の是非など新しい対立軸の出現である。第三は、既成政党を支える組織団体の弱体化である。今や有権者集団の中で団体に属していない人が最大グループである。こうして近年、各国政治においては、グローバル化時代における新たな争点を掲げながら、既得権益、既存政治を批判するポピュリストが支持を広げている。

次に、ＥＵの現状と困難について。ＥＵは1957年のローマ条約によるＥＥＣ（欧州経済共同体）の設立に始まる。大戦の反省を踏まえた不戦共同体としての意味を込めた欧州統合が進展してＥＵとなり、経済のみならず、政治、安全保障、司法など他分野の統合が進むにつれ、民主主義、法の支配、自由、人権などリベラルな理念を掲げる姿勢が明確になった。現在、ＥＵは内外で複合的な脅威にさらされている。内部では、ＥＵに批判的なポピュリストの拡大により欧州統合を支える中道右派と中道左派が凋落し基盤を浸食され、外部では、東のロシアによるウクライナ侵攻、西の対米関係、南の難民問題、北のブレグジットという４方面で困難に直面している。ただ、ブレグジットに続き懸念された離脱ドミノは、大陸の急進右派政党の多くが現実路線に修正したため、当面心配はないと思われる。また、欧州グリーンディールを掲げての脱炭素化政策の経過に見られるように、ＥＵは情勢変化に応じて政策を修正する柔軟性を持つが、理念そのものを捨てるわけではないため、日本がＥＵと関わる際、理念を軸に共通性を見出していくことが重要である。

第三に、ＡＳＥＡＮとＥＵの比較について。アジアにおける地域統合であるＡＳＥＡＮは1967年に発足し、全会一致を重視し、和を尊ぶやり方（いわゆるＡＳＥＡＮ　ＷＡＹ）から、ＥＵと比べると統合が遅いと言われたが、今や経済共同体から政治、文化を含む共同体へと衣替えし、着々と統合を進めている。他方、ＥＵは特定多数決制度で反対国を抑え込む仕組みをつくり、超国家機構の下、積極的に統合を推進したが、結果的には各方面からの反発を呼び、ブレグジットを招いた。統合先進地域だった欧州モデルだからこそ困難に直面するという一種のパラドックスとも言える。



最後に、欧州を見る上で重要な象徴的価値について。欧州では今なお多くの国で立憲君主制が維持され、日欧の王室・皇室は長年きずなを深めてきた。重要なのは、それがうわべの社交にとどまらないことである。戦後オランダの反日感情には根深いものがあったが、2000年に当時の天皇が公式訪問され、戦没者慰霊碑に供花し、元抑留者と面会し、晩さん会で深い心の痛みを表明されたことで現地の空気が変わっていった。両陛下が人々に耳を傾け、思いを率直に語ることが両国関係を前進させる。オランダ国王は、2023年に過去の奴隷貿易、奴隷制を公式に謝罪し、2025年に王妃を伴いかつての植民地スリナムを公式訪問し、現地の先住民や奴隷の子孫と真剣に対話し、彼らの伝統文化にのっとった和解の儀式に臨んだ。過去の重い遺産を一朝一夕に払拭できるわけではないが、日本の同盟国である米国が予測不可能な方向に向かう中、日本はアジア諸国との関係を再構築する必要があり、欧州の王室が果たす象徴的役割から学べることも多いのではないか。「鏡としてのヨーロッパ」を眺めつつ、日本の針路を見定めていくことが大事だと思う。

**下斗米伸夫参考人（神奈川大学特別招聘教授・法政大学名誉教授）**

ウクライナ戦争を機に、現在が戦後史、文明史の転換点となり始めていることに疑いの余地がなくなった。2026年５月に開かれた米中、中露の二首脳会談の主要論点がイラン戦争とウクライナ戦争をどう解決するかであったことからも、ナイ教授が言った米国の世紀の終焉がはっきりし、多極化世界に動き出している。

世界最強の軍事力を誇る米国とイスラエルによるイラン戦争が成功しなかったことが明らかになりつつあると同時に、ウクライナ戦争については、同国に分断線を引き、朝鮮戦争の38度線のような休戦ラインとして停戦あるいは戦争を凍結するとの考え方が表に出てきた。その中でも中国が５月の中露首脳会談で、ウクライナ戦争の根本原因はＮＡＴＯ拡大にあるとするロシアの主張にはっきり同意

したことが重要であり、そこでの議論も含め、この戦争はドンバス２州を割譲して停戦ラインを引く妥協（朝鮮半島モデル）によって解決するという合意が広まっている。

欧州とロシア、ウクライナとロシアとの関係はいかに処理されるべきかという問題については文明史的理解が必要である。西暦1000年の少し前に、ドニエプル川の真ん中にあるキエフ・ルーシがキリスト教に改宗し、その後、このキリスト教世界は正教とカトリックに分裂した。そして、ウエストファリア体制の成立直後である1667年、ドニエプル川を挟みポーランドとロシアが分解された。ロシアは、モスクワを第三のローマと称し、一種の世界国家を自称した。その後350年間、ロシア帝国、ソ連邦と大きな変化があったものの、ロシア帝国とは決してロシア人の帝国ではなく、正教の帝国であるという大枠は変わらなかった。ソ連崩壊後、ロシアとウクライナが別々の新国家になったのは、ウクライナのクーデター派がロシアを嫌い西ウクライナの民族派と合流し、クーデター終了後に最高会議が独立を宣言したためであり、歴史的には偶然だった。黒海艦隊など核戦略部隊の管理機能だけはＣＩＳ（独立国家共同体）の法的コントロール下に置かれたが、クリミアとドンバスというロシア人地域の問題は先送りされた。このＣＩＳができたときに、ハンチントン教授が「文明の衝突」で、正教と欧州キリスト教間には、350年前にできた断層線で大きな隔たりがあると言ったことは極めて重要である。東ウクライナはソ連時代に軍事工業化した一方、西ウクライナはカトリック中心の農業国であった。ウクライナには二つの異なったネーションがあることを我々は理解せずにウクライナ紛争に向き合っている。

この問題には北米要因が関係する。米国には旧ソ連、東欧から逃れた移民が多く、一部はロシアに対し批判的であった。中でもいわゆる「ネオコン派」が、ドイツ統一時の公約であったＮＡＴＯ不拡大をほごにし東方拡大を言い出した。1997年、ジョージ・ケナンを始め超党派の専門家が行ったＮＡＴＯ拡大はロシアを刺激するとの批判は正しく、エリツィンの後任にＮＡＴＯ専門家のプーチンが就き、米国の国内論争から米露関係に転調したのである。ウクライナの東南部分は正教とロシア語を話す人たちの世界であり、クリミア半島は当時のウクライナ・ソビエトの固有の領土ではなかった。他方、ドンバスは、帝政以来、石炭産業とドン・コサック騎馬隊の中心地であり、1945年には赤軍の中核部隊であったその末裔がＮＡＴＯと一緒になるわけはなく、ここに紛争が起きる構造的な問題があった。つまり、正教とカトリックの分断線に従って、米国各派の争いと米露関係が連動した結果、ウクライナを使って一種の東西の代理戦争になってしまったのである。

ウクライナ戦争の開戦直後、トルコが仲介し、中立と引換えに領土問題の棚上げ、クリミアの黙認というシナリオで和平交渉が進んでいたが、ゼレンスキー氏の立場の変化に加え、英米政府がロシアの弱体化、プーチン体制の打倒を目標にしたことで、激しい長期戦になった。しかし、ウクライナの数倍能力のあるロシアが、時間の経過とともに有利になるのは不可避であった。バイデン政権はウクライナに金融支援を行ったが、ウクライナの反転攻勢が失敗すると、トランプ政権は戦争反対にシフトし、共和党が議会で財政支援を止め、ウクライナ軍が次第に劣勢となった。

ウクライナの敗色やゼレンスキー氏の正統性問題に加え、このままでは第三次世界大戦になるとの危惧から、欧州でも対話派が登場している。英国のスターマー政権は2026年５月19日、ロシアのエネルギーを輸入するという歴史的転換を行った。最近では、ＮＡＴＯの提案したウクライナ支援の増税枠組みを英国、フランス、イタリアなどが拒否した。日本政府もモスクワに赴いてエネルギー交渉を行っており、経済多極化の時代に変わり始めた。

日本との関係では、朝鮮民主主義人民共和国が同年３月、憲法を改正して南北統一を諦めたため、二つの朝鮮という問題に我々は直面することになる。これは、危機であると同時に六者協議というメカニズムを復活させるチャンスでもある。直ちに北朝鮮の非核化が目的にはならないとしても、今アジアで不足している南北間、東西間の対話のメカニズムの構造化は考えられる。日本がマルチの枠組みとして六者協議の音頭をとらなければ、物事は進まないと理解している。

また、ウクライナ戦争が長引くほど、ＡＩ、ドローン兵器がもたらす完全自律型致死兵器体系への移行が強まる可能性がある。いかにＡＩから人間の感覚を取り戻すか、世界大戦を避けるための立場を超えた対話が求められている。

**（２）主要論議**

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

**（欧州政治・ＥＵ）**

○欧州でポピュリズムが台頭していく中で、オランダにおいて2026年２月に中道左派のイェッテン氏を首相とする新政権が発足したことについての評価を伺う。

●近年、旧来の中道右派・中道左派に急進右派・急進左派を加えた四つどもえ状況が生じているが、更に新しい動きとして、旧来の政治では飽き足らないけれども、急進的な右派や急進的な左派にも親しみを覚えない、言わば有権者の中間部分が改革中道に活路を見出すということが出てきている。特にオランダでは、前政権が急進右派を含んでおり、厳しい移民政策等によるあつれきからの混乱の反動もあって、穏健な改革中道に支持が集まった。

○エネルギー・資源の安全保障が深刻化する中で、ＥＵにおいて脱炭素化政策の転換が図られているが、世界の産業エネルギー秩序にどのような影響を与えるか、また、これに対して日本はどのような外交方針で臨むべきか知見を伺う。

●ＥＵは、大枠としての脱炭素化の方針を変えていないものと推察するが、今後中国ＥＶ車の進出が更に進むなどのＥＶ車をめぐる様々な情勢によっては、軌道修正していく可能性はある。日本は様々な可能性を残しておき、ＥＵの方針が変わっても対応できるような姿勢で構えるべきである。

○ウクライナ支援に消極的な右派ポピュリスト政党の台頭による欧州内の政治の分断が対露制裁網を弱体化させるリスクについて伺う。また、そのような状況下で、日本がＥＵとの連携を維持強化する上での課題について伺う。

●現在、欧州で台頭する急進右派政党は親ロシア的な傾向を持っていることが多いが、イタリアのメローニ政権のように、実際にＥＵの中である程度役割を担っていくと、ＥＵの主流派に協調路線をとることもある。軍事的にはＮＡＴＯという存在もあり、対ロシアについて全体としての方針転換を引き起こすかどうかは微妙である。日本としては、自由、民主主義、国際法の遵守といったＥＵの基本的な理念を共通項として対峙していくことがよいと思う。

○ＥＵ委員長が、2026年３月に開かれた原子力エネルギーサミットで、欧州が原発に背を向けたのは戦略的誤りだったと述べたが、欧州におけるエネルギー政策の今後の流れやエネルギー分野における日本の外交手段の在り方について伺う。

●エネルギー価格が上昇し、庶民の生活も苦しく、また各国の産業からの圧力もある中で、ＥＵが脱炭素化や自然エネルギーへの転換を強力に進めることは、自らの信頼の失墜につながる。そういう中で、ある意味では戦略的な方針転換を行っているが、中長期的には脱炭素化や自然エネルギーへの転換を進めるという方針は堅持する姿勢であると思われる。その中で、日本としては、柔軟に、全体の流れを見ながら、具体的な欧州の動向を注視し、機敏に対応していくことがよいと思う。

○欧州では、移民や難民の問題、物価高、エネルギー不安、地域格差などを背景に既存政治への不信があり、社会の分断が広がっているが、こうした欧州政治から、日本外交の在り方も含め、日本の政治が学ぶべき視点について伺う。

●ＥＵは、上からの統合を進めたために不協和音が生じて、ブレグジットも生じた。他方、ＡＳＥＡＮは、みんなが一致することをやっているので離脱が起こりにくい。東アジアにおいても何らかの国際的な枠組みが必要であり、その場合、ＥＵのような上からの統合ではなく、お互いが下から納得できるような枠組みをつくっていくことが考えられる。また、地方と都市の格差については、欧州でもかなり深刻な問題であるが、オランダでは地方分権が進んでおり、多極的な中核を設けて国としての繁栄を成功させている。

○ドイツでは徴兵制復活の議論が行われているが、ウクライナ情勢以降の欧州の

安全保障の変化を背景とした欧州社会の現状について伺う。

●これまでＮＡＴＯという枠組みで米国に依存してきた欧州は、トランプ政権の方針転換から自立を迫られている。また、ロシアとの向き合い方についての理解が崩れ、ロシアへのエネルギー依存を減らしたいという方針も出てきている。ドイツでは、陸上兵力での長期戦を前提として徴兵制が議論になっているが、その持続可能性は疑問であり、しばらく論争は続くと思う。安価なロシア産エネルギーを前提としていた経済の自立についての悩みも今の欧州にある。しばらくは混沌が続くと思うが、多かれ少なかれ、米国からの自立という要素がロシアとの和解へのベクトルにも働いている。今までの既成概念にとらわれない欧州の自立を注意深く見る必要がある。

○欧州でポピュリズム勢力が支持を伸ばしている状況について、欧州社会ではどのような捉え方をしているのかについて伺う。

●欧州各国で多党化が進んでいる中で、比例代表制のオランダが最も多党化が進んでおり、多様な政党が出現している。一見変わり種に思われるような政党も含め、様々な政党が出てきては、意外に残っていくものもあり、多様化する社会の人々の意見を政治的に表出できる枠組みがあることは悪いことではない。英国の小選挙区制のような仕組みも意味はあるが、多様な意見を酌み取ることが難しく、二大政党に包摂されない不満がブレグジットという形で噴出した。比例代表制でふだんから様々な意見を取り入れた方が漸進的な変化になっていくだろうし、21世紀には多様な意見を酌み取る方が望ましいと考える。

○グローバルな構造変化の中でポピュリズムの現象を位置付けていく際に、こうしたポピュリズムが世界的に台頭する中で外国人が押し寄せ、彼らの宗教も含めた理念が広がることで、その国の良さが分からなくなってしまうような現状及び日本の対応として欠けていることについての所見を伺う。

●世界的に自国第一主義的な動きがあり、その背景には、各国で旧来の政治勢力がその基盤を失っていること、グローバル化の中で生じている新しいイシューに旧来の政党が対応できなくなっていることがある。特に移民問題は、欧州でも重大な問題であるが、国によって対応が異なる。どのような形で外国人と向き合うのかについては、自国のナショナル・コミュニティの構成員は誰であるのかをきちんと議論していかないと後になって望まない分断が起こることが懸念される。

●欧州では高度経済成長期に必要な労働力を国外から受け入れた際、必要がなくなれば母国に帰ると考えていたが、多くはそうならなかった。外国人がその国で仕事を持つようになれば、そこに定住する人も多くなるので、いつか帰国するという希望的観測で受け入れずに、どのような形でその生活を保障していくのかということを捉える必要がある。今後、日本は、外国人労働者をどのように扱い、どのような日本を構想するのか、国民的合意を可能な限りつくっていくべきである。

○欧州で右派ポピュリズム勢力が伸びているのは、インターネットの普及も関係していると考えるが、その要因について伺う。

●欧州では、お金を再分配する社会政策の仕組みは国ごとにシステムが維持され、その上でＥＵは様々な差別禁止など全体としての枠組みを設けている。しかし、様々な格差が見える中で、ＥＵは上から様々な規制をかけて庶民をいじめるものとの意識も出てくるため、アンチＥＵ的な動きにつながっている。エリートは地球規模の危機、庶民は今月の支払の危機を重視するというような見方の違いから双方が分裂する状況にある。その中でインターネットは庶民の言葉を伝える有効な手段であり、そういった様々な形で人々の意向を酌み取っていくようなシステムをつくっていかなければ、大きなまとまりは維持できないと思う。

○オランダがスリナムに奴隷制を公式に謝罪した背景及び謝罪の法的な効果について伺う。

●2020年代に入り、黒人差別や奴隷制等の過去の遺産に対する注目が高まる中、オランダでも過去をどう捉え直すかが議論になり、最終的には国王が謝罪せざ

るを得ないという意識が形成された。謝罪は法的な効果を伴うものではなく、賠償を約束するものでもないが、過去の清算の出発点として行われた。また、一方的に謝罪するのではなく、現地に赴き、当事者のコミュニティと対話し、当事者の参画を積み上げて、お互いが納得するような形にしていったところが、欧州外交らしいやり方であると思う。

**（ロシア政治・北方領土問題）**

○プーチン大統領の歴史観がウクライナ侵攻の決断に与えた影響について伺う。

●プーチン大統領はコロナの時期に、ソ連崩壊時の歴史資料からウクライナとロシアの関係や、右派を中心とする歴史観を勉強したと思われる。同時に、旧共産党の人々がアイデンティティクライシスにある中で、プーチン大統領は自分自身の歴史観を、右派と左派それぞれのものに対して真ん中に位置すると考えていると思う。彼の歴史観を示す言葉として「ロシア人とウクライナ人は同じナロード（人民）である」というものがある。何がロシア人で何がウクライナ人かというのは、全く自明ではなく、専門家でも実はよく分からないが、はっきりしているのは、宗教的な要素があるということである。

○プーチン大統領の交代後、ロシアがどうなるのかについて伺う。

●プーチン大統領はエリツィンの指名で後継者になったが、ロシアでは政治指導者が後継者を決めるということはかなり例外的であったと見ている。後継者としてうわさされている人物の名前が出ることがあるが、プーチン大統領の頭の中を推測することはできない。

○欧州や日本で右派ポピュリズムが急伸しているが、ロシア国内の東西での地域の違いも含めたロシア政治の現状について伺う。

●ロシアには日本に似た政党システムがあるが、これはロシアが日本に学んだことによるものである。ソ連改革の末期に、自由民主党のような保守政党と社民党の二大政党にしようとし、それが更に枝分かれした経緯がある。



●戦争末期との理解ではあるが、ロシアでは2026年からインターネット規制がきつくなっている。ＶＰＮの禁止や秘密性の強いテレグラムを禁止して政府寄りのプラットフォームに変えようとする動きは注目すべきである。

○米国やロシアのような大国が頭越しに外交を行い、当事者の意向が無視されたままで紛争地の未来が決められる状況がある中で、北方領土問題について日本が交渉の主体であるために何をすべきかについて伺う。

●北方領土をめぐる交渉は現在中断しているが、問題は依然として続いている。こうした問題は国家のプライドや他に解決すべき問題との関係で解決されることがあり、流動化する世界では、今後いつチャンスが来るかは分からない。

○元島民の高齢化によって北方領土返還要求運動が弱体化して中抜き政治の現象となっており、一時的で感情的な世論に領土交渉が左右されるリスクについて伺う。また、領土交渉が可能となる政治環境をつくるために何が求められているかについて伺う。

●中抜き政治とは、組織や団体に支えられた政治ではなく、政治家個人がインターネットなどによって有権者と直接つながることで、従来の組織や団体といった中を抜いてしまう現象であり、政治だけでなく社会や経済でも起きている。それでも、最後に残るのは団体や組織だという面もあり、旧来の団体が同じ形で活動することは難しくても、ネットワークを維持していくことが重要である。20世紀型の政治や社会を支えてきた団体でも、形を変えながらうまくいっているものもあり、今が分かれ目である。

**（ウクライナ戦争の終結の在り方）**

○ドンバスの帰属問題について文化や言語環境等に関するドンバスの意思が尊重される可能性について伺う。

●国境線を破ることは国連憲章違反であるが、それなりの歴史的理由もあり、一番難しいところである。この地域は、遊牧民の行き来や、石炭開発のための移



令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

民の流入、民族や宗教等の問題があり、境界を曖昧にしておけばよかったが、できなかった。今は、ウクライナが取り戻す可能性はほぼなくなったものと理解する。

○朝鮮半島シナリオによってウクライナ戦争が停戦された場合、誰が監視することになるのかについて伺う。

●ドニエプル川やドニエストル川のどこかで線が引かれるとなれば少なくとも1,000キロを超えるので、ＮＡＴＯの有志軍という案も出ているが、英仏の兵の総数から物理的に不可能であり、その形ではロシアがのまない。ブラジルやインドネシアなどのＢＲＩＣＳ諸国、場合によってはサウジアラビア、イラン、欧州とアジアのクアッドや中国も入って停戦監視の枠組みをつくることに期待したい。

**（北朝鮮をめぐる課題）**

○六者協議が再開される場合の課題や留意点について伺う。

●前回の六者協議は朝鮮半島の統一という枠組みの中での議論でもあったが、北朝鮮が統一を諦めたため、短期中期には二つの朝鮮という問題に当面せざるを得なくなった。また、旧来の六者協議は、中国が仕切ったが、新しい枠組みでは、非核国である日本と韓国が主導するメカニズムが中期的には望ましい。

○六者協議を非核国が主導することが望ましいと考える際の観点について伺う。

●ＮＰＴ体制が崩れつつある中で日本にとって一番望ましいシナリオは、核廃絶という中長期の課題とは区別した、この地域の核をめぐる戦略的な軍備管理・軍縮の合意である。日本のリーダーシップでそのような世論をこの地域でつくれるかどうかについて考えてほしい。

○ウクライナ戦争で実戦経験を積んだ北朝鮮軍がインド太平洋の安全保障環境を質的に変化させるリスクの評価について伺う。また、日本がウクライナ支援を



人道的なものとしてだけではなく、安全保障に直接関わるものとして捉える必要性について伺う。

●北朝鮮軍は、ロシアのクルスク州に入ってきたウクライナ軍に対し、「対テロ作戦」として１万数千人を動員し、恐らく数千人の犠牲者が出ている。北朝鮮からすれば、現代戦、ドローン戦を学習する効果もあったと思われる。ドンバスには工兵隊のようなものが入っている可能性があり、道路等のインフラ整備を行うことで北朝鮮に外貨が入り、豊かな社会になるきっかけが出てきた。韓国は北朝鮮との経済格差から統一に消極的であった。トランプ政権と北朝鮮指導部との対話がどういう形で復活するか等、大変難しいところはあるが、ある種、朝鮮戦争を終えるということになると、停戦ラインが国境線になるという可能性が中期的にはあり、日本も北朝鮮との国交回復を俎上に上げる環境が出てくる。日本は、アジアやウクライナ戦争の動向を注視し、フットワークを軽くし、いろんなオプションを持って対応すべきである。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**５．現下の国際情勢と世界の安定に向けた日本外交（委員間の意見交換）（2026（令和８）年６月10日）**

委員間の意見交換において、表明された主な意見は、以下のとおりである。

**（日本の外交・安全保障政策の在り方）**

○従来の国際秩序の維持が難しくなっている中で、日本は、今後の国際社会において存在感を高めるグローバル・サウスの国々とも連携し、ルールある空間を支える責任ある国家としての役割を果たすべきである。

○格差の拡大や生活の厳しさに対する不満に真摯に向き合うことは、政治の最も重要な責務であるが、短期的な感情論や排他的な自国第一主義に流されてしまっては、かえって平和や安定を含む長期的な国家の利益を損ないかねない。揺らぐ国際秩序の中で、日本は短期的な動揺に流されることなく、長期的な視座に立って、世界の安定に向けた粘り強い努力を続けなければならない。

○日本外交においては、対立や緊張をあおるのではなく、対話による現実的な安全保障の構築が重要である。

○日本では抑止に重点を置く議論が高まっているが、米国の変化を冷静に見据えながら、同志国との連携や軍縮の知見をいかし、平和国家としてのブランドをいかした対話外交を推進することにより、対話と抑止のバランスを図るべきである。

○社会の分断や排外主義をあおる極端な政治を排し、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的な価値や原則に基づく国際秩序の堅持を掲げ、対話を重んじる平和外交を貫徹していくべきである。

○抑止力の重要性が再認識される一方、抑止一辺倒に偏ることや武力の不均衡がエスカレーションを誘発する危険性も指摘された。安全保障上の空白を生じないよう我が国が一定の防衛力を強化していく方向性そのものは適切であるものの、米国の力の減少をそのまま日本が全て肩代わりする必要はなく、費用対効果を含め、冷静な議論が国会を中心に行われる必要がある。



○防衛力の在り方を議論するプロセスにおいては、民主的な情報開示と国民の深い理解が不可欠である。我が国の安全保障に関する情報開示は諸外国に比して少なく、国民の理解という言葉がお題目にすぎないのではないかとの懸念もある。安全保障、国防に関してこそ民主的統制は重要であり、国民への誠実な情報開示と対話を政府に強く求める。

○米国の不可逆的な変化に対応するためには、我が国自身が多層的な外交関係を構築していく必要がある。

○我が国の安全保障の大原則は引き続き日米同盟基軸であるべきだが、米国に盲従するのではなく、米国第一主義の下で価値の共有が揺らぐ中にあって、我が国の国益をしっかり守りながら、より対等な関係へと同盟関係を深化させなければならない。

○価値や利害を共有する国々、特にミドルパワー諸国との連携強化が重要である。米国中心のハブ・アンド・スポーク型の関係に依存せず、韓国、オーストラリア、ＡＳＥＡＮ、カナダ、欧州、グローバル・サウス諸国も含めた重層的な関係を構築する必要があり、ＣＰＴＰＰのような多国間枠組みを戦略的に活用しながら、経済と安全保障の両面で主導権を発揮していくことが求められる。

○我が国が歩んできた平和国家としての道のりと蓄積は脱ぎ捨てるべき殻ではなく、他国にはまねできない我が国のブランドである。この資産をいかしながら、引き続き自由で開かれた国際秩序や法の支配を掲げ、外交力を発揮していくことこそが、世界の安定に向けた日本外交の役割である。

○米国への向き合い方として、参考人の言葉を借りれば、どういう形で同盟の負担分担をしていくのか、どのように価値基準を共有化していくのかという作業は非常に重要なポイントである。米国の本質と変質を見極め、日米関係を再設計していく作業も必要である。

○核の脅威や気候変動、新興技術の台頭といった複合的な危機に直面し、ルールに基づく国際秩序が揺らぐ中、分断と対立をあおることで自らのエネルギーを得ようとする政治とは一線を画し、国民を包摂する中道政治を目指す基本路線の下、引き続き真摯な姿勢で世界の平和と安定に向けた日本の役割を追求して

いきたい。

○現下の世界平和は、戦争や紛争によって崩されている。日本はこれからは国際問題を能動的に解決する役割が外交として期待される立場にあり、国際情勢が時間単位の速さで変化する時代に、例えば米国から自衛隊派遣の可否を問われた際、これから議論するというのでは駄目である。国としての判断が下せるように党派を超えて政治家が状況変化に対して敏感に対応し議論することが今後重要である。時の政権を担う政党が他党の顔色をうかがうことなく迅速に意思決定できる準備を整えるためには、日頃から各政党間の意思疎通をしておく必要があり、和平議連のような場は全ての政党が参加する形で整えておく必要がある。

○軍事的な衝突だけでなく、様々な情報戦、サイバー攻撃による国家の安全保障に対する侵害も合わさり、国民を脅かす危機へとつながっているのではと強く懸念する。

○激動の時代の中で日本の政治に求められるのは、他国に依存せず、また今日までの平和に安住するのでもなく、自主独立の姿勢で行動していくこと、各国の調和を目指すリーダーシップを示していくこと、その上で得られる国益を追求することであり、それこそが日本が目指すべき真の平和への道筋である。

○日米同盟関係の維持は重要だが、言われるがまま盲従し、日本が主体性を欠いたまま有事に巻き込まれるようなものであってはならない。緊迫する対中国外交についても冷静な対応が求められ、米国と中国にただ振り回されるだけの外交では、国民の命も暮らしの安定も守れない。

○日本の食料自給率はカロリーベースで38％にまで落ち込んだままであり、種子や肥料、エネルギーの海外依存を今こそ改め、農業を国策としてしっかり推進すべきである。国内の生産者の所得を国が責任を持って補償することにより、他国に命の源を握られることのない、真に自立した日本の食料安全保障の確立につながる。

○ＷＨＯ総会で採択されたパンデミック協定とその後の実施面の議論に関し、公衆衛生の名の下に、国際機関の勧告や決定が日本の主権や国民の移動の自由、



医療の選択権といった基本的人権を不当に制約・侵害することがないよう臨むことが重要である。日本の国民の命に関わる重大な決定を下す権利は、どこまでも日本にあるべきである。

○どの課題も多面的要素があり、それぞれ歴史的背景、尊重すべき事柄がある。真摯な対話と理解、信頼関係を醸成する努力によって平和を構築するのが憲法の要求であり、国際社会において日本に課せられている役割である。

○日本は世界に何を提供する国でありたいのかが問われている。日本には、軍事力や資源とは異なる強みとして、災害対応・防災の技術、保健医療、教育、環境技術、地域社会の知恵があり、日本が世界に提供できる価値は、こうした人々の命と暮らしを守る仕組みである。

○今後の国際社会では、軍事力や経済力だけではなく、社会の分断を防ぐ力、地域社会を維持する力、人と人との信頼をつくる力がより重要になる。人口減少、高齢化、災害、孤立・孤独など、日本は多くの課題の先進国であり、だからこそ日本がこれらの課題解決に挑戦すること自体が世界への貢献につながる。

**（東アジアにおける課題）**

○日本は、我が国の立場を正当に主張しなければならない。北朝鮮拉致問題解決は政府の最重要課題である。また、領土問題については、北方領土と竹島は日本固有の領土であるとの立場を改めて述べる。引き続き、事態の打開に向けて、関係国と粘り強く交渉を進めていただきたい。

**（日中関係）**

○中国との関係においては、政治的な緊張が高まる局面こそ、身近な国民同士の交流に加え、対話の窓口を閉ざさず、意思疎通を図る外交努力が重要であり、地域全体において緊張を緩和するための多層的な協力体制を構築すべきである。

○高市総理の発言を契機に対中国関係が冷え込み、中国最高指導部が直接主導する深刻な事態となっている。日本の最高指導部からの日本の立場を踏まえた働きかけが必須であり、経済や軍事的緊張等の影響を考えれば、総理自らが中国

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

に働きかけることが不可欠である。その際には、日中間の平和友好条約等、これまでの外交努力に基づいた対応が求められる。

○日本の対中国外交においては、昔から良い関係をつくること自体が目的化し、何のために良い関係をつくるかが忘れられ、時には日本の立場や国益を放棄してしまうケースもあった。本来、外交においては国益を守ることが唯一最大の目的であって、国益を守るために良い関係をつくる場合もあれば、関係を悪くする場合もあるのであり、良い関係をつくることが全てではない。

○高市総理の存立危機事態に関する発言自体は何の問題もなく、日本政府の従来の立場を国会答弁の中で別の表現で述べたにすぎない。関係改善のために発言を撤回すれば、日本政府の対中国外交の立場が全くなくなってしまう。肝腎なところで日本の立場と国益をきちんと守り、毅然とした態度を示した上で、いずれ状況が変われば関係改善の糸口を探すことも考えられる。

○日本は反論すべきときは反論した方が良く、小泉防衛大臣がシャングリラ会議で中国の不当な日本攻撃に堂々と反論したことは、国際的にも日本国内でも高く評価されている。対中国関係だけでなく全ての対外関係において、関係を良くすることが究極の目的ではなく、国益を守ることが唯一の目的であるべきである。

**（北朝鮮）**

○拉致問題を含め、北朝鮮のような独裁国家を相手にするのであれば、外務省の職員だけで対応することはできず、事を動かそうとすると国のトップ同士といった政治家同士の対応が必要になる。

○拉致問題の解決を真に進めるためには、2002年の日朝平壌宣言の原点に立ち返り、日朝国交正常化交渉の再開という大きな対話の枠組みをまず軌道に乗せ、その交渉プロセスの中で拉致問題の解決を強く求めていくことこそが、極めて現実的なアプローチである。交渉を有利に進め、国際社会の広範な支持を得るためには、リアリストとしての冷徹なシミュレーションと国際人権基準への合致が不可欠である。



○我が国独自の制裁措置が、北朝鮮の一般市民に対する集団懲罰とみなされ、グローバル・サウスを始めとする国際世論を敵に回すことがあってはならない。人道支援や医療物資の除外手続など、市民の生活に不要な打撃を与えない配慮を行っていることを、日本政府は国際社会へより明確に発信すべきである。

○朝鮮学校の高校無償化除外については、国連の人種差別撤廃委員会や社会権規約委員会から、差別的であり教育を受ける権利を侵害しているとの懸念や勧告が累次出されている。子供には罪はないという国際社会の絶対的な原則に照らしてこの措置を再考することは、日本の外交的道義性を高め、来る国交正常化交渉を有利に運ぶための強力な外交カードとなり得る。

○本調査会は単なる政府方針の追認や現状の批判にとどまるべきではなく、日朝交渉、東アジア安定化に向けた超党派の特別作業部会を本調査会の下に設置することを提案する。同部会で外部の有識者や国連・国際機関の実務経験者を交え、制裁緩和のタイミング、人道支援の在り方、朝鮮学校問題の解決策など具体的な交渉シナリオのシミュレーションを不断に行い、政府に対して超党派の建設的かつ具体的な外交オプションを提言していくべきである。

○参考人から、北朝鮮との交渉は途絶えているものの、日本政府が話合いの姿勢を示すことで機会が得られるのではないかとの提起もあり、日本側が覚悟を持って真剣に交渉することで、拉致問題解決や関係正常化が前に進む可能性があることが示された。朝鮮戦争の終結後には国交正常化も現実的課題となるため、対話的姿勢、理解し合おうとする働きかけが求められる。

**（東アジアの安定に向けた方策）**

○中国に対しては毅然とした対応をとりつつも、問題が多いからこそ意思疎通をしっかりと行うことが重要である。参考人からアジア版ＯＳＣＥの提案への言及もあったが、対話のためのフォーラムづくりを根気強く継続し、地域の緊張緩和に向けて、産学官民の多層的な人的つながりを構築していく努力が求められている。

○脅威の抑止の対象と想定する近隣諸国に対しても、衝突回避はもちろん、互恵

関係の構築を粘り強く図ることが必要である。国益を見据えればこそ外交による平和の維持が不可欠であり、政治や安全保障の対立がいかなる状態であれ、民間や経済の交流に影響させない在り方を模索することも極めて重要である。

○ポピュリズムの台頭と米国の不満感、日中関係の閉塞状況の中で我が国が歩むべき道として、軍事をやりつつ対話も重視すべきであり、中産階級を犠牲にしない社会モデルを提示しアジアと共有すべきとの参考人の提案がある。将来的な東アジアにおける軍備管理・軍縮、信頼醸成のための準備を進め、アジア版ＯＳＣＥの提案も出ている地域の緊張緩和外交の推進などの知的努力が求められる。

○アジア太平洋の中で日本が中心となってリベラルな秩序をつくるためには、米国一辺倒の日本の安全保障体制の再編と、アジア諸国との平和友好的な関係の構築が不可欠である。

○オランダ国王による植民地支配・奴隷制への謝罪は、法的な意味を含まないものであったとしても、相手の文化を尊重し、対話と合意形成が誠実になされることによって得られる成果があると理解した。東アジアの平和を築くには、日本も植民地支配の清算という課題に向き合うことが求められる。

**（中東における日本の役割）**

○今後、日本として、短期的には、ホルムズ海峡における航行の自由の確保に向けた多国間連携を推進するとともに、中長期的には、当事国だけでなく、英国、フランス、サウジアラビア、ＵＡＥ、トルコなどとも連携し、主要国の「橋渡し役」として重層的な外交対話を継続していくべきである。

○武力紛争によって人々の心に刻まれる怨嗟は次世代にわたる紛争の火種となり、国際社会の平和を永続的に損なうものである。外務省に設置された国際和平調停ユニットを名前倒れに終わらせることなく、日本がこれまで培ってきた中東諸国との独自の信頼関係と中立性をいかし、対話の仲介者としての役割をより主導的に果たすべきである。

○イラン情勢やホルムズ海峡の問題は我が国の原油調達に直結するため、日本は



西側諸国に単に同調するだけでなく、歴史的にイランとの間で培ってきた独自の外交関係を活用し、独自の外交カードを切るべきとの参考人の指摘は重要である。独自の外交努力によって資源の安定を確保することは、国民の電気代やガス代の負担を軽減し、暮らしやすさを支える重大な課題である。

○在日米軍の派遣について、参考人から、米軍は日本の領海を出た後に任務を受けることから日米の事前協議の対象とはなってこなかった実態が述べられ、これは、今般の在日米軍基地からのイラン派遣について、米軍の運用上の都合により、米軍の部隊を他の地域に移動させることは事前協議の対象とはならないという外務省の見解と合致する。

○参考人から、在日米軍基地から米軍がイランへ派遣されており、論理的には在日米軍基地が反撃を受けることも考えられるとの指摘があった。国際法に違反する米国のイラン攻撃に対し、イランからの信頼を損なわない努力が求められ、日本の立場の表明が必要である。

**（欧州政治の現状と背景）**

○激動する欧州の現状から我が国が学ぶべき教訓は多い。欧州の一部では、行き過ぎたグローバリズムや移民政策が各国の伝統的な文化や地域経済を壊し、国民の強い反感を招いており、このようなリスクを日本は強く認識すべきである。

**（ウクライナ戦争）**

○ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害する行為であり、国際秩序の維持のため、さらには日本自身の安全保障上の問題として、ウクライナへの支援を継続すべきである。日本の強みであるインフラ復旧、地雷の撤去、産業再生、医療支援といった人道復興支援において、国際社会を主導すべきである。

○日本は戦争を止める外交的な働き、例えば、ウクライナとロシアの戦争を止めるべく明確な役割があったかといえば、担ってこなかったと思う。

○ロシア・ウクライナ戦争におけるドンバスの帰属については、長い歴史的経緯

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

があり、決着は容易ではない。ドンバスの文化、言語や宗教などを踏まえ、いかに意思を反映させるか、合意形成の過程が重要である。



## 三　主要論点の整理

**【国際秩序の動揺】**

**（第２期トランプ政権と国際秩序の行方）**

○2010年代、特に後半以降は地政学的な世界が復活し、国際法、国際制度、経済相互依存という戦後の世界で育まれた安定の方程式が崩壊した結果、力がむき出しな世界の中でバランスを保つ時代へと変化した旨の意見があった。

○米国は依然シーパワーの超大国であることは明らかだが、他国への関与の程度は米国の価値基準に基づく選別的なものになりやすい旨の意見があった。

○米国が世界を相互に連結した一つの戦略回路として考えるのを止め、地域ごとの自立性とコストの分担を求める発想へと移行している中で、日本にとっては、米国がインド太平洋に関与し続けるための条件をどれだけ整えていけるかが重要である旨の意見があった。

○米国が公共財を広くグローバルに供給するモデルから、同盟国、同志国や必ずしも同志国とは言えない国々ともネットワークを形成し、そこで公共財を分担して供給するモデルへの移行が重要となる旨の意見があった。

○米国だけでなく欧州社会においても、いわゆる保守党も中道化・左派化したことに国民の共感が付いていかなかった現実があり、日本も含め、国内社会における国民の共感をいかに取り戻すかが重要となる旨の意見があった。

○リベラルな国際秩序はもはや元には戻らず、これは米国がコストを払って自由主義体制を支えてきた時代の終焉であり、単にトランプ政権だからというわけではなく、20年に及ぶ中東における戦争や、中国、インド、ブラジル等の新興国の台頭といった構造的変化によるものであり、トランプ政権後も戻らない旨の意見があった。

○トランプ政権の言う「力による平和」とは、米国が、多くの犠牲を伴わない小国への力の行使はいとわないが、ロシアや中国といった軍事大国に対しては、自由、民主主義という価値観に基づかない戦略的取引を行うということである旨の意見があった。

○国際法の便益を最も受けるのは中小国であり、力でディールができなくても多国間主義において国際的な合意を守ることで将来の見通しを分かりやすくすることができ、また、国際法は、常に全ての利益を担保するわけではないが、多くの国際秩序を守る共通言語として非常に重要である旨の意見があった。

○武力による現状変更が合理的な手段であるときに均衡が崩れるので、合理的でないという関係をあらゆる国家間でつくることが、国際秩序の安定を保つ上で重要である旨の意見があった。

**（日本を取り巻く安全保障環境の変化）**

○現代の国際環境の最大の特徴は、危機が一つの戦域で完結しないことであり、欧州、中東、インド太平洋という３戦域とロシア、中国、北朝鮮という日本にとっての３正面が、相互に連動して軍事能力と軍事活動が増幅する状況にある旨の意見があった。

○東アジアの安全保障環境は厳しさが継続し、リスクが連鎖する状況にある中で、通常戦力の競争に加え、核を含む多層的な抑止への移行が進んでいく旨の意見があった。

○中国の戦略核弾頭数の急速な拡大傾向が懸念され、新ＳＴＡＲＴ条約で米露が合意した水準に追い付いた場合の対応を考える必要がある旨の意見があった。

○北朝鮮による戦術核と長距離ドローンの獲得が進んで朝鮮半島の戦略環境が変化し、米国の核の傘では対応できないと判断すれば、韓国は核保有について検討するようになりかねない旨の意見があった。

○日本が非核国であることが、ＮＰＴ体制を維持する一つの大きな力になっており、もし日本が非核三原則を見直せば必ず周辺国は反発し、ＮＰＴ体制を守る日本の力は弱くなるところ、日本はＮＰＴ体制を守るべきである旨の意見があった。

**（日本の外交・安全保障政策の在り方）**

○米国第一主義時代の日米同盟は、日米安保条約第５条によって関与が自動的に



担保されているという発想から、大統領のdecision spaceの中で管理しているという発想への転換が必要であり、同盟の負担分担の在り方や価値基準の共有化が重要になる旨の意見があった。

○国家レベルにおいては、防衛力の強化と同時に、インフラを含めた社会的レジリエンスの強化が必要であり、また、人への投資と新たな再分配の方法、中産階級を犠牲にしない社会モデルを提示し、アジアと共有すべきである旨の意見があった。

○地域レベルにおいては、ＡＳＥＡＮ諸国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドなどの地域の同志国と共に、経済・社会・人的つながりを強化し、法の支配の重視を拡大する取組が必要であり、また、長い目で見て、対話のためのフォーラムづくりを根気強く継続する努力は、歴史的にも日本が果たすべき役割であり、将来的な東アジアにおける軍備管理、軍縮、信頼醸成のための準備を進め、アジア版ＯＳＣＥの提案も出ている地域の緊張緩和外交の推進などの知的努力を続けるべきである旨の意見があった。

○グローバルレベルにおいては、ルールに基づく国際秩序の維持は難しくなっているが、今後の世界の成長を牽引するグローバル・サウスの国々も無秩序を望んでいるわけではなく、日本のような国には、ＯＤＡなども継続しつつ、そうした国々と連携し、何らかのルールがある空間を維持する努力が求められている旨の意見があった。

○対話がない抑止力の向上はあり得ない、日本外交の基軸が日米関係であり、これが同盟関係となっているのは、両国での自由民主主義という価値観の共有があったからであるが、現在の「アメリカ第一」の下での日米同盟関係は全く異なるものとなっている旨の意見があった。

○日本は、一対一よりもＡＳＥＡＮ、韓国、オーストラリアなどと連携し、多国間で中国との関係を整理する必要があり、ＣＰＴＰＰを活用して、中国や台湾、韓国、ＥＵを入れていくことで、自由貿易主義を維持しつつ中国を抑えていくという意図表示にもなるところ、自由で開かれたインド太平洋と並び立つ形で、アジア太平洋協力に重点を置くことが必要である旨の意見があった。

○防衛装備品の輸出は対象国の助けになる反面、その敵対国からの反発を招くため、外交戦略に密接に関わる意思決定を要することを認識すべきである旨の意見があった。

○装備移転を柔軟化する中で、継戦能力を左右する装備の供給に関し、同志国間で相互協力し予備能力を構築していく発想が重要である旨の意見があった。

○日本がこれまで武器輸出を控えることで培ってきた平和国家としての信用は大事にすべきであるが、それを可能とした米国が防衛面で果たした大きな役割という大前提が変わろうとする今、日本の平和国家としてのブランドを守ることは大きな挑戦になる旨の意見があった。

○抑止と対話は矛盾するものではなく、日本はこれらを外交において並行してこれまで以上に追求すべきである旨の意見があった。

○米国の役割が変わっていく中で、日本はより大きな自立性の確保策を国家として真剣に議論する必要がある一方、地域及び世界の無制限な軍拡スパイラルを防ぐための落ち着きどころを探る努力が必要となるところ、日本にはこれまで世界で培われてきた軍備管理・軍縮に係る知見の蓄積があり、欧州やカナダ等とも協力し、アジアにおける対話外交や将来の軍備管理・軍縮の議論を主導すべきである旨の意見があった。

○日本にとってベストな形は、例えばかつてのサッチャー政権下の英国のように、米国に対して強い影響力を行使できる国になることであり、米国が喜ぶことだけをやるのではなく、米国に対しててこを持ち、影響力を強めることが日本外交にとって必要である旨の意見があった。

○日本にとって法の支配は国益そのものであり、大国が自国中心主義を振りかざす世界だとしても、日本は法の支配とマルチラテラリズムの中で生きていかなければならない旨の意見があった。

○従来の国際秩序の維持が難しくなっている中で、日本は、今後の国際社会において存在感を高めるグローバル・サウスの国々とも連携し、ルールある空間を支える責任ある国家としての役割を果たすべきである旨の意見があった。

○格差の拡大や生活の厳しさに対する不満に真摯に向き合うことは、政治の最も



重要な責務であるが、短期的な感情論や排他的な自国第一主義に流されてしまっては、かえって平和や安定を含む長期的な国家の利益を損ないかねず、揺らぐ国際秩序の中で、日本は短期的な動揺に流されることなく、長期的な視座に立って、世界の安定に向けた粘り強い努力を続けなければならない旨の意見があった。

○日本外交においては、対立や緊張をあおるのではなく、対話による現実的な安全保障の構築が重要である旨の意見があった。

○日本では抑止に重点を置く議論が高まっているが、米国の変化を冷静に見据えながら、同志国との連携や軍縮の知見をいかし、平和国家としてのブランドをいかした対話外交を推進することにより、対話と抑止のバランスを図るべきである旨の意見があった。

○社会の分断や排外主義をあおる極端な政治を排し、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的な価値や原則に基づく国際秩序の堅持を掲げ、対話を重んじる平和外交を貫徹していくべきである旨の意見があった。

○抑止力の重要性が再認識される一方、抑止一辺倒に偏ることや武力の不均衡がエスカレーションを誘発する危険性も指摘されたところ、安全保障上の空白を生じないよう我が国が一定の防衛力を強化していく方向性そのものは適切であるものの、米国の力の減少をそのまま日本が全て肩代わりする必要はなく、費用対効果を含め、冷静な議論が国会を中心に行われる必要がある旨の意見があった。

○防衛力の在り方を議論するプロセスにおいては、民主的な情報開示と国民の深い理解が不可欠であり、我が国の安全保障に関する情報開示は諸外国に比して少なく、国民の理解という言葉がお題目にすぎないのではないかとの懸念もあるところ、安全保障、国防への民主的統制の重要性から、国民への誠実な情報開示と対話を政府に強く求める旨の意見があった。

○米国の不可逆的な変化に対応するためには、我が国自身が多層的な外交関係を構築していく必要がある旨の意見があった。

○我が国の安全保障の大原則は引き続き日米同盟基軸であるべきだが、米国に盲

従するのではなく、米国第一主義の下で価値の共有が揺らぐ中にあって、我が国の国益をしっかり守りながら、より対等な関係へと同盟関係を深化させなければならない旨の意見があった。

○価値や利害を共有する国々、特にミドルパワー諸国との連携強化が重要であり、米国中心のハブ・アンド・スポーク型の関係に依存せず、韓国、オーストラリア、ＡＳＥＡＮ、カナダ、欧州、グローバル・サウス諸国も含めた重層的な関係を構築する必要から、ＣＰＴＰＰのような多国間枠組みを戦略的に活用しながら、経済と安全保障の両面で主導権を発揮していくことが求められる旨の意見があった。

○我が国が歩んできた平和国家としての道のりと蓄積は脱ぎ捨てるべき殻ではなく、他国にはまねできない我が国のブランドであり、この資産をいかしながら、引き続き自由で開かれた国際秩序や法の支配を掲げ、外交力を発揮していくことこそが、世界の安定に向けた日本外交の役割である旨の意見があった。

○米国への向き合い方として、参考人の言葉を借りれば、どういう形で同盟の負担分担をしていくのか、どのように価値基準を共有化していくのかという作業は非常に重要なポイントであり、米国の本質と変質を見極め、日米関係を再設計していく作業も必要である旨の意見があった。

○核の脅威や気候変動、新興技術の台頭といった複合的な危機に直面し、ルールに基づく国際秩序が揺らぐ中、分断と対立をあおることで自らのエネルギーを得ようとする政治とは一線を画し、国民を包摂する中道政治を目指す基本路線の下、引き続き真摯な姿勢で世界の平和と安定に向けた日本の役割を追求していきたい旨の意見があった。

○現下の世界平和は、戦争や紛争によって崩されているが、日本はこれからは国際問題を能動的に解決する役割が外交として期待される立場にあり、国際情勢が時間単位の速さで変化する時代に、時の政権を担う政党が迅速に意思決定できる準備を整えるため、日頃から各政党間の意思疎通をしておくべく、和平議連のような場を全ての政党が参加する形で整えておく必要がある旨の意見があった。



○軍事的な衝突だけでなく、様々な情報戦、サイバー攻撃による国家の安全保障に対する侵害も合わさり、国民を脅かす危機へとつながっているのではと強く懸念する旨の意見があった。

○激動の時代の中で日本の政治に求められるのは、他国に依存せず、また今日までの平和に安住するのでもなく、自主独立の姿勢で行動していくこと、各国の調和を目指すリーダーシップを示していくこと、その上で得られる国益を追求することであり、それこそが日本が目指すべき真の平和への道筋である旨の意見があった。

○日米同盟関係の維持は重要だが、言われるがまま盲従し、日本が主体性を欠いたまま有事に巻き込まれるようなものであってはならず、また、緊迫する対中国外交についても冷静な対応が求められ、米国と中国にただ振り回されるだけの外交では、国民の命も暮らしの安定も守れない旨の意見があった。

○日本の食料自給率はカロリーベースで38％にまで落ち込んだままであり、種子や肥料、エネルギーの海外依存を今こそ改め、農業を国策としてしっかり推進すべきであるところ、国内の生産者の所得を国が責任を持って補償することにより、他国に命の源を握られることのない、真に自立した日本の食料安全保障の確立につながる旨の意見があった。

○ＷＨＯ総会で採択されたパンデミック協定とその後の実施面の議論に関し、公衆衛生の名の下に、国際機関の勧告や決定が日本の主権や国民の移動の自由、医療の選択権といった基本的人権を不当に制約・侵害することがないよう臨むことが重要であるところ、日本の国民の命に関わる重大な決定を下す権利は、どこまでも日本にあるべきである旨の意見があった。

○どの課題も多面的要素があり、それぞれ歴史的背景、尊重すべき事柄があるが、真摯な対話と理解、信頼関係を醸成する努力によって平和を構築するのが憲法の要求であり、国際社会において日本に課せられている役割である旨の意見があった。

○日本は世界に何を提供する国でありたいのかが問われているところ、日本には、軍事力や資源とは異なる強みとして、災害対応・防災の技術、保健医療、教育、

環境技術、地域社会の知恵があり、日本が世界に提供できる価値は、こうした人々の命と暮らしを守る仕組みである旨の意見があった。

○今後の国際社会では、軍事力や経済力だけではなく、社会の分断を防ぐ力、地域社会を維持する力、人と人との信頼をつくる力がより重要になるところ、人口減少、高齢化、災害、孤立・孤独など、日本は多くの課題の先進国であり、だからこそ日本がこれらの課題解決に挑戦すること自体が世界への貢献につながる旨の意見があった。

**【東アジアの安定に向けた取組】**

**（東アジアにおける課題）**

○戦後、中国の台頭が世界を動揺させており、長期的な競争関係に入る米中関係をどう見るかが喫緊の課題となっているが、不安定で折に触れぶつかり合う二国間関係は双方に都合が悪く、外交を行う上で予測可能性は極めて大事であるところ、両国とも競争関係を管理したいと考えている旨の意見があった。

○東北アジアの６か国のうち４か国は核を持ち、韓国でも核武装の話が出ていることから、日本の中にも非核三原則を修正しようとする動きが出ているが、近接した状況で核兵器を保有し、対立が深まれば防ぎようがないので、平和が来る方向に努力することを中心に考えなければならない旨の意見があった。

**（日中関係）**

○抑止力を強化して中国を牽制するだけでは、中国がより健全な国になるとは思えず、抑止力を維持しつつ、マルチで中国と対話する仕組みを追求すべきと考えている旨の意見があった。

○日中関係には政治・外交、軍事安全保障、経済、文化・民間交流と多様な柱があり、安全保障は大事であるが、それだけで全部を決定付けてはならず、包括的に対中関係を進めていく必要がある旨の意見があった。

○中国は自らのロジックで現行の法に基づく国際秩序を支持しているが、米国がそれに対して背を向けている今、いかにこれを維持・補強していくかは日中共通の課題である旨の意見があった。

○東アジア地域に平和と安定を確保し、経済の持続的発展を実現して国民の幸福追求を可能にすることが日中両国にとってベストであり、2008年の日中共同声明に書き込まれた戦略的互恵関係は、そのような中長期的な両国の国家利益の実現に向けた協力の理念の表れであるところ、両国はそれを思い出し、中身をそれに見合ったものに充実させてもらいたい旨の意見があった。

○中国が日本に対して再び社会を開くとき、若者同士の交流も含め我々がもっと努力すれば、国民同士の中で相手に対する温かい気持ちを植え付けることができる旨の意見があった。

○2012年～13年頃は日本経済に中国より進んだ部分もたくさんあったため、日中関係を戻そうという力が中国にも働いたが、今日では中国にとって日本の相対的な重要性は落ち、その力が中国の方で弱くなっているので、日本側から働きかける必要がある旨の意見があった。

○戦後の日本の歴史認識問題はイデオロギーがぶつかり合う場であったが、今日、そのような状況はもうなくなり、安倍元総理が発表した歴史認識に関する談話を日本政府の最終的な歴史認識としてよい旨の意見があった。

○戦争の加害者と被害者の関係においては、被害者は100年たっても覚えており、教育だけでなく中国社会の記憶として歴史問題が残っていることを我々は自覚する必要がある旨の意見があった。

○中国との関係においては、政治的な緊張が高まる局面こそ、身近な国民同士の交流に加え、対話の窓口を閉ざさず、意思疎通を図る外交努力が重要であり、地域全体において緊張を緩和するための多層的な協力体制を構築すべきである旨の意見があった。

○高市総理の発言を契機に対中国関係が冷え込み、中国最高指導部が直接主導する深刻な事態となっているところ、日本の最高指導部からの日本の立場を踏まえた働きかけが必須であり、経済や軍事的緊張等の影響を考えれば、総理自らが中国に働きかけることが不可欠であるが、その際には、日中間の平和友好条約等、これまでの外交努力に基づいた対応が求められる旨の意見があった。



令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

○日本の対中国外交においては、昔から良い関係をつくること自体が目的化し、何のために良い関係をつくるかが忘れられ、時には日本の立場や国益を放棄してしまうケースもあったが、本来、外交においては国益を守ることが唯一最大の目的であって、国益を守るために良い関係をつくる場合もあれば、関係を悪くする場合もあるのであり、良い関係をつくることが全てではない旨の意見があった。

○高市総理の存立危機事態に関する発言自体は何の問題もなく、日本政府の従来の立場を国会答弁の中で別の表現で述べたにすぎず、関係改善のために発言を撤回すれば、日本政府の対中国外交の立場が全くなくなってしまうので、肝腎なところで日本の立場と国益をきちんと守り、毅然とした態度を示した上で、いずれ状況が変われば関係改善の糸口を探すことも考えられる旨の意見があった。

○日本は反論すべきときは反論した方が良く、小泉防衛大臣がシャングリラ会議で中国の不当な日本攻撃に堂々と反論したことは、国際的にも日本国内でも高く評価されているところ、対中国関係だけでなく全ての対外関係において、関係を良くすることが究極の目的ではなく、国益を守ることが唯一の目的であるべきである旨の意見があった。

**（台湾）**

○抑止力によって中国が台湾を武力統一する作戦を遂行するのは不可能と認識するような状態を維持できれば、現状では困難ということが続くと思われ、台湾に侵攻しても米国は介入しないと中国が判断しないような状態を維持することが重要な課題である旨の意見があった。

○中国は台湾の独立志向に強く反発して軍事的威嚇を加えており、東北アジア地域はまさに人類核危機の中心となっているところ、この地域で戦争が起これば世界核戦争になってしまうので、戦争を起こさないよう最大限努力を払う必要がある旨の意見があった。



**（北朝鮮）**

○朝鮮国連軍は、現在では何の役割も果たしていないが、米国にとっては、朝鮮半島で米韓相互防衛条約だけで北朝鮮に対抗していくよりも、様々な国を巻き込んだ方が良いのではないかと考える旨の意見があった。

○日本は隣国５か国のうち北朝鮮とだけ国交がないが、国交なくして平和には生きられず、日本の最重要課題である拉致問題を解決するためにも、日朝国交正常化交渉を再開しなければならない旨の意見があった。

○東北アジアの平和と安定のための仕組みを考えるにしても北朝鮮への働きかけが出発点になるが、その際、日韓が一緒に北朝鮮に対して核問題を出すのは無理があり、韓国の支持を得て日本が北朝鮮と国交正常化することが最初の出発点である旨の意見があった。

○直ちに北朝鮮の非核化が目的にはならないとしても、今アジアで不足している南北間、東西間の対話のメカニズムの構造化は考えられ、日本がマルチの枠組みとして六者協議の音頭をとらなければ、物事は進まない旨の意見があった。

○旧来の六者協議は、中国が仕切ったが、新しい枠組みでは、非核国である日本と韓国が主導するメカニズムが中期的には望ましい旨の意見があった。

○トランプ政権と北朝鮮指導部との対話がどういう形で復活するか等、大変難しいところはあるが、ある種、朝鮮戦争を終えるということになると、停戦ラインが国境線になるという可能性が中期的にはあり、日本も北朝鮮との国交回復を俎上に上げる環境が出てくるところ、日本は、アジアやウクライナ戦争の動向を注視し、フットワークを軽くし、いろんなオプションを持って対応すべきである旨の意見があった。

○拉致問題を含め、北朝鮮のような独裁国家を相手にするのであれば、外務省の職員だけで対応することはできず、事を動かそうとすると国のトップ同士といった政治家同士の対応が必要になる旨の意見があった。

○拉致問題の解決を真に進めるためには、2002年の日朝平壌宣言の原点に立ち返り、日朝国交正常化交渉の再開という大きな対話の枠組みをまず軌道に乗せ、その交渉プロセスの中で拉致問題の解決を強く求めていくことこそが、極めて

現実的なアプローチであり、交渉を有利に進め、国際社会の広範な支持を得るためには、リアリストとしての冷徹なシミュレーションと国際人権基準への合致が不可欠である旨の意見があった。

○我が国独自の制裁措置が、北朝鮮の一般市民に対する集団懲罰とみなされ、グローバル・サウスを始めとする国際世論を敵に回すことがあってはならず、人道支援や医療物資の除外手続など、市民の生活に不要な打撃を与えない配慮を行っていることを、日本政府は国際社会へより明確に発信すべきである旨の意見があった。

○朝鮮学校の高校無償化除外については、国連の人種差別撤廃委員会や社会権規約委員会から、差別的であり教育を受ける権利を侵害しているとの懸念や勧告が累次出されているところ、子供には罪はないという国際社会の絶対的な原則に照らしてこの措置を再考することは、日本の外交的道義性を高め、来る国交正常化交渉を有利に運ぶための強力な外交カードとなり得る旨の意見があった。

○本調査会は単なる政府方針の追認や現状の批判にとどまるべきではなく、日朝交渉、東アジア安定化に向けた超党派の特別作業部会を本調査会の下に設置し、同部会で外部の有識者や国連・国際機関の実務経験者を交え、制裁緩和のタイミング、人道支援の在り方、朝鮮学校問題の解決策など具体的な交渉シナリオのシミュレーションを不断に行い、政府に対して超党派の建設的かつ具体的な外交オプションを提言していくべきである旨の意見があった。

○参考人から、北朝鮮との交渉は途絶えているものの、日本政府が話合いの姿勢を示すことで機会が得られるのではないかとの提起もあり、日本側が覚悟を持って真剣に交渉することで、拉致問題解決や関係正常化が前に進む可能性があることが示されたところ、朝鮮戦争の終結後には国交正常化も現実的課題となるため、対話的姿勢、理解し合おうとする働きかけが求められる旨の意見があった。

**（東アジアの安定に向けた方策）**

○日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなる中、抑止力の関係性は常にアップデー



トしていく必要があり、日本が米国以外の手段で抑止力を達成することが極めて困難であれば、米国との価値の共有が揺らいだとしても、米国に手綱を付け、日本の国益にとって優位な形で抑止力を維持し続けなければいけないが、その中で、価値を共有する国々との関係性を矛盾なく高め、自由で開かれた地域制度や市場を確立することは、日本のアジア政策にとって非常に重要なポイントであり、これをつくる上でＣＰＴＰＰは大きなてこになるとともに、安全保障上における信頼醸成の制度化も重要な視点である旨の意見があった。

○ＣＰＴＰＰは一つのきっかけになると思うが、経済にとどまらない社会的・人的つながりを特にＡＳＥＡＮ諸国を中心に強化していく必要があり、これらの国々と良好な関係を持ち、これまで以上に人が自由に動き、学び、働けるような社会を実現するため、各国の行政のレベル、法の支配の質を日本とともに上げていくことが重要である旨の意見があった。

○米国の核の傘や市場に依存せざるを得ない日本が、米国との関係を維持し、影響力を持つためには、アジアとの関係を強化することが重要であり、具体的には、信頼醸成の枠組みをつくり、貿易ではＣＰＴＰＰのようなマルチの場を活用すべきであるが、その際、政治主導で中国をそうした枠組みに加えていく必要がある旨の意見があった。

○中国の核兵器は、数が増え、種類も多い上に通常弾頭と核弾頭が区別しにくいシステムになっていることが周辺国にとって問題で、信頼醸成措置で対話を進めていかないと、何らかの危機が生じた際のエスカレーション管理が難しく、日本としては、数、種類、使われ方、保管状況などの現状認識をした上で、何らかの信頼醸成フォーラムをつくる努力をするしかない旨の意見があった。

○日本は、戦後、唯一の被爆国としてＮＰＴなどの核管理に関する外交に関わり、自らはなるべく軍事力に頼らない外交をしてきたという信頼の蓄積があるところ、モンゴルなどの中立的な国やシンガポールを始めとするＡＳＥＡＮ諸国の中で台湾に関心を持つ国に協力してもらいながら、日本が持つ知識を使っていくという根気強い外交が必要とされている旨の意見があった。

○平和で安定した国際関係があったから東アジアは世界経済のエンジンと言われ

るまで発展できたのであり、いかにそれを担保するかは日本外交の重要な柱である旨の意見があった。

○六者協議の経験は東北アジア地域の歴史の中の最高の光であるとともに、立ち返る出発点であり、同地域でもＡＳＥＡＮに倣い東北アジア諸国の恒常的な連絡、協議の形をつくることが可能であり必要と考えるところ、緊急時の連絡組織、ホットラインが最小限の必要事なので、ＯＮＥＡＮをつくるべきである旨の意見があった。

○域内国の核保有の状況から、この地域で戦争が起これば、日本が自前の兵力を用意したところで悲劇は避けられない状況であるところ、一定の安全保障上の措置は必要だが、それ以上に外交的努力が必要であり、まずは隣国と国交を結び、話し合える状況をつくるべきである旨の意見があった。

○安全保障の観点から抑止が必要ということは否定しないが、相手と話し合える関係をつくり、多くの共通利益をつくり上げることも重要であり、協力する分野をつくり、協力し合えば信頼関係が生まれてくると考える旨の意見があった。

○過去の重い遺産を一朝一夕に払拭できるわけではないが、日本の同盟国である米国が予測不可能な方向に向かう中、日本はアジア諸国との関係を再構築する必要があり、欧州の王室が果たす象徴的役割から学べることも多い旨の意見があった。

○ＮＰＴ体制が崩れつつある中で日本にとって一番望ましいシナリオは、核廃絶という中長期の課題とは区別した、北東アジアの核をめぐる戦略的な軍備管理・軍縮の合意である旨の意見があった。

○中国に対しては毅然とした対応をとりつつも、問題が多いからこそ意思疎通をしっかりと行うことが重要であり、参考人からアジア版ＯＳＣＥの提案への言及もあったが、対話のためのフォーラムづくりを根気強く継続し、地域の緊張緩和に向けて、産学官民の多層的な人的つながりを構築していく努力が求められている旨の意見があった。

○脅威の抑止の対象と想定する近隣諸国に対しても、衝突回避はもちろん、互恵関係の構築を粘り強く図ることが必要であり、国益を見据えればこそ外交による平和の維持が不可欠であり、政治や安全保障の対立がいかなる状態であれ、民間や経済の交流に影響させない在り方を模索することも極めて重要である旨の意見があった。



○ポピュリズムの台頭と米国の不満感、日中関係の閉塞状況の中で我が国が歩むべき道として、軍事をやりつつ対話も重視すべきであり、中産階級を犠牲にしない社会モデルを提示しアジアと共有すべきとの参考人の提案があるところ、将来的な東アジアにおける軍備管理・軍縮、信頼醸成のための準備を進め、アジア版ＯＳＣＥの提案も出ている地域の緊張緩和外交の推進などの知的努力が求められる旨の意見があった。

○アジア太平洋の中で日本が中心となってリベラルな秩序をつくるためには、米国一辺倒の日本の安全保障体制の再編と、アジア諸国との平和友好的な関係の構築が不可欠である旨の意見があった。

○オランダ国王による植民地支配・奴隷制への謝罪は、法的な意味を含まないものであったとしても、相手の文化を尊重し、対話と合意形成が誠実になされることによって得られる成果があると理解したところ、東アジアの平和を築くには、日本も植民地支配の清算という課題に向き合うことが求められる旨の意見があった。

**【中東情勢と日本外交の在り方】**

**（イラン戦争の現状と背景）**

○米国のイランへの武力行使は、イスラエルの自衛権をどう考えるか、イラン国内において行われた弾圧をどのような性質のものと捉えるかというところに解釈は落ちてくると思われるが、いずれにしても、国連安保理にかけるといった手続が全くなかったのは非常に遺憾であり、合法性をより疑わしくする手続上の瑕疵があったと言わざるを得ない旨の意見があった。

○米国がイラン攻撃で泥沼のように中東での戦争を続けていけば、米国の力は非常に衰えることになり、報復の連鎖により中東の安定が著しく害されていくのを見て中露は喜んでいる旨の意見があった。

○米国が今般の攻撃を止める論理の下地づくりとして、イラン新政権との間で前政権とはレベルの違う核合意を目指す、中東戦争に発展しないよう戦火を終息させなければならない、という二つを強調することが大事である旨の意見があった。

○人命に関する脅威が生じた場合に国際社会は一体どう介入することができるのかという問題については、国連安保理で議論し、人道に対する重大な問題であると認定した上で介入するという正統な手続をとることが法秩序を守る点では重要である旨の意見があった。

○米国及びイスラエルとイランとの戦争をゲームに例えると、両者は違うルールのゲームをしており、お互いのシグナルを読み間違う危険があるものと考えられ、交渉を開始する前にトランプ大統領はポーカーでは当たり前のブラフのつもりでイランを激しく非難したが、チェスを指しているイランにはブラフという感覚がなく、言葉どおりに受け取ってホルムズ海峡に機雷を散布し、戦争が一段階エスカレートしてしまった旨の意見があった。

○中東の13の米軍基地は、イランの攻撃でそのほとんどが著しく破壊され、米軍基地はホスト国を守るどころかかえって重大な危険にさらすことが判明し、イランのアラグチ外相が湾岸諸国に米軍基地の閉鎖を求める中、少なくとも国民レベルでは米軍基地の存続を望まないムードが高まった旨の意見があった。

○米国は、1980年代のイラン・イラク戦争ではイラクの化学兵器使用にも目をつぶり同国を支援したにもかかわらず、後のイラク戦争ではサダム・フセイン政権が大量破壊兵器を持っているとして攻撃を行うなど、政策が一貫していない旨の意見があった。

○イランは歴史的に不当に扱われてきたという自意識を持っており、不公平や不正義を許さない思いが強く、彼らが国際的に認められた権利と考える核開発を絶対に諦めない旨の意見があった。

○イランのイスラム革命体制は、最大の目的である体制維持のために市民の生命・財産を容赦しない体制で、実際に弾圧が行われているが、40年以上にわたり徹底的に治安維持を行った結果、国内に草の根的な不満をまとめる受皿が存在せず、反体制派がいない状況になっている旨の意見があった。



**（イスラエル・パレスチナ問題）**

○本来は一つの国家の中で、アラブ人とユダヤ人が共存する形態が望ましいが、イスラエルはユダヤ人のみの単一民族国家を目指しており、困難である旨の意見があった。

○パレスチナ和平が進展しないことが、イスラエルの抹殺というイランの主張を正当化しており、和平が進展すれば、イスラエルのイランに対する脅威も減ずると考えるが、イランがイスラム共和国である以上、これからもイランとイスラエルの関係は中東の不安定要因となるところ、日本は、不安定な中東情勢を改善するため、他の国々と共同で、国際法の遵守をイスラエルに呼びかけることができる旨の意見があった。

○パレスチナ国家承認は、パレスチナ人の強い民族意識に応える意義があり、同国家が機能するように、日本はＰＡとハマスの調停・仲介ができる立場にあるところ、日本には、国際司法裁判所、国際刑事裁判所、国連総会等の組合せを活用し、民族自決権を後押しすることが求められる旨の意見があった。

**（中東における日本の役割）**

○日本は米国一辺倒になるのではなく、イランの親日感情という資産を大事にしながらこの危機に取り組むべきである旨の意見があった。

○米国の同盟国の中でイランとの関係が良好な国は日本しかないため、イランの日本に対する期待は他の主要国に比べれば高く、現状では米国とイラン双方の要求を満たすのは困難だが、日本はイランから頼られやすいという利点をいかした活動ができる旨の意見があった。

○イランはＧ７の中で日本に最も期待しており、何らかの役割を果たし得ると考えるところ、日本はこれまで、米国は非難せずにイランのみ非難するという対応だったが、もっと公平な姿勢を保ってもらいたい旨の意見があった。

○日本がイランに対して何らかの復興支援を行うことは考えられるが、イランの

現体制に対する評価は難しく、欧米のように日本がイラン国内の人権問題に声を上げることは難しい旨の意見があった。

○イラン側は広島や長崎の件をよく知っており、日本の平和活動を高く評価しており、唯一の被爆国としての日本の立場は、今後のイランとの関係を高めていく上で重要なキーワードとなる旨の意見があった。

○今後、日本として、短期的には、ホルムズ海峡における航行の自由の確保に向けた多国間連携を推進するとともに、中長期的には、当事国だけでなく、英国、フランス、サウジアラビア、ＵＡＥ、トルコなどとも連携し、主要国の「橋渡し役」として重層的な外交対話を継続していくべきである旨の意見があった。

○武力紛争によって人々の心に刻まれる怨嗟は次世代にわたる紛争の火種となり、国際社会の平和を永続的に損なうものであるところ、外務省に設置された国際和平調停ユニットを名前倒れに終わらせることなく、日本がこれまで培ってきた中東諸国との独自の信頼関係と中立性をいかし、対話の仲介者としての役割をより主導的に果たすべきである旨の意見があった。

○イラン情勢やホルムズ海峡の問題は我が国の原油調達に直結するため、日本は西側諸国に単に同調するだけでなく、歴史的にイランとの間で培ってきた独自の外交関係を活用し、独自の外交カードを切るべきとの参考人の指摘は重要であり、独自の外交努力によって資源の安定を確保することは、国民の電気代やガス代の負担を軽減し、暮らしやすさを支える重大な課題である旨の意見があった。

○在日米軍の派遣について、参考人から、米軍は日本の領海を出た後に任務を受けることから日米の事前協議の対象とはなってこなかった実態が述べられ、これは、今般の在日米軍基地からのイラン派遣について、米軍の運用上の都合により、米軍の部隊を他の地域に移動させることは事前協議の対象とはならないという外務省の見解と合致する旨の意見があった。

○参考人から、在日米軍基地から米軍がイランへ派遣されており、論理的には在日米軍基地が反撃を受けることも考えられるとの指摘があったところ、国際法に違反する米国のイラン攻撃に対し、イランからの信頼を損なわない努力が求められ、日本の立場の表明が必要である旨の意見があった。



**【欧州が直面する課題と日本外交の在り方】**

**（欧州政治の現状と背景、日本への示唆）**

○与党が不人気の際に受皿となってきた有力野党もまた支持を落としており、今、欧州で一世紀にわたり安定的に維持されてきた穏健な中道右派・中道左派の二大政党システムが溶解している旨の意見があった。

○近年、各国政治においては、グローバル化時代における新たな争点を掲げながら、既得権益、既存政治を批判するポピュリストが支持を広げている旨の意見があった。

○現在、ＥＵは内外で複合的な脅威にさらされており、内部では、ＥＵに批判的なポピュリストの拡大により欧州統合を支える中道右派と中道左派が凋落し基盤を浸食され、外部では、東のロシアによるウクライナ侵攻、西の対米関係、南の難民問題、北のブレグジットという４方面で困難に直面している旨の意見があった。

○ＥＵでは、上からの統合を進めたために不協和音が生じ、ブレグジットも生じたが、ＡＳＥＡＮは、みんなが一致することをやっているので離脱が起こりにくく、東アジアにおいても何らかの国際的な枠組みが必要であるところ、ＥＵのような上からの統合ではなく、お互いが下から納得できるような枠組みをつくっていくことが考えられる旨の意見があった。

○欧州各国で多党化が進んでいるが、多様化する社会の人々の意見を政治的に表出できる枠組みがあることは悪いことではなく、21世紀には多様な意見を酌み取る方が望ましいと考える旨の意見があった。

○世界的に自国第一主義的な動きがあり、その背景には、各国で旧来の政治勢力がその基盤を失っていること、グローバル化の中で生じている新しいイシューに旧来の政党が対応できなくなっていることがある旨の意見があった。

○外国人がその国で仕事を持つようになれば、そこに定住する人も多くなるので、いつか帰国するという希望的観測で受け入れずに、どのような形でその生活を

保障していくのかを捉える必要があり、今後、日本は、外国人労働者をどのように扱い、どのような日本を構想するのか、国民的合意を可能な限りつくっていくべきである旨の意見があった。

○エリートは地球規模の危機、庶民は今月の支払の危機を重視するというような見方の違いから双方が分裂する状況にある中で、インターネットは庶民の言葉を伝える有効な手段であり、そういった様々な形で人々の意向を酌み取っていくようなシステムをつくっていかなければ、大きなまとまりは維持できない旨の意見があった。

○オランダによるスリナムへの奴隷制に関する公式な謝罪については、法的な効果を伴うものではなく、賠償を約束するものでもないが、過去の清算の出発点として行われ、一方的に謝罪するのではなく、現地に赴き、当事者のコミュニティと対話し、当事者の参画を積み上げて、お互いが納得するような形にしていったところが、欧州外交らしいやり方である旨の意見があった。

○激動する欧州の現状から我が国が学ぶべき教訓は多く、欧州の一部では、行き過ぎたグローバリズムや移民政策が各国の伝統的な文化や地域経済を壊し、国民の強い反感を招いており、このようなリスクを日本は強く認識すべきである旨の意見があった。

**（ウクライナ戦争）**

○ウクライナ戦争はここで今止まらないと10年は続く気配であり、止めなければならないが、ウクライナ支援は戦争を行き詰まらせることから、日本がロシアに働きかけてこの戦争を終わらせるよう助けることが重要で、それが将来的に日露関係を良くすることに役立つ旨の意見があった。

○ウクライナ戦争を機に、現在が戦後史、文明史の転換点となり始めていることに疑いの余地がなくなった旨の意見があった。

○ウクライナ戦争が停戦された場合の監視について、ブラジルやインドネシアなどのＢＲＩＣＳ諸国、場合によってはサウジアラビア、イラン、欧州とアジアのクアッドや中国も入って停戦監視の枠組みをつくることに期待したい旨の意見があった。



○ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害する行為であり、国際秩序の維持のため、さらには日本自身の安全保障上の問題として、ウクライナへの支援を継続すべきであるところ、日本の強みであるインフラ復旧、地雷の撤去、産業再生、医療支援といった人道復興支援において、日本は国際社会を主導すべきである旨の意見があった。

○日本は戦争を止める外交的な働き、例えば、ウクライナとロシアの戦争を止めるべく明確な役割があったかといえば、担ってこなかったと思う旨の意見があった。

○ロシア・ウクライナ戦争におけるドンバスの帰属については、長い歴史的経緯があり、決着は容易ではないが、ドンバスの文化、言語や宗教などを踏まえ、いかに意思を反映させるか、合意形成の過程が重要である旨の意見があった。

**（対欧州外交の在り方）**

○ＥＵは情勢変化に応じて政策を修正する柔軟性を持つが、理念そのものを捨てるわけではないため、日本がＥＵと関わる際、理念を軸に共通性を見出していくことが重要である旨の意見があった。

○日本としては、自由、民主主義、国際法の遵守といったＥＵの基本的な理念を共通項として対峙していくことがよい旨の意見があった。

○欧州は、これまでＮＡＴＯという枠組みで米国に依存してきたが、トランプ政権の方針転換から自立を迫られ、また、ロシアとの向き合い方についての理解が崩れ、ロシアへのエネルギー依存を減らしたいという方針も出てきているなど、しばらくは混沌が続くと思うが、多かれ少なかれ、米国からの自立という要素がロシアとの和解へのベクトルにも働いており、今までの既成概念にとらわれない欧州の自立を注意深く見る必要がある旨の意見があった。

令和８年７月

# 国民生活・経済に関する調査報告

## （中間報告）

参議院国民生活・経済に関する調査会

---

調査報告書

国民生活・経済に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

令和八年七月一日

国民生活・経済に関する調査会長　野上浩太郎

参議院議長　関口　昌一　殿

---

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 1

Ⅱ　調査の概要 …… 2
1　参考人からの意見聴取及び質疑 …… 2
（1）人口動態等の現状（令和８年３月４日）…… 2
（2）日本経済の現状（令和８年３月11日）…… 21
（3）地域の実情（令和８年４月15日）…… 38
（4）社会保障・税財政等の展望（令和８年５月20日）…… 56
2　委員間の意見交換（令和８年６月10日）…… 71

Ⅲ　主要論点の整理 …… 81

（凡例）

会派の略称は、以下のとおりである。

（自民）……自由民主党・無所属の会
（立憲）……立憲民主・無所属
（民主）……国民民主党・新緑風会
（公明）……公明党
（維新）……日本維新の会
（参政）……参政党
（共産）……日本共産党
（みら）……チームみらい・無所属の会

## Ⅰ　調査の経過

参議院国民生活・経済に関する調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第219回国会（令和７年10月21日）に設置された。

本調査会は、３年間を通じた調査テーマを「情勢の変化に対応した未来志向の社会の構築」とし、１年目は「社会・経済情勢の現状」について調査を行うことを、調査会長が調査会において報告した（12月17日）。

第221回国会においては、「人口動態等の現状」（令和８年３月４日）、「日本経済の現状」（３月11日）、「地域の実情」（４月15日）及び「社会保障・税財政等の展望」（５月20日）について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、１年目の中間報告を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った（６月10日）。



## Ⅱ　調査の概要

### １　参考人からの意見聴取及び質疑

#### （１）人口動態等の現状（令和８年３月４日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

**国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長**

**藤井　多希子　参考人**

○　2023年４月の将来人口の中位推計では、2070年に8,700万人まで人口が減ると予測している。高齢化率は一貫して上昇し、その時点で38.7％となる。高齢者人口の実数は、2043年にピークを迎え、その後は減少に転じる。

○　人口が減少する過程は地域格差を伴う。2020年を100とした場合、2050年の都道府県別総人口の指数は、100を超えるのは東京だけで、秋田は４割以上の減少となる。一方、65歳以上の人口だけを見ると、大都市圏ではおおむね100以上になるが、東北、四国等では10％以上の減少が見込まれる。

○　人口ピラミッドの構成は、2020年時点で、上から、70代前半に団塊世代、50代から40代後半に団塊ジュニア世代があり、その下が団塊孫世代となるが、ここではベビーブームはなかった。その30年後には、更に高齢化が進んだ形状の人口ピラミッドになる。

○　人口の増減を人口転換理論で説明すると、例えば、農村社会は多産多死であり、その後、公衆衛生の発展、医療技術の発達等により、先に死亡率が減少し、遅れて出生率が下がっていくというメカニズムがある。一国で人口移動がないと仮定すると、出生率が高く死亡率が低い状態であれば人口が増加する。日本では1920年代半ばから50年代半ばに大きな人口転換が起きている。1930年代から50年代半ばにかけて、高い出生率と低い死亡率の差が広がり、2008年頃から死亡率が出生率よりも高くなり、自然減が定常的な状態となった。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

○　人口データは、静態データと動態データに分けられる。静態データは、その年の一時点の人口で、動態データは、１年間の出生、死亡、人の流入・流出といった人口学的イベントの数である。

○　合計特殊出生率は、女性が産んだ子どもの数を分子、女性の人口を分母として年齢別出生率を算出し、15歳から49歳までの年齢別出生率を全部足し上げたものである。一方、市区町村別の将来人口推計は、０歳から４歳の子どもの数を分子、20歳から44歳の女性人口を分母に置いた比率を使っており、出生率を直接使っていないという特徴がある。

○　合計特殊出生率を見るための基準となる人口置換水準とは、女性が産む子どもの数で１世代後の同じ人口規模を置き換えるのに必要な出生率である。今の日本の人口置換水準は2.07であるが、すぐに水準に達しても、過去の蓄積分が将来に影響するため、今後数十年間は人口が減少し続ける。

○　合計特殊出生率が人口置換水準を大きく下回り始めたのは1974年からで、1970年代後半以降は人口規模が再生産できないことが明らかとなっていた。過去50年間にわたる低出生率は、2008年以降の人口減少にもつながっている。

○　これから、団塊世代、団塊ジュニア世代という人口規模の大きな世代が次々亡くなっていくステージに入る。死亡数だけで見ると2041年の団塊世代、2064年の団塊ジュニア世代という、二つのピークが見込まれる。

○　世界人口を見ると、現在の日本は12位ぐらいであるが、将来的には8,700万人と現在のトルコやドイツと同程度になる。現在の日本の合計特殊出生率は、イタリア、スペイン、タイ、フィンランドと同程度である。世界全体では1970年代頃から低下してきており、2010年以降は、フランス、フィンランド、スウェーデンでも低下が見られる。世界各国の65歳以上の人口割合は、日本がトップであるが、フィンランド、韓国、中国等の出生率が低い国は、数十年後に４割を超える見通しとなっている。

○　次に、出生動向基本調査を基に、結婚に関わるデータを紹介したい。恋愛結婚と見合い結婚の割合は、1970年代頃を境目に恋愛が見合いを逆転し、しばらく９割近くを占めていたが、直近では７割程度に減り、代わりにインターネットを介した結婚が15％と大きく上昇している。一方、50歳時の未婚者の割合は、男女共に上昇しており、現在、男性が28.3％、女性が17.8％である。また、結婚して子どもを持たない夫婦も増え、団塊ジュニア世代では、理想子ども数は２人が多いが、１割が子どもがおらず、２割が１人となっており、これが出生率の低下にも寄与している。

○　結婚の意思に関する調査では、「いずれ結婚するつもり」と回答した人は長らく９割弱であったが、2021年には８割強まで低下し、逆に「一生結婚するつもりはない」と回答した人が増えている。近年の調査では、未婚者が考える結婚のメリットについて「経済的に余裕が持てる」、「生活上便利になる」という回答が増えている。「自分の子どもや家族を持てる」という回答は最も多いものの、前回調査から女性で10ポイント、男性で５ポイント近く低下している。また、女性は、「精神的な安らぎの場が得られる」、「現在愛情を感じている人と暮らせる」との回答が一貫して低下している。

○　独身者が結婚相手に求める条件も顕著に変わり、男性は「経済力」が約半数になってきている。「容姿」は男性だけでなく女性も８割が回答している。また、女性は「家事・育児の能力や姿勢」を重視する人が７割となっており、男性よりも高い。

○　未婚者のライフスタイルに関しては、「生きがいとなるような趣味やライフワークを持っている」、「一人の生活を続けても寂しくないと思う」と回答した人が増えている。

○　独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が過去の調査から一貫して高い。気になるのが「異性とうまく付き合えないから」という回答が男女共に高くなってきていることで、特に20代後半から30代前半にかけての割合が増えている。交際相手がいない未婚者の割合も増え、その中で３割はそもそも交際すら望んでいない。

○　2022年の全国家庭動向調査の結果では、子どもが３歳になるまで母親は仕事を持たずに育児に専念すべきという考え方や専業主婦の賛否について、若い世代でも一定層が賛成と回答している。若い人の考え方が多様化し、かつては性

別役割分業型の家族が主流だったが、協働型になってきている。これまで出産、結婚、恋愛は結び付いていたが、そうではなくなってきているのが特徴となっている。

○　次に、世帯構成の変化について見ると、総世帯数は単独世帯等の小規模世帯の増加で、2030年まで増えると予測している。家族類型で見ると、2050年には、現時点で最も多い38％の単独世帯が44.3％まで増加し、夫婦と子どもの世帯は21.5％に減り、夫婦のみの世帯は横ばいと推計している。単独世帯は未婚ばかりではなく、配偶者と離婚すれば単独離別、配偶者が亡くなれば単独死別、配偶者が施設に入所すれば有配偶のまま単独になる。単独世帯が増える理由は、主に未婚者の増加であるが、３世代世帯の減少、子どものいない夫婦の増加も大きい。

○　50代の未婚者の増加の持ち越しにより、2050年の高齢単独世帯の男性の６割は未婚者となる。8050問題の世帯のような夫婦と子から成り、85歳以上を世帯主とする世帯も今後15年間で倍増する。75歳以上の独居率、独り暮らしの割合を都道府県別に見ると、東京が最も多いが、2050年には東京都や大都市圏等を中心に３割以上が独り暮らしとなる。一方、山形県など３世代世帯が多いところでは２割弱にとどまる。今後、数十年間、地域格差が広がっていく見通しである。

**株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部人口動態シニアリサーチャー**

**天野　馨南子　参考人**

○　国内人口移動について、東京一極集中、社会減エリア、合計特殊出生率のわなの三つのテーマについて、必須データの知識を解説する。

○　１番目のテーマの東京一極集中に関して伝えたいことは２点あり、１点目は、人の動きをデータサイエンスの見地で検証することが人口問題解決の基本であるということ、２点目は、性別、年齢構造を見ない総数勘定では何も見えてこないということである。

○　バブル崩壊後の1996年に東京都への転入超過が女性から始まり、2025年でちょうど30年となった。

○　東京一極集中は４期に分類できる。１期は、1986年から95年のバブル経済期で、地方への人口拡散期、東京都の社会減期である。２期は、1996年から2008年で、ほぼ同数の男女が東京都で右肩上がりに社会増した時期である。３期は、2008年のリーマン・ショックを機に、2009年以降、常に男性より女性が増加する男女の集中格差拡大期である。コロナ禍で社会増は縮小したが男女差は拡大した。現在に至るまでの４期は、社会増が再膨張し、男女格差も2025年から再拡大している。

○　ここで、社会減エリアでよくある誤解について説明したい。どのエリアでも、人の移動を片道だけで見ると、転出数と転入数は男性が女性より多い。一方、女性は男性ほど転出しないが戻り率が悪く、男性より多く純減している。

○　地方自治体の多くがいまだに総数でデータを捉え、男女差を見ることなく、アンコンシャスに男性が女性より多く社会減しているというイメージを持つ傾向にある。昭和や平成前期は、男性の方が高学歴で、仕事を求めて当たり前という常識があったが、統計的には令和では非常識となっており、アンコンシャスバイアスを深刻化させ、社会減の解決を難しくしている。

○　また、東京都の社会増は圧倒的に20代前半で、増加人口の６割超、20代後半も含めると８割から９割を常に占めている。進学による社会増は常に１割台にとどまる。子育て世帯の誘致が成功しているのだろうという見方についても、30代の増加は２％にすぎない。

○　男女共に20代前半の人口が集中する背景には、４年制大学進学率がＺ世代では男女共に50％を超え、男女差も僅か６ポイントとなっていることがある。主に４年制大学新卒男女が仕事を選んだ結果が、東京一極集中の本質である。

○　東京一極集中の年齢構造を見ると、４年制大卒年齢の22歳が３割、一浪又は一留の23歳を加えると４割を占める。また、20代後半の人口の社会増は、より働きやすい環境を求める若者によるものであり、男性については生涯世帯所得を落とさないための寿転職も含まれる。首都圏在勤で地方出身の20代女性に行った調査では、女性でも複数回の転職が珍しくなく、働き方環境ステップ

アップ転職であることが見えてきている。

○　東京都に転入する人口の前住所地は、2024年、25年は愛知県が１位、23年は大阪府が１位だった。一極集中人口の約５人に１人が大阪府又は愛知県からである。地方から大阪府や愛知県の大学に進学し、その学生が東京都に来ているのではという質問を受けるが、住民票を実家のままにしている学生は多く、大阪府や愛知県をふるさととする学生の東京都への就職移動が多いと思われる。男性は上位７府県、女性は上位９道府県で一極集中人口の５割を超過する。東京都の社会増の大半が20代前半に集中していることを考えると、大都市間雇用競争での劣後、地方中核都市雇用人口ダムの決壊が東京一極集中の大きな要因と言える。

○　次に、２番目のテーマである社会減エリアに関して伝えたいことは２点ある。１点目は、人口のサステナビリティを考える際、年齢構造を常に意識することであり、２点目は、人の移動を駒のように考えてはならないことである。若者が地元を去った理由に向き合わず、残った人々の都合から欲しい人口の表明をしても、解決につながらない。

○　社会減エリアは、現在、大半の地域で若年男性より若年女性の減少が進んでいる。特に20代前半人口では女性の純減が大きい。首都圏、大阪府、福岡県はバブル崩壊以降も社会増をキープしているが、三大都市圏の愛知県でさえ社会減エリアとなっている。福岡県も20代人口は転出超過で、今後が懸念される。

○　一都三県、大阪府、福岡県、滋賀県を除く、2025年に社会減した40道府県では、男性の1.34倍の女性が減少している。際立っているのは20代前半の社会減で、社会減全体への影響度は男女とも６割を超える。20代前半の女性の社会減は、男性の1.29倍で、コロナ禍の前から恒常的な社会減エリアの特徴となっている。

○　東京一極集中の30年間で、東京都で社会増した人口は、男性が83万人、女性が98万人で、女性が男性の1.2倍となった。2020年の国勢調査で、東京都の20代の男女比は女性100：男性99で、国全体の100：104よりも良好なマッチングバランスである。男児は、女児より５％多く生まれ、乳児死亡率は高いが、日



本は医療先進国なので20代でも男性が４％余る。東京都では出生時の５％の男女差分が大きく、地方から女性が流入超過することで数が均衡する。

○　2020年の国勢調査時点で、20代の男性が女性よりも１割以上多い都道府県・21大都市は、秋田、山形、福島、茨城、栃木、宇都宮、群馬、富山、石川、福井、山梨、浜松、滋賀である。九州は、20代の女性が男性より多い構造であったが、コロナ禍以降、女性が男性より多く社会減した。例えば、2025年には、佐賀で男性の2.5倍、鹿児島で2.2倍の女性が社会減している。

○　男性余りのエリアでは、婚活で男性が苦労する例が多く見られる。滋賀の結婚相談所では、登録者の９割が男性で慢性的に女性が不足している。東北の婚活イベントでは、中年男性の参加が多く、若い女性が忌避して来なくなっている。

○　2020年頃から、結婚の際、男性が勤務先を変えて女性の就業地に転居する「男性の寿退社」を耳にするようになった。女性が所得を落とさず働き続けられる職場がある地域に男性が引っ張られた結果で、Ｚ世代の男性は、生涯世帯所得を落とさないで済むのであれば寿転職に抵抗がなく、合理的な判断と考えている。社会減エリアでは、ジェンダーギャップではなく、ジェネレーションギャップに立ち向かう必要がある。

○　最後に、３番目のテーマの就職期女性の社会減が生み出す「合計特殊出生率のわな」に関して、結論として言えることは、日本では、都道府県単位や市区町村単位において、合計特殊出生率の高低と出生数減（少子化）に相関関係はない。合計特殊出生率の上昇要因には、未婚女性割合の低下、既婚女性で子どもを産む女性の割合の上昇、未婚女性の測定エリアからの社会減の三つがあり、特に三つ目が知られていないのが大きな問題である。

○　20代の未婚女性が社会減すると、自動未婚化解消が発生する。国単位では、日本は移民定着率が低く、女性の人口構造に移民の影響がほぼない。一方、国内移動の女性の９割が日本人なので、地方自治体間の出生率の影響を無視することはできない。

○　日本の社会増減のメインプレーヤーは20代前半の女性であり、その９割以上

が未婚者である。中山間地域等では未婚女性の社会減による合計特殊出生率の高止まりが発生している。都道府県単位で見ると、この10年間の出生率の高さと出生数の減少率に相関関係はない。むしろ、出生率ではなく、都道府県の社会増減率と自然増減率が高相関となっている。

○　社会増減率と自然増減率の関係性には二つのパターンがある。一つは、若年女性の転出で婚姻減から出生減、そして自然減率が悪化する正の相関、もう一つは、高齢者の転出で死亡減が発生し、負の相関となる傾向である。

○　日本の社会減エリアは、20代の女性流出率が高いエリアほど深刻な出生減となる。つまり、出ていった女性から発生するはずだった婚姻機会の損失が少子化を加速している。

**中央大学文学部教授　山田　昌弘　参考人**

○　30年以上少子化と言いながら、日本は放置してしまった。少子化が始まった頃に生まれた子どもが出産期に入っているので、出生数の減少は当然のことである。

○　東京都区部の出生数は、この24年間で６％しか減っていないが、岩手、青森、秋田では６割減っている。驚いたのは離婚の変化で、20年ほど前は全国で約３組に１組の割合であったが、最近は東京で低下、地方で上昇し、青森、高知、沖縄では２組に１組が離婚している。経済的な状況が影響していると思う。

○　日本の少子化対策は、都市部の正社員、特にオフィスワーカーの女性を主たる対象とし、保育所が整備され、育児休業が充実した結果、正社員での共働きがしやすくなり、東京では成功したと言える。しかし、地方では、そもそも正社員女性が少なく、観光業やいわゆる夜職の女性が多いため、保育所や育児休業が利用できない。地方にいる弱い立場の女性に少子化対策の恩恵が及んでいない。

○　日本の少子化の直接要因は未婚化の進展である。30年ほど前から、４分の３が結婚して２人弱の子どもを産み、４分の１が未婚という構造はほとんど変化



しておらず、合計特殊出生率は1.2から1.5の間と低いままである。最近は低下傾向にあるが、いまだに男女とも約８割は結婚したいと思っている。既婚者も加えると、20歳時点で少なくとも90％以上の人が結婚したいと思っていたと考えられる。

○　少子化問題には不都合な真実があり、収入の不安定な男性は結婚相手として選ばれない。日本では結婚が出産の前提となっているが、収入が安定した男性の人数は減少し、限りがある。少子化対策に必要なことは、収入が不安定な男性でも結婚できるような条件を整えることである。

○　結婚には、経済的に新たな生活をスタートさせるという経済的側面と、好きな人と一緒に暮らすという心理的側面がある。現代社会は前者の実現が困難になり、後者も弱くなっている。つまり、独身時代と比べ、結婚後の生活水準が落ちるのを嫌い、自分が育った以上の環境を子どもに提供し、つらい思いをさせたくない意識が働くということである。

○　1980年頃までは、経済的な心配はなく、出会いが容易で、恋愛への憧れもあった。結婚すればほとんどの人が今以上、親以上の生活が期待できた。子どもを自分と同等以上に育てることもできた。しかし、1990年以降は、こうした生活が送れないという不安が強まった。これが日本の少子化の原因と考えている。

○　若者の収入格差が開くと、収入の低い人が結婚できなくなる。15年ほど前の調査では、結婚相手に望む年収と現実の未婚男性の年収を比較すると、男性の多くは女性の収入にこだわらないが、女性の多くは400万円以上と回答しており、現実の男性の収入が遠く及ばない状況であった。

○　最近は、男性も女性に収入を求めるようになり、男女とも収入が少ない人は結婚相手として選ばれにくい。経済成長の時代は、自分の父親より収入の高い男性が見付かり、母親以上の生活ができたが、経済が余り成長しない時代には、自分の父親と同等以上の収入がある男性を見付けることは難しくなる。４分の３の人は相手を見付けられるが、経済的に弱い４分の１の人は、結婚できなくなっている。

○　日本の少子化対策は、ヨーロッパと同じようなモデルでは難しい。日本は結婚するまで自分の親元で過ごす。恋愛感情が弱く、「子どもに惨めな思いをさせたくない」という子どもの将来に対する責任意識が強い。

○　加えて、日本では、生活のリスクを回避する志向が非常に強い。中流意識が強く、友達と比較して遜色のない結婚がしたい、差が付く結婚はしたくないという意識もある。つまり、結婚して子どもを育て、老後まで中流生活が送れない場合は、親元で待ち、結果的に４分の１が未婚になるという状況である。

○　収入が不安定な若者の結婚を推進するために必要な施策は、一つ目は、男女共同参画の更なる推進である。特に地方の女性の地位の低さが移動を促すので、地方において女性の経済力を高め、夫婦二人の収入で子どもに惨めな思いをさせなくて済む生活を確保することである。二つ目は、夫婦別姓、子どもを育てるレズビアン女性カップル等、多様な家族を認めることである。三つ目は、社会保障による子育ての下支えである。

○　女性が収入の安定した男性を求めるということは、女性の収入がより安定すれば男性を収入で選ばなくなる側面もあるが、結婚前は親と同居するなどの意識はなかなか変えられない。

○　有効な少子化対策は、若者が結婚し、子育てが負担にならない条件を整えることである。特に地方で収入が少ない人への対策を考える必要がある。また、男女共同参画の視点、正社員中心主義、都会と地方の格差等を重点的に考える必要がある。特に高等教育費の軽減や結婚支援が必要である。

○　好事例として、農家の嫁として募集したら応募がなかったところ、牧場の共同経営者募集としたら多くの応募があったというケースがある。若者の農業への関心は高まっており、農家の嫁という発想では地方の農業に未来はない。女性も共同経営者として活躍できる環境を整えることが必要である。

○　独身者の親密欲求を満たすものとしては、ペット、推し、市場調達がある。例えばキャバクラでは多くの女性が働き、話を聞いてもらう男性も多い。こうした日本的な文化が独身者の寂しさを埋めているが、これでよいのか疑問が生じる。また、パラサイトシングルが中高年となり、高齢の親と同居する未婚者



が増加しているため、対策が必要である。

○　クリントン元米国大統領は、過去は過去、過去を追い求めると未来を失うと演説している。昭和の時代には、男は仕事、女は家事で、みんな結婚し子どもを産んだのだから、その過去に戻せばよいと言う人もいるが、経済環境、社会環境が変化している中、過去の成功体験、伝統意識にしがみつくと未来を失ってしまう。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　高度経済成長期における東京移住者の高齢単独世帯化が今後に与える影響について伺いたい。

答　高度経済成長期の東京移住者は、ほとんどの人が結婚し子どもを持っており、単独世帯といいながらも離れて暮らす子ども、近隣に兄弟姉妹がいる。今後、未婚割合が高い世代が高齢化すると、2035年頃から、完全に身寄りのない高齢者が都心で増える。また、80代の親と50代の子の世帯は、親が亡くなると単独世帯化するため、2040年代以降、高齢単独世帯が増える。今の単独世帯と将来の単独世帯は全く異なる状況となる。

問　出産費用や教育の無償化が少子化に与える影響について伺いたい。

答　大卒女性が育休や産休をフルに取って定年まで働くと、生涯年収は２億２千万円に達するが、20代後半に正社員からパートになると5,500万円まで落ちるという試算がある。これを落とさないようにできれば、出産費用や教育の無償化は重要ではない。

答　負担を減らすことについては、しないよりもした方が良いだろう。少子化対策というよりは育児支援であり、育児している人としていない人の負担の公平化を図る点で意味がある。一時的な給付より、パート、非正規、フリーランス等で働く人への支援を手厚くし、夫婦二人の収入を上げる方が少子化対策として効果がある。

問　経済力の高さが結婚・出産に必ずしもつながっていない状況について見解を

伺いたい。

答　婚姻統計を見ても、上位婚の時代は完全に崩れている。初婚同士で結婚した29歳の男性は、32％が年上妻を選んでいる。自分が結婚してパラサイトされるような相手をお互いに選ばなくなっている。

答　近年、収入が高い層では、結婚を引き延ばし、自分の趣味等にお金を使いたいと考える人が増えていると聞くが、日本人は子どもを持ちたいから結婚するという意識が強く、子どもが持てる年齢くらいまでには結婚したいと思っていると考えている。

問　合計特殊出生率を高齢化率と併せて考えることの必要性について伺いたい。

答　急激な低出生率への移行が、数十年後の急激な高齢化を引き起こす。出生率が急激に低下し、日本の高齢化率を抜くことが見込まれる韓国の研究者から、地域包括ケアについての問合せを多く受けている。低出生率と高齢化率はセットで考えなければならない。

問　家族や定職を持たない人が高い生活満足度を得ている実態と、自身の生活と幸福感のギャップの捉え方について伺いたい。

答　独身者の親密関係には、ペット、推し活等があり、生活満足度は高いが、それが将来的に持続可能かという点で不安を持っていると考えている。

答　世帯類型や生活実態とその満足感をどう把握するかという問題は多様化してきている。一人ではないから孤独ではない、単独世帯だから孤独であるなどと一概には言えない状況が増えていくと考えられる。その時々の調査が必要で、国勢調査だけでは分からない問題である。

問　社会減エリアでジェンダーギャップではなくジェネレーションギャップを解消する必要性について詳細を伺いたい。

答　女性の雇用を経済的に安定させる話をすると、女性活躍の話と捉えて耳に入らない経営者が多い。気付いてほしいことは、女性に限らずＺ世代が目指す生きざま、ライフコースが親世代・祖父母世代と大きく違っているということである。日本は正社員でも男女の賃金格差が２割以上あり、その価値観を変えていくことが重要である。



問　人口マイノリティである若者たちの価値観に沿った雇用改革で一番必要なことは何か。

答　東京への人口流出を止めたいのであれば、実際に転出した人に聞くことが重要である。地方出身の東京在勤者に地方との差を聞くと、リモートワークに関することが圧倒的に多い。寒くても出勤を求められる地方は、同じ仕事でもリモートワークが認められる東京に負けてしまう。結婚、子育てにも好ましい働き方となるリモートワークを推進すべきである。

問　上の世代の人が若者とのジェネレーションギャップを埋めるためには、どのようにアプローチすればよいか。

答　何十年も良しとしてきた結婚観やジェンダー観を変えることは難しい。

答　理想とするライフコースが若者と上の世代で異なることを知らないのであり、啓発すればよい。

答　上の世代に「あなたの子どもや孫がこのままでは結婚できない」と話していくしかない。

問　人口動態や世帯構成の変化に対する課題先進地域の取組事例について伺いたい。

答　過疎地域は、医療、介護の担い手が少ない課題先進地域である。高知県では、高知市に人口の半分以上が集中し、過疎地域に対する医療体制の問題には高知大学医学部の病院等が中心になって取り組んでいる。一方、都心も、高齢単独世帯の孤独・孤立の課題先進地域と言える。地方と都心の状況は質が異なるので、それぞれが課題先進地域という状況である。

問　多死社会に対して国レベルで制度化が必要なことは何か。

答　身寄りのない高齢者に対する死後手続等の検討が進んでいるが、意思決定支援は手が回りづらい部分である。実態として、ケアマネジャーや訪問診療の医師等の特定の専門職が本人の意思を代弁、推測する形になってきている。長い伴走型支援で、誰がどのような意思決定の支援ができるのか、どのような専門職として位置付けるのか検討していく必要がある。

問　地域活性化のために若い女性の活躍を推進する必要性について伺いたい。

答　地方企業が女性活躍推進法の一般事業主行動計画を知らないことが問題である。2022年の改正で、100人以下の企業は同行動計画の策定等が努力義務となったが、事業主の意識は低い状況にある。同行動計画を策定することでアンコンシャスバイアスに気付き、前向きになる事業主は多い。地方での啓発が重要である。

問　少子化対策として政治に足りないものは何か。

答　社会保障の正社員主義をやめることである。特に地方は、観光、接待を伴った飲食業等で働く人が多く、農業の大部分は自営業である。そこで働いている人は育休が取れず、手当も支給されない。ヨーロッパでは、自営業やフリーランスでも育休が取れ、その分の補償がある国もある。

問　高齢単独世帯の増加を踏まえた地域医療の在り方について伺いたい。

答　医療、介護、福祉の連携は重要で、2012年以降の地域包括ケアの展開でもそこに主眼が置かれてきた。これらの専門職の連携は比較的取りやすいが、個人情報の問題等、専門職と非専門職のつながり方には課題が多い。今後は医療、介護、福祉に加え、地域とのつながりが重要視されてくると思う。

問　少子化対策を進めるためのＫＰＩ（重要業績評価指標）の再設計に関する考えを伺いたい。

答　母親世代と娘世代が同数になる人口置換水準は日本全体では2.06～07であるが、秋田では生まれた女性が転出してしまうため５を超える。子育て支援に力を入れるよりも20代女性流出率をベンチマークにして、改善していくことが重要である。

問　奨学金返済の減免の制度化について意見を伺いたい。

答　既に返済した人との公平性をどう確保するかが問題であり、段階的に考えていくしかない。また、高等教育費に関しては、子どもを持ちたいと思うとき、将来の大学授業料を心配して子どもの数を決めることがある。その軽減があれば、多少なりとも出生率の向上にプラスになると思う。

問　近隣に子ども等のキーパーソンがいない高齢単独世帯を支援していくための具体策について伺いたい。



答　都心は、未婚者が多いので、キーパーソンがいない高齢単独者が比較的多い。地方は、子どもがいても離れて暮らしていることが多い。いずれにせよ近隣のサポートが重要である。通常の見守りは、近隣の果たす役割が大きいが、単身高齢者が入院した場合、行政は近隣の人に病院を教えることはできない。個人情報だけでなく、退院時に近所の人が引受人や保証人になれないなど問題が多い。いわゆる重層的支援体制が整えば、地域の人が個人情報を扱ってサポートできるので、制度をうまく利用してもらいたい。

問　若年女性が地方に雇用で定着していくための施策について伺いたい。

答　今の若者は、自分の老後に不安を持ち、生涯稼ぎ続けられるかを重視しており、妊娠・出産を機に収入が落ちることをネガティブに捉えている。したがって、事業者には、働きやすさを重視してもらいたい。重要なのはＤＸである。地方自治体には、ＤＸを進めている企業の若者や女性の採用状況を見て、好事例となる情報を他の事業者に提供し、若者の採用につながる取組に助成金を出すことが求められる。

問　地方における婚活支援の好事例はあるか。

答　男女を集めて会わせれば勝手にカップルになると考える地方自治体は失敗する。自治体がカウンセリングをし、出会った後の支援も行う体制を整えることが必要である。地方は生活費が安いので、年収にこだわらず相手を選べるマッチングの仕方を工夫している自治体もあり、結婚に至るケースも多い。

問　単独世帯の高齢化と少子化のどちらに対しても有効となる施策はあるか。

答　日本の住まいは画一的であり、シェアハウスや多世代居住を推し進めたり、学生とのコミュニティをつくることも一つの方策である。また、退職後に地域で孤立しがちな男性に対して、元の勤務先の企業や地域の企業が手を差し伸べることがあってもよいと思う。

問　移民を多く受け入れている国が保つべき最低ラインの合計特殊出生率1.3という数字の根拠は何か。

答　合計特殊出生率が低いのに人口が減らない国があるのは、移民を入れているからである。1.3という数字は、カナダ等の移民を多く受け入れている国で人

口回復ができる最低水準として歴史的研究で出されたものである。重要なことは、これ以上出生率が下がった場合、シルバー民主主義が進み、若者に政治家の目が向かなくなり、人口回復が難しくなることである。

問　将来の生活設計において見込まれる長期リスクとは具体的に何か。

答　長期的リスクとは、将来孤立するリスクである。50代の独身者に将来のことを聞くと、今は考えたくない、とりあえず今良ければという回答が多い。将来を考える機会を様々な人たちに発信していく必要がある。

問　ＳＮＳの快楽やリスクが言われる中、若者のＳＮＳとの付き合い方をどう考えているか見解を伺いたい。

答　ＳＮＳに限らず、ＡＩの発達は仕事だけでなくプライベートの世界も変えると思っており、今後の付き合い方を考える必要がある。既婚者でも一番信頼できる相談相手がＡＩと回答する女性が多くいる。愛情や家族の関係がバーチャルとなり、リアルがなくなっていく可能性がある。逆に、高齢者がＡＩと話して寂しさを埋めることもあるので、悪いことだけではないが、ＡＩの発達がプライベートな人間関係や地域関係に影響を与える可能性について、社会全体で考えていく必要がある。

問　「子どもにつらい思いをさせたくない」という少子化の日本的特徴の具体的内容は何か。

答　例えば、子どもが小さい時期は、多くの子どもが持っているゲーム機等、高価なものを買うことについて心配したり、進学する時は、学費の心配はしなくてよいと言えないこと等につらさを感じる、といったことである。

問　結婚相手に望む年収を400万円以上とする女性が多い理由について伺いたい。

答　多くの人は、２人の子どもを育て、不動産を買い、高等教育を受けさせたいと考えているが、年収500～600万円程度が必要となる。そうなると、女性はパートが主なので、男性400万円、女性百数十万円程度の収入がないと無理だろう、と思ったものではないか。しかし、男女とも300万円以上の収入があるような形で乗り越えた方が、社会全体にとってはるかに合理的だと思う。



問　女性は結婚相手を正規雇用で働く男性にしたいという思いがあるのではないか。

答　自分の収入が不安定だから、結婚相手が安定収入でないと困るという若い女性は多いと思う。しかし最近は、男性も東京で家を持つなら正社員とパートでは無理と思い始めているので、女性も収入が高くなければ結婚しにくい。男女とも収入が不安定な人は親と同居したまま未婚となり、こうした人が増えてくることが懸念され、男女ともそれなりの収入を保障し、稼げる社会にしていくことが一番である。

問　男性が女性に一定の経済力を求めるようになってきた理由について伺う。

答　男性の年収低下により、東京では生活しづらくなったことに尽きると思われる。

問　地方の女性の人口流出を止めている好事例はあるか。

答　地方では、製造業の比率が高い地域ほど若い女性の減少が見られる。しかし個別に見ると、岩手県の金属加工業の事例では、これまで休暇の取得や上司への連絡は、書類や対面で行っていたが、若者の意見を取り入れ、システム化等を進めたところ、北海道や東北全域から多くの人材が集まるようになった。幾らでもやりようはある。

問　幼児期に母親以外が育児に専念することについての意識調査の有無について伺いたい。

答　そのような調査をしたことはないが、子どもが小さいときは限られるので、その大切な時期を自分で育てたいと思う人が多い印象である。今は保育園の充足率が改善されてきているが、それでも仕事を少しセーブして子どもとの時間や家庭を優先する人が増えてきているというのが実感である。

問　出産・妊娠適齢期の大切さや結婚の良さを若者世代に啓発する必要性について伺いたい。

答　夫婦仲が良ければその子どもは結婚しやすいというデータがある。日本は夫婦仲が良くなくても夫婦を続けるケースが多い。恋愛結婚した夫婦のつまらなそうな様子が見えてしまうと、子どもの恋愛意欲も高まらないと思う。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

問　50代・60代の単身男性に対する孤独・孤立対策における地方自治体の関わり方について伺いたい。

答　50代・60代と70代・80代で、男性が結婚している割合は大きく異なる。50代・60代の孤独は未婚によるもので、70代・80代の孤独は離れて暮らす子ども等がいる中での孤独である。50代・60代の単独世帯の男性には、例えば、アルコール依存症で孤立している場合は、コンビニと協力して、その人が来たら連絡と声掛けをお願いするなど、企業との連携を進めていくのも一案かと思う。

問　若い女性が地方で働くことと女性経営者・女性管理職比率との相関関係について伺いたい。

答　実は20代の女性流出率が高いエリアの女性管理職比率が高いというパラドックスがある。これは企業規模が影響している。地方はファミリービジネスが多く、女性管理職比率を増やそうと地方自治体や政治家が呼び掛けると、妻を部長、娘を課長にするなどして比率が容易に上がる。今まで採用も育成もしてこなかった人を管理職にするのはおかしい。まずは女性の採用率を上げることが必要である。

問　親世代が我が子と他者を比較する風潮が変化する見通しについて伺いたい。

答　なかなか変わらないと思っている。最近はＳＮＳの発達で何をしているのかが見え、すぐに比較する社会になってしまっている。これが若者の行動を制約し、積極的に人と違ったことをしようとする人が少なくなっていることを懸念している。

問　結婚のメリットとして子どもを持つことを挙げる人の割合が大きく減少した理由について伺いたい。

答　北欧諸国でも、1990年代生まれの人は1970年代生まれの人に比べ、子どもを持ちたいと考える割合が減っている。これは個人の経済的、社会的な属性にかかわらず世代的な傾向である。日本でも同じなのかもしれない。また、子どもを持ちたいと思う男性が少なくなっているのは、女性と同じような理由で、自分の時間が減る、自己実現ができなくなると考える人が増えている可能性がある。



問　経済的に豊かな家庭であれば子どもを持ちたいと考える割合が増えるのか。

答　2010年代までの少子化の原因の９割は未婚者が増えたことによるとする研究成果がある。既に結婚している人が２人目、３人目の子どもを持つことについて、その理由が経済的なことであれば、経済力の上昇は１割程度の効果しかないことになる。結婚を考えていない人が、経済的に問題がないからといって、結婚して子どもを持つことには一足飛びにいかない。

問　テレワークが難しい職種で夫婦そろって労働意欲を満たすための働き方について伺いたい。

答　リモートワークとフレックスは、東京在勤の若者にとって、結婚・子育てに必要な働き方のツートップである。リモートワークが難しい職種でもリモートによる上司との連絡・相談を始め、その人が働く環境のサポート、福利厚生、総務回りのシステム化等、幾らでもできることはある。

問　子育てをしっかり支援するためのテレワークやフレックスの導入推進策について伺いたい。

答　15年ぐらい前に調査したオランダでは、正規と非正規に格差はなく、長時間、短時間、週休３日等、上司との交渉で労働時間が自由に決められる。日本は横並び主義で、周囲の目を気にするところがあるので、労働時間を自由に決められる状況ができればよいと思う。

（２）日本経済の現状（令和８年３月11日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

学習院大学経済学部教授　宮川　努　参考人

○　日本経済の情勢と今後の見通しについて、まずは概要を説明する。

○　日本経済の長期停滞は、21世紀に入ってからの時点で考えると、信じられないような経済停滞であったと言える。経済は需要サイドと供給サイドに分けて考えることができるが、日本経済の長期停滞の原因は供給サイドを軽視してきたことと考えている。供給サイドとは、簡単に言えば生産サイドのことである。特に、生産サイドを考える場合、ＧＤＰを労働投入で割った生産性が非常に重要である。

○　生産性を伸ばす方法は二つに分かれており、一つが資本蓄積、もう一つが技術進歩である。資本蓄積に関して、最近では政府投資が民間投資を刺激するといった議論も見られるが、政府投資は過去民間投資を刺激したということは余りなかった。民間投資そのものが自立的に増加することが重要である。

○　その中でも重要なのは、デジタル化と人材投資である。これらの投資は関連しており、バランスの良い投資の伸びが必要である。人材投資に関しては、企業レベルだけではなく、教育段階も含めた包括的な人材育成が望まれる。

○　生産性が上がれば、好循環が生じて賃金も上昇すると言われるが、生産性と賃金の伸びの間には乖離が見られるという指摘もある。

○　しかし、2010年代半ばまでは、失業率が高かった。日本の完全雇用に近い失業率である約３％を上回る状態が続いており、2010年代半ばに約３％になった。これ以降、実質賃金の伸びと生産性の伸びは、それほど乖離していない。乖離している部分は、円安による所得の流出が影響していると思われる。

○　名目利子率から物価上昇率を引いた実質利子率はまだ低い状態にあるので、利上げの余地はある。財政支出については、個別項目で見れば、公的部門のデジタル化が民間部門に比べてかなり遅れており、推進する必要がある。また、



日本成長戦略会議の戦略17分野は日本単独で実施するとしたら多過ぎであり、海外の知見を利用する必要がある。日本独自で実施する部分、日本と親しい国との技術協力で実施する部分を分けて行うべきである。最後に、資本や労働といった生産要素の移動が十分ではないため、規制緩和が必要である。

○　以下、概要として述べた各項目を詳しく説明する。

○　日本経済の実質ＧＤＰ成長率は、1980年代は４％台だった。これが1990年代は２％台、2000年代は１％台、2010年代以降は０％台になっている。

○　ＧＤＰの実績値と2002年に日本経済研究センターが公表した2025年までの予測を比較すると、ＧＤＰ成長率の実績値は2000年から2025年にかけて下がっていくが、予測では、2000年代後半以降、ほぼ２％台の成長に戻ると考えていた。他の先進国と比べてもここまで成長率が低くなるとは予測できなかった。

○　マクロ経済の状況が非常に悪かった一方、ミクロの企業の収益は好調であった。海外に進出できた企業が非常に好収益を上げ、マクロとミクロの状況に乖離が起きてきた。

○　予測どおりであれば、2025年の名目ＧＤＰは800兆円を超えていたが、実際には600兆円台である。

○　アベノミクスで行われていたのは異次元の金融緩和である。総需要曲線を右側にシフトして、インフレが起きてもＧＤＰを増加させる考え方で、総供給は余り概念に入っていなかった。

○　ところが、コロナ禍の後、ウクライナへのロシアの軍事侵攻等もあり、供給サイドの部分が弱体化して、総供給曲線が右上がりではなくなり、需要を増やしても供給サイドが反応できない状態が起きた。結局、物価だけが上がってＧＤＰが増えないというような状況が2020年代に起きた。

○　高市政権では、総供給を増やすと同時に総需要も増やすことが考えられており、それによって、物価の上昇は弱くなりながらもＧＤＰが増えることを想定している。

○　問題点は、総需要と総供給が同時に増えればよいが、まず総需要が増えることが通常であるため、総供給が増えるまではかなりのインフレを覚悟しなくて

はならないことである。また、過大な投資、例えばＡＩのための電力投資といったようなことがあれば、そのための附帯費用によってＧＤＰが停滞し、停滞が長く続くことも考えられる。

○　供給側を強化するには、労働力、資本量、技術進歩の三つの要因を増加させることになる。しかし、労働力は少子化により持続的な供給の上昇が望めないため、資本と技術進歩に依存することになる。そうすると、ＧＤＰを労働力で割った労働生産性という指標が重要になる。

○　予測では、日本の労働生産性は2010年代、2020年代と上昇すると見ていたが、実績値は継続的に低下している。2010年代以降、日本はＧ７諸国と比較して大きく差を付けられており、この点を補強しなくてはならない。

○　生産性を上げるには労働力を増やさなければならないという議論がある。それを、オリンピックのメダル獲得数と若年層人口の推移から説明すると、日本の若年層の人口は2000年から現在まで約１千万人減少しているが、オリンピックのメダル獲得数は増加傾向にある。オリンピックのメダル獲得数をＧＤＰに置き換えると、少子化であっても達成目標を増加させることは可能である。メダル獲得数の増加は選手やコーチが一生懸命頑張ったからであるが、昭和や平成の時代も頑張っていた。重要なことは、練習設備の充実、データを中心とした優秀な指導体制、日本で開発された新しい用具である。これらは生産性を上げる設備投資や技術開発に対応している。

○　2000年から2024年における先進国の設備投資の推移を見ると、日本は最下位で、他国はそれなりに設備投資を行ってきた。

○　政府投資が民間投資を刺激するかについては、民間投資の低下時に政府投資が増加するというほぼ逆の関係であり、政府投資が民間投資を増やす関係にはない。政府投資の後に民間投資が増加するという関係性もそれほどない。政府投資というのは、景気が落ち込んだときに下支えをする役割だと思っている。

○　2000年から2020年までの研究開発投資、ソフトウェア投資、訓練投資、組織改革投資の伸び率を見ると、日本はソフトウェア投資以外は低く、特に訓練投資や組織改革投資がマイナスであり、先進国でこのような国はない。ソフトウェア投資や研究開発投資をするためには人材育成が重要で、そのための組織改革も重要であるが、そうした連動性が全くない。こうした連動性をつくり出すことが必要である。

○　ＯＪＴを除く企業の教育投資も、1990年代の半ばから基本的に下降トレンドを描いている。

○　政府のなすべきことについて述べたい。民間部門と公的部門における研究開発とソフトウェア投資が全体の投資に占める割合を1995年と2018年とで比べると、民間部門と公的部門の差は歴然で、公的部門はほとんど増えていない。公的部門には、研究開発やソフトウェア投資を併せた人材投資が必要である。

○　日本では、コロナ禍において生産性の低い産業も補助金で維持され、その後それを解除できなかったため、生産性の高い産業へ人や資金が移動せず、生産性が上昇していない。一方、英国や米国では、自由な労働の移動により、その後の生産性の回復が大きい。労働移動に関する規制緩和等によって生産性の上昇を促進していかなければならない。

**東京大学名誉教授　吉川　洋　参考人**

○　日本経済の凋落ぶりは大変厳しい。一人当たりの名目ＧＤＰは人口減少と関係ないにもかかわらず、日本は2000年の世界３位から、2010年に19位、2024年に40位とランクダウンしてきた。

○　世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキングを見ると、1980年には４位に神戸港、20位までに横浜港、東京港の３港がランクインしていた。しかし、2006年には日本では１位の東京港が23位、2021年になるとトップ40位までに日本は一つも入らなくなった。2006年、2021年と圧倒的に中国の港湾が伸びており、韓国の釜山港が日本のハブ港になった。

○　これについては、約20年前、水深17メートルの大型のコンテナ船が着岸できるスーパー中枢港湾がないと指摘されていた。現在、高市政権が重点投資する戦略17分野の一つに港湾ロジスティクスが入っている。20年以上、この問題が指摘されても成果が上がらなかったが、今回どのような新しいチャレンジがで

きるのか、その見通しはどうなのか、しっかり考えてもらいたい。

○　経済成長の基はイノベーションに尽きる。我々の住んでいる経済、資本主義経済、自由主義経済の主役は民間企業である。民間企業による民間の投資が不足していることは疑いがない中、政府はどのような役割を果たせるのか、大いに議論を詰める必要がある。

○　公共投資には別の役割があり、今後、日本では更新投資の役割が非常に大きくなる。1964年の東京オリンピックの前に整備された社会資本は、整備後約65年経過した。埼玉県の道路陥没事故等、インフラ老朽化に伴う事故が頻発している。日本のインフラは更新時期にあり、様々な事故は偶発的なものではない。限られたリソースの中で、更新投資と新たな整備について真剣に考えてもらいたい。

○　経済成長のキーになるのはプロダクトイノベーションだと考える。新しいものが出て、それによって成長が生まれ、やがてそれが天井にぶつかって減速するが、そこでまた新しいものが生まれる。具体例として、紙おむつの例がある。紙おむつは赤ちゃん用だったが、少子高齢化の中で赤ちゃん用が頭打ちになる一方、高齢者用のおむつを考え出して需要をけん引した。

○　高齢者用の紙おむつは技術進歩ではなくアイデアによって生まれた。高齢者用のおむつを考案した会社の人によると、３度目の提案でようやく企画が通ったとのことであった。この辺りがプロダクトイノベーションにおける、日本の企業あるいは日本社会全体の一つの問題かもしれない。

○　我々の頭の中では、経済成長は全てのプロダクト、部門、セクターが比例的に成長すると考えているが、現実の経済ではそういうことはない。イノベーションには、創造的破壊という表現のとおり、伸びるセクターの傍らに消えていくセクターもある。

○　経済の構造変化と経済成長の関係を見てみると、高度成長期は高い成長率の下で大きな構造変化が起きたが、経済成長も構造変化も次第に低下していった。それを押さえた上で見ると、日本の労働生産性は非常に伸びが悪い。

○　労働生産性の変化と就業者のシェアの増減の関係を見ると、労働生産性の伸びが高いセクターに人々が移動するのが好ましいが、日本ではそうなっていない。保健衛生分野では、就業者のシェアは高まり、多くの人たちが働く一方、労働生産性の伸びはマイナスになっている。

○　今、日本経済でポジティブなこととして、海外からの旅行者の増加が挙げられる。政府がビザ要件等の改革を進めた結果であるが、この件について、政府はほとんど財政支出をしていない。政府部門においても、財政支出以前にアイデアの方が求められるのではないかと考える。

**神戸大学大学院法学研究科教授　大内　伸哉　参考人**

○　新しい働き方と対比される伝統的な働き方は二つあると考える。一つは、工場労働的な働き方で、労働基準法等の労働法の基本的な法律において前提とされている働き方である。特徴として、時間的・場所的拘束性、上長の指揮監督、時間に対する報酬等があり、これが新しい働き方とは不適合になっていると思われる。

○　もう一つは、日本型雇用システムにおける正社員的な働き方である。特徴として、安定的な長期雇用や年功型の処遇がある。他方、安定雇用の代償として広範な人事権を企業が持っているため、残業、転勤、職種転換を前提とする働き方となっている。新しい働き方と不整合とまではいかないが、両立が模索されている。

○　この日本型雇用システムの特徴は、法律で規定されているわけではなく、言わば自然発生的なものであり、基本的に企業人事の問題であるが、新しい働き方と合わなくなってきている。

○　新しい働き方の多くはデジタル技術の影響によるものであり、ＩＣＴの発達は、労働者を場所的・時間的な制約から解放することにつながる。テレワーク、リモートワークがその具体的な形である。また、ＡＩの発達は、能力的制約からの解放につながる。身体的作業からの解放はロボットの発達で既にある程度先行しているが、知的作業にも及んできており、かなりの部分を代替・補完できるようになってきている。

○　労働については、様々な人が分業・協働してきたが、技術革新により、第一次産業革命以降は、機械が分業において重要な役割を果たすようになった。

○　第一次産業革命以降も技術革新は常に起こり、分業・協働の形態も変わってきたが、新しい技術に対応する分業・協働関係を企業も労働者も築き上げてきた。ところが、第四次産業革命と言われるデジタル革命においては、分業における機械の役割が急速に、著しく拡大してきた。

○　技術革新はこれまでもあったが、短期間で急速に拡大したことが、社会に混乱や不安をもたらす原因になってきている。ＡＩ代替により人間のやる領域が減ってリストラが心配であるという議論がある一方、人間がやらなくてよい領域が増えてきているという言い方もでき、ポジティブに見ることもできる。

○　人間と機械の分業関係の違いは新しい働き方として徐々に現れてきている。その特徴を見ると、時間、場所、契約、キャリア等の個人の価値観に基づく選択の幅が拡大してきている。企業も、人材不足の中で、個人の多様なニーズに合わせなければならず、働き方の多様化という形で具体的に現れてきている。

○　新しい働き方が突き付ける法制度の課題として、個人の支援にフォーカスすることが必要と考えている。労働法は、弱者である労働者を保護しなければならないという使命の下に展開してきたが、「個人の支援」というのは、発想の大きな変更である。

○　現在の労働法は、労働者と非労働者の二分法になっている。労働者概念の問題として、例えば、ギグワーカーの労働者性について裁判になるなど問題が生じているが、この二分法で本当によいのか。労働者であれば保護され、非労働者であれば保護の少ない状態になることはよいのか。

○　労働時間の問題も最近話題になっている。労働時間の概念は指揮命令下にあることとされており、工場労働には当てはまりが良いが、従来とは異なる働き方が出てきている中、労働時間を指揮命令下かどうかという基準で決めてよいのかという問題が生じている。

○　従来の支配従属構造である工場労働モデルを生み出した第一次産業革命の技術環境が、デジタル化で変容している。第四次産業革命は新たな技術環境を生



み出している。元々の労働法は、従来の技術環境に対応してできたものなので、新しい技術環境が出てくれば新しい法制度が必要になる。

○　企業人事の課題については、企業は、新しい働き方に対応しようと頑張っているが、相当大変ではないかと考えている。

○　日本型雇用は、長期的なスパンで人材を育て上げ、労働者がスキルアップをしていくことで企業に貢献していくというモデルである。そのため、長期雇用の保障や、努力に応じた昇給・昇進を前提とした年功型が有効であった。しかし、技術革新の急速な展開により、安定雇用の前提基盤が弱体化していく中、企業が長期的なスパンで人材育成していくことは果たして可能なのかが問題になる。

○　現実的には、企業が安定雇用を保障していくことは難しくなる。企業が行ってきた正社員とその家族に対する生活保障が縮小していくとなると、失業や貧困への対応は、政府が社会政策として担うべきと考えるのが現実的な発想で、そのためにはセーフティネットの張り直し、弱者にならない教育が重要である。

○　労働時間規制の主たる目的は、健康を確保することである。工場労働の場合、指揮監督下で拘束されて働くので労働時間の長さと疲労は相当程度直結するが、必ずしも直結しないホワイトカラー型就労についても、これまでは労働時間を疲労の間接的な指標としてきた。

○　現在は、デジタル技術が発達し、疲労が可視化できるようになってきている。そのため、健康そのものに着目した自己管理を行う方法が考えられる。例えば、個人が自分の生体データに基づいて休息取得を要請した場合に企業が承認するような仕組みである。

○　現行の労働時間規制の漸進的改良でもよいという意見もあるが、現在の主たる労働時間規制方法は、三六協定を締結して割増賃金を企業に払わせるものである。三六協定の締結主体は、労働組合がないところでは過半数代表者という従業員であるが、労働者の代表としての適格性に疑問が持たれている。

○　また、割増賃金は、払うと労働時間が短くなるのではなく、更に働こうとい

う誘発効果があると言われている。また、そもそも労働時間の厳密な測定は難しく、労働時間の長さに着目した規制には限界がある。

○　さらには、労働時間規制には例外が多く、裁量労働制等は要件が厳格で利用例がそれほど多くないという問題がある。

○　結局、既存の規制の枠内で少しずつ対応していくには限界がある。したがって、デジタル優先主義で、デジタルが利用可能なものは利用して本来の目的を実現していくことを私は考えている。

○　働き方が多様化する中で、社会保障システムは非常に注目される。例えば、年金や医療は、皆年金、皆保険でカバーしているといっても実は制度間格差がある。今後は、個人単位で雇用形態に関係なく公平に守られるセーフティネットを構想していくことを考えてもらいたい。

○　現在、セーフティネットとしての現金給付や所得保障は様々なものが併存しているが、これらを統合していく必要がある。給付付き税額控除の議論の中で、給付を一本化できればより良い整理になるのではないかと思う。

○　日本では、企業が職業教育を担ってきたが、今後、その役割を果たせなくなると、政府が個人を十分にサポートすることが重要になってくる。

○　ＡＩを使ったアダプティブラーニング等を活用し、個人に合った、そして、ＡＩと共生していく将来の労働社会で必要なスキルを想定して、個人をエンパワーメントしていくような教育を実施していくべきではないか。ＡＩを道具としてどのように使いこなすかが重要である。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　日本経済の停滞の原因を供給力という観点から整理すると、どのような要素によって説明することができるのか。

答　供給力は生産力と言ってもよい。労働力、資本量、技術進歩が生産を変化させる要因である。労働力については、少子化で働き手が少なくなったと言われているが、第二次安倍政権以降、就業者数は増えている。そのため、労働力が



生産の制約要因とは必ずしも言えない。しかも、高度成長期に年率9.9％の実質ＧＤＰ成長率を達成する中で、就業者の伸びは1.8％にすぎず、資本の蓄積、設備の増加、技術進歩が寄与していた。今、民間の設備は更新されておらず、古い設備を使い続けながら生産を行っている。何よりも民間が設備を増やしていかなくては国内の成長力は増えないと思う。また、企業の新製品を作る力を後押しすることも必要である。海外の論文では、日本企業の新製品の開発力は米国に比べて若干低いという結果も出ている。

問　日本経済が再び力強い成長を取り戻すために、どの産業分野でイノベーションを起こし、生産性を高め、人材が集まる構造をつくっていくべきか。

答　イノベーションの基は草の根にあり、それこそが自由主義経済であるため、政府が見極められるのかという問題があるが、今後、間違いなく伸びていくのは、医療・介護ではないか。医療も介護も、公的な保険があり、公定価格がある。公定価格の設定の仕方によって、医療事業者も介護事業者も含め、セクターとしての医療・介護分野の発展自体が大きな影響を受ける。これは民間市場に任せられないので、政府や国会の役割が非常に大きい分野だと思う。

問　高度な大学院教育を受けた人たちか、手に職がある人たちが相応の報酬を受ける社会へと転換するとの指摘がある中、エッセンシャルワーカー等の人材不足の要因の一つが処遇の低さにありながら改善されない問題について見解を伺いたい。

答　エッセンシャルワーカーと言われている人たちの人材不足が指摘されているが、これからはエッセンシャルワーカーが重要になる。その重要性を学校教育の段階で強調していくことが重要である。

問　労働に対する適正な付加価値の設定がなされないために日本の労働生産性が低くなっているのではないか。

答　政府や一定数の経済学者には、人が移動できるようにすれば生産性の高い職に人が移動して経済成長するとの考えもあるが、私は、魅力的な職があれば黙っていても人は移動するものと考えている。日本で人の移動が少ないのは移りたいと思う職が不足しているからであって、その方が問題である。企業の生

産性が伸びるのは、経営が果たすべき役割を果たすからであるが、この何十年かは果たしてこなかったと思う。

問　時給等、労働力の評価を上げることで、かえって機械化が進むなど技術革新につながるのではないか。

答　最低賃金はもう少し上げてよいと考えるが、慎重論もある。しかし、マクロで見ると、賃金がある程度上がり、それに見合った生産性を生み出すのは経営の役割だと考える。日本の賃金は、少し安すぎる。

問　日本が海外から投資を呼び込めなかった理由について伺いたい。

答　海外の企業が対日投資をするときの手続が非常に煩雑である。手続が各省庁にまたがり、弁護士事務所・会計士事務所等をそれぞれ探す必要がある。諸外国では全てコンサルティングという形で統一している。ＡＩの時代であり、手続は全てまとめればよいと考える。また、中国で成功したような特区を本格的に整備する必要がある。日本にも形式的な特区はあるが、海外と比べると見劣りがする。

問　政府が重点投資対象とする戦略17分野のロードマップが備えるべき要件について伺いたい。

答　ロードマップを作成するのはよいが、点検と柔軟な修正が必要だと思う。中東で紛争が起きるなど世界情勢が非常に緊迫した状況で、どのような産業を育成していくにせよ、外からの供給制約が課題になる。好転する場合もあれば、悪化する場合もあるので、ロードマップを作る際に、柔軟な修正ができるようにしておくことや代替案を作成しておくことが必要である。

問　農業は生産性が高くない分野であるが、政府は農業の生産性を高めようとしている。この政府の方向性について所感を伺いたい。

答　日本の農業の一番大きな柱は米作りであるが、米については付加価値や労働生産性だけを見ればよいという問題でもない。農業には、国土の保全等の問題も関係しており、ここをどのように評価するのかが重要である。労働生産性を測るときに計算式の分子をどのように考えるか、マーケットプライスは我々が望むものを正確に反映しているのか等について、特に農産物の場合には考えなければならない時代になっていると思う。



問　海外における生産性と社会的必要性の比較に関する議論について伺いたい。

答　市場で決まる価格が本来のバリューを反映していないことについて、教科書的には、市場の失敗が言われてきた。例えば、環境を汚染するようなものづくりに対する政府の補正の仕方としては、税や補助金がある。ただ、今後伸びていく医療・介護では、公定価格がある。公定価格を設定する場合、値上げを言うのは簡単であるが、医療費約40兆円、介護費約14兆円の負担の問題がある。どんなに安価でもサービスが供給されれば、それを誰かが負担する必要があるが、その負担に皆が耐えられるのか。エッセンシャルワーカーの処遇を相応のものとする必要性は理解するが、それを日本国民全体として負担できるのかという問題がある。それを決めるのは政府と国会の仕事で、民間企業やマーケットでは解決できない性質のものである。

問　ジョブ型雇用が日本で定着する可能性について伺いたい。

答　仕事が特定・明確化され、何らかの理由で仕事がなくなった場合等には解雇につながり、賃金は職務給で支払うといった欧米のジョブ型雇用を日本で取り入れようとしてもうまくいかないと考える。ただし、将来、デジタル化が進展していけば欧米のジョブ型に近づかざるを得ないのではないか。定型的な仕事やある程度単純な仕事は機械化されていき、人間の仕事はかなり専門性が高いものになり、その専門のジョブを担うという形になっていくのではないかと思う。

問　地域における産業クラスター形成を推進する上での課題について伺いたい。

答　各地域が持つ可能性は、それぞれの地域の住民が一番よく知っていると思う。その地域だけでは解決できない場合に国のアシストが必要であれば、国が手を差し伸べればよいと思う。イノベーションの芽は草の根にあり、それは民間企業に限らず地域でも同じである。成功事例としてインバウンドがある。インバウンドは、国が規制改革等を行う一方、それぞれの地域でも知恵を出し、様々な努力を民間も行った結果として現在の状況があり、それを振り返り参考にするとよい。

問　海外からの直接投資の積極的な受入れが経済成長の鍵となる一方、経済安全保障の関係で対日投資の審査を強化する政府の方針もあるが、どのようにバランスをとればよいか。

答　①国内での生産が必要、又は国内の技術力・人材力がある産業、②同盟国と生産を分担する産業、③国内の生産にこだわらない産業、に区別して、①は保護し、②は同盟国と協働し、③は経済安全保障を適用する必要はなく、消費者の選別を信頼すればよいと思う。

問　ＧＤＰに代わる将来的な豊かさの指標について伺いたい。

答　一人当たりのＧＤＰに加え、格差と健康寿命が重要になる。また、国連でＧＤＰの指標も改善の方向にあり、家事労働をＧＤＰに算入する試みが行われている。

問　政府が力を入れているリスキリング支援やデジタル人材育成に関する改善点や不足部分について伺いたい。

答　汎用性のあるデジタル技術のリスキリングは転職を促すため、企業としてインセンティブが働きにくいとされ、政府が行っていかざるを得ないと思われる。その際に、一番重要なことは、技術の変化に対応できる基礎力である。それは、今の子どもたちも同じであり、今後社会に出ていくときの技術環境は全く予測が付かないため、現在の教育を見直し、どのような場合でも状況に応じて対応できるような基礎力を高めることに力を入れてもらいたい。

問　介護分野で今後起こり得ると考えられるイノベーションについて伺いたい。

答　介護には、人も機械も必要である。機械は、現場のニーズに応える形で技術進歩する。技術的に可能となっていることをベストプラクティスとして可視化し、それを全国で情報共有し、できるだけベストプラクティスに近づけ、更に進化させていくことが重要である。また、その過程で、機械の進化を促すような公定価格の設定について考えていく必要がある。

問　民間の設備投資を更に促進するための施策について伺いたい。

答　日本企業の海外進出が増加した背景には、円高のほかにも海外の特区における税制優遇があった。日本の法人税は世界的にも非常に高く、日本と進出先の



国との税を平衡にするような措置も考えるべきではないか。海外から日本に逆輸入する際に平衡税を課すなど、日本で生産するのと同じ値段になるようにすれば、結果的に日本の設備で生産することになると思う。

問　対日投資の強化と内部留保を利用した国内投資の強化のどちらを推進すべきか。

答　海外と日本の投資環境を税制等の面から同様にするのがよいのではないか。内部留保は法人税徴収後のものになるので、平衡税のような国境調整が選択肢としてあり得る。対日直接投資は、経済安全保障上妥当であれば、許容されてよいと思う。

問　国策としてデジタル技術の国産化を推進する必要性について伺いたい。

答　デジタル化については官民とも反応が遅かった。デジタル化の進展は急速であり、今からでは追い付かない状態であることを認識すべきである。外国のデジタルサービスを利用して新製品や新サービスを提供していくことが必要だと思う。デジタルサービスは利用者数に応じて費用が安くなるので、国内向けの割高なデジタルサービスを提供しても消費者が選択しない可能性がある。

問　人口減少を好機と捉えて、イノベーションを起こして経済成長させるべきと考えている。政府は外国人労働者の受入れを増加させる逆の方向に行っていると考えるが、見解を伺いたい。

答　日本の人口減少は一線を越えた大きな問題である。無制限に外国移民を受け入れてよいとは考えないが、日本は国を閉ざし過ぎていると思う。

問　短期的にＡＩに代替されるのは、どのような分野の仕事か。また、働き方が多様化する中での今後の労働法の在り方と海外の参考事例について伺いたい。

答　ＥＵではプラットフォーム関係の労働について新しいルールができるなどしているが、どこも模索中であり、日本も自ら考える必要がある。今後の仕事の未来については、仕事を構成するタスクの組替えが起きていく可能性がある。非正社員の仕事はロースキルでＡＩに代替されやすいが、正社員の仕事も代替される方向に進んでいる。我々が今後すべきことは、仕事の機能や社会に役立つ活動で何がＡＩに代替されずに残るかを考えて、それに合わせた教育を組み

立てていくことである。

問　非正規労働者について、現状と対策、不安定な状況を変える方向性について伺いたい。

答　非正規労働者を正規化する動きもあり、増加に歯止めが掛かりつつあると思う。非正規労働者を正規化するのは個々の企業の経営判断であるが、どのように労働者を処遇すれば企業の経営が長期的にうまくいくか考えた場合、どの職場でも人間関係が長期的である方がモラルも高まる。短期的な労働コストのカットという判断が行き過ぎて非正規化が進んでしまったと思う。

問　最低賃金の引上げについて所見を伺いたい。

答　最低賃金は、政府部門が非常に大きく関わっており、個人的には引き上げる余地があると考えている。

問　労働生産性が上昇しているにもかかわらず労働分配率が低下している理由について伺いたい。

答　実質賃金と生産性の関係から言うと、円安による海外への所得の流出を防止する必要がある。特に円安の場合、生活必需品の価格が高騰し、その中でのインフレになると、労働分配率全体というよりも、消費の格差が発生している心配がある。政府が行うべきことは、米等の生活必需品の価格の安定化である。労働分配率については、景気循環との関係で、コロナ禍のときに労働分配率が非常に上がっていたので、それと比べると若干下がっているということはあると思う。

問　日本の労働者が低賃金やワーキングプアから抜け出すためには働き方について規制強化が必要ではないか。

答　日本型雇用システムは正社員と非正社員という、ある意味分業制を採用してきた。正社員が安定雇用される一方、非正社員であるパートやアルバイトの賃金は低く、景気変動の調整弁を担う構造だった。この構造が崩れてきたのが2000年代以降である。第二次安倍政権のときに、この構造と日本型雇用システムを壊す目的で、例えば、賃金の不合理な格差の禁止を労働法に規定するなどの労働政策を進めたが、うまくいかなかった。実施すべきは、非正社員の生活



保障である。最低賃金の改善は、貧困対策であるが、富裕な人が小遣い稼ぎでするアルバイトにも適用されてしまう。困っている人にピンポイントで給付されるような福祉的な政策を実施すべきであり、最低賃金、正社員と非正社員の賃金格差の是正は、間違った処方箋ではないかと考えている。

問　日本でこれまでソフト面の投資が進んでこなかった原因について伺いたい。

答　金融政策で需要を増やし、それを成長につなげようという考え方が2020年まで非常に強かった。例えば、アベノミクスの三本目の矢で日本を世界トップのＩＴ国にするという宣言が書かれていたが、不発に終わった。日本がＩＴ化について遅れていたわけではなく、1990年代の後半には政府がＩＴ推進戦略を開始していたが、そこで考えられていたことは光ファイバー等のハードの側面で、ソフトの側面に切り替わっていなかった。2020年に入ってようやく供給制約や投資が注目されたが、海外にはもう追い付けないので、例えば米国発のソフトを利用して新たなサービスを展開するようなことが必要となる。

問　建設業の労働生産性が相対的に上昇している原因・事情について伺いたい。

答　人材を十分に確保できないという危機感を持つ中で、建設業の技術革新は進んでいるが、まだ労働生産性に十分に反映されているわけではないと思う。例えば、建設業のニーズがある一方で、労働生産性の計算式の分母の労働者数が何らかの理由で減って労働生産性が上がっているのではないか。

問　不確実性の解消と確実な需要増がなければ企業が投資をしない場合に有効な設備投資の促進策と、設備投資の増加につながる適正な為替及び金利の水準について伺いたい。

答　実質賃金との関係も含めて円安は望ましくないと思う。円安を是正して物価安定につなげることは、不確実性の解消にもつながる。企業が国内で設備投資を行うのであれば、輸出も行うことになるので、海外のリスクを減らす必要がある。安定したマーケットに貢献することも一つの政府の役割だと思う。

問　プラットフォーム労働における企業の雇用・契約責任、法整備への対応の在り方について伺いたい。

答　プラットフォーム労働について、社会の中に新たな支配従属構造が現れてい

る。従来の労働法のアナロジーで、使用者・労働者の関係として捉えるのは無理があると思う。新しい支配従属構造に合った別のモデルがあると考え、従来の労働法とは別のものを考えていくべきではないかと思う。



**（３）地域の実情（令和８年４月15日）**

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

**国際大学国際経営学研究科准教授　櫻井　美穂子　参考人**

○　地域のデジタル活用とそのユーザー側の視点について説明する。

○　世界20都市の持続可能戦略と日本のスマートシティのケーススタディを基にして、デジタルをキーワードに共通項を分析したところ、持続可能な地域づくりの指標として多くの地域で使われているのが、ウェルビーイング、クオリティ・オブ・ライフ、暮らしやすさである。

○　特に、協働・共創、様々なステークホルダーとのコミュニケーション活動にデジタル技術を使うという共通性があり、デジタル活用は、コミュニケーションのサポートだけではなく、生活の新しい価値を生み出すことで持続可能な地域づくりに貢献している。

○　デジタル活用が生み出す生活の新しい価値は五つある。

○　一つ目が知識創造である。様々な社会課題を解決するための教育プログラム、他の地方自治体等での課題解決のケーススタディ、ノウハウのオンラインプラットフォーム等での共有等の活動が行われている。

○　二つ目がエンゲージメント／コミュニティ力である。デジタル技術の活用で、地方自治体と住民の関係性、企業と利用者の関係性が双方向のものに変化していくので、その変化を共創のためのコミュニケーションにつなげる形でデジタルが活用される。

○　三つ目がサービス創出である。新しい産業、特に、グリーン産業、モビリティサービス、クリエイティブ産業をデジタルで活性化していく事例が多く見られる。

○　四つ目がローカル情報の活用である。リアルタイムデータに基づいた政策立案とデータ分析に基づいた意思決定を行うというものである。

○　五つ目がパーソナライズである。デジタル技術を活用することで、個々人の

状況、家庭の状況、地域の多様性を勘案した形でカスタマイズしたサービス・情報の提供ができるようになる。

○　日本と海外の事例を２例ずつ紹介する。

○　英国のグラスゴーでは、オープンストリートマップと呼ばれるオンラインポータル上の地図を使った教育プログラムを展開している。地域住民がこの地図を使い、日頃よく行くところや、課題がある場所にピンを立て、参加者と問題を共有しながら、未来に向けた議論を行っている。オンラインだけでなく、紙を使った地図で小中学校の子どもたちが同様のことを行っている。

○　オーストラリアのメルボルンでは、中心市街地の過去４週間の同日時の歩行者数の多寡を視覚的に示したデータを、誰でもアクセスできるオープンデータポータルとして、リアルタイムで公開しており、市の都市計画や、民間の出店計画等の新規サービスに用いられている。

○　神奈川県藤沢市では、スマートタウン内の住民や商業施設のテナントが最新情報を投稿し合うクローズドなポータルがあり、モビリティサービスやエネルギー関連サービスへの入口としても使われている。

○　福島県会津若松市では、市が公開しているオープンデータが地図上に連動して表示されるペコミンという町歩きアプリを使って、町歩きをしながら情報交流や歩数に応じたポイントの獲得ができるようにしている。

○　デジタルサービスのユーザー側の視点について、組織の視点と個人の視点から紹介する。

○　2021年、16の基礎自治体の職員に、地方自治体がデジタル化をする上でどのような個人の能力や組織の文化が必要かをヒアリングした。それを基に、地方自治体のデジタル化に必要な個々の職員の力について三つの力を定義した。

○　一つ目は、デジタルを使って何がしたいのかを考える構想力である。二つ目は、デジタルの世界が急速に変化する中で自分を絶えずアップデートする自己変革力である。三つ目は、現状の法制度の中で何ができて何ができないのかを理解する制度寄添力である。

○　次に、地方自治体のデジタル化に必要な組織文化について三つの力を定義した。





○　一つ目は、デジタルを使ってどういう未来を目指したいかを示すビジョン力である。二つ目は、失敗を許して先に進んでいく寛容力である。三つ目は、情報システムは何ができて何ができないのかを理解する理解力である。また、対話力、ネットワーク力、チーム力、組織横断力等も、デジタル社会で重要だと多くの職員から回答があった。

○　デジタル活用しやすくなる理想のリーダー像について質問したところ、失敗を恐れずやってみるマインドセットが重要だとの回答が多かった。

○　職員からのヒアリングにおけるキーワードの頻度を可視化すると、「失敗」、「挑戦」、「相談」といったキーワードが多く出てきた。組織全体の寛容力、失敗を糧に次につなげていくこと、失敗を恐れず挑戦するマインドセットが組織文化で非常に大切ということが分かった。

○　住民がどのような観点でデジタル技術を使っているかについて、2021年、全国４千人強を対象にオンライン調査を行った。調査の中で、地方自治体との近さを感じるのはどのようなときかを質問したところ、地域のイベント、お祭り、屋外での催しに参加したときと回答した人ほど行政のオンラインサービスの活用意向が高く、アナログな地域のイベントは非常に重要であることが分かった。

○　また、居住地域での理想の暮らしを聞いた質問に対し、静かで煩わされない暮らし、お金の心配の少ない暮らし、災害や犯罪から守られた安心できる毎日、と答えた人は、行政のオンラインサービスの活用意向が高いという相関関係があることが分かった。

○　2024年末、全国２千人を対象に、デジタル技術を毎日の生活の中に取り入れたいと考えているかどうかを「デジタル活用意欲」とラベルし、活用意欲にどのような心理的な要因が影響を与えるのかを明らかにする調査を行った。また、性別や年代別の違いについても調査した。

○　心理的要因として「信頼」、「不安」、「自信」を定義し、分析したところ、この三つの全てがデジタル活用意欲に影響を与えることが分かった。信頼と自信

はプラスに影響し、不安はマイナスに影響する。また、性別と年代がいずれも有意にデジタル活用意欲に影響を及ぼすことも分かった。

○　デジタル活用意欲、信頼、自信の各項目の数値は、男女共に年齢が上がるとともに下がる傾向があり、平均値は、男性の方が女性よりも高い。不安は、男女共に年齢が上がるに連れて数値が上がっていくが、平均値は、女性の方が男性よりも高くなった。

○　デジタル活用意欲と信頼の数値は、男性50代、女性40代でいずれもマイナスに転じ、男性50代、女性40代から若年層に比べて有意に下落している。

○　不安は、男性20代、女性30代を底に上がっていき、男女共に50代から若年層に比べて有意に上昇している。自信は、男性50代、女性40代から若年層に比べて有意に下落している。

○　デジタルを使って生活の中の新しい価値を創造していくことに多くの地域が取り組んでいる。コミュニケーション力や多様性理解力、新しいリーダー像等を踏まえ、その地域の地方自治体や企業が取り組んでいくとき、特にコミュニケーション力、物理的な人との対話・関係性を構築する能力が非常に重要だということが分かった。

○　デジタル活用意欲を向上させるには、オンラインの取組だけではなく、地域のお祭りやイベントといったアナログの活動も非常に重要である。また、特定の年齢層だけではなく、男女の違いに着目しながら、ライフステージの変化に寄り添った対策が必要だと考える。

**東洋大学名誉教授　根本　祐二　参考人**

○　インフラ（社会資本）は、コンクリート、金属、木材等の寿命が有限の資源でできており、老朽化を放置すればいずれは壊れる。建築物の倒壊、道路陥没、橋梁の崩落、トンネル天井板の崩落、ダム決壊、水道管破裂等が発生する。

○　特に道路陥没は、地下の下水道管の破損により空洞が生じても道路の表面からは把握できず、空洞が地表表面まで到達して突然崩落するため危険である。



また、道路と下水道で管理者が異なるため、縦割り行政の弊害も生じる。

○　水道管の管渠事故は年間約２万件、下水道に起因する道路陥没事故は年間約３千件発生しており、インフラの老朽化は今そこにある危機である。

○　本質的な対策は造り替え、すなわち更新投資であるが、予算の問題がある。インフラ投資比率（公共投資のＧＤＰに占める比率）は、高度成長期には約10％であったが、近年は約５％に半減している。一方で、高度成長期に整備したインフラが更新時期を迎えており、現状の予算ではインフラの半分しか維持できない。

○　一番厳しいのが橋梁である。1970年代には全国で年間約１万本の橋が架けられていた。耐用年数60年を迎える2030年代にはその更新時期が到来するが、現在の架け替え件数は年間100～200本程度にすぎず、この予算で１万本の橋を架け替えることは不可能である。同様の課題は、学校、水道、下水道、公営住宅等にも共通する。

○　このような状況下で、予算を増やすことは現実的でなく、限られた予算の範囲内で対応するためには、インフラの原単位をできるだけ下げる「省インフラ」という発想が必要である。

○　2013年にインフラ長寿命化基本計画が策定され、国の政策は既に転換しているが、インフラの削減には非常に抵抗が強い。省インフラは、省エネルギーと同様、インフラがあることが豊かであるという従来の発想を転換し、インフラが減っても豊かな生活を送れるようにするという考え方である。

○　さらに、日本が省インフラを産業化すれば、将来的に同様の課題に直面する世界各国に対する輸出産業にすることができ、日本経済を支える大きな原動力になり得るのではないか。

○　インフラを減らしても公共サービスの提供機能を維持することに知恵を絞ってほしい。主に公共施設、箱物については「機能を維持して量を削減する方法」が適用可能である。近隣の地方自治体同士で施設を共同設置する広域化、民営化やリース等所有以外の方法で提供するソフト化、学校統廃合等の集約化が挙げられる。既に公立小学校はピーク時の約２万５千校から約６千校減少し

ており、更なる統廃合が必要である。また、図書室や体育館、調理室といった学校と地域で持つ同種類の施設の共用化、一つの施設に多くの機能を設置するなどの多機能化等の事例もある。

○　一方、道路や橋梁、上下水道等の土木インフラはネットワーク性が高く削減が難しいため、「量を維持しつつ費用を削減する方法」が採られている。具体的には、日常点検・修繕により長寿命化を図る予防保全、重要度に応じて点検や修繕の等級を変えるリスク・ベース・マネジメントが挙げられる。例えば、富山市では「橋梁トリアージ」が導入されており、重要度の低い施設については修繕を行わない選択も現実化している。

○　さらに、「施設やネットワークを使わない方法」もある。例えば、下水道の代替として合併処理浄化槽を導入するなどの分散処理、訪問診療や訪問介護、移動図書館等の公共サービスが移動するデリバリー、電子図書館や遠隔教育といったバーチャル化等が挙げられる。

○　以上は、人々が居住しているところにサービスを届ける政策であるが、それが持続できない場合の「サービスの受け手が移動する方法」を提案している。これは、人口１万人ごとに一つの拠点を全国に１万か所設置し、そこで日常生活の用が全て足りるよう、教育・商業・医療等の機能を集約する構想である。

○　試算では国民の約99％が自動車で１時間以内にこの拠点にアクセス可能であり、日常の用が全て足りる拠点が身近にあれば、皆が大都市に移動する必要がなくなる。公共サービスの提供形態は変わることとなるが、拠点周辺に移動しない選択をする住民がいてもよい。

○　拠点をつくって集中投資することは、地域の切捨てではなく、過疎化の進行を防ぐ防波堤となる。このようなビジョンをつくって促進するに当たっては、国の大きな指導力を期待している。

○　省インフラを実施した場合、予算の削減率は約48.8％と試算しており、半分の予算でもインフラ機能の維持が可能となる。逆に言えば、このぐらいの改革を行わなければ予算が不足し、更に危ない事態に陥る。

○　地方自治体は、インフラの約９割を保有しているが、住民から従来どおりの施設維持を求める要望が出て対応に苦慮している。そのため、私は「全体計画の明示」、「合理的基準の設定」、「公平な運用」という省インフラを進めるための三原則を提示している。この三原則を守ることで合意形成が進むのではないか。

○　実際に、岩手県紫波町では、学校統廃合に着手する際、しっかりとした計画と廃校舎の活用予定を提示し、住民合意を形成していくといったやり方を採用している。

○　インフラの老朽化は全体として深刻な問題であるが、全く解決策がないというわけではない。

**株式会社野村総合研究所顧問　増田　寛也　参考人**

○　地方公共団体の持続可能性というテーマに関し、国・都道府県・市町村の役割分担の変更も含め、職員の確保や人手不足にどのように対応していくのかという観点から説明する。

○　2050年に向けて人口規模が小さい地方公共団体が多くなっていく。特に市区町村は人口１万人未満の団体が半分近くを占めるようになる。そのような中、2040年頃には地方公共団体の年齢別職員数の山に当たるいわゆる団塊ジュニア世代が退職を迎えるが、そのとき団塊ジュニア世代の３分の１程度しかいない世代から職員を採用することになる。

○　特に市町村においては、現在でも専門技術職の職員の確保が大変厳しく、土木技師・建築技師の土木建築分野、保健師・保育士・看護師といった社会保障分野、さらにはＩＴ分野で、職員採用に難渋している。約半数の市町村では応募がほとんどない状況にある。

○　その一方、事務量は増大し、行政需要は多様化・複雑化している。少子化対策と保育サービスを始めとした社会保障分野の充実、移住・定住対策と空き家の利活用等の事務が増大しているほか、行政需要の変化として、カーボンニュートラル等のＳＤＧｓ関係、ヤングケアラー、インバウンド、外国人、インフラの老朽化等、以前の経験が通用しない分野の需要が増えている。

○　加えて、法律に基づく市町村計画等の策定の作業もあり、住民数の減少にかかわらず事務量は増えている。2000年の地方分権一括法により、市町村中心にきめ細かい行政を展開していくとの考え方で法体系がつくられてきたが、体制が脆弱化する中、例えば、市町村の重要な業務である介護保険においても、少数の常勤者と非常勤職員、外部事業者への委託でやりくりしている実態がある。

○　このような時代の変化を受けて、各府省は個別法等での制度対応の工夫を様々に行い、事務処理方法の見直しが進められてきた。以下、７点にまとめて説明する。

○　１点目は外部団体への委託であり、施設管理の指定法人への委託や郵便局への窓口業務の委託である。また、地方独立行政法人制度を活用する方法もある。

○　２点目は下水道等で見られる取組であるが、市町村の枠を超えて設立した公社が維持管理業務等を受託し、一部を民間事業者に発注する方法である。

○　３点目は広域連合で事務処理を行うものであり、都道府県単位の連合会の例がある。国民健康保険では都道府県が財政運営の責任主体になることで市町村の財政不安がかなり解消されている。

○　４点目は広域化の推進を担う責務を都道府県に負わせる方法であり、消防や水道で制度化されている。

○　５点目は全国で統一的な事務処理が可能なものについて地方共同法人を設立して処理する仕組みであり、Ｊ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）等が該当する。

○　６点目は国が直轄代行するものである。迅速に事業を行う工夫であり、災害時等には特に有効である。

○　７点目は事務処理の水平連携・垂直補完等の取組である。一つは市町村で広域に連携して共同処理を行う「水平連携」である。もう一つは今までの地方分権の考え方と逆行して市町村の事務の一部を都道府県が担う「垂直補完」であり、市町村から見ると一部事務を返上する形になる。例えば道路の除雪では、



国の直轄道路・都道府県道・市町村道のいずれにおいても行為は同じであるので、市町村の体制が脆弱であれば都道府県が責任を持って除雪するといった取組が考えられる。

○　国・都道府県・市町村の役割分担について、政府の地方制度調査会で議論が始まった。地方分権一括法では、基礎自治体優先で事務や権限を移譲し、国や都道府県は補完的に処理していくという原則があった。その後、幾つかの個別法で時代の変化に対応する取組が進められてきたが、地方制度調査会の資料から判断すると、これまでの取組における役割分担の見直し手法に通底する考え方を抜き出して、検討の方向性をまとめていくのではないかと考えられる。地方制度調査会の議論を今後も見ていきたい。

○　最後に、私の考えをまとめて説明したい。まず、人口減少が加速化し、人手不足が顕在化している中、地方公共団体の円滑な業務遂行のためには、事務を減らしたり、まとめたり、あるいは住民参加や民間活用等で担い手を広げ、また、ＡＩを活用していくことが必須である。具体的には、業務の一部外部化や広域化、地方共同法人、国の代行等、既に行われている様々な取組が個別法に取り入れられていく可能性がある。

○　次に、市町村間の連携で解決できる業務内容であれば水平連携によって取り組むとともに、場合によっては、国等による垂直補完もあるのではないかと考える。その際、全国一律の対応ではなく、地域の違いを踏まえた上で、地域が主体的に選択して活用できるような柔軟な制度にすべきである。

○　さらに、国・都道府県・市町村の役割分担の変更を検討する中でも、住民に一番身近な基礎自治体優先という地方分権の原則を維持しつつ、その中で工夫していくべきである。個別法の見直しにつなげられるものは各府省がしっかりと対応し、その上で財源も確保することが必要である。

○　役割分担の変更の検討に当たっては、議会も含めた自治体運営全体を見通した議論が必要である。垂直補完により都道府県が行う業務は、本来は市町村が行ってきた業務であるため、都道府県の行政行為について市町村議会がチェック機能を果たせるのかという点も含めて議論していく必要がある。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　諸外国において、住民が地方自治体と一緒にデジタルを活用する際に参加のきっかけとなることについて伺いたい。

答　住民を巻き込むには日常的に利用されることが重要となる。メルボルンは、住民との直接のコミュニケーションを重要と考え、市役所の職員と住民の会話を検索できるナレッジバンクというポータルをつくった。また、グラスゴーでは、ガーデニング等のコミュニティで多くの高齢者が持続的に活動できる環境を支援していくことが大事であるとしている。その意味で日本と諸外国には大きな違いはない。

問　省インフラという構想において、郵便局を拠点とした官民サービスの集約に関する見解を伺いたい。

答　人口１万人の拠点には、面積の広さから統廃合後の学校をイメージしている。面積的に、郵便局に様々な機能を付加するのは難しいが、学校と一体的に郵便局が存在することは利便性があり、実際に成功している。郵便局から主体的に拠点づくりを推進してもらいたい。

問　国と地方自治体の役割分担の見直しに当たり、司令塔機能を強化する必要性について伺いたい。

答　人口減少に起因する問題に対し、各分野で地方自治体が懸命に対応しているが、それぞれの政策をリンケージし、地域ごとに優先度を決めていくことが重要である。政府の人口戦略本部の役割は、事情が異なる各地域の様々な問題について、その解決策を結び付けていくことである。以前は、郵便局も行政連絡会で、地域や首長とのつながりがあったが、民間会社になってからは、形式的に外された地域が多いと聞いている。地域の司令塔としては、官民区別なく、うまく活用してもらいたい。

問　国は地方自治体にインフラ整備を要望させる方向性を変えていない。省インフラにかじを切らせるためのアイデアについて伺いたい。

答　国の方向性が変わったことは、地方にも浸透し、計画も作成されているが、



優先順位が付いていない状態と言える。国土交通省は、2013年を社会資本メンテナンス元年として、インフラ長寿命化基本計画を策定し、新しく造るのではなくメンテナンスを重視することとした。すばらしい概念である。それを具体化してほしいと主張しているが、なかなか浸透していない。

問　国・都道府県・市町村の三層構造における権限分配の見直しの必要性について伺いたい。

答　人口減少が進む中、地方を都道府県と市町村の二つに分ける仕組みが今後維持できるのかを考えることがある。例えば、社会保障は、市町村の体制が脆弱化する一方で、本来、住民に身近なところが丁寧に接していく必要があり、大都市と過疎地域を切り分けて考えることや、制度の在り方を考えることも必要である。その際は、議会も含めて地方自治の姿を考えていく必要があり、国会でも様々な議論をしてもらいたい。

問　基礎自治体の事務負担を大幅に軽減する必要性について伺いたい。

答　基礎自治体の事務負担の軽減は必要である。市町村にとって住民の思いを酌み取ることが重要であるが、定型的な業務でその時間が削られているのが実態である。ＡＩ等を駆使して事務量を削減し、国に対して業務削減を要求していくと同時に、都道府県による垂直補完もあり得る。

問　人口減少問題について国が行うべき特に重要なテーマは何か。

答　国は、市町村間での人口の奪い合いを批判するのではなく、日本全体を見て、国にしかできないことに注力する必要がある。働き方改革、アンコンシャスバイアスのような定型的な思い込みによる役割の押し付け等には、経済界がしっかりと取り組むと同時に、国には大局的に取り組んでもらいたい。

問　地方自治体が進めるデジタル化を地域単位で始めるためのステップについて伺いたい。

答　災害時の例で言うと、個人情報の取扱いが厳しくなる中、地域の町内会では、避難に支援が必要な要配慮者の名簿を誰が保存し、誰の責任で地方自治体等に開示するのかという統一的なルールがないことが課題である。そのため、地域住民の責任の所在に関する不安を払拭することから始めるのが重要であ

る。

問　海外の市民参加型デジタルマップにおける情報の鮮度、情報を更新する仕組みについて伺いたい。

答　メルボルン市が公開しているオープンデータは、ほぼリアルタイムのデータとして提供されている。民間企業がそのようなデータをサービスに使う場合は、信頼性の観点から商用化できないという議論があるので、データの正確性の責任を誰が取るかが次のステップの課題になると思う。

問　地域の社会課題にビジネスとして取り組む社会的企業として、どのような企業がふさわしいと考えるか。

答　経験則上、大企業のハードルは高いと言える。例えば、地域の避難所の情報をカーナビにオープンデータとして載せる際、カーナビの事業者は、データの正確性をどのように担保するかという点で難色を示す。地域で生まれ、地域愛を持って、地域で何かしたいという思いで創業する人材と一緒にコミュニティをつくっていくことが、成功事例から見て重要であると思う。

問　省インフラ化の推進による学びの場への影響について伺いたい。

答　児童生徒に対する教育は一定の規模がないと余り効果がないので、プラスと考える。例えば、一定の規模があればクラス替えができるが、統廃合や校区割りが進まず児童数が一人の小学校もある。その結果、教育環境に大きな差が生じている。子どものためには、統廃合を進め一定の規模を持たせることが重要である。省インフラは、子どもが学校で適した教育を受けられるだけでなく、スーパー、コンビニ、郵便局が利用できるなど、大人にも様々な利便性がある。様々な人に会える空間をつくることが教育にプラスになる。

問　高校が地域からなくなり地域の衰退を招くという指摘についての見解を伺いたい。

答　小学校も、地方自治体の人口が１万人を切ると必然的に小規模校になってしまう。無理をして高校や小中学校を保持することがよいことか疑問である。子どものためには、広域連携して大きなまとまりをつくることが重要である。

問　子どもたちが学校や社会生活で学ぶ上で最も重要な要素について伺いたい。



答　初等教育等から身に付けるべきことは、人とのコミュニケーション力、共感力、筋道を立てて話すといった基本的な能力であり、逆に、記憶力、問いに対し書くことで答える力等、これまで評価で重要としてきたことはＡＩの発達により意味がなくなりつつある。

問　政治家がイニシアティブを取って省インフラを進めるに当たり、必要となる住民とのコミュニケーションについて伺いたい。

答　人口１万人の拠点構想は、選択肢を提示するものである。移動すれば今までと同じような便利な生活が保証され、今住んでいる場所を選択すれば公共サービスの供給形態が変わるというものであり、強制的に移れと言っているわけではない。子どもの教育、親の介護も含め、便利な生活が維持されるという意味で、自ら進んで移りたくなる魅力的な場所があれば、移動が促進されると期待している。富山市や紫波町等の取組もあるが、今は防波堤となる拠点がなく、大都市への移動に歯止めが効かない。

問　市町村の広域連携で司令塔的役割を果たすべき主体について伺いたい。

答　市町村の広域連携により様々な課題を解決することは、一つの手法だと思う。市町村の数が多ければ多いほど、様々な事情があるので時間を掛ける必要がある。高校の再編、医療の問題等、住民のニーズが高い課題は、広域連携が有効に機能することが多く、うまく機能させるには、中心となる少し規模の大きい市町村が周辺に譲歩する形で進めることが一般論としては重要である。

問　デジタルに不慣れな人や小規模自治体がデジタル活用で取り残されないための支援策について伺いたい。

答　デジタル活用は手段であるにもかかわらず、多くの地域で導入自体が目的化しており、国の補助金の獲得が目的になっていることも考えられる。このような目的化を正し、持続可能なデジタル活用等を国が支援していかなければならない。デジタル化は単年度での成果創出と相いれないところもあり、予算を柔軟性のある形で運用することも考えられる。また、ＩＴ人材の不足が民間企業を含めて大きな課題となっているが、どの段階から教育を始めるかについて、国も戦略的に人材育成を考えていく必要がある。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

問　インフラの統廃合や集約を進める際に住民の理解や納得を得る方法と、取組を進める上でのポイントについて伺いたい。

答　まず、部分的な議論ではなく、全体の計画を細部にわたって作った上で、全体を説明することである。次に、計画を策定する上で基準を明確にすることである。最後に、基準を公平に適用することである。成功事例では大体この三原則が満たされており、それほど難しいことではないと考えている。

問　高齢者を始めとする住民の力や民間法人のノウハウを行政の新たな担い手として巻き込むための方策や好事例を伺いたい。

答　行政サービスの中でも、例えば、地域の事情に詳しい退職教員が観光客に地域の魅力を伝える業務を担うなど、高齢者であっても社会の枢要な担い手としての誇りや満足感を得られる方策はある。地方自治体の職員以外に裾野を広げるという意味では、毎日同じことを同じ人が担う形にこだわらず、特定の曜日だけとするなど柔軟な仕組みが求められる。また、例えば高知県では集落活動センターという小さな拠点を各地域に設けて地域ならではの活動を行っているが、市町村や都道府県単位でなければできないことは上のレベルで取り組むなどの工夫が必要になってくるので、地方自治体が柔軟性を持つことが重要であると思う。

問　デジタルに不慣れな高齢者や障がい者が取り残されるデジタルデバイドの問題をどのように解決すべきか、方策を伺いたい。

答　行政の現場では、デジタル化しても紙での対応を継続するので、業務が効率化するのではなく、負担が倍になっている現実がある。人口減少が進む中、将来的にはデジタルだけという割り切った考え方があってもよいのではないか。その際、地域コミュニティでサポートできる環境を整えることが重要である。

問　住民参加型のデジタルプラットフォームの日本での成功事例について伺いたい。

答　前橋市の事例では、同市出身の著名人のネットワークにより、前橋市に支店を置く企業の売上げの一部をまちづくりに寄附する仕組み等が自治体主導でつくられている。こうした仕組みづくりには、自治体職員にもキーマンが必要であり、地元愛を持つ人たちのネットワークが重要である。



問　水道、道路、空港等、国民の生活基盤を外資に委ねることのリスクと、地方自治体が民間委託を進めるべき分野とそうでない分野について伺いたい。

答　パブリック・プライベート・パートナーシップは、官が決定した公共性を民が十分に遵守した上で最も効率的な方法で提案するので、水道であれば水質基準など、官が公共性をしっかり定義すれば公共性は守れる。誰がやるかではなく何によって守るのかを考える必要があり、外資だから公共性を守らないと決め付けるのは間違いである。民間委託については、実行する主体と管理する主体を区分した上で、守るべきものは守る仕組みづくりは十分可能と考える。

問　アナログとデジタルの端境期にあって、一人一人のライフステージの変化に寄り添った対策の進め方について伺いたい。

答　デジタル活用について、高齢者のみならず40代、50代の中年層がサポートを必要としている。女性には家族、親戚、友人等によるインフォーマルなサポート、男性には個別の支援策が効果的と考える。若年層であっても50代になれば新技術への適応が課題となり得るので、対策は永遠のサイクルではないかと思われる。

問　住民が省インフラを最終決定する際のプロセスについて伺いたい。

答　住民参加は必要であるが、地方の現場では反対があると問題が先送りにされがちである。将来の住民のことも考え、誰かが責任を持って進めなければならない。現状の制度でそれができるのは地方議会だけだが、計画策定段階で住民の参加を求め、意見を反映させるプロセスは必要である。

問　土木職等の専門職の地方公務員の確保や技術の継承について、国、都道府県、市町村間の垂直補完や水平連携を行う方策について伺いたい。

答　例えばトンネル、橋梁の点検業務や除雪等は、規模は異なっても内容は共通している部分がある。各インフラの管理権限の所在ではなく、業務の内容に応じて仕事を適切に配分し、国や都道府県の職員が一緒になって貴重な土木職を育てていくような仕組みづくりが必要になってくると思う。

問　島を無人島にしないことが国防の要であると考えているが、１拠点当たりの

人口を１万人とする根拠と、島嶼部等の人口１万人に満たない地域でもサービスの維持が可能なモデルの規模感について伺いたい。

答　１万人の根拠は、公立小学校で各学年２クラスを維持できる人口水準である。内科、外科、歯科、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニも維持できるので、日常の用は100％充足できる。現状はあえて必要な機能が分散されている状態にあり、公平に見えて公平ではなく、日常の用も充足できず、若い人が流出するため、意図して拠点をつくる必要がある。人口１万人以下の島嶼部には三大都市圏の枠を振り向ける考え方をとっている。その際、人口規模が少なければ民間投資の損益分岐点が上がってしまうので、70％、80％の用が充足できる拠点でよければ成り立つのではないか。安全保障の観点を加えるのであれば、島民に負わせるのではなく、国の責任で自衛隊を駐屯させること等が必要となる。

問　自治体職員支援のための第三者機関的な相談窓口が全国的に組織化されるとよいと考えるが、その場合、地方から支援を求めるべきか、国が主導すべきか。

答　特に災害の場合には国がプッシュ型で対応すべきであるが、被災自治体の意図から外れてはならないので、相談窓口等を設けて対応することが重要である。その際、市町村が遠慮したり、国や都道府県が上から目線で対応したりすることのないよう、互いに胸襟を開いて話し合うことが理想である。現在、そのような議論が行われているところである。

問　地域のデジタル化を継続的かつ効率的に進めるための事後評価を含めた補助金の在り方について伺いたい。

答　社会、地域へのインパクトを質的、量的にしっかり事後評価していくことは大切である。また、地方自治体がデジタル関係の交付金を申請する際、コンサルティング会社頼みとならないよう、自治体ができる範囲のことをサポートしていくという考え方も重要である。

問　省インフラという文脈における公共交通の考え方について伺いたい。

答　拠点に行くための交通はバスを想定しており、公共交通は極めて重要である。現状は必要な機能が分散しているためバスで回るのにコストが掛かり、赤字が問題となっている。拠点に集約化されればバス路線もシンプルになって全体のコストが下がり、運行頻度も上げられると想定している。

問　公共交通網から外れる過疎地域について伺いたい。

答　拠点をつなぐ公共交通網でカバーできない地域では、そこに残りたいのであれば自分で移動手段を確保してもらうことになり、住居を移すかどちらかを選択してもらうことになる。全部はカバーできないので優先順位付けが必要になる。

問　例えば水道事業のように行政サービスの広域化が進まない現状における課題と、都道府県の果たすべき役割について伺いたい。

答　今後は市町村の小規模化の進行に伴い、都道府県が市町村を補完する役割を一層果たすことが見込まれ、今まで以上に丁寧な対応が求められる。また、市町村が行う消防や水道事業の広域化の推進を徹底することが都道府県の役割として非常に重要ではないかと思う。

問　国で減税策を打ち出そうとすると地方財政にも影響が及んでしまうなど、国と地方の財政が密接に関わっていることについて、見解を伺いたい。

答　社会保障分野等、多くの事務が市町村中心で提供される中、財源は国と地方で６対４に逆転しており、地方交付税で補っている。それをせめて５対５に近づけることに加え、交付金の自由度を高めたり、地域の人々が入って業務を執行するなど、限られた財源を生きた形で使う方向に持っていくことが重要ではないかと思う。

問　省インフラを推進する際、地域の特色が薄まらないようにするためには、国と地方自治体のどちらがプレイヤーとなるべきか。

答　インフラの主体は９割が地方なので、地方自治体ごとに考えなければならないが、省インフラという大きな方向性は国が打ち出さないと進まない。放置しておくと魅力が更に薄れると思う。１万人１拠点であれば、それぞれの個性を持たせたまま拠点化することも可能と考えている。

問　デジタル活用意欲に関して地域間の差はあるか。また、時間の経過により信

頼される面もあると思うが、デジタルの導入が先か、根気強く理解を求めるのが先か。

答　地域間の差に関しては、これから分析するところであり明確な答えはないが、人口が集中している地域か否かにより違いがあると考えている。時間軸に関しては難しいが、デジタルの活用意欲があること、使い慣れているということと、社会の中で正しく使えることとは別であり、きちんと教育していく必要がある。



**（４）社会保障・税財政等の展望（令和８年５月20日）**

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

**一橋大学社会科学高等研究院特任教授　小塩　隆士　参考人**

○　政府の「社会保障の将来見通し」は、現在、2018年に出されたものが最新である。これは、2018年度から2040年度までの社会保障給付の変化について、４省庁合同で出したものである。コロナ禍の問題等があり、数値を算出するのは困難であったと思うが、社会保障の問題は深刻であり、最新の見通しを早く出してもらいたい。また、社会保障国民会議が設置され、消費減税や給付付き税額控除が議論されているが、社会保障の議論も進めてほしい。

○　社会保障給付の対ＧＤＰ比について、2018年時点の見通しと現在までの実績を比較する。見通しのスタートラインは2018年度で、2040年度まで緩やかな右肩上がりの線を描く一方、実績値はコロナ関連の社会保障給付費が膨らんだため一時的に乖離したが、今は落ち着いてきている。実績が当初の想定に戻るかが重要なポイントであるが、かなりのところまで戻ると考えている。そうであれば、高齢化で社会保障給付が雪だるま式に拡大し、手が付けられないというほどではない。しかし、将来の見通しがなければ、足下の消費減税、給付付き税額控除の議論を長期的な観点からできないので、政府に示してもらいたい。

○　社会保障の具体的な問題は、少子高齢化に伴い社会の支え手が減少していることである。総人口に占める15歳から64歳までの生産年齢人口の比率は低下しているが、65歳を超えて働いている人もいる。

○　支え手の計算方法は、就業者の総人口に対する比率を見ればよい。就業率は、2010年頃を底に上昇傾向にあり、少子高齢化が進んでも支え手の比率は上昇している。これは、主に60代後半の高齢者が労働市場に入る機会が増えていることを示している。こうした動きを着実なものにしてもらいたい。高齢者が働けば、経済の供給能力が高まり、税や保険料の収入も増え、様々な改革が進めやすくなる。

○　高齢者の就業については、健康のみが決定要因と想定した場合、政策的に重要となる60代後半の就業率は、男性で３割程度、女性で２割程度引き上げる余地がある。健康で働ける人は働いてもらいたい。

○　高齢者の就業を促進するためには、様々な改革が必要である。まずは、在職老齢年金の見直しである。働いて賃金を得た分だけ年金が削減される仕組みであり、公平であるが就業にブレーキを掛ける面があり、改めるべきである。金持ち優遇との指摘もあるが、税で対応すればよい。例えば、公的年金等控除は年金のみに頼る人を支援する仕組みであるが、収入が多い人には現役の人と同じような税負担をお願いすることがあってもよいと思う。

○　もう一つ改めるべきことは、サラリーマンが定年を迎えた後、元の会社や別の会社で働くか、自営業で働くかで社会保障の仕組みや保険料の納め方が違ってくることである。社会保険料は得られた所得に応じて負担する仕組みにすべきであり、これは高齢者が働き続けるために重要な改革である。全ての高齢者に働くことを求めているわけではなく、無理のない形で働き、世の中に貢献できる仕組みがよいと考えている。

○　こうした高齢者の所得保障を考える際、年金の「２千万円問題」の話を聞くことがあるが、政府は預貯金をカウントしていない。そこで、他の研究者とともに、高齢者の生涯ベースの預貯金と年金を算出し、亡くなるまでの生活費をどれだけ賄えるのか計算したところ、約８割の人は生活を維持できるが、約２割は働かないと生活できないことがわかった。

○　高齢者の貧困問題は、将来、生活保護を受ける人が増え、深刻になる可能性がある。就職氷河期世代が年金を受給し始める頃には、今は親の扶養を受けているが、親が亡くなり、自分で自分の世話をしなければならない老後を迎える人が多数出てくる。生活保護制度はあるが、今の仕組みで対応できるか懸念がある。

○　そのため、政府は年金制度改革で基礎年金の底上げを行うこととしており、老後の生活保障に大きな成果を上げられると思う。ただ、実際に底上げするかどうかは厚生労働省の判断であり、財源も様子見となっている。更に言えば、



基礎年金の保険料拠出期間は40年であるが、45年に延長したらどうかと私は考えている。これで貧困の高齢化の問題にも、ある程度は対応できると思う。

○　医療費の伸びは、その要因となる「人口増」、「高齢化」、「診療報酬改定」、「その他」の中では、「高齢化」以外に「その他」が重要である。「その他」には、高額医薬品等、医療の高度化が含まれ、今後の医療費を大きく左右するため、対応が必要である。「高齢化」による医療費の伸びは減少している。

○　最近、高価な薬が多くなってきており、今後、これが医療費増大の大きな不確実要因として重要になってくると思う。医療費の負担については、足下で様々な議論があるので、３点ほど述べたい。

○　１点目は、高齢者の窓口負担の引上げである。応能原理で所得の高い人から多くもらうことはよいが、高齢になると疾病リスクが高まり、同じ窓口負担３割でも重みが違う。これを現役層と同じにすることは問題がある。

○　２点目は、ＯＴＣ類似薬の扱いである。高額療養費や高齢者の窓口負担に比べると、ＯＴＣ類似薬に対する支援は軽減してよいと思う。ただし、低所得者に負担が余りに掛かるような仕組みは良くない。また、疾病リスクによって過度な負担が掛かることも避けるべきと考えている。

○　３点目は、高額療養費の在り方である。国民皆保険の岩盤のような制度であるが、大きなウエートを占めていないので、お金で困っている人に負担となる仕組みは避けてほしい。高額療養費の制度はできるだけ維持し、見直しが必要な場合でも慎重に行ってほしい。

○　「破滅的医療支出」は支出全体のうち医療費が４割以上を占める状況を指し、高齢者だけでなく現役世代でも徐々にその世帯比率が高まっている。今後、医療費が増え、破滅的医療支出のリスクが高まるため、めり張りのある改革が求められる。そのため、最後のとりでとして、国民皆保険を守るという姿勢が必要になってくる。

○　以上のまとめとして、まずは、働く人、支える人を増やすことが重要である。これによって様々な改革が行いやすくなる。政府の子育て支援は余り効果がないので、それよりも高齢者の就業支援が必要である。また、困っている人

には今まで以上に支援する仕組みが必要である。この問題は、今後、貧困の高齢化が現実問題になるので、慎重に考えていく必要がある。

**京都大学公共政策大学院院長　諸富　徹　参考人**

○　高市内閣総理大臣の施政方針演説の特徴は、財政の投資的な側面を強調したことにあったと考えている。民間こそが成長に寄与するとの伝統的考え方に対し、危機管理投資や成長投資を多年度で実施するとの政策を大胆に打ち出した。戦略17分野は財政政策と産業政策が融合している側面をよく表している。

○　財政政策と産業政策の融合は国際的な潮流でもある。経済安全保障が台頭する中で、クリティカルなサプライチェーンは自国や友好国・同盟国で完結させるような努力が行われるようになった。

○　これまではどちらかと言えば新自由主義的な産業政策が採用され、規制緩和・法人減税による多国籍企業の誘致競争や産業立地の条件整備が政府の役割とされてきた。これを大きく転換し、戦略的に重要な産業を指定して国が積極的に投資を行い、リスクの高い部分を手当てすることで民間の投資を誘導していくスタイルとなった。

○　また、投資による成長のリターンとしての税収を獲得することによって、年度ごとではなく、長期で収支を均衡しようという考え方が出てきている。一方で、財政拡張への懸念や、予算の妥当性を国会がどのようにチェックするのかという財政民主主義上の問題もある。

○　米国にはダイナミックスコアリングと呼ばれる手法がある。ＣＢＯ（議会予算局）の動学モデルを用いて必要な財政支出と法人税の増収を試算し、増収が支出以上であれば投資を実施できるというものである。

○　ただし、動学モデルは設定次第で結果が大きく変わり得るものであり、長期間コミットする場合に果実としての法人税収の確実性が見通せないリスクを国側が抱え込むことになる。

○　産業政策的観点からは、長期にわたって政府が投資にコミットする仕組みは、民間投資における予見性の確保という点で望ましい。一方で、投資が失敗



に終われば投資コストは回収できず、国家が損失を被ることになる。このような「投資国家」には長期間の予算について効果検証を行う仕組みが重要であり、定期的に財政支出とその効果検証、進捗度等の情報を開示して、国会で議論することが必要であると思う。

○　戦略17分野は、総花過ぎるという批判がある一方、リスク分散と捉えることもできる。ベンチャーキャピタルの投資の仕方は、例えば10件のうち１件など数少ない成功事例が他で被った損失を上回る収益をもたらすモデルであり、国家がそのようなギャンブルをしてよいかとの問題はあるが、リスク分散して広く投資するという考え方もないわけではない。

○　続いて、経済財政諮問会議で公表された資料を基に、今後、投資国家化が中長期的な財政にもたらす影響を確認する。将来予測のうち過去投影ケースのとおりであれば、現状、国・地方の公債等残高対ＧＤＰ比が下降するトレンドの中にある。しかし、今後の金利上昇が財政支出に反映されると、いつかは反転することになる。言わば、成長によるＧＤＰ増と金利上昇による財政支出増の競争のようになり、うまくいけば良いが、状況が悪化する可能性もある。財務省の試算では１％の金利上昇で将来10兆円の財政負担増が生じるとしている。

○　次に、負担をどうするかという観点から、税制等について説明する。

○　日本の社会保障の特徴としては、主に高齢者向けであり、医療・介護・年金で支出の８割程度を占めていることが挙げられる。これに対して欧州等では、現役世代向けの家族手当、子育て支援、職業教育訓練、住宅手当等が社会保障に含まれており、日本とは大きく異なっている。また、日本の社会保障財源は、社会保険料収入が基本であるが、公費の比率が年々高まる趨勢にある。

○　社会保険料は基本的に賃金をベースとした労使折半の報酬比例で算出される。ただし、社会保険料負担額の上限に達した後は所得が高くなるほど社会保険料の負担率が低下するため、逆進性が指摘されている。

○　税収はバブル崩壊等で減少した時期があったが、その間も社会保険料収入はおおむね増加し続け、非常に大きな財源調達効果があった。また、社会保険の負担率である社会保険料率も上昇の一途をたどってきた。人口コーホートを見

ると若者ほど減少しているので現役世代は以前よりも非常に高い社会保険料率を負担している。そこで、金融所得や金融資産との関係で窓口負担を引き上げられないかという応能的な負担に関する議論が起きてきた。それが全世代型社会保障構築会議の役割であった。

○　資産から負債を引いた純資産では、住宅や子育ての支出が多い現役世代と比べて高齢者には余裕があり、また、所得が高いほど資産が大きいという示唆がなされている。このため、高齢者の窓口負担の引上げは応能的な負担と合致するとの議論もあるが、慎重に考えるべきとの立場から対案を提案したい。

○　福祉国家の財源調達は社会保険料引上げか消費税率引上げの二者択一で考えられてきたが、いずれも逆進的であり、国民の反発が非常に強い。そうした中、海外では社会保障目的の「第二所得税」とも言うべき税を導入している事例が出てきている。

○　フランスでは社会保障目的税としてＣＳＧ（一般社会拠出金）を導入した。社会保険料は報酬比例で算出されることから、実質的には賃金ベースに課税する税と解釈することもできる。これに対してＣＳＧは、賃金等の稼働所得や年金等の代替所得のほか、金融所得・くじやカジノ等の獲得金・投資益を含めた広い課税ベースを設定して負担を課している。ＣＳＧの導入によりフランスにおける社会保険料の収入比率は下がり、一方でＣＳＧの割合は約４割を占め、負担構造としてはより応能的になったと言える。

○　同様に、米国ではオバマケアを導入する一方、その財源調達に金融所得やキャピタルゲインに課税する投資純利益税が導入されている。

○　日本では金融所得に約20％の分離課税が課されるのみであり、金融所得の比率が高い高所得者の税負担率が下がってしまう「１億円の壁」について問題提起されてきた。これまで株価の下落等で先送りされてきたが、2025年から約30億円以上の所得に対する負担の適正化措置、通称ミニマム税が導入され、税負担の是正が図られている。

○　ミニマム税導入は非常に大事な一歩だと評価しているが、導入時、納税者数は日本全体で約300人で税収も550億円にとどまる。一方、米国の投資純利益税



は納税者数が543万人で税収も日本円換算で3.7兆円に上る。国の規模の違いを考慮しても納税者数・税収に大きな違いがある。ミニマム税を更に拡張すれば、社会保障財源に充てられるのではないかと考えている。

○　こうした税を導入する際には所得を把握するための仕組みが必要である。金融所得に対し適正に課税しようとする場合、マイナンバー制度の活用や銀行口座の付番といった制度が必要となる。こうした税制のデジタル基盤の整備が進められることを期待している。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　有効性と安全性が確認できたものであれば高額医薬品でも基本的に保険収載していくという現在の運用に関する今後の見通しについて伺いたい。

答　現行制度でも、市場に高額医薬品が出回るようになると、薬価の引下げを図ったり、費用対効果のスクリーニングを掛けるなど、様々な仕組みで対応するが、特例扱いのようなものであり、頻繁な保険収載は想定されていないと思う。高額医薬品を待っている人もいるので、現行の医療保険の仕組みで適切に支えるためには、その取扱いを改めて議論し、めり張りを付ける必要がある。例えば、後発品が出回っている長期収載品を保険の対象外とする取組もあり、ＯＴＣ類似薬の扱いも検討せざるを得ないと思っている。

問　現在の医療保険とは別建ての保険を新たに構築する場合の保険料の支払い方について見解を伺いたい。

答　現行制度でも先端医療については保険の枠組みの外で試行的に適用して効果を見る仕組みがあると思うが、今後、医療技術が進んでいくと、基本になる医療保険の仕組みとは別に、それをサポートする仕組みを別途準備する必要があると思う。

問　社会保険料に過度に依存しない形で新たに税収を確保する必要があると考えるが、どのような工夫や手だてが必要か。

答　例えば、ミニマム税の課税強化を行い、税収増を図っていくことも考えられ

る。

問　諸外国における福祉目的税の実際の使途について伺いたい。

答　フランスや米国では使途が限定されているが、一般論では、使途を限定するのは望ましくなく、財政が硬直化してしまうという議論がある。税収の使途を決めるのは国会の役割である。

問　フランスのＣＳＧ制度を日本に導入する場合の懸念事項について伺いたい。

答　この制度は、何らかの理由で保険に入ることができない、保険料の支払いが滞って給付を受けられない、というような人を包含するため、税財源に依拠する形で始まったものである。企業の保険料負担を下げたため、企業の国際競争力が上がる効果もあった。唯一、金融所得を得ている人たちの負担増が課題となり、そこをどのように説得していくかがポイントになる。

問　高齢者の就業率上昇と働かない選択をする自由について、見解を伺いたい。

答　働かない選択ができない場合もあり、それが貧困の高齢化の問題である。貯蓄もなく年金給付も十分受けられずに働かざるを得ない人が２割程度いるため、政策的に支援していく必要がある。今後、そのような深刻な状況に置かれる人が増え、生活保護では対応し切れなくなるので、年金をより充実したものにしていく必要がある。

問　社会保障等の財源として、今後も消費税を引き上げるのは困難と考えているか。

答　2040年に向けて、社会保障の財源としては、消費税率５％ポイント程度の引上げが必要になると思う。財源を消費税率の引上げなしで賄うことはかなり厳しい。その負担を軽減するには、働ける人が働くことが重要である。前回の年金財政の改革では、それほど負担を掛けないで改革することができた。これは、予想以上に働く人が増え、保険料が増えたからである。そう考えると、消費税率の引上げは数字上必要かもしれないが、その必要性を弱めるためには働き手、支え手を増やすことが重要であり、税率引上げに比べれば少ないエネルギーで済む。

答　規模感から言えば消費税率を引き上げないと支出と収入のギャップが埋まら



ないため、ＯＥＣＤからも引上げの必要性が指摘されているが、現実的に難しい。それは、日本の実質賃金が低下しているからである。名目賃金で見ても、1990年から諸外国では上昇する一方、日本のみ横ばいとなっている。そこに物価上昇も始まり、むしろ実質賃金は低下してきている。最近、大企業を中心に物価を上回る賃上げが可能になり、賃金上昇の兆しが見えてきたが、実質賃金が下がっている中で消費税率が上昇すればより負担感が増す。これが、有権者の消費税に対する危機感ではないかと思う。いつかは消費税を上げることが必要であると思っているが、その条件として、実質賃金が持続的にプラスとなる経済運営が必要である。それが達成されない限り、実際には難しい。

問　ベーシックサービスに関する見解を伺いたい。

答　どのような生活形態でも一定のサービスが得られるということは、消費税の逆進性等の問題を軽減する大きな一つの方法ではないかと思う。どこまで国民の納得を得られるかは別の問題であるが、アイデアとしては非常に興味深い。

答　社会保障の支出の受け手が税金や社会保険料を幾ら払い、どの程度の給付やサービスを受けているのか、差引きで計算して所得階層ごとに見ると、累進的になっている。内閣府の試算によれば、高所得者層ほど支出の方が多く、低所得者層ほど給付の方が多くなることが明らかとなっている。ベーシックサービスは、それを一層拡充するものであり、消費税の負担は逆進的かもしれないが、低所得者層にも給付が手厚くなるはずなので、差引きでプラスになるという話かと思う。自分へのサービスが充実し、生活が下支えされると確信できれば、肯定的に受け止められると思う。

問　外国人労働者が日本の社会保険制度に与えている影響について伺いたい。

答　具体的なインパクトは承知していないが、日本の社会保険制度は国籍に関係なく平等に適用されるのが原則となっている。

問　就業の有無のみならず就業時間を加味した場合、高齢者の就業状況は社会保障の厚みにどの程度寄与しているか。

答　高齢者の就業は増えているがかなりの部分がパートタイムであり、若いフルタイム労働者に比べると就業時間は少ない。これは、若い世代に比べて余り働

いていないという見方もできれば、例えば週３日働いて残りは町内会活動や孫の世話をするといった多様な生活スタイルがあってよいという見方もでき、見極めは難しい。

問　社会保障財源に占める社会保険料の割合が下がり、税による公費負担の割合が上がることにより、両者の割合が近づく中で、社会保険の意義をどう考えるか。

答　社会保険と税が近づいてきたのは、なるべく多くの人を保険に入れて恩恵が行き渡るようにという普遍的な社会保障システムを目指し、公費を投入して社会保険料負担を抑える方向に改革が進んだ結果である。例えば、年金の場合、50％は保険料で収入を保つことによって保険システムとしての形を取りながら、保険だけに依拠した場合の様々な課題を避けるため、残り50％は税金を補完的に入れざるを得なかったものと考えている。

問　高齢者が増える割に社会保障の支え手となる世代が増えない中、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）の積立金を活用するなどして現役世代の社会保険料負担を下げることについてどのように考えるか。

答　ＧＰＩＦによる資産運用収入は社会保障財源の重要な要素である一方、市場で運用されるので変動も大きい。社会保険料を引き下げる、あるいは据え置く代わりに、資産運用収入を活用することは一考に値するが、リスクもあることは考慮しなければならない。

問　高額療養費制度の見直しの在り方について伺いたい。

答　政府で慎重な検討がなされ、様々な工夫がされていることは評価できるが、現役世代が高額医療を受ける機会が増えており、それに対応できているか危惧している。できるだけそういう人たちが大きな負担にならないように見直しを考えていく必要がある。

問　健康と所得格差の連動性について伺いたい。

答　所得が低いと心身の疾病率が高まるなど、所得格差と健康格差は連動する傾向がある。しかし日本の場合、幸いなことに、医療を受ける場合の格差は拡大していない。高額療養費制度によるサポートや高齢者の窓口負担の低さが大きな要因であり、そういう面での公平性は確保されている。



問　新たな金融所得課税の導入の見通しと、導入する場合の進め方について伺いたい。

答　政府が貯蓄から投資への流れを後押しし、若い人も含めて自己責任で運用しなければならない状況において、金融所得を狙い撃ちして課税することはＳＮＳ上も含めて世論の反発が強く、政治的に難しくなっている。ミニマム税は、金融所得に直接課税することを避け、他の所得と合算して一定以上の所得のある人への差額課税としたことでうまく導入できた。今後、「小さく産んで大きく育てる」のが日本的な一つの道と考える。

問　こども家庭庁解体論や子ども・子育て支援金制度批判が起こる背景及び政府がとるべき対応について伺いたい。

答　出生率回復のために子ども・子育て支援金の負担を制度化しながら成果が上がっていないため、解体論のような極端な批判が出てしまう。難しいことであるが具体的な目標を設定し、達成状況を評価する仕組みは必要と考える。

答　大企業に勤める人には子育て支援策の恩恵があり、出生率も回復しているようであるのに対し、非正規で働く人は支援の網からこぼれ、結婚そのものができていない。特に男性で低所得の非正規労働者だと結婚率は非常に低い。このように所得との相関関係があるので、子育て支援が恵まれた人への支援に見え、「独身税」と非難されている。非正規労働者の正社員化やベーシックインカム等も含め、苦しい状況に置かれた現役世代の人たちをどのように支援するかが根本課題と考える。

問　高齢者がフルタイムで働く場合に精神的なストレスを高める要因及び対応策について伺いたい。

答　働くことでプラスの影響もある反面、元部下や若い人に指示されること等によるマイナスの影響もある。それを軽減するためには柔軟な働き方が選択できることが望ましく、税や社会保障を働き方に中立的な仕組みに改める必要がある。

問　ＯＴＣ類似薬の保険適用を見直すことのメリットについて伺いたい。

答　ＯＴＣ類似薬は保険から外してよいと思う。高額療養費の需要の高まりに備えるためには、相対的に重要でないものは保険の仕組みから外してよいと思う。ただし、低所得層への追加負担や疾病リスクによる必要性も考慮し、非常に慎重に対応しなければならない。

問　若年層に対する社会支出の割合が諸外国に比べ少ないが、若年層への必要な支援策について伺いたい。

答　一つは、転職が普通の働き方になっていく中で失業時の給付である。また、住宅に対する支援、家族に対する支援、非自発的失業時に次の職場に移るためのスキルアップ等の支援である。日本では企業が代替してきた様々な社会保障機能を、今後は個人を対象に国が行う形に変わらざるを得ないと思う。

問　若い世代の学ぶ機会の確保が重要になってくる中、国が行うべき政策について伺いたい。

答　今後の可能性として、ＡＩの進展で知的な意味での単純作業が代替され、新卒採用を控える動きが広がることによる若者の失業率の上昇を懸念している。その場合、本当に人がやるべきことについてのスキルを上げるため、政府がある程度教育訓練を担うことも考えられる。

問　高齢化が見込まれる就職氷河期世代への支援について、年金の充実以外に考えられる方策について伺いたい。

答　給付付き税額控除の議論がなされているが、社会保険料と給付付き税額控除を組み合わせるような仕組みの導入が可能ではないかと思っている。税額控除で税金を還付する代わりに社会保険料を拠出したと読み替えることで拠出実績として残せば、就職氷河期世代が年金支給対象から除外されるリスクが低下する。特に、定額負担の国民年金に未加入の非正規労働者がいる中で、低所得者をサポートするのであれば、税と社会保障の仕組みをミックスしてセーフティネットをより強固にする工夫が望ましいと思う。社会保障国民会議ではそのような議論がなされていないことを残念に思う。

問　住宅政策を社会保障の一部として取り扱うことについて見解を伺いたい。

答　住宅は、生活の基盤になるインフラであり、社会保障の仕組みとして位置付けることは重要であると思う。老後の生活を所得面ではなく住居面でもサポートする仕組みは、現金支給ではなく現物支給であり、貧困の高齢化が深刻な問題になると予想される中、今から準備しておくべき政策だと思う。

問　人口減少、格差、地域の衰退等の現代社会の行き詰まりを立て直すために必要な方策について伺いたい。

答　社会の基盤として社会資本、自然資本、人的資本に加えて、人間関係の厚みに注目したソーシャルキャピタル（社会関係資本）がある。研究者の実証によると、様々な社会的団体による様々な活動が重層的に折り重なっている地域では、お互いに支え合う力が強く、そうでない場合よりも社会的に発展し、持続的であるとの結果が示された。社会的なネットワークを活発にしていく、高齢者同士や地域住民同士のネットワーク等が途切れないように支えていく、孤立を防ぐことが、ソーシャルキャピタルの厚みを支えることにつながり、望ましい。

問　消費税率の引上げと法人税率の引下げによる格差拡大を踏まえ、消費税、所得税、法人税のバランスをどのように再設計すべきか。

答　法人税の減税財源が消費税から出されたと理解されがちであるが、実際には消費税は社会保障費と国債費に充当されている。法人減税は、グローバル化の中で国際競争力を強化するため収益力の高い企業を後押しするものであったが、代わりに外形標準課税を拡大したのが実情であった。時が経過して、本当に必要な減税であったかが問われていると思う。国内投資はそれほど増えず、むしろ海外投資を進めて、内部留保が増加している状況から、法人税の増税議論も出てきている。増税する代わりに、例えば人的資本投資や賃上げ、国内設備投資を確実に実施する企業には減税するという議論になってきている。消費税に関しては、現下の経済状況では増税の議論は難しいが、経済を成長軌道に乗せ、実質賃金が持続的に伸びる状況になれば、消費税増税の可能性がないわけではないと考える。それまでは、格差縮小のために、応能的な負担を実現していくのが先決であると思う。

問　金融資産への課税強化が日本経済に与える影響について伺いたい。

答　高齢者が生活のために取り崩している金融資産に課税すると生活力の低下に直結する。一方で、富裕層が保有する生活のために取り崩す必要のない金融資産に対しては一定程度課税しても生活を圧迫しないので、それほど大きな影響を与えないと思う。経済学的には資本蓄積を阻害しない資産に課税しても経済成長がマイナスにはならないという議論がある。ただ、どこに線引きするかという問題は常にある。政府税調では、ベンチャーキャピタル等がスタートアップ企業にリスクテイクして出資する原資となる資産に課税されると困るという議論もあった。

問　所得が１億円以上の層への所得税の負担の拡張について伺いたい。

答　所得税の負担率が、所得１億円を頂点にして、それ以上になると逆に下がっていくことを許容するのは問題で、税負担は所得に応じて右肩上がりになってしかるべきである。少なくとも、フラットになるように課税すべきと言える。そうすると、一層税収も上がり、格差是正もできる。

問　応能的な法人税の在り方について伺いたい。

答　法人税率の引下げで、企業が原資を厚くし、それを競争力投資に使用し、日本の企業が競争力を増して富を増やすと思っていたが、意外に投資につながらなかった。研究開発投資等を更に促したが、所期の効果をもたらさず、2010年代から続けてきた法人減税と政策的な優遇措置を反省し、改めて見直す時期に来ているかと思う。その意味では、常に法人税の見直しが必要で、今後は法人税率の引上げもあり得る。ただ、政策的な減税については、人的資本投資等を促すことが必要であると思うので、租税特別措置として実施し、政策効果を検証して効果がなければスクラップ・アンド・ビルドが必要となる。そのために、情報開示をして、国会での議論を通して、効果のないものは廃止を決定していくべきではないかと考える。

問　就職氷河期世代が高齢者になるときに懸念される社会の姿と、その対策について伺いたい。

答　独り住まいで年金も十分に支給されず、生活に困る人が増加すると思う。生活保護制度があるが、困窮する高齢者数が一層増加する状況に耐えられるのか



非常に不安である。やはり、年金をもう少し手厚く用意しておく必要があるのではないか。国民年金の拠出期間を長めにする、あるいは、反対意見があるのは承知しているが、余裕のある厚生年金から国民年金に資金を動かすなどの仕組みが必要になると思う。生活保護ではなく、年金で高齢者の生活を保障するべきである。

問　社会の支え手一人一人の支える力を増やすための方策について伺いたい。

答　重要な点は二つあると思う。一つは、教育投資を高めることであり、人的資本を強くし、一人一人の生産性を高められれば、人数が少なくなってもその分支える力が増える。もう一つは、特に女性の場合、出産、子育てでキャリアが中断しても、その後しっかりと活躍できる場が必要である。こども家庭庁が展開している子育て支援は、その意味では重要であると思う。

問　税負担と応益について子どもの頃から教育を重ね、国民の正しく批判する力を醸成していくべきと考えるが、見解を伺いたい。

答　教科書を執筆するとき、納税は義務であることを必ず書くように求められるが、その税金でどのように国民生活が豊かになるかということとは切り離され、義務だから納めなくてはならないというトートロジーで終わってしまうため、負担感しか残らない。主権者であるという教育は大事である。主権者としてより良い社会を選択していく中で、より良い社会を実現するには資金が必要であり、その資金をなるべく公正に分かち合って負担することを統合的に教育していくことで、子どもたちが納得して納税する教育を行わなければならない。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

## ２　委員間の意見交換（令和８年６月10日）

意見交換の概要は、次のとおりである（発言順）。

**上野　通子　君（自民）**

持続可能な未来をつくるという認識の下、未来の構築を目指していくことが求められている。政府も昨年11月に人口戦略本部を設置した。人口減少問題は過去にも大きく取り上げられてきたが、参考人質疑では、人口を増やすことではなく、人口減少していく社会でどのように生きるかとの視点から、地方公共団体の持続可能性等について問題提起がなされた。持続可能な地域づくりの指標として、ウェルビーイングやクオリティ・オブ・ライフ、暮らしやすさを重視すべきであるとの意見もあった。人口減少が避けられない日本においては、小さくても幸せな地域を目指すことが持続可能な未来社会への道筋になると考える。

第一に、人口を維持するための施策から、縮小しながらも暮らしの質を守る施策へ発想転換が必要である。全ての地域での人口規模の維持は現実的ではなく、拠点の集約や機能の分担を進めながら、効率性だけでなく、高齢者や子育て世帯等、脆弱な立場の人のウェルビーイングに配慮することが不可欠である。

第二に、雇用、教育、子育てといった人生の節目における選択肢を地方で確保することが重要である。地方からの若い女性を含む若年層の流出は、仕事や学びの機会が東京圏に一極集中していることと無関係ではない。地方でもやりがいのある仕事に就き、ライフイベントと両立しながらキャリアを築ける環境を整備することが求められる。

第三に、住民参加のまちづくりを通じて、このまちで暮らし続けたいという満足度を高めるアプローチが必要である。小規模自治体は住民と行政の距離が近く、合意形成が行いやすい利点がある。日常的な対話の場や交流の場づくり、地域資源をいかした文化・自然体験等を通じ、人口規模にかかわらず地域への愛着を育むことが重要である。過疎地であっても、地域の魅力を住民自身が認識し、地域を育てるチーム力があれば、持続的に守り育てていくことは可能である。



第四に、こうした地域の取組を支える国レベルの制度設計が重要である。財政支援や社会保障制度の見直しに当たっては、人口規模だけでなく、住民や地域全体のウェルビーイングの状況、地域間の公平性といった観点を組み込むことが、持続可能な日本の枠組みづくりにつながるのではないかと考える。

**柴　愼一　君（立憲）**

少子化と人口減少に伴う人手不足について、エッセンシャルワーカーの人材確保が大きな課題となっている。医療、介護、物流、インフラ等、様々な業種の人手不足が深刻化しているが、処遇は改善されていない。これらの職種に携わる人がふさわしい賃金を得られるよう、労働力を適正に評価することが強く求められる。学校教育の中でその重要性を強調するなど、エッセンシャルワーカーが持続可能な社会の維持に欠かせない存在であることを再認識すべきである。労働者の処遇が、労働の価値や必要性ではなく、旧来のホワイトカラーやブルーカラー等の職業イメージ等により決められてしまう社会通念を変えていく必要がある。また、参考人から、地方公共団体で人手不足が顕在化し、特に土木技師、保健師等の専門技術職の確保が極めて困難な状況が説明された。国と地方公共団体が垣根を越えて共に人材を育成する仕組みづくりが必要であるとの意見を真摯に受け止め、人材確保に取り組んでいく必要がある。

次に、日本の低い労働生産性と賃金について、参考人から、他の先進国に生産性で差をつけられていることや、生産性の伸びが悪いことが指摘された。新しい技術や産業により生産性を向上させ、生み出した利益が賃金の引上げに還元されることが求められる。また、参考人は、賃金に見合った生産性を生み出すのが経営の役割であるが、日本の賃金は安過ぎるとも述べている。低賃金・低生産性の悪循環から、適正な賃金と高い生産性という好循環への移行が強く求められる。

最後に、時代の変化に対応した働き方について、従来の画一的な労働形態に縛られず、働く人のライフスタイルの変化に合わせた働き方が重視されてきている。参考人は、ＩＣＴの発達は労働者を場所的・時間的な制約から解放することにつながると述べ、さらに、企業も人材不足の中で個人の多様なニーズに合わせ

なければならないと指摘するなど、企業の取組も重要としている。今後、こうした多様な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの充実や優秀な人材の確保につながるものと期待される。一方で、プラットフォーム労働等の新たな働き方における労働者保護の在り方の検討は今後の大きな課題であり、実態に即した具体的な対応が必要である。

**かごしま　彰宏　君（民主）**

今後の日本経済を考えるときに避けられない問題は、日本がどの分野において衰退していく見込みかを見定めることである。

１点目は、少子高齢化にどう向き合うかである。2042年に65歳以上人口の比率がほぼピークを迎えるのに向けて、今からどのような対策を講じていくべきかという観点からも参考人の意見を聞いた。

若年層の結婚と仕事の継続に関する価値観の変化を踏まえると、育児に必要な朝夕の時間を避けられるフレックスやテレワークが重要なのではないかと考える。都市に比べて地方ではそのような働き方が当たり前になっておらず、都市と地方の仕事と子育てに対する格差を改めて感じた。まずは対処できる問題に一つ一つ丁寧に対処し、若年層が結婚できる環境を整えていく必要がある。テレワークやフレックスに加え、安心して障がい児を産み育てられる環境整備等、結婚した際に地方自治体から様々な支援を受けられるように、国としていかなる支援をしていくのかといった観点からも議論を進めていきたい。

２点目は、地方自治についてである。参考人から、地方に拠点をつくり、生活の基盤をつくっていけば、地方の衰退をある程度コントロールできるといった意見があった。人口減少が見込まれる中においては、サービスを付加することばかりでなく、何をやめていくのかという観点も、生活を支える上では大切になる。地方自治をしっかり盛り上げていくためには、どのような形で集約を進めていくのかという観点が重要である。

３点目は、地方のＤＸについてである。アプリ等を通じて日々の生活をＤＸで管理していくことについて参考人から紹介があったように、テクノロジーを導入



しながら、地方の生活の利便性を高めていくことは必要不可欠である。

これから先、地方が衰退しないようにしていくために必要なテクノロジーとは何かを考えていきたい。生成ＡＩを始めとして様々なテクノロジーが登場してきたが、今後、どのようなテクノロジーが発展し、生活の利便性が高まっていくのか、可能な限り予見性を持って投資をしていくことこそが、地方の生活の利便性を高めていくことにもつながると思う。

**川村　雄大　君（公明）**

人口動態に関しては、合計特殊出生率のみを少子化対策の評価指標とすることには限界があることが示された。合計特殊出生率が高い地域ほど少子化対策に成功しているとは限らず、むしろ若年女性の地域からの移動に着目する必要がある。雇用形態や働き方、所得の格差、地域に残るアンコンシャスバイアス等、なぜ若年女性がその地域を離れてしまうのかを直視し、検証すべきとの参考人の指摘は、今後の政策を考える上で極めて重要である。また、高齢単独世帯の増加を踏まえ、医療、介護、福祉の連携が喫緊の課題であり、地域医療構想や包括的支援体制についても地方自治体ごとの将来人口の推移を踏まえて構築すべきである。

次に、日本経済が成長を取り戻すには、民間の挑戦を後押しし、人材育成や組織改革を通じて生産性を高める必要がある。地域産業政策では、地域の主体性や強み、民間の創意をいかしつつ、国の支援や経済安全保障上の必要性を見極めることが重要である。ＤＸやＡＩによって仕事の中身が変わる中で、雇用形態にかかわらず、働き方に中立的なセーフティネットを構想すべきである。

地域のデジタル化は、導入が目的ではなく、新しい価値を生み出すものとして位置付けるべきという参考人の意見があった。地方自治体も、失敗を恐れず挑戦できる文化や風土を醸成していくことが不可欠である。

他方、インフラの老朽化が進む中で、地方自治体の人材不足と事務量の増大は深刻であり、都道府県や国による補完、民間委託、公社や広域連携等の活用も含めた柔軟な見直しが必要である。

社会保障の将来像を議論するには、最新の給付と負担の見通しを国民に示すことが前提となる。特に、高額療養費制度は国民皆保険の岩盤であり、破滅的医療支出を防ぐ上でも重要な仕組みであることから、その見直しは慎重かつ丁寧に行うべきであるとともに、社会保険料の応能負担の在り方を検討する必要がある。

人口減少を前提に悲観するのではなく、多様化する価値観に合わせて社会を前向きにアップデートしていくことが重要であると考える。現場の声を大切にしつつ、誰一人取り残さない未来志向の社会の構築に向け、建設的な議論を進めたい。

**上野　ほたる　君（維新）**

第一に、急速な技術革新が進む現代で、重要なのは人への投資と教育の在り方である。生成ＡＩ等の進展は、生活を豊かにする一方、企業の採用動向や若年層の雇用環境を変化させるリスクがある。企業主体の育成には限界があるため、国が主導して公的教育訓練を強化し、誰もがどのような環境にも対応できる基礎力を育む教育環境を整備していきたい。

第二に、若い世代が希望を持てる環境づくりと地方の活性化について、転職の一般化を見据えた現役世代への支援の充実が必要である。失業給付、住宅支援、公的リスキリング等、個人を直接支えるセーフティネットへと移行すべきである。また、若年女性の地方定着に向けて、生涯にわたって働き続けられる環境の官民一体での構築が重要である。女性のキャリアが中断されない労働環境への見直しが求められる。

第三に、産業の持続可能性と国内投資の促進について、海外流出した企業が円安だけでは国内回帰しづらい現状を踏まえ、逆輸入製品に対する税の平衡措置等、国内外の負担のバランスを整えて国内投資を促す環境整備が重要である。また、深刻な人手不足が懸念される介護分野のイノベーションの促進も急務である。人とフィジカルＡＩ等による理想の介護モデルを全国で共有・基準化し、現場の創意工夫を促して公定価格の改定につなげる仕組みづくりが急務である。

第四に、全ての世代が安心して暮らせる社会保障の構築について、健康な高齢者が社会の担い手となるためには、多様で柔軟な働き方が不可欠である。正社員からパートタイム等へ移行した際、税や社会保障の面で不利益が生じないよう、働き方に中立的な仕組みへの見直しが必要である。医療費の効率化については、ＯＴＣ類似薬等の保険適用の在り方を丁寧に見直してめり張りを付け、現役世代の負担の公平化を図り、病気を抱える人が安心して利用できる医療制度とすることが重要である。

最後に、孤立しがちな高齢単独世帯への地域支援については、重層的支援体制整備事業を効果的に活用し、地域全体で正しく個人情報を共有してサポートし合う、きずなのある地域社会を早急に確立すべきである。

**宮出　千慧　君（参政）**

はじめに、税について、就職氷河期世代や非正規雇用で働く人の中には、低所得であるため、年金や社会保障の仕組みからこぼれ落ちるおそれを抱く人も少なくない。一時的な給付ではなく、給付付き税額控除と社会保険制度を有機的に結び付けた支援が必要である。税による還付を社会保険料の拠出として位置付ける仕組みができれば、現在の生活だけでなく、将来の年金受給や社会保障への包摂にも道が開ける。従来型の保険原理のみで支え切れない人々を制度の内側で着実に支えていく視点が、将来の社会保障を考える上で極めて重要である。

次に、公共サービスの持続可能性について、人口減少が進む中、従来どおりの行政サービスを続けることに限界がある。参考人の示した、人口１万人規模ごとに日常生活に必要な機能を集約した拠点を設ける構想は、現実的で実効性が高い。これは住民に移住を強いるのではなく、それぞれの生活の場を尊重し、公共サービスの在り方を見直す発想であり、住民に選択する余地を残す点に意義がある。限られた予算の中、地域で暮らし続ける条件を確保し、東京一極集中を和らげる方策として説得力がある。また、地域に縁のある人々のネットワークをいかし、企業の寄附や行政の支援を組み合わせ、まちづくりの仕組みを地方自治体が主導していくことが重要である。そのためにも、地域内外の人々を結び付ける力を強めていくことが今後の地方創生において重要である。

最後に、ＡＩについて、近年、ＡＩは仕事の領域にとどまらず、個人の相談相手や心のよりどころとして私的な領域に入り始めている。子どもや若者の対人関係の形成、高齢者の孤独への向き合い方、地域のつながりの維持等、ＡＩが及ぼす影響は今後の重要な論点である。ＡＩの良い面を認め、人と人が直接関わる機会が損なわれない節度ある向き合い方を考えていくことも求められる。

私が考える未来志向の社会は、新たな制度や技術の導入にとどまらず、若い世代が希望を持って結婚し、子どもを育て、地方においても、土地に愛着を持ち、安心して働き、暮らし、子ども一人一人の可能性を伸ばしながら、高齢者や地域の人たちも支える側として活躍できる社会、すなわち誰もが希望を持って生きることができる、家族、地域、教育を土台とした持続可能な未来社会である。

**白川　容子　君（共産）**

日本経済は物価高騰が続き、イランへの軍事攻撃の下、原油高騰やナフサ不足による資材不足が国民生活に深刻な影響を及ぼしている。

人口減少については、未婚化、晩婚化、子育てに係る経済的負担の重さに加え、貧困と格差の拡大、労働規制緩和による非正規雇用の増大、ジェンダー平等の遅れ等の面からも見る必要がある。現下の物価高騰でも、低所得者を中心に影響は深刻であり、全ての世代で暮らしの展望を描けない現状がある。

同時に、出生率に着目した議論は女性の性と生殖に関する権利が制約されがちになる実態も見る必要がある。結婚や出産は個人の選択の自由であり、国が介入することではない。人口政策で問われているのは、基本的人権が保障される社会になっているかどうかである。少子化対策というのであれば、当調査会の名にふさわしく、国民生活と経済を温めることに最優先に取り組むべきである。

参考人は、２人の子どもを育て、不動産を買い、高等教育を受けさせるには、500～600万円程度の年収が必要と思う人が多いと述べた。しかし、2025年時点で全労働者の36.5％を占める非正規労働者は、正規労働者に比べ年収が低く、子どもが欲しくても金銭的なことから来る将来不安を解消しないと安易に産めないという問題点が浮き彫りになった。



参考人からは、短期的な労働コスト削減の判断が行き過ぎて非正規化が進んだことや、最低賃金を引き上げるべきことが述べられた。また、困っている人に給付する福祉的な政策で生活保障が必要との意見もあり、全ての国民が将来の不安なく暮らせるようにしなくてはならない。

根本的な解決方法の一つに、税金の集め方と使い方があると痛感している。税収に関して、参考人から、いわゆる１億円の壁を是正することで税収も上がり、格差是正もできるとの意見があった。また、法人税減税と優遇措置については一度見直すべきとの指摘もあった。

さらに、参考人から、年金で高齢者の生活保障をすべきとの意見があり、格差解消と低所得者層の暮らしの底上げのための制度の見直しの重要性を感じた。

失われた30年から経済を立て直すための方策が急がれる。

**尾辻　朋実　君（みら）**

調査会を通じて、中長期的には人口減少への対応、社会保障の持続、地域の暮らしの維持という課題があり、直近の課題としては働き手不足があると感じた。

中期的に人口減少は止めようがない。団塊ジュニア世代をロストジェネレーションと呼ばれるようにしてしまったことは、社会にとって余りにも大きく、取り返しの付かないことであった。今後、誰一人として失われた世代と言われることのない社会づくりに努力しなければならない。

そして、人口減少局面において社会保障をどう守るか。日本は、国民負担率では大きな政府の入口に立っているが、国民がそれに見合うだけの安心を得られているのか。真剣に自問し、真摯に議論を重ね、同時に、国民にひたすら誠実に説明する必要を感じている。

地域の暮らしについて、以前議論の中で「サトウキビ政策は国防である」と発言したことについて補足説明したい。防衛力は国防の要であるが、同時に、国防の基礎は国土全体に人の営みがあることであると考える。有人国境離島が無人島になるリスクについての国民の理解が十分ではないが、海岸線の津々浦々に人々の暮らしがあって、その営みが守られることが肝要である。つまり、島の基幹産

業を守ることは国土を守ることであって、国防にとっての一大事であると言いたかった。我が国の政治が余りにも新自由主義的になっているのではないかと懸念する。

最後に、人手不足について述べる。医療、介護、保育、建設、運送等のあらゆる現場の人手不足、農業、林業、水産業、畜産業等の後継者不足は生産年齢人口の減少だけでは説明し切れない。若者に、自己責任、タイムパフォーマンス、コストパフォーマンス重視の考えが当然であるかのように思わせてしまったのではないかと危惧している。

自己責任で強い者が勝ち上がり、強い者が社会経済全体を引っ張っていくことで国家の競争力が高まるという理屈は理解する。しかし、それが行き過ぎて、社会の全員がそればかり目指してしまえば社会は土台を失う。人口減少の継続が予想される中、誰も置き去りにしない社会のために何ができるのか、安心できる社会であればこそ、若者も結婚に踏み切ると考える。

**小林　一大　君（自民）**

本調査会が掲げる３年間のテーマである「情勢の変化に対応した未来志向の社会の構築」には、我が国が抱える様々な課題を調査し、将来世代への責任を全うする議論を行いたい、夢や目標を実現できる社会を次世代に引き継ぐため、国民的議論の嚆矢となる調査会でありたいという思いが込められている。

本調査会の調査活動は、喫緊の課題であり我が国の活力をむしばむ静かな有事である人口問題から開始した。参考人からは、ジェンダーギャップやジェネレーションギャップの解消、女性のキャリア継続、世帯構成の変化と孤独への対応等の課題を突き付けられ、今後も様々な角度から議論を続けるべきである。

次に、経済や地域の問題を取り上げた。人口が減少する中、生産性向上、民間の設備投資の増加、イノベーションの創出が必須である。参考人からは、イノベーションの基は草の根にあるとの言葉が紹介された。労働現場や地域で知恵を出し、イノベーションに育てていく取組が求められる。また、ＤＸ、ＡＩの荒波に国民も対応を迫られている。地域住民や地域コミュニティのサポート、新しい働き方に対応する労働法制、行政のアップデートが課題である。

他方、各種インフラは更新時期を迎えつつあり、その維持が大きな課題である。少子化対策と同時に、当面の人口減少に対応した社会経済の再構築も必要である。省インフラの観点も踏まえ、マンパワーが足りない中で基礎自治体の機能をどのように維持するかなど、国と地方の役割分担に及ぶ幅広い議論が求められる。

続いて、社会保障と負担の在り方を取り上げたが、医療の高度化に伴うコスト増が課題である。調査会では、サービスと負担のバランス、高齢者雇用も含めた担い手の拡大、就職氷河期世代への対応、課税ベースを広げた税の導入等が議論された。税と給付について、社会保障国民会議等でも議論されているが、調査会での自由な議論の成果が将来的な選択肢の一つとなることを期待している。

調査会は、大局的な見地から国政の基本的事項に関して調査を行い、各会派が意見の相違を超えて合意の形成を目指していく場である。国の宝である子どもたちが目を輝かせ、夢や希望を語れる社会の実現を目指し、２年目以降も建設的な議論が続けられることを望む。

## Ⅲ　主要論点の整理

１年目の「社会・経済情勢の現状」についての調査を踏まえ、本調査会において指摘された主要な論点について、以下のとおり整理する。

**【人口動態等の現状】**

（人口減少への対応）

◇　2023年４月の将来人口推計では、日本の人口は2070年に8,700万人まで減少し、高齢化率も38.7％に上昇すると予測している。合計特殊出生率は、1974年以降、人口置換水準を大きく下回っている。人口減少は喫緊の課題であり、人口を維持するための施策のみならず、縮小しながらも暮らしの質を守る施策を推進する必要がある。

（高齢単独世帯等の増加）

◇　将来、未婚の高齢単独世帯等の増加が見込まれるため、高齢者の孤独・孤立対策が一層必要となる。身寄りのない高齢者については、近隣住民のサポートが重要となるが、個人情報等の問題がある。重層的支援体制が整備されれば、地域で個人情報を扱ったサポートが可能となるため、その有効活用が求められる。また、財産処分等に係る意思決定の支援についても、支援者の位置付けや支援方法等に関する制度的な検討が必要である。

（地方の人口流出対策の推進）

◇　東京都における人口の社会増は20代前半が大半で、2009年以降、常に男性より女性の純増が多くなっている。逆に、社会減エリアでは、特に20代前半の女性の純減が大きく、深刻な出生減につながって少子化が加速されている。未婚女性が測定エリアから社会減することで合計特殊出生率が上昇する「合計特殊出生率のわな」に注意が必要である。当事者の声を踏まえて20代女性の流出率を改善していくことが重要である。



◇　地方で女性が安心して働き続けられるよう、リモートワークやフレックスタイム制の活用、手続のシステム化等の勤務環境の改善が重要である。地方自治体には、ＤＸを推進する企業における若者・女性採用に係る好事例の情報提供、採用につながる取組への助成等が求められる。また、女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定等を地方で啓発することも重要である。

◇　結婚の際に男性が勤務先を変えて女性の就業地に転居することが増えるなど、いわゆるＺ世代が目指すライフコースは上の世代と大きく異なっている。人口の社会減エリアでは、ジェンダーギャップの解消が必要であるが、そのためにはジェネレーションギャップの解消も必要であると知らせていくことが求められる。

（少子化対策の推進）

◇　日本の少子化の直接要因は未婚化の進展である。男女とも収入の少ない人が結婚相手として選ばれにくい中、安定した収入を保障できる社会にしていくことが重要である。また、収入が不安定な若者の結婚については、男女共同参画、社会保障による子育ての下支え等を推進する必要がある。他方、世代的な傾向として、子どもを持ちたいと考える若者の割合が減少し、結婚と出産が必ずしも結び付かなくなっていることにも留意が必要である。

◇　日本の少子化対策は、都市部の正社員を主たる対象とし、保育所の整備や育児休業の充実等により、東京では成功したが、正社員女性が少ない地方にはその恩恵が及んでいない。地方にも恩恵が及ぶよう、非正規・自営業等で働く人に対する支援、社会保障の拡充等が求められる。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**【日本経済の現状】**

（設備投資による生産性向上）

◇　日本の経済停滞を打破するには、資本蓄積（設備投資）や技術進歩による生産性向上が不可欠であり、民間企業が自立的に設備投資を増加させることが重要である。

◇　国内民間投資の促進には、海外進出した日本企業の国内回帰のための税制における平衡措置等が考えられる。また、海外からの直接投資を促すためには、煩雑な行政手続の一元化・簡素化、特区制度の充実・強化が求められる。

（円安の影響と設備投資等）

◇　円安の場合、生活必需品の価格が高騰し、消費格差が発生する懸念があり、政府は生活必需品の価格の安定化を図るべきである。また、円安の是正を物価の安定につなぎ、消費の増加、不確実性の解消により民間企業の設備投資を増加させることが求められる。

（デジタル化の推進）

◇　民間投資でも重要なのがデジタル化と人材投資であり、バランスの良い投資の伸びが求められる。また、民間部門より遅れている公的部門のデジタル化の推進が必要である。他方、デジタル化について、海外との差を縮小することは困難なため、海外のデジタルサービスを利用して新製品・新サービスを提供することも必要である。

（経済成長における政府の役割）

◇　経済成長の基はイノベーションである。自由主義経済の主役は飽くまで民間企業であるが、政府が果たす役割について議論を詰める必要がある。例えば、成長分野である医療・介護には公定価格があり、その設定の仕方によって同分野の発展が大きな影響を受けるため、政府・国会の役割が非常に大きい。介護用の機械の技術進歩を促すような公定価格の設定等が求められる。

（生産性と賃金）

◇　短期的な労働コスト削減等を見直し、生産性向上により生み出された利益を賃金の引上げに還元させることが求められる。その上で、経営の役割として、賃金に見合った高い生産性を生み出すことが重要である。低賃金・低生産性の悪循環から、適正な賃金と高い生産性という好循環への移行が求められる。

（労働移動と生産性）

◇　日本では、生産性の高い産業へ資本や労働が移動せず、生産性が向上していない。労働移動に関する規制緩和等によって生産性の向上を促進する必要がある。他方、自発的な労働移動を促す魅力的な職が日本で不足していることも問題であり、改善が求められる。

（社会的に必要な分野への支援）

◇　生産性で測ることができない社会的に必要な分野では、政府・国会が支援の程度を決定していく必要がある。例えば、エッセンシャルワーカーの人材確保が大きな課題となる中、医療・介護分野において処遇改善のために公定価格を引き上げる場合には、国民の負担等も考慮した上で、政府・国会が決める必要がある。また、農業分野においては、経済性のみに着目するのではなく、国土保全等の観点からの評価も重要である。

（新しい働き方に適合した労働法の整備等）

◇　ＩＣＴ・ＡＩの発達等のデジタル技術革新を背景に、テレワーク・リモートワーク、プラットフォーム労働等の新しい働き方が広がってきたが、工場労働的な働き方等を前提とした従来の労働法と不適合になっている。法制度の課題として、新しい技術環境、新しい支配従属構造に適合した労働法の整備等が求

められる。

◇　今後、企業による正社員の生活保障機能が縮小するのであれば、失業・貧困への対応は政府が社会保障として担うべきであり、個人単位で雇用形態に関係なく公平に守られるセーフティネットの構想等が重要である。

◇　企業が長期的視野で人材を育成していくことが困難になれば、政府が個人を十分にサポートすることが必要である。特に、汎用性のあるデジタル技術のリスキリングは政府が行わざるを得ず、その際、技術の変化に対応できる個人の基礎力が重要となる。子どもの教育についても、基礎力が重要となるのは同様である。

**【地域の実情】**

（地域におけるデジタル活用）

◇　デジタル活用は、生活の新しい価値を生み出すことで持続可能な地域づくりに貢献している。地方自治体には、デジタル化に際し、失敗を許し先に進んでいく寛容力を組織文化として持つことが求められる。また、住民のデジタル活用意欲の向上には、オンラインの取組のみならず、地域の祭りやイベント等のアナログの活動も非常に重要である。加えて、特定の年齢層だけを対象とするのではなく、男女の意識の違いに着目し、一人一人のライフステージの変化に寄り添った対策が必要である。

◇　災害対応等に関し、地方自治体が進めるデジタル化を地域単位で実施する場合は、個人情報の取扱いが厳しくなる中、責任の所在に係る地域住民の不安の払拭から始めることが重要である。



（デジタルデバイドへの対応）

◇　小規模自治体がデジタル活用で取り残されないためには、デジタルの導入自体や国の補助金獲得が目的化しているような状況を正し、持続可能なデジタル活用等を国が支援していく必要がある。また、補助金の在り方として、地域へのインパクトを質的、量的にしっかり事後評価していくことも重要である。加えて、デジタルに不慣れな人が取り残されるデジタルデバイドの問題については、地域コミュニティでサポートする環境を整えることが重要である。

（省インフラの必要性）

◇　日本では、インフラの老朽化が進み、多くのインフラが更新時期を迎えているが、全てのインフラを維持することは予算的に不可能である。限られた予算の範囲内で対応するには、インフラ原単位をできるだけ下げ、インフラが減っても豊かな生活を送れるようにする「省インフラ」の発想が必要である。

（予防保全によるインフラの長寿命化）

◇　省インフラには、「機能を維持して量を削減する方法」、「量を維持しつつ費用を削減する方法」、「施設やネットワークを使わない方法」等があり、インフラを減らしても公共サービスの提供機能を維持することが求められる。中でも、土木インフラについては、日常点検・修繕により長寿命化を図る予防保全が重要であり、政府が2013年に策定したインフラ長寿命化基本計画の具体化が現場において求められる。

（生活拠点１万か所設置構想）

◇　省インフラには、「サービスの受け手が移動する方法」も考えられる。例えば、人口１万人ごとに一つの生活拠点を全国１万か所設置する構想がある。住民に拠点への移動を強制するものではないが、拠点ができることによって自然な移動が促進され、過疎化の防波堤としての機能も期待できる。拠点には統廃合後の学校が想定されるが、郵便局が主体的に拠点づくりを推進することも考

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

えられる。

（省インフラを進める際の三原則）

◇　省インフラを進める際、計画策定段階で住民の参加を求め、意見を反映させるプロセスは不可欠である。また、住民の理解や納得を得るためには、「全体計画の明示」、「合理的基準の設定」、「公平な運用」の三原則を守ることが有効である。

（地方自治体における事務処理方法の見直し）

◇　地方自治体においては、人口減少に伴い専門技術職等の確保に困難を抱える一方、事務は増大し、行政需要は多様化・複雑化している。時代の変化を受け、事務処理の外部団体への委託、水平連携・垂直補完等、事務処理方法の見直しが進められてきており、そのための制度的対応も考えられるが、その際は、全国一律の対応とするのではなく、柔軟な制度にすべきである。

（国・都道府県・市町村の役割分担の変更等）

◇　国・都道府県・市町村の役割分担の変更を行う場合でも、基礎自治体の事務負担の軽減の必要性を考慮しつつ、基礎自治体優先という地方分権の原則は維持すべきであり、その検討に当たっては、議会機能も含めた自治体運営全体を見通した議論が必要である。また、役割分担の変更が個別法の見直しにつながる場合は各府省がしっかりと対応し、その上で財源も確保することが必要である。国と地方自治体の税源配分を５対５に近づけることに加え、地方交付税交付金の自由度を高めていくことも重要である。

（市町村における専門技術職の不足への対応）

◇　特に市町村において専門技術職が不足する中、国や都道府県が共に職員を育成していく仕組みづくりが求められる。また、災害時には、国がプッシュ型で対応すべきであるが、被災自治体の意向尊重のため、相談窓口等を設けることが重要である。



**【社会保障・税財政等の展望】**

（貧困の高齢化への対応）

◇　高齢者の貧困問題は、就職氷河期世代の高齢化により、予想以上に深刻化する可能性がある。現状の生活保護制度での対応にとどまらず、基礎年金の保険料拠出期間の延長、社会保険料と給付付き税額控除を組み合わせた制度の導入等、主に年金で貧困の高齢化に対応するための議論が求められる。

（社会の「支え手」の増加等）

◇　社会保障改革推進のため、健康な高齢者の就業率を上昇させ、社会の「支え手」を増やす取組が求められる。働いて賃金を得ると年金受給額が削減される在職老齢年金の見直しが必要であり、高齢者の働き方の多様化のため、税・社会保障を働き方に中立的な制度に改めるべきである。加えて、支え手への教育投資を高め、人的資本を強化し、一人一人の生産性を高めること等も重要である。

（社会保障財源の在り方）

◇　現役世代の社会保険料率は以前よりも高くなり、負担感につながっている。また、物価が上昇する中、実質賃金が持続的に上昇しない限り、消費税率引上げに理解を得ることも難しい。社会保障財源を国民の反発が強い社会保険料率や消費税率の引上げのみに求めるのではなく、応能的な負担として、諸外国の社会保障目的税を参考としつつ、課税ベースの拡大等を議論していくことが求められる。

◇　金融所得を狙い撃ちした課税については、「貯蓄から投資へ」という流れの中で国民の反発が強く、また、高齢者が生活のために取り崩している資産やべ

ンチャーキャピタルの原資となる資産等への課税強化は影響が大きいため、慎重に検討する必要がある。一方、富裕層の金融資産への課税はそれほど大きな影響を与えないとの議論もある中、通称ミニマム税は、引き続き拡張の可能性があり、今後、税制のデジタル基盤の整備と併せ、検討が求められる。

（医療費負担の在り方）

◇　医療の高度化が医療費増大の大きな要因となっており、対応が必要である。高額医薬品については、保険収載に係る取扱いについて改めて議論すべきである。医療費については、高齢者の窓口負担割合の引上げや高額療養費の見直しには慎重な検討が必要であるが、ＯＴＣ類似薬に対する支援は所得水準・疾病リスクに配慮しつつ軽減することも考えられる。現役世代も高額な医療を受ける機会が増加する中、できる限りめり張りのある改革が必要である。

（投資国家化と財政）

◇　産業政策と財政政策の融合が国際的潮流となる中、日本も、国が戦略的に重要な産業分野を指定して積極的に長期投資を行い、率先してリスクを取ることで民間投資を促す「投資国家」としての相貌を帯びるようになってきている。投資国家は長期で収支均衡を図ることになるため、財政拡張の懸念があるほか、財政民主主義との関係から単年度予算との整合性も課題となる。投資国家化を進める場合、長期予算について効果検証を行う仕組みが重要であり、定期的な情報開示や国会での議論が必要である。



---

調査報告書

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

令和八年七月一日

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長　木戸口英司

参議院議長　関口　昌一　殿

---

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

# 原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告（中間報告）

令和８年７月

参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

## 目　　次


第１　調査の経過 ..... 1

第２　調査の概要 ..... 3

１　参考人からの意見聴取及び質疑 ..... 3

（１）エネルギー安全保障をめぐる環境変化と日本の対応（令和８年３月11日）

意見の概要

公益財団法人中東調査会主任研究員　高橋　雅英　参考人 ..... 3

東京大学大学院工学系研究科研究科長・工学部長
同研究科システム創成学専攻教授　加藤　泰浩　参考人 ..... 7

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構特命参与
有馬　純　参考人 ..... 11

質疑 ..... 15

（２）再生可能エネルギーをめぐる現状と課題（令和８年４月15日）

意見の概要

特定非営利活動法人国際環境経済研究所副理事長兼所長
山本　隆三　参考人 ..... 36

積水ソーラーフィルム株式会社取締役・エグゼクティブフェロー
森田　健晴　参考人 ..... 40

特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所主任研究員
名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程
山下　紀明　参考人 ..... 44

質疑 ..... 48

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（３）エネルギー安全保障の確立と持続可能社会の実現（令和８年５月13日）
意見の概要
公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事長
山地　憲治　参考人 ..... 72
早稲田大学理工学術院教授・創造理工学部長・研究科長
所　　千晴　参考人 ..... 76
株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト
瀧口信一郎　参考人 ..... 81
質疑 ..... 85

２　政府に対する質疑 ..... 106

３　委員間の意見交換 ..... 124

第３　主要論点の整理 ..... 138

## 第１　調査の経過

参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第219回国会（臨時会）の令和７年10月21日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事会等における協議を経て、「脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の１年目においては「国際情勢の変化とエネルギー安全保障」を調査項目として取り上げて調査を行うこととした。

第220回国会（常会）は令和８年１月23日の召集日冒頭に衆議院が解散されたため、衆議院議員総選挙後に召集された第221回国会（特別会）において、３月11日、エネルギー安全保障をめぐる環境変化と日本の対応について、参考人公益財団法人中東調査会主任研究員高橋雅英君、東京大学大学院工学系研究科研究科長・工学部長・同研究科システム創成学専攻教授加藤泰浩君及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構特命参与有馬純君から、４月15日、再生可能エネルギーをめぐる現状と課題について、参考人特定非営利活動法人国際環境経済研究所副理事長兼所長山本隆三君、積水ソーラーフィルム株式会社取締役・エグゼクティブフェロー森田健晴君及び特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所主任研究員・名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程山下紀明君から、５月13日、エネルギー安全保障の確立と持続可能社会の実現について、参考人公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事長山地憲治君、早稲田大学理工学術院教授・創造理工学部長・研究科長所千晴君及び株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト瀧口信一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、５月20日、これまでの参考人からの意見聴取等を踏まえ、足下の中東情勢などの動向、我が国のエネルギー安全保障をめぐる動向、ＧＸ実現に向けた取組状況、再エネをめぐる状況、原子力政策に関する最近の動向、国産海洋鉱物資源（レアアース等含む）をめぐる状況、気候変動対策をめぐる内外情勢、日本の

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

気候変動対策に関する取組、循環経済への移行加速化に向けた取組等について、井野経済産業副大臣及び青山環境副大臣から説明を聴いた後、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、同日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、エネルギー調達先の多角化や国内のエネルギー基盤の強化など外部要因に左右されにくい供給構造を築く必要性、資源エネルギーに関する人材の育成・確保に係る早急な対応の必要性、ペロブスカイト太陽電池の社会実装の加速化及び洋上風力発電を緻密な計画により進める必要性、安全性の確認と地元理解を大前提に新規制基準に適合した原発の再稼働を進める必要性、南鳥島沖におけるレアアース泥の採掘など国産レアアースを確保する重要性、資源ナショナリズム等に対応するためサーキュラーエコノミーの社会実装を推進する必要性、東電福島第一原発事故を踏まえて原発ゼロと再エネへの転換を進める必要性、空疎な脱炭素政策を改めて石油・石炭・ＬＮＧ等の調達力の強化に注力する必要性、原発事故が起きた場合の被害を考慮し原発に依存する社会構造を変える必要性等について意見が述べられた。



## 第２　調査の概要

### １　参考人からの意見聴取及び質疑

#### （１）エネルギー安全保障をめぐる環境変化と日本の対応（令和８年３月11日）

参考人の意見の概要及び質疑は、次のとおりである。

**（意見の概要）**

**公益財団法人中東調査会主任研究員　　高橋　雅英　参考人**

本報告のテーマは、日本のエネルギー安全保障と中東情勢である。現在、イラン情勢が急変し、タンカーが通航するホルムズ海峡が事実上の封鎖に陥っている中で、今後の日本のエネルギー調達先の多角化について説明する。

まず、日本のエネルギー政策全般についてである。日本の電力政策の大きな転換点は2011年３月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故であった。事故前、日本の原発の規模は米国、フランスに次ぐ世界第３位であり、稼働中の原発は54基、発電電力量は288.2TWh（総発電量の25％相当）であったが、事故後、全ての原発が順次停止することになった。事故前から原発には定期検査が課されており、13か月ごとに一度停止し、その後、運転を再開するという流れであったが、従前の定期検査は形式的なところもあり、一度停止した後すぐ稼働できた。しかし事故後、安全基準が厳格化され、一時点検中の原発が稼働できない状況に陥った。

2012年９月に原子力規制委員会が設立され、原発の再稼働には新たな安全基準をクリアすることが条件になった。また、住民の健康と安全を確保する観点から、立地自治体の同意が必要であるため、原発全体の再稼働が遅れていった状況となった。

2015年以降、西日本を中心に段階的に原発が再稼働し、特に関西電力エリア、九州電力エリアでは大部分の原発が再稼働した。ただ、東京電力を始め東日本の電力エリアではなかなか再稼働できず、原子力の発電電力量は10％を切っている。その分、天然ガス、石炭火力への依存度が急増している状況である。

こうした中、現在、原発の再稼働に向けて各自治体や電力会社が進めているが、廃炉と運転期間の延長の問題もある。事故前に稼働していた原発54基のうち21基は再稼働されずに廃炉となった。また、稼働可能な33基のうち14基は、1970年代や80年代に建造されたもので運転年数が40年を超えている。老朽化した原発は、経済産業大臣の認可の下、60年運転を可能にする制度が2023年に導入されているが、いずれにしても原発の老朽化という問題は避けられない。たとえ現在停止中の原発を全て段階的に再稼働させたとしても、原子力の発電電力量を2010年の水準に回復させることは不可能である。

こうした中、火力発電の重要性が増している。原発の稼働率が大幅に低下したことで、石炭火力やガス火力への依存が顕著となっている。2024年度の発電比率では、石炭火力が総発電電力量の28.5％、ガス火力が31.8％であり、これら二つの火力発電だけで60％を占めており、当面の間、火力発電への依存は続くと見ている。その背景としては、原発の新設事業が本格的に進展する可能性が低いことが指摘できる。現在進んでいる原発新設事業は３基あるが、運転期間の延長の問題で、いずれ老朽化した原発は廃炉にしなくてはならず、この３基では十分に賄えない。

また、普及が進んでいる太陽光発電は、晴天の日中しか稼働できず、発電量の調整が難しいという制約があるため、主力電源になる可能性は低いと考える。このため、将来的な電力の安定供給を見据えて、火力発電を一定程度維持していくことが求められる。

そうした中、火力発電用の燃料は豪州、東南アジア諸国、米国等から安定的に調達できる見通しである。従来、液化天然ガス（ＬＮＧ）の輸入も中東依存度は非常に高かったが、2014年の28％（輸入量約2,500万ｔ）から、2025年は11％（輸入量約737万ｔ）まで低下している。現在、米国ではＬＮＧの大増産が続いており、中東情勢の緊迫化でホルムズ海峡が封鎖された際も、豪州、米国、東南アジア諸国から安定的に輸入していくことが可能となっている。

こうした中、発電部門に関してはある程度エネルギー調達の見通しが立っているが、燃料部門に関しては引き続き原油をいかに調達するかが課題となっている。



日本の石油調達における中東依存度が顕著に高まったのは2022年２月のロシアのウクライナ侵略以降である。ロシアのウクライナ侵略を受け、日本も欧米主導の経済制裁に従い、ロシア産原油を買い控えているため、原油輸入の中東依存度は、2019年に85％であったが、ウクライナ侵略以降の2023年には95％まで高まり、2025年も94％と高水準で推移している。

原油調達先の多角化は日本の長年の課題であり、第１次石油危機後、中国やインドネシアから原油を調達した。ただ、中国やインドネシアが経済発展すると、原油を自国で消費して輸出に回せなくなり、日本は新たな調達先としてロシアからの調達を模索した。2000年代からロシア産原油の調達を進めていたが、ウクライナ侵略が起きてロシアからの調達も難しくなっている。

一方で、ＬＮＧ、液化石油ガス（ＬＰＧ）に関しては脱中東依存を達成している。それに大きく貢献したのが米国の石油、天然ガスの大増産である。

こうした現状の中、イラン情勢の緊迫化を受けて、日本の石油調達の課題が表面化してきた。その大きな原因としては、ホルムズ海峡の通航不可、それに伴う原油価格の上昇が指摘できる。

現在、多くの船舶がホルムズ海峡の通航を控えている。実際にイランがホルムズ海峡に機雷を設置したわけではないが、イランが船舶への威嚇をしたり、海運保険会社が海上保険の価格を引き上げ、戦争プレミアム特約の引受けを拒否するような状況になった。実質的に船舶が保険なしではこの海峡を通れない状況になっており、そのため、多くの船舶がこの海峡を通航できなくなっている。

ホルムズ海峡は、大量の石油やＬＮＧが日々通航する世界でも有数の海峡であり、2024年時では、石油は日量2,020万バレルで、これは世界の消費量の20％に相当する。

この海峡を迂回できる石油供給ルートは限られている。現在三つの原油パイプラインが通っており、それは、サウジアラビアの東側から西側の紅海に抜ける東西原油パイプライン、ＵＡＥの中部の石油地帯からホルムズ海峡のインド洋側に位置するフジャイラ港に抜けるアブダビ原油パイプライン、イランが敷設するホルムズ海峡のインド洋側に抜けるグーレ・ジャースク原油パイプラインである。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

ただし、これらの輸送能力は、サウジアラビアが500万～700万バレル、ＵＡＥも150万～180万バレルで、ホルムズ海峡を通航する全ての石油をこれらのパイプラインで代替輸送することは不可能となっている。こうした状況を受け、原油価格が現在上昇している。

また、イランが湾岸諸国のエネルギー施設も標的にし始めたことが、大きな問題となっている。当初、イスラエル、米国の奇襲攻撃を受けて、イランは、湾岸諸国の米軍基地をターゲットにするという見通しであったが、現在、軍事施設に加えて、サウジアラビア東部の製油所やＵＡＥ東部の石油貯蔵タンク等のエネルギーインフラにも攻撃を行っている。

米国、豪州と並んで世界有数のＬＮＧ輸出国であるカタールは、ＬＮＧ関連のインフラ施設に攻撃を受け、ＬＮＧ生産が停止する事態に陥った。日本が輸入するカタール産ＬＮＧは総輸入量の５％で大量ではないものの、カタール産のＬＮＧが世界のガス市場に流れなければ、需給バランスが崩れて価格が高騰してしまう状況である。

日本への影響であるが、政府は、石油備蓄が国家備蓄、民間備蓄等を合わせて254日分あり、燃料不足は直ちに生じないという見通しを示している。一方で、海峡封鎖が長期化すれば、原油価格の高騰による景気後退や、買いだめを通じた社会不安の拡大が懸念される。

現在、イランへの攻撃は続いており出口が見えない。ホルムズ海峡が封鎖されて10日程度しかたっていないが、１か月続くと日本の石油の輸入量が減ってしまい、相次いで備蓄を放出せざるを得ない状況になり得る。

中東依存度の高さが要因でこうしたエネルギーの混乱が起きていることを踏まえると、今般のイラン情勢の急変を契機にホルムズ海峡を迂回する原油調達先を早急に確保し、多角化政策を推進していくことが重要である。特に、米国、カナダ、中南米や東南アジアの国々からの輸入量を増やしていくことで、中東依存度を段階的に下げることが早急の課題であると考える。



**東京大学大学院工学系研究科研究科長・工学部長**
**同研究科システム創成学専攻教授　　加藤　泰浩　参考人**

南鳥島周辺海域の海底鉱物資源について説明する。

中国はレアアースを使って、米国、欧州、日本に圧力を掛けてきており、中国の輸出規制強化に対し、世界中で新たな調達先の確保が急務となっている。そうした中、経済安全保障を達成するために何をすればよいか。私たちは南鳥島で、レアアース泥とマンガンノジュールという二つの資源を発見した。私たちのような研究者は発見ということを最も重視しており、これらは東大チームが発見したということをあえて強調したい。

レアアースは、ＬＥＤ、燃料電池、ＥＶ等に使用されており、エネルギーに関わる低環境負荷の社会を作る上で非常に重要な資源である。日本はレアアース原料を主に中国から年間860億円輸入している。これを使う産業規模としては関連ハイテク産業で年間34.5兆円になり、経済規模はＧＤＰの６％に相当する。

レアアースについては重要な問題が二つある。一つは中国の独占である。世界での生産量のシェアは69％であるが、精錬という過程を経た金属や酸化物は91％にもなる。もう一つは環境問題である。レアアースの陸上鉱山は開発時の環境負荷が非常に高い。特にトリウム、ウランを伴うデメリットがあるために最終的には放射性廃棄物の処分の問題が生じ、他の国ではなかなかできない。中国が独占している理由は、中国の環境基準が緩いからである。

南鳥島を中心にした半径370㎞の範囲は、日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）であり、その外側は全て公海である。その公海上において、中国は非常に盛んに資源調査を行い、マンガンノジュールの採鉱試験を行う動き等もあるため、南鳥島近くの公海上の資源は、中国に先に開発されてしまう可能性があると懸念している。

私たちは、2011年、太平洋のタヒチの東側の海域とハワイの周辺海域で、レアアースを豊富に含む泥を発見した。レアアース泥と名前を付けて、英国のネイチャーの姉妹誌に論文を発表した。中国で採鉱されている２～５倍程度の濃度のレアアース泥が、タヒチ周辺では10ｍ程度、ハワイ周辺では70ｍ程度の厚みで分布していることを発表して、非常に注目を集めた。

レアアース泥の長所は、レアアースの含有量が高いこと、資源量が豊富なこと、資源の探査が非常に簡単なこと、抽出が非常に容易なことである。加えて一番大きなポイントはトリウム、ウラン等の放射性元素を含まない非常にクリーンな資源であることで、大いに期待されている。私たちはこのレアアース泥が南鳥島ＥＥＺにあることを2012年に発表し、国も大きく動くようになった。

2013年には、私たちは国立研究開発法人海洋研究開発機構（ＪＡＭＳＴＥＣ）の船で実際に南鳥島ＥＥＺを調査し、非常にすばらしいものを発見できた。2011年に最初の論文を書いた際に、ハワイ沖やタヒチ沖のレアアース濃度は大体1,000ppm（0.1％）含んでいるものが資源になり得ると発表したが、2013年に我々が調査したところ、7,000ppm（0.7％）を超える泥があった。それは中国の鉱山の約20倍に相当する高い濃度であった。

レアアースの資源量としてどの程度見積もることができるかというと、南鳥島ＥＥＺの僅か１％の有望海域だけで1,600万ｔあることを確認した。これは世界第３位の埋蔵量に相当する。南鳥島ＥＥＺの僅か１％の面積で第３位になるということは、南鳥島ＥＥＺ全体では中国を抜いて圧倒的な世界一と見積もることができる。

水深約5,500ｍからのレアアース泥の引揚げは、エアリフト方式を使うことになる。これは、レアアース泥と海水が混ざったスラリー状のものを管の中でほかの補助管から圧縮空気を送り込んで浮力を与えて上に引き揚げるという、非常に簡単なシステムである。欧州や米国による海底石油開発で長年の使用実績がある技術で、産業化規模へのスケールアップも可能である。2016年の資源エネルギー庁、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）の報告書でも、海底鉱物資源開発に最適な生産システムとしてエアリフトが組み込まれている。同報告書の最重要ポイントは、産業化のためには最低でも乾燥重量で１日当たり3,500ｔの揚泥が必要とされたことである。

2022年に、欧州のオールシーズ社及び米国のディープ・リーチ・テクノロジー社が連携して、ハワイ沖の水深4,300ｍからエアリフト方式によりマンガンノジュールを１日当たり約2,000ｔ揚鉱した。上記２社と既に連携しており、このシステムと全く同じものを南鳥島で展開すれば、非常に早く資源の開発ができると考えている。

そこで、精錬が非常に重要になる。1960年代から日本はレアアースの精錬やメタル化技術をリードしていたが、そういう技術が一部中国に流出したこともあり、1975年以降、精錬も中国で実施されるようになり、安値攻勢で次々に日本の精錬事業が縮小するという歴史を経てきた。しかし、精錬技術がもう日本にないわけではない。国内事業は縮小傾向だが、技術や設備はまだ残っており、設備投資すればレアアース泥の精錬は十分に可能である。ただし、設計者や技術者の多くは定年を迎えつつあり、このままでは確実に貴重な技術が失われてしまう。一度失われた技術の復活は難しく、正に今がラストチャンスである。

南鳥島レアアース泥開発の経済性評価については、どのような価格帯になっても経済性はあると見込んでいる。海底から引き揚げるのであれば、経済性は絶対無理だという意見があるが、全く当てにならない。私たちは十分に計算して見積もっており、海外の企業も独立で計算して、十分に採算が取れることを確認している。

ただし、経済性を見込んで、この資源を開発した場合、中国は、基本的に市場を支配しているので、ダンピングをして価格を下げることを当然行ってくる。それを覚悟した上で、国の支援の必要性について述べる。

まず、ＣＡＰＥＸ（設備投資費）への国の支援は、ある程度充実しているが、レアアースの設備への投資は、十分にサポートをしていただきたい。

問題は、ＯＰＥＸ（事業運営費）であり、これを支援していかなければ中国のダンピングによって潰されることが見込まれる。米国では、中国市場の約２倍の最低価格の保証や、欧州や日本を含めた最低価格制度の協議が行われつつあり、重要鉱物の価格保証についての新しい施策が必要である。例えば、資源の輸入価格が基準価格を下回った場合にその差額を補填し、収入を下支えすることで、産業へのダメージを大幅に軽減できる。また、ダンピングはむしろ中国からレアアースを安価で購入できる好機とも言える。こうした駆け引きのためにも、国産のレアアース泥開発が重要であり、それにより経済安全保障と産業振興とを両立でき

る。

もう一つの資源であるマンガンノジュールは、リチウムイオンバッテリーやＥＶ等にも使われるバッテリーメタルのコバルト、ニッケルを含む非常に重要なものである。私たちは、2024年に公益財団法人日本財団の支援を受けて南鳥島で探査を行い、南鳥島ＥＥＺ全体の２％だけでも、コバルトの場合日本の必要量の75年分あることを確認している。ＥＥＺ全体では、この見積りの５～10倍は十分にある。

私たちは、日本財団の支援を受けて、オールシーズ社、ディープ・リーチ・テクノロジー社と連携してマンガンノジュールの揚鉱試験を計画し、１日でかなりの数量を引き揚げるプランを持っている。この２社と連携することにより、技術、環境面での実現可能性を示し、国内での海底資源開発の機運を高めていきたいと考えている。

公海上の資源について、世界は非常に対立している。資源開発を先送りにしようとするフランスに対し、ノルウェー等はいち早く開発すべきだと主張しており、国際海底機構（ＩＳＡ）の公海上での鉱業規則の合意には至っていない。

しかし、この対立している状況が実は日本にとってはチャンスである。なぜなら、日本はＥＥＺ内に有望な資源を持っていて、公海上のルールに縛られる必要はないからである。海外の２社が私たちと組みたがっているのは、南鳥島ＥＥＺに非常に良質な資源があるからである。

今後行うべきこととして、まず一番目に、米国、欧州等の海外企業と組んで、その技術を使って採鉱、揚鉱をすべきである。ただし、企業体として進めるときには日本主導のジョイントベンチャーを作って採鉱、揚鉱し、イニシアティブは日本が取ることを考えている。

二番目が精錬である。日本は精錬技術を持っていて、精錬に関与することで、日本が正にサプライチェーンの中核を担うことができる。

三番目として、最終的にはそれをハイテク産業に供給することによってものづくりを復活させることである。

南鳥島ＥＥＺの開発で、日本がレアアースサプライチェーンの中核になることができる。また、環境保護を名目とした反対にも、日本だけでかわすのは難しいが、国際連携の中で米国、欧州と組んだ方が効果的にうまく対応することができるため、日米欧が連携して進めるべきである。



**独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構特命参与　　有馬　純　参考人**

脱炭素とエネルギー安全保障の関わりについて説明する。

2015年のパリ協定採択以降、エネルギーをめぐる国際的な議論は脱炭素に大きく傾斜した。特に、2021年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（ＣＯＰ26）におけるグラスゴー気候合意で、パリ協定の中でも最も厳しい1.5℃目標が事実上の標準になり、2050年カーボンニュートラルが国際的な議論の主流になった。元々エネルギー安全保障をミッションとして設立された国際エネルギー機関（ＩＥＡ）も、脱炭素に大きくかじを切り、毎年公表している「世界エネルギー見通し（ＷＥＯ）」において、2050年にネットゼロを達成するというネットゼロ・エミッション（ＮＺＥ）シナリオを事実上推奨するとした。

この前提に立つと、2050年カーボンニュートラルが実現すれば化石燃料の需要は当然減るはずだから、石油・ガスの新規投資は不要という議論になる。ＩＥＡは、従来、今の投資レベルでは、将来、石油・ガスの需給ひっ迫の可能性があると警鐘を鳴らしてきたが、ネットゼロの方向に大きくかじを切った後は真逆の主張をし始めた。それに伴い、石油・ガスの投資は行うべきでないとの議論が国際的に広がり、金融機関が化石燃料セクターへの融資を渋ることにつながっていった。

しかし、これは世界の現実と相当乖離がある。2000～2024年を見ると確かに再エネは伸びているが、石油・石炭・天然ガスの需要も伸びている。これは、世界の成長をけん引する新興国や途上国では依然として化石燃料の需要が大きいことを示している。また、世界のエネルギー需要に占める先進国のシェアは、年々下がっている状況にある。

1.5℃目標の達成には、世界の温室効果ガス排出量が一直線に低下しなければならないが、現実にはむしろ増加傾向にあり、ＮＺＥシナリオとの乖離は大きい。

加えて、2022年のウクライナ侵略以降、各国はエネルギー安全保障が重要で、エネルギー政策の中心軸であると再認識するようになった。ただ、エネルギー安全保障の考え方は欧州と米国では大きく異なる。欧州は再エネ、省エネ、脱ロシア、脱化石燃料といったグリーンエネルギートランジションを進めればエネルギー安全保障は強化されると考える。他方、米国のトランプ政権は、同国が非常に潤沢な資源を持っていることもあり、国内の化石燃料生産の最大化が良く、さらに、世界全体ではＡＩ等で特に電力需要が急増するため、エネルギートランジション（既存のエネルギーシステムから異なるエネルギーシステムへの移行）よりエネルギーアディション（エネルギーの追加）への対応が課題だと考える。

その観点で見ると、ＩＥＡの脱炭素志向は本来のミッションから大きく逸脱しているとして、ＩＥＡへの批判が非常に強まった。それを反映して、直近のＷＥＯ2025では、現在の政策が続いた場合は温室効果ガスが減らず、むしろ化石燃料の需要が増えるという現行政策シナリオ（ＣＰＳ）が新たに加わった。ＮＺＥシナリオは引き続き設定されているが、ＣＰＳと、各国が表明した政策と今後の展開を反映したシナリオ（ＳＴＥＰＳ）の二つを中心に議論が展開されている。

このＣＰＳやＳＴＥＰＳの観点から見ると、石油・ガス田への投資の必要性も全く変わってくる。既存の石油・ガス田に投資をしないと自然に生産が減少する。既存のものに投資すると、ある程度の生産は維持できるが、それでも減っていくため、将来の需要を満たすには現在の石油・ガス田への投資だけでは足りず、新規の石油・ガス田への投資が必要となる。ＷＥＯ2025では新規上流開発の必要性に係る記述もあり、前年まで、ＮＺＥシナリオの下で石油・ガスの新規上流投資は不要としていたのと大きな差がある。

ＷＥＯ2025では、エネルギー安全保障が前面に出ている。特に、差し迫った脅威と長期的な危険が、エネルギーを経済・国家安全保障の中核的な課題に押し上げているとしている。また、エネルギー安全保障の問題が多層化しており、石油・ガスに加えて重要鉱物のサプライチェーンの脆弱性も顕在化している。さらに、今後、エネルギーの電化が進むと、サイバー攻撃や重要インフラに対する攻撃への耐性も非常に大事になり、新たな送電網、蓄電設備、電力システムの柔軟性を



確保する総合的なエネルギー安全保障が求められている。差し迫ったエネルギー安全保障の課題が最優先事項であり、1973年の第１次石油危機を契機にＩＥＡを創設した際と同じ精神と集中力が必要であると締めくくっている。ＷＥＯ2025の公表時点では予想されていなかった現在の中東情勢が現実となり、このメッセージはより妥当性を増している。

加えて、化石燃料への依存の低減やクリーンエネルギーの導入でエネルギー安全保障が高まるかというと、重要鉱物の供給安全保障問題がある。ＮＺＥシナリオの形で世界を脱炭素化していくと、コバルト、リチウム、ニッケル、レアアース等の需要は４～10倍以上に拡大し、しかも、そのサプライチェーンの相当部分は中国が掌握している。石油の中東依存、天然ガスのロシア依存と同様に、レアアースを含む重要鉱物の中国依存が新たな経済安全保障上の大きな課題になる。

日本は、2025年２月、2035年度に2013年度比で温室効果ガス60％減、2040年度に73％減という目標を出している。非常に難しいのは、以前は減っていくと考えられていた電力需要が、ＡＩや半導体工場等によりむしろ増えていくことである。新たな電源は何でも良いわけではなく、データセンター等を設置するＧＡＦＡ等の企業は脱炭素電源に対するこだわりが非常に強いため、電力需要増加に対して脱炭素電源による対応が必要となる。こうした難しい状況の中、2025年に第７次エネルギー基本計画が策定された。

第７次エネルギー基本計画で最も重要なことは、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の進展により電力需要が増加に転じる中で、脱炭素電源が必要として、再エネと原子力を共に最大限活用する方針を打ち出したことである。東日本大震災以降、可能な限り原発依存度低減という文言がエネルギー基本計画に残り続けてきたが、国内に資源を有さず、周辺国とグリッドで結ばれてもいない日本が原子力を手放すのは、極めて合理性を欠く。そのため、再エネと原子力を共に最大限活用するという当然の結論がようやくエネルギー基本計画に盛り込まれたことは高く評価する。火力発電については、ＬＮＧの長期契約確保、水素、アンモニア、$CO_2$回収・貯留（ＣＣＳ）による脱炭素化が示されている。状況次第では、場合によっては石炭火力の

位置付けの見直しも必要になるかもしれない。

第７次エネルギー基本計画に係るエネルギーの長期需給見通しでは、再エネ、水素、ＣＣＳ、革新技術のコストが低下して導入が進むという前提で、2040年度目標と整合的なシナリオが四つ示されている。加えて、上記のクリーンエネルギー技術のコスト低減や導入拡大が十分に進まず、ＬＮＧでエネルギー安定供給を確保するというリスクシナリオも設定されており、同シナリオでは2040年度56％の削減にとどまるとしている。どんなに資金を投入してでも脱炭素目標を達成すべきという議論はあるかもしれないが、恐らく日本経済には非常に大きな負担となる。日本の電気料金は、家庭用も産業用もアジア太平洋地域の中で最も高く、脱炭素のために更に電気料金が上がると、日本の製造業は国内で操業できず、産業空洞化が進んでしまう。そのため、ＬＮＧを調達してでもエネルギー安定供給と低廉なエネルギー供給の両立を図るというのがエネルギー基本計画の考え方であり、状況次第では、ガスが高い場合には短中期的に石炭に頼る事態も考え得る。

世界は、脱炭素イデオロギー的なエネルギー転換論から、エネルギー安全保障やエネルギー価格の手頃さを重視するプラグマティズムに変わってきている。トランプ政権はパリ協定から離脱し、気候変動は今世紀最大の詐欺だとしているが、低炭素化、脱炭素化の大きな方向性は変わらないだろう。日本は脱炭素至上主義や脱炭素化の完全否定という極端に陥ってはならず、ミドルロードを歩むべきである。

再エネと原子力を共に最大限活用すると打ち出したことは大きな前進であるが、原発の新設は容易ではなく、様々な政策的措置が必要な上、安全規制の合理化や原子力賠償の無限責任の見直し等、事業環境を整備しないと、今の自由化された市場の下で新規の原発投資は進まない。政府の相当な決意が必要になる。

また、複数シナリオの設定と、その中に脱炭素目標の未達成シナリオも入ったことは、常に温暖化防止が最優先なわけではなく、コスト次第ではエネルギー安定供給が最優先という極めて常識的なラインが出されたということである。これはウクライナ侵略前の脱炭素至上主義の下では出てこなかった考え方であり、現下のエネルギー危機は更にそうした方向性に拍車を掛けるのではないかと思う。



脱炭素政策を進める上で一番注意すべきことはコストへの目配りである。日本にとって非常に大事な製造業を失ってはならない。脱炭素政策は進めつつも、その値札を常にチェックすることが大事であり、他国との負担の公平性を考えていかなければならない。

最後に、再エネ、ＥＶの拡大は、化石燃料への依存を低下させる点ではエネルギー安全保障に貢献するが、中国への依存度が更に高くなる。これを下げようとすると、クリーンエネルギー転換のコストが上昇する。エネルギー価格の手頃さは多くの国で死活的に重要になっており、エネルギー価格を犠牲にした政策は政治的、社会的、経済的に持続可能なものではないと考える。

**（質疑）**

**【中東情勢】**

問　ホルムズ海峡の事実上の封鎖が続いているが、中東地域の情勢悪化はエネルギー安全保障に直結し、日本の産業競争力に大きな影響を与える。日本は、短期的にはどのようにこの危機をしのぐべきか、そして、この危機を踏まえて、中長期的には資源エネルギー政策をどのように軌道修正すべきか、あるいはこのままでよいのか見解を伺う。

答　短期的な対応については、早期に石油の国家備蓄の放出を決断すべきである。もちろん、ＩＥＡとの協調による作業になるが、備蓄を放出し、精製して市場に流れるまで２週間以上掛かることからすれば、現在、差し迫った状況にある。

また、中長期的な視点に関しては、やはり中東への依存を減らすことである。その中で一番の問題は、日本の多数の製油所が中東産の原油を前提に設計されていることであり、米国産等であると精製にコストが掛かってしまう。民間企業が精製を行っているが、脱炭素化の中で追加の設備投資は非常に困難になっているため、政府が米国産やカナダ産の原油を輸入できる体制に向けた設備投資を支援していくことにより調達先の多角化が促されると考える。

答　短期的には、供給途絶に対応するために石油の国家備蓄ということが考えられる。現にＩＥＡを中心にＧ７で国家備蓄の放出に向けた議論が進んでいる。

中期的にも、代替供給源の開発とそのための日本の精製設備の見直しに係る追加投資が必要になってくる。その際に、脱炭素との関係で化石燃料施設に対する投資はけしからぬという議論が出てくると思うが、エネルギー安全保障を考えたときには必要な投資であるという判断が必要となる。

天然ガスについては、日本のＬＮＧの場合、原油価格が上がると連動してその調達価格も上がる可能性があり、そうなれば電力価格が非常に上がってしまう。従前、脱炭素を理由に石炭火力を減らしていく方針があったが、こういう状態の下では石炭の位置付けも見直していかなければいけない。電力の世界では、原発再稼働を急ぐことも前提とすることによって、ガスの価格高騰が電力に与える影響を最小化することが可能になると思う。

問　石油備蓄が254日分あるため、燃料不足が直ちに生じないという見通しもあるが、ホルムズ海峡封鎖が長期化すれば、原油価格の高騰につながる。254日分の石油備蓄は本当に安心できる水準なのか伺う。

答　石油備蓄には主に国家備蓄と民間備蓄があり、民間備蓄はある程度は企業の判断で放出できるが、国家備蓄の放出には政治的な決断が必要となる。放出されれば価格は抑えられる。ウクライナ侵略以降のガソリン価格は補助金が投入されて低くなっているが、ホルムズ海峡封鎖が長期化すると、２～３か月後の調達価格は間違いなく値上がりするため、徐々に市場価格も引き上げられていくと思う。

問　ホルムズ海峡が事実上封鎖される中でも通過する船舶がある一方、日本が米国を支持しているため、日本の船舶は通れないということを聞いたが、それは事実なのか伺う。

答　ここ数日は数隻ほど通過している。米国との同盟関係があることによって通れないという懸念はあるとは思うが、やはり一番は海運保険が適用されないことである。何らかのリスク、攻撃されたときに船舶を失う損害の方が大きいということで、安全予防策として通らないようにしていると思う。



問　中東情勢の恒常的な安定は極めて困難であり、天然ガス、石油の輸入先の多角化を真剣に考えなければならない一方で、豪州やモザンビーク等の有力な輸入先にも課題があるとのことだが、政府の今後の姿勢と在り方について見解を伺う。

答　政府の姿勢としては、やはり日本の民間企業主体のエネルギー調達に対して、最大限の財政支援をすることである。韓国では石油公社やガス公社、中国でも国営企業が調達の実施主体であるが、日本の政府機関はそれができない状況である。民間企業ではリスクを負えないところが出てくるので、株式会社日本貿易保険（ＮＥＸＩ）の保険制度や、プロジェクトファイナンスの手法で、リスクがあっても民間企業が事業に参画できる環境整備に対して、政府が支援していくことが大切である。

問　日本が中東産油国との良好な関係性を維持した上で、天然ガス、石油の輸入先を多角化することは決して簡単ではないと思うが見解を伺う。

答　中東諸国から石油や天然ガスを買わないとなると、中東諸国との関係が悪化する。特に日本は民間企業主体でエネルギーを調達しているが、中東諸国は国営企業であり、過去には民間企業の経営判断で輸入しなかった際に、外交問題に発展した事案もあった。中東諸国の持つ豊富な財政資源は投資誘致にとって重要であり、関係性の維持のためには、経済の多角化を目指す中東諸国が求めるＡＩ産業やデータセンター、発電施設新設時の送電網の整備というところで、日本の電力セクターの技術が非常に役立ち、貢献できると思う。

問　中東、イランの親日傾向が強いということも大切な観点であるが、日本が原油調達先をシフトした場合に、中東、イランが日本をどのように捉え直すと考えられるか見解を伺う。

答　中東産油国、湾岸諸国やイランは、日本に対して友好的な立場を取っている。ただし、エネルギー安全保障上、中東依存度が目に見える形でリスクにつながっていることを考えると、その点は外交的な努力も含めて中東産油国に理解

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

してもらう必要がある。その見返りという形で、中東産油国が経済の多角化を目指す中で、日本が技術的に支援できるところは提供していき、外交関係になるべく亀裂が走らないような形で努力していくことが最善策であると考える。

問　日本が石油の調達先を多角化して、米国産等の原油に設備を対応させる場合、どの程度の設備投資及び期間が必要と見込まれるか伺う。

答　韓国は、第１次トランプ政権時に、貿易赤字対策として米国産原油の輸入を決断した結果、現在は中東依存度が70％まで下がっている。日本も、トランプ政権との関係強化の中で米国産原油を大量に受け入れる方針に転換すれば、それほどタイムスパンなく製油所の改良ができると考える。

問　トランプ大統領が輸出しようとしている大量のシェールオイルやシェールガスを日本が大量に輸入した場合、火力発電所はすぐに対応できるのか伺う。

答　シェールガスから作られるＬＮＧは、日本は現在も米国産を受け入れており、十分に対応できる。米国のＬＮＧ生産は今後も右肩上がりであり、日本企業も次々と購入契約を結んでいるため、かなりの量が今後５年以内に入ってくる。

　シェールオイルに関しては、製油所の規格の面で、ガソリン等は作りやすい一方で、重油の精製がやや難しい部分があるため、引き続きカナダや中東の重質油で対応すべきところもあると思う。

問　原油の中東依存度を下げるには、米国、カナダ等からの輸入を検討し、これらの産地の原油の精製施設に対する新たな設備投資が必要とのことだが、政府内で支援策や補助策は検討されているのか、その状況を伺う。

答　日本の製油所は重質油用に設計されているが、米国産は軽質油であるため、日本の製油所で精製される際には、原油から取れるものが取れなくなるところが課題となっている。

　政府内での議論は、知り得る限り行われていないという認識である。日本の石油需要は年間２％程度減少し、全国的にも製油所、ガソリンスタンドが400～



500か所閉鎖している。今後、石油需要が低迷する中、民間企業が追加投資することは躊躇される状況にある。

問　資源、エネルギーを輸入に依存する構造を変えることができておらず、その管理能力をいかに高めていくかが、日本にとって重要である。原油調達先を米国にシフトしていくと、関税や防衛能力の強化等の政治的カードに圧力を掛けられる可能性もあると思うが見解を伺う。

答　米国依存が高まれば、外交的なカードに使われるというのはそのとおりである。ただ、地政学的なリスクにより燃料の安定供給が止まることの方が、国家的には危機に近い状態になる。

　関税は厄介な問題であるが、最近はカナダの西海岸側でも石油輸出が進んでいる。米国のメキシコ湾南東部からパナマ運河を通じて日本に運ぶと航海日数が非常に掛かる一方、カナダの西海岸側であれば太平洋を直行して日本に運ぶことができる。米国からの調達を進めながらも、カナダからも調達を進めることで、多角化という政策は達成できると考える。

問　米国からの石油、天然ガスの輸入を増やし、同国への依存度を高めることは、トランプ政権を見ているとリスクが大きいように思うが、この点への評価を伺う。

答　米国依存が高まっていくとき、関税や外交カードに使われるという懸念はあるが、やはり調達先を多角化する上で、ホルムズ海峡を迂回するということが一番の優先順位である。日本にはこれまでロシアというカードがあったが、現在、ロシアからの輸入はほぼ選択肢として排除されるべきであり、米国、カナダしか調達先が残っていないのが現状であると思う。

問　トランプ大統領が日本に対し、石油、天然ガスをカナダから購入せず、米国から購入するように要求する可能性はあるのか見解を伺う。

答　確かにそうした圧力というものはあるが、日本では、政府主体でエネルギー

調達をしておらず、飽くまでも民間企業の判断で調達しているので、ある程度、圧力はかわせると考えている。

問　日本の企業等が出資し、公的支援も行われているモザンビークのＬＮＧ事業では、自国の安全保障のための資源開発によって、現地の人々の人権及び環境が犠牲になっている。こうした事態に対する見解を伺う。

答　ＬＮＧ事業は、モザンビークの中でも比較的貧しい北部の取り残された地域で進んでおり、開発に伴う地元への裨益が軽視されている。人権侵害に関しても非常にセンシティブな問題になっており、操業主体であるフランスのトタルエナジーズ社もフランスで訴訟を受けている。現在、ＬＮＧを必要とする国が増えている状況であり、人権保護もビジネス活動も国際的な規約に沿って必ず実施されるべきであると考える。

**【海洋鉱物資源】**

問　中国による公海上の海底鉱物資源の調査が更に拡大していくと思われる中、公海上の開発に対する見解の違いが各国にあるが、公海上の開発に対する国際的なルール作りについての議論の状況、方向性を伺う。

答　基本的にはＩＳＡで議論し、コンセンサスを得て、公海上の資源の鉱業規則を決めていくが、その策定には常に賛否があり、相当に難航するのではないかと思う。

一方で、国際的な枠組みの策定が難航する中、実際には日本が優位性を持てることがある。公海上での開発に着手できない海外企業が日本に興味を持つことは、ある意味当然であり、日本にとってはチャンスだと見ている。

中国は海洋進出を常に考えており、その中で海底資源開発は中国の方向性に合っている。中国は、陸上の資源開発で苦しんでいるため、海の資源開発の方が安定的にできると認識していると推察している。

問　国際的な脱炭素化政策は、化石燃料依存を鉱物依存に切り替えさせたと思っている。レアアース泥の発見、開発が、何かからの依存脱却につながるのか見解を伺う。

答　脱炭素化をする際には圧倒的な量の鉱物資源が必要になるという点では、新しい鉱物資源のソースを見付けることで、脱炭素化を進めるチャンスを得ることができるのでないかと思う。

問　南鳥島沖に日本の年間消費量の220倍以上のレアアース泥が存在するということであるが、技術的には全て回収可能と理解してよいのか、また、現在の技術で現実的に回収できるレアアース泥の量はどの程度か、さらに、日本単独で使い切れない程度のレアアース泥があるならば、レアアースをめぐる国際的な緊張の緩和のために多国間で共同開発することも考えられるが見解を伺う。

答　まず一つは、レアアース泥を資源として開発するとき、経済合理性の観点から濃度の高い所から行っていく。概略として、南鳥島ＥＥＺの面積の１％で1,600万ｔのレアアースがあることは把握できているので、ある所は無尽蔵にあると言ってもよい。もう一つは、魚の歯や骨が含まれる高濃度のものがあることが分かっているので、技術力が更に上がり、それだけを海底から揚げることができれば、破壊的な量の資源になると期待している。多国間での共同開発はポイントであり、米国、欧州の技術を借りて一緒に行い、米国にも供給できるようにしていくことが、米国のインセンティブになることを見越して行うべきではないかと思う。

問　南鳥島沖のレアアース開発が経済ベースに乗ってくるようにするためには、実際にどの程度の時間を有すると考えているのか、また、それが可能になった場合、日本の強い外交カードと言えるのか見解を伺う。

答　まずは、ハワイ沖で実績を積んでいるマンガンノジュールの資源開発について、最速で５年以内に行いたい。レアアース泥については、連携しているオールシーズ社とディープ・リーチ・テクノロジー社に新たな泥の採取に関する実績がないため、更に５年必要である。両方の資源開発を10年以内に達成できれ

ば、相当強いカードにできると考えている。

問　南鳥島のレアアースの採掘は、民間と国のどちらが行うのが良いか伺う。

答　国の支援を受けながら民間が行うべきだと考える。中国がダンピングを行った場合にレアアースの輸入価格の変動を抑えるためには、国の支援が必須である。

問　海底資源開発における環境保護に関して、陸上資源開発との比較による環境上の優位性と、それでもなお配慮が必要な課題、さらに、採掘に当たって、水産資源保護上の課題があれば伺う。

答　環境保護については、陸上のレアアース資源は圧倒的に環境負荷が高い。一つは、ウラン、トリウムを伴うという致命的な欠点があるが、海のレアアース泥の場合はそれが全くなく、非常にクリーンな資源というところがセールスポイントであり、夢の泥と考えている。海底資源の開発をすれば環境が汚染されるとの思い込みをされがちであるが、それは、深海の石油開発をしたときに油が漏れてしまい、海鳥や魚が油にまみれたような映像をイメージしてしまうからである。レアアース泥は環境影響を非常に少なく、また、マンガンノジュールも環境に影響を与えないで開発することができると思っている。

　水産資源については、南鳥島は本州から1,800㎞離れており、水産関係者がほとんどいないので、ネガティブな効果は考えられないと思う。

問　研究開発を行うに当たり、政府の支援体制に対する要望を伺う。

答　非常に難しい資源開発に挑戦するので、複数のチームが様々な方法で進めることを全体的に支援してもらえると、大変有り難い。今我々は日本財団の支援を受けているが、その後は国からの支援も受けて進めていきたいという部分はある。その後は民間開発にいち早く切り替えたい。

問　レアアース泥においてもこれまでの精錬技術はいかせるのか、また、現状の



精錬過程の中で有害物質や環境負荷に対して日本の場合どのような形で対応してきたのか見解を伺う。

答　レアアース泥の優位なところは、ウラン、トリウムを含まないことである。それに対して、中国で精錬したものはウラン、トリウムまみれで、最後にこれらを含んだ残渣物が出てしまうが、レアアース泥では全く出ない。

　また、レアアースは17元素の集まりで、日本は、その元素を一個一個分けていく技術が元々進んでいたが、中国も今は同じ技術を持っており、レアアース泥も陸上の資源も行うこと自体は同じである。昔は日本の企業も中国の鉱石を精錬していたが、残渣物の問題は常に起こっていて、少なくとも今の日本ではできないと考える。

問　中国がレアアースに関して市場支配しているが、それは、ウラン、トリウムの除去という非常に危険性が高い作業を労働者に押し付け、安価に行っているからだと聞く。中国は除去したウラン、トリウムをどのように処理しているのか伺う。

答　様々なことが言われているが、そのまま野ざらしにしているという話もある。要するに、粉じんのように周りに拡散させ、労働者というよりは住民の健康被害が出ているということが10年以上前から言われており、そういう問題は大いにあると思う。ただ、中国も環境を考えずに今後も続けることは難しくなっていると感じていると思う。

問　レアアース泥の精錬過程では、今までのものに比べてコストダウンは当然起こってくるのではないかと想像されるがどのように考えるか、また、精錬の技術者の多くは定年を迎えていることに課題があると思うが見解を伺う。

答　今までコストが掛かっていた部分、例えば米国でなかなかできないのはウラン、トリウムの処分の問題があるからであり、それがない分、コストダウンにはつながる。

　もう一つは、今技術者の多くが定年を迎えつつあり、こうした人たちの技術

継承を非常に心配しており、政府にはその点をしっかり行ってほしいと考える。

問　レアアースを精錬する地域に関して、制約の詳細を伺う。

答　例えば、精錬には電気が非常に必要になる。どこで精錬するかを考えたときに、電気料金が東北に比べて九州は安いといったことを考えるべきである。南鳥島で精錬という話も出るが、実際に精錬に必要な電気を確保するのは厳しいと思う。ラボスケール（実験室規模）であるが、我々が取ったレアアース泥を精錬してＬＥＤを作っている。日本は原料を入手できれば、ものづくりまで一気に進めることができる。

問　南鳥島で採取したレアアース泥の精錬所を建てるのにベストな地域は存在するのか伺う。

答　現時点では決め打ちしていないが、できる限り安い地域との観点でいうと九州が良い。レアアースを抽出し、濃縮しながら南鳥島から運ぶことを想定しているが、東京周辺か、あるいは九州の方か、東北か、どの地域が良いのかまだ選定はしていない。

問　電気料金が安い九州で、レアアースの精錬を行う可能性を伺う。

答　可能性は十分にあり、期待している。精錬に掛かる電気料金を考えると九州に相当の優位性があると考える。

問　仮に東日本で原発の再稼働が進んだ場合、東日本の地域にも精錬所を構えていく可能性を見込めるか伺う。

答　既にハワイ沖で取ったマンガンノジュール3,000ｔを青森県八戸市の大平洋金属株式会社に運び、精錬に成功している。電気料金を安くできれば、東北にもチャンスが広がるだろう。ただ、現時点では八戸は少し電気料金が高いと感じる。



問　レアアース泥の産業化には日量3,500ｔが必要とのことだが、来年の政府の採掘試験は日量350ｔと聞く。この辺のスピード感についてどのように感じるか伺う。

答　登山に例えると、戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）と我々の登り方は異なるが、様々な方法があってよいと思う。複数のチームが山頂を目指すという点では、国産の技術開発にも意味があるだろう。

問　レアアース泥をものづくりにつなげていく上での今後の課題と、国としてどのように対応していけばよいか伺う。

答　開発のコストについては精緻な経済性評価を行っている。一般的に、深い海底から揚げて運ぶと相当コストが掛かるというイメージがあると思うが、実は運搬コストはそれほど掛からない。我々だけではなくて、海外の企業もコストを計算しており、ビジネスになると思っているから興味を持つのだろう。コストの見通しは立ちつつあるため、是非我々のプランを理解し、サポートをしてもらいたい。10～20年も掛かっていたら、確実に中国が先に公海上で進めてしまうため、最速で実用化・商用化したいと考えている。

問　レアアース泥の採鉱が商業化された場合、国際的なレアアース価格は低下するのか見解を伺う。

答　様々な企業に使用されて、価格は低下すると言いたいが、今の価格と同じような感じで安定的に供給することが一番重要である。余り価格を低下させるのではなく、開発企業がインセンティブを得られるように、ある一定の価格とすることをむしろ意識した方が良いと思う。

問　レアアース泥を海底から採鉱するには地球深部探査船「ちきゅう」が必須ではないかと考えるが、探査船の存在及び探査船に対する政府からの支援について見解を伺う。

答　南鳥島沖の水深が5,500～5,700ｍのため「ちきゅう」がないと開発できない

のではないかと言われるが、我々が組んでいるオールシーズ社、ディープ・リーチ・テクノロジー社によれば、水深4,300ｍでの実績は既にあり、5,000ｍも南鳥島沖の水深も問題は全くなく、技術的な分岐点、難易度は基本的には変わらないとのことである。まずはマンガンノジュールが揚鉱できることを、次にレアアース泥も揚泥できることを証明する。元々、ディープ・リーチ・テクノロジー社は、我々とのレアアース泥の開発を希望して様々な特許も全部取得しており、開発に向けて既にかなり動いている。「ちきゅう」は研究船であり非常にコストが掛かるので、「ちきゅう」を展開した資源開発は少し違うように感じる。

問　経済産業省が東京都小笠原村に対して南鳥島での高レベル放射性廃棄物に係る文献調査の実施を申し入れたことについて、レアアースの採鉱との関係で懸念されることがあれば伺う。

答　レアアース泥の資源開発は南鳥島から南に250km程度離れているため、基本的にその害や影響を受けることはないと考える。

問　レアアースの精錬には真水と電源が必要とのことだが、仮に南鳥島が高レベル放射性廃棄物の最終処分地となった場合、電気のインフラも得られるため、現地で精錬できるようになるのではないかと思うが見解を伺う。

答　南鳥島が検討されているのは、基本的に住民がいないことが前提になり、そこで人間が活動するのをやめるということだと考える。ただ、地質学者としては、海に放射性物質が漏れていく場合に国際的なコンセンサスを得ることは非常に厳しいと考える。

問　政府は、南鳥島での高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る文献調査の実施について申入れを行った。仮に南鳥島が最終処分地となった場合、南鳥島に高レベル放射性廃棄物を運び込んだ船が帰る際に、マッドケーキ状にしたレアアース泥を載せて運ぶというアイデアについてどのように考えるか伺う。

答　レアアース泥をマッドケーキ状にするというのは非常にすばらしいアイデア



である。南鳥島を高レベル放射性廃棄物の最終処分地とすることについての発言は控えるが、国際的なコンセンサスを得ることは厳しいと思う。今後、様々なところで検討されていくものと考える。

問　南鳥島周辺でのマンガンノジュール開発に関して、過去１年間の実証試験の成果を伺う。

答　2024年の記者会見では、まずどの程度のマンガンノジュールが約100km×100kmのエリアにあるかを報告し、経済性が見込めるかのチェックをした。

今は環境影響評価の前段階の環境インパクト試験を実施している。資源開発の前とそのときと後に、環境がどうなっているかをしっかりモニターすることが重要で、前段階のモニタリングを行っている。恐らく、2027年には相当量を揚鉱するチャレンジを行うことになる。

**【エネルギー政策】**

問　エネルギー安全保障には様々なアプローチがあり、また、短期、中期、長期でも取り組む政策が変わってくる。そのような中、今後エネルギー政策や計画を考える上で、日本の安全保障を持続可能なものにするために外せないポイントを伺う。

答　まずは、日本が持つ原子力技術を維持することである。原子力人材も、東電福島第一原発事故以降の15年間の空白の中で先細りの状況にある。この中で、原子力を活用し、でき得れば新設の原発も造っていくことにより、日本が培ってきた原子力技術を維持発展させることができる。これが非常に大事だと思っている。それから、クリーンエネルギー技術、例えば、化石燃料をクリーンに使うアンモニアあるいは水素といったものはアジア地域に輸出することもでき、日本は技術によって長期的な脱炭素化の傾向の中で勝機をつかんでいくことができるので、この辺りが大事になってくると考える。

問　エネルギーミックスの観点から、今後、日本が再エネ、原子力の割合を増や

していく場合、どの程度を目標とすべきか伺う。

答　第７次エネルギー基本計画では、再エネのシェアを総発電電力量の４～５割程度と幅を持たせている。ただし、これを実現するには、バッテリー及び様々な再エネ技術のコストの低下も必要になり、様々な不確実性がある。

　原子力については、2040年時点で２割程度と想定されているが、既存の原発を再稼働するだけでは恐らく達しないため、ある程度は新増設が必要になる。この実現可能性についても、様々な面で不確実性がある。

問　広島県にある会社が非常に優れた火力発電所を開発しており、$CO_2$も従来の火力発電の10分の１で、非常にエネルギーコストが良いという話を聞いているが認識を伺う。

答　恐らく大崎クールジェン株式会社のことと思うが、火力とＣＣＳを組み合わせることによって$CO_2$の排出をほぼゼロにするという優れた技術と承知している。

　これを商用化するにはまだ課題がある。今後の世界のエネルギーミックスの中で、火力発電を使いながらどのように$CO_2$の排出を下げていくかという知恵が求められており、大崎クールジェンは、日本だけではなく、世界の火力発電所において環境負荷を低下する際の非常に有効なオプションを提示しているものと理解している。

問　大崎クールジェンのような優れた技術が日本にあるのに、どうして国がこれを積極的に支援し、更にこうした火力発電所を新設していかないのか見解を伺う。

答　大崎クールジェンは、石炭火力をＣＣＳと一緒に行っていくもので、これは実証プロジェクトであり、経済性で言えば、海外に売っていくにはまだ高価な技術になってしまうと思う。

　したがって、日本がすべきことは、こういった技術のコストをどのように下げていくかということである。海外、特にＡＳＥＡＮ諸国の中には、非常にプラント年齢の若い石炭火力を抱えている国が多くある。そういった国に石炭火力を使いながら$CO_2$の排出を下げるオプションを提示できることになるので、将来、日本がこの技術の輸出によって便益を受けることもできる。まずはこの大崎クールジェンを一刻も早く商用化できるような技術開発を重ねるということだと思う。

問　国あるいは経済産業省は、大崎クールジェンの技術にかなり注目していると考えてよいか見解を伺う。

答　そのように理解している。

問　政府はアジア・ゼロエミッション共同体（ＡＺＥＣ）に取り組んでいるが、ＡＺＥＣについての評価を伺う。

答　ＡＺＥＣは非常にすばらしい取組である。日本周辺のアジア諸国は簡単に化石燃料から脱却することができない。化石燃料を使いながら、どのようにカーボンフットプリントを下げていくかが課題になっている中で、例えば石炭とアンモニアの混焼であるとか、水素と天然ガスの混焼であるとか、完全な脱炭素ではないが、まず低炭素化をしていく。ＣＯＰにおけるやや極端なエネルギー転換論に対し、現実的なエネルギー転換論を日本と関係の深い東南アジア諸国と一緒に行っていくという意味において、非常に意義深いイニシアティブだと考えている。

**【再生可能エネルギー】**

問　地域と共生する再エネは、国産エネルギーということから、エネルギー安全保障の観点からも重要な電源である。再エネの導入を拡大するために必要なことは何か伺う。

答　20年近く前、再エネはエネルギーミックスの中でも非常にマイナーな位置付けだった。今は再エネのコストが非常に下がってきたため主力電源になる可能性があるとして位置付けも大きく変わってきた。国産エネルギーである再エネ

の導入拡大により、輸入化石燃料の依存度を下げるというエネルギー安全保障上のメリットはある。他方で、日本で大量に導入されてきた再エネの大半が中国製の部品であったことも忘れてはならず、再エネを含めたクリーンエネルギー技術においては、中国が圧倒的な強さを誇っている。さらに、クリーンエネルギーに不可欠な重要鉱物においても、中国がサプライチェーンを掌握している。

したがって、そうしたエネルギーへの依存度が更に増えてしまうと、別の意味での経済安全保障上の問題をもたらす可能性がある。また、再エネ単体では発電コストはゼロであるが、出力変動に対応するための蓄電池、送電網の強化、火力の調整運転といった統合コストも考えなければいけない。再エネは有力なオプションだが、その一本足打法には限界があり、様々なエネルギー源を組み合わせて使うことが日本にとって望ましい方向である。

問　再エネのメリットについて、脱炭素以外に何かあるのか伺う。

答　再エネのメリットは、脱炭素という意味合いしか考えていない。強いて言えば、電力のエネルギー政策的な自立性を高めるという点は指摘できる。ただ、再エネは発電量が小規模であるため、同じクリーンエネルギーである原子力と比べると見劣りしてしまうことから、クリーンエネルギーを普及させるという意味では原子力の方が適していると考える。

答　脱炭素以外には、国産エネルギーであるため、エネルギーの輸入依存度を下げるというメリットはある。また、極めて地域性の高いエネルギーなので、地産地消に貢献するという側面もある。ただ、大規模電源が必要な部分については再エネでは十分対応できない部分もある。したがって、再エネは役割を果たし得るが、再エネだけでは不十分であると考える。

問　再エネ比率が上がれば上がるほどエネルギーコストも上がると考えているが見解を伺う。

答　再エネ導入が広がれば日中の発電量は確保できるが、夜間は確保できない。



固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）の下で電力の消費者に負担が掛かっていることもあり、再エネは使える部分は使ってもよいが、大規模発電の場合は、再エネではなく、人為的に電力量を調整できる火力や原子力を使っていけばよい。

答　再エネ比率が上がったときに電力コストが上がるかどうかは、再エネの技術、コストや、再エネを電力系統に入れる際の統合コストが今後どうなるかによって変わる。第７次エネルギー基本計画策定時の政府の試算を見ると、太陽光や風力等の変動性再エネのシェアが一定以上になると、電力の需給バランスを取るための統合コストが非常に大きくなるとされている。そうなると電力コストが上がる可能性が高い。ただ、統合コストが将来的に変わらないというわけではなく、技術革新等もあると思うので、方向性として、再エネのシェアを上げていくことは日本のエネルギー安全保障にとってプラスであり、そのコストをどう抑えていくかについて、技術開発、あるいは需要面の対応も併用して考えていくことが正しい方向性であると考える。

問　様々なデータに照らしても、再エネは補助電源以外の効果はないのではないかと思うが見解を伺う。

答　補助電源の定義にもよるが、再エネも様々な技術開発が進み、コストも低下してきた。また再エネの安定性を確保するための様々なバックアップ技術についても技術革新が進んでいるため、未来永劫にわたって再エネは補助電源以上の役割は果たし得ないと断ずるのは早計である。再エネのポテンシャルをいかしつつ、脱炭素電源でかつ圧倒的に大量のエネルギーを安定供給できる原子力も使いながら、日本国内で利用可能な再エネを利用していくことが正しい方策と考える。

問　世界有数の石炭、ＬＮＧの輸出国である豪州も、再エネの導入拡大にかじを切っていることについて見解を伺う。

答　豪州では太陽光発電が拡大している。豪州のような大規模な平地の土地で日照時間も確保できるとなると、電源構成の多角化において再エネの導入は重要

であろう。また、豪州は石炭火力の廃止を表明している一方で、輸出分に関しては石炭鉱山の生産を続けるという矛盾したところがある。日本がエネルギーを安定して調達できているのは、豪州が資源大国になったからであり、日本としても豪州の脱炭素と資源開発を技術的に支援していくべきであると考える。

**【原子力政策】**

問　参考人が想定する原発の最大限活用とは、新増設でなく再稼働ということか見解を伺う。

答　まずは、再稼働を最優先すべきであろう。新増設はリードタイムが非常に長く、今の事業環境の下で新増設のための投資に電気事業者が対応できるとは思えず、政策的な手当てが必要になる。まず再稼働を進め、運転期間を延長できるものは延長してできるだけ長く使い、その間に原発の新増設に向けた政策環境を整備する。特に小型モジュール炉（ＳＭＲ）のような新しい炉型は、新たな安全基準を整備した上で新増設については進めていく必要がある。ただし、これは時間が掛かるので、まずは今使える原発を最大限使うことを最優先すべきと考える。

問　東電福島第一原発事故以降に原子力を学ぶ学生が激減している現状への見解と、今後の原子力人材の育成方策について伺う。

答　東電福島第一原発事故以降、原発が休停止している状況で、一時は原発の将来はない、後は廃炉しかないという議論すら聞かれた中で、将来のないセクターに進む学生が減るのは、仕方がないことである。しかし、これまで先人が営々と築いてきた原子力人材、技術を失ってしまうのはもったいない。失わないためには、まずは再稼働を進めること、そして将来の既存原発のリプレースあるいは新規原発の建設の見通しがあること、すなわち日本の原子力セクターは今後も存在し続けるというシグナルがあることが大事である。その意味で、第７次エネルギー基本計画において、原子力を再エネと並べて位置付けて、将来にわたって原子力を活用するという方針が打ち出されたことは、将来の原子力人



材の確保に向けて非常に良いシグナルだったと考えている。

問　小型原子炉へのリプレースについて見解を伺う。

答　小型原子炉は非常に将来が嘱望されている技術である。利点はモジュールになっており標準化しやすいことと、これから原発を導入する途上国がその国の経済規模に応じた原発を導入しやすいことである。日本企業もカナダ、米国と協力しながらＳＭＲの開発に参加をしているので、将来的に日本にＳＭＲが導入される可能性は当然ある。一部の電力会社、例えば関西電力がリプレースを考えていると聞いているが、それは恐らくＳＭＲではなく新型軽水炉ではないかと思う。ただ、技術としてのＳＭＲの将来性は極めて高いだろう。

問　フュージョンエネルギーの可能性について見解を伺う。

答　フュージョンエネルギーには期待しているが、他方で、すぐにでも利用可能になる、あるいは10年後には利用可能になると思われても、なかなか実現してこなかったという現実もある。したがって、2040年頃の段階でフュージョンエネルギーが利用可能な技術になっているとは思わないが、そうした次世代技術の研究開発を行い、実用化の段階に備えた継続的な投資をする必要はあると考えている。

**【脱炭素】**

問　トランプ大統領がパリ協定からの離脱を宣言した一方で、米国国内では企業も市民団体も脱炭素の方向で進んでいると聞くが、日本はどのように対応すべきか見解を伺う。

答　トランプ大統領がパリ協定から離脱をしたので日本もそれに倣うべきとの議論が一部にあると聞くが、日本は脱炭素を放棄すべきでない。ただ、脱炭素政策がエネルギーコストの大幅な上昇につながり、日本の製造業の事業環境を非常に悪化させる場合には、スピードを調整する必要はある。そのための手段は可能な限り多い方が良いと考えられ、原子力は非常に重要な打ち手になる。例

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

えばＣＣＳ、次世代原子炉技術については、脱炭素に背を向けたトランプ政権でも非常に熱心であり、技術によって協力できる分野は当然ある。日米同盟を考えたときに、米国からの化石燃料の輸入は日本のエネルギー安全保障上のプラスになる側面もあり、多面的な協力の仕方を考えていくべきである。

問　産業構造が大きく変わる中で、石炭火力発電所や自動車関連産業で働く人々が職を奪われないように公正な移行を実現することが大事である。気候変動対策自体は不可逆的な流れであるということを踏まえた上で、公正な移行を実現するために政府がどのような対策をすべきか見解を伺う。

答　温暖化対策を行っていく際に一番日本が考えなければならないことは、それがエネルギーコストに与える影響である。エネルギーコストは、日本の製造業の立地環境に大きな影響を与えることになり、また、将来的にデータセンターを含めて電化を進めたいとなると、電気料金が高ければそうした事業が成り立たない。

したがって、公正な移行を行っていく上で一番大事なことは、コストを常に見ることである。例えばエネルギー基本計画で将来のエネルギービジョンを持ったが、エネルギー価格を常にチェックしながら、必要に応じてアクセルを踏んだりブレーキを踏んだりすることだと思う。脱炭素政策については、日本だけが孤立して存在しているのではなく、世界全体で公平な努力が行われないと日本だけが損をすることになってしまうので、他国がどの程度汗をかいているのかということも見ながら行っていく粘り腰の対応が必要だと考える。

問　ＣＯＰ30の概略的な総括及び次のＣＯＰに向けた見解を伺う。

答　ＣＯＰ30で非常に争点になったことは、先進国側が、中国、インドを含めた新興国、途上国に野心レベルの引上げにつながるようなある種のプロセスを作るべきだと主張したことに対し、途上国、新興国が、パリ協定とは元々自主的な目標設定を旨とする枠組みなので、そのようなものを作ることを拒否したということである。



もう一つは、逆に途上国側が、先進国が資金援助することはパリ協定上の義務であるから、その義務の履行に関する作業計画を作るべきだと主張したことに対し、先進国が、財政状況が厳しいことから、これに反対をするという構図があったことである。

三つ目に、途上国側は、特にＥＵで導入が予定されている炭素関税は気候変動枠組条約でいう環境保全に名を借りた保護貿易であるから、これを議論すべきだと主張したところ、先進国側は、これは世界貿易機関（ＷＴＯ）で議論しているので改めて議論の必要はないとしたことである。

四つ目は、化石燃料の利用を克服するロードマップを作るべきだと、欧州諸国と一部の途上国、特に島国といった国々が強く主張したことに対し、ロシアやサウジアラビアといった資源国が、非常に強く反対したことである。

結果的には、途上国が要求していた貿易に関する対話を３年間行い、また、資金援助に関する作業部会が設置されることになったことで、やや途上国側に有利な決着に終わったのではないかと考えている。

問　参考人が説かれている、日本が追求すべき脱炭素に関するコモンセンスについてその具体策を伺う。

答　エネルギー政策を考えるときに、国民にとって最も必要なのはエネルギーの低廉で安定的な供給である。脱炭素も必要だが、そのための手段はできる限り多く持っておくべきであり、使えるオプションは全部使い、その中には当然原子力や化石燃料のクリーンな利用も含まれる。特定のエネルギー源をある種イデオロギー的に排除するようなことはコモンセンスに反するため、コモンセンスが必要であると年来主張してきた。

（２）再生可能エネルギーをめぐる現状と課題（令和８年４月15日）

参考人の意見の概要及び質疑は、次のとおりである。

（意見の概要）

特定非営利活動法人国際環境経済研究所副理事長兼所長　　山本　隆三　参考人

持続可能な社会とは何か、日本社会は果たして持続可能なのか、また、持続可能な社会を支えるエネルギーとは何かという話をする。

持続可能な発展という言葉の定義は、将来世代が少なくとも我々の世代よりも良い生活ができなければいけない、経済的には一人当たりＧＤＰが成長していかなければいけないということである。

その前提として、気候変動問題が深刻化すると経済にマイナスの影響があるだろうということで、気候変動問題に取り組むことが今までの考えにあったが、その考えに異を唱える人が出てきた。マイクロソフト社創業者のビル・ゲイツは、気候変動問題に非常に熱心だと言われていたが、2025年のＣＯＰ30の直前に会議参加者向けのメモを発表し、その中で、気候変動は重要な問題だが文明社会の終わりではなく、気候変動への最善の防御は健康と経済成長である旨を述べている。これは、世界各国が生活水準を向上させれば、気候変動問題や疾病問題に立ち向かうことができるという考え方で、世界では主流になりつつある。

まず、地球の平均気温の推移を見ると、産業革命前から２℃、できれば1.5℃への抑制が国連目標であるところ、既に1.5℃を超えているが、私たちの生活に問題はない。例えば、大きな台風による損害額が増えているとの報道もあるが、それは世界の都市部で人口が増加し、インフラ、資産価値も増加しているので、災害時の損害額が大きくなるという当たり前の話である。すなわち、気候変動以外に都市化の影響等、様々な問題があるということである。

世界の$CO_2$排出量の推移を見ると、リーマンショックやコロナ禍で一時的に減ったが、その後はリバウンドし、増え続けている状況である。

こうした状況の中、世界の関心は、クライメート、すなわち気候変動対策から、アフォーダビリティー、つまり手頃な価格、許容可能な受け入れられる価格を優先することへと移っている。2026年11月の米国中間選挙のテーマとなるのはアフォーダビリティーだと言われている。米国は共和党のトランプ政権だからだと思われるかもしれないが、民主党のニューヨーク州知事も、選ばれた公職者は生活費の負担軽減を最優先事項とすべきである旨やニューヨーク州の気候変動目標を見直したい旨の発言をしている。欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長も、欧州にとって原発比率を低減したことは戦略的な誤りであると発言している。その理由としては、原発により安定的な電源が得られ、アフォーダブルな価格が達成できるからである。このように、国際的には2025年後半頃から流れが変わってきており、その背景には物価上昇、生活苦ということがある。

世界のエネルギー供給の推移を見ると、化石燃料消費量は増える一方であり、$CO_2$排出量は増えている。そこで、化石燃料消費量を減らしていくと、アフォーダブルでなくなる世界になるかもしれない。

日本はアフォーダブルな社会なのかというと、全くそうではない。フランスの民間調査会社による世界32か国の家計に関する調査では、日本は、生活に苦労する、非常に苦労するという人が多く、32か国の中で最低の結果である。米国も生活に苦労するという人は多いが、生活にゆとりがあるという人も多く、これは貧富の差が大きい社会である。日本は貧しい人しかいないような社会になっていると言える。

その背景としては、日本では賃金が増えていないことがある。これは、バブル崩壊から、日本経済は失われた30年に突入して経済成長せず、生産性も上がらなかったため、賃金が増えなかったのである。2020年と2024年のＧ７各国と韓国の平均賃金を見ると、日本とイタリアでは実質賃金が増えておらず、また、日本は韓国にも追い抜かれたというのが実態である。

こうした中で、日本の社会はどうなっているのか。民間給与に関する調査を見ると、2024年は過去最高であった1997年を上回った。しかし、生活状況に関する調査を見ると、生活がやや苦しい、あるいは生活が大変苦しいという人は国民の約６割でありそれほど減っていない。これで先進国と言えるのかということである。

消費支出額の推移を見ると、多くの項目で支出額が減っているが、電気代は減っていない。これは節電しても限度があり減らせないのである。このことから、エネルギーは、私たちの持続可能な社会、生活に影響を与えていることがよく分かる。米の値段がよく話題になるが、世帯平均で見ると、１か月当たりの米代は約3,000円である。一方、電気代は全消費支出額の５％程度の約１万4,000円になっており、電気代の方がよほど生活にインパクトを与えていることをよく考えなければならない。

世界の電源別発電量の推移を見ると、再エネも最近増えているが、３分の２は化石燃料である。

こうした中で、日本の電気料金を考えるときには、再エネ賦課金のことを考えざるを得ない。再エネ賦課金は、2026年５月分から史上最高の１kWh当たり4.18円となるが、これはどの程度インパクトがあるのか。家庭が払う電気料金はおおむね１kWh当たり30円台で、その消費税は３円台となる一方、再エネ賦課金は消費税より多い4.18円となる。電気料金について言えば、アフォーダビリティー達成のためには、消費税よりも再エネ賦課金における対応の方が簡単かもしれない。

ＦＩＴ制度における買取電力量を見ると、家庭用を含めた太陽光発電が７割程度を占め、その買取金額は約４分の３に上る。そして、ＦＩＴ制度が開始された2012年７月から2025年９月までの買取金額は約35兆5,000億円となっている。ここから、再エネ発電による燃料代節約分の金額を引いたとしても、消費者が負担した金額は20兆円を超えている。これだけの金額を使ってどれほど再エネが増えたのか。2024年度の再エネの電源構成は、太陽光で10％程度であり、更に増やすために、私たちはどのような努力をしなければならないのか、ということである。

もう一つ、再エネには安定供給の問題がある。例えば、2024年９月11日に東京電力管内の電力需給がひっ迫したが、近隣の電力会社からの電力の融通により停電を回避した。これは、太陽光発電量が夕方になって落ちていく中、それを補う設備がないために発電できなかったのである。

ただ、日本の一次エネルギー供給あるいは電力供給が減少しており、今までは大きな問題が起きなかった。これは、省エネ、節電の効果もあるが、より大きな



影響として、エネルギー多消費型産業が減速していることがある。この10年間では、安定電源である石油火力の発電設備容量が大きく減っている。

第７次エネルギー基本計画では、2040年度の発電電力量は増加するとしているが、それは、常時、安定的な電気を必要とするデータセンター容量が増加していくからである。これまで、Ｇ７の電力需要は減少傾向にあったが、今後の電力需要は急増する。ただ、日本のデータセンター数は世界第10位で、完全に出遅れており、世界のデータセンター容量のうち、米国が約45％、中国が約25％であり、日本は２、３％程度でしかないと見られる。

データセンター容量を確保するために使える電源は何でも使うというのが世界の流れである。そこで、再エネの問題を考えてみたい。太陽光パネルは規模の経済等によりコストは下がっていき、また、陸上風力発電のコストも下がっていくと予想されていたが、これらのコストはもう下がらない。その理由としては、必要な鉱物、セメントが桁違いに多いからである。インフレの影響を最も受けるのが再エネのコストであり、これは再エネのわなでもある。現下のホルムズ海峡危機で、「化石燃料より再エネを」と言われているが、化石燃料価格が上がるとインフレで資材価格が上がり、再エネのコストも上がる。それは、2022年にロシアが引き起こしたエネルギー危機で実証されたことであり、余り楽観視してはならず、例えば、英国の洋上風力発電の価格は大きく上昇した。日本でも洋上風力発電を実施しようとしているが、日本は欧州よりも風況に恵まれておらず、コストも高いことから、英国の発電価格を参考にしてよく考えなければいけない。

さらに、再エネには安全保障の問題がある。世界の風力発電設備メーカーの３分の２は中国企業であり、中国は世界の洋上風力発電設備の累積導入量の半分以上を占めている。中国政府は、15年以上前から国内に再エネに関する大きな市場を作り、太陽光、風力設備、ＥＶのメーカーを次々に育てていった結果、世界の覇権は中国が握っている状況である。

重要鉱物も同じ状況であり、世界の覇権は中国が握っている。例えば、リチウムは豪州が世界最大の生産国であるが、ほとんどの鉱物を中国で加工している。それは、豪州国内では環境負荷の高い加工ができないからである。

そういう中で、日本は、ＡＩ、データセンターの取組を行わなければ経済成長は望めない。原発を再稼働しても電力不足が見込まれる中、一方で地域別に見ても電力需要は増える見込みであり、これにどのように対応するかが課題である。

**積水ソーラーフィルム株式会社取締役・エグゼクティブフェロー**

**森田　健晴　参考人**

フィルム型ペロブスカイト太陽電池の開発と社会実装に向けた取組について説明する。

私は積水化学工業株式会社に入社後、材料関係の研究所に在籍した。2009年から現在の国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の新エネルギー部太陽電池グループ出向をきっかけに、太陽光発電の開発に携わってきた。積水化学においては、2013年にペロブスカイト太陽電池の開発がスタートして以来、約13年間携わってきている。

積水化学の会社概要を紹介すると、売上規模は約１兆3,000億円、営業利益は約1,000億円であり、創業当初から様々な社会課題に真正面から挑戦してきた。住宅の屋根へのシリコン型太陽電池搭載を本格的に事業化したのも当社である。社会課題を捉えていく中で、現存する事業や技術だけでは難しい部分に対して様々な角度からイノベーションを起こしてきた。基本的には技術で勝つというところがあり、継続強化すべき技術と定義する26の技術プラットフォームを設定し、これを軸として、際立つ技術を新規事業に取り組む形で、各分野での開発を進めている。ペロブスカイト太陽電池も、会社の開発研究を担う高機能プラスチックスカンパニーにおいて、材料を固めていく段階で差別化できる技術を集めていき、最終的に太陽電池の形になった。

我々が取り組むペロブスカイト太陽電池は、材料と住宅に関わる技術と、公共エリアを中心に展開していくという環境、ライフラインの考え方を盛り込んで展開している。そして、2050年の生物多様性が保全された地球の実現、ネイチャーポジティブを目指している中で、気候変動、資源循環、水リスクに焦点を当てて技術開発を進めている。当社の温室効果ガス排出削減ロードマップでは、パリ協定の1.5℃目標も掲げて、製品あるいは製造プロセスでの$CO_2$削減はもとより、サプライチェーン全体での環境配慮にも力を入れている。ペロブスカイト太陽電池も、製品、原材料から最終的な廃棄に至るまで全体で環境貢献していくとの姿勢で進めている。

第７次エネルギー基本計画では、再エネ比率や太陽光比率の目標が相当挑戦的な数字になっており、2040年までにペロブスカイト太陽電池の20GW導入を達成するとされている。一方、現在、日本の平地面積当たりの太陽光設備容量は主要国の中で最大級であり、その結果、メガソーラーによる環境破壊等の問題が生じている。

その中で、当社が取り組んでいるペロブスカイト太陽電池の位置付けについて述べる。様々な種類の太陽電池の中で、シリコン型太陽電池は市場の90％以上を占めている。日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池は、最初に作られた2009年頃にはまだ変換効率が３～４％だったが、2012年に固体型ペロブスカイト太陽電池が開発されてから研究が一気に加速して、現在は27％程度の変換効率まで出ている。これは、従来のシリコン型太陽電池の最高効率にほぼ追い付き、あるいは追い抜いたという状況であり、変換効率が年々上がっている。

ペロブスカイト太陽電池の種類としては、フィルム型、ガラス型、タンデム型がある。私が始めた当時も、ガラス型は既に市場が存在し、サプライチェーンも含めて相当部分が海外に取られてしまっていた。シリコン型太陽電池にペロブスカイト太陽電池を乗せるタンデム型であれば、シリコン型太陽電池よりも高い効率が狙えるとして注目されている。ただ、ガラスを使う点でコスト的にも限界があるため、我々は得意とするフィルム型に特化している。

フィルム型の特長は、軽くて薄くて曲げられるために、使いやすく、どこでも置ける点だけではない。主原料のヨウ素は、日本の生産量は世界第２位、埋蔵量は世界第１位とされ、国内で調達できるため、安全保障上、心配ない状況である。

加えて、太陽電池としては１～３㎜程度、従来のシリコン型太陽電池に比べて10分の１～20分の１程度と非常に薄く、重さも10分の１以下で非常に軽いため、省資源という点が一つの強みである。原料の供給から最後の廃棄に至るコストも

かなり抑えられ、変換効率は同じ水準を目指せる。

現在、耐久性はまだシリコン型太陽電池に追い付いていないが、技術的にはほぼ20年の水準まで達成しているので、将来的にはシリコン型太陽電池に遜色ない耐久水準に持っていくことができると思う。既に経済産業省やＮＥＤＯの支援を受けて１ｍ幅での技術開発の段階に進んでおり、製造技術の段階に来ている。最終的には流通・設置・メンテナンスあるいは廃棄に関わるコストを一気に下げていくことができる可能性があり、社内だけでなく社外連携を強化して進めている。

国のグリーンイノベーション基金（ＧＩ基金）による補助を受けて、大学、研究機関と加速して要素技術の研究開発を進めている。変換効率、耐久性が非常に重要なポイントであり、耐久性が倍になれば発電コストは半分になり、変換効率が向上すれば、発電効率も良くなるため、追求し続けないといけない。

さらに、製品化の段階で重要なのは、耐久性の加速試験である。耐用年数は研究室の加速試験でしか評価できていない。実際の耐久性についてどこまで持続するかという加速係数が、保険や保証の問題に直結するため、非常に重要である。

当社のフィルム型ペロブスカイト太陽電池は、ようやく2025年に１ｍ幅の技術開発が完了し、それを量産化すべく、2030年度に向けて製品性能と生産効率の向上に取り組んでいる。連続でフィルムを作って、セルとしては数百ｍ一気に作るロール・ツー・ロール技術は、現在は１ｍ×１ｍあるいは数ｍというモジュール形にして提供しているが、将来的に一層長尺になれば施工費用も下がっていく。

ここまで加速できた理由として、当社の革新的技術、差別化技術である封止樹脂の技術が挙げられる。ペロブスカイト太陽電池は、変換効率が非常に注目されているものの、実は水分、湿度に非常に弱く、耐久性が極めて低い。我々が研究開発を始めた当初は、翌日には劣化してしまう状況であり、改善に苦慮していた。液晶ディスプレーの封止技術を使って、湿度から守る技術が確立すると、連続して作れるようになり、開発が進んだ。ペロブスカイトは、湿度だけでなく光にも弱い性質があるが、それも材料の技術で克服した。こうしたことで量産に向けた連続作成が可能になり、製造ノウハウも蓄積できた。フィルム型については、現在、我々が先頭をけん引して他の追従を許さない状況だと思っている。



連続作成が可能となったため、社会実装に向けた実証実験を始めている。まず、量産しないとコストが下がらない。コストを下げるためには設置面積を広げていく必要があり、可能なところから設置していく。コンパクトに置くよりも大規模に置いていく必要があることから、$CO_2$が効率良く削減できる公共エリアに、現在次々に展開している。

公共施設の中でも、最初は体育館や工場の屋根といった軽量屋根を主なターゲットとし、実証を強化している。例えば、2023年のＧ７広島サミットでの展示に加え、2025年の大阪・関西万博では総延長１㎞程度のバスシェルターの屋根250ｍにわたりペロブスカイト太陽電池を置き、半年間、夜間の電力を全て問題なく賄った。また、東京都千代田区内幸町の再開発ビルのスパンドレルという防火区画に、外からではなく室内から1,000kW分の太陽電池をはめ込む形の実証を行い、設置に加えて、メンテナンスや交換部分のコスト低下の必要がある点も視野に入れて進めている。さらに、当社の大阪本社ビルでは、１ｍ角の太陽電池を48枚設置して、性能を確認しながら、実際の電力としても使用している。

今強化しようとしているのは、体育館の屋根への設置である。まだ事業化開始段階でコストが掛かるため、防災拠点とされて電気がないと困る所を先行して進めている。例えば、学校は、ふだんは昼間に電気を使うことに加え、有事の際には避難所となるため、そこへ電力を供給することができる。

こうした形で、次々と設置面積を広げていくことによって、当社の量産コストが下がっていき、最終的には、設置や廃棄のコスト等全てを含めて、シリコン型太陽電池よりも安くなるところを目指していく。

東京国際クルーズターミナルでは、曲面や壁面等の様々な場所で実証を行っている。設置やメンテナンスの費用対効果が良い所に展開していくことで、全体のコストが今後より一層下がっていき、併せて社会実装も進むだろう。

国の補助なしで独立して進めていける水準として１GW級を超えることが必要であり、そこまで行かないと世界に打って出るのも困難なため、事業化してしっかり進めていきたい。

2025年１月に積水ソーラーフィルム株式会社を設立した。株式会社日本政策投

資銀行の出資も入っている。現在は、積水化学から基礎技術を取り込み、製品設計から販売部分を中心に進めるが、将来的には、オールジャパンでサプライチェーンを展開すべく、国内の強い材料、技術等を取り込みながら全体で連携し、国に貢献したいと考えている。

政府施設への率先的導入も展開しながら、官民協議会等で各省庁の協力を得ながら社会実装に向けた取組を進め、コストも下げていきたい。

2026年３月にフィルム型ペロブスカイト太陽電池製品の事業化の開始を発表し、元のシャープ堺工場において、これから100MW、更には１GWの水準を目指している。これからも、社会課題を未来に残さないという方針の下、技術で勝負しながら事業で貢献していきたい。

**特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所主任研究員**
**名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程　　山下　紀明　参考人**

地域にとって望ましい再エネの適切な推進について説明する。

背景としては、化石燃料依存のリスクと太陽光・風力を中心とした分散型エネルギーへの転換がある。日本は2021～2025年に120兆円超の化石燃料を輸入している。加えて、ホルムズ海峡危機が発生しているので、電気料金に関しては、燃料調整費等が今後大きく影響してくると考える。すなわち、化石燃料依存度を下げることは、国富の流出防止やエネルギー安全保障に資するものとなる。

原子力に関して、稼動しているものは電気料金の安定効果があるが、計画外停止のリスク、展開の不確実性、そして、新しい原発は欧州でも建設費が非常に高騰しているので、コスト上昇のリスクも大きいと考える。

国内では2012年度以降、太陽光と風力を中心に拡大してきたが、課題が顕在化している。第７次エネルギー基本計画の目標と、導入スピードにブレーキが掛かっている現実の間には、大きなギャップがある。太陽光、風力は一定量増えたが、従来からの制度の見直しの影響、系統制約や出力抑制等がある上に、地域のトラブルが増えている。受容性の低下、すなわち地域の受入度合いについては、日本全体として立地地域も下がっている。国及び自治体の規制は非常に増えている。



悪い再エネという表現があるが、規制に違反するものは減らしていくべきである一方で、良い再エネに対して誘導するインセンティブを付けていく施策はまだ議論の途中であり、不足している。

国際的な分散型エネルギーへの転換と競争は始まっている。例えば、一時的に中国の太陽光パネルの価格が30％上がったとしても、量産すれば下がっていくのは経済的な常識であるので、長期的には下がっていくものと考える。風力に関しても、経済産業省の働き掛けによって、日本にデンマークの風力発電会社の工場を造るという動きもある。こういった多様化は非常に有望だと考える。

また、従来の太陽光、風力では、電力系統への影響、慣性を制御できないとされているが、今は系統の安定化に資する蓄電池が出ている。さらに、課題はありつつも、再エネ100％の電力調達を求める企業が増えているなど、企業の調達行動、立地も変化している。

以上のような背景を踏まえて、提言を述べる。

一つ目は、地域にとって望ましい再エネ推進のための原則と仕組みが必要である。私は、自治体の支援を中心に活動しており、様々な所に行くが、望ましい再エネについて地域の人に聞いた場合、答えられる人はほとんどいない。せいぜい太陽光の話があるくらいだが、太陽光にもたくさんの種類がある。屋根に置くのか、技術はどれを使うのか、営農と両立できるのか、自然を破壊せずに両立するような太陽光であればいいのかといった点を含めて望ましいものは何かということを徹底的に議論し、それを目標値と整合した形で規制と誘導策を講ずる。第７次エネルギー基本計画の目標と今の支援策は整合しているのか、地域にどんな付加価値をもたらすのか。環境省の言い方であれば、地域に裨益する再エネということになる。

また、地域の持続可能性については、本が１冊書けるぐらい非常に深い議論が行われている。例えば、弱い持続可能性と強い持続可能性という議論がある。資金と技術で全て解決する弱い持続可能性を目指すのか、自然に本質的な価値を認める強い持続可能性を志向するのか。国も地域も考えるべきことはたくさんある。

その際、再エネはどのように地域に役立つのかを議論する必要がある。そこで

役立つのが、地域主導で市民参加型の仕組みや、それを支援する中間支援団体を作ることである。どの種類の再エネをどこにどれだけ入れるのかという、再エネゾーニングを行うべきである。加えて、地域にとって望ましい再エネのチェックリストを、自然保護団体や社会学者たちと一緒に作ってきたので、参考にしてほしい。さらに、欧州で始まった気候市民会議が地域の考え方を決める上で非常に役立つ。地域が信頼を構築するプロセスを作り、地域自らが作るエネルギー事業を増やしていくことが重要と考える。しかし、それを地域だけで行うのは難しく、都道府県、市町村の行政だけでも難しい。それならば、地域に伴走する第三者的な中間支援団体をトレーニングして増やしていくこと、今でも温暖化に関しては、地球温暖化対策の団体が各都道府県や政令指定都市に存在し、地球環境パートナーシップオフィスや環境省の地域事務所もあり、これらをいかしていくことが重要と考える。

二つ目の提言は、良い再エネへの個別誘導策が必要である。太陽光発電は、20％高くなっても家庭の電気料金より安くすることは可能であり、蓄電池も含め、総合的に安くしていく。これからも電気料金が上がっていくのであれば、今のうちに導入しておいた方が安くなる。例えば、東京都では住宅用太陽光設備や蓄電池が増えている。これは、補助金に加え、様々な普及啓発の効果もある。こうしたものを国やほかの自治体でも行うことは可能であり、住宅メーカーや建築業界と連携することも有用である。駐車場のソーラーカーポート、屋根ではなくベランダに付けるプラグインソーラーやベランダソーラーについては、安全性を担保し、「建築基準法」や「電気事業法」との整合を取っていく。このような規制緩和をすることは家計対策にもなる。また、金融機関との連携も重要となってくる。

次に、農業をしながら太陽光を行う営農型太陽光発電は農業政策として、特に中小農家を支援するためにも手続の効率化と政策的な誘導が必要だと考える。営農型については現在、議論され、規制やプロセスを厳しくして悪質なものを減らす流れになっているが、導入するための手続の効率化や知見に係るデータについては公開されていない。既に様々な実践の知見が国に集まっているので、情報のデジタル化を進めて有効に活用すれば、様々な人が多く挑戦できる分野になると



考える。地域共生型、自然共生型の再エネに誘導していくために、需要家とマッチングする仕組みや地域での認定に基づく支援策も必要である。

三つ目の提言としては、分散型エネルギーへの転換を環境政策ではなく、エネルギー安全保障、産業政策として進めることである。

化石燃料の価格が上がれば火力発電のコストも上がり、再エネとの差が縮まるため、再エネ賦課金は15～20％抑えられる効果がある。

再エネが増えたときには、電力系統用の蓄電池やグリッドフォーミング（電気の周波数や電圧を一定に保つ）機能を持つ蓄電池、需要を調整するディマンドリスポンス等の本格稼働により、電力系統を安定化していく。

様々な個別技術の発展だけではなくて、その組合せ、統合により、その果実を取っていくことが重要だと思う。中長期的には、電力系統や容量市場の再設計等の問題があり、短期と長期、中長期で考えていくものと思う。

以下、これまでの説明の補足をする。

メガソーラーは、全国で7,000～8,000件ある。その中で一定数トラブルがあり、水害や土砂の流出のような自然災害が起こる可能性に対する反対、景観、生活環境、反射光等、自然保護に対する懸念が主な理由になっている。これらに対して、様々な取組が進められているが、その狭間でトラブルが生じてきた。今回、メガソーラーに関する対策パッケージの議論が行われる中で、このままでは良い再エネ事業、太陽光事業を行うインセンティブまで失われるおそれがある点が課題と考える。

トラブルや潜在的なトラブルの要素はまだ多く、その根底には日本の土地利用開発制度の問題がある。多くのトラブルは適法であるが、それに対処していくことが非常に重要であり、トラブルの種を減らしていくと同時に、地域主導型や地域との協働、自然共生型のような広く受容される再エネを増やしていくための仕組みと社会的合意が必要と考えている。

良い再エネに対するインセンティブの制度も必要である。例えば、ドイツでは、将来の風力発電の目標を満たすために、自治体が地域で議論した上で、ポジティブゾーニングという適地を定めなければならないとされている。こうした形で目

標値と整合したゾーニングを行うことが非常に重要である。

ビジネスモデルとしては、企業や市民団体が地域主導型や自然共生型の事業を創り、プロセスや結果の正しさを認識して信頼を獲得する必要がある。その社会的仕組みとして、チェックリストや認証を民間で進める中間支援団体を創っていきたいと思っている。

地域主導としては、コミュニティ・パワーの三原則がある。地域の利害関係者がプロジェクトを所有し、意思決定を自分たちで行い、結果として地域の社会的・経済的便益が地域に分配されることが主な内容となっている。一般的に小規模でビジネス効率は悪いかもしれないが、時間を掛けてでも合意し、受け入れられない再エネになることを防いで、増やしていくためにも有用であると考える。

気候市民会議については、東京都多摩市の例を挙げると、会議をする前は、脱炭素を進めると生活への質に悪い影響があるとする意見と良い影響があるとする意見は、共に約２割だったのが、議論をすることで約７割が良い影響を与えると認識が変わった例もある。このようなことを各地で取り組むことが重要である。

**（質疑）**

**【エネルギー政策】**

問　ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊張の高まりという現状を踏まえて、エネルギー安全保障の観点から国際協調の在り方を改めて早急に考えなければならない時期ではないか見解を伺う。

答　1973年の第１次石油危機のとき、日本の一次エネルギー供給の４分の３程度は石油であった。発電の８割近くも石油であり、西ヨーロッパもほとんど同じ状況であったが、米国だけは既に天然ガスを使っていた。石油危機により脱石油を進めなければいけないということで、西ヨーロッパ、日本が共に脱石油を進めた結果、天然ガス、輸入石炭、原子力も使うようになった。ただ、日本では依然として35％を石油に依存し、これは世界的に見ると少し多いが、日本の産業が天然ガスではなく重油で製造していることにも関係している。

エネルギー問題の難しいところは、生産地が偏っていることである。例えば、



石油は、米国、ロシアもあるが、中東が中心になる。天然ガスはマレーシア、豪州もあるが、やはり中東になる。欧州は脱石油を進めた結果、ロシア依存になり、日本は石油の95％を中東に依存することになった。エネルギー生産国が地域的に偏っている中でリスク分散を図ることは難しく、世界はエネルギーで分断される側面が非常に大きいというのが、最近５年ほどの傾向と考える。

西ヨーロッパ、特にドイツは、ロシアとエネルギーで相互依存すれば摩擦を避けられるということで進めてきたが、それにより大きな依存を作り出してしまった。国際協調をしようと思っても、そもそもエネルギー問題は分断を生む性質があるのではないかと考える。今回のホルムズ海峡危機でも、ロシア、中国はメリットを受けており、このことが分断につながっているのではないかと思う。

問　ＡＩの活用等を考えると、安定的で安価な電力供給が必要である。今後の産業競争力を守っていくためのベストなエネルギー政策の在り方について見解を伺う。

答　この10年間、電力需要が下がっていたが、データセンターや半導体の影響で、今後電力需要が爆発的に増えていく可能性がある。欧州、米国、日本、中国の競争は、いかにアフォーダブルな電源を確保するかという世界になっており、そこで大量の電源をどのように確保するかは非常に難しい問題である。

例えば、米国の共和党地盤の州で再エネの導入が進んでいるのは、風況と太陽光に恵まれている州が多いからである。米国は作れる電源は何でも作らなければいけない状態で、電力需要が伸びると予想して、原発の建設も活発化している。ガスタービンも不足し、発注をしても４年待ちという状況である。そのため、再エネしかないということで、導入が進んでいる。ただし、米国でも競争力がある州でしか再エネは進んでいない。

日本もよく考えながら、大量の電源をどのように確保するのか、戦略を練る必要があると思う。

問　参考人の論調は、再エネよりは原子力に比重を置くことで、個人の電気料金を下げ、また、産業用ではデータセンターの需要がある中で、安価で安定的な電源が確保できるためと理解したが、この認識に違いないか伺う。

答　そのとおりである。安価、安定的な電源ということであれば、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が指摘したとおり、原子力に依存するしかないのではないかと考える。ただし、日本の場合は時間が掛かり、すぐにできるものではないので、その間にデータセンターが国外に流出してしまうという大きな問題に直面している。

問　再エネはアフォーダビリティーの観点から厳しいという見方をすると、安定供給の点から、中期的にも将来的にも必要な電力を賄えるのかという問題に直面すると思うが見解を伺う。

答　原発の新設あるいは建て替えには、15～20年掛かる可能性がある。その間何もしないと、ＡＩ産業は日本に根付かない。そうなると日本の産業が成長しなくて給料が伸びず、失われた40年、50年になっていくため、何とか電気を確保することを考えなければいけない。原発の再稼働を前提にしても足りないとなると、再エネもコストの安いものは活用するしかなく、とにかく発電量を確保するということになると思う。

　問題は、再エネには空間と時間のコストがあることである。空間のコストとは、洋上風力が典型であり、遠隔地の電気を消費地に運ぶためのコストである。時間的なコストとは、風力発電であれば、風が吹かないときに発電する設備のコストである。これらを考えると、アフォーダブルな再エネは、残念ながら日本にはそれほどないと思う。また、再エネは、建設時以外は日本の雇用の形成に余り貢献しないということも考える必要がある。

問　持続可能な発展において、次世代が我々世代よりもより良い生活とするための大事なポイントは何か伺う。

答　経済成長である。失われた30年を失われた40年にしないことであり、それにはＡＩの活用が欠かせない。失われた30年の原因は中国と真っ向から競争して負けたことである。競争に勝つにはＡＩをうまく活用する必要がある。





**【再生可能エネルギー】**

問　第７次エネルギー基本計画で2040年度の再エネ比率を４～５割程度とすることを目指している中で、再エネはベースロード電源になり得るのか、また、何を進めればなり得るのか伺う。

答　残念ながらならないと考える。なぜなら、蓄電池と組み合わせなければ安定化は無理であるが、現在蓄電池コストが上昇傾向にある。その結果、再エネと蓄電池の組合せでは、電気料金は上昇する。アフォーダブルでなければ可能だが、アフォーダブルな世界では再エネ比率を４～５割にすることは非常に困難だろう。

答　再エネを最大限いかすためには、エネルギーの地産地消が重要である。エネルギーの地産地消を徹底的に進めることにより、蓄電に関するコストも極力減らせる。最も電気を使用する昼間に発電し、その時に使う形が、コスト削減には最も有効な方法であると考える。

答　ベースロード電源になる必要はない。既存の発電所でも、地熱発電やバイオマス発電のように安定的で調整可能なものもあるが、太陽光、風力については、経済学的な追加コストが掛からないので、マーケットで次々に売れていく中での柔軟性の確保・向上に向けた制度設計が必要になる。

　そのための系統運用を含めた電力システム改革や、蓄電池をいかに安くしていくか、さらに、どこの国と付き合っていくのかということを含めて、戦略的に考えていくことになる。

問　第７次エネルギー基本計画では2040年度の再エネ電源の比率を４～５割とする方向性を示しているが、この路線を突き進んだ場合、エネルギー安全保障や国民生活はどのようになると考えるか伺う。

答　はっきりしておかなければいけないことは、４～５割に達することはないだ

ろうということである。仮に達するようなことがあれば、日本経済は衰退して、給料が更に下がる状況に陥ると思う。

問　再エネ比率を上げると産業用の電気料金が上がり、日本は確実に国際競争力が落ちる。日本の国力を下げずに経済力を維持するためには、発電電力量に占める再エネの比率は何％程度までが適正か伺う。

答　産業用電気料金は重要であり、ドイツ政府は、2026年から産業用電気料金への補助を始めている。産業用電気料金を米国並みにすることが一応目標と言われている。ドイツ経済は日本と同じで、先進国の中では珍しくＧＤＰの20％を製造業に依存している。しかし、ロシアエネルギー危機以降、ドイツでも製造業が疲弊している。特に、エネルギー多消費型産業が非常に生産を落とし、国外へ流出している。ドイツ政府はそういう危機意識で政策を進めている。

再エネが増えると電力供給が不安定化するが、この点日本の場合は特殊な事情がある。2012年にＦＩＴ制度で再エネ支援が始まったが、同時に2016年に電力産業、電力市場の自由化を行った。支援をしながら一方で自由化をするという不自然なことをした結果、電力会社が利用率の低い発電設備、石油火力を維持できなくなった。電力市場の自由化の中では赤字の設備を維持できないのは当然であり、加えて、再エネが増えると火力発電の利用率は更に下がる。火力発電を更に維持できなくなるような政策を同時に行ったのは失敗だったと思う。

これから電源が足りなくなるので、再エネも増やす必要があるが、その大前提はアフォーダビリティーと競争力がある再エネということになるだろう。それが日本にあるのかというと、非常に疑わしいと思っている。洋上風力発電設備は英国でも20～40円となっている時代に、英国北海の風況の半分程度しかないと言われる日本で導入したら、日本は競争力を失うだろう。

問　原発は電気料金に明示されない巨額な費用が掛かり、経済合理性はない。安全性や持続可能性の観点からも再エネを主流にすることが重要である。一方、



ホルムズ海峡が封鎖されたことで、化石燃料の依存度を下げることが重要になっているが、逆に日本は石炭火力発電の稼働率を引き上げることになっている。このようなときだからこそ再エネへの転換を進めている国もあると聞くが世界の動きについて伺う。

答　2025年の世界の再エネ業界の一番大きなニュースは、2025年前半の６か月で、石炭火力を抜いて再エネが世界最大の発電源になったということである。世界的に様々な危機が起きているにもかかわらず、再エネが世界全体で増え続けているのは、環境のためではなく、経済合理性があるからである。

例えば、米国でもトランプ支持者が多い州の方が、再エネが増えているというデータもある。それは経済のためであり、特別に何かをしなくても増え続けている。洋上風力のコスト高や、中国の太陽光パネル価格の上昇により、短期的なコストの上下はあるものの、中長期的には、経済性も含めて導入されていくと考えている。

問　日本における再エネの中で、あえてアフォーダビリティーがあると言える分野はないか伺う。

答　都市部の近くで発電できる、要するに送電コストを余り要しないことを考えると、可能性として、太陽光が一番アフォーダビリティーはあると思う。しかし、日本にはもう太陽光パネルを設置できる場所が非常に限定されている。したがって、積水化学が進めているペロブスカイトのコストが非常に下がるのであれば有望だろうと思うので、期待したい。

問　自治体に人材がいない場合、また、地域のコミュニティが希薄になる中で、再エネの導入に係る合意形成をより丁寧に行うには、地域主導、市民参加型の仕組みの構築には中間支援が大切だと思うが、どのように構築していくのか伺う。

答　合意形成には、首長主導のもの、自治体主導のもの、民間主導のもの、住民主導のものと多くの形があり、そのパターンに応じて中間支援の方法も変わっ

てくる。中間支援団体が行政を支援することもあり、また、スピード感が速い民間を支援するならば、かなり営利的な伴走支援といったものになる。

合意形成も全員が納得して始めるということはない。再エネの開発とトラブルに関しては、ウィキッドプロブレム（厄介な問題）という社会学の用語があるほどで、単一の解決策はない。試行錯誤しながら様々なものを試しつつ、一つ解決したら別の問題が出てくるというある意味終わらないプロセスであり、一つのルール等では解決しない。だからこそ、地域に伴走して丁寧に合意形成、支援していくことが必要である。

ただ、原則としては、最初にこの地域で何を目指すのかという目標に沿ったゾーニングをする。このゾーニングのプロセス自体を誰もが納得するように、どのような再エネなのか、場所はどういう所か、どういう条件の企業と一緒に進めたいのか、地域の持続可能性や経済性にどのような影響があるのかといった議論をしていくことが始まりになる。その後、プロジェクトの合意形成が出てくると思う。

問　再エネ導入に関して様々な問題が起こっているが、再エネの技術や設備に問題があったのか、それとも政策に問題があったのか、問題の所在について伺う。

答　問題は、大きく分けて３階層になっていると考えている。

まず、太陽光は、技術として特に入れやすく、場所を選ばずに設置できるものを高い買取価格で行ってきた結果、いわゆる乱開発が起きていることがある。

次に、日本として再エネを進めるための準備をしてきたのかということがある。どのような土地での設置を認め、農業との兼ね合いはどうなのか、また、系統制約のことが言われるが、再エネに合わせた系統を中長期的に考えてきたのかという準備不足もある。

そして究極的には、日本の政策自体が土地利用・開発に対してかなり有利になっていることがある。1960年代の高度経済成長の頃や、1980年代のバブルの頃に土地開発が大きな問題になったが、太陽光でも同じような問題が出ている。それを再エネゾーニングのような形で、行わない所と行うべき所、また、行うべき場合は、どういう条件で行えば地域に対して経済効果や付加価値をもたらすのかという点を整合させていく必要がある。



問　都市部と、農村地帯におけるこれまでの再エネ導入例の中で、非常にうまくいっている取組を伺う。

答　都市部においては、住宅や店舗等の屋根がまだ空いているため、そちらを増やす。ベランダソーラーやプラグインソーラーは、持家でなくても導入可能であり、非常に新たな可能性があるため、是非、規制緩和も含めて安全性を担保して進めていただきたい。

農村地帯においては、営農型太陽光発電を農業者主体で進める。「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」の適用は、市町村全体の計画を変えるようなものであり、大規模なところしかできない。中小経営のところでも積極的に挑戦して、若手の農家を増やしていく。急増している耕作放棄地等を引き取り、例えば、営農型にすると収量は約２割低下するが、農地を1.5倍にして全体として増やしていくという挑戦を後押ししていく。そのためのプロセスの効率化や事例の共有、例えば、こういう作物はこういう光の割合でうまくいくといったところを進めていくことは非常に重要だと思う。

問　地域に貢献する再エネの取組に関する全国の事例及び再エネならではの良い点を伺う。

答　おひさま進歩エネルギーが、日本における地域のエネルギー事業のパイオニアである。2004年から環境省の支援を受け、私たちも支援して、全く再エネがないところから太陽光パネルを幼稚園や市営の建物等に設置し、地域で経済を循環していくことを約20年続けている。当時、地元スタッフは１人だったが、今は10数名で、Ｉターンの雇用もある。さらに、自然共生型による新しい取組や水力発電所を地域の合意も得ながら造っていくこともしている。

ほかにも、私たちは全国ご当地エネルギー協会の事務局をしており、50以上

の団体が加入している。また、電気の小売と再エネの開発も行う地域新電力を進めている一般社団法人ローカルグッド創成支援機構という団体もある。小さくとも、地域に受け入れられ、地域に経済効果をもたらしている良い事例は多くある。

そうした小さな取組を経済性とルールだけで排除せず、地域の良い取組として支援することも重要である。

問　メガソーラーを災害時に活用するに当たって、マイクログリッド等その活用方法について見解を伺う。

答　マイクログリッドに関しても、緊急時だけの利用であると非常にコストが高くなるので、平時も使いながら緊急時には独立できるといったものができれば理想的である。蓄電池も同様で、緊急時しか使わない蓄電池は割に合わないので、平時から使いながら緊急時にも使えるようにする。これは、防災全体の考え方、レジリエンスそのものだと思う。

問　熊本県阿蘇市にもメガソーラーが設置されておりトラブルも実際にあるが、メガソーラーと共生するための方策を伺う。

答　阿蘇にも様々なメガソーラーがある。地元では、様々な議論を行って皆で納得して決めて、今まで管理し切れなかった部分を有効活用してもらっているが、周りの人、訪れる人からは余り評判が良くなく、悩んでいる人もいる。その意味では、地域共生にも様々な層がある。地元は納得しているが、ほかが納得していない場合や、土地の所有者が地元に全然帰らず、地元の人が余り良く思っていない場合等、多くのケースがある。

ただ、地域内外でなるべく合意形成をしていく努力はしていかなければいけない。その中で地域への付加価値をどういう形で作るのかが課題となる。太陽光発電を設置すれば経済効果があるというのは非常に分かりやすいが、それは一要素でしかない。途中のプロセスに信頼がない中で、設置したら収益が得られるとなっても、逆効果になってしまう。



プロセスの中で信頼関係を構築し、結果にもしっかり関わることができ、ビジネスモデルとしても制度としても誘導していくことが大事であり、経済性とルールだけで縛ってしまうと、皆最低基準に張り付いてしまう。良いものを増やすためには、よりインセンティブを高める必要があり、制度的に支援すること、認定、認証することでも可能である。自然共生型のような新しいタイプの付加価値を始め、営農型太陽光発電を行うことで農業の電化に役立つとか、レジリエンスに貢献するなど、様々なタイプの付加価値があるので、それをできるだけ広め、評価することが重要である。今は正直者ほどコストが掛かっているが、合意形成をしっかり行い、地域に付加価値を与える正直者をより高く評価するように、ビジネス的にも制度的にも誘導していくことが重要である。

問　ＳＮＳ上でメガソーラーに対する否定的な意見が流布されているが、自然環境破壊の懸念なのか、排外主義的な文脈なのか分からないところがある。2025年12月、政府はメガソーラーに伴う開発規制を強化したが政府の取組についての評価を伺う。

答　海外の論文では、右派ポピュリズムに強い政党が、再エネ、特に太陽光における景観、生態系への影響を中心に批判しているとするものがある。

政策パッケージに関しては、我々も、常日頃、自然や生物多様性の保全に関する日本の制度は弱過ぎると考えており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）の改正等を含めて、守るべきところはしっかり守っていくべきである。一方で、一部の悪い再エネを規制するために全てを根こそぎ刈ってしまうというのも問題である。最低限の基準を定めつつ、より良いものを引き上げていくインセンティブを付けていくことが必要で、この議論を正に行っている。

問　諸外国では、再エネ発電施設が現地の生態系を破壊しないようにするための取組の費用について、事業者、自治体、国との間でどのように分担しているのか、日本で同様の取組を広げるために参考とすべき費用分担の在り方を伺う。

答　誰がどのコストを負担するのかということは、非常に重要な論点である。ドイツの制度では、自然共生型の取組をしたところにのみ、ＦＩＴ・ＦＩＰ制度に相当する支援がある。国の補助を受けるのであれば、必ず果たさなければいけない要件がある。また、ＰＰＡと呼ばれる発電所と需要家による直接契約の場合には、国の費用を入れずに、自然共生型に係る費用も含めた価格を評価して需要家が買い取ることになる。

自然共生型は日本でも少ないので、全てを国が負担するというよりも、幾つかのパターンで出してほしい。良いものを正当に評価すれば、それを買手は評価するので、自然共生型であるという国のお墨付きがあれば高く買われる。直接負担も一つの方法であるが、認定、認証等も一つの方法であり、それは企業で負担していくことにもなる。

問　これまでの日本のエネルギー政策において洋上風力発電は、再エネの切り札とされて、大量導入による習熟効果でコストが劇的に下がっていくというシナリオが描かれてきた。しかし、ロシアのウクライナ侵略など国際情勢による資機材価格の高騰でそうした前提が崩れてきていると感じる。インフレ下において、他電源に比べて数倍もの資機材を必要とする洋上風力のコスト構造そのものが今の国際情勢に適合していないものではないかと考えるが見解を伺う。

答　指摘された問題に加え、産業振興もよく考えなければいけない。日本ではかつて、大手重工メーカーが風力発電設備を造っていたが、今は１社もない。欧州と中国勢への競争力を持てずに撤退したためである。それをまた一からサプライチェーンを作るというのは、夢物語ではないかと思う。

洋上風力は設備や部品が多いので可能と日本政府は説明しているが、逆であり、部品が多いほどサプライチェーンの構築は難しくなる。特に、サプライチェーンを作り上げて世界市場の３分の２を掌握している中国製に勝つのは非常に難しいと思う。

代替電源を考えなければならないが、日本で造ることができる設備が余りない。$CO_2$の排出を覚悟すれば、石炭火力や天然ガス火力を積極的に進めればよいが、それもしにくいため、残された手段は洋上風力しかなかったというのが正直なところだろう。



問　日本における風力発電の普及に対して参考人の見込みを伺う。

答　業界全体として厳しい状況になっていると考える。それでもコストの点と地域の受容性の点も含め、非常に努力しているところもある。

日本としては、浮体式洋上風力について、特にデンマークの風力発電メーカーのベスタス社と協力したような形で連携を推進していくことや、環境省が環境アセスメントをまとめて実施するなど、コストでは難しい状況の中で、国としてもできることを行ってきている。

コスト以外でも場所を決めることや影響の評価を含めて支援していくこと等できることは多くあると思う。浮体式洋上風力で技術的な優位が取れれば、ほかへの展開の可能性もあり、それは日本の技術力を海外に売っていくことにもつながると考える。

問　浮体式は着床式よりもコストが高い点を加味すると、日本で洋上風力を浮体式で進めていくということには課題があるように感じるが見解を伺う。

答　コストの点の課題と、受容性の課題がある。

洋上風力発電を浜辺から２㎞の距離に建てようとしているものが幾つかあるが、そうなると地域の合意形成のコストも掛かってくる。

洋上風力発電を浮体式にして、１か所で大規模に発電するような形でコストを効率化していくという考え方もある。初期のコストと中長期的にどこまで下げられるのかということを、両方を見ていく必要がある。

**【ペロブスカイト太陽電池】**

問　エネルギーの国内自給率を高め、環境にも配慮した脱炭素電源の導入を進めるに当たって、日本が成長し、雇用を創出し、海外への技術移転にもつなげる方向性が重要である。シリコン太陽電池は、技術開発で先行しながら普及段階

で海外に負けたが、ペロブスカイト太陽電池が負けないためには、どのように政策を進めるべきか伺う。

答　エネルギーに限らず、日本が先行して始めた技術が事業化されて負けるというパターンを今まで見てきた。

技術で勝たないといけないのは当然であるが、その上で、経済産業省や連携している省庁には、他国とフェアに戦えるようにしてほしいと伝えている。例えば、シリコン型太陽電池の場合、開発段階では国も強力に支援していたが、事業段階からは事業者の責任となった。一方、他国では、設備投資や製造に関わる電気料金等も国が支援した。世界シェアの大半を取ってからその国の中で競争が始まるというパターンを何回か見てきており、そういうところと勝負していくのはなかなか厳しい。私たちとしては、事業として自立できる直前までは支援してほしい。

さらに、他国では、製造した太陽電池を売りっ放しにしているが、日本が競争力を維持していくためには、メンテナンスから廃棄まで責任を持って行う必要がある。日本のサプライチェーンの中で、コストを抑え、競争力も維持していく形にすれば、持続可能となり、雇用も確実に増え、それが安定化していくのではないか。短期間ではあるがそこまでは国が支援してもらえれば有り難い。

問　ペロブスカイト太陽電池について、中国がGW級の量産ラインを急速に整備しているとの報告がある。かつて、シリコン太陽電池について、日本が中国との価格競争に敗れた教訓を踏まえて、フィルム型ペロブスカイト太陽電池に関し、日本が国際競争力を維持するためには、技術、製造、政策の各面でどのような差別化戦略が有効か見解を伺う。

答　技術で勝ちながら事業で負けたのは、性能はもう少しであるものの、値段は安いものが日本市場で一定のシェアを得たからであると思う。

指摘のような発表が中国であったが、実際にどこで使われているかは不明であり、また、我々も調査して一部を入手したが、性能的にも疑問があり、市場に普及するとは思えないところがある。大事なことは、安全性や性能の不十分なものが市場に普及することを防ぐことである。

そのためには、ペロブスカイト太陽電池に携わっている仲間と共に性能の足りないようなものが市場で認められないように取り組むとともに、国内の補助を活用しながら、しっかりしたルールを早急に作ることにより、技術、性能は良いのに、シェアを取られてしまうことがないようにする必要がある。コストも性能も全て日本が勝つことができたならば、そういうことにはならないので、フェアに戦えるような支援をしてもらえれば、必然的に持続可能になっていくだろう。

問　シリコン太陽電池のように他国にシェアを奪われてはならないという観点から、ペロブスカイト太陽電池の技術をしっかりと日本のものにしていく必要があるが、そのために大切な要素を伺う。

答　現状、フィルム型のペロブスカイト太陽電池に関しては、当社、あるいは日本がリードしていると考えているが、大事なことは技術流出を抑え込むことであり、国内市場をきちんと作り、人、技術、設備、サプライチェーンをしっかり押さえることである。

そのために、サプライチェーン強靱化に関する経済産業省の補助事業も強化されており、従来の産業にはない踏み込んだ形のサポートとなっている。そうした協力に対して、我々がきちんと応えていくことが重要である。目指す姿は、国内サプライチェーンをしっかり固めて、海外進出の段階ではそのサプライチェーンで一緒に出ていくという形であり、それが新しい成功パターンではないかと考える。今までは日本企業がまとまらずに他国で販売することがあったが、国内で一定量を調達できるところまで用意し、日本企業が一緒に成長して海外進出するという形に持っていけば、エネルギーの問題だけではなく、産業モデルにおいても持続可能な形になるのではないかと考える。

問　2040年度にペロブスカイト太陽電池を20GW導入するという政府目標は、１社だけで可能なのか、それとも日本全体として取り組んでいくのか伺う。

答　当社は日本政策投資銀行から14％の出資を受けており、目指す姿としてはオールジャパンを想定している。したがって、国内メーカーについて、「競合」という言い方はせず、「仲間」という言い方をしている。サプライチェーン等においても強いメーカー同士がきちんと組んでオールジャパンとして戦っていく形を模索しながら、尖った技術を海外メーカーに持っていかれないよう、受皿を当社が用意して一緒に頑張っていけたらよいと考えている。

問　ペロブスカイト太陽電池を推進していく方向性についての見解を伺う。

答　ペロブスカイト太陽電池については、いつ、ほかの電源並みのコストを達成できるのかという点がある。また、安定的な電力供給の前提として、大規模に発電できなければ、データセンター等の電力を確保することはできない。安定供給も大事であるが、大量に発電できるのかという点からすると疑問がある。

問　安定性や大規模発電という点については、ペロブスカイト太陽電池では少し難しいのではないかとの指摘に対する見解を伺う。

答　データセンターの電力はかなり大きいので、ペロブスカイト太陽電池を始めとする電源で全て賄うことは、かなり難しい。

　当社の堺工場の隣接地にもデータセンターがあり、少しでも電力供給できるようにと考えているが、それだけでは足りないので、様々な電源と合わせてセットで使っていく形になると思う。

問　ペロブスカイト太陽電池の普及により地産地消の電力供給が可能となれば、従来の電力供給を抜本的に転換でき、原発依存の構造から脱却できると考えるが見解を伺う。

答　人の集まる所には電力が必要である。地産地消を進めれば、電力を運ぶ費用を削減できるが、それをどの程度進められるかが重要である。ただ、都会では、ビルとビルの間で陰になる部分もあり、そうしたところも見ながら最適な所をしっかり把握していく必要がある。この点、ペロブスカイト太陽電池には、シ



リコン型太陽電池と比べて弱い光でも発電するという特徴がある。そういう意味では、ビルの谷間等の反射光の多い所でもシリコン型太陽電池に比べて発電するので、その経済性も検証しながら進めていきたい。

　町全体が発電所という状況を目指すことになると思うが、発電コストを下げながら適用できる領域を続々と増やしていくことになるかと思う。

問　政府は、2040年までにペロブスカイト太陽電池の発電コストを10～14円/kWhまで引き下げる目標を掲げている。しかし、本当に国民の負担を抑えるには、発電だけでなく廃棄やリサイクルに掛かるコストまで含めて議論することが大切である。積水ソーラーフィルムが2026年３月にＳＯＬＡＦＩＬとして事業を開始した段階でコストはどの程度か、また廃棄コストを含めて10～14円/kWhというやや厳しい目標を達成するために、今後どのような技術革新や制度的支援が必要と考えるか伺う。

答　現在は量産が始まったばかりで、今後100MWの生産能力を確立する。稼働が2027年度以降になるので、それまでは明確な発電コストを出すことは難しい状況ではあるが、様々な補助金等を投入すると、一般的な電源と同程度の価格で提供できるようにはなっている。2040年段階では自立しないといけないが、今の10～14円/kWhという水準は目標どおりの設定である。

　ただ、これは飽くまでも発電コストであり、太陽電池の価格ではない。太陽電池はこれに加えて、メンテナンス、廃棄、流通等のコスト全てを含めた額になるため、設置コスト等をどこまで抑えられるかが非常に大きなウエートを占めてくる。

　シリコン型太陽電池は設置方法がある程度固まった形しかなかったが、フィルム型はどの形で設置するのが一番安いか、どの形のモジュールが一番コストを下げられるかを突き詰めて考えていく必要がある。私たちの目指す姿としては、今の１ｍ幅が更に長尺になり、例えばビルの屋上から垂らして壁に全部１枚で貼れるようになることであり、そうなると設置コストが全く違ってくる。シリコン型太陽電池は足場を付けて順番に付けていく形だったと思うが、そう

なると太陽電池より足場の方が高いコストになる。

設置コストを可能な限り削減し、廃棄やリサイクルのコストも、どうすれば一番下がるかという点を十分に議論しながら抑えていく。全体で最適な形を追求していくことによって10～14円/kWhという目標が達成できると考えており、既にサプライチェーン関係者と議論を始めている。

従来のように製品だけ売って終わりという形ではないので、設置方法で安くしていくのか、どの形のモジュールなら設置コストを下げられるかなどを、一緒に考えながら全体のコストを下げていく議論を進めていきたい。

問　2030年までにペロブスカイト太陽電池のトータルコストをシリコン太陽電池と同等にしたいと考えているとのことだが、コストの引下げは民間企業の努力だけでは限界がある。政府による公的支援が必要なところはどこか見解を伺う。

答　今、政府の協力を得る方向で議論しているのは、設備投資段階のサポートと、需要の喚起である。１GW級を目指して製造能力を増やして、性能も向上させていくが、それに見合う市場がなく、製品がすぐに売れないと投資も止まってしまうため、両面でしっかりサポートいただきたい。官民協議会の立上げや、自治体を始め主要な大手メーカーへの声掛け等も進んでいる。それが進むと、需要がある程度見えて、我々としても、次の投資をスムーズに決断できる。そうなれば、事業が円滑に進み、コストも下がっていく。事業の展開について政府が伴走しながら見てもらえれば、１GWを超える段階では自立できると思う。

問　ペロブスカイト太陽電池を普及させれば電気料金は下がるのか伺う。

答　１GWを超えるところまである程度サポートを得られれば、その後はサポートなしで世界に打って出て勝負ができる。基本的にはサポートなしで自立電源として使えるところを目指すという目標で進めている。

問　ペロブスカイト太陽電池は耐用年数が短いため、従来のシリコン太陽電池と電気料金はほとんど変わらないのではないかと考えるが見解を伺う。



答　我々は既に20年の耐久性が技術的に確立できたので、これを実装していく。変換効率はシリコン型太陽電池よりも若干低い値であるが、ポテンシャルは十分高く、耐久性の延長によってトータルのコストはシリコン型太陽電池よりも将来的には下げていくことができると思う。ただ、我々製造側だけでなく、需要側の普及とセットになると思うが、従来の電気料金を下げていくポテンシャルは十分にあると考えている。

問　ペロブスカイト太陽電池の変換効率は26.7％程度という説明があったが、今後の技術開発によって最終的にいつ頃どの程度まで、高められるものなのか伺う。

答　26.7％という数値は、学術論文で報告されている最高値であり、実際にはまだそこまで届いていない。それ以上の数値が報告されているのは、シリコン型との組合せになるタンデム型である。我々としても、将来的にはそういう世界も視野に入れていかねばならないが、まずは20％程度になれば、発電コストとしては十分採算が取れると思っている。

シリコン型太陽電池は夏に気温が上がると発電性能が大分落ちるのに対し、ペロブスカイト太陽電池は気温の影響が非常に少ない。特にフィルム型は、ガラスを含まないので放熱が多い。その意味では、温度が上がらない分、発電効率、発電量としては稼げることになる。

問　ペロブスカイト太陽電池の厚さを、今後、どこまで薄くできるのか伺う。

答　ペロブスカイト太陽電池は非常に薄くできるため、我々はフィルム型を連続で作るところを目指している。実際の発電層は１ミクロンで、それを基材であるＰＥＴフィルムに塗って作っているが、これらの発電部分のシートは100ミクロンであり、目指す水準にある。ただ、20年間屋外で耐えるためには表と裏のフィルムが必要であり、厚みの大半がこのフィルムである。発電部分は100ミクロンに１ミクロンが乗っているだけの薄いものだが、屋外に置いて雹（ひょう）が降っても大丈夫なものにしようとすると、表と裏のフィルムが必要である。

例えば、窓の内側から貼って、表の部分をガラスが防護する形であれば問題ないと思うが、直接そこに物理的な衝撃が当たっても20年間耐えられるものにすると、どうしても厚くなってしまう。

自動車の場合も、車体の表に貼って守ろうとすると、バリアフィルムが必要となるが、例えば、ルーフトップの内側から貼れば片側のシートしか要らないので、より薄くできるかもしれない。

発電層の部分だけならば薄くて形を自在に変えられるが、どのような方法で発電層を外の環境の影響から守るかというところがポイントになると考える。

問　フィルム型ペロブスカイト太陽電池は様々な用途があり、例えば学校の体育館の屋上や高速道路にも利用するという説明があったが、側面に貼った場合と屋根に貼った場合で発電量に違いがあるものなのか伺う。

答　発電効率としては同じだが、やはり太陽に向かって置く方が光の量が多いので、効率は上がる。ただ、設置できる所が限られているので、壁面を含めて、様々な場所を模索している。費用対効果が優れている所を優先的に進める観点で見ると、一番簡単なのは地面への設置である。実証で、例えば、空港の周りに防草シートと一体にして設置している。飛行機の安全な着陸のため、シリコン型太陽電池は置けないが、フィルム型であれば仮に飛行機が滑走路外に不時着しても、タイヤの障害にならないので設置できる。設置コストも比較的安く、光の量も多いという所を探して、サプライチェーンの関係者と議論しながら、進めている。

問　ペロブスカイト太陽電池を公共施設に設置する際に課題になっていることがあれば伺う。

答　$CO_2$削減のためには広い面積にペロブスカイト太陽電池を置かなければならない。まずは公共エリアから置くことになっており、様々な課題に関しては各省庁の理解を得て前向きな方向で議論は進んでいる。しかし、建物周辺に置くとなると、現状の様々な規制が障害になる可能性がある。その規制の中には、



安全確保のために必要なものもあるが、軽量の太陽電池を想定していないルール又は規制については、そもそも当該規制が何のためにあるのかということに立ち返って見ていくことで、安全性を確保しながら規制を行い、ある領域に関しては規制の緩和により設置面積を増やしていくことができる。さらに、規制を遵守するための不必要な対策を講じることなくモジュールを置くことができるようにすれば、コストも下げられる。社会実装を進めていく上では、規制についてのある程度踏み込んだ議論が今後も必要である。

我々は、経済産業省と共に、関係省庁と相談する形になっている。今までの省庁の縦割りではなく、国際的な競争に勝つために様々な共有をしながら進めており、良い形になっている。

問　フィルム型ペロブスカイト太陽電池は、どこにでも貼れるようだが、不向きな場所はないのか。例えば、寒冷地や非常に暑い地域ではどうなのか伺う。

答　暑い地域では比較的有利である。一方、例えば、雪国のような寒い地域では、屋根に太陽電池を置いても、冬になると雪が積もって発電しないことがある。このため、壁で発電した電力で屋根の雪を解かして、屋根のシリコン型太陽電池も動かすといったアイデアもある。

ペロブスカイト太陽電池が何にでも使えるというのではなくて、様々なエネルギーと合わせて多様な使い方ができるという意味では、生きる道は様々な形であると考える。

問　ペロブスカイト太陽電池の様々な技術革新を進めている中で、回収やリサイクルの点でどの程度技術が進んでいるのか今後の見通しを伺う。

答　リサイクルの問題には真摯に向き合っていかないといけない。鉛の問題では、流出しては困るということで様々試しているが、経済性を加味しながら結論を出していきたい。

ただ、ペロブスカイト太陽電池は、非常に軽量で量が少ない。安全保障面でも、心配するほどの原材料を使わない。従来の太陽電池に比べると100分の１程

度の量なので、リサイクルするにしても、一つの太陽電池をリサイクルするのでは経済性は合わないため、責任を持って回収し、ある程度の量にしてから処理をする。場合によっては、プラスチックを燃やして有害物だけを残すという選択肢や、$CO_2$は回収するという形で経済性を見ていかないといけない。

最終的には、その点も含めた発電コストになるので、環境に負荷を掛けないことを大前提として、持続可能なリサイクルはどういう形なのかについて、しっかりと議論していきたい。

問　ペロブスカイト太陽電池には微量に鉛が含まれており、人体や環境への影響も考えると、回収やリサイクルが必須と考えるが見解を伺う。

答　まだ社内評価の段階ではあるが、実際にペロブスカイト太陽電池を水につけたり、中で切り刻んだりしても鉛はなかなか出てこない。燃焼した場合の流出はあるが、量が大変少ないので体に影響があるほどのものではない。

多面的に様々な角度から影響の有無を見ないといけない。基本的に中心部にある程度の比率で鉛を使っているが、大量に廃棄されている従来のシリコン型太陽電池に含まれるものより圧倒的に少ない。シリコン型太陽電池が火災を起こした場合でも、中の鉛が、問題にはなっていないと思うので、それよりも少量なため影響は少ないと理解してほしい。

問　ペロブスカイト太陽電池には鉛が使われているため、環境に良くないのではないかとの話を聞いたが、その点について伺う。

答　鉛が入っていて、環境に良くないのは事実である。ただ、ペロブスカイト太陽電池の発電層の厚さは、シリコン型太陽電池の100分の１であり、極めて少ない。実際、廃棄が問題となっているシリコン型太陽電池よりも、面積当たりの鉛の量は圧倒的に少ないが、責任を持って回収していく。リサイクルあるいは廃棄については、早稲田大学の所千晴教授と環境省のサポートを得て、環境影響評価、あるいはリサイクルに関わる技術開発も進めており、責任を持って対応していきたい。



問　ペロブスカイト太陽電池を生産するに当たって、鉛以外の原料を使用することは難しいのか伺う。

答　研究開発は様々な角度から行っており、今後、代替材料が見付かる可能性は十分にあると思う。ただ、現時点では、それがないと製品化ができないという緊急性はなく、また、回収は責任を持って行うということで進めている。

**【脱炭素】**

問　東電福島第一原発事故の処理費用を考えないままでは原発が安いとは言えない。エネルギーコストの比較をする際は、エネルギーが引き起こす外部不経済を勘案する必要がある。脱炭素は不可逆な流れであり、再エネが価格競争力で劣位に立たないようにする措置が必要と考えるが見解を伺う。

答　原発事故が起こればその処理費用が掛かるのは事実だが、事故を想定して原発を建てるわけではない。また、原発のコストには、廃棄物処理コスト等、様々なコストも見込まれている。そうでなければ、多くの国が原発にかじを切るわけはない。原発が安定的で安価な電源であることを多くの国は認めざるを得ず、しかも、脱炭素のコストを考えると、ほかに良い方法がないというのが実情であろう。米国は2050年までに原発を４倍にする計画を発表しており、ＧＡＦＡＭを中心としたＳＭＲ建設が全米各地で進んでいるが、これは経済的な意味があるのだと考える。

外部不経済のコストも入れるということは、社会にコスト負担を求めるということである。例えば、$CO_2$に値段を付けると、電気料金が即座に上がり、ガス料金も上がる。日本はそういうことを受け入れられる社会なのかということを我々はよく考えなければいけない。

問　脱炭素社会への転換により市民生活の水準が向上するという市民の認識の変化に関する説明があったが、具体的に市民生活がどのように向上するか伺う。

答　詳細は東京都多摩市の気候市民会議の報告書にある。例えば、脱炭素の技術を使った企業等を多摩市で増やしていくこと、大学と連携していくこと、電気

令和８年10月16日　金曜日　発行　官　報　（号外国会会議録）

料金が上がっている中で太陽光パネルの設置により電気料金を下げること等ができれば、地域、住民が実感を持てる形で生活の質が上がるだろうという意見のほか、様々な意見が出ている。

問　日本だけが脱炭素に一生懸命取り組んだとしても、世界的な脱炭素にはなかなか貢献できない。そのため日本が新興国を含めた世界的な脱炭素に貢献できる戦略的な取組として、例えば、火力発電を活用したアンモニア専焼のタービン開発等を加速すべきと思うが見解を伺う。

答　日本の$CO_2$排出量は世界の３％程度であり、日本だけが進めても余り効果はない。また、日本のアンモニアに関する技術であれば、恐らく発電コストは今の火力発電の３、４倍になってしまうと思う。

アンモニアの原料になる水素は、天然ガス、あるいは中国では石炭から作られており、製造した水素の10倍、20倍程度の$CO_2$が出てしまう。$CO_2$を出さないためには、水素を水の電気分解で作る、あるいは天然ガスから作る場合は発生した$CO_2$を地中に埋める必要がある。それらを行った場合の水素、アンモニアのコストを考えると実用的ではない。

米国、欧州では、水素の需要が全くないという悩みに直面している。余りにコストが高いため、ＥＵは2030年に水素を2,000万ｔ使う目標を掲げているものの、見込みでは多くても数百万ｔとなっている。そういうことを考えると、アンモニア専焼タービンは良いが、果たして需要がどの程度あるのかということもよく考えなければいけないと思う。

**【原子力政策】**

問　原発の安価で安定的なところと、再エネの不安定さやコストというところが議論の俎上にあると思うが、参考人の原発についての見解を伺う。

答　既存の発電所では化石燃料からの脱却が必要であるため、短期的には原発を使うことで、経済的な点と化石燃料依存を減らすという効果はあると考える。

ただ、欧州においては、一つの発電所の建設費用が１兆円、２兆円というこ



とが当然になっている中、新しい原発について、安全性を高めた技術を使ったものを導入できるのか。さらに、運転時の様々な検査の不備やガバナンスの不備により突然停止することがある点を含め、原発には安定性の観点からリスクもあると考える。

問　参考人の東電福島第一原発事故の実態や避難者の思いについての考え方を伺う。

答　原発を造ってほしくないという思いは、避難者の気持ちであると同時に、日本国民の総意だろうと思う。そのために、原子力規制庁が安全性を高める取組を行っているが、これには時間と費用も掛かる。

ただ、原発を利用したいという日本国民の意思もあり、世論調査では、原発を利用すべきが約６割で、やめるべきが約３割というものもある。やはり、国民の意識が変わってきていると考える。私の研究室でも、静岡県の浜岡周辺地域でアンケート調査を行い、約8,000人から回答を回収したところ、年齢層によって賛否が非常に違った。若い人ほど賛成が多く、年齢が上がっていくに従って反対が増えていく。一番反対が多いのは70代であった。よって、これから社会を担う世代の賛成が多いことを、我々はよく考えなければならず、こうした世代の人々の給料を上げて生活を良くしていく環境を提供すべきである。

**（３）エネルギー安全保障の確立と持続可能社会の実現（令和８年５月13日）**

参考人の意見の概要及び質疑は、次のとおりである。

**（意見の概要）**

**公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事長　　山地　憲治　参考人**

エネルギー安全保障と脱炭素実現をテーマに、エネルギー安全保障、経済効率性、環境適合性の三つのＥのバランス、第７次エネルギー基本計画とＧＸ政策、電力自由化と安定供給、電力と情報のインフラ統合の４項目について説明する。

まず、日本のエネルギー政策の基本の三つのＥのバランスについて説明する。1960～1970年代にかけて日本のエネルギー政策の基本方針は確立された。国産石炭が経済競争力で負け、石油に転換した結果、エネルギーを輸入に依存することになり、安全保障上の懸念となった。また、大気汚染が問題となり、電力・ガス業界は協力してＬＮＧの輸入を始めた。現在の日本のエネルギーに関する環境問題は地球温暖化であるが、1960年代頃は大気汚染であった。1970年代の２度の石油危機の結果、原子力が急速に導入され、サンシャイン計画で再エネの研究開発が開始され、石油備蓄も始まった。三つのＥは、こうした経緯で始まった。

この基本方針は2002年に「エネルギー政策基本法」として明文化され、３～４年ごとにエネルギー基本計画が定められ、最新は2025年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画である。基本法策定時は、三つのＥは二等辺三角形と言われていた。経済効率性は通常の経済活動での目標であり、エネルギー安全保障と環境適合性の二つのＥを政策目標として特に重視すべきとの議論であった。1997年に京都議定書が採択された当時、既に地球温暖化対策がエネルギーと環境問題の最大の課題であった。また、競争市場の活用を目指した電力システム改革も段階的に進められた。2011年、東電福島第一原発事故が発生し、原発に代わる脱炭素電源として再エネ電源の導入を図るため、ＦＩＴ制度が導入された。2015年にはパリ協定が採択され温度上昇を産業革命前からの1.5℃までに抑制し、2050年カーボンニュートラル実現の目標が追求された。米国も2050年カーボンニュートラルを主導するとの見通しの下、日本も2020年10月に2050年カーボンニュートラル実現を宣言した。一方で、ロシアのウクライナ侵略によるエネルギー価格の高騰、米国とイスラエルのイラン攻撃によるナフサ等石油製品の量的確保が緊急課題になっている。このように、エネルギー安全保障、経済効率性、環境適合性の三つのＥはいずれも重要であるが、時代に適応してバランスを変える柔軟性が必要である。

次に、第７次エネルギー基本計画とＧＸ政策について説明する。第７次エネルギー基本計画はＧＸ2040ビジョンと同時に決定された。同計画では、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性の向上と環境適合性を図るとされ、最近の情勢を踏まえ、三つのＥの中でエネルギー安全保障が優先されている。また、再エネとともに原子力を最大限活用するとされた。従来は、原子力の重要性を述べつつ、その依存度を低減するとされたが、それは削除された。さらに、アンモニアや合成燃料等の水素系の燃料への取組、$CO_2$回収・有効利用・貯留（ＣＣＵＳ）、大気中の$CO_2$除去（ＣＤＲ）への取組も進めるとされた。温暖化対策については、既に1.5℃の温度上昇には達したと見られ、最近では、一旦1.5℃を超えて、その後に温度を下げるオーバーシュートシナリオが現実味を増している。このシナリオを実現するためには、ＣＤＲが必要になる。第７次エネルギー基本計画の審議過程で、私が理事長を務める公益財団法人地球環境産業技術研究機構（ＲＩＴＥ）の複数のシナリオが活用された。その中の排出上振れシナリオは世界全体で2050年カーボンニュートラルを最適に実現するシナリオだが、その場合、日本単独での2050年カーボンニュートラルは実現しない。つまり、複数のシナリオには2050年カーボンニュートラル実現以外のものも含まれる。私は、2050年カーボンニュートラル目標の維持は現実的ではないと考えている。

ＧＸ2040ビジョンでは、20兆円のＧＸ経済移行債による脱炭素に向けた先行投資支援とともに、化石燃料賦課金や排出量取引等カーボンプライシングによるＧＸ投資誘導も記された。化石燃料賦課金や排出量取引での有償オークションによる収入はＧＸ経済移行債の償還に活用される。非常に良い仕組みであるが、政策の実行では具体的な仕組みが大切である。2026年４月から排出量取引は本格的に始まったが、その細部が重要であり、今後注視する必要がある。ＧＸによるグリー

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

ン成長の実現には懸念もある。日本の温室効果ガス排出量は、2050年カーボンニュートラルに向けてオントラックで減少しているが、その実態は、鉄鋼等エネルギー多消費産業の衰退による$CO_2$排出の減少が大きい。これは、カーボンリーケージ、つまり、産業の国際移転による$CO_2$削減であり、世界全体の$CO_2$削減に結び付いていない懸念がある。ＧＸ政策の策定過程では、ＧＸの出発点はイノベーションによるグリーン成長の実現だった。イノベーションは非常に好印象を与える言葉だが、きちんと費用便益評価をして選択していく必要がある。水素系燃料、ＣＣＵＳ、ＣＤＲ等、脱炭素目標実現に特化したイノベーションはコストが掛かる。必要ないというのではなく、2050年カーボンニュートラル目標の実現と必要性の不確実性が増す中、脱炭素に特化したイノベーションへの過度な介入はリスクが大きい。社会イノベーション等、より広範囲な便益が期待できる領域に更に注力すべきである。

次に、電力自由化と安定供給について説明する。地球温暖化への取組とほぼ同時期の1990年代に電力システム改革は始まり、発電部門の自由化、小売部門の段階的自由化が行われた。2005年に卸電力市場で取引開始、2015年に電力広域的運営推進機関の創設、2016年に家庭用も含めた小売の全面自由化、2020年に送配電部門の法的分離が行われた。その後は、容量市場、需給調整市場等が導入され、今では様々な市場が乱立している。2025年には電力システム改革の検証が行われ、今後も制度は見直されていく状況である。電力システム改革は、消費者の選択肢を拡大し、事業者間の競争による効率化など一定の成果を上げる一方で、例えばＦＩＴ制度で参入した再エネ発電事業者の規律の緩み等、様々な課題が浮き彫りになっている。

最も重大な課題は、安定供給確保の主体が不明確なことである。容量市場では、４年後の電源の固定費が含まれるメインオークションに加えて、長期脱炭素電源オークションも導入されたが、依然として固定費の回収見通しは不透明で、長期投資回収の予見性不足により電源投資は不足している。なお、十分ではないが、送配電部門には、規制が付いた下で原価回収するレベニューキャップ制度が残っている。また、自由化された発電部門では、資金調達で金融機関への依存度が大きく、過度にグリーン化したファイナンス部門からの圧力が厳しい。脱炭素に向けた社会的圧力が強まる中、国外を含め石炭火力への投資は特に厳しく、グリーン化の努力をしても投資が困難である。脱炭素への移行期に必要な既設火力の改修、ＬＮＧ火力の新設やリプレースにも影響がある。また、原発は巨額の長期投資が必要で、現状の長期脱炭素電源オークションでは力不足であり、今回のエネルギー危機下でのエネルギー安全保障実現にとってゆゆしき問題である。今国会で電源の投資回収の予見性を高め、支えるための財政投融資の活用等を内容とする法案が提出されているが、その重要性を認識してほしい。電力システム改革の議論では、供給力確保の弱さの表面化と、市場の乱立による複雑な仕組みが投資を抑制しているとの指摘もある。

最後に、ＤＸ×ＧＸによる電力と情報インフラの統合について説明する。第７次エネルギー基本計画の特徴の一つは、ＤＸに伴う今後の電力需要増大を踏まえていることである。日本の電力需要は緩やかに減少していたが、ここ数年、生成ＡＩの活用等により、データセンターや半導体製造での電力消費が急増し、上向きに変化しつつある。今後計画されている大規模データセンターの電源確保が世界的にも深刻な課題になっており、米国では、廃止を決めた原子炉をデータセンターの電源として再稼働させる動きもある。電力需要増大の背景にはＤＸがもたらす利益がある。長期的に見れば、ＤＸによる社会イノベーションは、サーキュラーエコノミー（循環経済）、シェアリングエコノミー（共有経済）を推進して、$CO_2$の排出を抑制しつつ新しい成長を実現する可能性がある。サーキュラーエコノミー、シェアリングエコノミーは、サービスレベルを維持しつつ物質生産を抑制するので、新しい省エネの可能性が開けてくる。データを整備し通信で連携すれば、自動車の蓄電池や家庭の蓄熱槽など分散型資源も効率的に活用でき、温暖化対策にもなる。

サイバーセキュリティーの確保が大前提だが、ＤＸを活用した社会イノベーションに更に積極的に取り組む必要がある。特に、データセンターは大量の電力を情報に変えて蓄積、移動ができる。再エネ資源が豊富な北海道の電力を本州へ送るには大規模な海底直流送電が必要になるが、それよりも北海道にデータセン

ターを設置し、情報に変えて送る方が経済的である。データセンターでの情報処理には、ＡＩの機械学習のように即応性が求められないものも多くあり、遠距離の情報通信でも対応できる。電力と情報インフラを統合して運用すれば、送配電の最適化に加え、自然変動性電源の大きな調整力としての活用も期待できる。ＤＸによるサーキュラーエコノミーやシェアリングエコノミーの推進で物質節約を実現し、更に電力と情報のインフラの統合を図ることで物質、エネルギー、情報の連携がなされ、大きな社会イノベーションの実現が可能となり、$CO_2$削減とともに新しい成長を導けると考える。

**早稲田大学理工学術院教授・創造理工学部長・研究科長　　所　千晴　参考人**

サーキュラーエコノミーのための分離技術の観点から、サーキュラーエコノミーを中核とした資源循環戦略の方向性について述べる。

日本では、2020年に2050年カーボンニュートラル宣言が出され、カーボンニュートラルに向けて産官学連携で大きく動き始めたが、ものづくり企業では、$CO_2$削減だけではなく、ものづくり企業とも相補的なサーキュラーエコノミーに対する期待が高まっている。さらに、近年では、ネイチャーポジティブという考え方も出てきており、これら三位一体の総合的なアプローチで持続可能な社会を実現するという方向性が強い。その中でも、サーキュラーエコノミーは、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブを包含し得る概念である。

企業活動におけるマテリアリティー（重要課題）では、サーキュラーエコノミーに直接的、間接的に関係する項目が多い。環境対応の項目も大事だが、サプライチェーン強靱化、エネルギー管理、リスク管理等の項目は、正に企業活動の安定化に直結し、サーキュラーエコノミーに関与すべき項目であり、関心を集めている。

ＥＵが2015年の循環経済に関する政策パッケージで使用した、サーキュラーエコノミーの概念図がある。バタフライマップとも言われるこの図が示すものは、環境制約・資源制約・安全保障等の様々な考え方がある中でも、私たちのウェルビーイング・成長・地方創生等、経済的にも成長を促していく、そして多重かつ多様な資源循環ループを作り、そこに経済的な価値を持たせるという考え方である。この考え方への期待は高く、日本のものづくり企業とも相補的であるが、日本ではサーキュラーエコノミーへの方向に思うように進んでいない。その課題は、大きく分けて四つに集約される。

一つ目は、日本では、廃棄物最終処分場のひっ迫から2000年当初よりリサイクル関連の法律が次々と制定され、しっかりとしたリサイクルの仕組みがあり、かえって、サーキュラーエコノミーへの移行が遅れた原因にもなっていると考えられていることである。つまり、日本では、ものづくりを担う動脈産業が確立し、高機能の安い製品を作っているが、流通後は、消費者が製品のリサイクル、循環、廃棄のいずれとするかについて決めており、ものづくりを担う動脈と再生部分を担う静脈の分断、サプライチェーン上の分断が生じているのである。サーキュラーエコノミーに移行するためには、ここを分断させず、動静脈が連携することが重要になる。

二つ目は、一番外側のループのリサイクルは、サーキュラーエコノミーの大事な基盤である一方で、その回収、分離に最もエネルギーとコストが掛かることである。よって、より省エネルギーに、コストを掛けずに経済的な価値を生み出すためには、少しでも内側の資源循環ループを作り、動脈プロセスと再生プロセスを融合させる必要がある。

三つ目は、多重のループを作り、サプライチェーン全体にわたるサーキュラーエコノミーを達成するためには分かりやすい指標が必要だが、サーキュラーエコノミーには多様な目的とステークホルダーがいるため、1.5℃目標のような、一つに絞られた分かりやすい指標がないことである。

四つ目は、サーキュラーエコノミー達成には、産官学連携で様々な仕組みを作る必要があるが、日本では、産官学協調型という方法でサーキュラーエコノミーを推進しているため、強力なリーダーがいないことである。国内の二次資源市場は経済性だけでは確立せず、日本はサーキュラーエコノミーに大きく一歩を踏み込めていない。

ただ、自動車の資源循環を例に、サーキュラーエコノミーの達成はカーボン

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

ニュートラルと相補的とするレポートもあり、そこでは、Ｇ７、中国、インドでは、資源循環戦略がある方が温室効果ガスを削減できると試算している。また、Ｇ７の削減量の内訳を見ると、カーシェアリング、ライドシェアリングといった、サーキュラーエコノミーの概念図の中で最も内側に相当するシェアリングエコノミーの削減効果が一番大きく、さらに、小型化、物質代替、使用後の回収率向上、製品の長寿命化等を一緒に行うと、全体として温室効果ガス削減とサーキュラーエコノミーの両立ができるとしている。

サーキュラーエコノミーに関する良い指標はないが、資源効率を上げることが一つの目標になり、その概念は分数で表すことができる。具体的には、分子の「私たちのウェルビーイング向上のための機能」を向上させ、分母の「必要な資源・エネルギー」を減らすという概念である。今までの日本のものづくりでは、分子である「機能」を向上させる「集約化、多機能化、高機能化」、分母である「必要な資源・エネルギー」を減らす「小型化、省エネ」を行っている。さらに、日本では、高純度な素材が資源効率の向上を支え、長寿命化していることも数式に入れれば、これまでの日本のものづくりは、サーキュラーエコノミー、すなわち資源効率の向上という良い取組を行ってきたと言える。

ただ、もう一歩サーキュラーエコノミーに踏み込んでいくための新たなゲームチェンジとして、世界的にはシェアリングエコノミーに代表される「稼働率」や、「再生材利用」という概念が出ている。これらに関しても日本のものづくりの強みをいかしながら達成していくとなると、２点の新たな対応が必要となる。１点目は、高精度、高純度な再生材を得ていくための対応である。単なるリサイクルではなく、再生材を日本で作るという感覚で、リソーシングというシステムと技術を構築する必要がある。２点目は、「稼働率」を高めるシェアリングエコノミーのような新ビジネスや新製品への対応である。

再生材の需要創成では、ＥＵが戦略的に規制化している。例えば、バッテリー規制では、新たなバッテリーには再生材のコバルト、リチウム、ニッケルの利用を義務付けており、また、新車には再生プラスチックの利用を義務付けるという規制案も出ている。これらのＥＵの動向を踏まえれば、良質な再生材は重要資源



の新たなカテゴリーになりつつある。日本が良質な再生材を資源安全保障の観点からも戦略的に確保していくという考え方が重要になる。

金属の天然資源と再生材を得ていくプロセスフローを比較すると、使用プロセスから遠ざかるほど、同じ金属を得るにしても、両者のプロセスは随分変わる。そして、再生材に関するプロセスには四つの課題がある。

一つ目は、高効率回収の必要性である。通常、回収では輸送にエネルギーが掛かる。これを低コストで省エネルギー化していくためには、デジタル化、情報連携、大規模化、動静脈連携、あるいは再生材の候補になり得る廃棄物の海外流出防止・国内確保、国内の二次資源市場の確立が必要になる。

二つ目は、解体・分解の高度化である。高効率にコストやエネルギーを掛けずに解体・分解し、樹脂、ガラス、レアメタルも含めて再生していくためには、製品側にも一層の易解体設計を求めていく必要がある。また、選択的なエネルギーの付与方法の新技術や、粒子・結晶レベルの分離に関する新技術も必要になる。

三つ目は、分離の高度化と省エネルギー化である。高純度な再生材を得るには、最後は化学的に溶かして分離する必要があるが、エネルギーが掛かるため、これを省エネルギー化していくことが大事である。新たな不純物質除去技術、あるいは選択性を持った除去技術により、経済的価値が劣る副産物も余すところなくバランスよく使いこなしていくことが、日本では求められる。

四つ目は、稼働率向上のための新ビジネスである。これらの達成には再生側の技術開発や仕組み作りだけではなく、動静脈連携が求められる。そのためには、製品側は、稼働率向上のための新ビジネスに資する製品という考え方を新たに導入する必要があり、そこでは、易解体設計やリユース・リマニュファクチャリング（再生産）等を一層ビジネス化していく必要がある。

分離技術に焦点を当てると、サーキュラーエコノミーでは廃棄物を精緻に分離し、資源として見直していくことが重要になってくる。それが達成できるように、製品側は、消費者向けに便利で高機能なものを、省エネルギーによいものを作ることに今まで焦点を当ててきたが、使用後を見据えた易解体設計にしていくことが重要になる。また、希金属を中心に経済的価値が見合うものだけをリサイクル

してきたところを、樹脂のような機能をそのまま循環させるためには、粒子・固体のまま分離、循環させる技術やシステムが必要になる。ただ、更に高純度な素材を得たい場合、最後は化学的な分離を行うが、これまでの大規模かつ均一化した全体的な溶解だけではなく、溶かしたい部分だけを溶かす、再生したい部分だけを再生するという選択性の高い技術開発が必要になる。現状では、化学的分離プロセスにはある程度の技術者や研究者もいるが、化学と物理の融合による分離技術では研究開発の人材が不足している。

サーキュラーエコノミーの分離技術では、人力や破砕・粉砕に頼る技術に対し、今までは生産のみに使用されたマイクロウェーブ、誘導加熱（ＩＨ）、電気パルス、レーザーという外部刺激の技術も見直し、再生材製造の技術として使用する必要がある。現に、自動車を破砕・粉砕し、金属をリサイクルするプロセスを見直し、当初から樹脂やガラス等の素材ごとにレーザー等で精緻解体し、再生材を新たに得るという技術開発も出てきており、こうした流れがより活発化していくと思う。

具体例として、自動車製造におけるリチウムイオン電池のライフサイクルについて紹介する。ここでは再生材の供給が重要になっているところ、その循環の効率化にはデジタル化による効率化が必要であり、さらに、サーキュラーエコノミーを達成するためにはリユース、リファービッシュ（改修）といった内側の資源循環ループの創成が必要であり、加えて、再生材の使いこなしが必要となる。正に、これまでに述べた全ての課題が具体化された、象徴的なものである。現在、カーボンニュートラルの観点から最先端の電池を作ることが期待される一方、上流から下流までの様々な人材の育成・確保の重要性も認識されており、産官学連携のバッテリー先進人材普及ネットワーク（ＢＡＴＯＮ）という組織も発足している。

また、カーボンニュートラルに伴う所要鉱物量を見ると、コバルト、リチウム、ニッケル、レアアースで増加が見込まれることから、資源安全保障上、これらの再生材も非常に重要になっている。

現在、日本は、サーキュラーエコノミーについて産官学協調型で進めている。これを市場任せの形にしてしまうとサーキュラーエコノミーへの一歩が踏み込めないと思う。それぞれが役割を果たしながら、どのような仕組みと技術でサーキュラーエコノミーに踏み出していくかということが、非常に重要になっている。



**株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト**

**瀧口　信一郎　参考人**

エネルギー経済安全保障のために山と海の国内資源の活用を積極的に進める必要性について、原油の調達リスク、日本が中長期的に行うべきこと、そしてそのための政策パッケージの提案という、三つの点から述べる。

第一に、今般のホルムズ海峡封鎖により、原油調達リスクが顕在化した。原油とＬＮＧでは特徴が異なる。原油は、石油火力の設備がほぼなく、発電していない。自動車、航空機、船舶等の燃料や、プラスチック等のもととなるナフサの原料となり、中東に９割以上依存する。ＬＮＧは、火力発電の燃料等として、豪州や東南アジアの友好国から調達し、中東依存は１割程度と低い状況である。

こうした中で、一番気を付けることは原油の調達途絶リスクであり、その対策としては、調達先の多様化や、国内資源の活用が選択肢となる。短期的には、政府が進めている代替調達先の選定か、流通の目詰まりを解消すること以外に方法はない。一方、中長期的には、山と海に眠る国内資源を活用することである。これまで、日本は何度も石油危機を経験してきたが、それに終止符を打てれば、日本から見る国際情勢は激変するはずである。したがって、水力、バイオマス、地熱といった山の国資源と、洋上風力、潮力、波力、核融合、宇宙太陽光発電といった未開拓の海洋を活用する海の国資源を開拓しない手はないと考える。

日本の国内資源は電力であるため、石油から電気への転換が必要になる。その際、ＥＶは確立した技術で市場が確立しているため、自動車の電化は早期に可能である。送配電網が完備されている日本では再エネ等を利用しやすく、電力からの水素製造、$CO_2$からの合成燃料製造に踏み込んでいくことができる。

水力発電の増加は可能と考える。水力発電は、2023年度発電量比率は7.6％で、第７次エネルギー基本計画でも2040年度に８～10％という想定は、設備容量が増えず、発電量が減少傾向の中で、水力発電は難しいとの空気感が強いが、治水ダ

ムを活用すればよい。治水ダムは今でも発電し、多目的ダムと呼ばれるが、洪水調節用ダムなので、積極的に発電することはない。ただ、最近は気象予測がかなり正確に行えるようになっており、治水と発電のハイブリッド化は現実味がより増している。治水ダムの貯水量を基に水力発電量を簡単に試算した結果、日本全体の水力発電量を既存の２倍程度まで引き上げることは可能だと考える。ただ、興味を持つ人も多いが、エネルギー会社は非常に慎重である。山や海には、多くの関係者がいて、インフラの建設、運搬には様々な人やコストを要し、エネルギーだけで考えることができないからである。エネルギー、産業、社会が融合し、一体的なプロジェクトとして産業、社会の課題解決とエネルギー確保を同時に実現することを目指す必要がある。

第二に、上記を踏まえて、エネルギー、社会、産業の連携のためには、地方の経済・社会システムのリニューアルを重視していく必要がある。人口減少、地域経済の疲弊が進む中で、倒木処理や路線網整備等の山林管理、そしてダムの浚渫や流木処理、河川沿いの護岸等の水系管理が滞っている状況にある。山に人が住まないとその周辺は荒れて、インフラ維持も十分に進まない。その意味では、人の定住と流入を支える雇用を生み出すような経済・社会システムが必要である。産業の勃興や観光資源の整備を連動させて地方経済の再興を進められれば、日本全体として発電コストを負担していくことは十分可能と考える。

日本は元来、山間部と河川流域一体で地域経済圏を形成してきた背景がある。こうした経済圏を再興し、広域で事業を推進していくことが考えられる。同時に、富を生み出していく意味では、成長産業の組成が重要になり、ＡＩを活用した新たな産業構造への展開が不可欠となる。

米国では、最近、ＡＩ独占状態の中で巨大データセンターの建設が進んでいるが、日本は、米国で学習されたようなＡＩを活用しながら、フィジカルＡＩによる製造業や社会インフラへの応用の技術開発が必要である。そして、大都市需要データ処理を行う一定規模のリージョナルデータセンター、あるいはユーザーや末端設備の近隣に設置される小規模のエッジデータセンターを地域分散させて、中規模の電力を準備するモデルを具体化していくことが大切になる。



具体的な取組として、山間部では「エネルギー×ＩＴ×農業×交通×防災」に係る山のインフラ・産業コンプレックスが形成できる。マイクロデータセンターやアクアポニックス（陸上養殖・水耕栽培）等、多くの電力が必要な産業群を、水力発電や蓄電池のインフラ周辺に形成していく。さらに、ＥＶを導入し、蓄電池として収益を確保しながら地域の交通システムを支える仕組みが考えられる。

政府は再エネとデータセンターを隣接させるワット・ビット連携を進めており、マイクロデータセンターは地域版ワット・ビット連携の実現につながると思われる。水力発電所とその周辺に蓄電池のインフラを整備し、地域のインフラマネジメント会社が様々な機能とつなげていくイメージである。交通と電力についてはより連携が必要であり、事業スキームをより具体化していく必要がある。

加えて、バイオマス発電も進めていくべきである。バイオマス発電は燃料コストが下がらない問題があり、更なる付加価値が必要である。排出された$CO_2$をカーボンマネジメントの形で調整して利用者とつなぎ、プラスチック、繊維、ゴム、塗料、医薬品等の化学製品の製造、植物工場での利用、藻類の培養等を行う$CO_2$回収・有効利用（ＣＣＵ）を更に進め、油脂や糖類等を製造するバイオリファイナリープラントという新たなバイオ化学産業に発展することを期待している。

長期的には電力が足りないため、洋上風力、潮力・波力、核融合、宇宙太陽光という海の国資源による、海洋インフラ・産業コンプレックスを構築する必要がある。海洋インフラ・産業コンプレックスのイメージとして、五つの要素をつなげている。一つ目は海洋探査であり、ＪＡＭＳＴＥＣの海洋探査の実績をいかして産業的な実装につなげる。二つ目に、マンガンやコバルト、非鉄金属等を効率的に回収してエネルギー施設を建設する洋上プラットフォームを構築する。三つ目は海洋エネルギーインフラ自体で、四つ目はそこから回収した資源を製品化する海洋リソース転換産業である。五つ目に、海洋自動走行システムを含めた仕組みを将来的に整えて、回収するデータは、宇宙の衛星と連携する形で宇宙産業との連携まで進むべきと考える。長期化すると感じるだろうが、日本は石油危機の際にサンシャイン計画の下で太陽光の開発を始め、2000年代前半まで太陽光発電導入量は世界最大であった。長期の研究開発は非常に重要だと考える。

第三に、政策パッケージの提案である。モデルを作るだけでなく、地域の現場での具体化が必要である。国の重点戦略投資17分野、技術等61項目が決まる一方、電力、水の供給インフラや人を動かす仕組みの具体像は描かれていない。国内資源で国土を再構築する面的なプロジェクトの組成を進める政策が必要である。

そのためには国と自治体の取組が重要となる。国には、まずは成長産業を作るという役割がある。様々な領域が関係するため、縦割りを打破してエネルギー、経済安全保障と地域振興を同時に進めていく必要がある。国が現在進める危機管理投資を民間投資に連携させて、新たな成長産業を生み出すことも必要である。この新たな成長産業には、山の産業と海の産業がある。山の産業は、蓄電池をベースに自動車と電力、通信、機械を連携させる産業複合体を構築する。フィジカルＡＩや自動運転の産業・社会システムを開発し、分野横断の付加価値を作り、17の戦略分野の中で連携を行っていく。海の産業は、深海潜航艇、大型船舶、小型船舶、海中ドローンという海洋モビリティーの開発を始め、建築・造船技術、海洋資源・エネルギー等を産業複合体として構築する。17の戦略分野は海洋関係の内容が多く、これらを有機的に連携させて具体化していくイメージである。

また、スタートアップ企業への税制優遇措置とともに、多年度投資を促進するための山のファンド、海のファンドの組成を考えている。科学技術の研究開発促進も必要で、ＳＩＰやムーンショット型研究開発制度、経済安全保障重要技術育成プログラム等を活用して、地域プロジェクトを応用の場とする研究開発を募る必要がある。さらに国際連携も必要であり、日米共同開発や海外輸出も視野に入れる。ＡＩデータセンターや蓄電池、レアアースはそうした連携に適しているのではないかと考える。

自治体においては、国家戦略特区の仕組みを活用し、規制改革に加え、地域未来戦略等に反映させて具体的に推進していく。自動交通の整備や産業拠点への企業集積、スタートアップ支援、教育機関の整備等を行う必要がある。山や河川、複数の沿岸に及ぶ取組は様々な自治体に関係するため、複数自治体による協議会や広域連合に権限を持たせて自律的に動ける体制を作る必要がある。加えて、自治体の財源が必要なので、地方債投資枠を設定して特例債を発行し、交付税措置で国が一部負担することも考えられる。



新たな取組は様々な制約を乗り越える必要があるが、将来の世代のためにも是非チャレンジをお願いしたい。

**（質疑）**

**【エネルギー政策】**

問　エネルギー安全保障、経済効率性、環境適合性の三つのＥのバランスが、今後、短期、中期、中長期という幅の中でどのような形になり、最終的に日本の電源構成等がどのようになっていくことが理想なのか伺う。

答　エネルギー安全保障、経済効率性、環境適合性はいずれも大事だが、その強調点は変わってきている。これまで強調され続けてきたのは、エネルギー安全保障と環境適合性である。

まず始まりは、石油危機を契機とした、エネルギー安全保障と言える。その後、1990年代に入っては、環境適合性の中でも大気汚染に当たっていた焦点が温暖化問題になり、1990年代後半以降は、温暖化問題が世界的にも非常に重大な課題になったため、温暖化問題に対する環境適合性の意義が突出して大きくなった。その象徴である2050年カーボンニュートラルが多少過度になっていたところに、ウクライナ侵略等の国際情勢もあり、やはりエネルギー安全保障も大事だということで、エネルギー基本計画の中で明記された。

歴史的経緯から見ても、エネルギー安全保障と環境適合性を特に重視する二等辺三角形というのは恐らく正しい。エネルギー安全保障も地球温暖化問題も長期的に対応していかなければならない。エネルギー安全保障問題はトピック的に起こるため時々忘れがちだが、平時でも忘れないようにしていくことが大事である。

経済効率性が必要ないと言うつもりは全くないが、経済効率性はある意味自然に求められていくものである。むしろ今の電力システム改革が経済効率性を本当に実現していけるのかという検証を踏まえて、今後のシステム改革で更に調整してほしい。

問　資源輸入国である日本としては、世界各地に資源やエネルギーの調達を分散させることが大事だと思うが、簡単なことではない。一方で、山と海に眠る国内資源の活用も挑戦していかなければいけないが、中長期的な時間が掛かる話である。今後、持続可能なエネルギー調達はどうあるべきなのか伺う。

答　基本的には多様化である。地域もエネルギーもあらゆる選択肢を排除せずということが非常に重要である。原油は、米国とか中央アジアから調達したという報道もあるが、ブラジルやガイアナ等でも産出されているので、それらの国も含めて検討するという思考が重要である。短期は2030年ぐらいまで、2040年までが中期で、2050年までが長期というイメージを持っている。短期は代替調達先を探すしかない。少なくとも、中期では水力や地熱の山の資源は先行して開発できると思うので、やる気があるかどうかの問題である。

これは、国として方針を決めれば必ず動くところだと考える。ハイブリッドダムも国土交通省が既に進めている政策で流れはあるので、全体を推進していく人が必要という認識である。その上で、更に長期を考えることになる。

個人的には、核融合を利用しない手はないので、将来を考えると核融合が進むべき領域と考えている。

問　脱炭素シナリオに関し、2050年カーボンニュートラル目標を堅持しつつエネルギーコストの精度を最優先課題として再定義する必要はないか見解を伺う。

答　2050年カーボンニュートラル実現は過大な目標であるが、これを調整していくことで、エネルギーを通した国民負担もかなり減ってくると思う。

問　2050年のカーボンニュートラルは現実的ではないことを踏まえ、参考人は原発の比率をもっと上げるべきとの意見か。つまり、カーボンニュートラルを現実的にするためにも、電力事情を考えた上で、原発をもっと稼働すべきとの見解か伺う。

答　原発は更に導入すべきだと考えている。まずは、既存の原発の再稼働、第７次エネルギー基本計画にもある次世代革新炉を進めていくべきであるが、



地域との関係、人材の問題もあるので時間は掛かると考えている。現状目標とされている20％より高い原発比率が望ましい。

問　カーボンニュートラルの取組がある中、近年のＡＩの急速な普及、ＤＸにより、消費電力が増加していくイメージがあるが、参考人の見解を伺う。

答　ＡＩの活用に伴うＤＸにより電力需要が増え始めていることは確かである。ただ、自動車燃料といったほかのエネルギーに比べると、脱炭素電源である再エネ、原子力では、電力が増えても$CO_2$発生を抑制しやすい。

また、ＤＸによる省エネとは、サーキュラーエコノミーにより、エネルギーを多く使う動脈産業の物の生産から、エネルギーの少ない使用、特にシェアリング、長寿命化、高稼働率化ができれば、長期的には物の生産量が減り、省エネになり得るということである。

さらに、無人の場合に照明や冷暖房を消す、冷暖房を快適な温度に調整するといった自動化については、ＤＸで行いやすく、省エネにもつながる。

問　カーボンニュートラルを達成するための電源構成に係るＲＩＴＥのシナリオの中で、水素やアンモニアに対する期待度も感じられたが、改めて、未来のエネルギーとしての期待度はどのようなものか。また、水素、アンモニアが将来、国内での生産がコスト的に可能なのか伺う。

答　ＲＩＴＥは、将来の世界のエネルギーシナリオ、21世紀を通したシナリオ分析を行っており、その中で様々なエネルギーシナリオを描いている。水素は、天然ガスから最も多く作られているが、水素を作る過程で$CO_2$が出るので、温暖化対策としての水素利用は、$CO_2$が出ないように製造しなければならない。そうなると、水力等の再エネが豊富であるなどの条件が必要となる。カーボンニュートラルという制約を置いた場合には、コストの安いものを選んでいくので、外国で作られた水素からアンモニアを作ることや、水素を液化して日本に持ってくるシナリオが、コスト効率的であるとして選ばれている。

問　石炭火力発電におけるアンモニア混焼については、アンモニアの発電コストが非常に高く、アンモニアの原料の水素製造時に$CO_2$が出るためＣＣＳが必要になり実用的でないという意見を聞いたが、アンモニア混焼、ＣＣＳの経済合理性についての意見を伺う。

答　ＲＩＴＥのシナリオ分析のモデルは、コスト最小で実現する結果を出すものであり、$CO_2$の排出制約を課した結果、得られたものがシナリオとして出ている。その中で、2050年カーボンニュートラルという制約を課した下で最適化計算をすると、アンモニアが発電用に使われるという結果が得られた。

アンモニアは窒素と水素で構成される。水素は、化石燃料から作っているが、脱炭素という要件が付いたときの燃料であるアンモニアの場合には、$CO_2$フリーの水素を使うため、コストが高くなる。2050年カーボンニュートラルという目標は非常に厳しいものであり、さらに我々のモデルは、原子力に関し、政府見通しである２割程度を上限として課した結果である。また、再エネは、自然変動でコストも掛かる。そうすると、アンモニアを輸入しないといけないが、$CO_2$フリーの水素を使ったアンモニアが最適化の結果として選ばれている。

ただ、シナリオをグローバル全体で2050年カーボンニュートラルとし、日本では2050年カーボンニュートラルにしないとすると、日本ではアンモニアまで使うようなコストの高い技術は採用されないという結果が得られることになる。

問　地域固有の資源をいかしたエネルギーの地域内経済循環の重要性を実感しているが、参考人のエネルギーの地域内経済循環についての考えと、水力発電やバイオマス発電といった山の国内資源を活用するに当たって、国に対する要望があれば伺う。

答　ドイツに行ったときに、シュタットベルケというものに興味を持った。これは、地域のエネルギー会社というか、正確には地域の生活インフラサービス会社であり、電力、ガス、水道、廃棄物、場合によっては劇場も運営している、地域の経済を支えるような主体である。結局、地域の外側に経済的な主体を全部出してしまうと、外から物が供給されてお金は地域から引っ張り出されてしまうという構造になる。地域側に経済的な主体を置かないと地域の経済は良くならない。幾ら予算を付けても、経済的に回す人がいないと全然回っていかない。エネルギーは非常にキャッシュフローの大きなビジネスなので、それを基盤にして経済を回していけるのではないかと思ったのが私がこの分野を始めたきっかけである。

地域内に会社があれば、そこの資源を使う。バイオマスならば、地域の資源を使い、地元の人が働き、その収入で地元の飲食店で食事をすることになり、次々に循環していく構造を動かしていくきっかけになる。これは、必ずプラスになると確信を持っている。

問　地域資源を活用するＧＸ事業には巨大な投資が必要であるが、その果実が都市部や外資に流出する懸念もある。地域版ＧＸ債等を通じて、地域の資金を地域のエネルギー転換に投資させるための仕組み作りについて具体策を伺う。

答　今、蓄電池ビジネスがブームになっている。あらゆる企業が系統接続の権利の確保を行っており、メガソーラーのときの土地押さえのような状況が起こっている。

電力事業は不動産ビジネスとなり、土地を押さえることが基本と言われている中で、結局、地方自治体ではなく大手民間企業が先行する状態になっている。

したがって、こうした仕組みを変える必要があると思う。またやはり、地方自治体が行うことは難しいので、地方自治体が関与していけるように地元企業が取りまとめを行っていく構図を作る必要がある。つまり、地域インフラのマネジメントを行う会社を複数主体が資金を出す民間的な特別目的会社（ＳＰＣ）という形で地域に作っていき、地域でしっかり権利を確保していくことが必要だと思う。

問　参考人が提唱する現行の地方債とは違う形のＧＸ地方債を導入する意義、また、仮に導入した場合の返済の原資の在り方、さらに、住民からの税収を返済の原資とする場合、脱炭素に向けて先進的な取組を行っている地方自治体の住

民が、取組を行っていない自治体の住民より重い税負担を負うことになる不公平感についてどのように考えるか伺う。

答　ＧＸ地方債は過疎対策事業債と同じような構造を考えている。つまり、地方自治体が発行するが、その返済原資の大宗を国が負担する制度をイメージしている。

ある種の環境税的な仕組みは、日本の産業構造を転換するために必要な税金であるという位置付けで考えていくべきであり、その意味では、課税される主体はその地域の住民ではないということが前提である。

**【循環経済（サーキュラーエコノミー）】**

問　日本が経済を成長させつつ資源循環型社会を実現するためには、民間に任せるだけではなく、政治がリーダーシップを取るべきと思うが、我々が今やるべきことは何なのか、資源循環型社会の構築に向けてやるべきことについて伺う。

答　資源循環型社会を日本の中で構築していく取組は、日本にどのような産業をこれから残していきたいかを考える作業と同じではないかと思う。

というのは、資源循環型社会を構築するためには、ものづくりから再生するところまでのサプライチェーンを国内に確保しておかなければならないからである。そのため、何もかもというわけにはいかないが、日本でこれから残していきたい産業、再生材も含めて、供給するための素材から、ものづくり、そして再生、これらを空洞化させずに日本に残していくことがやらねばならないことである。

逆にこれらをやらないと、$CO_2$排出量が大きいからといって再エネのことだけを考えると、他国の方が安いからということで、製造業が海外に流出してしまう。ものづくりも空洞化するので、資源循環型社会構築という意味でもマイナスになる。

問　従来どおり、日本は産官学協調型でサーキュラーエコノミーを推進すべきか、あるいは他国のように、規制主導型、先進企業主導型、国家主導型といった方向にもう少し配慮していくべきなのか伺う。



答　今の段階では産官学協調型である日本は、妥当な状況にあると思うが、一方で、サーキュラーエコノミーという新しい枠組みに従来の規制が合わなくなってきているため、その見直しをする必要があるのではないか。

縦割りという言葉もあるが、これまでのスキームであれば各々の持ち場で行い、うまくいっていたものが、サーキュラーエコノミーの動静脈連携のように、なりわいが大分違うもの同士が連携して一つの新しいサプライチェーン、新しいビジネスを作らないといけなくなっている。従来の規制をもう少し融合型にしていくような方向について、日本は早めに考えなければいけないと思う。

問　サーキュラーエコノミーに関する動脈、静脈とは何を指すのか、また、消費者による動脈、静脈の分断とは何か伺う。

答　動脈とはものづくり企業のことで、消費者に対して物を提供するところを指す。静脈とは使用済みの物を再生、リサイクル、あるいは適正処理をする企業のことを指す。動静脈が連携してくると、素材の辺りで動脈と静脈の区別が曖昧になってくるが、今はまだ再生材を利用したものづくりが活発化していない。そういう意味でも、動脈と静脈はかなり役割が分担されていて、その分断が消費者のところで生じているのが現状である。

問　サーキュラーエコノミーの概念図であるバタフライマップにおいて、今は外側のループのリサイクルに偏重をしているとのことだが、一番内側のループのシェアが活性化することが最も良いのか、あるいは各ループの重要度に違いはなく、それぞれが活性化しなければならないのか伺う。

答　サーキュラーエコノミーでは多重のループを全て活性化させて、経済性を持たせるということになる。ただ、内側の方がカーボンニュートラルと相補的になるので、シェアリングエコノミー、あるいは物を循環するにしても部品や部材で循環するリユースやリファービッシュ、それから長寿命化が最も優先される。ただし、物はいつか必ず機能を失うので、内側で循環していても最後は外

側のリサイクルのループに落ちてくる。そのため、外側のループもインフラとして絶対に大事である。

問　設計、製造、販売、利用、回収、リサイクルの中で、サーキュラーエコノミーをより推進していくために重要な領域はどこか、また、国がそこにサポートすることは考えられるのか伺う。

答　まずは設計である。設計段階で再生材の利用に係る規制が行われていることにより、サーキュラーエコノミーの易解体設計を意識し始めたことで、大分変わってきている。

次が調達である。調達は、どうしても安定的に安いものを調達してくることが最優先になっており、長期的に見れば安いというような視点を入れたサーキュラリティーに対するインセンティブが高まっていく必要がある。

最後は、消費者も変わっていかなければならないのが昨今の流れで、消費者が、安いだけではなく、近視眼的に見れば高くても長期的に見れば安いという、サーキュラリティーを意識した購買になっていくことが非常に重要である。

問　サーキュラーエコノミーの基本原則の中で、廃棄物を最初の段階でリサイクルできるよう設計しておかなければ、廃棄物を利活用できない。様々な産業や分野を見て、サーキュラーエコノミーの観点から設計段階で進んでいる分野、進んでいない分野、それをどうしたらよいかという点について見解を伺う。

答　サーキュラーエコノミービジネスが比較的日本で成立しているのはプリンター、印刷機である。プリンター、印刷機は、ＢtoＢ（企業間取引）の世界でシェアリングエコノミーになっている。リースで貸し出し、回収まで、企業がコントロールすることによって、再び工場に集めて解体し、組み立て直して、新しい製品番号を付け、もう一度リースをすることができている。

これができる理由は、サーキュラーエコノミーをコントロールしているビジネスであるということと、１社であるということである。これを２社でも３社でも協力してできることがサーキュラーエコノミーである。これを一つの参考



としながら、大きなサーキュラーエコノミーにどうやってしていくか、ビジネスにしていくかということが日本の一つの方向性である。

問　日本は資源がないため、循環経済は非常に大事な考え方であると思う。改めて、参考人の研究室では、工業製品をどのように設計すれば、効率良く再資源化、資源の再利用ができるのかという研究は行っているのか、研究の内容について伺う。

答　正にそのような研究をしている。解体は、機械的に取り外す、人力で取り外すなど、様々な外部刺激による方法が考えられる。バイオ、電子レンジ、ＩＨ、レーザーを使う方法もある。私は電気パルスも研究している。様々なものを想定して、製品ごとに易解体設計をしておけば、精緻に解体して、様々な機能を余すことなく循環できるだろうと考え、解体の技術とデザインをセットで研究している。また、技術だけではなく、ライフサイクルアセスメントや評価も非常に重要であるので、文理融合型の課題として研究、人材育成を進めている。

問　参考人が提案する新規電気パルス法がリサイクル方式のメインストリームに将来的になる目算はあるのか。また、その前提となる易解体設計について、事業者へのインセンティブをどのように考えればよいか見解を伺う。

答　新規電気パルス法を使った解体がメインストリームになる可能性があるのは、ダイレクトリサイクルと呼ばれる工程内リサイクルの部分である。その部分で日本国内の電池産業が根付いて、そこから再生材を得るということが世界的に重要になったときに、メインストリームになり得ると考えている。

一方で、個々のユーザーが使用した電池を広域に回収してリサイクルするところでは、精緻解体の電気パルス法はメインストリームにはならず、別の広域かつ大規模にリサイクルできるプロセスが、メインストリームになると考えている。

易解体設計に関しては、製品の段階から剥がしやすい、あるいは解体しやすい設計を取り入れる必要があり、これも提案はしているが、設計に入り、出て

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

くるまでには何十年と時間が掛かるので、長期的に考えなければいけない。

問　サーキュラーエコノミーに関する企業との共同研究について伺う。

答　この分野は企業からも注目度が高く、早稲田大学では、循環バリューコンソーシアムという約60社から成る企業と、サーキュラーエコノミーに関するシステム作り、技術作りについて、共同研究あるいはディスカッションしており、社会的な課題も見えてきているところである。

問　参考人から、再生材を得ていくためのプロセスの課題である高効率回収の必要性に関して、海外流出の説明があったが、どのような素材が流出しているのかを含めて具体的な状況を伺う。

答　分かりやすい例は、自動車であり、海外に大きなリユースマーケットがある。日本のハイブリッド車は非常に性能が良く、海外の様々な政策ともあいまって、相当数がそのまま国外に流出している。その結果、国内には自動車の再生材を得るような廃車、あるいはＥＶ由来の電池等が余り流通しない状況になっている。

また、日本は経済性に任せた産官学協調型でサーキュラーエコノミーを進めているが、海外では国家主導型で二次資源を政策的に集めている国もあるので、経済性だけに任せているとそうした国に勝てない。そのため、経済的にも二次資源が海外に流出してしまう状況が今起きている。

問　自動車の海外流出は民間企業の判断もあると思うが、参考人の考えとしては、政府が何らかの対策を講じるべきなのか見解を伺う。

答　再生材の資源安全保障のことを考えると、一定割合は国内で流通する必要があると思う。例えば、中古自動車が国内に流通するためには、税制、保険、車検等の規制の部分にも非常に大きく影響するので、国として何か対策を考える余地は十分にあると思う。



問　サーキュラーエコノミーが経済的に割に合うのかどうかは、非常に重要である。例えば、自動車も資源の再利用が可能とされているが、経済的に見て、日本で廃車した車から回収した様々な資源を活用する場合と、日本の廃車した車を海外に売却する場合では、どちらが利益を得られるか伺う。

答　世界全体で見たときに、リユース率が上がるということは、大きな意味ではサーキュラリティーが上がっているため、海外に売却されてリユースされること自体は悪いことではない。できるだけ機能を使うという意味で自動車のままリユースするというのは、世界の循環と見れば、環境的にはむしろ良い方向である。問題は、日本の経済安全保障とのバランスである。

問　脱炭素化に不可欠なリチウム、コバルト、ニッケル等のレアメタルは特定国への依存度が高い状況であるが、都市鉱山からの回収でどの程度補えると想定されているか、また、制度面での必要な対応を伺う。

答　安全保障上、レアメタルを都市鉱山から賄えるとは必ずしも言えないと思う。

まずは、レアメタルの確保のため特定国に限らないソフト・ハードを含む外交の多様性の確保と備蓄の実施、その上で都市鉱山から少量を回収することを両輪で行っていかなければいけない。回収率については、ＥＵの再生材利用率が一つの目安にはなる。

問　参考人は都市鉱山という言葉を論文で使っている。例えば、都市にあるスマートフォンやパソコン等に含まれるレアメタルや金、銀を取り出すことを一種の鉱山だと見立てて、循環していくということだが、果たしてコスト的に可能なのか。スマートフォンからレアメタルあるいは金を取り出すことでどのように企業は利益を得ることができるかについて、ある程度の試算があれば取り組む企業は出てくると思うが、そうした試算の有無を伺う。

答　都市鉱山という言葉は1980年頃から言われている。都市鉱山は、金や銅等の含有量は非常に高いが、消費者に散らばっているものを集めなければならず、そして天然鉱山とは異なる比率で入っている不純物を分離するところにコスト

が掛かり、必ずしも常にコスト的に見合うわけではない。ただ、貴金属や銅のような、経済的価値が元素単位で比較的高いものは、既に日本で企業によって活用されており、銅精錬あるいは貴金属の精錬は、こうした都市鉱山を輸入するほど日本では経済的な価値を生み出している。そのため、一部では、既に日本に十分に経済的な合理性を持って価値を生み出していると言えるが、レアアースやレアメタルといったより難しいものになると、経済的にはなかなか見合っていないと言える。

問　今後、ペロブスカイト太陽電池が日本で量産化されて世界に広がっていく場合、サーキュラーエコノミーの視点から、現時点でどのような取組が大事になるのか伺う。

答　ペロブスカイト太陽電池は、日本発の優れた性能の太陽光パネルであると期待しており、また上市される段階で資源循環のことも考えられている。サーキュラーエコノミーの観点からも先進的な製品であることを望んでいる。

そのためには、まず、ペロブスカイト太陽電池の性能を維持するために含まれる有害性物質がコントロールされて、リサイクルや適正処理といった資源循環が行われることが非常に大事になる。

その技術開発は進んではいるが、確実に回収されて資源循環のプロセスに乗ってくることが大事である。売り切りで消費者に渡って消費者が後処理のことを考えるより、シェアリングエコノミー等と相補的なシステム作りを行い、製品の使用段階から廃棄までをビジネスとしてコントロールできる仕組みを今後構築していくことが、ペロブスカイト太陽電池に求められる大事な点だと思う。

先行する太陽光パネルではそのようなことが行われなかったために、ＦＩＴ制度による大量導入後に大量廃棄が問題となり、議論が後手に回ってしまっている。

問　ホルムズ海峡危機によりナフサにも影響が出ている。今こそ資源循環型社会に向けた取組を進めていくことが必要であるが、その際、欧州のように企業が社会的責任を果たすことが大事だと思う。日本で拡大生産者責任が余り進んでいない理由は何か。また、欧州ではごみ自体が生じにくい社会構造に変える実践が行われていると聞くが、日本でもそのように経済、社会の仕組みを変えていくことが必要だと考える。そのために国が行うべきことについて伺う。

答　ナフサ、プラスチックに関しては、自動車やリチウムイオン電池に比べると、一般消費者から出てくる廃棄物が対象になるという意味で、日本でも状況は少し変わってくる。海外の方がうまくいっているとは一概に言えないと思うが、そういう面があるとすれば、日本の特殊性として、一般市民から出てくる廃棄物は環境省の管轄で、自治体が集め、焼却して、しっかりと適正処分するというシステムができ上がっていて、そこからリサイクル、企業活動という、また違うカテゴリーになる。これは日本の仕組みの特徴的なところである。

一方で、適切にプラスチックを分離して資源循環に持っていく気質が日本の消費者にはあるので、消費者から出てくるプラスチックも適切に分離した後、ケミカルリサイクルに持っていくような、自治体も含めた仕組み作りが日本でも進んでいく土壌はあり、これからそれを進めていく必要がある。そのためには、広域に質の良い分離されたプラスチックをしっかりと集めるという仕組み作りが必要になってくる。

**【蓄電池】**

問　約３万人の蓄電池に係る人材を育成・確保する必要があると見込まれているとのことだが、現状を伺う。

答　現時点での電池、バッテリーに関する具体的な人材の数は分からないが、約３万人が不足していることは間違いない。バッテリー人材というと最先端の人材、化学や材料に秀でた人材というイメージになるが、これから日本で安心、安全なものづくり、電池産業を維持していくには、必ずしもそういう人材だけではなく、工場の安全管理、ＡＩ、資源確保等、多様な人材が必要である。

そういう意味で、これは一つの産業のインテグレーションである。多種多様

な人材が必要であり、特化した人材というよりは、ものづくりを支える全般的な人材を蓄電池産業も必要としているという見方ができる。

問　電池の人材育成に関するＢＡＴＯＮの取組や、大学におけるカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーに関する文理融合を超えた、俯瞰的な人材を育成することは、専門性が高い領域が多い中で大変困難ではないか見解を伺う。

答　アカデミアも専門性は分化されており、俯瞰的な人材の育成が難しい状況になっている。それに対して、産業界もアカデミアも課題感を持ち、ＢＡＴＯＮといった取組が少しずつ出てきているというのが現状である。

例えば、アカデミア人材においても、博士人材を単なる専門人材ではなく、社会にも貢献できる人材として育てており、あるいはＢＡＴＯＮにしても、従来、電池に関する人材を育成する際には、どちらかと言うと次世代型の技術開発に対するファンドや補助の支援は得られがちだったが、上流から下流までの再生材も含めた俯瞰的なインテグレーションにもかなりの補助や支援が得られるようにはなってきている。少しずつではあるが、世の中も変わってきているので、補助や人材育成の在り方もそのようになってほしい。

問　リチウムイオン電池の回収、処理について、地方自治体のごみ処理施設等での火災が頻発する中、安全な回収ルートの構築が急務であるが、メーカーの責任をどこまで強化すべきか見解を伺う。

答　地方自治体のごみ処理におけるリチウムイオン電池混入問題に関しては、リチウムイオン電池が製品に使用されていることが、消費者から見えづらいこと、分かりづらいことが一番の問題である。まずは、メーカーに対して、製品にリチウムイオン電池を使用している場合には、その旨の明記を義務付けるべきである。

加えて、製品の捨て方を消費者に分かりやすく伝えることまでが、メーカーの責任ではないかと考えている。

最近はそうした動きもあり、製品にバーコードを付け、捨て方をインターネット等に掲載し、そこにアクセスできるようにするというルール化も少しずつ行われており、こうした点はメーカーの責任である。



問　再生材を使いこなして資源循環ループを作っていく中で、リチウムイオン電池が引き起こしている昨今の課題は、製品の質の悪さに起因していると考える。再生材を使いこなしていく、あるいは精緻な解体に伴うコストとリスクの関係について伺う。

答　リチウムイオン電池の火災は、再生材あるいは資源循環とは別な軸で顕在化し、問題化していることだと思う。これは、自動車用というよりは、様々な所で作られている小型の電池に起因しているものが多く、電池の使い方と、安全に対する配慮が十分でない製品によって起こり得るものである。また、これは再生材であるかどうかとは別な軸で、経済性を優先させて、安全性に対する配慮が少し足りていない製品も世界的に見ればあるのではないか。

国内の企業は安全に対してシビアなスタンスを取っていて、国内の電池の工場を何度も見学したが、しっかりと作っている。

そのため、高価な電池にもなり得るわけだが、今後の日本の安全、安心なものづくりという点では大事なことである。これから再生材を使っていく上でも、十分過ぎる安全配慮をした国内産業の育成と維持は、大事であると思う。

問　海外製のリチウムイオン電池は、日本製のように火災への十分な安全対策が実施されているのか伺う。

答　リチウムイオン電池は便利なものだが、一度発火や破損をしたときには爆発的な火災になってしまう構造でもある。そこで、日本製品の安全対策では、何か不具合が起きたときでも二重三重の防御をしている。そのため、大きな事故にはならず、爆発的に燃えることはない。

これは、海外製でも基本的には同じであるが、二重三重の防御はコストが掛かるので、一部の安い小型電池では十分な安全対策をしていないものがある。

一方で、発火の一般的な事例では、どちらかと言うとユーザー側が危険性を

認識せずに使用しており、配慮の足りなさがあると思う。言い換えれば、ユーザーがこれだけ高密度なものを、火災のおそれを認識しないで、余りにも便利に使用している状況になっていることも原因の一つだと思う。

問　次世代技術である全固体電池は火災になりにくいと言われているが、その普及によりリチウムイオン電池の火災問題は解決するか見解を伺う。

答　全固体電池は爆発的な火災につながる部分が固体になっており、液系リチウムイオン電池に比べると、火災になったとしても大事故にはなりづらいという点で、より安全であるとは言える。

問　全固体電池についてリサイクルの面からの特徴を伺う。

答　爆発しづらいという点での全固体電池の取り扱いやすさから、リサイクルしやすいということはあるが、最後にニッケルやコバルト等の様々な物質を分離していくプロセスは、液系リチウムイオン電池と同じである。逆に、全固体電池には液系リチウムイオン電池に含まれない物質が入っているので、それをしっかりと分離できるかということを別途検討しなければならず、どちらがリサイクルしやすいということはない。

**【再生可能エネルギー】**

問　再エネ比率が上がるほど電気料金が上がるということについて見解を伺う。

答　再エネは、特に2012年から始まったＦＩＴ制度によって急速に導入された。導入当初は、ＦＩＴ制度で高く買い取っていたが、現在太陽光発電は相当下がっており、火力や原子力とも競争可能な価格になってきている。電力は瞬時のバランスを取らなければならないが、太陽光発電は、昼間、太陽が出ている間にしか供給できない点が難しいところである。また、太陽光発電の出力が変動することは自然条件で決まっており、人為的には行えない。電力需給のバランスを取る、すなわち、電力供給を安定化させるためには調整力が必要になり、貯蔵したり、火力発電や水力発電の出力を増大させたりしなければならない。こ



うした調整力のコストは、再エネ、特に自然変動性の太陽光と風力の比率が高まると余計高まってきて、例えば50％になると非常に高くなる。

問　太陽光は無駄が多く、日本のように土地が狭い、平地が少ないというところでは既に限界が来ているように感じるが見解を伺う。

答　これから平地に太陽光パネルを設置するのはかなり厳しいと思う。その上で、原油については、中国を含めたアジアの国々が経済発展した結果、自国で使うようになった。基本的にこの構造は更に膨らむと考える。それに対応するためには、やはり国内で何とかすることを考えないと将来的なリスクになると考えている。

問　温暖化対策を進める中で、太陽光発電の適地不足が深刻な問題になっているが、営農型太陽光発電を優先的に位置付けるようなエネルギーシステム上のインセンティブの必要性について見解を伺う。

答　基本的には営農型太陽光発電は良いことだと思うが、かつて調査した際は、本格的な農作物が生産されておらず、農業生産としての効果を余り持っていないようであった。その後、高さや隙間を工夫した様々な営農型太陽光発電の手法や、技術進歩によるより良い太陽電池が出てきていると想像するので、良いものを選んで優遇的に推進しなければならない。ＦＩＴ制度導入時に太陽光発電の買取価格を高くして、非常に大きな国民負担を招いたことと同じ例にならないよう、注意しながら慎重に進めていくという意味では、重要な分野だと思う。

問　ハイブリッドダムとして、幾つか既に発電、新増設が行われていたり、あるいはかさ上げで増電されていたりする例があるとのことだが、どのような形だとハイブリッドダムとして活用しやすいのか、また、どの程度電力のかさ上げがなされるか、より具体的な内容を伺う。

答　まず、貯水量が大きいダムの方がバッファーがあることから、ハイブリッド

ダム化しやすい。洪水を起こしてはならないため、いかにバッファーを持てるかが鍵であり、大きいとある程度水がめが大きく、変動を許容できるという面があるため、まずはそういうところで進めるということだと思う。国土交通省も三つのダムで先行的にハイブリッドダム化を進めており、そうした事例を基に、より進化していくと思う。また、発電機能を持つダムは５割程度あるが、商用発電を行っているところは更に１割程度少なくて規模も小さい。さらに、国のダムでは相当進んでいるが、自治体のダムの割合が低い。その意味では、自治体のダムにどのようにハイブリッド化の取組を普及させていけるかということが鍵になると思う。

問　砂防堰堤を活用する等、小水力等水力発電を更に進めていくために必要な要素はどういったものになるのか伺う。

答　砂防堰堤は、実はダムとして扱われない領域であるが、可能性がある。小さいダムをどのように細かく活用するかが水力の場合は非常に必要である。ただし、小水力発電はどうやっても収支は見込めず、国として、地域として、それが公共財として必要かどうかという判断が必要になり、別の予算を持ってくる方法以外にないと思う。砂防堰堤も同様に、可能性はあるが、余り政策の対象になっていない。ダムとは別枠の砂防堰堤独自の支援が必要である。

問　水力発電は日本の電力供給の約８％である。新たに水力発電所を造ることは、立地もなくほぼ不可能と言われる。現在、治水に使われているダムに新たに発電機を設置すれば発電可能だが、ほとんどコストに見合わないとも聞くが見解を伺う。

答　実態として、見合う所と見合わない所があると思う。まず、発電機は設置できると思う。ダムに新しく穴を空けて新しい管を通して発電することは可能なはずである。また、今の発電機のままでも洪水調節用の治水ダムは早めに水を放流している。ダムの水量を見ると、年間を通してほぼ横ばいであるが、台風のときだけ急増する。台風時のような水量を使えると、使える量が20倍程度に



なる。いきなり20倍の量を使うのは多分無理だとは思うが、うまくためていくことで同じダムで同じ発電機でも発電ができるはずだと考える。

問　既存の治水ダムにタービンと送電線を付けてハイブリッド化し、発電を行うことが、電力会社にとってコスト的に見合うのか見解を伺う。

答　水力発電については、系統の問題が非常に大きい。北海道はダムで発電していない割合が高いが、これは送電網の距離が長くなり、コストが掛かると言われているからである。人が住んでいるかどうかが重要で、人が住んでいる所に電線を引くことには一定の意味がある。人が住む所を守っていくためにも、適切な地域の経済を創っていくべきという考えの下に資金を投じていく構造が必要である。

問　水力発電を中心とした山のインフラ・産業コンプレックスには、地方創生や地域未来等の様々な交付金が活用できると考えるが、より具体的なイメージや進め方を一定のパッケージにして自治体に提供していくような取組について何か示唆があれば伺う。

答　取組は広域でやらないと難しいと思っており、過疎地は小さな自治体が多く、現実的にどうするかは悩ましい。場合によっては、都道府県が取りまとめていくやり方を取らざるを得ない。また、横連携的な仕組みも必要かもしれない。これに対して、地方債も活用してある程度自立的に行うということは必要と思う。

　短期的に考えると、ＧＸ戦略地域、地域未来戦略が連動しながら動いているので、その予算をベースに動いていくのが現実的であろう。自治体もそういう動きをしており、結果が夏に向けて出てくる状況だと思う。ここをステップにしてスタートすることが重要である。

　ただ、長期的には更に資金を投入していかなければならないので、そこについては別に予算を考えていく必要がある。

【脱炭素】

問　脱炭素社会の実現は、コストが掛かると考える。日本が経済成長しながら脱炭素社会を実現していくためのポイントとなることは何か伺う。

答　2050年カーボンニュートラルは現実的ではなくなっているが、脱炭素は地球温暖化問題の解決のための究極の目標であるので、当然そこに向かって行かなければならない。しかし、そこに一段階で行けるわけではないので、移行期間という手順を踏んで、タイムスケジュールを少し調整していけば、日本の健全な経済成長にも貢献していくと考えている。

問　2050年カーボンニュートラルについて、2050年に本当に達成することができるのかという雰囲気が広がってきているのではないかと思うが、参考人の認識を伺う。

答　世間一般の雰囲気を正確につかめているかどうか分からないが、温暖化の傾向は明らかになっており、様々なところで影響が出ている。そのため、温暖化対策を行わなければならないことに関して疑問があるわけではない。ただ、2050年カーボンニュートラルは少し無理ではないか、もう少し現実的に対応しようとする雰囲気になっているのではないかと思う。

　ただし、国としては、国際政治上の問題で、外交問題でもあるので、どのタイミングで表明するかは、当然タイミングがあると認識している。

問　2050年カーボンニュートラルは現実的でないとの話があったが、これは不可能という意味の理解でよいか伺う。

答　ＲＩＴＥがシナリオで示していることから、技術的に不可能ということではない。

問　発電部門の資金調達においては金融機関への依存度が大きくなり、過度にグリーン化をしたファイナンス部門の圧力があるとの指摘があったが、この点について詳細を伺う。



答　資金調達において様々な取組があり、金融機関を集めて、スタンダードなものを作っていくことが幾つか行われてきた。その中で少し過度になったのではないか。そのようなグループに参加する事業者は、だんだん減ってきているので、過度だったものが調整されていると考えている。

問　ＧＸ経済移行債の返済スキームの実現可能性及び現在の政府のエネルギー価格抑制策は、脱炭素政策に逆行しているのではないかといった点について見解を伺う。

答　ＧＸ経済移行債の償還に関する仕組みは整っているが、今後、現実に回収できるかどうか、本当に$CO_2$削減効果を持つかどうかについての見極めが必要である。これからの問題であるため、状況を見ながら考えていくべきである。

　また、特にガソリン系の石油製品に対する価格補助に関し、価格が上がれば消費が下がって$CO_2$が削減されるはずだが、補助によって消費が維持されるために$CO_2$が減らないということは、そのとおりである。

　これは、環境を取るのか、経済効率性を取るのか、あるいは国民生活の安定を取るのかということであり、政治がそのバランスを図っていくものではないかと思っている。現状では、国民の希望は価格低下の方が大きいと思う。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

２　政府に対する質疑

参考人からの意見聴取等を踏まえ、令和８年５月20日、政府より説明を聴取し、質疑を行った。質疑の概要は、次のとおりである。

【中東情勢と日本の対応】

問　ＩＥＡは、石油や天然ガスの供給混乱に備えるため、公共交通機関の利用促進等の10項目の具体策を示し、エネルギー需要の抑制を呼びかけているが、政府として、こうした動きを受け止め、エネルギー需要の抑制に取り組む考えはあるか伺う。

答　石油備蓄の放出や各国からの代替調達を通じて、原油や石油関連製品について日本全体として必要な量は賄われている。一方、足下では一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていると認識しており、関係省庁に設置された情報提供窓口を通じて、供給の偏りや目詰まりを一つ一つ確実に解消している。

国民への省エネの呼びかけは、毎年、夏と冬のエネルギー需要が増大する時期に行っており、中東情勢にかかわらず、こうした取組を中期的に継続することが重要と考える。その上で、現時点では国民に更に踏み込んだ節約を呼びかける段階にはないと考えている。

問　ホルムズ海峡封鎖を受け、政府は、原油及び石油関連製品の代替調達に取り組んでいるが、平時に戻った場合に再び中東依存度が高まることが懸念される。また、制度面でも、天然ガスは、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安全保障推進法）上の重要物資として位置付けられているが、原油及び石油関連製品は位置付けられていない。そうした位置付けも含め、平時に戻った場合において、日本のエネルギーの中東依存度を下げていくための原油の調達先の多角化に向けた政策的な担保について伺う。

答　足下の原油の代替調達は、現時点で、５月は約６割、６月は約７割以上の調達にめどが立ったところである。中東や米国に加え、中南米、アジア太平洋、



５月には中央アジア、６月にはアフリカにも原油の調達先が拡大される予定であり、引き続き最大限取り組んでいく。

経済安全保障推進法は、特定重要物資の指定条件について、重要性、外部依存性、供給途絶等の蓋然性、経済安全保障推進法に基づく施策の必要性という４要件を規定している。原油及び石油製品については、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づき、安定供給確保に向けた施策を進めていることを踏まえ、特定重要物資としての指定を行っていない。その上で、中長期にわたって原油の供給源の多角化が不可欠であることは認識している。

積極的な資源外交や資源国における開発支援を始め、原油調達の多角化を進めるために必要な措置をあらゆる選択肢を排除せずに検討し、エネルギーの安定供給確保に万全を期す所存である。

問　日本に製油所は幾つあるのか、また、原油は産地によってその性質が様々であるが、日本の製油所はどこの産地の原油に最適化されているのか伺う。

答　日本には19か所の製油所がある。また、石油元売の業界団体である石油連盟によれば、日本の製油所は中東産原油を処理するのに適した装置構成とのことである。

問　異なる産地の原油でも、中東産と同じ中質油である場合、日本の製油所は適合性が高いという認識でよいのか、あわせて、現在米国産原油の調達を増やしているが、米国内でもアラスカ州など産地により性質が異なる原油との適合性についても伺う。

答　中東産の原油について、例えばアラビアンライトは中質、中硫黄であるが、ＵＡＥのアブダビのアッパーザクムは中質、低硫黄であるように、同じ中質でも硫黄分については様々な種類がある。

それ以外の原油について、例えば米国では、シェールオイル由来のＷＴＩの原油は軽質、低硫黄で、アラスカ産の原油は中質、中硫黄である。硫黄分及び重いか軽いか以外にも、金属分など様々な要素があり、一概には中質、中硫黄

であれば適合しているとは言えないが、こうした要素を勘案しながら日本の製油所で精製していくことになる。

問　原油調達先の多角化の必要性から、日本の製油所を中東産以外の原油精製に最適化させていく必要もあると思う。その場合、製油所を新設するのか、あるいは既存設備を改修するのか、また、その際の民間事業者への支援の在り方を伺う。

答　民間事業者は、効率的に精製処理を行うという観点から、原油の性状、価格、輸送日数等を勘案して最適な調達をしていると認識している。原油の代替調達が進展している現在においても、元売各社は、様々な性状の原油を調達し、必要に応じて混合、精製等において工夫をしている。

そういう意味では、既存の設備で効率的な精製が継続されており、精製設備の新設や改修が直ちに必要な状況ではないと認識している。他方、設備の制約によって安定供給に支障を与えないという視点は大事であり、原油調達の多角化を進めるために必要な措置については、今後、精製設備の対応を含め、あらゆる選択肢を排除せずに検討していきたい。

問　政府は、ナフサ由来の化学製品の供給は年を越えて継続できる見込みと説明しているが、現場では、塗料やシンナー、梱包資材等が足りていない。各川中製品によって在庫の期間は異なるため、政府はそれぞれの供給状況を注視の上、製品調達等も検討するとしているが、検討の段階ではなく、すぐに把握して必要なものは供給しなければいけないと思う。川中製品の在庫状況と、特に不足しているものの把握の有無を伺う。

答　原油や石油製品については、日本全体として必要な量は確保できており、年を越えて石油の供給を確保するめどは付いている。ナフサについても、最大限、備蓄原油を用いて国内での精製を継続している上に、中東以外からの輸入拡大も進めており、ポリエチレン等の中間段階の化学製品の在庫も合わせると、年を越えても供給を継続できる見込みは付いている。



その上で、川中製品の在庫状況について、産業界や政府が定期的に公表している統計情報や企業ヒアリング等を通じて個別に把握しており、直ちに不足が生じている川中製品はないと認識している。ただし、現場等で様々な声が寄せられており、引き続き国民の経済活動に支障がないように取り組んでいきたい。

問　ナフサ由来の化学製品の価格高騰に対して、価格転嫁対策のより一層の推進や、高騰分に対する国からの支援策を行うべきではないのか伺う。

答　中東情勢による価格上昇を受けてすぐに価格転嫁できない部分があることは事実であるが、価格転嫁や取引適正化を進めて、後退させないことが重要だと思われる。その上で、経済産業省は、ナフサの原材料、化学製品を含め、中東情勢の影響を受ける中小企業等を支援すべく、約1,000か所に設置した特別相談窓口での対応、セーフティーネット貸付の金利引下げ、原材料やエネルギーコストの上昇を考慮した価格転嫁の要請といった支援を行っている。こうした支援を行いながら、経済活動に影響がないように万全を期してまいりたい。

問　ナフサについて、政府は足りているとしているのに対し、現場では足りていないと、認識にギャップがある中、現に大手メーカーの菓子等の商品パッケージの印刷に影響が出ている。政府が、ナフサの供給見通しを適切に発信すれば、このような事態にはならなかったのではないか。このように不安が世の中に広まったのはなぜか見解を伺う。

答　ナフサ及び石油製品等は、日本全体として必要となる量を確保できており、さらに年を越えて確保できるめどが付いているものの、サプライチェーンの上流から下流まで長い中で、不安がまだ払拭されていない部分がある。その取引関係の中で、上流の方で言えば、例えば将来、２か月後、３か月後の供給を約束できない、また、念のため供給を絞っておくといったことや、買う側の下流の方で言えば、念のため多く発注しようとか、２か所、３か所に発注しようということが起きているようである。

この結果、上流側から見て、日本全体としての量は足りているはずであるが、

細分化されたサプライチェーンの中では足りないところが出ている。

これらへの対処として、経済産業省を含め各関係省庁で情報提供窓口を設け、相談を受け付け、一つ一つ上流までたどり、つぶさに確認し、解消してきている。

引き続き、国民の命と暮らし、経済活動に支障が生じないよう対応していきたい。

問　政府の役割は国民に不安を抱かせないことである。そのため、不安になる前に十分に足りているということを公表していくことが重要である。しかし、ホームセンターでは、塗装用のシンナーが１缶4,000円から15,000円に値上がりし、１人１缶までと購入制限される動き等が報道されている。この状況をどのように考えるか見解を伺う。

答　政府としては、なるべく国民の不安が生じないよう、あらゆるルートで情報発信に努めているが、大丈夫だと発信するだけでは、本当にそうなのかと疑問が生じるので、なるべく根拠が見える形で、数字も使いながら公表している。

政府としては、業界とも連携し、ナフサや関連の化学製品に関しては、石油化学工業協会がホームページで、業界における各化学製品の在庫量のほか、毎月の供給量も出している。実際に出された数字を見ても、３月は２月と比べて同水準で出ている。

このような数字を懸命に広報し、全体としては足りているため、過度に不安になり、あちらこちらに二重三重の発注をすることや、過度に供給を絞ることがないよう、経済産業省のホームページ、ＳＮＳ、各地域の経済産業局等から情報発信もして、周知に努めている。

問　夏までナフサ及び石油製品等の供給不足が続いたら、倒産する企業が出てくるのではないかという声もある。もし、倒産が増えた場合、どう対応するつもりか見解を伺う。

答　全体としては年を越えて供給が継続できる中で、経済産業省においては周知



に努めるほか、一つ一つ目詰まりの解消にも努めている。その上で、中小企業・小規模事業者に影響がないよう、あるいはあっても軽減できるよう支援を行うべく、全国約1,000か所に特別相談窓口を設けて、経営上の相談に当たっている。さらに、セーフティーネット貸付けの金利引下げや、原材料又はエネルギーコストの上昇を考慮して価格転嫁ができるよう各業界に要請している。こうした取組を継続して、サプライチェーン上にある企業に対する影響を最小化できるよう努めていきたい。

**【エネルギー政策】**

問　原子力や国産再エネを始めとした脱炭素電源の強化をどのように加速化していくのか見解を伺う。

答　原子力、再エネ等、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することにより、エネルギー自給率の向上を図っていく方針である。

原子力を長期的に利用していく上で、原子力産業、人材基盤の維持強化は重要な課題である。原子力サプライヤーに対する設備投資や技術開発への支援等の供給途絶対策や、市場拡大が見込まれる海外プロジェクトへの参画支援、また、原子力人材を戦略的に育成するための司令塔機能強化に向けた検討等に引き続き取り組んでいく。

ペロブスカイト太陽電池に関して、量産技術の確立や生産体制整備、需要の創出に三位一体で取り組んでいく。特に知財戦略については、製造プロセスのノウハウと特許の組合せが重要である。生産体制構築の支援では、専門家の視点も取り入れながら、知財管理についてしっかりと確認することとしている。需要の創出については、国土交通省とも連携し、大きな需要が見込まれるインフラ空間での実証や社会実装を推進していきたい。

問　今後、国際情勢の不安定化があっても、エネルギーセキュリティーを確保するという観点から、石炭火力も含めた火力発電の柔軟な活用も考えていかなければならない。政府は、今回、緊急措置として、非効率石炭火力の稼働抑制措

置を適用しない対応を取ったが、中長期の政策の在り方について見解を伺う。

答　エネルギー安全保障を考えてもなお、非効率な旧来の石炭火力は減らしていかねばならない。まず、経過措置としてＬＮＧ火力の充実が必要であり、その先は、水素、アンモニア、ＣＣＵＳという新しい火力を充実させていくことになる。エネルギー安全保障を考えれば、これらを中長期的に行うだけではなく、急がなければならないと考える。

中長期的に自前資源を確保することは極めて重要である。経済産業省とも連携して自前資源の実用化を急ぐと同時に、環境省としては、脱炭素に関連して2050年ネットゼロという目標を掲げているため、それを揺らぐことなく実行していきたい。

問　ＬＮＧ調達の不確実性が高まっているとして、容量市場における非効率な石炭火力の稼働制限を2026年度は解除したが、これは化石燃料依存を強め、脱炭素やエネルギー自給率の向上にも逆行すると考えるが見解を伺う。

答　石炭火力は、他の電源に比べて$CO_2$排出量が多いという環境面の課題があるため、第７次エネルギー基本計画において、電力の安定供給の確保を大前提としつつ、非効率な石炭火力のフェードアウトを着実に推進していく方針を示している。

その上で、今般の非効率石炭の稼働に係る措置は、電力安定供給に万全を期す観点から、石炭火力の稼働を高めてＬＮＧの消費節約につなげるためであり、飽くまでも緊急的に講じるものである。したがって、2026年度のみが対象であり、エネルギー基本計画の方針を変更するものではない。

問　ＬＮＧの中東依存度は約１割であり、それを理由に非効率な石炭火力の稼働を促進して、その負担を電気代に上乗せするのは問題である。長期脱炭素電源オークションの対象から化石燃料を除外すべきと考えるが見解を伺う。

答　ＤＸやＧＸの進展に伴って将来的な電力需要の増加が見込まれている。足下の電力需要の増加に対しては、再エネや原子力に加えて、火力を含めあらゆる



電源を活用した上で安定供給を確保していく必要がある。

こうした中で、$CO_2$排出量が比較的少ないＬＮＧ火力は、カーボンニュートラルに向けた移行期における安定供給確保の手段として重要であるため、短期的な供給力確保策として、長期脱炭素電源オークションの対象にしている。同時に、脱炭素化の取組を進めるために、その支援対象の火力電源については、2050年に向けた脱炭素化へのロードマップの提出を求め、公表するとともに、その後も取組状況のフォローアップをすることとしている。

引き続き、こうした取組を通じて電力の安定供給の確保とカーボンニュートラルの両立を図っていきたい。

問　データセンター設置に伴う電力需要に対して、再エネ立地地域へのデータセンター誘導等、電力と情報インフラの一体整備の取組を行う必要があると思うが見解を伺う。

答　データセンターは、大量の電力を消費するため、電力系統の整備、脱炭素電力の活用が大きな課題となっている。

こうした観点から、2025年２月に閣議決定されたＧＸ2040ビジョンに基づき、データセンターを脱炭素電源や電力インフラの観点で適した地域へ誘導し、通信インフラも整合的に整備するワット・ビット連携を進めている。

具体的には、短期的には、早期に電力供給を開始できる場所を示すウェルカムゾーンマップを活用して、データセンター立地を促進すること、そして中長期的には、ＧＸ戦略地域制度の枠組みにおいて、脱炭素電源の活用余地や電力系統の拡張性等の観点から地域を選定して、当該地域への電力インフラの先行整備を通じたデータセンター集積地の形成を進めていく。

問　大規模送電網に依存した従来の電力供給を抜本的に改め、マイクログリッドによる地産地消の電力供給へと転換することが重要と考えるが、政府はそのようなビジョンを持っているのか、そのために今後どのような施策を講じるのか伺う。

答　自営線マイクログリッドについては、自立分散型エネルギーシステムの構築に資するものとして、系統制約のある地域で電力の需要地と再エネ設備が近接する場合に再エネを最大限活用することが可能である。また、一般送配電線が停電した場合にも、早期に停電から復旧でき、地域のレジリエンスが向上するといったメリットがある。

環境省では、地域の脱炭素化の推進に向けて、地域脱炭素推進交付金を活用し脱炭素設備の導入等を行う地方公共団体に対して支援を行い、自営線マイクログリッドを構築する事業についても対象としている。

導入事例としては、長野県箕輪町において、複数の公共施設に再エネ設備や蓄電池等を導入するとともに、これらの施設をつなぐ自営線を設置することによりマイクログリッドを構築し、平時の脱炭素化と有事の防災力強化を図っている。

今後も、こうした施策を進めながら、関係省庁と連携し、再エネの地産地消を推進していきたい。

問　リサイクルによる資源確保は非常に重要である中で、2025年10月に公表された株式会社日本総合研究所の試算によると、2024年までに国内中古ＥＶの約83％が海外に流出している。こうした中古ＥＶを含めた自動車の資源循環に対する取組を強化すべきだと思うが見解を伺う。

答　ＥＶは、リサイクルに一番適しているものの一つであるが、その大半がリサイクルされずに中古ＥＶのまま海外に売られている現状がある。その一番大きな根本原因は、新車ＥＶがほとんど売れておらず、中古ＥＶの数が少な過ぎてリサイクルにまで行かないことにある。具体的には、ＥＶのパネルにはリチウムバッテリーの残量が出るが、そのパネルが正確であることを誰も実証できていない。環境省は、業界あるいは経済産業省等の他省庁とも組んで、日本製ＥＶのパネルに出るリチウムバッテリーの残量は信用できるという保証に取り組んでいる。この保証があって初めて新車ＥＶも売れるようになる。

つまり、車の購入者は、中古車を下取りにして新車を買うことが普通であるため、中古ＥＶのバッテリーの残量を保証することがまず大事であり、そのガイドラインの作成を進めている。中古ＥＶから資源を取り出すことができるようになれば、太陽光パネル等にも活用できるので、進めていきたい。





**【再生可能エネルギー】**

問　地域固有の資源をいかした各地の再エネの取組は、地域経済の活性化等につながっているが、エネルギー自給率が低い日本における再エネ導入の重要性とポテンシャル、再エネの地域内経済循環の重要性について見解を伺う。

答　再エネは国産エネルギーであり、地産地消で使いやすいという良い特徴を持つとの認識は、政府も同じであると思う。例えば、脱炭素先行地域に指定された鹿児島県日置市は、再エネを地産地消のエネルギー源として捉えることで、地域内経済循環を進めている。

つまり、地域内で資金が循環し、地域住民の生活に貢献できるようになっており、地域も生き生きしている。そういうことを考えれば、政府は、再エネの良い点を今後も適切に支援していかなければならない。メガソーラーのような大規模なものでなく、自家消費のような細かいところまで配慮していきたい。

問　再エネの出力抑制が2024年度では約500億円分行われているが、火力発電の出力引下げ等、すぐに実行できることを行い、再エネの優先給電こそ行うべきと考えるが見解を伺う。

答　再エネの導入拡大に向けて、その出力制御を可能な限り行わないことは重要である。

新設の火力発電の最低出力については30％まで引き下げるとともに、既設の火力についても同等の引下げを求めており、引き続き最低出力の引下げが行われているかを確認していく。これに伴い、再エネの出力制御がないように取組を進めたい。また、出力制御の順序については、各電源の特性を踏まえて決定しており、長期固定電源として位置付けている水力、地熱、原子力は、技術的な特性により、短時間での出力制御が難しいため、最後に出力制御をすること

としている。

再エネの出力制御は、電力の安定供給を維持しつつ、再エネの最大限の導入を進めるために必要な措置であるが、再エネ導入の妨げにならないようにしていきたい。2023年12月に策定した出力制御対策パッケージに基づいて、地域間送電線の整備や蓄電池の導入促進等の対策を引き続き進めることで、出力制御の最大限の抑制に取り組んでいきたい。

問　経済産業省のエネルギー需給の見通しは、2040年度の再エネ比率を40～50％程度としているが、仮に50％になったとき、電気料金は現在の何倍程度上がるのか。その試算を伺う。

答　そのような前提の電気料金の試算はない。

問　洋上風力発電について、三菱商事株式会社等によるコンソーシアムが撤退して、現場では事業スケジュールに遅延が生じている。その結果、従来のスケジュールに合わせて工場の設備投資や人材確保を行っていた洋上風力関連事業者に損失が生じているが、こうした事業者への支援について伺う。

答　三菱商事等のコンソーシアムが洋上風力発電事業撤退を公表した秋田県と千葉県では、地元企業等による設備投資や人材の確保が始まっていたこともあったかと思う。両県が地元企業への影響を調査した結果を踏まえ、秋田県では先行投資を行った地元企業に対する補助金等の措置を実施していると聞いている。経済産業省もこうした状況を把握して、県との連携を図った上で、まずは十分に状況を確認し、撤退のあった海域における発電事業者を再選定するための公募の見直しに取り組んでいる。

**【原子力政策】**

問　戦後の日本が被爆国でありながら原子力活用へ踏み出す際に、原子力とその平和利用というシンボルと物語を必要としたが、時代とともに意識されることが少なくなり、技術論や手段としての原子力発電の側面から再稼働に向けた議



論が進んでいる。しかし、東電福島第一原発事故のような大災害を乗り越えていくためには、日本にとって非常に強い大きなシンボルやシナリオが必要だと考える。このようなシンボルの必要性に対する見解と、東日本大震災を乗り越えていくために示すべき物語について伺う。

答　日本のエネルギー政策の原点については、東電福島第一原発事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて原子力政策を進めていくことが重要であると思う。エネルギー自給率の低さや火力発電への高い依存といった課題を克服するためには、エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い原子力等の電源を最大限活用していくことが不可欠である。

日本では、「原子力基本法」に基づいて、原子力利用は平和目的に限るとされている。安全性の確保と地域の理解を大前提として原子力を活用していくということであり、原子力を活用する意義についても、国民の理解を得ていくことが重要である。国も前面に立って、エネルギー安全保障や脱炭素の観点から、原子力の必要性について丁寧に説明を行っていきたい。

問　東日本大震災から10年もたった第６次エネルギー基本計画においても、可能な限り原発依存度を低減するとの方向性が示されていたため、原発の新設が行われず、将来への見通しに希望が持てずに、そこに関わろうとする人材も少なくなっている。原子力が直面している課題と今後の方向性をつなげるシナリオが必要だと思うが見解を伺う。

答　原子力を進めていくに当たっての政府の考え方として、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれる日本固有の事情というのは変わっていない。エネルギー安定供給と脱炭素を両立するという観点から、再エネを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指していくことが第７次エネルギー基本計画には記載されている。同計画にある、再エネ、原子力等エネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するということが政府のエネルギー政策の考え方である。その原点には、東電福島第一原発事故に対する反省、教訓

があり、それを肝に銘じ、一貫して取り組んでいく必要があると考えている。

問　東電福島第一原発事故はいまだ終わっておらず、廃炉に向けた作業等もまだ道半ばである。放射性廃棄物やデブリの最終処分地も見付けられず、事故処理に掛かる費用、時間が現在の想定よりも膨れ上がる可能性がある中、原発が安上がりな電源であるとの認識を広げるのは不適切ではないか伺う。

答　第７次エネルギー基本計画において、原発の特性は、他電源と遜色ないコスト水準としている。

また、2025年２月に経済産業省が取りまとめた発電コスト検証において示している原発のコストは、追加的安全対策費を含む建設費や東電福島第一原発の廃炉や賠償に係る費用等、現時点で合理的に見積もることができる費用を全て織り込んで算定している。この中で、東電福島第一原発の廃炉に必要な費用として計上している８兆円は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による有識者へのヒアリング等に基づくものである。

一方で、東電福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業であり、デブリ取り出し後の処分が必要となる分量や処分方法が見通せない中で、燃料デブリの処分費用まで含めた全体の廃炉費用については、一定の蓋然性を持って算出することは難しい。

このため、事故廃炉費用を含む原発コストの損害費用は、今後、各費用が増加する可能性を考慮し、飽くまで下限額を提示している。

問　核燃料サイクルに関して、六ヶ所再処理工場の竣工目標は2026年度中となっているが、竣工に向けた今後の見通しを伺う。

答　現在、日本原燃株式会社は、六ヶ所再処理工場について、2026年度中の竣工目標に向けて取り組んでおり、設計工事計画の認可取得に向けた審査対応中である。日本原燃からは、当初計画より遅れが出ているものの、あらかじめ一定の余裕を持って設定された工程の範囲内にあるため、2026年度中の竣工目標に変更が生じる状況ではないと聞いている。



日本原燃は、六ヶ所再処理工場について、2026年４月27日の審査会合で、あと１回で説明を終える計画である旨を表明している。また、山中原子力規制委員会委員長も、審査会合翌日の記者会見で、審査の最終盤であるという認識は変わらない旨発言している。

現時点で審査が残る耐震や火災、溢水対策等について日本原燃が確実に対応できるよう、国から電気事業者に対し緊急的な追加の人材支援を働きかけ、2026年３月１日から同年５月19日までに約30名の増員があった。

引き続き、六ヶ所再処理工場の竣工目標実現に向け、官民一体で責任を持って取り組んでいく。

問　原子力規制庁は、職員に防災携帯と呼ばれる緊急時連絡用の業務用スマートフォンを配付し、その中には、保有者全員の氏名、所属、役職、連絡先、原子力規制庁各課の直通電話番号が入っているという事実関係に間違いはないか伺う。

答　原子力規制庁においては、いわゆる防災携帯というスマートフォンを緊急時の連絡用に貸与しており、その中には、問いのような個人情報が含まれている。

問　原子力規制庁のスマートフォンの紛失事案が2025年度だけで10件あったというのは事実か、また、その前年度、前年々度はそれよりも少なかったとのことだが、それぞれ件数を伺う。

答　原子力規制庁が貸与している防災携帯の紛失事案が発生していることは事実である。2025年度は10件、2024年度は４件、2023年度は２件である。

問　原子力規制庁のスマートフォン紛失事案は2023年度から2025年度にかけて異常に増加しており、危機管理がなさ過ぎると思うが、2025年度に紛失した10台の紛失場所を伺う。

答　紛失が生じていること自体、非常に反省が必要であると考えている。ただし、個々の紛失場所といった事案の詳細は、他の情報と照合することにより特定の

個人を識別できる個人情報であると考えている。「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）第５条において、そうした個人情報は不開示情報に当たるとされており、個人情報保護の観点からこの場で答えることは難しい。

問　2025年11月に原子力規制庁職員が中国に旅行したときにスマートフォンを紛失したという報道が複数あったが、これは事実か伺う。

答　報道があったことは承知している。しかし、紛失場所といった事案の詳細は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる個人情報であり、この場で答えることは個人情報保護の観点から難しい。

問　2025年度に紛失した２台のスマートフォンは見付かっていないということだが、これは海外で紛失したものか伺う。

答　紛失場所は、国内外にかかわらず、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる個人情報である。個人情報保護の観点から、また行政機関情報公開法の趣旨を踏まえ、公表することやこの場で答えることは厳しいものと考える。

問　原子力規制庁のスマートフォンには重要情報が入っており、それを10台も紛失したことは異常事態だと思う。紛失場所が中国であったならば大問題であるにもかかわらず、個人情報という理由で紛失場所を公開しないことはおかしいと思うが見解を伺う。

答　紛失事案のうち、2023年度の２件、2024年度の４件のスマートフォンは、いずれも発見されている。また、2025年度の10件中２件は未発見であるが、８件は発見されている。発見時に、紛失の間に情報が漏えいしたかどうかについて通信ログ等で確認し、あわせて、データをロック、あるいは消去する指示を出し、情報が漏えいしないような手当てをしている。

　したがって、情報漏えいのおそれがあるような場合には、「個人情報の保護



に関する法律」に基づき個人情報保護委員会に必要な連絡等を行っているが、それ以外の公表の必要性については、別途、情報の漏えいがあったかどうかなどを踏まえて総合的に判断し、公表すべきものと考えている。

問　原子力規制庁では、2025年11月以降に防災携帯の海外持ち出し禁止のルールができたと聞く。これは、明らかに海外で紛失した事案を受けての規制だと思うが見解を伺う。

答　そのような事案があったかどうかは別として、原子力規制庁内のルールとして外国に持っていってはいけないということが必ずしも明確化されていなかったことが判明したので、海外に持ち出すことを禁止するルールを徹底するよう明確化したものである。

**【脱炭素】**

問　国際情勢やエネルギー価格の高騰、再エネ導入コストの上昇等を背景に、2050年カーボンニュートラル目標は現実的ではなくなっているのではないかとの指摘もあるが、日本は目標実現に向けてぶれずに取り組んでいくことが重要だと考える。2050年カーボンニュートラル目標についての現状認識について伺う。

答　日本は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、2050年カーボンニュートラル目標が基本理念として法定化されている。

　そもそも気候変動対策は、環境だけではなく、経済、社会の状況を踏まえながら、総合的に進めていく必要がある。

　他方、昨今の中東情勢を始めとする状況を受けても、中長期的な脱炭素の方向性に揺るぎはないと認識している。引き続き、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、革新的な技術開発、研究開発の強化を含め、脱炭素、経済成長、エネルギー安定供給の同時実現を目指すＧＸ政策を推進するなど、あらゆる対策、施策を総動員しながら政府一丸となって取り組んでいく。

問　脱炭素の取組について、国家又は世界が主導するというより、グローバル企

業の方向性に国が合わせることになると、日本国民の生活がなおざりにされていると考える国民も多いと思う。脱炭素、再エネ政策で多くの課題が浮上する中で、日本国民に負担を強いてでも脱炭素政策を進めていくというシナリオがどこにあるのか環境省に伺う。

答　日本の現実を見ると、化石燃料についてはほぼ輸入依存なので、毎年約20兆円、５年間で日本の年間予算に匹敵する約100兆円の国富が海外に流出している。明確なストーリーあるいは理念は確かに不足しているが、国民の中にこのままではいけないという現実感はあると思う。例えば、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、ＥＶ、燃料電池車、クリーンディーゼルといった次世代自動車は、2010年には全ての新車販売の11.7％であったのが、2024年には60.4％まで増加している。こうしたことは、今までの化石燃料頼みの経済や暮らしでは立ち行かないという理解が、次第に浸透しているからだと思う。

国際社会でも、例えばドイツでは原発を全廃したが、ドイツ政府関係者と話したところ、これで良いという認識は既に消えている。日本でも、例えば北海道釧路湿原における太陽光発電で、実際に現地に行くと僅かな発電量しか見込めないのに環境破壊の度合いは極めて大きいという事態が生じている。太陽光パネルを解体してもセレンやカドミウムといった有毒物質が残ってしまう、あるいは解体してできたガラスが実は高くて売れないという課題も出てきているので、原子力の持続的な活用ということも含めて、もう一度立て直さなければいけないと痛感している。その上で、海洋資源開発も含めた自前の資源開発や原子力の持続的活用といったことを組み合わせて、脱炭素を目指していきたい。

問　ＣＯＰ30の米国不参加による機運の低下等を心配する声もあったが、ＣＯＰの重要性は変わっていない。日本は、高い技術力を持つという強みをいかして、脱炭素と経済成長を両立する日本型ＧＸを国際社会に発信してほしいが、2026年11月にトルコで開催予定のＣＯＰ31に向けて、どのような姿勢で臨んでいくのか伺う。

答　気候変動は正に人類共通の喫緊の課題であり、国際社会が団結し、連携して取り組むことは大変重要である。

2026年のＣＯＰ31では、日本としては、1.5℃目標実現に向けて、交渉の議長役を務める豪州とも連携して、温室効果ガス削減の取組である緩和等について、交渉を確実に進めていく。

また、対策の実施についても、日本が有する様々な技術、そして経験をいかしながら、議長国のトルコとも連携して、様々な主体の取組を促していきたい。特に、トルコからは、脱炭素に向けた具体的な行動として、廃棄物分野への関心が示されている。

ＣＯＰの場は、脱炭素のみならず、途上国が抱えている様々な社会課題の解決に貢献する役割も果たしており、ＣＯＰ31を通じて、日本の技術や経験をいかして貢献していきたい。

### ３　委員間の意見交換

参考人からの意見聴取等を踏まえ、令和８年５月20日、国際情勢の変化とエネルギー安全保障について、中間報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。（発言順）

**赤松　健　君（自由民主党・無所属の会）**

本調査会の１年目は、国際情勢の変化とエネルギー安全保障を調査項目として、９名の参考人から大変貴重な意見を伺ってきた。そういった調査活動も踏まえつつ、意見を述べる。

まず、中東情勢とエネルギー安全保障であるが、米国とイスラエルによるイラン攻撃後、ホルムズ海峡の事実上の封鎖によって日本のエネルギー安全保障に、極めて深刻な影響が及んでいる。原油やＬＮＧの供給懸念からこれらの価格は上昇しており、電気代やガソリン価格だけではなく、物流費、製造コストにも波及し、日本企業の国際競争力の低下を招くことが懸念されている。

また、今回の事態は、資源エネルギーについて特定地域の依存を続けることの危険性を改めて認識させるものになった。今後もこうした地政学リスクは起こる可能性があるため、エネルギー調達先の多角化、そして再エネ、原子力発電を含めた国内のエネルギー基盤の強化が不可欠である。これらについては、中東調査会の高橋参考人、国際環境経済研究所の山本参考人などからも意見があったところであり、外部要因に左右されにくいエネルギーの供給構造を築く必要がある。

次に、サーキュラーエコノミーへの移行であるが、これは日本にとって非常に重要な取組と考えている。資源を循環して活用する社会へ転換することで環境負荷を減らすことができるだけでなく、資源不足や海外依存といった課題への対応にもつながり、経済的な効果を期待できる。特に、リチウムイオン電池や、特定国に依存している重要鉱物資源のリチウム、コバルト、ニッケルなどの回収、再資源化の促進は経済安全保障、産業競争力強化の観点からも重要となっている。また、資源の回収、再資源化にはコスト面や消費者意識の課題もあるため、企業や行政だけでなく、国民一人一人の意識を高めていく取組も大切である。



なお、リチウムイオン電池に関しては火災事故が頻発しているため、火災事故ゼロを目指す事業者の対策、消費者の使用時の対策等、取組を強化することが必要である。

**郡山　りょう　君（立憲民主・無所属）**

本調査会は、国際情勢の変化とエネルギー安全保障を１年目の調査項目として調査を開始したが、調査開始間もない２月末にイスラエル及び米国によるイランへの攻撃が開始され、ホルムズ海峡の事実上の閉鎖が始まり、エネルギー問題は国民にとって喫緊の重要課題となった。

そこで、まず、現下の国際情勢の認識から述べる。

ロシアによるウクライナ侵攻から４年が経過し、中東情勢も先が見えない状況が続いている。我が国は、ロシアに対する経済制裁によりロシア産原油の調達が難しくなった結果、原油の約95％を中東に依存することになり、中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰、ナフサの不足等により企業活動などに影響が出始めているところである。

備蓄原油の放出や原油の安定供給に向けた輸入先の多角化など、現在対応している最中ではあるが、今後起こり得る有事に対し、エネルギー・資源安全保障の更なる施策が必要と考える。ただし、多角化を進める際は、中東産油国との友好関係も引き続き維持していくことも重要である。

海底鉱物資源について、中でもレアアースは、市場が中国の独占状態にあり、輸出規制などを通じて経済安全保障上の問題となっている。そのため、我が国のＥＥＺ内にある南鳥島周辺海域のレアアース泥、マンガンノジュールの開発、産業化を加速することが重要と考える。さらに、中国による公海上における海底鉱物資源調査が増加していることから、公海上の開発についても国際的なルール作りを急ぐ必要がある。

次に、今後のベースロード電源について述べる。

政府は、第７次エネルギー基本計画において、再エネの主力電源化と、原子力発電を最大限活用するとしている。参考人からは、再エネについては、安定した

供給のためには蓄電池との組合せが必要となるため、コストが高くなることなどにより、ベースロード電源にはなり得ないなどの指摘があった。

私は、2050年カーボンニュートラルは国際公約でもあるので、目標に向けて対策を追求する努力は必要と考えるが、脱炭素を進めようとする余り、一部のメガソーラーのように、地域の合意がないまま、高コストで環境に影響を与えるような悪い再エネについては懸念している。

参考人から、こうした解決策として、アフォーダビリティー、つまり許容可能なコストという考え方が示されたが、再エネについては、地域における合意形成のプロセスを確立し、地域に裨益する良い再エネを導入し、育てていくべきであると考える。

最後に、エネルギー関係人材の育成、確保について述べる。

今後、廃炉への対応、原子力の安全規制にも多くの人材が必要であり、人材の育成、確保は必要不可欠である。また、原子力発電関連の産業、原子力規制庁など安全規制等に関わる様々な分野の人材育成については、高校、大学における専門教育の機会の確保、具体的には学部、学科の新設などを含めて、担い手を積極的に育成、確保することが急務であると考えている。

また、参考人からは、レアアース精錬技術の担い手について、中国が安価に精錬を行うようになり、我が国のレアアース精錬技術が縮小し、その設計者や技術者の多くが定年を迎え、このままでは貴重な技術が失われてしまうとの懸念も示された。

エネルギー安全保障を確立するためには、資源の確保だけではなく、様々な資源やエネルギーに対応した人材の育成、確保の対策もセットで行わなければならない。人口減少の中、早急な対応が必要である。

私は１年目の調査を通じ、本調査会の調査活動は、現実の課題と向き合いながら、国民の代表である我々国会議員が有識者と活発に議論をしながら中長期的な観点から政策を考える貴重な場であることを実感している。引き続き、本調査会における積極的な調査活動をお願い申し上げる。





**奥村　祥大　君（国民民主党・新緑風会）**

脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現のうち、１年目の調査項目である国際情勢の変化とエネルギー安全保障に関して意見を申し上げる。

まず、原油調達先の多角化と、それに付随する環境整備についてである。

現在の我が国の原油調達は94％を中東に依存しており、現下のホルムズ海峡の事実上の封鎖を受けて、大きな影響を受けている。政府からの答弁では原油量自体は十分な量があるとされているが、サプライチェーンでの目詰まりや、各企業あるいは個人の危機意識から余波が及んでいると理解している。

こうした状況を受けて、中東以外の調達先確保は急務であり、中長期的に日本のエネルギー安全保障を考える上でも重要と考える。また、原油調達そのものだけではなく、関連する製油所の整備や、あるいはサプライチェーンの見直しなども併せて必要と考えていることを申し添える。

次に、原子力発電所の再稼働推進の必要性についてである。

これまでの日本では、人口減少社会であることからエネルギー需要は徐々に減少していくと考えられていたが、2022年頃に本格的に活用され始めた生成ＡＩや、それに付随して設立が加速しているデータセンター等の影響により、電力需要はどんどん上がっている状況である。

日本の電源構成では火力発電が68％と、その中心を担っているが、これはＧ７で最も高い水準であり、脱炭素社会においては少しずつその割合を減らすことが必要である。第７次エネルギー基本計画でもその旨が記されており、火力発電の代わりとして割合を増やすとされているものの一つが原子力発電である。

我が国のエネルギー自給率は16％程度と、ＯＥＣＤ加盟38か国の中で２番目に低いとされている。昨今の電力需要の増加並びにエネルギー自給率の向上の観点からも、原子力発電所の再稼働を推進すべきと考える。とりわけ、東日本においては原子力発電所の再稼働が進んでおらず、ひっ迫する電力需要に追い付いていない状況である。

先般、柏崎刈羽原子力発電所の６号機が再稼働したが、これを契機とし、厳格

な安全基準を満たした原子力発電所においては早期の再稼働に向けて国として全力を注ぐべきと考える。

最後に、再エネについてである。

我が国では、太陽光発電を中心として再エネの推進が図られてきたことで、一定程度の成果が出ていると認識している。しかし、主流であるシリコン太陽光パネルは原料を中国へ大きく依存をしていること、また廃棄に当たっての難しさなどの問題が現在指摘されている。

そのような中で、ペロブスカイト太陽電池の社会実装を急ぐべきと考える。次世代太陽電池であるペロブスカイトの技術開発では、昨今、中国が勢いを増しており、報道によると、世界２か国以上で出された2025年末までに有効な特許出願数の累積ではこれまで日本が首位であったが、中国がそれを上回り首位になった。しかし、私はまだこのペロブスカイト太陽電池において中国が覇権を握るに至ったとは考えていない。日本としての勝ち筋がある領域であり、国として投資を加速していくべきと考える。

また、洋上風力や水力発電についても各参考人から提言があったが、例えば洋上風力では、欧州と日本の地理的条件などが違うことも踏まえて、各国を参考にしつつも、丁寧な議論並びに緻密な計画を行っていく必要があると考えている。

以上、原油調達先の多角化、原子力発電所の再稼働の推進及び再エネの活用に関して申し上げ、私からの意見とする。

**竹内　真二　君（公明党）**

ロシアのウクライナ侵略が長期化する中、イラン情勢の緊迫化やホルムズ海峡封鎖リスク、重要鉱物の供給不安など、日本を取り巻く資源エネルギー環境は不確実性が一段と高まっている。化石燃料の多くを海外に依存する我が国にとって、エネルギー安全保障の強化は国民生活と企業活動の上で極めて重要な課題である。

同時に、2050年カーボンニュートラルの実現、生成ＡＩやデータセンターの拡大に伴う電力需要増への対応も急務である。安定供給、経済性、脱炭素を確実に実現していくために、政策を総動員していかなければならない。エネルギー政策



と産業政策を一体として進めながら、国民負担の増大を抑えつつ、現実的で強靱なエネルギー供給体制を構築することが重要と考える。

日本のエネルギー自給率は20％にも届いていない。危機的とも言える状況にあって、国産の再エネの導入は、脱炭素のみならず、国富の流出を防ぎ、エネルギー安全保障を高めるために不可欠である。ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力、次世代型地熱発電などを大胆に支援するとともに、水力やバイオマスなどと併せて地域に根差した分散型エネルギーを着実に伸ばすべきである。

水力発電については、治水ダムの有効活用や発電設備の改修、小水力の導入を進め、治水、防災、脱炭素、地域振興を一体的に推進することが重要と考える。

また、再エネ導入に当たっては地域との共生が不可欠である。景観、自然環境、防災面への懸念に向き合い、地域が主体的に参画し、利益も地域に還元される仕組みを整えることで、再エネを地方創生と防災力強化につなげていくべきである。

一方で、再エネの主力電源化を進める過程においても安定供給を損なってはならない。ＬＮＧ等の低炭素火力燃料の安定確保、調達先の多角化、権益確保を戦略的に進める必要がある。

原子力発電については、安全性の確認と地元理解を大前提に、新規制基準に適合したものは再稼働を進めていくべきと考える。

水素、アンモニアは、発電、産業、運輸など幅広い分野の脱炭素化を支える重要な選択肢である。海外調達だけに頼るのではなく、再エネやバイオマス等を活用した国産水素の製造、貯蔵及び利用の基盤整備を進めるべきである。政策的には、価格差支援や拠点整備を通じ需要と供給を一体で育てることも重要と考える。

さらに、レアアースを始めとする重要鉱物の安定調達が欠かせない。

供給源の多角化、備蓄、リサイクル、代替材料の開発、都市鉱山の活用などの取組によって特定国への過度な依存を避けなければならない。資源に乏しい日本だからこそ、サーキュラーエコノミーへの移行を加速し、プラスチック、金属、蓄電池、太陽光パネルなどを国内で循環させる仕組みを構築する必要がある。中小企業を含むリサイクル産業への設備投資、人材育成、税制支援を強化し、資源制約を新たな成長と雇用につなげていくべきである。

そして、東電福島第一原発の安全な廃炉は、我が国の原子力政策の大前提である。燃料デブリ取り出しなどについて、国が前面に立ち、安全を最優先に復興と一体で責任を果たし続けなければならない。

終わりに、資源エネルギー政策は、国民生活、産業競争力、外交、安全保障、地域の未来を左右する国家の基盤である。省エネの徹底、再エネの最大限導入、原子力の安全な活用、ＧＸ投資、資源循環、重要鉱物の確保を総合的に進め、持続可能な社会を構築していかなければならない。

**松野　明美　君（日本維新の会）**

現在、中東情勢の混乱を受け、資源エネルギーの確保の競争が世界的に熾烈なものとなっており、日本にもその影響が直撃している。特にナフサへの将来的な供給不足の懸念から、様々な業界で混乱が生じている。今回の中東情勢による混乱は、資源エネルギーの安全保障がいかに重要であるかを再認識させられる出来事であった。

ただ、資源をほとんど持たないと言われる我が国であるが、本調査会を通して得られた様々な知見から分かったことは、日本の資源エネルギーの未来は決して暗いものではなく、むしろ明るいものであるということであった。

まず、レアアースであるが、現状は中国一強と言える状況である。しかし、日本の南鳥島では多くのレアアース泥が存在し、今後の採掘、輸送コストの削減により、将来的に十分採算の取れる形で国産のレアアースの確保ができる見通しとのことである。このことは日本の産業界にとって大きな希望と言える。

また、かつては世界をリードしていたシリコン系の太陽光パネルであるが、現在は安価な中国製品に市場を完全に奪われてしまった。しかし、日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池が現在大きな注目を浴びている。原料のヨウ素の埋蔵量が日本は世界第２位であることから、日本に大きなアドバンテージがある。シリコン系と同じ轍を踏まないためにも、しっかりと官民で連携していく必要がある。

また、災害大国である我が国の原子力政策においては、その安全性に求められるハードルが諸外国よりも高いものとなっている。その中で、次世代原子炉として商用化も近い革新軽水炉と小型モジュール炉については、大きく安全性が向上するということで非常に大きな期待をしている。



さらには、まだ先の未来ではあるが、将来的に海水をエネルギー源とする核融合の商用化が実現できれば、海に囲まれた我が国の資源エネルギー問題は飛躍的に解決する。

このように、日本の資源・エネルギー安全保障の未来は明るいものであり、その未来を実現していくためにも、政府にはしっかりとサポートしていただきたいと思う。

**後藤　翔太　君（参政党）**

３回の参考人質疑を通じて多くの貴重な知見を得るとともに、日本を取り巻くエネルギー事情について改めて考える機会を得た。その内容を踏まえて意見を述べる。

2011年の東日本大震災を受けて原発が停止し、その穴を埋めるように再エネ発電、特に太陽光発電がＦＩＴ・ＦＩＰ制度の後押しもあって急拡大した。この急激な変化を受け入れる準備がなされていなかったこともあり、特に地域住民と発電事業者の間に深刻なあつれきを生むことになった。私は出身地である大分県に赴き、由布市、日出町でヒアリングを行ったが、結局、国の対策はなおざりで、問題の解決には条例制定など自治体の施策を待つことになったようである。

確かに、当時の国民感情、国際社会のまなざし、電源の制約がある中で、解決策を太陽光発電に求めるしかなかった事情は理解している。しかし、この再エネ発電の推進が日本中に地域問題を拡散してしまった。

このような状況を鑑み、我々参政党は拙速な再エネ推進政策の見直しを求めており、実際、日本の再エネ政策は分岐点に立っていると理解している。2050年カーボンニュートラルという目標についても、目標そのものが独り歩きし、国民負担、産業競争力、エネルギー安全保障、地域環境への影響について十分な検証を欠いたまま進められるのであれば、拙速と言わざるを得ない。

脱炭素の追求はイデオロギー的な色彩を帯びる面がある一方、昨今では、むしろ一種のビジネス、すなわち強大な市場や利権を生む産業として展開されているとの指摘も世界中に強まっており、我々はそうした潮流に懐疑的なまなざしを向けている。

また、近代日本は資源の対外依存に悩まされてきたと言える。この資源の対外依存は、自給といった本質的な解決策が現実的ではないため、適切な管理を常に追求しなければならないが、それに失敗してしまったのが先の大戦と言える。つまり、資源の対外依存の管理は日本の生命線である。

近年は、化石燃料に依存する火力の電源構成における比率を下げ、再エネ発電の比率を上げていくことで対外依存を和らげる効果が期待されたが、再エネ発電シフトは化石燃料依存を鉱物依存に変化させるだけで、対外依存はなくならないことが明らかになってきた。

加えて、日本のこれまでの施策を見るに、国際分業によって世界中が豊かになるといった牧歌的な期待をグローバリズムに抱いてきたように思う。しかし、国際社会は独占や寡占を取り締まる法も執行機関も存在しない以上、グローバル経済のプレーヤーは、国際社会において経済的な合理性を持って資源分配するとは限らない。資源輸出国は、政治的な力を動員して経済学的には非合理な手段にも訴えることもあることから、経済安全保障という概念が注目されているのは承知のとおりである。

今のところ、どこまで行っても資源輸入国であり資源の消費国である我が国は、賢い買手として依存管理のポートフォリオを組まなければならない。その中には、南鳥島の鉱物開発、ペロブスカイト太陽電池の研究開発の促進も手段として含まれる。資源国による資源ナショナリズムや資源獲得競争に対応して、サーキュラーエコノミーの社会実装も推進すべきである。

2006年頃から人口減少と高齢化を背景に進められてきたコンパクトシティー、あるいはコンパクト・プラス・ネットワークの考え方は一定の合理性を持つ一方で、コロナ禍や災害の経験、そして地域分散の価値が見直される中で、必ずしも当然視されなくなったと感じる。日本の国土にあまねく人が住み、地方が地方として存在することは、日本人の生活圏を維持するためにも重要である。何より、私は特色ある地方が失われてしまうことをとても悲しく思う。



地方の存続のためには、エネルギーを地産地消することも大切である。エネルギー自給率や電源構成比から見ると微々たる量かもしれないが、中小水力発電や地熱発電、バイオマス発電はこういった文脈で真価を発揮することが期待される。

そして、戦後日本のエネルギー政策の象徴的な物語であった原子力の平和利用について総括し、その現代的な価値を見直すべきだと考える。

その上で、我々参政党は、かねてより訴えてきた、より安全性が高く環境負荷も少ない次世代原発の開発と導入に注力することは、この平和利用の現代的な意義を具体化していく一つの筋道となると考える。

そして、脱炭素が本当に新たな問題を担えるのか、そういった視点を含めて、エネルギー政策を貫く理念を検討すべきと考える。

**岩渕　友　君（日本共産党）**

１年目の調査は、米国とイスラエルによるイラン攻撃によってホルムズ海峡が事実上封鎖され、その影響が生活、なりわいを始め、あらゆる分野に及ぶ下で行われた。

化石燃料への依存から脱却し、地域と共生する再エネの導入を拡大していくことが求められる下で、日本は非効率な石炭火力の稼働制限を解除することとした。これでは、ますます化石燃料への依存を強めることにもなり、エネルギーの自給率向上にも逆行することになる。

参考人質疑では、環境エネルギー政策研究所主任研究員の山下参考人が、2025年前半、再エネが石炭火力を抜いて世界最大の発電になったことが昨年の大きなニュースだったことを紹介し、危機は起きているが、経済合理性があるから再エネは世界全体で増え続けていることを述べた。

また、日本総研創発戦略センターシニアスペシャリストの瀧口参考人は山の国内資源の活用について述べ、富を域外に流出するのではなく、地域の資源を使って発電し、地域に雇用を作り、地域経済を活性化し循環させることは必ずプラス

になると、地域内経済循環の重要性について述べた。

こうした取組にこそ予算と施策を集中することが、脱炭素にもエネルギーの自給率向上にも資するものだと考える。

また、本調査会は、東日本大震災と東電福島第一原発事故から15年を迎える中で行われた。原発事故後にできた新規制基準で義務付けられたいわゆるテロ対策施設の設置について、経過措置期間の起算点を運転開始の日とする決定が原子力規制委員会で行われた。女川原発２号機のように、本来であれば停止しなければならない原発が停止を免れることになることは、規制の緩和にほかならない。

政府は、規制委員会により安全性が確認された原子炉の再稼働を加速する方針を示しているが、規制委員長の答弁で、規制委員会が行っていることは規制基準に適合しているかを確認しているものであり、適合したことでリスクがゼロになる、100％の安全を保証するものではないという認識が示された。

４月末に、原発事故によって全町避難を余儀なくされた双葉町、浪江町、楢葉町に伺った。今も避難を強いられている方々がおられる。いまだに事故の終息も見通せず、ふるさとを奪い続ける事故を起こす原発はゼロにすること、再エネへの転換を進めるべきだという思いを更に強くした。

**百田　尚樹　君（日本保守党）**

経済産業省、環境省の説明を聞き、また、参考人の話などを伺った上で改めて申し上げたいことは、現在の政府の方針である再エネ比率を上げていく方向性は間違っているということである。我が国の国益を損ない、国民を苦しめる策である。再エネ比率を上げれば電気料金が上がることは、本調査会に出席された多くの参考人が口をそろえて主張されていたとおりである。

政府がこの場で表明した2040年までに再エネ比率を50％まで上げるという目標を達成した場合、電気料金はどれぐらい上がるのかという私の質問に対し、政府から試算をしていないという答弁があったことに唖然とした。国民生活も日本の産業も、もう野となれ山となれという印象がした。実際は、優秀な経済産業省の官僚が計算をしていないということは考えられないことで、恐らくとても発表できない物すごい数字が出たので計算していないということになったと私は確信している。



エネルギー政策の目的は、国民生活と産業を支えるエネルギーの安定かつ安価な供給である。それ以外にないと言っても過言ではない。にもかかわらず、政府が不安定で高価な再エネへと走っていく現状は、正に日本にとって緩慢な自殺のような行為だとあえて申し上げる。

我が国の歴史を遡ると、先の大戦は正に石油確保のために始められた。我々の先人はエネルギーの確保に命を懸けたわけである。戦後においても同じである。今、正に、イラン戦争が起きて日本のタンカーがホルムズ海峡を通過できず、大変な事態になっているわけであるが、1953年には、出光興産がいわゆる日章丸事件で当時の英米のすさまじい圧力に屈することなく、イラン原油の調達に踏み切った。これは、出光がすごかっただけでなく、原油確保のために自分の首を懸けた当時の通商産業省、今の経済産業省の官僚たちの存在もあったからできたことである。

エネルギー確保は国の命運を左右するにもかかわらず、今日まで日本の原油調達の約95％を中東に依存してきたという不作為を痛切に反省しなければならない。

加えて、菅（すが）政権以来、脱炭素が優先され、安定供給がおろそかにされてきたこと、これは直ちに改めなければならない。特に、石炭火力を悪者扱いし、石油さえもないがしろにし、化石燃料の安定した調達を妨げてきた。その結果が今の姿である。この責任をどのように考えるのか。

今、政府がなすべきことは明らかである。空疎な脱炭素政策を改め、石油、石炭、ＬＮＧなどの調達力の強化に注力すべきである。同時に、安定性に全振りし、効率性という観点を失ったかのような原子力規制委員会の在り方を見直すべきである。現状の規制委員会の在り方のままでは、高市内閣総理大臣が公約した小型モジュール炉の実現も難しい。

私は、先日、広島県大崎上島町にある大崎クールジェンという施設を見てきた。これはすばらしい施設である。まず、劣悪で安価な石炭を使うことができる。しかも、従来よりも効率が良く、さらに$CO_2$を９割、分離、除去できるという石炭

火力発電である。夢のような技術だと思った。

石炭火力発電を悪者扱いし、我が国の全ての金融機関が新規の火力発電に融資をしないという指針を掲げている現状は、正に日本のすばらしい技術を宝の持ち腐れにする愚策である。直ちにこれをやめて、新たな石炭火力発電活用の道を開こう。石炭の確保先を国内外で確立しよう。

我々保守党は、「日本を豊かに、強く。」というスローガンで３年前に立ち上がった。この達成のために、国の命脈であるエネルギー確保は基本の基である。政府には、現実を見詰めて国益を真っすぐ追求していただきたいと、申し上げたい。

果たしてどこまで正しいか完全に証明されていない、「温暖化の原因が脱炭素であるかのような」イデオロギー、さらに、よく言われる再エネ利権、さらに、中国が大きく利するメガソーラー、これらのためにエネルギー政策を取っては絶対に間違っている。

**ラサール石井　君（社会民主党）**

私は、福島第一原発事故からの教訓は、原発と人類は共存できないということであると思っている。

本調査会では、原発は発電コストが低いためもっと活用すべきという趣旨の発言が度々見られたが、一度事故が起きれば取り返しが付かない被害を生むことになる。それをある参考人に言うと、でもまだ起きていないからと発言された。唖然とした。何回起きたら分かっていただけるのか。

福島第一原発は廃炉までの見通しが立っているとは言い難く、廃炉に掛かる費用の全体像が予見できているとも言い難い。放射性廃棄物の最終処分場も見付け切れておらず、最終処分に係る経済的、政治的コストは莫大と考える。原発の発電コストは過小評価されており、安上がりの発電手段として原発に頼るのは適切ではない。加えて、中部電力によるデータ改ざん事件が示すように、福島第一原発事故を受けてもなお、原子力事業者側に安全文化が根付いているとは言い難い。

福島県楢葉町にある伝言館の安斎館長は、原発事故が３・11に起きる６年も前に、もし10m以上の津波が来たら、電力が失われ、炉心溶融が起きると主張して



裁判を起こしたが、負けてしまった。その後、本当に言ったとおりのことが起きたことに悔しくて仕方がないと言われた。

本年３月11日に本調査会が開かれ、参考人に原発再稼働容認派の方が来られ、委員の方も大体がそういう考え方で、午後２時46分になったら全員で立って黙とうを行った。そして、黙とうを終えて座ってからまた再稼働の話が始まった。私は、悪い冗談かと思った。

やはり、原発に依存する社会構造を変えるべきであると思う。こう言うと、多分、もっと現実を見ろと、現実的に考えろと言われるかもしれないが、もし万が一事故が起きたときのひどい現実を見ることになるぐらいだったら、私は現実を見ない、現実的ではない意見をずっと主張し続けたいと思う。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

## 第３　主要論点の整理

本調査会は、今期のテーマを「脱炭素時代における資源エネルギー戦略と持続可能社会の実現」とし調査に着手した。１年目の「国際情勢の変化とエネルギー安全保障」についての調査を踏まえ、本調査会において指摘された主要な論点について、以下のとおり整理した。

**【中東情勢】**

・米国とイスラエルによるイラン攻撃後、ホルムズ海峡の事実上の封鎖により日本のエネルギー安全保障に極めて深刻な影響が及んでいる。原油やＬＮＧの供給懸念から価格は上昇し、電気代やガソリン価格だけでなく、物流費、製造コストにも波及し、日本企業の国際競争力の低下を招くことが懸念される。

・我が国は、ロシアに対する経済制裁によりロシア産原油の調達が難しくなった結果、原油の約95％を中東に依存することになり、中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰、ナフサの不足等により企業活動などに影響が出始めている。

・我が国は原油調達の94％を中東に依存しており、現下のホルムズ海峡の事実上の封鎖を受けて、大きな影響が生じている。政府は、原油量自体は十分な量があるとしているが、サプライチェーンでの目詰まりや、各企業あるいは個人の危機意識から余波が及んでいる。

**【エネルギー安全保障】**

・中東情勢を受けて、資源エネルギーについて特定地域の依存を続けることの危険性を改めて認識した。今後もこうした地政学リスクは起こる可能性があるため、エネルギー調達先の多角化、そして再エネ、原子力発電を含めた国内のエネルギー基盤の強化が不可欠であり、外部要因に左右されにくいエネルギーの供給構造を築く必要がある。

・今後起こり得る有事に対し、エネルギー・資源安全保障の更なる施策が必要である。ただし、多角化を進める際は、中東産油国との友好関係も引き続き維持していくことが重要である。



・エネルギー安全保障を確立するためには、資源の確保だけではなく、様々な資源やエネルギーに対応した人材の育成、確保の対策もセットで行わなければならない。人口減少の中、早急な対応が必要である。

・中東以外の調達先確保は急務であり、中長期的に日本のエネルギー安全保障を考える上でも重要である。また、原油調達だけではなく、関連する製油所の整備やサプライチェーンの見直しなども併せて必要である。

・ロシアのウクライナ侵略が長期化する中、イラン情勢の緊迫化やホルムズ海峡封鎖リスク、重要鉱物の供給不安など、日本を取り巻く資源エネルギー環境は不確実性が一段と高まっている。

・化石燃料の多くを海外に依存する我が国にとって、エネルギー安全保障の強化は国民生活及び企業活動の上で極めて重要な課題である。

・資源をほとんど持たない我が国であるが、本調査会を通して得られた様々な知見から分かったことは、日本の資源・エネルギー安全保障の未来は明るいものであり、その未来を実現していくためにも、政府にはしっかりとサポートしてほしい。

**【資源エネルギー政策】**

・2050年カーボンニュートラルの実現、生成ＡＩやデータセンターの拡大に伴う電力需要増への対応は急務である。エネルギーの安定供給、経済性、脱炭素を確実に実現していくために、政策を総動員し、エネルギー政策と産業政策を一体として進めながら、国民負担の増大を抑えつつ、現実的で強靱なエネルギー供給体制を構築することが重要である。

・再エネの主力電源化を進める過程において安定供給を損なわず、ＬＮＧ等の低炭素火力燃料の安定確保や調達先の多角化、権益確保を戦略的に進める必要がある。

・資源エネルギー政策は、国民生活、産業競争力、外交、安全保障、地域の未来を左右する国家の基盤であり、省エネの徹底や再エネの最大限導入、原子力の

安全な活用、ＧＸ投資、資源循環、重要鉱物の確保を総合的に進め、持続可能な社会を構築していかなければならない。

・資源輸入国であり資源消費国でもある我が国は、賢い買手として依存管理のポートフォリオを組まなければならない。その中には、南鳥島の鉱物開発やペロブスカイト太陽電池の研究開発の促進も手段として含まれる。資源国による資源ナショナリズムや資源獲得競争に対応して、サーキュラーエコノミーの社会実装も推進すべきである。

・化石燃料への依存から脱却し、地域と共生する再エネの導入を拡大していくことが求められる下で、日本は非効率な石炭火力の稼働制限を解除することとした。これでは、ますます化石燃料への依存を強めることにもなり、エネルギーの自給率向上にも逆行することになる。

・山の国内資源の活用として、富を域外に流出するのではなく、地域の資源を使って発電し、地域に雇用を作り、地域経済を活性化し循環させる地域内経済循環の取組に予算と施策を集中することが、脱炭素にもエネルギーの自給率向上にも資するものである。

・いまだに東電福島第一原発事故の終息も見通せず、ふるさとを奪い続ける事故を起こす原発はゼロにして、再エネへの転換を進めるべきである。

・エネルギー確保は国の命運を左右するにもかかわらず、今日まで日本の原油調達の約95％を中東に依存してきたという不作為を痛切に反省すべきである。

・石炭火力発電を悪者扱いにし、我が国の全ての金融機関が新規の火力発電に融資をしないという指針を掲げている現状は、正に日本のすばらしい技術を宝の持ち腐れにする愚策であって、直ちにこれをやめ、新たな石炭火力発電活用の道を開き、石炭の確保先を国内外で確立すべきである。

**【再生可能エネルギー】**

・脱炭素を進めようとする余り、一部のメガソーラーのように、地域の合意がないまま、高コストで環境に影響を与えるような悪い再エネについては懸念する。再エネについては、地域における合意形成のプロセスを確立し、地域に裨益する良い再エネを導入し、育てていくべきである。

・我が国では、太陽光発電を中心として再エネの推進が図られ、一定程度の成果が出ていると認識しているが、主流であるシリコン太陽光パネルの原料を中国に大きく依存していることや廃棄に当たっての難しさなどの問題が指摘されている。

・洋上風力では、欧州と日本の地理的条件などが違うということも踏まえて、各国を参考にしつつも、丁寧な議論並びに緻密な計画を行っていく必要がある。

・国産の再エネの導入は、脱炭素のみならず、国富の流出を防ぎ、エネルギー安全保障を高めるために不可欠である。ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力、次世代型地熱発電などへの大胆な支援や、水力やバイオマスなどと併せて地域に根差した分散型エネルギーを着実に伸ばすべきである。

・水力発電については、治水ダムの有効活用や発電設備の改修、小水力の導入を進め、治水、防災、脱炭素、地域振興を一体的に推進することが重要である。

・再エネ導入に当たっては地域との共生が不可欠である。景観、自然環境、防災面への懸念に向き合い、地域が主体的に参画し、利益も地域に還元される仕組みを整えることで、再エネを地方創生と防災力強化につなげていくべきである。

・東日本大震災を受けて原発が停止し、再エネ発電が急拡大した。そうした再エネ発電の推進が日本中に地域問題を拡散してしまった状況を鑑み、拙速な再エネ推進政策の見直しを求める。

・近年は、化石燃料に依存する火力の電源構成における比率を下げ、再エネ発電の比率を上げていくことで対外依存を和らげる効果が期待されたが、再エネ発電シフトは化石燃料依存を鉱物依存に変化させるだけで、対外依存はなくならないことが明らかになってきた。

・地方の存続のためにエネルギーを地産地消することも大切である。エネルギー自給率や電源構成比から見ると微々たる量かもしれないが、中小水力発電や地熱発電、バイオマス発電はこういった文脈で真価を発揮することが期待される。

・現在の政府の方針である再エネ比率を上げていくという方向性は間違っている。我が国の国益を損ない、国民を苦しめる策である。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**【ペロブスカイト太陽電池】**

・ペロブスカイト太陽電池の社会実装を急ぐべきである。次世代太陽電池であるペロブスカイトの技術開発では、昨今、中国が勢いを増しており、中国の特許出願数の累積は日本を上回り首位になったという報道もあるが、まだペロブスカイト太陽電池において、中国が覇権を握るに至ったとは考えていない。日本としての勝ち筋がある領域であり、国として投資を加速していくべきである。

・かつて世界をリードしたシリコン系の太陽光パネルは安価な中国製品に市場を完全に奪われてしまったが、日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池が現在大きな注目を浴びている。ペロブスカイト太陽電池の主な原料であるヨウ素の埋蔵量が日本は世界第２位であることから、日本に大きなアドバンテージがある。シリコン系と同じ轍を踏まないためにも、しっかりと官民で連携していく必要がある。

**【原子力政策】**

・今後、廃炉への対応、原子力の安全規制にも多くの人材が必要であり、人材の育成、確保は必要不可欠である。

・原子力発電関連の産業、原子力規制庁など安全規制等に関わる様々な分野の人材育成については、高校、大学における専門教育の機会の確保、具体的には学部、学科の新設などを含めて、担い手を積極的に育成、確保することが急務である。

・我が国のエネルギー自給率は16％程度で、ＯＥＣＤ加盟38か国の中で２番目に低いとされる。昨今の電力需要の増加並びにエネルギー自給率の向上の観点からも原子力発電所の再稼働を推進すべきである。

・東日本で原子力発電所の再稼働が進んでおらず、ひっ迫する電力需要に追い付いていない状況であるが、先般、柏崎刈羽原子力発電所の６号機が再稼働したことを契機として、厳格な安全基準を満たした原子力発電所においては早期の再稼働に向けて国として全力を注ぐべきである。

・東電福島第一原発の安全な廃炉は、我が国の原子力政策の大前提であり、燃料デブリ取り出しなどについて、国が前面に立ち、安全を最優先に復興と一体で責任を果たし続けなければならない。

・災害大国である我が国の原子力政策において、その安全性に求められるハードルが諸外国よりも高いものとなっているが、次世代原子炉として商用化も近い革新軽水炉と小型モジュール炉は、大きく安全性が向上するということで非常に大きな期待をしている。

・将来的に海水をエネルギー源とする核融合の商用化が実現できれば、海に囲まれた我が国の資源エネルギー問題は飛躍的に解決する。

・原発事故後の新規制基準で義務付けられたいわゆるテロ対策施設の設置について、経過措置期間の起算点を運転開始の日とする決定が原子力規制委員会によって行われ、本来であれば停止しなければならない原発が停止を免れることになることは、規制の緩和にほかならない。

・安定性に全振りし、効率性という観点を失ったかのような原子力規制委員会の在り方を見直すべきである。

・東電福島第一原発は廃炉までの見通しが立っているとは言い難く、廃炉に掛かる費用の全体像が予見できているとも言い難い。放射性廃棄物の最終処分場も見付け切れておらず、最終処分に係る経済的、政治的コストは莫大と考える。

・原発の発電コストは過小評価されており、安上がりの発電手段として原発に頼るのは適切ではない。加えて、中部電力によるデータ改ざん事件が示すように、東電福島第一原発事故を受けてもなお、原子力事業者側には安全文化が根付いているとは言い難い。

・原発に依存する社会構造を変えるべきである。

**【海洋鉱物資源等】**

・レアアースは、市場が中国の独占状態にあり、輸出規制などを通じて経済安全保障上の問題となっているため、我が国のＥＥＺ内にある南鳥島周辺海域のレアアース泥、マンガンノジュールの開発、産業化を加速することが重要である。

・中国による公海上における海底鉱物資源調査が増加していることから、公海上

の開発についても国際的なルール作りを急ぐ必要がある。

・レアアース精錬技術の担い手について、中国が安価に精錬を行うようになり、我が国のレアアース精錬技術が縮小し、その設計者や技術者の多くが定年を迎え、このままでは貴重な技術が失われてしまうとの懸念もある。

・レアアースを始めとする重要鉱物の安定調達が欠かせないため、供給源の多角化や備蓄、リサイクル、代替材料の開発、都市鉱山の活用などの取組によって特定国への過度な依存を避けなければならない。

・レアアースは中国一強と言える状況であるが、日本の南鳥島では多くのレアアース泥が存在し、今後の採掘、輸送コストの削減により、将来的に十分採算の取れる形で国産のレアアースの確保ができる見通しであり、日本の産業界にとって大きな希望と言える。

**【循環経済（サーキュラーエコノミー）】**

・サーキュラーエコノミーへの移行は日本にとって非常に重要な取組である。資源を循環して活用する社会へ転換することで環境負荷を減らすことができるだけでなく、資源不足や海外依存といった課題への対応にもつながり、経済的な効果を期待できる。

・リチウムイオン電池や、特定国に依存している重要鉱物資源のリチウム、コバルト、ニッケルなどの回収、再資源化の促進は経済安全保障、産業競争力強化の観点からも重要である。

・資源の回収、再資源化にはコスト面や消費者意識の課題もあるため、企業や行政だけでなく、国民一人一人の意識を高めていく取組も大切である。

・リチウムイオン電池の火災事故が頻発しているため、火災事故ゼロを目指す事業者の対策、消費者の使用時の対策等、取組を強化する必要がある。

・サーキュラーエコノミーへの移行を加速し、プラスチック、金属、蓄電池、太陽光パネルなどを国内で循環させる仕組みを構築する必要がある。

・中小企業を含むリサイクル産業への設備投資、人材育成、税制支援を強化し、資源制約を新たな成長と雇用につなげていくべきである。



**【脱炭素】**

・2050年カーボンニュートラルは国際公約でもあるので、目標に向けて対策を追求する努力は必要である。

・水素、アンモニアは、発電、産業、運輸など幅広い分野の脱炭素化を支える重要な選択肢である。海外調達だけに頼らずに、再エネやバイオマス等を活用した国産水素の製造、貯蔵及び利用の基盤整備を進めるべきであり、政策的には、価格差支援や拠点整備を通じ需要と供給を一体で育てることも重要である。

・2050年カーボンニュートラルという目標そのものが独り歩きし、国民負担、産業競争力、エネルギー安全保障、地域環境への影響について十分な検証を欠いたまま進められるのであれば、拙速と言わざるを得ない。

・菅政権以来、脱炭素が優先され、安定供給がおろそかにされてきたことは直ちに改めなければならない。特に、石炭火力を悪者扱いし、石油さえもないがしろにし、化石燃料の安定した調達を妨げてきた結果が今の姿である。

・政府がなすべきことは明らかであり、空疎な脱炭素政策を改め、石油、石炭、ＬＮＧなどの調達力の強化に注力すべきである。

年次報告書

参議院情報監視審査会規程第二十二条第一項により別紙のとおり報告する。

令和八年七月二日

情報監視審査会会長　宮沢　洋一

参議院議長　関口　昌一殿

# 年次報告書

令和８年７月

参議院情報監視審査会

# 目　次

主な掲載用語（略称等）　…… i

Ⅰ　審査会の概要等　…… 1
　１．報告書の趣旨及び対象期間　…… 1
　２．審査会の概要
　（１）組織　…… 1
　（２）権限等　…… 2
　（３）保護措置　…… 4

Ⅱ　活動経過の概要　…… 6

Ⅲ　調査の経過及び結果　…… 9
　１．特定秘密保護制度に関する調査
　（１）第219回国会（臨時会）　…… 9
　（２）第221回国会（特別会）　…… 20
　２．重要経済安保情報保護活用制度に関する調査
　（１）第219回国会（臨時会）　…… 48
　（２）第221回国会（特別会）　…… 50
　３．特定秘密又は重要経済安保情報の提出・提示の要求　…… 52
　４．委員派遣　…… 52
　５．主な指摘事項　…… 53

Ⅳ　審査の経過及び結果　…… 54

【資料】　…… 55

【関連条文】　…… 95

※　本報告書中、政府から不開示情報として提供を受けた内容については［不開示情報］と記載している。

## 主な掲載用語（略称等）

**特定秘密保護法**　特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）。

**特定秘密**　行政機関の長は、①特定秘密保護法別表に掲げる事項（防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止）に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること）に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとされている。

**重要経済安保情報保護活用法**　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）。

**重要経済安保情報**　行政機関の長は、①重要経済基盤保護情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること）に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとされている。

**重要経済基盤保護情報**　重要経済基盤（我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいう。）に関する情報であって、①外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究、②重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの、③①の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報、④②及び③に掲げる情報の収集整理又はその能力に関するものをいう。

**特別防衛秘密**　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第１条第３項各号に掲げる事項（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に基づき米国から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。

**適性評価**

【特定秘密保護法】行政機関の長が、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者について実施する、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（有効期間は５年）。行政機関の長は、適性評価の実施に当たり、評価対象者についての調査を行う。特定秘密の取扱いの業務は、適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない。

【重要経済安保情報保護活用法】行政機関の長が、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者について実施する、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（有効期間は10年）。行政機関の長は、適性評価の実施に当たり、内閣総理大臣に対し、評価対象者についての調査を行うよう求める（当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、当該行政機関の長が自ら調査を行う。）。重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない（特定秘密保護法に基づく適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者は、その有効期間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。）。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**適合事業者**
【特定秘密保護法】物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。行政機関の長は、適合事業者に特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、契約に基づき、特定秘密を提供することができる。
【重要経済安保情報保護活用法】我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。行政機関の長は、適合事業者に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、契約に基づき、重要経済安保情報を提供することができる。

**特定秘密運用基準**　特定秘密保護法第18条に基づき政府が定める「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定、令和７年12月26日最終改正）。

**重要経済安保情報運用基準**　重要経済安保情報保護活用法第18条に基づき政府が定める「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和７年１月31日閣議決定）。

**政府の特定秘密年次報告**　特定秘密保護法第19条に基づき、毎年、政府から国会に提出される、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告。

**政府の重要経済安保情報年次報告**　重要経済安保情報保護活用法第19条に基づき、毎年、政府から国会に提出される、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告。

**指定書**　各行政機関の長が特定秘密又は重要経済安保情報を指定する際に、対象に係る情報、指定の理由、指定の有効期間等を記載して作成される文書。同様に、指定の有効期間の満了時には**指定満了書**が、指定の解除時には**指定解除書**が、指定された情報の一部解除時には**指定一部解除書**が、指定の有効期間の延長時には**指定延長書**が、それぞれ作成される。

**指定管理簿**　特定秘密・重要経済安保情報の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、指定の有効期間及びその満了する年月日、指定に係る特定秘密・重要経済安保情報の概要等を記載し、又は記録したもの。

**特定秘密管理監報告**　特定秘密運用基準Ⅴ５(1)オに基づき、毎年１回、内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に報告される、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告。

**特定行政文書ファイル等**　行政文書ファイル管理簿（行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿）に記載された行政文書ファイル等（行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書）のうち、特定秘密である情報を記録するもの。

**重要経済安保情報管理監報告**　重要経済安保情報運用基準第６章第４節４に基づき、毎年１回、内閣府独立公文書管理監から内閣総理大臣に報告される、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告。

**重要経済安保情報行政文書ファイル等**　行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち、重要経済安保情報である情報を記録するもの。



# Ⅰ　審査会の概要等

## １．報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第１項の規定により、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（以下「審査会年次報告書」という。）を作成し、会長から議長に提出するものとされている。

本報告書は、同規定に基づく報告であり、令和７年５月１日から令和８年６月１日までを対象期間とするものである。

## ２．審査会の概要

### （１）組織

審査会は、平成26年12月10日に施行された国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）により、行政における特定秘密の保護に関する制度（以下「特定秘密保護制度」という。）の運用を常時監視するために設置された常設の機関である。その後、令和７年５月16日に施行された国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第34号）により、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度（以下「重要経済安保情報保護活用制度」という。）の運用を常時監視することとされた。

審査会は８名の委員で組織される（審査会規程第２条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てられ、本会議の議決により選任される[1]（同第３条）。委員は、選任後遅滞なく、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分並びに審査会に提出され、又は提示された特定秘密及び重要経済安保情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う（同第４条第１項）。会長は、審査会において委員により互選される（同第７条）。

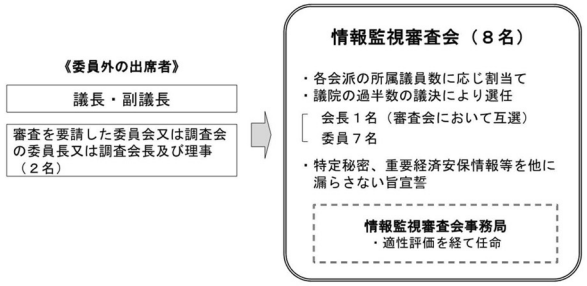
委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる（同第16条）。また、審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長

1 委員及び会派構成等は資料１参照。

又は調査会長及び２名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長は承認不要）、審査会に出席し、発言することができる（同第17条）。

審査会の事務を処理させるため事務局を置き（同第31条）、適性評価により特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法第102条の18）。

**図１　情報監視審査会の組織**




（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

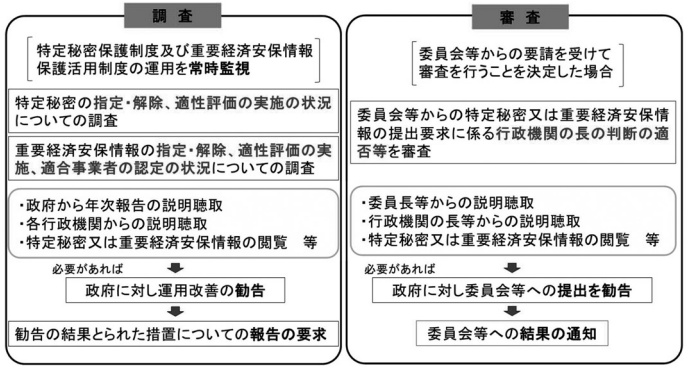
**（２）権限等**

審査会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査するとともに、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査する。加えて、議院又は委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する（国会法第102条の13）。

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を求めたときは、その求めに応じなければならないとされている（同第102条の15第１項、第102条の17第２項）。行政機関の長は、国会で保護措置（（３）参照）が講じられ、会議が非公開で行われ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に限り、国会の求めに応じ、特定秘密又は重要経済安保情報を提供するものとされている（特定秘密保護法第10条第１項、重要経済安保情報保護活用法第９条第１項）。



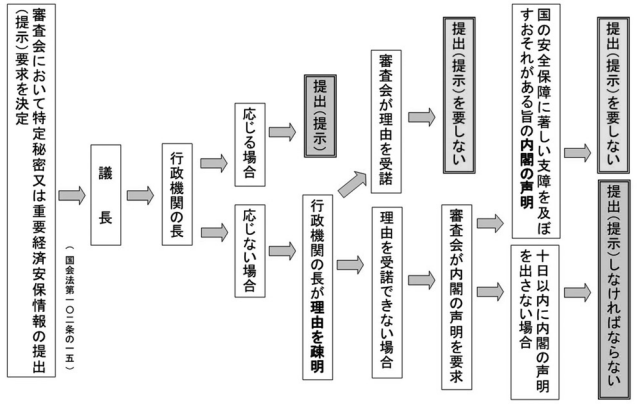
**図２　情報監視審査会の「調査」と「審査」**




（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

**図３　特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を要求する場合の流れ**

**【調査の場合】**



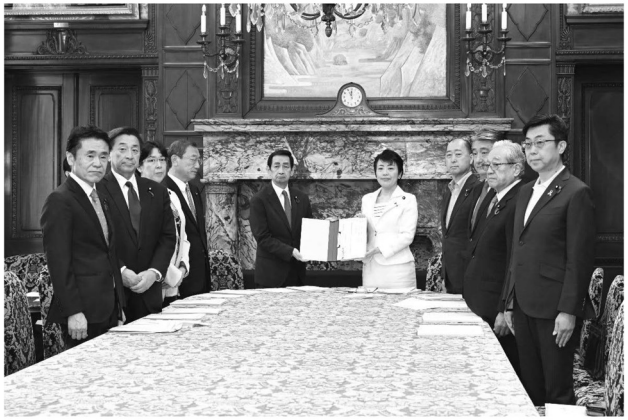

（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

また審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度又は重要経済安保情報保護活用制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置の報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている（国会法第102条の16、第102条の17第５項）。

これら特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を経て行われる（審査会規程第20条、第21条）。

審査会は、毎年１回、審査会年次報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている（随時、報告書を作成することもできる）（同第22条）[2]。



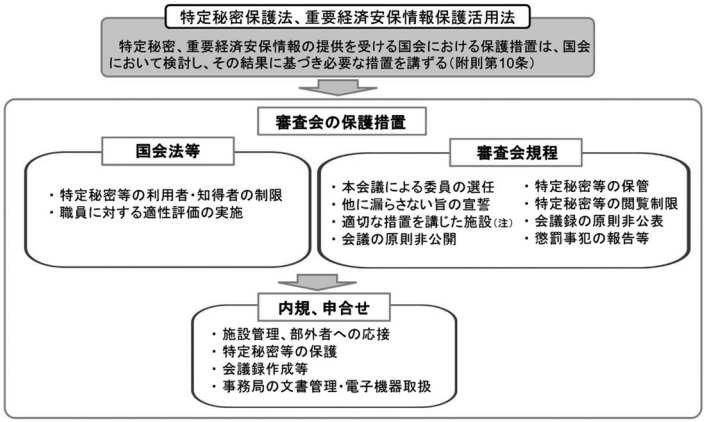
審査会年次報告書の議長への提出（令和７年６月６日）

### （３）保護措置

特定秘密保護法附則第10条及び重要経済安保情報保護活用法附則第10条において、特定秘密及び重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

これを受け、特定秘密及び重要経済安保情報等の漏えい防止を図るため、国会法や審査会規程等において様々な保護措置が規定されるとともに、審査会において保護措置の個別的事項に係る内規を定めている[3]。

**図４　情報監視審査会の保護措置**




（注）審査会は、特定秘密及び重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室（電磁波の漏えい、盗聴、盗撮を防ぐシールドルーム。入退室についても厳格に管理している。）において非公開で開くことを基本としている。

（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

2 これまでに10回、審査会年次報告書を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議において報告書の概要等について会長から口頭報告を行った。

3 国会法、審査会規程等による保護措置は資料４、保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像については資料５参照。

## Ⅱ　活動経過の概要

| 国会回次 | 年月日〔審査会回次〕 | 概　要 |
|---|---|---|
| 第217回国会（常会） | 令7.6.4（水）〔第４回〕 | ・参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件及び参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件の一部を改正する件を決定 |
| | 令7.6.6（金）〔第５回〕 | ・審査会年次報告書案を審査会年次報告書（令和７年６月）として議長に提出することを決定<br>・審査会年次報告書（令和７年６月）についての本会議における報告を申し出ることを決定<br>・会長から審査会年次報告書（令和７年６月）を議長に提出<br>（関口参議院議長及び長浜参議院副議長出席） |
| | 令7.6.13（金） | ・審査会年次報告書（令和７年６月）について、会長が本会議において口頭報告 |
| | 令7.6.17（火） | ・政府の特定秘密年次報告を受領 |
| 第217回国会閉会後 | 令7.6.27（金） | ・特定秘密管理監報告の公表 |
| 第218回国会（臨時会） | 令7.8.1（金）〔第１回〕 | ・会長互選 |
| 第219回国会（臨時会） | 令7.10.21（火）〔第１回〕 | ・会長補欠選任 |
| | 令7.11.26（水）〔第２回〕 | ・政府の特定秘密年次報告について、小野田国務大臣から説明聴取<br>・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から説明聴取 |
| 第219回国会（臨時会） | 令7.12.8（月）〔第３回〕 | ・政府の特定秘密年次報告について、内閣官房（内閣情報調査室）から補足説明聴取・質疑<br>・審査会年次報告書における指摘事項について、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑<br>・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、内閣府から補足説明聴取・質疑<br>・特定秘密管理監報告について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑 |
| 第221回国会（特別会） | 令8.3.5（木）〔第１回〕 | ・特定秘密の管理について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑<br>・審査会年次報告書における指摘事項について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑<br>・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部）、防衛装備庁、国家安全保障会議、内閣官房（内閣情報調査室、国家安全保障局、事態対処・危機管理担当）、内閣府及び警察庁から説明聴取・質疑<br>・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更について、内閣官房（内閣情報調査室）から報告聴取 |
| | 令8.3.10（火）〔第２回〕 | ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）から説明聴取・質疑 |

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

| | | |
|---|---|---|
| 第221回国会（特別会） | 令8.3.10（火）〔第２回〕 | ・内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を実施することを決定<br>・委員派遣先の内閣衛星情報センターにおいて内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求することを決定 |
| | 令8.5.18（月） | ・内閣衛星情報センター（東京都）へ委員派遣を実施（特定秘密の提示あり） |
| | 令8.6.1（月）〔第３回〕 | ・政府の特定秘密年次報告について、小野田国務大臣に対し、締めくくり的な質疑<br>・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）に対し、締めくくり的な質疑<br>・特定秘密管理監報告について、内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑 |

※ 審査会回次の記載のないものは、審査会の開会を伴わない。

※ 調査の詳細については、**Ⅲ　調査の経過及び結果**を参照。



## Ⅲ　調査の経過及び結果

### １．特定秘密保護制度に関する調査

審査会は、政府の特定秘密年次報告及び特定秘密指定管理簿に加え、特定秘密指定書、指定満了書、指定解除書、指定一部解除書、指定延長書等の提出を受け、各行政機関[4]の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について調査を行った。

#### （１）第 219 回国会（臨時会）

**令和７年１１月２６日（水）審査会**

**○　政府の特定秘密年次報告の説明聴取**

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、小野田国務大臣（特定秘密保護制度に関する事務を担当する国務大臣）から説明を聴取した。

**小野田国務大臣の説明の概要**

- 特定秘密保護法第19条の規定により、政府は、毎年、有識者の意見を付して[5]、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。令和７年６月に国会に提出した政府の特定秘密年次報告の内容に基づき、令和６年末までの状況を説明する。
- 令和６年中、８機関が特定秘密を48件指定した一方、２機関において10件の特定秘密の指定の有効期間が満了した。また、１機関が１件の指定を解除した。これらの結果、同年末時点における政府全体の総指定件

4 特定秘密保護法上の28行政機関は、**国家安全保障会議**、**内閣官房**、内閣法制局、**内閣府**、国家公安委員会、**警察庁**、金融庁、消費者庁、**総務省**、消防庁、**法務省**、**出入国在留管理庁**、**公安調査庁**、**外務省**、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、**経済産業省**、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、**海上保安庁**、環境省、原子力規制委員会、**防衛省**及び**防衛装備庁**である。このうち、下線を引いた20行政機関が指定権限を有しており、ゴシック体で示した13行政機関が実際に特定秘密を指定している（いずれも令和６年末時点）。

5 「情報保全諮問会議の開催について」（平成26年１月14日内閣総理大臣決裁）に基づき、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者から構成される情報保全諮問会議が開催され、政府の特定秘密年次報告の内容に関する意見等を内閣総理大臣に述べることとされている。

数は788件となった。

指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号関連が116件、情報収集衛星関連が114件、武器等の仕様、性能等関連が79件である。なお、暗号関連と情報収集衛星関連は34件重複している。

特定秘密が記録された行政文書は、令和６年末時点で、政府全体で74万4,774件保有されている。前年末時点と比べ、６万1,933件増加した。

・　適性評価の実施については、令和６年中、26機関が適性評価を３万5,839件実施した。これらのうち、適合事業者の従業者に係るものは841件あり、実施総数の約２％を占める。なお、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった件数が14件あった。これらの結果、適性評価を経て、特定秘密を取り扱うことができるようになった職員等の数は、同年末時点で、14万1,723人となった。

・　防衛省における一連の不適正事案の反省教訓事項も踏まえ、特定秘密を取り扱う全ての機関において、適性評価の要否の確実な確認、情報保全に配意した執務環境の整備、情報保全に係る業務指導を適確に行える人材の育成等に取り組んでいる。特定秘密保護制度を所管する立場から、引き続き、政府全体の秘密保全体制の引き締めを図っていく。

・　審査会年次報告書（令和７年６月）において、政府に対する様々な意見が示された。政府としては、その趣旨を十分踏まえ、対応方針の検討を行い、可能なものから順次措置していく。

・　令和４年から令和７年にかけて国会に提出した政府の特定秘密年次報告に数値の誤りが判明したことから、昨年までの説明を次のとおり訂正する。令和３年末時点の「適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」は、13万4,297人を13万4,296人に、令和４年末時点の人数は、13万2,567人を13万2,572人に、令和５年末時点の人数は、13万5,479人を13万5,469人に、それぞれ訂正する。政府の特定秘密年次報告の数値に誤りが判明したことについておわびするとともに、今後、このようなことがないように対応する。



**令和７年１２月８日（月）審査会**

**○　政府の特定秘密年次報告の補足説明聴取・質疑**

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から補足説明（令和６年末時点で特定秘密の指定をしておらず、同年中に適性評価のみを実施した14の行政機関[6]における適性評価の実施の状況についての概要説明を含む。）を聴取し、質疑を行った。

**内閣官房（内閣情報調査室）の補足説明の概要**

・　令和６年中に、８行政機関において48件の特定秘密が指定された（国家安全保障会議１件、内閣官房11件、警察庁５件、公安調査庁２件、外務省１件、海上保安庁１件、防衛省26件及び防衛装備庁１件）。また、２行政機関において10件の指定の有効期間が満了し（警察庁３件、防衛省７件）、１機関において１件の指定が解除された（外務省１件）。この結果、同年末時点における総指定件数は13行政機関で788件となった。

・　令和６年中に、11行政機関において388件の指定の有効期間が延長された。令和５年中の延長件数（39件）と比べて大きく増加しているが、これは、平成26年の特定秘密保護法の施行時に、施行前から保有されていた重要情報が一斉に指定され、５年ごとにそれらの有効期間の満了時期が到来するところ、10年目の令和６年に２回目の延長が行われたものが多くあったことによるものである。

・　令和６年中に国立公文書館等へ移管された特定行政文書ファイル等はなく、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は、内閣官房で12件、公安調査庁で２件、防衛省で389件の計403件であった。緊急廃棄された文書はない。

・　令和６年中、特定秘密運用基準に基づく違反行為に関する通報は、独立公文書管理監の通報窓口に寄せられたものが１件あり、調査の結果、違反行為は確認されなかった。

・　令和６年末時点で、特定秘密が記録された行政文書は、15行政機関で74万4,774件保有されていた。前年末時点より６万1,933件増加している。

6　内閣法制局、金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会。

・　令和６年中の適性評価の実施件数は、26行政機関で３万5,839件であった（指定権限はあるが指定をしていない行政機関及び指定権限のない行政機関の職員等に対する適性評価の実施件数396件も含む。）。このうち、適合事業者の従業者は４行政機関で841件（全体の約2.3％）であった。
・　適性評価の実施件数のうち７件については特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった。また、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった件数は14件であった。同意が取り下げられた件数はなかった。
・　令和６年末時点で、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は、26行政機関で14万1,723人であった。このうち、適合事業者の従業者は５行政機関で5,144人（全体の約3.6％）であった。
・　有識者からは、制度の運用一般について、重要経済安保情報保護活用法との整合性の取れた運用を確保すること、秘密保全を徹底するための教育の充実を図っていくこと、指定権限を有しているがこれまで指定実績のない７行政機関について指定の見込みを改めて確認すること、国会に対する政府の説明責任を十分に果たすことなどの意見があった。また、防衛省等における不適正事案について、組織の緩みを直し緊張感を高めること、現場実態に即したミス防止対策や仕事のしやすさを考慮に入れた業務改善策を立案することなどの意見があった。これらの意見については、関係行政機関と共有し、特定秘密保護法の適切な運用に生かしていくとともに、特定秘密運用基準の見直し[7]に反映することとしている。

**【主な質疑事項】**

・　不適正事案への対応について有識者から指摘を受け、運用を見直したとのことだが、どのような形で見直したのか、詳細を説明されたい。
・　防衛省における不適正事案はいずれも定期検査で把握できなかったとのことであるが、定期検査に実効性はあるのか。定期検査の方法について見直した方が良いのではないか。
・　適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数が約14万人とのことであるが、秘密保護の観点から、もう少し人数を絞った方が良いのではないか。
・　適性評価の実施件数のうち、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった７件について、政府としてどのように受け止めているのか。
・　特定秘密に係る適性評価については、各行政機関において調査及び評価を行っているが、重要経済安保情報に係る適性評価のように、調査については実施機関を一元化することはできないのか。
・　内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の職員は、特定秘密を始めとする機微な情報に触れる立場にあるが、適性評価の対象とされていないと聞く。なぜそのような制度となっているのか。適性評価の対象とすべきではないか。

7 特定秘密運用基準の一部変更（令和７年12月26日閣議決定）については31～33頁参照。



**○　本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑**

本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った[8]。

**内閣官房（内閣情報調査室）の説明の概要**

**審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）**

**１．防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和６年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。**

・　特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としては、防衛省以外の行政機関に対し、同省の事案を通じて得られた教訓事項を共有した上で、適性評価などの業務手順の再点検や、当該教訓事項を盛り込んだ秘密保全教育の実施等を推進するとともに、重大事案を認知した場合の迅速な対処と審査会への早期報告などを求めてきたところである。
・　その上で、特定秘密運用基準の見直しでは、それら教訓事項を踏まえ、①適性評価の対象者の選定は、執務環境など業務の実態を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否などを漏れなく確認すること、②特定

8 審査会年次報告書（令和７年６月）における指摘事項のうち、防衛省関連（指摘事項１．及び３．）については22～23頁参照。

秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、誤って取り扱うことのないよう注意すること、③特定秘密の保護に関する教育において、これまでの不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、実施の時期や方法も工夫すること、④特定秘密の漏えいなど法令・規則違反に関する通報を広く受け付けること、⑤特定秘密の取扱いの業務に対する検査について定期的なものと臨時的なものを組み合わせ、検査項目も随時見直すなど、その実効性の向上を図ること、⑥重大な不適正事案の認知時に審査会に早期に報告すること、調査に時間を要するなど早期の報告が困難な場合には適時に中間報告を行うことなどを規定しており、新たな特定秘密運用基準に沿った取組を通じて、同種事案の再発防止に取り組んでいきたいと考えている。

**審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）**

**２．出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。**

・　適性評価の実施に当たっての行政機関間の情報共有に関し、行政機関の職員についてはこれまでも必要な情報共有を行ってきたが、特定秘密運用基準の見直しでは、他の行政機関で適性評価を受けたことがある適合事業者の従業者や、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても情報共有を図ることができることとしており、適性評価の効率的かつ効果的な実施に向けて、各行政機関に対して積極的な情報共有を促していく。

**審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）**

**４．特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。**

・　本指摘のとおり、特定秘密の保護に万全を期す一方で、緊急事態発生時に国民の安全を確保する上で特定秘密である情報の活用が必要不可欠な場合に、それをどのように取り扱うべきかは重要な課題である。

・　この点、まずは特定秘密運用基準に規定しているとおり、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工して提供することが考えられる。また、特定秘密そのものの提供が不可欠な場合には、特定秘密保護法第10条第１項に基づく、その他公益上の必要による提供のほか、特定秘密運用基準に規定する、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性などが生じた場合の指定の解除が考えられる。

・　その上で、緊急事態において国民の安全を確保するため、特定秘密を的確に活用していくには、各行政機関において、考えられる様々な状況を想定しながら、それぞれの状況に応じて、保有する特定秘密のうち、どのような情報を、どのように、地方公共団体の職員等を含めどのような範囲の者と共有すべきか、また、それらを踏まえて、あらかじめ適性評価を実施しておくべき職員の範囲などについて具体的に検討し、必要な措置を講じていくことが重要である。

・　本指摘を受けて、そうした問題意識を改めて共有したところであり、各行政機関において所要の検討、措置が行われるよう取り組んでいく。

**審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）**

**５．安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。**

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

・　特定秘密保護法の運用に当たっては、重要経済安保情報保護活用法との一体的な運用等を確保することが重要であり、特定秘密運用基準の見直しでは、そうした運用を確保して情報保全の一層の強化を図るため、重要経済安保情報保護活用法が定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち特定秘密の要件に該当するものについては、重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すべき旨の規定を設けることとしている。引き続き、重要経済安保情報保護活用法を所管する内閣府とも緊密に連携して、両法の整合性の確保された運用に取り組んでいく。
・　また、本指摘を受けて、各行政機関において、保有する重要経済基盤に関する情報のうち特定秘密として指定すべきものがないか点検を行い、これまでのところ特定秘密として指定すべきものはないとの回答を得ているが、今後とも、重要経済安保情報保護活用法との関係で特定秘密の指定に遺漏のないよう留意していく。

審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）
**６．特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。**

・　特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としても、審査会への丁寧な説明の重要性については十分認識しており、引き続き、各行政機関に対し、特定秘密保護法の適正な運用を確保するための制度の趣旨を繰り返し説明するとともに、審査会に対する積極的な説明や調査への的確な対応を促していく。

**【主な質疑事項】**
・　特定秘密の取扱いの業務から離れた後であっても、特定秘密に係る情報を記憶している者は存在すると思うが、そうした者について、特定秘密の保護に関してどのような対応をしているのか説明願う。
・　行政機関間の人事異動時に異動元での適性評価の情報を共有する場合、異動先の行政機関における適性評価の有効期間は５年となるのか、あるいは、異動元の適性評価の残りの期間となるのか。兼任している場合も新たに適性評価を実施することとなるのか。
・　審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項３．に関連して、防衛省においては、適性評価と適格性の確認という２つの制度が存在する。特定秘密保護制度では、適性評価の過程で得られた情報の目的外利用が禁じられているところ、この点について内閣情報調査室から防衛省に対しどのような助言を行っているのか。
・　特定秘密に係る業務のデジタル化はどのような状況か。
・　有識者から組織の緩みや緊張感の不足など様々なことが指摘されている。重要な指摘であるが、どのような対応をしていくのか説明されたい。

**内閣府独立公文書管理監の説明の概要**

審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）
**７．内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。**

・　審査会からの指摘も踏まえ、令和７年度に情報保全監察室の体制強化を図るため、必要な増員を行った。
・　これまでに情報保全監察室が特定秘密に係る検証・監察において蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるように取り組んでいくとともに、本指摘を踏まえ、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の指定要件等の厳正な検証・監察に取り組んでいく。

**【主な質疑事項】**
・　重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行う際、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないかの確認をどのように行うのか。特定秘密は「漏えいした場合に安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの」、重要経済安保情報は「漏えいした場合に安全保障に支障を

与えるおそれがあるもの」とされるが、「著しい支障」と単なる「支障」の違いをどのように判断するのか。

・　内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の職員は適性評価の対象とされていない。しかし、その責務が重いこと、特定秘密等の様々な情報に日常的に接することなしには業務を遂行することができないことから、適性評価を実施すべきではないかと思うが、現時点において適性評価に代わる措置を独自に講じているのか。

・　これまでの業務の中で、適性評価を経ていないことを理由に各行政機関から協力を拒まれた事例はあるか。

**○　内閣府独立公文書管理監報告の説明聴取・質疑**

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った。

**内閣府独立公文書管理監の説明の概要**

・　特定秘密運用基準において、独立公文書管理監の活動状況を、毎年１回、内閣総理大臣に報告することとされている。令和７年６月に、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６年度を対象期間としたものを内閣総理大臣に報告した。

・　特定秘密の指定については、１件の是正の求めを行い、48件について適正と認めた。是正の求めは防衛装備庁の指定についてのものであり、過去に指定されている対象情報の範囲を変更し、当該指定に係る情報の範囲を拡大させたことに対して検証・監察を実施した結果、不適正と判断し、当該記述を変更前の状態に戻すとともに、当該変更により新たに対象情報に含めようとした情報については、新たに特定秘密として指定することを求めた。防衛装備庁においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。

・　特定秘密の指定の有効期間の延長については、57件について適正と認めた。

・　特定秘密の指定の解除については、一部解除２件を含む３件について適正と認めた。



・　特定秘密の記録とその表示については、１部署に対して１件の是正の求めを行い、43部署について適正と認めた。是正の求めは、外務省の１部署１文書について、特定秘密である情報が記録されていながら特定秘密の表示をしていないページがあり、表示することを求めたものである。外務省においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。

・　特定行政文書ファイル等の保存については、１部署に対して１件の是正の求めを行い、43部署について適正と認めた。是正の求めは、防衛省の１部署において立入り制限に必要な措置が講じられていなかったことから、その措置を講じるよう求めたものである。防衛省においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。

・　特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、内閣官房４件、公安調査庁２件、防衛省894件及び防衛装備庁３件の特定行政文書ファイル等について、いずれも廃棄が妥当であると認め、各行政機関にその旨通知した。

・　特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、１件の是正の求めを行い、14部署の保存期間１年未満の特定秘密文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものはないと認めた。是正の求めは、防衛省の１部署が保管していた保存期間が１年未満の特定行政文書の中に保存期間１年以上と設定すべきものが含まれていると認め、１年以上の保存期間を設定するよう求めたものである。防衛省においては、是正の求めを踏まえ、適切に是正がなされた。

・　検証・監察に関する定量的指標については、説明聴取、実地調査等の回数は124回、確認した特定秘密を記録する文書等の件数は5,478件、これらの文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ１万3,061件である。

・　通報への対応について、独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置している窓口に対して特定秘密の漏えいに関する通報があり、受理したものが１件あった。本件については、調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。引き続き、通報者の保護に十分配意しつつ、通報を処理していく。

・　今後とも、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施していく。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**【主な質疑事項】**

・　通報について、防衛省における特定秘密の漏えいに係るものであったとのことであるが、事実関係如何。また、独立公文書管理監としてどのような調査を行ったのか。
・　これまでに、通報に至らない連絡、相談はどの程度あったのか。
・　防衛省の不適正事案に関連する検証・監察について、地方の部隊においても実地調査を行ったのか。

**（２）第221回国会（特別会）**

**令和８年３月５日（木）審査会**

**○　特定秘密の管理についての説明聴取・質疑**

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

**防衛省（防衛政策局）**

**【説明の概要】**

・　令和７年12月に公表した特定秘密に係る情報保全事案の調査結果及び再発防止策について説明する。
・　公表した事案は、適性評価の有効期間が切れた者を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱った事案２件、適性評価の有効期間が切れた者等を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事案１件、適性評価実施済みであるが、特定秘密取扱職員に指名されていない者にメールの宛先誤りにより送信した事案１件、特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機で特定秘密を取り扱った事案１件、特定秘密文書の誤廃棄事案３件、特定秘密物件の誤消去事案２件、特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案１件、合計７事案11件である。いずれも特定秘密の部外者への漏えいは確認されていない。このほか、現在調査中の特定秘密文書の誤廃棄に関する事案が２件あり、現在詳細を確認中である。
・　事案の発生原因については、その多くが担当者の制度の理解不足や関係する上司などの確認不足によるものであった。一部には、遵法精神の欠如と言わざるを得ないような事案もあった。令和６年12月に策定した各種の再発防止策を着実に進めていくことに加え、今般の事案を踏まえた新たな取組として、三つの取組を紹介する。
・　一つ目は、情報保全教育の見直しとして、今回の事案を反映させた教育資料により情報保全教育を実施するとともに、防衛省統一の情報保全テストを逐次実施している。試験結果を分析し、理解度が低い内容を把握した上で教育資料に反映させるなど、更なる教育内容の充実を図っていく。加えて、今年度中に隊員が気軽に視聴できる教育動画を制作・配付し、情報保全教育の中で活用していく予定である。
・　二つ目は、令和７年５月以降に順次設置してきた相談窓口について、更なる周知を図り、現場の隊員が疑問点を気軽に問い合わせることができ、安心して保全業務に従事できるよう、サポート体制を充実していく。
・　三つ目は、ヒューマンエラーを局限するため、今回の事案を踏まえ、令和７年度から先行運用している適性評価の実施状況を電子的に管理する機能に加え、令和８年度からは、システム上で特定秘密取扱職員名簿を電子的に作成する機能を拡充するとともに、利用できる範囲を大幅に拡大することを計画している。これにより、適性評価の有効期間が切れた者の特定秘密取扱職員への誤った指名を防止していく。また、各種機能を連接させた総合秘密保全システム（仮称）の導入に向けた取組も更に進めていく。
・　これらの取組に加え、防衛大臣の強いリーダーシップの下で職員の保全意識の高揚と徹底を図るため、大臣から全職員に宛てた動画によるメッセージを配信するとともに、保全教育での活用を予定している。
・　こうした取組を引き続き着実に実施していくことにより、隊員一人一人まで保全意識を浸透させ、再発防止を図っていく。

**【主な質疑事項】**

・　特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案について、紙で持ち出していた場合は複写ということも考えられるが、具体的にどのような調査をした上で、特定秘密の部外者への漏えいはないことを確認したのか。
・　自宅に持ち出した資料の量はどの程度か。相当な量を持ち出していたのか。
・　事案についての情報を収集、分析、評価するという三段階が必要かと思

うが、適性評価の有効期間切れの者を特定秘密取扱職員に指名した事案の発覚から国会報告までの期間が長いように思う。もう少し早く、例えば中間報告のようなことはできないのか。

**○　本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑**

本審査会の年次報告書における指摘事項に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

**防衛省（防衛政策局）の説明の概要**

**審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）**

**１．防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和６年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。（以下略）**

・　令和６年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置の実行について、主なものを説明する。

・　特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議からの提言を受け、年２回の定期検査の実施の効率化を図るよう内部規則を改正し、令和７年４月１日に施行した。取組の一例として、これまで多くの時間を要していた特定秘密文書と関係簿冊の突合を年１回に集約し、残り１回の検査については、適性評価の実施状況や特定秘密取扱職員の指名状況、可搬記憶媒体の使用に係る証跡確認等を重点項目として設定し、めり張りを付けた検査を行い、省力化、効率化を図ることとしている。

・　令和７年度に大臣官房参事官を新設し、内部部局、各幕僚監部等の情報保全業務を実施する部署間の緊密かつ恒常的な調整・連携体制を構築し、秘密保全に係る各種施策を推進している。例えば、ヒューマンエラーを局限し、保全事案の再発防止のためのシステムに備えられる機能を前倒しして運用するため、関係部局間の緊密な連携、調整を図っている。

・　令和６年12月、大臣官房公文書監理官に対し、特定秘密の運用に係る監察業務を付加し、自衛隊の部隊や情報本部における再発防止策の取組や特定秘密文書の管理状況について監察を行うなど、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況を確認した。



・　このほか、有識者会議の活用、現場の部隊のニーズを踏まえた適性評価の実施などについても引き続き取り組んでいる。

**審査会年次報告書（令和７年６月）指摘事項（抜粋）**

**３．防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。**

・　適性評価と適格性の確認に係る業務の効率化や関係者の負担軽減について、従来、適格性を付与された職員が秘、特別防衛秘密を取り扱うことができることとしていたが、令和８年２月、適格性を付与されていない者であっても、適性評価を経て特定秘密を取り扱うことができることとされた者であれば、秘、特別防衛秘密を取り扱えるよう内部規則を改正し、施行した。これにより、情報保全業務が効率化されるとともに、適格性の確認に係る作業負担が軽減され、持続可能で実効性のある情報保全体制を確立することができたものと考えている。

**【主な質疑事項】**

・　適性評価の結果等については目的外使用が禁じられているが、今後の運用としては、適性評価に集約させる方向となるのか、確認したい。

・　行政機関をまたぐ人事異動に際し、過去に実施した適性評価の過程で得られた情報を、異動先の行政機関に提供することができる制度があるが、異動先での適性評価の有効期間は、異動元で得ていた有効期間の残りの期間となるのか、それとも改めて５年の有効期間が付与されるのか。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**○　特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑**

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和６年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部）、防衛装備庁、国家安全保障会議[9]、内閣官房（内閣情報調査室、国家安全保障局、事態対処・危機管理担当）、内閣府及び警察庁の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（防衛省における適性評価の実施状況の概要は防衛政策局、内閣官房における適性評価の実施状況の概要は内閣情報調査室がそれぞれ説明）。

**防衛省（防衛政策局）**

**【説明の概要】**

・　防衛政策局は、令和６年中に特定秘密の指定を24件（自衛隊の運用計画等に関する情報１件、国家安全保障戦略のフォローアップとして防衛省が行った分析・評価の結果等に関する情報１件、国家安全保障戦略において抜本的に強化することとされたスタンド・オフ防衛能力等の運用に関する情報１件、我が国周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態への対応に係る防衛省、アメリカ及びオーストラリアによる検討内容に関する情報１件、自ら収集した電波情報等の情報８件、自ら収集した画像情報等の収集整理に関する計画等の情報１件、外国の政府又は国際機関から提供された情報１件、外国の政府、国際機関又は外国軍隊等から提供された電波情報等の情報６件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報１件、外国の政府又は外国軍隊から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報１件、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報２件）、指定の有効期間の延長を92件行った。指定の有効期間が満了した指定はない。

・　防衛省本省における令和６年中の適性評価の実施件数は３万2,302件（行政機関の職員３万2,005件、適合事業者の従業者297件）である。適性評価の実施への不同意は13件であり、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　防－474[10]など、指定書上、不開示情報に該当する箇所があるが、不開示とした経緯及び必要性について説明されたい。

・　イラン情勢の関係で、令和８年は指定が増加することも考えられるが、外国の政府等からの情報提供に関する見込み如何。

・　ＵＳＢメモリー等の取扱いについて、特定秘密を記録する物件にはどのようなものがあり、その取扱いがどのようになっているのか説明されたい。

・　特定行政文書ファイル等の廃棄について、データも含めて完全に残らない形で廃棄するという扱いとなっているのか。

**防衛省（整備計画局）**

**【説明の概要】**

・　令和６年中に特定秘密の指定を１件（イスラエルから提供された武器等の仕様、性能等に関する情報）、指定の有効期間の延長を128件行った。指定の有効期間が満了した指定は７件である。

**【主な質疑事項】**

・　防－７[11]の指定を５年間延長した理由及び文書件数の推移を示されたい。

・　今後、自衛隊も能動的サイバー防御に係る施策を実施する中で、関連情報が特定秘密に指定されていくこととなるのか。

**防衛省（統合幕僚監部）**

**【説明の概要】**

・　令和６年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を５件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。

9 国家安全保障会議の特定秘密に係る説明・答弁は、国家安全保障会議の事務局である内閣官房（国家安全保障局）が行っている。

10 識別番号「防－474」、指定の整理番号「18-202404-001-1イa(c)-001」。防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき各幕僚監部が令和６年度に作成する自衛隊の能力に関する見積り。

11 識別番号「防－７」、指定の整理番号「18-201412-007-1イb-002」。日米サイバー防衛政策ワーキンググループにおいて実施するサイバー攻撃対処に関連する自衛隊、米軍及び両国関係省庁間の協力に関する検討の具体的内容。

【主な質疑事項】

・　防－487[12]について、情報は文書として保有しているのか、あるいはデータとして保有しているのか。文書件数の推移についても説明されたい。
・　防－487について、外国の政府において秘密指定が解除された場合は、我が国においても指定を解除するという考え方か。
・　防－487については期間で区切った指定となっている。一つの指定の中で数十年にわたる情報を管理することは適当ではないと思うが、この指定について期間で区切った指定となっている理由如何。

## 防衛装備庁

【説明の概要】

・　令和６年末時点で23件の特定秘密（装備品の性能情報12件、外国の政府から提供された情報９件、防衛諸計画の作成に必要な情報２件）を指定している。同年中に特定秘密の指定を１件行った。
・　令和６年中の適性評価の実施件数は508件（行政機関の職員146件、適合事業者の従業者362件）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。
・　次期戦闘機の日英伊共同開発に関して、令和６年12月10日のグローバル戦闘航空プログラム政府間機関（ＧＩＧＯ）設立に伴い、装－22[13]の指定書にＧＩＧＯが取り扱う秘密区分を新たに追加する等の手続を行ったところ、令和７年３月に内閣府独立公文書管理監から、記載内容を変更したことにより対象情報の範囲が広がっており、新たに特定秘密として指定するよう、是正の求めを受けた。これを受け、ＧＩＧＯ設立に伴う秘密区分の変更については、新たに装－25[14]として指定した。
・　防衛装備庁において該当はなかったが、防衛省本省においては、特定秘密漏えい事案に係る再発防止策として、審査会の勧告において指摘された組織的、構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて、現在全省的に取り組んでいるところである。本省と協力、連携しながら、一体となって再発防止に向けて取り組む。

【主な質疑事項】

・　防衛省と防衛装備庁で特定秘密の指定が重複している点について、どのように考えているのか。防衛装備品に関する情報については防衛装備庁の責任で管理し、防衛省は情報の提供を受ける形にすることも考えられるのではないか。
・　防衛装備庁の特定秘密については、期間を区切ることなく指定されているが、対象情報を継続的に収集しているのかといった実態について説明されたい。
・　内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応の詳細について説明されたい。
・　行政機関をまたぐ人事異動に際し、過去に実施した適性評価の過程で得られた情報を、異動先の行政機関に提供することができる制度の活用状況如何。また、異動先での適性評価の有効期間は、異動元で得ていた有効期間の残りの期間となるのか、それとも改めて５年の有効期間が付与されるのか。

## 内閣官房（内閣情報調査室）

【説明の概要】

・　令和６年末時点で116件の特定秘密（情報収集衛星関係、外国の政府等との協力関係、人的情報収集関係、国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等関係）を指定している。特定秘密の指定に際し、暦年単位、情報収集衛星の地理的範囲は衛星の号機単位、暗号は号機単位又は地上システム単位等の指定方法を取ることにより、当該指定に係る情報の範囲を明確にし、適切に管理するよう努めている。
・　令和６年中に特定秘密の指定を10件、指定の有効期間の延長を56件、指定の一部解除を１件行った。
・　内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。

12 識別番号「防－487」、指定の整理番号「18-202404-014-1ｎb-004」。令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に提供される、［不開示情報］に関する情報。
13 識別番号「装－22」、指定の整理番号「20-202212-002-1ｆb-001」。防衛装備庁、英国国防省及び伊国国防省との間で署名された「日本国防衛省、英国国防省及びイタリア共和国国防省との間の戦闘機関連技術開発プロジェクトに関する協力覚書」に基づく当該プロジェクトの実施のために令和６年12月９日までに取り扱った情報。
14 識別番号「装－25」、指定の整理番号「20-202503-001-1ｆb-001」。グローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）の下で取り扱う情報であって、ＧＩＧＯによりGCAP SECRET又はGCAP TOP SECRETに指定された情報等。

令和６年中の適性評価の実施件数は677件（行政機関の職員498件、適合事業者の従業者179件）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

- 特定秘密ではない秘密を取り扱う職員も含めた秘密取扱職員の配置に関する考え方について説明されたい。
- 衛星画像情報について、他の行政機関に提供する際の手続、提供先の行政機関における指定の必要性といった取扱いはどのようになっているのか。提供先の行政機関における衛星情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲をどのように把握するのか。
- 衛星画像情報の解読等において人工知能（ＡＩ）を活用しているのか。外国製ＡＩの活用によって重要なデータが流出するということはないか。
- 内閣官房においては行政機関をまたぐ人事異動が多いものと思われるが、出向時あるいは併任時に、過去に実施した適性評価の過程で得られた情報を、異動先の行政機関に提供することができる制度をどのように活用しているのか。また、異動先での適性評価の有効期間は、異動元で得ていた有効期間の残りの期間となるのか、それとも改めて５年の有効期間が付与されるのか。
- 直近の適性評価において問題がなかった者であっても、５年の間に様々な事情が生じ、問題が出てくる可能性もあるのではないか。

## 国家安全保障会議、内閣官房（国家安全保障局）

**【説明の概要】**

- 国家安全保障会議は、令和６年末時点で11件の特定秘密（全て国家安全保障会議の議論の結論）を指定している。同年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を３件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。
- 適性評価の実施状況について、国家安全保障会議の議長及び議員は内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法上、適性評価を要しない者であるため、適性評価の実施はない。
- 国家安全保障局は、令和６年末時点で９件の特定秘密を指定しており、同年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を２件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

- 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された文書の件数を示されたい。
- 国民への説明責任の観点から、国家安全保障会議の指定に係る文書件数を報告することはできないか。
- 国家安全保障会議の指定書の記述は全てほぼ同じ内容である。指定書の記述の在り方についても検討されたい。
- 国家安全保障会議の指定の中に、経済安全保障関連の情報は含まれているのか。本来、重要経済安保情報として指定すべきものが含まれている可能性もあるのではないか。
- 指定の中に内閣情報調査室から提供を受けた衛星画像情報は含まれているのか。返却したものはあるか。

## 内閣官房（事態対処・危機管理担当）

**【説明の概要】**

- 令和６年末時点で２件の特定秘密（いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針）を指定している。いずれも平成26年末までに指定したものであり、その後、現在までに新たに指定した特定秘密はない。
- 令和６年中、これら２件の指定の有効期間を５年延長した。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

- 官－２[15]及び官－３[16]に係る特定秘密が記録された文書の件数を示されたい。内閣官房が保有する文書件数の部局ごとの内訳を政府の特定秘密年次報告に記載することはできないか。
- 官－２及び官－３の対象情報について具体的に説明されたい。

15 識別番号「官－２」、指定の整理番号「02e-201412-001-2ｎb-001」。［不開示情報］について平成25年５月及び平成26年２月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。
16 識別番号「官－３」、指定の整理番号「02e-201412-002-2ｎb-002」。［不開示情報］について平成25年８月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

・　指定の中に内閣情報調査室から提供を受けた衛星画像情報は含まれているか。返却したものはあるか。
・　緊急事態において、適性評価を経ていない者に情報を提供することもあり得るのではないか。その具体的な方法としてどのような方法を検討しているのか。

**内閣府**

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で１件の特定秘密（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米GSOMIA）により、米国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報）を指定している。同年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも０件である。
・　令和６年中の適性評価の実施件数は113件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　内閣府は、初めて特定秘密の指定を行った令和４年以前から特定秘密が記録された文書を保有しているが、これは他の行政機関から提供を受けた文書を保有していたということか。
・　特定秘密管理者に対する適性評価の実施状況について説明されたい。

**警察庁**

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で57件の特定秘密を指定している。同年中に特定秘密の指定を５件、指定の有効期間の延長を25件、指定の一部解除を１件行った。指定の有効期間の満了は３件である。
・　令和６年中の適性評価の実施件数は1,029件（警察庁261件、都道府県警察が768件）である。

**【主な質疑事項】**

・　平成16年から同26年の各年に警察庁が提供を受けた衛星画像情報に関



する指定が存在するが、平成27年以降、同種の指定がなされていない理由如何。
・　警察庁が提供を受けた衛星画像情報について、内閣官房及び警察庁の双方に文書が存在し、双方で指定されているのか。
・　警察庁の指定する特定秘密は、特定秘密保護法別表第３号及び第４号に該当する事項であるが、このうち大量破壊兵器等の輸出規制やサイバー攻撃の防止に関する事項についての指定がない理由如何。
・　例えば警－63[17]など毎年同様の指定を行っているものについて、情報の出現を待たずに１月１日付であらかじめ指定しなければならない理由如何。余り良い運用とは言えないのではないか。
・　特定秘密保護法の運用に関しては、年に１回以上指定の理由を点検し、必要のある場合は解除するものとされているが、警－66[18]及び警－67[19]の点検はいつ行われたのか。

**○　特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更についての報告聴取**

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から報告を聴取した。

**内閣官房（内閣情報調査室）の報告の概要**

・　令和７年12月に閣議決定された特定秘密運用基準の見直しについて説明する。特定秘密運用基準については、５年をめどに見直しを行うこととされており、令和２年の見直しから５年を経過したため、見直しを行ったものである。
・　見直しのポイントの一つ目は、重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保である。令和７年５月の同法施行に伴い、同法とのシームレスな運

17 識別番号「警－63」、指定の整理番号「19-202401-001-4ｲa(a)-001」。令和６年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報。
18 識別番号「警－66」、指定の整理番号「19-202412-004-4ﾛa-001」。令和６年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムに限る。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報。
19 識別番号「警－67」、指定の整理番号「19-202412-005-4ﾛa-002」。令和６年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

用により情報の保全を強化するため、重要経済基盤に関する情報について、秘匿度に応じ、特定秘密又は重要経済安保情報に適切に指定し、必要な保全措置が講じられるように規定した。

・　二つ目は、適性評価の適正かつ効率的、効果的な実施の確保である。適性評価の的確な実施を確保するため、評価対象者に関する必要な情報を漏れなく把握した上で、全ての評価対象者に対して面接を実施するよう手順を見直すとともに、勤務地が遠隔地である場合にはオンラインで面接を実施できるようにするなど、調査対象者の負担軽減にも配慮している。

また、近年、評価対象者が適性評価の実施に同意しないケースが増えていることも踏まえ、適性評価の実施に同意しなかった者や同意を取り下げた者などからも、そのことにより不利益な取扱いを受けたことなどによる苦情を受け付ける旨明確化した。

そのほか、適性評価の実施後に、行政機関の職員や適合事業者の従業者についての事情の変更を上司等が漏れなく把握できるよう、面談等を活用して年１回以上確認することとした。加えて、適性評価の効率的、効果的な実施を図るため、適合事業者の従業者を含め、過去に別の行政機関で受けた適性評価の記録を共有するなど、行政機関間の協力について規定するとともに、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても同様に行政機関間で情報共有するよう規定した。

・　三つ目は、業務の適正の確保、特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化である。防衛省において、特定秘密の漏えいと評価される事案の発覚が続いていることを踏まえ、特定秘密を取り扱うことができない者が誤って特定秘密を知得し取り扱うことのないよう注意すべき旨規定した。

また、通報の処理を通じた業務改善を促進すべく、各行政機関等が設けている窓口において、特定秘密の指定や解除、関連文書の管理に関する通報だけではなく、特定秘密の漏えいといった法令、規則の違反等に関する通報についても広く受け付けることとした。

そのほか、特定秘密の保護に関する職員教育の充実強化を規定するとともに、取扱業務に対する検査が真に効果的なものとなるようタイミングや項目を工夫するよう規定した。加えて、審査会からの指摘も踏まえ、重大な不適正事案を認知した場合には早期に審査会へ報告することとし、調査に時間を要するなど、早期の報告が困難である場合には中間報告を



行うことも盛り込んだ。

**令和８年３月１０日（火）審査会**

**○　特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑**

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和６年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（外務省における適性評価の実施状況の概要は大臣官房が説明）。

**総務省**

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で10件の特定秘密（全て在日米軍が使用する周波数に関する情報）を指定している。同年中に指定の有効期間の延長を４件行った。同年中の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。

・　在日米軍の電波の使用は、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍との間で必要な調整を実施している。総務省は在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち米国政府がSECRETに分類している文書を特定秘密文書としている。

・　令和６年中の適性評価の実施件数は59件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　令和６年中に新たな指定は行われなかった一方、令和６年末時点における特定秘密が記録された行政文書の保有件数については、前年末時点に比べて増加している。この背景について説明されたい。

## 法務省

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で１件の特定秘密を指定している。同年中に指定の有効期間の延長を行った。同年中の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。

・　令和６年中の適性評価の実施件数は７件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　法－１[20]の対象情報について詳細に説明されたい。

・　法－１の対象情報について、法務省の所掌事務とどのように関係するのかといった観点から説明されたい。

・　特定秘密が記録された文書の保有件数は０件である。法－１に係る文書を保有しなくなった[21]にもかかわらず指定を維持する必要性があるのか。指定を解除するという選択肢はないのか。

## 出入国在留管理庁

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で特定秘密の指定は１件であり、これは法務省入国管理局時代に管理していた特定秘密について、当庁の設置（平成31年４月）を契機として、令和元年６月に法務省から提供を受け、特定秘密として指定したものである。

・　令和６年中に指定の有効期間の延長を行った。同年中の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。

・　令和６年中の適性評価の実施件数は16件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　出－１[22]について、法務大臣が閲覧することはできるのか。法務大臣の閲覧は、法令上、どのような整理で行われているのか。

・　出－１は法－１と同一の情報であるが、指定の対象情報は出入国在留管理庁の所掌事務とどのように関係するのか。

・　特定秘密管理者に対する適性評価の実施状況について説明されたい。

・　出入国管理業務を実施している空港等は何か所あるのか。特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者は、出入国管理の現場に所在するのか。

・　特定秘密に当たる情報は、紙で管理しているのか、データで管理しているのか。

## 公安調査庁

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で36件の特定秘密（外国の政府から提供を受けた情報22件、人的情報源に関する情報４件、分析情報４件、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けた情報６件）を指定している。

・　令和６年中に特定秘密の指定を２件（外国の政府から提供を受けた特定有害活動の防止に関する情報１件、外国の政府から提供を受けたテロリズムの防止に関する情報１件）、指定の有効期間の延長を14件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。

・　令和６年中の適性評価の実施件数は68件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　平成22年から同26年の各年に公安調査庁が提供を受けた衛星画像情報に関する指定が存在するが、これらの指定を解除しない理由如何。

・　公安調査庁が独自に分析した情報等の指定状況如何。

20　識別番号「法－１」、指定の整理番号「08m-201412-1-2¤b-1」。［不開示情報］について平成25年５月及び平成26年２月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

21　法務省は、同省が保有する特定秘密が記録された文書について、同一の情報を保有する出入国在留管理庁と調整した結果、利用の必要が生じた場合に同庁から提供を受ける体制が整ったことから、令和６年３月に提供元である内閣官房に返却した。これにより、法務省としては特定秘密が記録された文書を保有していない状況であるが、特定秘密の内容を了知している職員が存在するため、引き続き適切な情報管理を継続する必要があるとして、指定を維持している（審査会年次報告書（令和７年６月）35頁参照）。

22　識別番号「出－１」、指定の整理番号「21-201906-1-2¤b-1」。［不開示情報］について平成25年５月及び平成26年２月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

・　特定秘密の取扱いの業務を行うことのできる者の数が増加傾向にある理由如何。
・　秘密の取扱いが厳正に行われるよう、どのような対策を講じているのか。
・　外国の政府等との間で行う情報交換について、具体的にどのような形で行っているのか。
・　情報分析においてＡＩを活用しているのか。外国製ＡＩの活用によって重要なデータが流出する、あるいは、分析結果に偏りが生じ、国益を損なうといった懸念もある中、ＡＩの活用についてどのように考えているのか。

## 経済産業省

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で４件の特定秘密（情報収集衛星等による情報収集、分析の個別具体の対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報であって、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けたもの）を指定している。この４件について、同年中に指定の有効期間の延長を行った。同年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。
・　令和６年中の適性評価の実施件数は62件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　経済産業省の指定は、特定秘密保護法施行前に提供を受けた情報に係る指定であるが、文書を保有しない状態にした上で指定を解除することはできないのか。
・　指定を解除した場合、当該情報を了知する職員に対する保護措置を講ずることができなくなるということか。
・　特定秘密が記録された文書の保有件数が変動している理由について説明されたい。
・　特定秘密が記録された文書を全て廃棄したことにより令和３年末時点で文書の保有件数が０件となった後、令和６年末時点での保有件数が11件となっている理由如何。



## 海上保安庁

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で25件の特定秘密（内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務関係３件、内閣情報調査室から得た情報収集衛星関係11件、海上保安庁が行った外国の政府との情報協力業務関係11件）を指定している。
・　令和６年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を18件行った。指定の解除は０件である。
・　令和６年中の適性評価の実施件数は234件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　海－25[23]は、令和６年１月１日付で、同年中に出現する情報を先取りする形であらかじめ指定されたものであるが、結果的にどの程度の文書が登録されているのか。また、具体的にどのような内容なのか。
・　平成16年から同26年の各年に提供を受けた衛星画像情報に関する指定については、どのような考え方で現在も指定されているのか。
・　他の行政機関の指定については、その有効期間を５年とするものが多いが、海上保安庁の指定には有効期間を３年とするものが多い。他の行政機関との違いがあるのか。
・　特定秘密の取扱いの業務を行う者に対して、漏えいを防止するためにどのような取組を行っているのか。
・　情報分析においてＡＩを活用しているのか。外国製ＡＩの活用によって重要なデータが流出する、あるいは、分析結果に偏りが生じ、国益を損するといった懸念もある中、ＡＩの活用についてどのように考えているのか。

23 識別番号「海－25」、指定の整理番号「16-202401-001-2ﾍb-001」。令和６年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）。

## 外務省（大臣官房）

**【説明の概要】**

・　大臣官房は、令和６年末時点で３件の特定秘密（公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗号、ネットワーク秘匿用暗号）を指定している。同年中にこれら３件について指定の有効期間を延長し、また、１件の特定秘密（公衆網秘匿用暗号）の指定を解除した。同年中の特定秘密の指定は０件である。

・　審査会から指摘[24]のあった期間が区切られていない指定について、対象期間を区切ることとした。今後は、基本的に年で区切った形で指定、管理を行うこととしている。

・　外務省全体の令和６年中の適性評価の実施件数は368件（行政機関の職員365件、適合事業者の従業者３件）である。適性評価の実施への不同意は１件、同意の取下げ及び苦情の申出は０件である。

**【主な質疑事項】**

・　外国に所在する職員に対して、外部から情報を取るための働きかけ等がなされる可能性もある中、秘密の漏えいを防止するため、どのような対策を講じているのか。

・　外務省において公電秘匿用暗号をどのように取り扱っているのか。

・　特定秘密の管理は紙で行っているのか、あるいは電子化する方向なのか。

## 外務省（総合外交政策局）

**【説明の概要】**

・　総合外交政策局は、令和６年末時点で４件の特定秘密（周辺有事に関する外国の政府との協議に関する情報、国際テロリズムの人的情報源に関する情報、国際テロリズムに関し外国の政府等から提供された情報、我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報）を指定している。

・　令和６年中に１件の指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定、指定の解除及び指定の有効期間の満了は、いずれも０件である。

24　これまでの審査会において、外務省に対し、「年を区切らず案件ごとに指定していることから、満了や解除の判断が困難となっているのではないか。後世への情報開示の観点からも、指定の在り方を再考すべきではないか。」（審査会年次報告書（令和５年６月）44頁）、「テーマではなく期間で区切って指定すべきではないか」（審査会年次報告書（令和６年６月）36頁）等の質疑が行われている。



・　なお、外－11[25]については、特定秘密に当たる情報の発生状況等を踏まえ、改めて指定の在り方を検討した結果、対象期間を令和７年までで区切ることとした。

**【主な質疑事項】**

・　外－11について、令和７年までの指定と令和８年以降の指定を区切ることが可能であると判断した理由如何。

・　外－11にはどの時期からの文書が登録されているのか。文書件数の推移を説明されたい。

・　国際テロリズムに関する人的情報収集源は、どの程度有効なのか。

・　時の経過とともに指定要件を満たさなくなった場合、特定秘密以外の秘密に指定替えすることもあり得ると思うが、具体的な判断基準はあるのか。

・　情報を収集・分析する過程において、情報の真偽によって特定秘密の指定の判断は変わるのか。

## 外務省（アジア大洋州局）

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で３件の特定秘密（北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、拉致問題に関する情報、東シナ海の領域保全に関する情報）を指定している。

・　令和６年中にこれら３件の指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。

25　識別番号「外－11」、指定の整理番号「11-201412-0011-24a(a)-0003」。平成25年から26年までに登録された、我が国の周辺地域における有事に関する外国の政府との協議の内容のうち、漏えいした場合に諸外国の政府との信頼関係に困難をきたすとともに、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるもの。

**【主な質疑事項】**

・　外－７[26]及び外－８[27]について、近年の情報収集に係る状況如何。また、特定秘密に至らない関連情報の収集に係る状況如何。

・　外務省のほかに、拉致問題に係る特定秘密を取り扱っている行政機関はあるか。

・　アジア大洋州地域諸国との「軍事秘密保全」に係る指定がない理由如何。

**外務省（北米局）**

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で２件の特定秘密（日米GSOMIAの下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する情報、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等に関する情報）を指定している。同年中にこれら２件の指定の有効期間を延長した。

・　なお、これら２件については、指定に係る対象情報の範囲を明確にし、より適正な特定秘密の運用を図る観点から、対象期間を令和７年までで区切ることとした。令和８年以降は、基本的に対象期間を年ごとに区切った形で指定を行っていく。

**【主な質疑事項】**

・　特定秘密が記録された文書件数を対外的に公表しないこととしている理由如何。文書件数だけでは、その増減の内訳は必ずしも明らかにはならないのではないか。

26 識別番号「外－７」、指定の整理番号「11-201412-0007-2∧a-0001」。北朝鮮による核・ミサイル開発に関する情報のうち、外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であり、国民の生命及び身体の保護の観点から重要なものであって、公になることにより、我が国の情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力が露見し、対抗措置が講じられ、あるいは、我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、じ後の情報収集に著しい支障を来たすおそれがあるもの。

27 識別番号「外－８」、指定の整理番号「11-201412-0008-2∤a(a)-0002」。北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第２条の規定に基づく認定の有無を問わない。）の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの（ただし、拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る。）。



・　外－５[28]に関して、内閣府が指定する府－１[29]も日米GSOMIAに関する情報であるところ、外務省と内閣府で文書件数の公開に関する取扱いに違いはあるのか。

**外務省（欧州局）**

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で１件の特定秘密（日露平和条約締結交渉に関する情報）を指定している。当該特定秘密については、指定に係る対象情報の範囲を明確にし、より適正な特定秘密の運用を図る観点から、対象期間を令和７年までで区切ることとした。

・　令和６年中に指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。

**【主な質疑事項】**

・　北方領土に関しては、これまで四島交流、墓参等を実施してきており、地元の要望もある。ロシアとの交渉の現状について伺う。

**外務省（領事局）**

**【説明の概要】**

・　領事局は、令和６年末時点で１件の特定秘密（大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針）を指定している。当該特定秘密については、対象期間を令和７年までで区切った上で、令和８年以降、対象期間を基本的に年ごとに区切った形で指定することとした。

・　令和６年中に指定の有効期間を延長した。同年中の特定秘密の指定、指定の解除及び指定の有効期間の満了は、いずれも０件である。

28 識別番号「外－５」、指定の整理番号「11-201412-0005-2∧b-0001」。2007年８月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。

29 識別番号「府－１」、指定の整理番号「03-202203-001-2∧b-001」。2007年８月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。

**【主な質疑事項】**

・　外－13[30]について、関係国との協力の方針とは具体的にどのような内容か。また、どのような行政機関、部局と、どのような形で情報を共有しているのか。

・　関係国と合意した方針が特定秘密に該当するということか。実際に使用した例はあるか。

・　関係国の数について説明されたい。

**外務省（国際情報統括官組織）**

**【説明の概要】**

・　令和６年末時点で30件の特定秘密（外国の政府等から提供のあった情報11件、衛星情報11件、内閣情報調査室から得た情報８件）を指定している。

・　令和６年中に特定秘密の指定を１件（外国の政府等から提供のあった情報）、指定の有効期間の延長を22件行った。指定の解除は０件である。

**【主な質疑事項】**

・　人的情報源についての指定を行っていないようにも見受けられるが、人的情報源の運用を行っているのか。

・　情報分析にどのような技術を活用しているか。また、サイバー、データ分析等に関しては、日本の企業が関与しているのか。秘密の共有はどのような形で担保されるのか。

・　外国の政府等から得られた特定秘密に当たる情報を記録した文書に関しては、どのようなレベルで管理しているのか。また、紙で管理しているのか。

30 識別番号「外－13」、指定の整理番号「11-201412-0013-2fb-0005」。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの。



**○　委員派遣の決定**

内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を行うことを決定した。

**○　特定秘密の提示要求**

内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣の際に、内閣官房（内閣衛星情報センター）が指定する特定秘密の提示を受けることができるよう、内閣総理大臣に対し特定秘密の提示を要求することを決定した。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**令和８年５月１８日（月）委員派遣**

**○　内閣衛星情報センターへの委員派遣**

本審査会における調査の一環として、内閣衛星情報センター（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。その調査の概要は以下のとおりである。

まず、内閣衛星情報センターの概要について説明を聴取した。

同センターは、平成10年８月の北朝鮮による「テポドン」の発射を契機として、同年12月に情報収集衛星の導入が閣議決定された後、平成13年４月に設立された。同センターは内閣情報調査室の一組織であり、中央センター（東京都）、副センター（茨城県）、北受信管制局（北海道）及び南受信管制局（鹿児島県）で構成されている。同センターが担うのはインテリジェンス、安全保障及び宇宙の各領域であり、主な業務内容は、画像情報の収集・分析、衛星・関連システムの研究開発及び運用である。情報収集衛星によって得られた画像情報やそれに基づく分析は、首相官邸及び利用省庁に配付され、幅広く活用されている。また、国内での大規模災害等の際には、情報収集衛星の加工処理画像を関係省庁等に提供するとともに、内閣官房ホームページを通じて公開している。

同センターでは現在、設計寿命を超過している衛星を含め、光学衛星４機、レーダ衛星６機及びデータ中継衛星を運用している。今後は、我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増しており、情報収集衛星の更なる活用が急務であることから、10機体制の達成及び維持が最重要課題であり、そのための予算を確保することや、10機体制の能力を最大限発揮し、情報収集、利用省庁への迅速な提供のために人員体制を強化することが必要であるとの説明があった。

次に、開発業務・暗号、特定秘密の保全状況について説明を聴取した。

情報収集衛星システムにおいては、衛星と各地上拠点等との間の通信用に、非公開かつ独自の暗号を開発し、利用している。その暗号のアルゴリズム、暗号鍵、暗号鍵の配送方式（鍵の共有方法）については、特定秘密に指定し、厳重に管理している。同センターでは、令和８年３月現在、内閣総理大臣が指定した「画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力」25件、「情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲」14件及び「情報収集衛星に係る暗号」34件の３種類、計73件の特定秘密を取り扱っている。特定秘密を保全するため、センサータグの活用、印刷履歴の確認、所持品検査等による不正な持出し等の防止策を講じている。



さらに、シールドルーム等において、特定秘密を保管する金庫の視察を行うとともに、管制業務について説明を聴取した。また、暗号及び分析業務について、特定秘密の提示を受けながらそれぞれ説明を聴取した。

これらの説明聴取の後、派遣委員から、衛星の性能に係る情報を含む特定秘密の指定の在り方、大規模災害等の発生時における衛星画像の加工処理の意義、民間における衛星画像分析と異なる点、他国が運用する衛星と比較した情報収集衛星の性能、今後必要となるデータ中継衛星の機数とその運用体制、更なる人員体制の強化が求められる分野、今後の情報収集衛星に係る予算要求等の進め方、防衛力強化に係る予算と情報収集衛星に係る予算との関係性等について質問がなされた。




内閣衛星情報センターへの委員派遣（令和８年５月18日）

令和８年６月１日（月）審査会

**○　小野田国務大臣に対する締めくくり的な質疑**

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、小野田国務大臣に対し、締めくくり的な質疑を行った。

**【主な質疑事項】**

・　特定秘密や重要経済安保情報の指定が今後更に増加し、管理の負荷が増大することが想定されること等を踏まえ、指定自体が真に必要なものなのか今まで以上に確認していくことが求められる。各行政機関は審査会に対して、各指定に具体的にどのような情報が含まれているのか等、特定秘密の範囲が適正なものとなっているか判断するに足る十分な説明を自ら積極的に行うべきであると考えるが、大臣の所見如何。

・　内閣衛星情報センターへの委員派遣において同センターが24時間の分析体制を構築できていないことが明らかになった。国家情報会議の設置など、インテリジェンス機能を強化するというのであれば、その前に足下を固める必要があるのではないか。各行政機関は、説明責任を果たす観点で、公表できるものは可能な限り公表しつつ、審査会に対して、各指定についての機微な内容も含めて詳細な説明を積極的に行う必要があると考えるが、大臣の見解如何。

・　防衛省において、特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案が確認された。特定秘密の不正な持出しを防止することは政府全体で取り組むべき課題である。各行政機関において、内閣衛星情報センターと同じ水準の不正持出し防止策が講じられることが望ましいと思うが、大臣の所見如何。

・　防衛省において、適性評価の有効期間が切れた者等を特定秘密取扱職員に指名した事案が確認された。適性評価について、実施状況を管理する機能や有効期間切れアラート機能等を備えたシステムを政府全体で導入することを始めとしたヒューマンエラー防止のための取組を推進する必要があると考えるが、大臣の見解如何。

・　各行政機関において、適性評価の実施後における職員等についての事情の変更を的確に確認することが重要である。職員等のプライバシーに関わる事項も含めて、どのような点に配意しつつ進めていくのか。また、事情の変更について申告が求められる事項について職員等に周知徹底することも必要ではないか。

・　他の行政機関への特定秘密の提供の実態（件数、取扱者の範囲等）について、政府の特定秘密年次報告への記載等も含め、審査会に対する説明の在り方を検討するべきではないか。

**○　内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑**

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

**【主な質疑事項】**

・　特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察の質及び量を担保し、制度に対する国民の信頼感を高めるため、どのように体制を強化し、独立公文書管理監の取組の周知を図っていく考えか。

・　本来特定秘密として指定されるべき情報が重要経済安保情報として指定されていないか等を見極めるためには、指定の対象情報が記載された文書等を実際に閲覧するなど、指定の詳細を確認することが必要であると考えるが、独立公文書管理監の見解如何。

・　行政機関による特定秘密又は重要経済安保情報の指定の適否について、これまでの検証・監察の結果、指定違い等と判断し、是正を求めた例はあるか。特定秘密と重要経済安保情報を適切に区別するための方策を含めた検証・監察の手法を早期に確立することが必要ではないか。

・　今後、重要経済安保情報に係る検証・監察が本格化するなど、情報保全監察室の業務量は増加するものと思われるが、令和９年度に向けた増員要求の方針如何。

・　独立公文書管理監は、従来実施してきた特定秘密に係る検証・監察に加え、新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施しているが、業務の効率化のためにどのような工夫を行っているのか。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

## ２．重要経済安保情報保護活用制度に関する調査

重要経済安保情報保護活用法の施行の日（令和７年５月16日）と同日に施行された国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第34号）を始めとする関連法規により、重要経済安保情報保護活用制度の常時監視が審査会の設置目的に加えられた。

審査会は、政府の重要経済安保情報年次報告の提出に先立ち、各行政機関の重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査を行った。

### （１）第219回国会（臨時会）

**令和７年１１月２６日（水）審査会**

**○　重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する説明聴取**

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する件について、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から説明を聴取した。

**小野田内閣府特命担当大臣の説明の概要**

- 重要経済安保情報保護活用法が施行された令和７年５月16日から同年11月１日までの同法の施行状況を概括的に説明する。
- 法施行後、複数の行政機関において、重要経済安保情報を指定している。現時点で指定されている重要経済安保情報は、重要経済基盤を保護するための措置等、重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの、外国政府等からの情報という３つの類型の情報となっている。なお、指定された情報のうち、解除されたものはない。
- 適性評価の実施については、内閣府において一元的に適性評価調査を実施することとしている。法施行後、複数の行政機関から依頼を受け、内閣府において適性評価調査及び評価を実施している。
- 適合事業者の認定については、現時点で行っていない。また、適合事業者の従業者に係る適性評価は実施されていない。
- 重要経済安保情報保護活用法第19条の規定に基づく、令和７年分の政府の重要経済安保情報年次報告については、同法が施行された令和７年５月16日から12月末日までに実施する重要経済安保情報の指定の状況等を取りまとめた上で、特定秘密のサイクルと同様に、令和８年６月頃に国会に提出する予定である。



**令和７年１２月８日（月）審査会**

**○　重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する補足説明聴取・質疑**

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する件について、政府参考人（内閣府）から補足説明を聴取し、質疑を行った。

**内閣府の補足説明の概要**

- 重要経済安保情報保護活用法の施行の日である令和７年５月16日から11月１日までの施行状況について概括的に説明する。
- 指定された重要経済安保情報は７機関で12件である（内閣府及び警察庁各３件、総務省２件、国家安全保障会議、内閣官房、公安調査庁及び経済産業省各１件）。解除されたものはない。
- 重要経済安保情報の類型別の件数は、重要経済基盤を保護するための措置等に関するものが３件（内閣府２件、警察庁１件）、重要経済基盤に関する重要な情報が７件（内閣府、国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、公安調査庁及び経済産業省各１件）、外国政府等からの情報が２件（警察庁及び総務省各１件）、情報の収集整理及びその能力に関するものは０件である。
- 重要経済安保情報保護活用法においては、内閣府が適性評価調査を一元的に実施することとしており、内閣府において適性評価の調査依頼を受けている人数は227人である。適性評価の対象者が適性評価の実施に同意をしなかった人数及び同意を取り下げた人数は４人である。適性評価の結果を通知した人数は８人であり、いずれも重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められている。
- 適合事業者の認定に至ったケースはなく、もとより、その従業者に対する適性評価も現時点で実施していない。
- 内閣府としては、制度を所管する立場から、引き続き、各行政機関における実務が円滑に進むよう連携していくとともに、制度の周知等に努めていく。

**【主な質疑事項】**

・　重要経済安保情報保護活用法の施行から約半年の時点で、指定の件数が７機関12件とのことであるが、同法の国会審議時に政府において指定を見込んでいた情報については全て指定した上でこの件数なのか、指定されていないとすればその理由について説明されたい。
・　指定が満了又は解除となった後、行政機関において引き続き当該情報を不開示情報として取り扱う場合、適合事業者における取扱いはどうなるのか。
・　適合事業者の認定に至ったケースがないことの理由をどのように分析しているか。適合事業者の認定を受けることで民間事業者のビジネス上の制約となる懸念も含めてどのように分析しているか。
・　適合事業者の認定に至ったケースがないということは、そもそも立法事実がなかったということではないか。

**（２）第 221 回国会（特別会）**

**令和８年６月１日（月）審査会**

**○　小野田内閣府特命担当大臣に対する締めくくり的な質疑**

重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する件について、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）及び政府参考人（内閣府）に対し、締めくくり的な質疑を行った。

**【主な質疑事項】**

・　特定秘密と比べて機微度は一段低く、扱う政策分野はより広くなる重要経済安保情報の特性を踏まえ、各行政機関が審査会において指定状況等の説明を行う際には、政策的な背景を含めて説明するなど、審査会による指定の適否の判断に資するよう説明を工夫すべきと考えるが、大臣の見解如何。
・　審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、大臣から各行政機関に対して機微な情報も含めた丁寧な説明を行うよう徹底してほしいと考えるが、大臣の所見如何。
・　特定秘密保護制度については、これまで衆参の情報監視審査会や有識者から様々な指摘が積み重ねられ、運用の改善が着実に図られてきている。



重要経済安保情報保護活用制度においても、そうした指摘や運用改善を十分に踏まえた運用となるよう、大臣から各行政機関を指導してほしいと考えるが、大臣の所見如何。
・　現時点での重要経済安保情報の指定件数、適合事業者の認定件数など制度の運用状況について説明されたい。
・　令和７年12月末時点での適合事業者の認定件数が０件である等の要因をどのように分析しているのか。
・　民間企業が適合事業者の認定を受けるに当たっては、従業者に対する適性評価の実施のほか、秘密保護のための施設整備といった負担が生ずる。適合事業者において重要経済安保情報が適切に保護されるよう、政府としてどのような支援を行っていく考えか。
・　適合事業者に提供した重要経済安保情報に係る指定が解除又は満了となった後も引き続き当該文書を秘密文書として取り扱う場合などにおいて、適合事業者がとるべき対応について説明されたい。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

### ３．特定秘密又は重要経済安保情報の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出・提示を求めることができるとされている（国会法第102条の15第１項、同法第102条の17第２項等）。

対象期間中の調査では、委員派遣の際に派遣先（内閣衛星情報センター）で特定秘密の提示を受けるため、令和８年５月８日、内閣総理大臣に対し内閣官房（内閣衛星情報センター）の特定秘密の提示を要求し、同月18日に実施した委員派遣において、当該特定秘密の提示を受けた（提示を受けた特定秘密の概要については、資料11（87～88頁）参照）。

### ４．委員派遣

審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができるとされている（審査会規程第19条第１項）。

審査会の宮沢洋一会長、石田昌宏委員、岩本剛人委員、森ゆうこ委員、川合孝典委員、秋野公造委員、石井苗子委員及び岩本麻奈委員の８名は、令和８年５月18日、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、内閣衛星情報センター（東京都）への委員派遣を行った（調査の概要については、44～45頁参照）。



### ５．主な指摘事項

審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

１．特定秘密の指定が今後更に増加し、各行政機関における管理の負荷が増大することが想定されること等を踏まえ、指定自体が真に必要なものなのか今まで以上に確認していくことが求められる。各行政機関は、審査会に対して、機微な情報にも触れつつ、特定秘密の範囲が適切なものとなっているか判断するに足る十分な説明を自ら積極的に行うこと。また、行政機関間における特定秘密の提供の実態等、関連する運用状況についても丁寧に説明すること。

２．防衛省において、部外者への漏えいは確認されなかったものの、特定秘密が記録された資料を持ち出し、自宅に保管していた事案や、適性評価の有効期間切れの者を特定秘密取扱職員に指名した事案等が確認された。また、政府の特定秘密年次報告に記載の適性評価に係る数値に誤りが確認された。こうした不正持出しや、ヒューマンエラーに起因する事案の発生を防止するため、不正持出し防止装置や、適性評価の実施状況等を一括管理するシステムを導入している行政機関の取組を参考にしつつ、情報保全の高度化を政府全体で推進すること。

３．重要経済安保情報保護活用制度を所管する内閣府は、これまで審査会等からの指摘を受けて特定秘密保護制度の運用改善が図られてきたことを十全に踏まえ、内閣情報調査室とも連携しつつ情報保全体制の整備に関する知見及び教訓を共有し、制度の適正な運用に努めること。また各行政機関は、重要経済安保情報の指定等の状況について説明を行うに当たり、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、機微な情報も含め、政策的な背景など指定等に関する詳細かつ丁寧な説明を行うこと。

４．内閣府独立公文書管理監による検証・監察において、特定秘密又は重要経済安保情報として指定されている情報が、その機微度に応じ適確に指定されているか判断を行うに当たっては、両者を適切に区別するため、必要に応じて対象情報が記載された文書等を実際に閲覧するなど指定の詳細を確認すること。また、重要経済安保情報に係る検証・監察が本格化することによる業務量の増大を勘案し、内閣府情報保全監察室の体制強化及び業務効率化に向けた取組を推進すること。

## Ⅳ　審査の経過及び結果

対象期間中において、委員会等からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の求め又は要請に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の２等）はなかった。



**【資料】**

（資料１）委員名簿 …… 57
（資料２）特定秘密保護法及び特定秘密運用基準の概要 …… 58
（資料３）重要経済安保情報保護活用法及び重要経済安保情報運用基準の概要 …… 59
（資料４）国会法、審査会規程等による保護措置 …… 61
（資料５）保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像 …… 62
（資料６）政府の特定秘密年次報告（令和７年６月）の概要 …… 63
（資料７）特定秘密管理監報告（令和７年６月）の概要 …… 68
（資料８）勧告及び行政機関が講じた措置一覧 …… 69
（資料９）審査会年次報告書における指摘事項と政府の対応状況一覧（過去５年分）… 74
（資料10）委員派遣一覧 …… 83
（資料11）提示を受けた特定秘密一覧 …… 84
（資料12）関連年表 …… 89

令和８年10月16日　金曜日　官　報　（号外国会会議録）

**（資料１）委員名簿**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | 有村　治子（自民） | 宮崎　雅夫（自民） | 秋野　公造（公明） |
| | 石田　昌宏（自民） | 古賀　之士（立憲） | 串田　誠一（維新） |
| | 羽生田　俊（自民） | 田名部　匡代（立憲） | |

（令和７年５月１日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | 有村　治子（自民） | 田名部　匡代（立憲） | 串田　誠一（維新） |
| | 石田　昌宏（自民） | 川合　孝典（民主） | 岩本　麻奈（参政） |
| | 岩本　剛人（自民） | 秋野　公造（公明） | |

（令和７年８月１日現在）

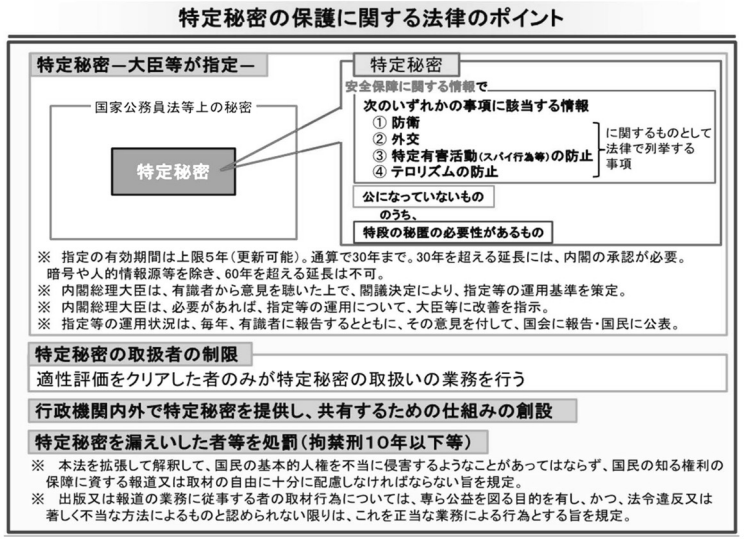
| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長 | 宮沢　洋一（自民） | 森　ゆうこ（立憲） | 石井　苗子（維新） |
| | 石田　昌宏（自民） | 川合　孝典（民主） | 岩本　麻奈（参政） |
| | 岩本　剛人（自民） | 秋野　公造（公明） | |

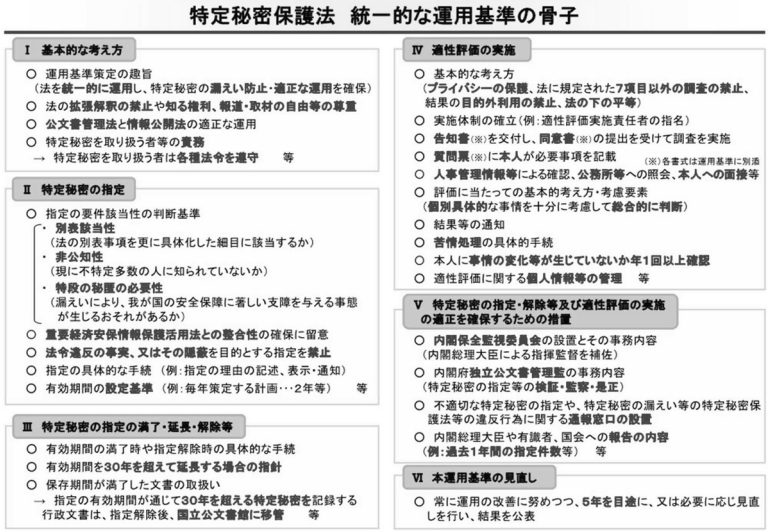
（令和７年10月21日現在）

注：会派の正式名称は次のとおり。
自民：自由民主党（～令7.10.15、令7.11.11～令8.1.20）、
　　自由民主党・無所属の会（令7.10.15～11.11、令8.1.20～）
立憲：立憲民主・社民・無所属（～令8.1.26）、
　　立憲民主・無所属（令8.1.26～）
民主：国民民主党・新緑風会
公明：公明党
維新：日本維新の会
参政：参政党



（資料２）特定秘密保護法及び特定秘密運用基準の概要




（出所）内閣官房資料

（資料３）重要経済安保情報保護活用法及び重要経済安保情報運用基準の概要

## 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の概要

**趣旨**

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大。重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集・整理・活用することが重要。

**➡ 重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資する制度が必要。**

**概要**

**1．重要経済安保情報の指定**

| | |
|---|---|
| 重要経済安保情報 | 重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（具体例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報） |

- 重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等当該情報の保護に関し必要な措置を講ずる。
- 指定の有効期限は５年以内。延長可能だが、原則30年を超えることはできない。

**2．重要経済安保情報の提供**

- 行政機関の長は、
  - 他の行政機関が利用する必要があると認めたときは、重要経済安保情報を提供することが可能。
  - 我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき等には、国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供するものとする。
  - 重要経済基盤の脆弱性の解消等我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めたときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することが可能。

**3．重要経済安保情報の取扱者の制限**

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。

※特定秘密保護法による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

**4．適性評価**

- 行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施（適性評価の有効期間は10年）。

【調査内容】①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項　②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項　③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項　④薬物の濫用及び影響に関する事項　⑤精神疾患に関する事項　⑥飲酒についての節度に関する事項　⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施可能。
- 重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施。

**5．罰則**

- 重要経済安保情報の漏えい時に、５年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等を整備。

（出所）内閣府資料



## 重要経済安保情報保護活用法 統一的な運用基準の骨子

第１章　基本的な考え方
- ○　運用基準策定の趣旨（政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定し、運用を統一化）
- ○　法の拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由等の尊重
- ○　公文書管理法及び情報公開法の適正な運用
- ○　重要経済安保情報を取り扱う者等の責務（保護措置、規範意識等）

第２章　重要経済安保情報の指定
- ○　指定の要件該当性の判断基準
  - ・重要経済基盤保護情報該当性（法第２条第４項各号を更に具体化した細目に該当するか）
  - ・非公知性（現に不特定多数の人に知られていないか）
  - ・秘匿の必要性（漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生ずるおそれがあるか）
- ○　法令違反の事実、又はその隠蔽を目的とする指定を禁止
- ○　指定の手続（例：指定の理由の記述、表示、周知等）

第３章　重要経済安保情報の指定の満了、延長、解除等
- ○　指定の有効期間の満了・延長、指定解除の具体的な手続
- ○　保存期間が満了した行政文書の取扱い（指定の有効期間が通じて30年を超える重要経済安保情報を記録する行政文書は、指定解除後、国立公文書館等に移管等）

第４章　適性評価
- ○　基本的な考え方（プライバシーの保護、法に規定された７項目以外の調査の禁止、結果の目的外利用の禁止等）
- ○　適性評価の流れ（評価対象者の同意を前提に、内閣総理大臣による一元的調査の結果に基づき、各行政機関の長が判断）
- ○　適性評価実施後の措置（適性評価実施後の事情変更の報告等）
- ○　適性評価に関する個人情報等の管理（目的外利用の禁止等）
- ○　苦情の申出とその処理、相談窓口の設置（苦情申出者に対する不利益な取扱いの禁止等）

第５章　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等
- ○　適合事業者への提供の流れ（提供する必要がある事業者を選定、事業者からの認定申請に基づき重要経済安保情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定、契約に基づき重要経済安保情報を提供）
- ○　適合事業者に保有させる場合の流れ（重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を実施する必要がある場合、実施前に事業者の同意を取得した上で、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。契約に基づき調査研究等を実施させ、出現した情報を保有させる）

第６章　重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置
- ○　重要経済安保情報保護活用委員会を内閣府に設置
- ○　内閣府独立公文書管理監による検証・監察
- ○　重要経済安保情報の指定・解除等に係る違反行為に関する通報窓口の設置等
- ○　内閣総理大臣、有識者、国会への報告等

第７章　本運用基準の見直し
- ○　常に運用の改善に努めつつ、必要に応じ見直しを行い、結果を公表

（出所）内閣府資料を基に作成

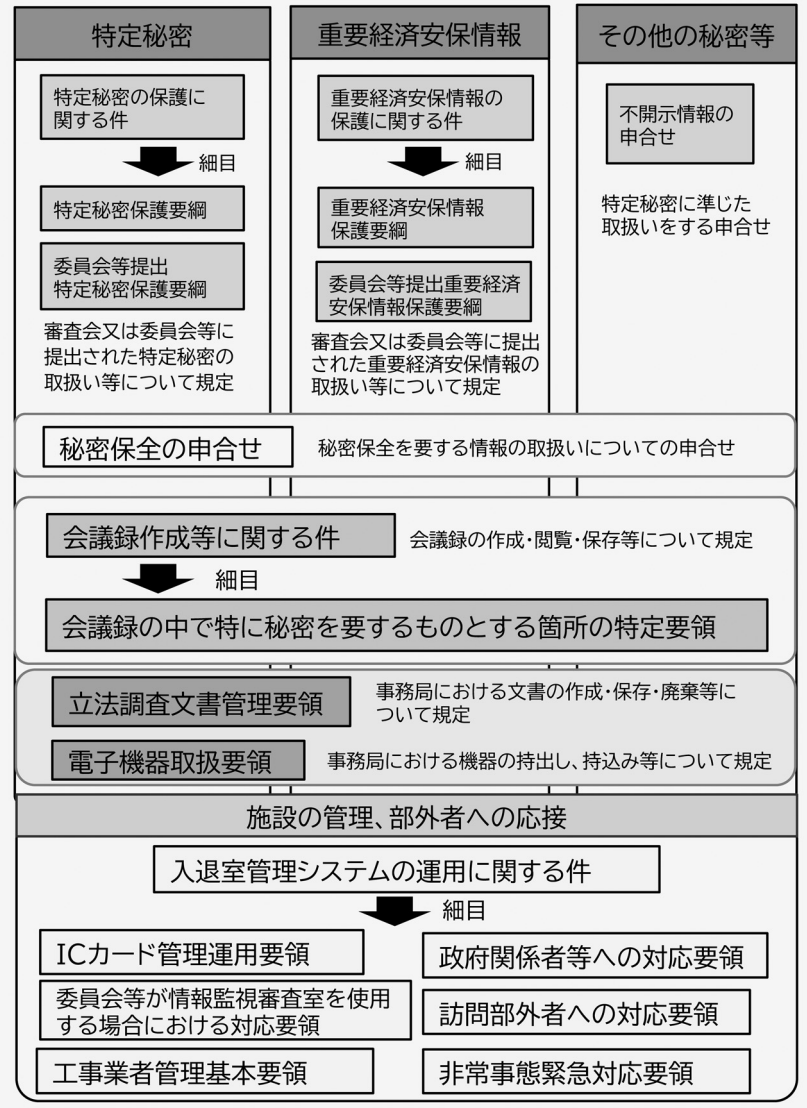
令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**（資料４）国会法、審査会規程等による保護措置**

| 保護措置 | 対応する規定 |
|---|---|
| 委員の特別な選任方法<br>（本会議の議決により選任） | 審査会規程第３条第１項<br>審査会規程第３条第３項<br>審査会規程第６条 |
| 宣誓<br>（他に漏らさないことを誓う旨の宣誓） | 審査会規程第４条第１項（委員）<br>審査会規程第４条第２項（審査を要請した委員長等） |
| 会議の非公開 | 特定秘密保護法第10条第１項第１号イ<br>重要経済安保情報保護活用法第９条第１項第１号イ<br>国会法第102条の15第２項（調査）<br>国会法第102条の17第３項（審査）<br>議院証言法第５条の３第３項（審査）<br>審査会規程第26条 |
| 会議録の非公表 | 審査会規程第29条第４項（各議員には提供しない）<br>審査会規程第30条（閲覧制限） |
| 会議室<br>（特定秘密・重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置） | 審査会規程第11条（情報監視審査室） |
| 特定秘密・重要経済安保情報の利用者・知得者の制限 | 国会法第102条の19（委員、審査を要請した委員長等（審査会規程第18条）、審査会事務局職員）<br>議院証言法第５条の４（委員、審査を要請した委員長等（審査会規程第18条）、審査会事務局職員） |
| 特定秘密・重要経済安保情報の保管 | 審査会規程第27条（情報監視審査会が保管） |
| 特定秘密・重要経済安保情報の閲覧制限 | 審査会規程第28条 |
| 職員に対する適性評価 | 国会法第102条の18 |



（資料５）保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



（資料６）

令和７年６月
内閣官房

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

特定秘密保護法第１９条及び運用基準Ⅴ５（３）の規定により、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和６年１月１日から同年１２月３１日までの間を対象期間とする報告・公表を行う。その概要は下記のとおりである。

なお、令和６年末時点で同法上の行政機関は２８機関あり、このうち秘密指定権限を有するものは２０機関である。

記

１　令和６年中の状況

（１）特定秘密の指定

令和６年中、８機関で４８件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表１のとおりである。

（２）指定の有効期間の満了、延長及び解除等

令和６年中、指定の有効期間を満了したものは２機関・１０件、延長したものは１１機関・３８８件、指定を解除したものは１機関・１件であった。また、特定秘密を指定している１３機関全てが、指定の理由の点検を実施している。

（３）行政文書ファイル等の移管及び廃棄

令和６年中、国立公文書館等への移管件数は０件、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は３機関・４０３件、緊急廃棄された文書の件数は０件であった。

（４）違反行為に関する通報の状況

令和６年中に通報窓口に寄せられた通報件数は１件であった。

（５）適性評価

令和６年中の実施件数は２６機関・３５，８３９件（このうち適合事業者の従業者は４機関・８４１件）であった。行政機関別の内訳は、別表２のとおりである。このうち、７件については、特定秘密を漏らすおそれがないとは認められなかった。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は１４件であった。

２　令和６年末時点における状況

（１）特定秘密の指定

令和６年末時点の総指定件数は１３機関・７８８件である。行政機関別の内訳及び過去５年間の推移は、別表３のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計２７５件と多くなっている。

（２）指定の有効期間

７８８件のうち７７０件に５年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間は、５年未満であるものが２件、５年以上１０年未満であるものが２３３件、１０年以上１５年未満であるものが２１８件、１５年以上であるものが３３５件となる。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは２００件である。



（３）特定秘密が記録された行政文書の保有状況

令和６年末時点、特定秘密が記録された行政文書が１５機関で計７４４，７７４件保有されている。前年末時点より６１，９３３件増加した。

（４）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者

令和６年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は２６機関・１４１，７２３人（このうち、適合事業者の従業者は５機関・５，１４４人）である。行政機関別の内訳は、別表４のとおりである。

３　制度の適正な運用の確保

（１）不適正事案の発生及び対応の状況

護衛艦における適性評価の未実施事案等の発覚を発端に、令和６年中に防衛省で全省的な点検を行った結果、類似事案が多数確認されたほか、無許可録音、文書の誤廃棄や不正共有等の不適正事案も判明した。外部への漏えいは確認されなかったが、衆参両院による改善勧告を踏まえ、同省では、保全教育の抜本的改善、関連制度の改正、ヒューマンエラーを防ぐシステムの構築等の再発防止策を取りまとめた。また、他機関でも、これらの反省教訓事項を生かした諸対策を推進した。

（２）内閣府独立公文書管理監への対応

内閣府独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において、特定秘密文書の該当頁に特定秘密の表示をする等の所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。

（３）情報監視審査会への対応

衆議院情報監視審査会の令和５年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和６年６月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

（４）内閣府独立公文書管理監からの意見

特定秘密を取り扱う者に対して、特定秘密保護法等の内容を十分に理解させ、その責務について再認識させることにより、同法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。

（５）有識者からの意見

制度の運用一般について、重要経済安保情報保護活用法やサイバー対処能力強化法との関連性、情報・通信技術の利用と制約、通報制度の周知や通報者の保護、適性評価の適正・実効性の確認、国会に対する政府の説明責任などに関する意見が示された。

また、不適正事案について、組織の緩みと緊張感の不足、現場実態に即したミス防止対策、文書管理のプロセスの確認・点検、定期検査の見直しなどに関する意見が示された。

さらに、国会報告文書の構成や内容について、管理体制や有効期間の満了、指定の一部解除、文書の誤廃棄等に関する説明の補足、関係文書のURLの追記等に関する意見が示された。

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

別表１：令和６年中の行政機関別の特定秘密の指定件数

| 行政機関 | 指定件数 |
|---|---|
| 国家安全保障会議 | 1　(1) |
| 内閣官房 | 11　(5) |
| 警察庁 | 5　(5) |
| 公安調査庁 | 2　(2) |
| 外務省 | 1　(1) |
| 海上保安庁 | 1　(1) |
| 防衛省 | 26 (21) |
| 防衛装備庁 | 1　(0) |
| **合計** | **48 (36)** |

（注）括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数。

別表２：令和６年中の行政機関別の適性評価の実施件数

| 行政機関 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 | 計 |
|---|---|---|---|
| 国家安全保障会議 | 0 | 0 | 0 |
| 内閣官房 | 498 | 179 | 677 |
| 内閣法制局 | 1 | 0 | 1 |
| 内閣府 | 113 | 0 | 113 |
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 |
| 警察庁 | 1,029 | 0 | 1,029 |
| 警察庁 | 261 | 0 | 261 |
| 都道府県警察 | 768 | 0 | 768 |
| 金融庁 | 9 | 0 | 9 |
| 消費者庁 | 6 | 0 | 6 |
| 総務省 | 59 | 0 | 59 |
| 消防庁 | 14 | 0 | 14 |
| 法務省 | 7 | 0 | 7 |
| 出入国在留管理庁 | 16 | 0 | 16 |
| 公安調査庁 | 68 | 0 | 68 |
| 外務省 | 365 | 3 | 368 |
| 財務省 | 131 | 0 | 131 |
| 文部科学省 | 9 | 0 | 9 |
| 厚生労働省 | 14 | 0 | 14 |
| 農林水産省 | 30 | 0 | 30 |
| 水産庁 | 46 | 0 | 46 |
| 経済産業省 | 62 | 0 | 62 |
| 資源エネルギー庁 | 11 | 0 | 11 |
| 国土交通省 | 96 | 0 | 96 |
| 気象庁 | 5 | 0 | 5 |
| 海上保安庁 | 234 | 0 | 234 |
| 環境省 | 9 | 0 | 9 |
| 原子力規制委員会 | 15 | 0 | 15 |
| 防衛省 | 32,005 | 297 | 32,302 |
| 防衛装備庁 | 146 | 362 | 508 |
| **合計** | **34,998** | **841** | **35,839** |



別表３：毎年末時点における行政機関別の特定秘密の指定件数（令和２年～６年）

| 行政機関 | 令和２年末時点 | 令和３年末時点 | 令和４年末時点 | 令和５年末時点 | 令和６年末時点 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国家安全保障会議 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 内閣官房 | 94 | 102 | 108 | 116 | 127 |
| 内閣府 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察庁 | 41 | 45 | 49 | 55 | 57 |
| 金融庁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 11 | 11 | 11 | 10 | 10 |
| 消防庁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 法務省 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 出入国在留管理庁 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 公安調査庁 | 26 | 30 | 32 | 34 | 36 |
| 外務省 | 40 | 41 | 43 | 44 | 44 |
| 財務省 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 資源エネルギー庁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海上保安庁 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 原子力規制委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 防衛省 | 349 | 375 | 399 | 429 | 448 |
| 防衛装備庁 | 18 | 19 | 21 | 22 | 23 |
| **合計** | **613** | **659** | **702** | **751** | **788** |

別表４：適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の毎年末時点における数（令和４年～６年）

| 行政機関 | 令和４年末時点 | | | 令和５年末時点 | | | 令和６年末時点 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 | 計 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 | 計 | 行政機関の職員等 | 適合事業者の従業者 |
| 内閣官房 | 1,909 | 932 | 977 | 2,095 | 1,065 | 1,030 | 2,269 | 1,163 | 1,106 |
| 内閣法制局 | 3 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 内閣府 | 118 | 118 | 0 | 117 | 117 | 0 | 181 | 181 | 0 |
| 警察庁 | 3,648 | 3,648 | 0 | 3,777 | 3,777 | 0 | 3,842 | 3,842 | 0 |
| 警察庁 | 658 | 658 | 0 | 681 | 681 | 0 | 726 | 726 | 0 |
| 都道府県警察 | 2,990 | 2,990 | 0 | 3,096 | 3,096 | 0 | 3,116 | 3,116 | 0 |
| 金融庁 | 10 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 | 11 | 11 | 0 |
| 消費者庁 | 10 | 10 | 0 | 16 | 16 | 0 | 10 | 10 | 0 |
| 総務省 | 120 | 120 | 0 | 113 | 113 | 0 | 139 | 139 | 0 |
| 消防庁 | 23 | 23 | 0 | 24 | 24 | 0 | 24 | 24 | 0 |
| 法務省 | 20 | 20 | 0 | 19 | 19 | 0 | 20 | 20 | 0 |
| 出入国在留管理庁 | 47 | 47 | 0 | 50 | 50 | 0 | 49 | 49 | 0 |
| 公安調査庁 | 270 | 270 | 0 | 275 | 275 | 0 | 289 | 289 | 0 |
| 外務省 | 1,176 | 1,140 | 36 | 1,298 | 1,262 | 36 | 1,461 | 1,424 | 37 |
| 財務省 | 257 | 257 | 0 | 290 | 290 | 0 | 335 | 335 | 0 |
| 文部科学省 | 94 | 79 | 15 | 79 | 67 | 12 | 60 | 55 | 5 |
| 厚生労働省 | 16 | 16 | 0 | 31 | 31 | 0 | 32 | 32 | 0 |
| 農林水産省 | 46 | 46 | 0 | 45 | 45 | 0 | 65 | 65 | 0 |
| 水産庁 | 42 | 42 | 0 | 48 | 48 | 0 | 46 | 46 | 0 |
| 経済産業省 | 166 | 166 | 0 | 167 | 167 | 0 | 175 | 175 | 0 |
| 資源エネルギー庁 | 15 | 15 | 0 | 9 | 9 | 0 | 14 | 14 | 0 |
| 国土交通省 | 96 | 96 | 0 | 97 | 97 | 0 | 156 | 156 | 0 |
| 気象庁 | 12 | 12 | 0 | 12 | 12 | 0 | 12 | 12 | 0 |
| 海上保安庁 | 814 | 814 | 0 | 915 | 915 | 0 | 988 | 988 | 0 |
| 環境省 | 10 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 | 11 | 11 | 0 |
| 原子力規制委員会 | 39 | 39 | 0 | 21 | 21 | 0 | 36 | 36 | 0 |
| 防衛省 | 120,876 | 119,900 | 976 | 122,459 | 121,302 | 1,157 | 127,921 | 126,634 | 1,287 |
| 防衛装備庁 | 2,735 | 906 | 1,829 | 3,491 | 951 | 2,540 | 3,575 | 866 | 2,709 |
| **合計** | **132,572** | **128,739** | **3,833** | **135,469** | **130,694** | **4,775** | **141,723** | **136,579** | **5,144** |



（資料７）

## 「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

**本報告について**

・ 報告対象期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日まで。

**検証・監察の結果**

(1) 特定秘密の指定
- 令和７年３月12日に１件、特定秘密の指定について是正を求めた。
- 特定秘密の指定48件について適正と認めた。

(2) 特定秘密の指定の有効期間の延長
- 有効期間の延長57件について適正と認めた。

(3) 特定秘密の指定の解除
- 解除３件（一部解除２件を含む。）について適正と認めた。

(4) 特定秘密の記録とその表示
- 令和７年３月12日に１件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
- それ以外の43部署による記録とその表示を適正と認めた。

(5) 特定行政文書ファイル等の保存
- 令和７年３月12日に１件、立入り制限について是正を求めた。
- それ以外の43部署による保存を適正と認めた。

(6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
- 内閣官房４件、公安調査庁２件、防衛省894件及び防衛装備庁３件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否
- 令和６年10月24日に１件、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否について是正を求めた。
- それ以外の14部署について保存期間１年未満の特定秘密文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものはないものと認めた。

**定量的指標**

・ 説明聴取、実地調査等の回数：124回
・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：5,478件
（これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ13,061件）

**通報への対応**

・ 独立公文書管理監の窓口に対して、特定秘密の漏えいに関する通報が１件あった。なお、所要の調査の結果、通報において示された特定秘密の漏えいは確認されなかった。

**今後の展望**

・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

（出所）内閣府資料

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

## （資料８）勧告及び行政機関が講じた措置一覧

○「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」

（令和５年２月２日　参議院情報監視審査会決定）（概要）

| 勧告 | 「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」（令和５年４月11日防衛大臣より提出） |
|---|---|
| １．現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。 | ・　全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。 |
| ２．機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。 | ・　日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。 |
| ３．退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないよう防衛省として周知及び教育を徹底すること。 | ・　元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。 |
| ４．本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。 | ・　情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。 |
| ５．退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。 | ・　情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。 |
| ６．我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。 | ・　同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。 |
| ７．以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。 | ・　本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和５年３月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。 |

○「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」

（令和６年７月30日　参議院情報監視審査会決定）（概要）

| 勧告 | 「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」（令和７年４月14日防衛大臣より提出） |
|---|---|
| １．幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。 | ・　令和６年12月に公表した再発防止策の策定に当たり、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこととした。<br><br>・　特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は、制度や規則の解説に主眼を置いた単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証が不十分であったこと等を踏まえ、情報保全教育資料を個々の職員の状況に応じた重層的な構造に再編成した。さらに、教育内容の定着度を測定する知識確認試験の導入等に取り組んでいるところである。以上の取組は、教育責任者に指定された審議官・将補級の職員が責任を持って実施する。<br><br>・　防衛省の情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、令和７年１月に有識者会議を新設した。今後、同年３月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえた情報保全教育の改善策を速やかに実行する。<br><br>・　情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官ポストを令和７年４月１日に新設したほか、中央組織と現場部隊等との連携を強化していく。 |
| ２．自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不断に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。 | ・　緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善等を実施する。<br><br>・　このような情報保全措置の改善については、内閣情報調査室とも連携して不断に検証する。 |

| | |
|---|---|
| ３．海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生起したことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。 | ・　特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施する。なお、令和７年３月には、海上自衛隊艦艇の戦闘指揮所（ＣＩＣ）への立入りが想定される全ての隊員の適性評価を終えている。<br><br>・　部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との乖離について演習を用いて検証する際、緊急時に部隊運用が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含めて検証する。 |
| ４．人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。 | ・　人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を実施する。また、他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、防衛省本省と防衛装備庁との間で過去の適性評価における情報を相互に活用できる旨の内部規則の規定が十分に活用されていなかったことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう当該内部規則を改正し、令和７年４月１日に施行した。<br><br>・　適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を進めており、令和７年３月に一部運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。具体的には、令和11年度に全ての機能の運用を開始できるよう、令和７年度にシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うほか、令和８年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したい。 |
| ５．特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。 | ・　大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用する。従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認する。<br><br>・　令和７年３月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえ、内部規則を改正し、年２回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を集約・共有することとし、同年４月１日に施行した。これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行する。 |
| ６．特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。 | ・　特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、臨時保全教育の実施、特定秘密文書等の捜索や回収等といった具体的行為を列挙する形で内部規則を改正し、令和７年４月１日に施行した。本措置については、教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底する。<br><br>・　これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに通知して措置を講ずる。 |
| ７．特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が１か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。 | ・　漏えい事案の発生等を認知した場合には、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官及び幕僚長等から構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗を管理する。また、漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。 |
| ８．今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。 | ・　令和６年８月、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を実施した。その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を同年12月に公表した。 |
| ９．我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。 | ・　令和７年３月に公表された有識者会議の中間提言も踏まえ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、同年４月１日に施行した。当該有識者会議は、今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていく。<br><br>・　特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については、他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくとともに、これら取組について適時適切に審査会に報告する。 |
| 10．漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事案を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。 | ・　漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。このような体制の下、審査会への報告及び対外公表についても速やかに実施する。 |

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

| | |
|---|---|
| 11. 我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。 | ・　防衛省として、累次の事案を踏まえた再発防止策等を令和６年12月に公表したところ、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。 |



## （資料９）審査会年次報告書における主な指摘事項と政府の対応状況一覧（過去５年分）

年次報告書（令和３年12月）における主な指摘事項

| 主な指摘事項 | 政府の対応状況 |
|---|---|
| 以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。 | |
| ○　特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。 | ・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。<br><br>・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。 |
| ○　国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人的情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。 | ・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、国会法等の規定に基づき適切に対応するよう求めた。<br><br>・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、改めて注意喚起を行った。<br><br>・　同年２月の内閣衛星情報センターへの委員派遣の際には、審査会からの求めに応じ特定秘密が提示されたと承知している。 |
| ○　多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られることを踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。 | ・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。<br><br>・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期すことを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。 |

| | |
|---|---|
| | ・　今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。 |
| ○　特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。 | ・　令和３年度は、指定の検証・監察に関連して４件の文書を確認した。<br><br>・　実際に文書を確認することによって特定秘密の指定の適否の判断がより的確になる場合は、実地調査による積極的な文書の確認を行うこととしており、令和４年度の検証・監察においても令和３年度を上回る件数の文書を確認する見込みである。 |

（出所）参議院情報監視審査会（令和４年11月２日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（審査会年次報告書（令和５年６月）掲載）を基に作成

**年次報告書（令和４年６月）における主な指摘事項**

| 主な指摘事項 | 政府の対応状況 |
|---|---|
| 以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。 | |
| ○　不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を当該行政機関にとどめることなく、内閣情報調査室が取りまとめて各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。 | ・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。<br><br>・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期することを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。<br><br>・　今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。<br><br>・　機密情報の管理方法に関する他国の優良事例については調査中であり、参考となる取組があれば共有したい。 |



| | |
|---|---|
| ○　運用基準において、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を５年とした上で、指定の解除条件を明らかにするよう努めることが求められている中、大半の特定秘密の有効期間が５年に設定され、延長される一方、解除条件が設定されているものが３割にとどまっている状況を踏まえ、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。 | ・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。<br><br>・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。<br><br>・　引き続き、関係行政機関に対し、解除条件を設定できるものがないか精査し、設定できるものについては解除条件の設定を求めたい。 |
| ○　本審査会は厳格な保護措置を講じており、特定秘密保護制度の運用状況を監視する本審査会の役割と責務を果たすためには、政府のより一層の情報開示が重要であることを踏まえ、本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。 | ・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。<br><br>・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。 |
| ○　内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察においては、１年以上掛かっているものが数多く見られるところ、延長の判断が適正でないものが含まれている場合、長期間にわたり是正されないままになるため、おおむね１年以内に検証・監察が終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。 | ・　令和元年中に延長された189件と令和２年中に延長された36件は、令和２年度中に検証・監察を終えることができず、令和３年度内に行った。<br><br>・　令和３年中に延長された42件は、速やかに検証・監察に着手し、令和３年度内に全ての検証・監察を厳正かつ実効的に行うことができた。<br><br>・　今後は、これまでに確立した検証・監察の手法について、実効性を確保しつつ、より効率的なものとすべく、計画的に業務を推進し、令和４年中に延長された全ての指定について令和４年度中に検証・監察を完了することを目標に業務に取り組んでいる。 |

（出所）参議院情報監視審査会（令和４年11月２日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（審査会年次報告書（令和５年６月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和５年６月）における主な指摘事項

| 主な指摘事項 | 政府の対応状況 |
|---|---|
| 以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。 | |
| ○　防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないよう、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。 | ・　令和５年５月に開催された内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から、防衛省における再発防止措置を参考として特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう求めた。また、同年４月に実施した関係行政機関の会議においても、内閣情報調査室から同様の求めを行った。<br><br>・　内閣情報調査室から特定秘密保護法上の28行政機関に対し、漏えい事案等の不適切事案に焦点を当てた教育資料を作成・提供し、保全教育等に本資料を活用することを求めた。<br><br>・　防衛省における事案の再発防止措置を参考に、各行政機関において保護措置の改善がなされているかの確認を行うなど、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について政府全体としてより一層取り組んでいく。 |
| ○　海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。 | ・　今後、運用基準の見直しも視野に入れ、特定秘密の情報漏えいについても運用基準に基づく通報窓口において受け付けるよう制度の見直しを検討していきたい。 |
| ○　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。 | ・　これまでに蓄積した知見を活用し、実地調査や説明聴取における手法の改善を進めるなど、厳正な検証・監察に留意した上で、必要に応じ業務の効率化を進めている。今後とも、検証・監察の実効性を確保しつつ、更なる改善に取り組んでいく。 |
| ○　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。 | ・　行政機関に対し、改めて、特定秘密保護法等の不遵守事案が認められた場合における速やかな一報を求めるとともに、事案が発生した経緯や背景も踏まえた上で、速やかな説明聴取、実地調査を行うよう努めている。引き続き、不適切な事案が発生した際の確実な把握と迅速な対応に努めていく。 |

（出所）参議院情報監視審査会（令和５年11月15日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（審査会年次報告書（令和６年６月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和６年６月）における主な指摘事項

| 主な指摘事項 | 政府の対応状況 |
|---|---|
| 以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。 | |
| １．特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。 | ・　指摘の趣旨も踏まえ、令和７年中に運用基準の見直しを行う予定である。 |
| ２．防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が続発していることは極めて遺憾である。政府においては、我が国の情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。 | ・　各行政機関において、業務手順の再点検や保全教育の充実などを実施している。また、迅速な調査や国会への早期報告も指示している。 |
| ３．防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。 | |
| ４．重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を４分野（防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止）に限定している趣旨に鑑み、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況につい | ・　運用基準の見直し等を通じて検討していく。 |

| | |
|---|---|
| て説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。 | |
| ５．内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、５年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。 | ・　令和７年度以降新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施予定であることから、当室の体制強化を図るべく必要な増員を要求している。また、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて、特定秘密について効率的な検証・監察を実施するとともに、重要経済安保情報についても効果的な検証・監察を図ることができるよう取り組んでいく。 |

（出所）参議院情報監視審査会（令和６年12月23日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（審査会年次報告書（令和７年６月）掲載）を基に作成

**年次報告書（令和７年６月）における主な指摘事項**

| 主な指摘事項 | 政府の対応状況 |
|---|---|
| 以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。 | |
| １．防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和６年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。 | ・　特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としては、防衛省以外の行政機関に対し、同省の事案を通じて得られた教訓事項を共有した上で、適性評価などの業務手順の再点検や、当該教訓事項を盛り込んだ秘密保全教育の実施等を推進するとともに、重大事案を認知した場合の迅速な対処と審査会への早期報告などを求めてきたところである。<br><br>・　その上で、特定秘密運用基準の見直しでは、それら教訓事項を踏まえ、以下の６項目などを規定しており、新たな特定秘密運用基準に沿った取組を通じて、同種事案の再発防止に取り組んでいきたいと考えている。<br>①　適性評価の対象者の選定は、執務環境など業務の実態を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否などを漏れなく確認すること。<br>②　特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、誤って取り扱うことのないよう注意すること。<br>③　特定秘密の保護に関する教育において、これまでの不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教 |



| | |
|---|---|
| | 示し、実施の時期や方法も工夫すること。<br>④　特定秘密の漏えいなど法令・規則違反に関する通報を広く受け付けること。<br>⑤　特定秘密の取扱いの業務に対する検査について定期的なものと臨時的なものを組み合わせ、検査項目も随時見直すなど、その実効性の向上を図ること。<br>⑥　重大な不適正事案の認知時に審査会に早期に報告すること、調査に時間を要するなど早期の報告が困難な場合には適時に中間報告を行うこと。<br><br>（防衛省）<br>・　有識者会議から定期検査の見直しについての提言を受け、年２回の検査の効率化を図るよう内部規則を改正し、令和７年４月１日に施行した。特定秘密文書と関係簿冊の突合を年１回に集約し、残り１回を適性評価の実施状況や特定秘密取扱職員への指名状況、可搬記憶媒体の使用に係る証跡確認等を重点項目として設定するなど、メリハリをつけた検査を行い、効率化を図っている。<br><br>・　令和７年度に大臣官房参事官を新設し、これにより、内部部局、各幕僚監部等の情報保全業務を実施する部署間の緊密かつ恒常的な調整・連携体制を構築し秘密保全に係る各種施策を推進している。 |
| ２．出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。 | ・　特定秘密運用基準の見直しでは、他の行政機関で適性評価を受けたことがある適合事業者の従業者や、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても情報共有を図ることができることとしており、適性評価の効率的かつ効果的な実施に向けて、各行政機関に対して積極的な情報共有を促していく。 |
| ３．防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中で | （防衛省）<br>・　令和８年２月、適性評価を経て、特定秘密を取り扱える職員は、秘、特別防衛秘密を取り扱えるよう内部規則を改正し、施行した。これにより、業務の効率化及び適格性の確認に係る作業負担が軽 |

| | |
|---|---|
| も適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。 | 減され、持続可能で実効性のある情報保全体制を確立した。 |
| ４．特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。 | ・　特定秘密運用基準に規定しているとおり、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工して提供することが考えられる。また、特定秘密そのものの提供が不可欠な場合には、特定秘密保護法第10条第１項に基づく、その他公益上の必要による提供のほか、特定秘密運用基準に規定する、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性などが生じた場合の指定の解除が考えられる。<br><br>・　その上で、緊急事態において国民の安全を確保するため、特定秘密を的確に活用していくには、各行政機関において、考えられる様々な状況を想定しながら、それぞれの状況に応じて、保有する特定秘密のうち、どのような情報を、どのように、地方公共団体の職員等を含めどのような範囲の者と共有すべきか、また、それらを踏まえて、あらかじめ適性評価を実施しておくべき職員の範囲などについて具体的に検討し、必要な措置を講じていくことが重要である。<br><br>・　本指摘を受けて、そうした問題意識を改めて共有したところであり、各行政機関において所要の検討、措置が行われるよう取り組んでいく。 |
| ５．安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が | ・　特定秘密運用基準の見直しでは、情報保全の一層の強化を図るため、重要経済安保情報保護活用法が定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち特定秘密の要件に該当するものについては、重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すべき旨の規定を設けることとしている。引き続き、重要経済安保情報保護活用法を所管する内閣府とも緊密に連携 |



| | |
|---|---|
| 保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。 | して、両法の整合性の確保された運用に取り組んでいく。<br><br>・　また、本指摘を受けて、各行政機関において、保有する重要経済基盤に関する情報のうち特定秘密として指定すべきものがないか点検を行い、特定秘密として指定すべきものはないとの回答を得ているが、今後とも、重要経済安保情報保護活用法との関係で特定秘密の指定に遺漏のないよう留意していく。 |
| ６．特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。 | ・　引き続き、各行政機関に対し、特定秘密保護法の適正な運用を確保するための制度の趣旨を繰り返し説明するとともに、審査会に対する積極的な説明や調査への的確な対応を促していく。 |
| ７．内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。 | ・　審査会からの指摘も踏まえ、令和７年度に情報保全監察室の体制強化を図るため、必要な増員を行った。<br><br>・　これまでに情報保全監察室が特定秘密に係る検証・監察において蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるように取り組んでいくとともに、本指摘を踏まえ、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の指定要件等の厳正な検証・監察に取り組んでいく。 |

（出所）参議院情報監視審査会（令和７年12月８日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（本報告書13～17頁掲載）並びに参議院情報監視審査会（令和８年３月５日）における防衛省（防衛政策局）の説明（本報告書22～23頁掲載）を基に作成

## （資料10）委員派遣一覧

| 国会回次 | 年月日 | 派遣地 | 派遣の目的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|---|
| 第189回国会<br>（常会）<br>閉会後 | 平成27年<br>11月26日 | 東京都<br>（内閣衛星情報センター） | 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査 | 会長　金子 原二郎君（自民）<br>石井　準一君（自民）<br>上月　良祐君（自民）<br>末松　信介君（自民）<br>藤本　祐司君（民主）<br>荒木　清寛君（公明）<br>儀間　光男君（維新） |
| 第208回国会<br>（常会） | 令和４年<br>２月８日 | 東京都<br>（内閣衛星情報センター） | 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査 | 会長　水落　敏栄君（自民）<br>猪口　邦子君（自民）<br>こやり　隆史君（自民）<br>堀井　巌君（自民）<br>古賀　之士君（立憲）<br>牧山 ひろえ君（立憲）<br>浜田　昌良君（公明）<br>浜口　誠君（民主） |
| 第211回国会<br>（常会） | 令和５年<br>２月21日 | 東京都<br>（内閣衛星情報センター） | 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査 | 会長　有村　治子君（自民）<br>上野　通子君（自民）<br>こやり　隆史君（自民）<br>堀井　巌君（自民）<br>牧山 ひろえ君（立憲）<br>石川　博崇君（公明）<br>高木 かおり君（維新）<br>浜口　誠君（民主） |
| 第213回国会<br>（常会） | 令和６年<br>２月20日 | 東京都<br>（公安調査庁） | 公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査 | 会長　有村　治子君（自民）<br>石田　昌宏君（自民）<br>羽生田　俊君（自民）<br>宮崎　雅夫君（自民）<br>牧山 ひろえ君（立憲）<br>石川　博崇君（公明）<br>串田　誠一君（維教）<br>浜口　誠君（民主） |
| 第217回国会<br>（常会） | 令和７年<br>２月27日 | 東京都<br>（防衛省） | 防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査 | 会長　有村　治子君（自民）<br>石田　昌宏君（自民）<br>羽生田　俊君（自民）<br>宮崎　雅夫君（自民）<br>古賀　之士君（立憲）<br>田名部 匡代君（立憲）<br>秋野　公造君（公明）<br>串田　誠一君（維新） |
| 第221回国会<br>（特別会） | 令和８年<br>５月18日 | 東京都<br>（内閣衛星情報センター） | 内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査 | 会長　宮沢　洋一君（自民）<br>石田　昌宏君（自民）<br>岩本　剛人君（自民）<br>森　ゆうこ君（立憲）<br>川合　孝典君（民主）<br>秋野　公造君（公明）<br>石井　苗子君（維新）<br>岩本　麻奈君（参政） |

注：いずれも派遣先にて特定秘密の提示を受けた。



## （資料11）提示を受けた特定秘密一覧

| 提示を受けた特定秘密の指定の整理番号（識別番号） | 提示要求した特定秘密の内容 | 行政機関 | ［提示要求議決日］<br>提示日 | 年次報告書<br>（対象期間） |
|---|---|---|---|---|
| 02g-201412-012-2ニ-012<br>（官－15）<br>02g-201501-001-2ニ-001<br>（官－50）<br>（特定秘密が記録されている文書等としては１件だが、同文書等に記録されている特定秘密の件数は２件であった。） | 内閣衛星情報センターが収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報<br>（委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。） | 内閣官房<br>（内閣衛星情報センター） | ［平27.11.18］<br>平27.11.26 | 平成27年<br>年次報告書<br>（*平27.3.30*<br>～*平27.12.31*） |
| 19-201412-014-4ロa-001<br>（警－14） | 平成26年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報（当該特定秘密のうち、外国の政府等から入手した情報で第三者への提供が制限されているものを除く。） | 警察庁 | ［平27.11.26］<br>平27.12.3 | |
| 11-201412-0012-2ハb-0002<br>（外－12） | 平成26年に外国の政府から国際情報統括官組織に対し、特定秘密保護法の規定に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報 | 外務省 | ［平27.11.26］<br>平27.12.3 | |
| 18-201412-227-1チa-037<br>（防－227） | 航空自衛隊が保有する戦闘機の性能に関する情報のうち、Ｆ－２Ａ／Ｂ搭載火器管制レーダーのバーンスルーレンジ等に関する定量的データが記録された文書 | 防衛省 | ［平27.11.26］<br>平27.12.3 | |
| 02g-201501-003-2ハb-001<br>（官－52） | 平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられる情報が記載された文書等 | 内閣官房<br>（内閣情報調査室） | ［平31.1.31］<br>平31.2.14 | 年次報告書<br>（令和元年12月）<br>（*平30.12.1*<br>～*令元.8.31*） |
| 02g-201412-007-2ニ-007、<br>02g-201412-008-2ニ-008、<br>02g-201412-009-2ニ-009、<br>02g-201412-010-2ニ-010、<br>02g-201412-011-2ニ-011、<br>02g-201412-012-2ニ-012、<br>02g-201412-013-2ニ-013、<br>02g-201412-014-2ニ-014、<br>02g-201412-015-2ニ-015<br>（官－10～18） | 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成23年から平成26年の各年中に経済産業省に提供した情報が記載された文書等 | 内閣官房<br>（内閣衛星情報センター） | ［平31.1.31］<br>平31.2.14 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 02g-201412-002-2ニ-002、02g-201412-003-2ニ-003、02g-201412-004-2ニ-004、02g-201412-005-2ニ-005、02g-201412-006-2ニ-006、02g-201412-007-2ニ-007、02g-201412-008-2ニ-008、02g-201412-009-2ニ-009、02g-201412-010-2ニ-010、02g-201412-011-2ニ-011、02g-201412-012-2ニ-012、02g-201412-013-2ニ-013、02g-201412-014-2ニ-014、02g-201412-015-2ニ-015<br>（官－５～18） | 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等 | | | |
| 19-201412-002-3ハ-001、19-201412-003-3ハ-002、19-201412-004-3ハ-003、19-201412-005-3ハ-004、19-201412-006-3ハ-005、19-201412-007-3ハ-006、19-201412-008-3ハ-007、19-201412-009-3ハ-008、19-201412-010-3ハ-009、19-201412-011-3ハ-010、19-201412-012-3ハ-011<br>（警－２～12） | 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁が内閣衛星情報センターから提供を受けた情報が記載された文書等 | 警察庁 | ［平31.1.31］<br>平31.2.14 | |
| 10-201501-002-4ロb-001<br>（公－12） | 平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報 | 公安調査庁 | ［令元.5.31］<br>令元.6.19 | |
| 16-201501-001-2ハb-001<br>（海－16） | 平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報 | 海上保安庁 | ［令元.5.31］<br>令元.6.19 | |
| 19-201601-003-4ロa-001<br>（警－27） | 平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報 | 警察庁 | ［令2.5.29］<br>令2.6.5 | 年次報告書<br>（令和２年11月）<br>（令元.9.1<br>～令2.8.31） |



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 19-201601-002-3ロa-001<br>（警－26） | 平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報 | 警察庁 | ［令3.5.28］<br>令3.6.4 | 年次報告書<br>（令和３年12月）<br>（令2.9.1<br>～令3.9.30） |
| 02g-201701-001-2ニ-001、02g-201901-001-2ニ-001、02g-202001-001-2ニ-001、02g-202101-001-2ニ-001<br>（官－67、82、88、95）<br><br>02g-201412-016-2ニ-016、02g-201802-007-2ニ-004、02g-202001-006-2ニ-004<br>（官－19、80、93）<br><br>02g-202004-007-2ホ-001<br>（官－94） | 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報<br><br>情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報<br><br>情報収集衛星に係る暗号に関する情報<br><br>（委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。） | 内閣官房（内閣衛星情報センター） | ［令4.2.3］<br>令4.2.8 | 年次報告書<br>（令和４年６月）<br>（令3.10.1<br>～令4.4.30） |
| 02g-201412-001-2ニ-001、02g-201412-002-2ニ-002、02g-201412-003-2ニ-003、02g-201412-004-2ニ-004、02g-201412-005-2ニ-005、02g-201412-006-2ニ-006、02g-201412-007-2ニ-007、02g-201412-008-2ニ-008、02g-201412-009-2ニ-009、02g-201412-010-2ニ-010、02g-201412-011-2ニ-011、02g-201412-012-2ニ-012、02g-201501-001-2ニ-001、02g-201503-006-2ニ-004、02g-201601-001-2ニ-001、02g-201801-001-2ニ-001、02g-202001-001-2ニ-001、02g-202101-001-2ニ-001、02g-202201-001-2ニ-001<br>（官－4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、50、55、58、74、88、95、103）<br><br>02g-201412-013-2ニ-013、02g-201412-015-2ニ-015、02g-201412-016-2ニ-016、02g-201703-006-2ニ-004、02g-201802-007-2ニ-004、02g-202001-006-2ニ-004<br>（官－16、18、19、72、80、93） | 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報<br><br>情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 | 内閣官房（内閣衛星情報センター） | ［令5.2.7］<br>令5.2.21 | 年次報告書<br>（令和５年６月）<br>（令4.5.1<br>～令5.4.30） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 02g-202004-007-2ホ-001、<br>02g-202110-007-2ホ-002<br>（官－94、101） | 情報収集衛星に係る暗号に関する情報<br><br>〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕 | | | |
| 10-201412-009-2ニ-005<br>（公－9） | 平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関して収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、同年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの | 公安調査庁 | ［令6.2.8］<br>令6.2.20 | 年次報告書<br>（令和６年６月）<br>〔令5.5.1<br>～令6.5.31〕 |
| 10-2016＊-004-3ロa-001、<br>10-2017＊-004-3ロa-001<br>（公－16、20）<br><br>＊は不開示情報 | 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報<br><br>〔委員派遣時に公安調査庁において提示を受けた。〕 | | | |
| 18-201412-046-1ロa-006<br>18-201604-005-1ロa-002<br>18-201704-002-1ロa-001<br>18-201804-002-1ロa-001<br>18-201904-001-1ロa-001<br>18-202004-003-1ロa-001<br>18-202004-004-1ロa-002<br>18-202104-001-1ロa-001<br>18-202204-004-1ロa-001<br>18-202303-007-1ロa-001<br>18-202404-002-1ロa-001<br>（防－046、275、293、312、328、358、359、388、420、448、475） | 情報本部が収集整理した商用衛星等の画像データ及び画像情報等 | 防衛省 | ［令7.2.14］<br>令7.2.27 | 年次報告書<br>（令和７年６月）<br>〔令6.6.1<br>～令7.4.30〕 |
| 18-202404-008-1ロa-006<br>（防－481） | 令和６年度に航空自衛隊が収集整理した通信信号及び電波情報等 | | | |
| 18-202404-012-1ロa-007<br>（防－485） | 船舶の航跡情報<br><br>〔委員派遣時に防衛省において提示を受けた。〕 | | | |
| 02g-201412-001-2ニ-001、<br>02g-201412-002-2ニ-002、<br>02g-201412-003-2ニ-003、<br>02g-201412-004-2ニ-004、<br>02g-201412-005-2ニ-005、<br>02g-201412-006-2ニ-006、<br>02g-201412-007-2ニ-007、<br>02g-201412-008-2ニ-008、<br>02g-201412-009-2ニ-009、<br>02g-201412-010-2ニ-010、 | 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 | 内閣官房<br>〔内閣衛星情報センター〕 | ［令8.3.10］<br>令8.5.18 | 年次報告書<br>（令和８年７月）<br>〔令7.5.1<br>～令8.6.1〕 |



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 02g-201412-011-2ニ-011、<br>02g-201412-012-2ニ-012、<br>02g-201501-001-2ニ-001、<br>02g-201503-006-2ニ-004、<br>02g-201601-001-2ニ-001、<br>02g-201701-001-2ニ-001、<br>02g-201801-001-2ニ-001、<br>02g-201901-001-2ニ-001、<br>02g-202001-001-2ニ-001、<br>02g-202101-001-2ニ-001、<br>02g-202201-001-2ニ-001、<br>02g-202301-001-2ニ-001、<br>02g-202401-001-2ニ-001、<br>02g-202501-001-2ニ-001、<br>02g-202601-001-2ニ-001<br>（官－4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、50、55、58、67、74、82、88、95、103、109、117、128、133） | | | | |
| 02g-201412-013-2ニ-013、<br>02g-201412-014-2ニ-014、<br>02g-201412-015-2ニ-015、<br>02g-201412-016-2ニ-016、<br>02g-201412-017-2ニ-017、<br>02g-201412-018-2ニ-018、<br>02g-201412-019-2ニ-019、<br>02g-201703-006-2ニ-004、<br>02g-201802-007-2ニ-004、<br>02g-201806-008-2ニ-005、<br>02g-202001-006-2ニ-004、<br>02g-202301-006-2ニ-004、<br>02g-202401-006-2ニ-004、<br>02g-202409-010-2ニ-005<br>（官－16、17、18、19、20、21、22、72、80、81、93、114、122、127） | 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 | | | |
| 02g-202004-007-2ホ-001、<br>02g-202110-007-2ホ-002<br>（官－94、101） | 情報収集衛星に係る暗号に関する情報<br><br>〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕 | | | |

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

**（資料12）関連年表**

○…参議院に関する事項
◇…政府の特定秘密保護制度に関する事項
◆…政府の重要経済安保情報保護活用制度に関する事項

| 年　月　日 | 事　項 |
|---|---|
| 平成25(2013)年 | |
| 12. 6 | ○参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立 |
| 平成26(2014)年 | |
| 6.20 | ○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程案が可決・成立 |
| 10.14 | ◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定 |
| 12.10 | ◇特定秘密保護法施行　※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月１日施行<br>◇特定秘密保護法施行令施行<br>○改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行<br>◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置 |
| 平成27(2015)年 | |
| 3.25 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員８名を選任 |
| 3.30 | ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選 |
| 6.22 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 9.29 | ○平成27年度参議院重要事項調査第１班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査（～10.7） |
| 11.26 | ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施<br>（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） |
| 12. 3 | ○参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う |
| 12.17 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 平成28(2016)年 | |
| 1. 4 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員２名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員２名を選任 |
| 3.30 | ○参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出 |
| 4. 6 | ○参議院本会議において、金子会長が平成27年年次報告書の概要等について報告 |
| 4.26 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 8. 1 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、欠員中の５名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任 |
| 8. 9 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 9.26 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員３名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選 |
| 平成29(2017)年 | |
| 5.19 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告<br>◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 6. 7 | ○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出 |
| 6. 9 | ○参議院本会議において、中曽根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告 |
| 8. 7 | ○議長において情報監視審査会委員２名の辞任を許可 |
| 9.28 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、欠員中の２名を併せ、新たに情報監視審査会委員３名を選任 |
| 平成30(2018)年 | |
| 3.15 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 5.11 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 5.18 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 6.22 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 10. 4 | ○議長において情報監視審査会委員１名の辞任を許可 |
| 10.24 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、欠員中の１名を併せ、新たに情報監視審査会委員２名を選任 |
| 12. 6 | ○参議院情報監視審査会が平成29年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出 |
| 12.10 | ○参議院本会議において、中曽根会長が平成29年年次報告書の概要等について報告 |
| 12.11 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 平成31(2019)年 | |
| 1.28 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 2.14 | ○参議院情報監視審査会が内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う |
| 3. 5 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 令和元年 | |
| 6. 6 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |

| | |
|---|---|
| 6. 7 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 6.19 | ○参議院情報監視審査会が公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う |
| 8. 1 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員７名の辞任を許可し、欠員中の１名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選 |
| 8. 5 | ○参議院本会議において欠員の情報監視審査会委員１名を選任 |
| 9.16 | ○令和元年度参議院重要事項調査第１班によるアメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察（～9.21） |
| 10. 4 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 12. 4 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和元年12月）を決定し、山東参議院議長に提出 |
| 12. 6 | ○参議院本会議において、中曽根会長が年次報告書（令和元年12月）の概要等について報告 |
| 令和２(2020)年 | |
| 3.12 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 6. 5 | ○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う |
| 6.16 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告<br>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更 |
| 6.19 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 9.16 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 10.26 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員４名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員４名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に藤井基之君（自民）を互選 |
| 11.12 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和２年11月）を決定し、山東参議院議長に提出 |
| 11.20 | ○参議院本会議において、藤井会長が年次報告書（令和２年11月）の概要等について報告 |
| 令和３(2021)年 | |
| 3.26 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 6. 4 | ○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う |



| | |
|---|---|
| 6.11 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告<br>◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更 |
| 6.24 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 10. 4 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 10. 8 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 12. 6 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員２名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員２名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に水落敏栄君（自民）を互選 |
| 12.10 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和３年12月）を決定し、山東参議院議長に提出 |
| 12.20 | ○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和３年12月）の概要等について報告 |
| 令和４(2022)年 | |
| 2. 8 | ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施<br>（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） |
| 3.23 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 6. 3 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和４年６月）を決定し、山東参議院議長に提出 |
| 6. 7 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 6. 8 | ○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和４年６月）の概要等について報告 |
| 6.21 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 8. 3 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員２名の辞任を許可し、欠員中の６名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に猪口邦子君（自民）を互選 |
| 10. 3 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君（自民）を互選 |
| 12.26 | ◇防衛省が海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について公表 |
| 令和５(2023)年 | |
| 2. 2 | ○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定 |
| 2.21 | ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施<br>（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） |
| 3.22 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |

| | |
|---|---|
| 4.11 | ◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出 |
| 6. 2 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和５年６月）を決定し、尾辻参議院議長に提出 |
| 6. 5 | ○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和５年６月）の概要等について報告 |
| 6.16 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 6.27 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 9.15 | ○議長において情報監視審査会委員３名の辞任を許可 |
| 10.20 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、欠員中の３名を併せ、新たに情報監視審査会委員４名を選任 |
| 令和６(2024)年 | |
| 1.25 | ○議長において情報監視審査会委員１名の辞任を許可 |
| 1.26 | ○参議院本会議において新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 2.20 | ○参議院情報監視審査会が委員派遣（公安調査庁（東京都））を実施<br>（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） |
| 3.12 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 4.26 | ◇防衛省が海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案について公表 |
| 5.10 | ○参議院本会議において重要経済安保情報保護活用法案が可決・成立 |
| 6.12 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和６年６月）を決定し、尾辻参議院議長に提出 |
| 6.14 | ○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和６年６月）の概要等について報告 |
| 6.18 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 6.24 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 7.12 | ◇防衛省が特定秘密漏えい事案等について公表 |
| 7.30 | ○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定 |
| 10. 1 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 10.24 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求めを行う |
| 11.11 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員３名を選任 |
| 11.28 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |



| | |
|---|---|
| 12.27 | ◇防衛省が「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築について」を公表 |
| 令和７(2025)年 | |
| 1.24 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 |
| 1.31 | ◆「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」を閣議決定 |
| 2.27 | ○参議院情報監視審査会が委員派遣（防衛省（東京都））を実施<br>（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） |
| 3.12 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 4.14 | ◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出 |
| 5. 9 | ○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程の一部改正案が可決・成立 |
| 5.16 | ◆重要経済安保情報保護活用法施行<br>◆重要経済安保情報保護活用法施行令施行<br>○改正国会法等、改正参議院規則、改正参議院情報監視審査会規程施行 |
| 6. 6 | ○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和７年６月）を決定し、関口参議院議長に提出 |
| 6.13 | ○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和７年６月）の概要等について報告 |
| 6.17 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 |
| 6.27 | ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告 |
| 8. 1 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員４名の辞任を許可し、欠員中の４名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君（自民）を互選 |
| 10.21 | ○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員３名を選任<br>○参議院情報監視審査会が会長に宮沢洋一君（自民）を互選 |
| 12.26 | ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更<br>◇防衛省が「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案について」を公表 |
| 令和８(2026)年 | |
| 3.17 | ◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う |
| 5.18 | ○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施<br>（派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた） |

**【関連条文】**

○国会法（昭22法79）（抄）……97
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）……100
○参議院規則（昭和22年６月28日議決）（抄）……102
○参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決、令和７年５月９日最終改正）…103

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定、令和２年５月29日最終改正）……107
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年６月17日参議院情報監視審査会会長決定、令和７年６月４日最終改正）……108
○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和７年６月４日参議院情報監視審査会決定）……115
○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護要綱（令和７年６月４日参議院情報監視審査会会長決定）……116
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定、令和７年６月４日最終改正）……123
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領（平成27年８月31日参議院情報監視審査会会長決定、令和７年６月４日最終改正）……126
○秘密保全の「申合せ」（令和７年６月４日参議院情報監視審査会運営協議会合意）…126
○不開示情報の「申合せ」（令和７年６月４日参議院情報監視審査会運営協議会合意）..127
○委員会又は調査会が特定秘密又は重要経済安保情報の提供を受ける場合の保護措置に関する申合せ（令和７年５月16日参議院議院運営委員会理事会合意）……127
○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定、令和７年６月４日最終改正）……128
○委員会又は調査会が提出を受けた重要経済安保情報の保護要綱（令和７年６月４日参議院情報監視審査会会長決定）……131

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）……134
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令６法27）（抄）……136



**○国会法（昭22法79）（抄）**　　**※便宜、項番号を付した。**

第５章　委員会及び委員

**第52条**　委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

２　委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

３　委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第５章の２　参議院の調査会

**第54条の４**　調査会については、第20条、第47条第１項、第２項及び第４項、第48条から第50条の２まで、第51条第１項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第２項並びに第124条の規定を準用する。

２　（略）

第６章　会議

**第62条**　各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の３分の２以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

**第63条**　秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第７章　国務大臣等の出席等

**第69条**　内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

２　内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

**第70条**　内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

**第71条**　委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

**第72条**　委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

２　最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第11章の４　情報監視審査会

**第102条の13**　行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第18条第１項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第１項（第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第３条第１項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第２条第２項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

**第102条の14**　情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告及び重要経済安

保情報保護活用法第19条の規定による報告を受ける。

**第102条の15**　各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出（提示を含むものとする。以下第104条の３までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

２　前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「第102条の15第１項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第２項中「、第10条」とあるのは「、第10条（国会法第102条の15第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第９条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「第102条の15第１項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第２項中「、第９条」とあるのは「、第９条（国会法第102条の15第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

３　行政機関の長が第１項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

４　前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密又は重要経済安保情報の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

５　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出をしなければならない。

**第102条の16**　情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

２　情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

**第102条の17**　情報監視審査会は、第104条の２（第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

２　各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

３　前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「第102条の17第２項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第２項中「、第10条」とあるのは「、第10条（国会法第102条の17第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第９条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「第102条の17第２項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第２項中「、第９条」とあるのは「、第９条（国会法第102条の17第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

４　第102条の15第３項から第５項までの規定は、行政機関の長が第２項の求めに応じない場合について準用する。

５　情報監視審査会は、第１項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

６　第102条の15第３項から第５項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「その特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあり、並びに同条第５項中「先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

７　情報監視審査会は、第１項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

**第102条の18**　各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

**第102条の19**　第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密又は重要経済安保情報が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密又は重要経済安保情報は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

**第102条の20**　情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

**第102条の21**　この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章　議院と国民及び官庁との関係

**第104条**　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

２　内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

３　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

４　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

**第104条の２**　各議院又は各議院の委員会が前条第１項の規定によりその内容に特定秘密又は重要経済安保情報である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第２項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第３項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長

がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

**第104条の３**　第104条の規定により、その内容に特定秘密又は重要経済安保情報である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章　懲罰

**第121条**　（略）

２　委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

３　（略）

附　則（国会法等の一部を改正する法律）（平成26年法律第86号）

１・２　（略）

（検討）

３　この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

４　情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

５　政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）　　※便宜、項番号を付した。**

**第１条**　各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

**第５条**　各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

２　当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

３　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

４　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

**第５条の２**　各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第１条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）若しくは重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員



であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（特定秘密保護法第３条第１項の規定による指定をいう。）又は重要経済安保情報の指定（重要経済安保情報保護活用法第３条第１項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（特定秘密保護法第３条第１項に規定する行政機関の長又は重要経済安保情報保護活用法第２条第２項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第２項の規定により理由を疎明して同条第１項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第３項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第１項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

**第５条の３**　情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

２　各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

３　前項の場合における特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第５条の３第２項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第２項中「、第10条」とあるのは「、第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第５条の３第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、重要経済安保情報保護活用法第９条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第５条の３第２項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第23条第２項中「、第９条」とあるのは「、第９条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第５条の３第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

４　行政機関の長が第２項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

５　前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密又は重要経済安保情報の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密又は重要経済安保情報の提出をする必要がない。

６　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出をしなければならない。

７　情報監視審査会は、第１項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第５条第１項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

８　第４項から第６項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第４項及び第５項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密

又は重要経済安保情報の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第６項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密又は重要経済安保情報の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

９　情報監視審査会は、第１項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

**第５条の４**　前条の規定により、特定秘密又は重要経済安保情報が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密又は重要経済安保情報は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

**第５条の５**　第１条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密若しくは重要経済安保情報である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

**○参議院規則（昭和22年６月28日議決）（抄）**　　**※便宜、項番号を付した。**

第７章　委員会

第１節　通則

**第37条**　委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

**第38条**　（略）

２　委員の３分の１以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

３　委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。

**第42条の２**　委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

**第42条の３**　委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

２　委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

**第43条**　委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席して、発言することができる。

第５節　特別委員会

**第80条**　特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。

２　委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

３　特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章　会議録

**第156条**　会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。

**第157条**　国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。

**第158条**　発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後５時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とする。

２　会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮りこれを決する。



第13章　国民及び官庁との関係

**第180条の２**　（略）

２　委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。

**第181条**　委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

**第181条の３**　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

２　委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密又は重要経済安保情報については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

３　第１項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第１項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

**第186条**　委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聴くことができる。

２　委員会が参考人の出席（情報通信技術を利用する方法による出席を含むものとする。）を求めるには、議長を経なければならない。

第17章　傍聴

**第224条**　議長は、必要と認めたときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

**第225条**　銃器その他危険なものを持つている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

**第226条**　議長は、取締のため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

**第227条**　傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

**第228条**　傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

**第229条**　傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

**第230条**　秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第18章　懲罰

**第234条**　会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託する。

**第236条**　国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

２　秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

**第237条**　委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

**○参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決、令和７年５月９日最終改正）**

（設置の趣旨）

**第１条**　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下この条において「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下この条において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第18条第１項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第３条第１項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第２条第２項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

**第２条**　情報監視審査会は、８人の委員で組織する。

（委員）

**第３条**　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

２　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

３　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第１項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

**第４条**　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分並びに情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密及び重要経済安保情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

２　第17条第１項（同条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分並びに情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密及び重要経済安保情報について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

**第５条**　委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

２　情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密若しくは重要経済安保情報を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第３条第１項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

**第６条**　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

**第７条**　情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

２　参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

**第８条**　会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

**第９条**　情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

**第10条**　会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

２　参議院規則第38条第２項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第３項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（情報監視審査室）

**第11条**　情報監視審査会は、特定秘密及び重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

**第12条**　情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

（表決）

**第13条**　情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

**第14条**　情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

２　情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

**第15条**　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（議長及び副議長の出席及び発言）

**第16条**　議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

（審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言）

**第17条**　情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事１人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

２　前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事１人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事１人」と、「委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

３　第１項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第１項の規定を準用する。

（特定秘密又は重要経済安保情報を利用し、又は知ることができる者の範囲）

**第18条**　国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第５条の４に規定する議院の議決により定める者は、前２条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

（委員の派遣）

**第19条**　情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

２　参議院規則第180条の２第２項の規定は、委員の派遣について準用する。

（特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示）

**第20条**　情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

（勧告）

**第21条**　情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

２　情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第１項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

（報告書の提出及び公表）

**第22条**　情報監視審査会は、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

２　情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

３　議長は、前２項の報告書を公表するものとする。

（会議の秩序保持）

**第23条**　委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（休憩及び散会）

**第24条**　会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

（懲罰事犯の報告等）

**第25条**　会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

２　情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密若しくは重要経済安保情報を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

３　参議院規則第237条の規定は、前２項の懲罰事犯について準用する。

（傍聴）

**第26条**　情報監視審査会は、傍聴を許さない。

２　前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

３　会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

４　情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

（特定秘密又は重要経済安保情報の保管）

**第27条**　行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密又は重要経済安保情報は、情報監視審査会において保管するものとする。

（特定秘密又は重要経済安保情報の閲覧）

**第28条**　委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密又は重要経済安保情報については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。）をすることができる。

２　前項の規定は、第31条第１項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（会議録）

**第29条**　情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

２　会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第１項の事務局に保存する。

３　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

４　会議録は、各議員には提供しない。



５　前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

６　参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。

**第30条**　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

３　前項の規定は、次条第１項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（事務局）

**第31条**　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長１人その他必要な職員を置く。

３　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

**第32条**　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（準用）

**第33条**　参議院規則第37条、第42条の２から第43条まで、第181条、第186条及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

〔附則省略〕

**○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定、令和２年５月29日最終改正）**

（趣旨）

**第１条**　本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

２　審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

（審査会に提出がされた特定秘密の保護措置）

**第２条**　審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（１）特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内でするもの

（２）審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

（３）特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限

（４）審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育

（５）特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置

（６）特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

（７）特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

（８）前２号に掲げるもののほか、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作

成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
（９）特定秘密の保護の状況の検査
（10）特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
（11）特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置
（12）前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置
（議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置）
**第３条**　行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。
（会長への委任）
**第４条**　本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。
〔附則省略〕

**○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年６月17日参議院情報監視審査会会長決定、令和７年６月４日最終改正）**

目次
第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　特定秘密の提出等（第５条－第12条）
第３章　提出特定秘密の取扱い
第１節　提出特定秘密の保護のための環境整備（第13条－第19条）
第２節　特定秘密文書等の作成等（第20条・第21条）
第３節　特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条－第28条）
第４節　特定秘密文書等の保管等（第29条－第32条）
第５節　検査（第33条）
第６節　紛失時等の措置（第34条）
第４章　議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置（第35条）
第５章　補則（第36条）
附則

第１章　総則
（趣旨）
**第１条**　この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。
（特定秘密の保護に関する業務の管理）
**第２条**　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。
２　事務局長は、その管理する特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
３　事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。



（職員の範囲の制限）
**第３条**　事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員（以下「特定秘密知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。
２　事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。
（保全教育）
**第４条**　事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。
２　前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年１回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
３　事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第１項の教育を受講させるように努めるものとする。

第２章　特定秘密の提出等
（特定秘密の提出等の記録）
**第５条**　事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（以下「提出特定秘密」という。）について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第15条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。
２　提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。
３　提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第１号のとおりとする。
４　情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。
（特定秘密の表示等）
**第６条**　事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等（特定秘密保護法第３条第２項第１号により特定秘密表示（特定秘密保護法施行令第４条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、特定秘密表示をするものとする。
２　特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。
（１）特定秘密である情報を記録する文書又は図画　その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
（２）特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
（３）特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
３　特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただ

し、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

４　特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

５　第２項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第１項第３号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、第２項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

６　前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。

７　第２項第１号又は第３号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

**第７条**　提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第７条第１項第２号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

（２）提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

**第８条**　提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第８条第１号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないよう配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（指定の解除に伴う措置）

**第９条**　提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第10条第１項第２号ロの規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

（２）提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（特定秘密表示の抹消）

**第10条**　第７条第１項第１号及び前条第１項第１号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

（１）特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

（２）特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分



を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

（３）特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

（指定有効期間満了表示）

**第11条**　第７条第１項第１号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

（１）特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

（２）特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

（３）特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

（指定解除表示）

**第12条**　前条の規定は、第９条第１項第１号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

## 第３章　提出特定秘密の取扱い

### 第１節　提出特定秘密の保護のための環境整備

（立入制限）

**第13条**　事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込制限）

**第14条**　事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第３項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込むときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定）１（２）に規定する委員等関係者（同対応要領２（２）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「特定秘密の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

（衛視による措置の要請）

**第15条**　会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第２

項及び前条第３項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

（特定秘密文書等の保管容器等）

**第16条**　特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第１項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第２項及び第４項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

４　前３項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（提出特定秘密の保護のための施設設備）

**第17条**　事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

**第18条**　特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

２　事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

４　特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

**第19条**　事務局長は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

２　事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条第２項において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

３　特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第２号のとおりとする。

４　情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第２節　特定秘密文書等の作成等

（特定秘密文書等の作成）

**第20条**　特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。



（登録番号の表示）

**第21条**　事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

（１）特定秘密である情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示（第６条第３項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

（２）特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第３節　特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

（閲覧の承認等）

**第22条**　参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

２　会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者の氏名等の記載又は記録を受けるなど閲覧の記録を残すものとする。

３　特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。

４　特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

（返却の承認）

**第23条**　提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

（運搬の方法）

**第24条**　提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

２　前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（返却の方法等）

**第25条**　提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者の氏名等の記載又は記録を受けるなど返却の記録を残すものとする。

２　受領書の様式は、別記様式第３号のとおりとする。

３　特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

（文書及び図画の封かん等）

**第26条**　提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の収納等）

**第27条**　提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等の接受）

**第28条**　封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第４節　特定秘密文書等の保管等

（特定秘密文書等の保管）

**第29条**　特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

２　事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

３　特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第４号のとおりとする。

（特定秘密文書等の取扱いの記録）

**第30条**　事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

２　特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第５号のとおりとする。

（廃棄）

**第31条**　特定秘密文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

２　行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

（緊急事態に際しての廃棄）

**第32条**　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

２　前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

３　前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

４　第１項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

５　前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第５節　検査

**第33条**　事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

２　事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

３　前２項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第６節　紛失時等の措置

**第34条**　事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）特定秘密知得職員　当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

（２）特定秘密知得職員以外の職員　当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。



（３）第１号の報告を受けた事務局長　当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

２　会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第４章　議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

**第35条**　行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第５章　補則

**第36条**　この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

〔附則省略〕

〔別記様式第１号～第５号省略〕

**○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和７年６月４日参議院情報監視審査会決定）**

（趣旨）

**第１条**　本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

２　審査会における重要経済安保情報の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに重要経済安保情報保護活用法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

（審査会に提出がされた重要経済安保情報の保護措置）

**第２条**　審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた重要経済安保情報を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（１）重要経済安保情報の提出等の記録の作成及び重要経済安保情報を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が重要経済安保情報であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内でするもの

（２）審査会において重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名

（３）重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲の制限

（４）審査会の事務を行う職員に対する重要経済安保情報の保護に関する教育

（５）重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置

（６）重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

（７）重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

（８）前２号に掲げるもののほか、重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号）第４条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

（９）重要経済安保情報の保護の状況の検査

（10）重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に

際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による重要経済安保情報文書等の廃棄

(11) 重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置

(12) 前各号に掲げるもののほか、重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして会長が定める措置

（議院等に提出され審査会において保管する重要経済安保情報の保護措置）

**第３条**　行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する重要経済安保情報の保護については、前条の規定の例によるものとする。

（会長への委任）

**第４条**　本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

〔附則省略〕

**○参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護要綱（令和７年６月４日参議院情報監視審査会会長決定）**

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　重要経済安保情報の提出等（第５条－第12条）
第３章　提出重要経済安保情報の取扱い
第１節　提出重要経済安保情報の保護のための環境整備（第13条－第19条）
第２節　重要経済安保情報文書等の作成等（第20条・第21条）
第３節　重要経済安保情報文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条－第28条）
第４節　重要経済安保情報文書等の保管等（第29条－第32条）
第５節　検査（第33条）
第６節　紛失時等の措置（第34条）
第４章　議院等に提出され審査会において保管する重要経済安保情報の保護措置（第35条）
第５章　補則（第36条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和７年６月４日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（重要経済安保情報の保護に関する業務の管理）

**第２条**　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

２　事務局長は、その管理する重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。）第４条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

３　事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

（職員の範囲の制限）



**第３条**　事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において重要経済安保情報を知ることができる職員（以下「重要経済安保情報知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

２　事務局長は、前項の重要経済安保情報知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

**第４条**　事務局長は、重要経済安保情報知得職員に対し、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

２　前項の教育は、重要経済安保情報知得職員が少なくとも年１回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

３　事務局長は、新たに重要経済安保情報知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第１項の教育を受講させるように努めるものとする。

第２章　重要経済安保情報の提出等

（重要経済安保情報の提出等の記録）

**第５条**　事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた重要経済安保情報（以下「提出重要経済安保情報」という。）について、提出重要経済安保情報管理簿に、重要経済安保情報の提出者及び提出の年月日並びに重要経済安保情報保護活用法施行令第13条の規定により通知される当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

２　提出重要経済安保情報管理簿は、事務局長が管理するものとする。

３　提出重要経済安保情報管理簿の様式は、別記様式第１号のとおりとする。

４　情報の保護上、特段の必要がある提出重要経済安保情報に係る提出重要経済安保情報管理簿は、他の提出重要経済安保情報に係る提出重要経済安保情報管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出重要経済安保情報管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報の表示等）

**第６条**　事務局長は、提出重要経済安保情報に係る重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報保護活用法第３条第２項第１号により重要経済安保情報表示（重要経済安保情報保護活用法施行令第４条に規定する重要経済安保情報表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、重要経済安保情報表示をするものとする。

２　重要経済安保情報表示は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

（１）重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画　その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

（２）重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

（３）重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件　その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

３　重要経済安保情報表示を重要経済安保情報を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に重要経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。

４　重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、重要経済安保情報表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

５　第２項の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第１項第３号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、重要経済安保情報表示に加え、第２項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

６　前項本文の規定にかかわらず、当該重要経済安保情報文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、同項本文の規定による表示をすることを要しない。

７　第２項第１号又は第３号に定めるところにより行う重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

**第７条**　提出重要経済安保情報について、行政機関の長から重要経済安保情報保護活用法施行令第７条第１項第２号ロの規定により当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

（２）提出重要経済安保情報管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧重要経済安保情報文書等が重要経済安保情報以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

**第８条**　提出重要経済安保情報について、行政機関の長から重要経済安保情報保護活用法施行令第８条第１号の規定により当該重要経済安保情報の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出重要経済安保情報管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該重要経済安保情報の適切な保護に支障を生じないよう配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（指定の解除に伴う措置）

**第９条**　提出重要経済安保情報について、行政機関の長から重要経済安保情報保護活用法施行令第10条第１項第２号の規定により当該重要経済安保情報の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

（２）提出重要経済安保情報管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧重要経済安保情報文書等が重要経済安保情報以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。



（重要経済安保情報表示の抹消）

**第10条**　第７条第１項第１号及び前条第１項第１号の重要経済安保情報表示の抹消は、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

（１）重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画　重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

（２）重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

（３）重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件　刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

（指定有効期間満了表示）

**第11条**　第７条第１項第１号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

（１）重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画　抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

（２）重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

（３）重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件　抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

（指定解除表示）

**第12条**　前条の規定は、第９条第１項第１号の指定解除表示について準用する。この場合において、「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。

## 第３章　提出重要経済安保情報の取扱い

### 第１節　提出重要経済安保情報の保護のための環境整備

（立入制限）

**第13条**　事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出重要経済安保情報が取り扱われる場所について、提出重要経済安保情報を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込制限）

**第14条**　事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第３項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込むときは、この限りでない。

２　前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者

への対応要領（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定）１（２）に規定する委員等関係者（同対応要領２（２）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「重要経済安保情報の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

（衛視による措置の要請）

**第15条**　会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第２項及び前条第３項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

（重要経済安保情報文書等の保管容器等）

**第16条**　重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第１項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第２項及び第４項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出重要経済安保情報を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

４　前３項の規定によることができない場合における重要経済安保情報文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（提出重要経済安保情報の保護のための施設設備）

**第17条**　事務局長は、前条に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（提出重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

**第18条**　重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、重要経済安保情報知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

２　事務局長は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、重要経済安保情報知得職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

４　重要経済安保情報知得職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等管理簿）

**第19条**　事務局長は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「重要経済安保情報文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

２　事務局長は、重要経済安保情報文書等について、提出重要経済安保情報の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号（重要経済安保情報文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条第２項において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を重要経済安保情報文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

３　重要経済安保情報文書等管理簿の様式は、別記様式第２号のとおりとする。

４　情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿は、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該重要経済安保情報文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第２節　重要経済安保情報文書等の作成等

（重要経済安保情報文書等の作成）

**第20条**　重要経済安保情報文書等の作成をするときは、作成をする重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

**第21条**　事務局長は、次の各号に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

（１）重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画　重要経済安保情報表示（第６条第３項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

（２）重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第３節　重要経済安保情報文書等の閲覧、返却、運搬等

（閲覧の承認等）

**第22条**　参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）第28条の規定により重要経済安保情報文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

２　会長の承認を得た者が重要経済安保情報文書等の閲覧をするときは、事務局長は、重要経済安保情報文書等管理簿に、当該閲覧をする者の氏名等の記載又は記録を受けるなど閲覧の記録を残すものとする。

３　重要経済安保情報文書等の閲覧は、重要経済安保情報知得職員（当該重要経済安保情報文書等を閲覧する者以外の重要経済安保情報知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。

４　重要経済安保情報文書等の閲覧に当たっては、当該重要経済安保情報の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

（返却の承認）

**第23条**　提出重要経済安保情報を返却するため、行政機関の長が提出をした重要経済安保情報文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

（運搬の方法）

**第24条**　提出重要経済安保情報を返却するために行う重要経済安保情報文書等の運搬は、当該重要経済安保情報文書等に記録し、又は化体された重要経済安保情報に係る重要経済安保情報知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

２　前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（返却の方法等）

**第25条**　提出重要経済安保情報を返却するため、重要経済安保情報文書等を交付するときは、受領書又は重要経済安保情報文書等管理簿に、当該重要経済安保情報文書等の提出をした行政機関の長又はそ

令和８年10月16日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

の指名した重要経済安保情報保護活用法第11条第１項若しくは第２項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者の氏名等の記載又は記録を受けるなど返却の記録を残すものとする。

２　受領書の様式は、別記様式第３号のとおりとする。

３　重要経済安保情報文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

（文書及び図画の封かん等）

**第26条**　提出重要経済安保情報を返却するため、重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報知得職員が携行する場合で事務局長が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の収納等）

**第27条**　提出重要経済安保情報を返却するため、重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（重要経済安保情報文書等の接受）

**第28条**　封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名した重要経済安保情報知得職員でなければ開封してはならない。

第４節　重要経済安保情報文書等の保管等

（重要経済安保情報文書等の保管）

**第29条**　重要経済安保情報文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出重要経済安保情報を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

２　事務局長は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する重要経済安保情報文書等保管管理簿を作成するものとする。

３　重要経済安保情報文書等保管管理簿の様式は、別記様式第４号のとおりとする。

（重要経済安保情報文書等の取扱いの記録）

**第30条**　事務局長は、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を重要経済安保情報文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

２　重要経済安保情報文書等取扱簿の様式は、別記様式第５号のとおりとする。

（廃棄）

**第31条**　重要経済安保情報文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する重要経済安保情報知得職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該重要経済安保情報文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

２　行政機関の長が提出した重要経済安保情報文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

（緊急事態に際しての廃棄）

**第32条**　重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

２　前項に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

３　前項ただし書の場合においては、重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

４　第１項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。



５　前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第５節　検査

**第33条**　事務局長は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

２　事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

３　前２項の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第６節　紛失時等の措置

**第34条**　事務局長及び事務局の職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）重要経済安保情報知得職員　当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

（２）重要経済安保情報知得職員以外の職員　当該事故の内容を重要経済安保情報知得職員に報告すること。

（３）第１号の報告を受けた事務局長　当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る重要経済安保情報の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る重要経済安保情報が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

２　会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第４章　議院等に提出され審査会において保管する重要経済安保情報の保護措置

**第35条**　行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する重要経済安保情報の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第５章　補則

**第36条**　この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

〔附則省略〕

〔別記様式第１号～第５号省略〕

**○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定、令和７年６月４日最終改正）**

（趣旨）

**第１条**　本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

２　審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法（昭和22年法律第79号）及び参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決。以下「審査会規程」という。）に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

（速記、校閲及び編集）

**第２条**　審査会の会議録（議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。）を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が、情報監視審査室（以下「審査室」という。）において行わなければならない。

（会議の音声の録音）

**第３条**　事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

（発言の取消し）

**第４条**　審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における発言中に不穏当な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めたときは、審査会の委員、審査会において発言した者（以下「発言者」という。）及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。

３　前項の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記させてはならない。

４　審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。

５　前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。

（発言の訂正）

**第５条**　発言者は、審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後５時までに、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

２　発言者は、審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。

３　前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

（会議録の原本の作成）

**第６条**　審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

（会議録への署名）

**第７条**　審査会規程第29条第２項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

（会議録の保存等）

**第８条**　審査会の会議録及び会議録データ（会議録の内容を記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

２　前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

（会議録関係文書等の保管、廃棄等）

**第９条**　審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第３条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

２　前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。



（閲覧）

**第10条**　審査会規程第30条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

２　前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員（当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

３　第１項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

（会議録の副本）

**第10条の２**　審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

２　副本には、副本である旨を表示する。

３　審査会の会議録の原本に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。）又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。第11条において同じ。）である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。

４　副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。

５　副本（副本の会議録データを含む。）は、必要ないものと会長が認めたときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

（未定稿会議録）

**第10条の３**　審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録（審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。）１部を作成する。

２　未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。

３　未定稿会議録の閲覧については、第４条第２項及び第５条第２項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。

４　未定稿会議録（未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。）は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

５　未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

（特定秘密又は重要経済安保情報を含む会議録等の取扱い）

**第11条**　審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第３条の規定により作成された録音データ（以下この条において「審査会の会議録等」という。）が行政機関の長から審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を含む特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。）又は行政機関の長から審査会に提出され、若しくは提示された重要経済安保情報を含む重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号）第４条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。）である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定）又は参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和７年６月４日参議院情報監視審査会決定）に定めるところによる。

（傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等）

**第12条**　議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第１条第２項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

（会長への委任）

第13条　本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。
〔附則省略〕

**○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領（平成27年８月31日参議院情報監視審査会会長決定、令和７年６月４日最終改正）**

１　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限る。）を参考にするなどし、審査会の事務局（以下「事務局」という。）が案を作成するものとする。

２　１により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。

（１）確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。

（２）会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査室で行うこと。

（３）確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限って会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。

（４）事務局は、確認を行った政府職員の氏名等の記載又は記録を受けるなど、該当部分について政府側の確認があった旨の記録を作成すること。

３　会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、１により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。

４　この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。
〔附則省略〕

**○秘密保全の「申合せ」（令和７年６月４日参議院情報監視審査会運営協議会合意）**

１　会議の内容の非公表

（１）参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）及び審査会の委員（以下「委員」という。）は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。

（２）会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。

（３）会長が会議の概要を公表するときは、（１）及び（２）に従って行わなければならない。

２　要保秘文書の取扱い

（１）要保秘文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。

ア　審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書（特定秘密、重要経済安保情報その他の情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。）

イ　傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ

（２）保管等

ア　要保秘文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、（１）イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。

イ　アの保管場所の鍵は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。



（３）閲覧

要保秘文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内（（１）イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。）で行わなければならない。

（４）複製・転記の禁止

要保秘文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

（５）廃棄

要保秘文書の廃棄は、当該要保秘文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

（６）指定の解除

ア　会長は、（１）アの要保秘文書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘文書の指定を解除するものとする。

イ　委員は、理由を示して、会長がアによって（１）アの要保秘文書の指定を解除するよう求めることができる。

３　参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

４　事案発生時の対処

（１）要保秘文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他２（１）ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。

（２）（１）に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

※　１　会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。

２　会長は、参議院情報監視審査会規程第４条第２項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

**○不開示情報の「申合せ」（令和７年６月４日参議院情報監視審査会運営協議会合意）**

１　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密及び重要経済安保情報以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。）が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。

２　審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。

３　当該情報が内容に含まれる文書等（電磁的記録を含む。）の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

**○委員会又は調査会が特定秘密又は重要経済安保情報の提供を受ける場合の保護措置に関する申合せ（令和７年５月16日参議院議院運営委員会理事会合意）**

委員会又は調査会が特定秘密又は重要経済安保情報の提供を受ける場合には、以下の保護措置を講ずることとする。

一、当該委員会は情報監視審査会の協力を求め、情報監視審査室を使用し、出席する職員についても情

報監視審査会事務局職員が兼務することとする。
一、情報監視審査室への携帯型情報通信・記録機器の持込みは禁止する。
一、当該委員会は秘密会とし、委員以外の議員の傍聴は認めないこととする。
　なお、特に秘密を要する部分については、提供する会議録に掲載しない旨の決議を行うものとする。
一、当該委員会は、決議その他の適当な方法により、提出され又は提示された特定秘密又は重要経済安保情報について、他に漏らさないことを表明するものとする。
一、当該委員会に出席する委員が特定秘密又は重要経済安保情報に関する情報についてメモを取ることを禁止する。また、特定秘密又は重要経済安保情報に関する資料については、全て回収するものとする。
一、当該委員会出席者の名簿を作成し、入退室を記録する。
一、上記のほか、必要に応じてその他の情報監視審査会の協力を求める等、当該委員会は追加的な保護措置を講ずることができる。
　なお、当該委員会に出席する委員は、情報監視審査室の場所、仕様等について、他に漏らさないものとする。

**○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定、令和７年６月４日最終改正）**

目次
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　委員会等提出特定秘密の取扱い
　第１節　委員会等提出特定秘密文書等の保管等（第３条－第５条）
　第２節　検査（第６条）
　第３節　緊急事態及び紛失時等における措置（第７条・第８条）
第３章　その他（第９条－第11条）
附則

　第１章　総則
（趣旨）
**第１条**　この要綱は、委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。第９条第２項において「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。第９条第１項において同じ。）（以下「委員会等提出特定秘密」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。
（委員会等提出特定秘密の保護に関する業務の管理）
**第２条**　委員会等提出特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。
２　事務局長は、その管理する委員会等提出特定秘密文書等（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。）のうち、委員会等提出特定秘密に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。
３　事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。
　第２章　委員会等提出特定秘密の取扱い



　第１節　委員会等提出特定秘密文書等の保管等
（委員会等提出特定秘密文書等の保管）
**第３条**　委員会等提出特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
２　委員会等提出特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
３　委員会等提出特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。
４　前３項の規定にかかわらず、委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。
５　前各項の規定によることができない場合における委員会等提出特定秘密文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。
**第４条**　委員会等提出特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。
２　事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。
３　委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年６月17日参議院情報監視審査会会長決定。次条第１項において「審査会特定秘密保護要綱」という。）第29条第２項に規定する特定秘密文書等保管管理簿（次条第２項において「審査会特定秘密文書等保管管理簿」という。）の様式に準ずるものとする。
４　前条第４項及び第５項の規定は、委員会等提出特定秘密文書等の保管場所の細目について準用する。
（委員会等提出特定秘密文書等の分別管理等）
**第５条**　委員会等提出特定秘密文書等の保管に当たっては、委員会等提出特定秘密の適切な保護のため、審査会特定秘密保護要綱第５条第１項に規定する提出特定秘密に係る特定秘密文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等と分別して管理するものとする。
２　前条第２項の規定により作成する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿は、審査会特定秘密文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。
　第２節　検査
**第６条**　事務局長は、委員会等提出特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。
２　事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。
３　前２項の検査においては、委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第１項及び第２項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第３節　緊急事態及び紛失時等における措置

（緊急事態に際しての廃棄）

**第７条**　委員会等提出特定秘密文書等の奪取その他委員会等提出特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該委員会等提出特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、委員会等提出特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

３　第１項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出特定秘密文書等の概要、委員会等提出特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

４　前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第１項の委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

（紛失時等の措置）

**第８条**　事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出特定秘密文書等の紛失、委員会等提出特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）事務局の職員　当該事故の内容を事務局長に報告すること。

（２）事務局長　当該事故の内容を会長に報告すること。

２　会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に関係する委員会等の委員長等に報告するものとする。

第３章　その他

（特定秘密の保護措置への支障等を防ぐための措置）

**第９条**　事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる特定秘密の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出特定秘密の保護に関する業務（第７条及び前条の措置を講ずる場合を除く。）を行うときには、当該委員会等提出特定秘密の漏えいを防ぐため、国会法第104条の３（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）、議院証言法第５条の５又は参議院規則第181条の３第３項において準用する同条第２項（同規則第80条の８第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該委員会等提出特定秘密を利用し、若しくは知ることができるものとされ、又は閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

（準用等）

**第10条**　この要綱の規定は、委員会等が作成した特定秘密文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

２　委員会等がその審査若しくは調査において提出を受けた報告若しくは記録又は委員会等が作成した文書その他これに類するもの（特定秘密文書等及び重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号）第４条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。）を除く。）のうち、不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条に規定する不開示情報をいう。）を含むことその他の理由により当該委員会等の委員長等が秘密保全を要するものと認めたもので、かつ、会長が指定したもの（次項において「委員会等要管理文書等」という。）の取扱いは、委員会等提出特定秘密文書等の取扱いに準じて行うものとする。

３　前２項の会長による指定は、第１項の特定秘密文書等を作成した委員会等又は前項の委員会等要管理文書等に関係する委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。

（補則）

**第11条**　この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出特定秘密その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の委員長等の協議を経て、会長が定める。

〔附則省略〕

**○委員会又は調査会が提出を受けた重要経済安保情報の保護要綱（令和７年６月４日参議院情報監視審査会会長決定）**

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　委員会等提出重要経済安保情報の取扱い
第１節　委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管等（第３条－第５条）
第２節　検査（第６条）
第３節　緊急事態及び紛失時等における措置（第７条・第８条）
第３章　その他（第９条－第11条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。第９条第２項において「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和６年法律第27号）第３条第１項に規定する重要経済安保情報をいう。第９条第１項において同じ。）（以下「委員会等提出重要経済安保情報」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護に関する件（令和７年６月４日参議院情報監視審査会決定）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（委員会等提出重要経済安保情報の保護に関する業務の管理）

**第２条**　委員会等提出重要経済安保情報の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

２　事務局長は、その管理する委員会等提出重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報文書等（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和７年政令第26号）第４条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。）のうち、委員会等提出重要経済安保情報に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。

３　事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

第２章　委員会等提出重要経済安保情報の取扱い

第１節　委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管等

（委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管）

**第３条**　委員会等提出重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金

庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　委員会等提出重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出重要経済安保情報文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　委員会等提出重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

４　前３項の規定にかかわらず、委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出重要経済安保情報に係る委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。

５　前各項の規定によることができない場合における委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出重要経済安保情報文書等に係る委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。

**第４条**　委員会等提出重要経済安保情報文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出重要経済安保情報文書等に係る委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

２　事務局長は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿を作成するものとする。

３　委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における重要経済安保情報の保護要綱（令和７年６月４日参議院情報監視審査会会長決定。次条第１項において「審査会重要経済安保情報保護要綱」という。）第29条第２項に規定する重要経済安保情報文書等保管管理簿（次条第２項において「審査会重要経済安保情報文書等保管管理簿」という。）の様式に準ずるものとする。

４　前条第４項及び第５項の規定は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管場所の細目について準用する。

（委員会等提出重要経済安保情報文書等の分別管理等）

**第５条**　委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管に当たっては、委員会等提出重要経済安保情報の適切な保護のため、審査会重要経済安保情報保護要綱第５条第１項に規定する提出重要経済安保情報に係る重要経済安保情報文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出重要経済安保情報に係る委員会等提出重要経済安保情報文書等と分別して管理するものとする。

２　前条第２項の規定により作成する委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿は、審査会重要経済安保情報文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出重要経済安保情報文書等に係る委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。

第２節　検査

**第６条**　事務局長は、委員会等提出重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

２　事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

３　前２項の検査においては、委員会等提出重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。



４　第１項及び第２項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第１項及び第２項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第３節　緊急事態及び紛失時等における措置

（緊急事態に際しての廃棄）

**第７条**　委員会等提出重要経済安保情報文書等の奪取その他委員会等提出重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該委員会等提出重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、委員会等提出重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

３　第１項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出重要経済安保情報文書等の概要、委員会等提出重要経済安保情報の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

４　前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第１項の委員会等提出重要経済安保情報の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

（紛失時等の措置）

**第８条**　事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の紛失、委員会等提出重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）事務局の職員　当該事故の内容を事務局長に報告すること。

（２）事務局長　当該事故の内容を会長に報告すること。

２　会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に関係する委員会等の委員長等に報告するものとする。

第３章　その他

（重要経済安保情報の保護措置への支障等を防ぐための措置）

**第９条**　事務局長は、委員会等提出重要経済安保情報文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる重要経済安保情報の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出重要経済安保情報の保護に関する業務（第７条及び前条の措置を講ずる場合を除く。）を行うときには、当該委員会等提出重要経済安保情報の漏えいを防ぐため、国会法第104条の３（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）、議院証言法第５条の５又は参議院規則第181条の３第３項において準用する同条第２項（同規則第80条の８第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該委員会等提出重要経済安保情報を利用し、若しくは知ることができるものとされ、又は閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

（準用等）

**第10条**　この要綱の規定は、委員会等が作成した重要経済安保情報文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

２　前項の会長による指定は、同項の重要経済安保情報文書等を作成した委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。

（補則）

**第11条**　この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出重要経済安保情報その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の

委員長等の協議を経て、会長が定める。
〔附則省略〕

**○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）**

第２章　特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

**第３条**　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第４号及び第５号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第１号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第２項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

２・３　（略）

第３章　特定秘密の提供

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

**第10条**　第４条第５項、第６条から前条まで及び第18条第４項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第４号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　（略）

二～四　（略）

２・３　（略）

第５章　適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

**第12条**　行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第５条第４項若しくは第８条第１項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第１項の規定による通知をした日から５年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第１項の規定による通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２～４　（略）

第６章　雑則

（特定秘密の指定等の運用基準等）

**第18条**　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

２　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

３　内閣総理大臣は、毎年、第１項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

４　（略）

（国会への報告等）

**第19条**　政府は、毎年、前条第３項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

第７章　罰則

**第23条**　特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

２　第４条第５項、第９条、第10条又は第18条第４項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、５年以下の拘禁刑に処し、又は情状により５年以下の拘禁刑及び500万円以下の罰金に処する。第10条第１項第１号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

３　前２項の罪の未遂は、罰する。

４　過失により第１項の罪を犯した者は、２年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

５　過失により第２項の罪を犯した者は、１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

**第24条**　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により10年以下の拘禁刑及び1,000万円以下の罰金に処する。

２　前項の罪の未遂は、罰する。

３　前２項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

**第25条**　第23条第１項又は前条第１項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、５年以下の拘禁刑に処する。

２　第23条第２項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、３年以下の拘禁刑に処する。

**第26条**　第23条第３項若しくは第24条第２項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第１項若しくは第２項若しくは第24条第１項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

**第27条**　第23条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

２　第24条及び第25条の罪は、刑法第２条の例に従う。

附　則

（国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

**第10条**　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第３条、第５条－第９条関係）

一　防衛に関する事項

イ～ヌ　（略）

二　外交に関する事項

イ～ホ　（略）

三　特定有害活動の防止に関する事項

イ～ニ　（略）

四　テロリズムの防止に関する事項

イ～ニ　（略）

**○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令６法27）（抄）**

第１章　総則

（定義）

**第２条**　（略）

２　（略）

３　この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいう。

４　この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいう。

一　外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究

二　重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

三　第１号の措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報

四　前２号に掲げる情報の収集整理又はその能力

第２章　重要経済安保情報の指定等

（重要経済安保情報の指定）

**第３条**　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

２・３　（略）



第３章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供）

**第９条**　第４条第５項、前３条、次条第１項及び第18条第４項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。

一　重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第４号までに掲げる場合を除く。）であって、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　（略）

二～四　（略）

２　（略）

第４章　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

**第10条**　重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第４項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、第６条第１項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

２～７　（略）

第６章　適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

**第12条**　行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第10条第１項若しくは第２項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの

イ　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第３号において「直近適性評価認定者」と

いう。）のうち、当該適性評価に係る次条第１項の規定による評価対象者への通知があった日から10年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

ロ　当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第１項の規定による通知があった日から５年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第１項の規定による評価対象者への通知があった日から10年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあっては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第13条第１項の規定による通知があった日から５年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三　直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２・３　（略）

４　行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第７項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。

５～８　（略）

第７章　雑則

（重要経済安保情報の指定等の運用基準等）

**第18条**　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。以下同じ。）に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

２　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

３　内閣総理大臣は、毎年、第１項の基準に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

４　（略）

（国会への報告等）

**第19条**　政府は、毎年、前条第３項の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

第８章　罰則

**第23条**　重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、５年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

２　第４条第５項、第８条、第９条、第10条第５項若しくは第６項又は第18条第４項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、３年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第９条第１項第１号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。



３　前２項の罪の未遂は、罰する。

４　過失により第１項の罪を犯した者は、１年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

５　過失により第２項の罪を犯した者は、６月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

**第24条**　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、５年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　前項の罪の未遂は、罰する。

３　前２項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

**第25条**　第23条第１項又は前条第１項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

２　第23条第２項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、２年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

**第26条**　第23条第３項若しくは第24条第２項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第23条第１項若しくは第２項若しくは第24条第１項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

**第27条**　第23条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

２　第24条及び第25条の罪は、刑法第２条の例に従う。

附　則

（国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

**第10条**　国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇八名

青木　一彦君　浅尾慶一郎君　阿達　雅志君　生稲　晃子君　石井　浩郎君　石井　準一君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　岩本　剛人君　上野　通子君　江島　潔君　岡田　直樹君　越智　俊之君　梶原　大介君　片山さつき君　かまやち敏君　北村　経夫君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　中西　祐介君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　永井　学君　西田　昌司君　野上浩太郎君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　柴　愼一君　高木　真理君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　田名部匡代君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　北村　晴男君　尾辻　朋実君　ながえ孝子君　福山　哲郎君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安野　貴博君　齊藤健一郎君　平山佐知子君　望月　良男君

反対者氏名　三二名

安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　伊勢崎賢治君　奥田ふみよ君　天畠　大輔君　伊波　洋一君　福島みずほ君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　大島九州男君　木村　英子君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　ラサール石井君

日程第二　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一四六名

青木　一彦君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　阿達　雅志君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　井上　義行君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　いんどう周作君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　大家　敏志君　岡田　直樹君　小川　克巳君　越智　俊之君　小野田紀美君　梶原　大介君　加田　裕之君　片山さつき君　加藤　明良君　かまやち敏君　神谷　政幸君　北村　経夫君　見坂　茂範君　上月　良祐君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　小林　一大君　小林孝一郎君　こやり隆史君　酒井　庸行君　櫻井　充君　佐藤　啓君　自見はなこ君　清水　真人君　進藤金日子君　末松　信介君　鈴木　大地君　鈴木　宗男君　高橋　克法君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　出川　桃子君　寺田　静君　友納　理緒君　永井　学君　中西　祐介君　西田　昌司君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　舟山　康江君　山田　吉彦君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　北村　晴男君　尾辻　朋実君　平山佐知子君　水野　孝一君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安野　貴博君　齊藤健一郎君　望月　良男君　村田　亨子君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　三浦　信祐君　横山　信一君　安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　伊勢崎賢治君　奥田ふみよ君　天畠　大輔君　伊波　洋一君　福島みずほ君　ながえ孝子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　山添　拓君　大島九州男君　木村　英子君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　ラサール石井君　福山　哲郎君

反対者氏名　九四名

青木　愛君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　泉　房穂君　打越さく良君　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　郡山りょう君　古賀　千景君　古賀　之士君　小島とも子君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　柴　愼一君　杉尾　秀哉君　高木　真理君　田島麻衣子君　田名部匡代君　辻元　清美君　徳永　エリ君　長浜　博行君　羽田　次郎君　広田　一君　福士　珠美君　牧山ひろえ君　三上　えり君　水岡　俊一君

日程第三　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三五名

青木　一彦君　赤松　健君　馬場　成志君　東野　秀樹君　森本　真治君　松沢　成文君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　福岡　資麿君　福山　守君　横沢　高徳君　安達　悠司君
阿達　雅志君　有村　治子君　藤井　一博君　藤川　政人君　吉田　忠智君　岩本　麻奈君
生稲　晃子君　石井　準一君　藤木　眞也君　船橋　利実君　足立　康史君　大津　力君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　古川　俊治君　星　北斗君　伊藤　孝恵君　後藤　翔太君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　堀井　巌君　本田　顕子君　牛田　茉友君　塩入　清香君
猪口　邦子君　今井絵理子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　奥村　祥大君　中田　優子君
岩本　剛人君　いんどう周作君　松川　るい君　松下　新平君　かごしま彰宏君　松田　学君
上野　通子君　臼井　正一君　松村　祥史君　松山　政司君　小林さやか君　山中　泉君
江島　潔君　大家　敏志君　三原じゅん子君　宮沢　洋一君　榛葉賀津也君　岩渕　友君
岡田　直樹君　小川　克巳君　宮本　和宏君　宮本　周司君　田村　まみ君　小池　晃君
越智　俊之君　小野田紀美君　森　まさこ君　山下　雄平君　庭田　幸恵君　大門実紀史君
梶原　大介君　加田　裕之君　山田　太郎君　山田　宏君　浜口　誠君　山添　拓君
片山さつき君　加藤　明良君　山谷えり子君　山本　啓介君　原田　秀一君　百田　尚樹君
かまやち敏君　神谷　政幸君　山本佐知子君　山本　順三君　舟山　康江君　高良　沙哉君
北村　経夫君　見坂　茂範君　吉井　章君　若井　敦子君　水野　孝一君　安野　貴博君
古庄　玄知君　古賀友一郎君　若林　洋平君　脇　雅昭君　秋野　公造君　尾辻　朋実君
小林　一大君　小林　鷹君　渡辺　猛之君　青木　愛君　伊藤　孝江君　福島みずほ君
小林孝一郎君　こやり隆史君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　上田　勇君　ラサール石井君
酒井　庸行君　櫻井　充君　泉　房穂君　打越さく良君　川村　雄大君　ながえ孝子君
佐藤　啓君　自見はなこ君　小沢　雅仁君　鬼木　誠君　窪田　哲也君　福山　哲郎君
清水　真人君　進藤金日子君　勝部　賢志君　岸　真紀子君　里見　隆治君
末松　信介君　鈴木　大地君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　杉　久武君
鈴木　宗男君　高橋　克法君　郡山りょう君　古賀　千景君　竹内　真二君
高橋はるみ君　滝波　宏文君　古賀　之士君　小島とも子君　谷合　正明君
出川　桃子君　寺田　静君　小西　洋之君　斎藤　嘉隆君　西田　実仁君
友納　理緒君　永井　学君　塩村あやか君　柴　愼一君　平木　大作君
中西　祐介君　西田　昌司君　杉尾　秀哉君　高木　真理君　宮崎　勝君
西田　英範君　野上浩太郎君　田島麻衣子君　田名部匡代君　横山　信一君
野村　哲郎君　橋本　聖子君　辻元　清美君　徳永　エリ君　浅田　均君
長谷川　岳君　長谷川英晴君　長浜　博行君　羽田　次郎君　石井　苗子君
　　　　　　　　　　　　　広田　一君　福士　珠美君　猪瀬　直樹君
　　　　　　　　　　　　　牧山ひろえ君　三上　えり君　上野ほたる君
　　　　　　　　　　　　　水岡　俊一君　村田　享子君　岡崎　太君
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　片山　大介君
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　串田　誠一君
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柴田　巧君
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高木かおり君
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新実　彰平君

反対者氏名　五名

伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君